クァドランテ［四分儀］

地域・文化・位置のための総合雑誌

No.28

QUADRANTE



ISSN 2434-9232

2026年3月

東京外国語大学海外事情研究所

Quadrante

クァドランテ　［四分儀］

地域・文化・位置のための総合雑誌

Areas, Cultures and Positions

No. 28

2026年3月

東京外国語大学海外事情研究所

目　次

小特集Ⅰ：米谷匡史先生追悼

米谷匡史さんを偲ぶ特集をくんで　大川正彦　9
米谷さんの笑顔　野本京子　11
米谷匡史先生を偲んで　吉田ゆり子　13
米谷さんへの言葉　岩崎稔　15
米谷匡史さんを失って知ったこと　中野敏男　17
米谷匡史　業績一覧　23

小特集Ⅱ：金七紀男先生追悼

金七紀男先生追悼小特集にあたって　古川高子　41
金七紀男先生を悼んで　立石博高　43
こんな時には大根とイワシの……――金七先生の思い出――　鈴木茂　47
金七紀男先生ご逝去の報に接して　疇谷憲洋　53

小特集Ⅲ：合評会『継続する植民地主義の思想史』

『継続する植民地主義の思想史』合評会に寄せる私記
――「まえがき」に代えて――　川本隆史　57
「継続する植民地主義」の〈始まり〉
――中野敏男『継続する植民地主義の思想史』を「理解」するために――　阪本尚文　63
中野敏男『継続する植民地主義の思想史』雑感　苅部直　75
中野敏男氏の思想史方法論をめぐって　――排除と隠蔽への視線――　渡辺恭彦　79
中野さんの本から刺激を受けて。多方向的記憶に向けて　三島憲一　85
リプライ
――『継続する植民地主義の思想史』合評会での書評に応答する――　中野敏男　95

小特集Ⅳ：リテロ＝グラフィカシーから関係諸学を縫合する――問題提起と現状報告――

（第 74 回日本西洋史学会・小シンポジウム 3（東京外国語大学、2024 年 5 月 19 日））
主旨説明　リテロ＝グラフィカシーから関係諸学を縫合する
――問題提起と現状報告――　千葉敏之　107
基調報告　モノグラムからリテロ＝グラフィカシーへ　千葉敏之　111
カロリング期の綴字型視覚記号
――文字の視覚的表現の展開とモノグラムの遍在――　菊地重仁　131
中・後期ビザンツのリテロ＝グラフィカシー
――印章モノグラムとイコンを題材に――　草生久嗣　147
教皇権威をデザインする
――中世教皇文書におけるロタとベネ・ウァレーテ――　藤崎衛　161
モノグラムから署名へ？
――カペー・ヴァロワ朝期の綴字型視覚記号の位相――　加藤玄　173
日本中世のリテロ＝グラフィカシー　――花押を中心に――　高橋一樹　197
ロマネスク聖堂におけるクリスモンと巣ごもり文字　金沢百枝　207

論文
残酷さ、不正義の感覚、約束 ──ジュディス・シュクラーの
〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の厚みと拡がり── 大川正彦 217
「外国人の人権」を問い直す多重のナラティブ
──飯尾憲士「崔乙順の上申書」論── 鞠承仁 243

書評論文
中国における高齢者ケアの外部化と家族倫理の再編
──Rose K. Keimig, *Growing Old in a New China* 書評── 大竹美由紀 267

研究ノート
ヴァイマル期ドイツにおける社会的弱者と社会回勅
──『クァドラジェジモ・アンノ』の分析より── 照井美優 281

翻訳
セルゲイ・アバシン著「現代中央アジアにおける民族と紛争」 （翻訳）矢崎未來 295

執筆者一覧・編集後記 315

Table of Contents

Featured Topic I: Memorial Writings for Professor YONETANI Masafumi

In Memories of Professor YONETANI Masafumi — OKAWA Masahiko 9
NOMOTO Kyoko 11
YOSHIDA Yuriko 13
IWASAKI Minoru 15
NAKANO Toshio 17

List of Works of YONETANI Masafumi 23

Featured Topic II: Memorial Writings for Professor KINSHICHI Norio

In Memories of Professor KINSHICHI Norio — FURUKAWA Takako 41
TATEISHI Hirotaka 43
SUZUKI Shigeru 47
KUROTANI Norihiro 53

Featured Topic III: Joint Book Review

An introductory note on the review meeting for *Histories of Thought under Persistent Colonialism* by NAKANO Toshio — KAWAMOTO Takashi 57

The 'Beginning' of 'Persistent Colonialism': Understanding Toshio Nakano's *Histories of Thought under Persistent Colonialism* — SAKAMOTO Naofumi 63

Reading *Histories of Thought under Persistent Colonialism* — KARUBE Tadashi 75

Concerning Nakano's methodology of the history of thought: Focusing on the exclusion and the concealment — WATANABE Yasuhiko 79

Inspired by the new publication of Toshio Nakano. Toward multidirectional memories — MISHIMA Kenichi 85

Reply to the reviews on "Histories of Thought under Persistent Colonialism" — NAKANO Toshio 95

Featured Topic IV: Reports from Symposium

Suturing Related Disciplines from the Perspective of Litero-Graphicacy: Raising Issues and Providing a Status Report — CHIBA Toshiyuki 107

Keynote: From Monogram Studies to Litero-Graphicacy Studies — CHIBA Toshiyuki 111

Litero-Graphic Signs in the Caroligian Era: Developments in Visual Representation of Letters and the Ubiquity of Monograms — KIKUCHI Shigeto 131

Litero-Graphicacy in Middle and Late Byzantium: Seal Monograms and Icons as Case Studies — KASABU Hisatsugu 147

Fashioning Papal Authority: The Rota and Bene Valete in Medieval Papal Documents — FUJISAKI Mamoru 161

From Monogram to Signature? The Phases of Litero-Graphicacy Signs in the Capetian and Valois Dynasties — KATO Makoto 173

Litero-Graphicacy in Medieval Japan: Focusing on written seal — TAKAHASHI Kazuki — 197
Chrismons and Nested Letters in Romanesque Churches — KANAZAWA Momo — 207

Articles

Cruelty, a sense of injustice, and promises: On the conceptual sphere of "The Liberalism of Fear" in Judith Shklar's political thinking — OKAWA Masahiko — 217
Narratives for re-examing the 'human rights of foreigners': On Io Kenshi's "Choi Eul-sun no Joshinsho" — KOOK Seungin — 243

Review Articles

The Externalization of Elder Care and the Reconfiguration of Family Ethics in China: A Review of Rose K. Keimig's "Growing Old in a New China" — OTAKE Miyuki — 267

Research Notes

The Socially Marginalized in Weimar Germany and the Social Encyclical: An Analysis of "Quadragesimo Anno" — TERUI Miyu — 281

Translation

Sergey Abashin: "The Ethnicity and the Conflicts in Contemporary Central Asia" — (translation) YAZAKI Mikuru — 295

List of Authors, Editorial Note — 315

小特集Ⅰ：
米谷匡史先生追悼

Featured Topic I:
Memorial Writings for
Professor YONETANI Masafumi

米谷匡史さんを偲ぶ特集をくんで

大川　正彦
OKAWA Masahiko
東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Institute of Global Studies

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 9–10.

2025年10月25日、米谷匡史というきわめて独創的で巨きな思想史家・思想家がその生涯を閉じた。米谷匡史は、しかし、わたしにとっては、同僚・友人としての米谷さんにすぎなかった。米谷さんのことを大学院生時代から見知ってはいたし、縁あって、2000年4月の同時期に本学に赴任し同僚となりもし、また、とある研究会などで同席させていただくこともあったものの、学問的な交わりを、さらには実存的な交わりを深くかわす力量を、わたしじしんが蓄えてゆく努力を放棄してきたからだ。その巨きさをわからないままに生きてきた。もっと率直にいえば、あの真っ直ぐなおもざしで、こちらの底の浅さを見透かされるのが怖くて、本格的に交わることを、米谷さんから学び、わたし自らが変わることを避けてきただけなのかもしれない。

とはいえ、この十年くらいのあいだは、そんなわたしでも、大学での仕事をご一緒させていただくことがあり、そのような機会に、歴史家・米谷の捨て身ぶりに度肝を抜かれることがたびたびあった。かくまでも徹底して、「ことがらそのものへ Zur Sache selbst」を一身で体現せねばならないのか、と。

本誌で米谷さんを偲ぶにあたっては、教育・研究の現場で、労苦ばかりではなく、歓びをもわかちあわれてきたかたがた、学問・思想・運動の場で《批判的協働＝協働的批判》を積み重ねてこられたかたがたに、追悼のことばをいただくことができた。野本京子さん、吉田ゆり子さん、岩崎稔さん、中野敏男さん、4名に深く感謝もうしあげたい。

さらに、米谷匡史・著作目録を提供していただいた戸邉秀明さんに深くお礼と感謝をもうしあげたい。戸邉さんは、2025年4月から6月にかけて、病床の米谷さんと連絡をとりながら、この完全編年体の目録を作成された。そして、この目録の最終版＝完成版を本誌に掲載し、広く公開されるのが望ましいとのご判断のもと、本目録を提供していただいた。この目録は、《批判的協働＝協働的批判》に裏打ちされた、あらたなる精神のリレーのかけがえのない糧となるに相違ない。とりわけ、〈新しい人〉に担われることによって。

最後に。米谷さんが本学に赴任するにあたり『東外大ニュース』からもとめられた「新任教官の紹介」での文章を全文掲載し、故人のご冥福をお祈りしたい。

「外国語学部（総合文化講座）助教授
米谷匡史
前職：青山学院女子短期大学　専任講師

そもそも自己紹介という制度は好みません（名刺交換する文化＋自己顕示欲!）。ただし、新たな出会いや交わりをひらくには、やはり情報の相互開示も必要なので、若干記します。

大学に入ったときには理科系で、将来自分が

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

人文・社会系の研究者・大学教員になるとは思いもしませんでした。日本・近代・市民社会への異和感と既存の学問への齟齬をバネにして、ここまでどうにかモノを書き、教育にたずさわってきました。専門は《思想史》（日本思想・社会思想）で、思想と歴史が交わる地点にこだわりがあります。

現在の研究テーマは、《世界戦争と構造変動》。世界戦争・内戦がひきおこす社会変動と空間の再編が、いかに「世界」をかえていくのか、そのなかで「戦時期日本の社会思想」がいかに変容していくのかに関心があります。帝国主義・ナショナリズムがもたらす矛盾・葛藤のなかに、国境をこえる社会変革の契機を探りたいと思っています。昭和研究会系の戦時マルクス主義、京都学派の「世界史の哲学」、市民社会派の戦時体制論などが主な研究対象です。

今後は日本の社会思想を、アジア・沖縄・アイヌ・部落・ジェンダーなどの切り口からも、とらえなおしていきたいと考えています。これから東京外大につとめることで、さまざまな地域への関心をもつ教員・学生の皆さんと議論し、事務の方々にもささえられながら、大いに刺激をうけて学んでいきたいと思います。

My favorites ＝ RADIOHEAD、椎名林檎、松浦理英子、猫たち。秋からの移転先の多摩墓地には、尾崎秀実とリヒャルト・ゾルゲが眠っているので、墓前に通勤し、花を供えるのも一興と楽しみです。」（東京外国語大学東外大ニュース発行委員会『東外大ニュース』No. 104、13頁）

米谷さんの笑顔

野本　京子
NOMOTO Kyoko
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 11–12.

昨年の夏、吉田ゆり子さんから、米谷さんが入院されており、あまり容態が芳しくないことはうかがってはいましたが、亡くなられたという連絡を受けても、いまだに実感がありません。

着任した米谷匡史さんとの初対面の日の印象はいまでも鮮明に覚えています。2000年4月、まだ移転前の北区西ヶ原キャンパスでした。その年の9月、大学は現在の府中市朝日町に移転しましたので、両キャンパスでの日々を知り得る最後の教員のおひとりでした。米谷さん自身も、半期しか経験せずにキャンパスが変わったことについては、その後も時々口にされていました。よほど印象深かったのでしょう。外国語学部日本課程（当時）の教員として着任した当時の印象──学生と見紛う若々しさ──は、私が退職する十数年後まで変わりませんでした。外大にいらして間もない頃だったと思いますが、学生から「米谷先生は椎名林檎（の曲）がお好きなんだって」と聞いた際は、ちょっと意外な気がしたことも覚えています。

その後、同じ専攻の同僚として、研究講義棟8階で吉田ゆり子さんの研究室をはさんでの「ご近所の住人」としても、大変お世話になりました。外語大は担当コマ数も多く、慌ただしい日々でしたが、留学生を含む学生への教育・研究で奮闘していた米谷さんで思い出すのは、あのやさしい笑顔です。ご自分の研究に勤しみながら、学部学生や大学院生に親身になって向きあっていた米谷さんは、冬が近づいてくると、顎のラインがシャープになり、時にしばらく入院ということもありました。心配した学生たち（ゼミ生以外でも）に、すれ違いざま、状況を確認されるということもしばしばありました。「あまり無理をしないで下さい」とお声がけしても、自らやるべきと考える仕事に誠実に取り組み続ける方でした。

大学院では共通の院生を指導することも多く、修士論文の指導で院生と面談する折など、米谷さんの研究室に入ると、いつも「散らかっていますが……」といいつつ、机のうえの本や資料をちょっと脇に除けて空間をつくり、お茶を入れてくれました。指導の内容はいつも的確でしたが、丁寧に内容を伝え、口ぶりも本当に穏やかで、決して上から目線ではありませんでした。私の退職時には、博士後期課程の大学院生を引き受け、博士号取得まで丁寧に指導していただきました。

米谷さんはまた周知のように大の猫好きで、その時々に一緒に暮らしている猫の名前や年齢を列挙した年賀状が手元に残っています。私の家の二匹の猫が仲違いをし、一階と二階で別居させざるを得なくなったことを伝えると、こちらが恐縮するほど心配してくれて、こうしたらという対策を考えてくれたことも、感謝とともに思い出します。もちろん猫のみではなく、同僚である私自身もお世話になりました。だいぶ前のことです。夏頃から長期にわたり、強烈な偏頭痛に襲われて不安になっていた頃、ご自分

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

が通われていたソフトカイロプラクティックを紹介してくれました。しばらく通い、症状が改善したのですが、他人ごとではなく対応していただいたことも、ありがたく感謝しています。

　このように心優しい米谷さんですが、ふだんは「柔」の印象がつよいものの、実は「剛の人」であったのではと思います。根底にあったのは「社会正義」の追求だったのではないでしょうか。そしてさまざまな局面・事象（人を含む）に際して、批判はしても「悪口」めいたことは決して言わなかったことも、共感するところ大でした。退職後はお会いする機会はあまりありませんでしたが、本当に残念でなりません。心からご冥福をお祈りいたします。

米谷匡史先生を偲んで

吉田　ゆり子
YOSHIDA Yuriko
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 13–14.

米谷さんに初めて会ったのは、東京外国語大学外国語学部日本課程の日本文化教員を選考する面接の時でした。米谷さんは、茶色のスーツに同系統のシャツとネクタイを身につけ、鋭さのある面持ちと、輝く笑顔を持った若手研究者という印象でした。

同僚として日本課程にお迎えした後も、複層した外語大のカリキュラムや、多様な専門を持つ教員の複雑な人間関係を即座に理解し、長時間に及ぶ水曜日の教授会や日本課程会議にも、最初は控えめに、そして発言すべき時にはきちんと意見を述べるようになり、日本課程の運営に協力的な、重要なスタッフの一人としての位置を確立されていきました。

学生には普段着で接し、無邪気な面を見せつつ、さまざまに問題を抱える学生たちの相談にのっていました。ただし、3月の卒業式のあとの謝恩会には、毎年、きちんとしたスーツにネクタイ姿で登場し、米谷さんなりのケジメをつけていたように思いました。

日本語学科は、1995年、学部の改編により日本課程となりましたが、実質的に大きく変化することなく日本課程に移行したため、2000年、外語大が西ヶ原から現在の府中キャンパスに移転するに当たり、日本語学科時代からの歴史が詰まった共同研究室も府中に引っ越すことになりました。多くの図書や日本語関係のカード等、引っ越し作業は体力も必要とする作業となりました。その時、米谷さんは、自分は運動をしてこなかったので体力が…、といいながら、Tシャツ姿で汗をかきながら、高い所の書棚に図書を配架してくれていました。たしかに、体力が心配な様子だったことを覚えています。

府中に移ってからは、咳き込むことが目立つようになってきました。小林二男学部長の時代、米谷さんを休ませるために非常勤で授業を補填するよう、日本課程で嘆願しました。その後、負担軽減制度を利用して、授業の担当コマ数を減らしてもらうようにしましたが、米谷さんは学部や大学院のゼミを授業時間を超えて実施して、周囲をハラハラさせました。学生指導は米谷さんにとってかけがえのない楽しい時間だったのだと思います。

加えて、夏にはゼミの学生たちと1週間ほど沖縄に行き、バックパッカー向けの宿舎に学生たちと泊り込み、とても強行なスケジュールで、現地踏査をしていました。決まって秋から体調をくずし、11月から12月にかけて授業を休むことが多い状況をみて、とうとう米谷さんを研究室に呼んで、その旅行の詳しいことはわからないながらも、自分の体調を考えながら活動した方がいいのではないかと、お説教をしたことがありました。米谷さんは、神妙に下を向いてやや照れ笑い的な笑顔をして、帰って行きました。きちんと食事をして、睡眠もとらなければ、早死にしてしまうよ、と注意しました。

その後、日本課程の学生さんだった山田順子さんと結婚し、廊下で、順子さんがいろいろ工

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

夫して料理をつくってくれている、と嬉しそうな笑顔を見せてくれ、私は肩の荷が下りたような気がしました。

外語大に押し寄せていた改編の嵐の中で、米谷さんと同じ方向に進む決心をしたのは、外語大のなかで「日本」を前面に押し出し予算を獲得していこうとする動きが始まった2008年頃からでした。「教養日本力」というプロジェクトのもとに、専門分野をこえて、日本を研究対象とする学問分野を「日本学」の名のもとに集めようとする動きでした。それまで、日本語学科、そして日本課程へと改編される中でも、可能な限り自分の専門性に基づいた教育を行い、専門的な学問の基礎的な力を身につけた人材を育成することを目指していた立場からは、海外ではなく日本で、「日本学」という枠組みで教育することに抵抗感がありました。

さらに、外語大では大学院国際日本学研究院を2015年に設置し、2019年には国際日本学部を新設することになりますが、その準備過程で、決定的な決断を迫られることになりました。私自身は国際日本学部の設立構想に関わっていたのですが、米谷さんはそこに異動することに強く反対しました。すでに、日本課程に入学した学生以外に、多様な専攻語出身の学生たちがゼミに集まり、そうした素地をもった学生に専門教育を施すことにやり甲斐を感じていた米谷さんは、学部を横断して学生がゼミに入ることができないことが制度的に必然となる新設の国際日本学部に所属しすることを固く拒否しました。その強い姿勢と主張に、私もはっと気づかされ、米谷さんと同じ道を進むことを決意しました。

米谷さんは、私にとって外語大で最も近い同僚の一人として、いつもいっしょに仕事をしてきたという思いがあります。ただ、新型コロナウィルスで授業対応が多様化した時、米谷さんはあくまで対面でゼミをおこない、自身の研究がネットで悪用されることをおそれ、また学生と直接話すことが本来のゼミだといい、対面授業を選択しましたが、私はオンラインを多く利用しました。そのため、米谷さんと直接会う機会が少なくなり、どのような体調で過ごしているのか、よく見えなくなっていました。2024年2月、私が定年退職にあたり最終講義をおこなったときも、オンラインで参加してくれ、吉田さんがとても楽しそうに講義をしているのが、とくに印象的だったというメールをくれました。その後、2025年の夏、ジョン・ポーター先生から米谷さんの具合がすごく悪い、連絡をしてあげてと言われ、8月に、半信半疑でメールを送ったところ、数日後に長い返信メールが届きました。入院中で、余命宣告をされた、あとは自分のやりたかった事をしたい、という内容でした。いてもたってもいられない気持ちで、お見舞いにいけないかと思いながらも、とにかく、家族との時間を大切にし、やりたいことをしてくださいというメールを返しました。これが米谷さんとの最後のやりとりとなってしまいました。

何よりも猫を愛した米谷さん。米谷さんの研究室のドアを開けた時、ぱっと、猫、本物の猫です、を渡されて、猫の感触を思い出し、私も再び猫を飼うようになりました。人生を豊かにしてくれたことに感謝しています。まだやり残したこともあったかもしれませんが、十分なエネルギーをもって人生を全うされたと思います。お疲れさまでした。猫さんたちと穏やかにお休みください。

米谷さんへの言葉

岩崎　稔
IWASAKI Minoru
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 15–16.

米谷さん。

わたしからすればずっと若い、しかしわたしにとってつねに尊敬する優れた知性であった君が、こんなにも早く立ち去ってしまうとは……。突然の連絡を受けて以来大きな欠落感を抱えこみ、その戸惑いはいまも続いています。

三十年以上も前、最初に君の和辻哲郎論に触れたときの新鮮な驚きはよく覚えています。『情況』や『現代思想』に載ったその論考によって、和辻による日本文化の構築や議論の仕組みが、戦後の閉塞空間を作っている主流派的な理解にいかに整合しているのかを気づかされました。象徴天皇制を解読する鍵をまたひとつ与えられたような気がしました。その時期、君はまだ大学院生でしたが、岩波書店が進めていた『和辻哲郎全集』の編集を支える役割まで果たしていると伺い、その俊英ぶりにさらに驚きました。

わたしたちの最初の実質的な出会いのチャンネルはいくつかあったのですが、そのひとつは、ヴェーバー研究の山之内靖さんやグローバリゼーション論の伊豫谷登士翁さんが開いた東京外大の研究会に、コーネル大学の酒井直樹さんをお招きしたときだったように思います。酒井さんは、アメリカの地域研究における日本の語り方と、日本における京都学派の西洋像との「対―形象化的な」関係性をめぐって話をされたのですが、あらかじめわたしが提案して、君にその会の討論者になっていただきました。

その後、君は、勤め始めていた青山学院大学短大部を離れ、東京外国語大学の教員として赴任してくれるようになりましたね。ただ同僚となるだけでなく、期待にたがわず、あらたな研究仲間として、外大にあった共同研究のプロジェクトに加わり、そこで取り組まれていた20世紀の総力戦体制論にも関わってくれました。そのときの君が投げかけた明晰な批判は、ヴィクター・コシュマンさんや山之内さんたちが編んだ『総力戦と現代化』（柏書房、1995）の意義は大いに認めるけれども、そこにはさらにコロニアリズムに対する視座がもっとリアルに組み込まれるべきではないのか、というものでした。君が加わったことで、外大で繰り広げられていた営みにはさらに大きな奥行が加わったと思います。それ以来、ときには濃密に、ときには適度な距離をとりながら、基本的な価値観を共有できる仲間として、互いの位置を確認し合う伴走者として、わたしたちは実に多くのものを君から受け取ることができました。たとえば、三木清の思想と実践についてもよく話し合いましたね。ともすると三木の『構想力の論理』を敷衍しながらも中空を浮遊してしまうわたしの抽象的な議論を、つねに君は昭和研究会の資料に基づく具体的な傍証を使って、地上に引き下ろしてくれました。

『谷川雁セレクション』（日本経済評論社、2004）を一緒に編集したこともありました。あれは、東アジアの流民や底辺の人びとの生きざ

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

まから列島の近代を見直そうという志向が、あるとき谷川の思想に行きついたからです。その時期には、谷川の「工作者」という不思議な概念や「あえて集団の意味を問う」試みに強く惹きつけられていました。編集に際して、君はいたるところから谷川の埋もれたテキストを見つけてきてくれました。わたしたちは、谷川雁の最後の共棲者であった方にお話を伺うために、編集者の安井梨恵子さんともども、長野県にあった谷川の「終の棲家」を訪ねていきました。のちに『コロニアル・エンカウンター』を出す申知瑛さんを誘って大正炭坑のあとを確かめにも行き、第二期『サークル村』誌の総括の集まりにも駆けつけました。そういえば、その席には森崎和江さんもいらっしゃいました。そうしたテキストの旅と実際の旅を通して、あの二巻本は出来ています。そもそも企画自体が、セレクションの「あとがき」に書いたように、入院している君を見舞いに行ったときの、病院という場所には相応しくないほどの君の昂りから始まったものでしたね。細い体躯の君がわたしの手を握りながら示してくれた情熱に、ぐいぐい引っ張られて行ったのです。どれもこれもみな楽しくも示唆的な思い出ばかりです。

思えば、君には、留学生と日本人学生とが混在する東京外大の「日本課程」という環境がとても水にあっていたのでしょう。講義室、ゼミ室、研究室で能弁に語り続ける君の姿が網膜に焼きついています。『思考のフロンティア　アジア／日本』（岩波書店、2006）が出版されたことも、「帝国と思想研究会」から生まれ出た資料翻訳や論考も、そうした教育実践と表裏をなしていた成果ではないでしょうか。

米谷さん。先の総選挙を経て、この列島には愕然とするような社会状況が生まれています。気の滅入る現実を引き起こしているもののひとつは、「反中」という言説や身振りによって浮力を得ている政治家たちの戦術です。そんなかで、つい先日出たばかりの『越境広場』の15号を開いてみると、そこには、どなたが引かれたのか、「巻頭の言葉」として、君のかつての言葉が掲げられていました。──「さまざまな分断線をこえて『東アジア』という場に内在しつつ、その呪縛を解きほぐしながら新たな関係性へと開いていくような、ポスト〈東アジア〉というべき身振りが必要なのではないか。」──同感です。君の一貫した思索や教育実践も、まさにこの抗 - 事実的な東アジア像への想像力を育んでいくことだったのではないでしょうか。そして、いまの社会を論じる者にもっとも必要なものも、これだと思います。君が育てた若いひとびとは、君に代わってこの課題に粘り強く取り組んでいます。それでも、安んじてあとは任せろとはとても言えません。君もまた心荒ぶるままに、残された者たちの奮闘を冥府からしっかりと見守っていてください。

米谷匡史さんを失って知ったこと

中野　敏男
NAKANO Toshio
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 17–21.

それは、「もう遠くないこと」と感じられていたはずだった。昨2025年3月2日に拙著『継続する植民地主義の思想史』を取り上げたごく内輪の合評会が本学本郷サテライトであって、それに米谷さんにも来ていただきたくお招きしたところ、病床からとても丁寧なお断りのメールをいただいた。それには「間質性肺炎のステージ4」で「早くも余命がかぎられてきました」とあり、「到来する運命を受け入れるしかありません」と書かれていた。「残された時間に、できることはやりたい」とも言われていて、胸が詰まった。そんなふうにご本人から「到来する運命」を知らされていて、ただおろおろするばかりだったとはいえ、それを認知はしていたのだった。それなのにその運命がいざ現実化してみると、受けた衝撃があまりに大きく、そのことにずいぶん驚いている。

米谷さんは1967年生まれで、わたしとは17歳も離れているから、始めはその歳の差のせいであると思っていた。近年はわたしに届く訃報もだいぶ近い年齢の人になってきていて、確かにそんな歳を感じさせられていたこのごろなのだが、それでもそれが一気に17年も飛び越えられてみるとそのショックはやはり大きい。「早すぎだよ」、繰り言のように胸に浮かんだのは先ずはそんな思いだった。しかし、その衝撃がこんなにも長く続くのはなぜなのだろう。これにはもっと深い根拠があるにちがいない。2025年10月25日の彼の死から3ヶ月あまりが過ぎて、わたしはいまそんなことを感じ始めている。

そこであらためて気づかされているのは、米谷さんとわたしとが、日本の思想史という学問分野で考えると研究者としてほぼ同世代だということだった。17歳も実年齢が違うのに「同世代」というのはおこがましいが、わたしの方は、紆余曲折してから大学に入り直し、専門の学問研究に進んだ際にもマックス・ヴェーバーを中心において学問方法論を考えることから研究活動を始動させているから、日本の思想史という領域に本格的に取り組むのがかなり遅れている。それで、逆に驚くほど若い時から鮮烈な内容をもって注目すべき研究論文を発表し始めていた米谷さんと、この領域での研究者としての実働年齢がほぼ重なったというわけである。

しかも二人はその始まりの時期に、この領域でのそれぞれの中心著作について発表媒体を共にするという形で特別な出逢いをしている。それはまず1994年1月『現代思想』「丸山眞男」特集号で、ここに米谷さんは「丸山真男の日本批判」、わたしは「近代日本の躓きの石としての「啓蒙」」というそれぞれの丸山眞男論を書いている。またつぎに、1997年12月『思想』「1930年代の日本思想」特集号に、米谷さんは「戦時期日本の社会思想」という戦時期思想論を、わたしは「戦時動員と戦後啓蒙」という戦時・戦後の大塚久雄論を書いている。そして2002年には「岩波講座・近代日本の文化史

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

7」である『総力戦下の知と制度』と題する巻に、米谷さんは「日中戦争期の天皇制」という新体制運動と天皇制論を、わたしは「総力戦体制と知識人」という総力戦体制下の三木清論を書いている。しかもこれらの論文は、米谷さんにとってもわたしにとっても、この時期にこの領域について特別に力を込めて書いた中心著作であることは間違いない。これらはその後に、米谷さんは『アジア／日本』（2006年）として、わたしは『大塚久雄と丸山眞男』（2001年）と『継続する植民地主義の思想史』（2024年）として、それぞれの単著に結実している。それらをもって二人は、本学着任以前から、かの90年代という時代を共著者となって歩いていたのである。

そう気づいて振り返って見ると、二人はこの時期に、まことに近接したテーマをもって研究を進め、相互に影響を与え合い、また深く依存もしあってきているとあらためて痛感される。もちろん、研究を主導する問題関心そのものは、それぞれに独自であって決して同一とは言えない。わたしにはそもそも「日本の植民地主義を問う」という基底の主題があり、日本の思想家たちがそれにどのように関係したのかを考えようという一直線の動機がわたしの思想史研究全体を貫いている。それに対して米谷さんは、日本の戦時と戦後というまさに激動の時代に、思想家たちがそれぞれ事実としてどのような思いをもって生きかつ思索したのかという、思想史研究としてはこれまた真っ直ぐに正面からの問いを堅持して研究を進めているわけだ。

かくて二人は、ほぼ重なる時代と対象に対し、しかしやや異なる視角からアプローチする研究を並行して同時に進めることになったから、さればこそ、適度な距離感をしっかり保持しつつ相互に必要な刺激を絶えず発信しあっていて、ある意味これはかなり幸運な巡り合わせの出逢いになっていたのだと思う。少なくともわたしの方では確かにこの出逢いをそう受入れ、それとしてずっと享受してきている。実際に発表媒体を共にした上述の三つの場合においても、わたしとしては、わたしの論文と米谷論文とが同時に掲載されたというその事実をとても喜んだ。というのも、わたしの論文が語る主題の同時代について、そこに現に生きている思想家たちの状況を米谷論文が立ち入った思想史研究をもって確かに豊かに丁寧に論じていたから、それが一直線な問いを押し通す粗削りなわたしの論文にとっても懇切な背景説明になっていると感じられたのである。そんな経験はこの時だけのことではない。米谷さんの思想史研究は他の視野を許容する懐の深さがあって、であればこそ、わたしとしてはそれを受入れ、また感謝もしていたのだった。彼を失った喪失感は、まずはそんな支えを失った喪失感として重くわたしの心を痛打している。

もっとも、このような米谷さんの研究活動は、いわば「同伴者」の一人として側で見ていると、静かに燃え続けるその思いの一途さとそこに派生する問いを自ら受けとめそれに学問的にも正当に応答しようとする誠実さとがある種の鋭い緊張感を醸し出していて、それ自体がときに胸の痛くなるような相貌を見せていた。その研究は何かの問いに答えるだけでなく、つねに新たな問いを開きもしていて、際限がないのだ。であればこそ、晩年に肺の病が増悪するに従って、次第にそれを担いきれなくなっていると見える様子がいかにも辛そうで、対面したときもそんな論点に触れて問いかけることをさえ躊躇ってしまうようになっていった。最後のメールで「残された時間に、できることはやりたい」と書かれていたこと、そしてそれも十分には果たせず終わってしまったはずのこと、本当に本当に悔しかっただろうと思う。葬儀の出棺の時になおしっかり眼を見開いているお顔を拝見して、死しても続くそのお気持ちを感じ、とても激

しく胸が揺すぶられた。

そこでここでは、米谷さんのそんな一途な思いが溢れ、しかもそれに学問的に誠実に応答していたその研究のごく一端に触れて、思いを引き継いでいく縁とすることにしたい。

＊　　＊　　＊

その一途さというのは、これと見定めた研究対象に対する痛切な〈共感〉からくるのだろうと、わたしは思っている。その思いが〈愛〉と言ってもいいほど深いのだ。米谷さんの研究活動の出発点において、そんな共感は、確かに先ずは三木清、そして何よりも尾崎秀実に向けられていた。米谷さんがこの二人にそれほどの思い入れを懐いていたというのは、その心情をそれなりに理解することができる。治安維持法違反で逮捕された三木は日本敗戦後の1945年9月になっても釈放されずその26日に非業の獄死を遂げているし、ゾルゲ事件に関与した尾崎秀実は44年11月にスパイとして刑死している。戦時期に最後に残った革新左翼として、この二人の日本社会変革に向けた志そのものは明らかであり、それゆえにこそ追い込まれてしまったその死は、間違いなく軍国日本の傷ましい犠牲だったのだ。若き米谷さんはこの〈思想の悲劇〉をしっかり胸において出発している。

そんな二人に対する米谷さんの初発の〈共感〉を示すのが、若き米谷さんの名を広く世に知らしめた1997年の『思想』論文「戦時期日本の社会思想」である。ここでは、三木については、その東亜協同体論によって「日本の膨張にそった〈戦時変革〉から、日本の膨張の抑制、国内の変革にむかう〈戦時変革〉への転回をリードした」存在とされ、尾崎については、「革新左翼から見た「大東亜戦争」の可能性を極限まで追求し、国境をこえた連帯とアジア解放をめざしたものであり、「近代の超克」論の極左路線に他ならない」とまで性格づけられて、その抵抗の思想がとてもポジティヴに語られているのである。であればこそ、彼らは弾圧され、抹殺されたのだというように。この論文を読むものは、その周到な議論の学識に驚くだけでなく、ここに込められた米谷さんの熱い思いにも強く感化されたものだった。

もっとも〈思想の悲劇〉というのは、実際には、そこに表現された「抵抗 vs 弾圧」という一次元だけの構図に見える物語を許さない。三木についても尾崎についても、戦時の状況との関わりはさらに複雑で、そこには抵抗ではなく関与・加担という性格をもつと認めねばならない関わりがまたはっきり示されており、それもやがて深いものになっていく。米谷さんの思想史研究における学問的な誠実さは、深く〈共感〉していた対象のそんな状況への関与・加担といういわばネガティヴな面についても目を逸らすのではなく、こちらにも長い時間をかけてやがて深いところまで踏み込みその実相を明らかにするようになっていくところにある。

米谷さんは、かの『思想』論文から9年を経た2006年に単著『アジア／日本』（岩波書店）を刊行している。そしてここでは、先ず三木らの唱えた東亜協同体論について「戦時下の社会変革によって植民地／帝国主義の抗争を克服し、諸民族が自主・協同する新たなアジアを形成しようとするもの」とその「本来の意図」を認めつつ、それが「植民地／帝国の総力戦状況において、戦時社会変革をつうじて提示された〈帝国の社会科学〉であり、近衛内閣の「東亜」革新政策と結びついた新植民地主義的な言説」になっていると、その基本認識の基調を大きく変えて提示している。その中でも三木については、その東亜協同体論が「内鮮一体の実現が先決の前提」としている点を特に指摘して、蠟山政道や加田哲二らと「新植民地主義的な言説を共有していた」とし、東亜協同体論と

いう言説そのものが、「帝国主義の自己批判を標榜しながらも、新植民地主義的な勢力拡張を正当化する議論となってい」ると明確に批判するようになった。

そしてこの時に米谷さんは特別に尾崎秀実を切り分け、東亜協同体論に関わりをもつその尾崎の言説が抵抗する中国の視座からの「内部批判」であり、それを「他者との接触・交渉の場へと開き、体制変革的な契機を再生させよう」という試みだったと位置づけるようになっている。この尾崎についての認識は、さらに2010年になると独立させられて「尾崎秀実の「東亜協同体」批判」（米谷共編『一九三〇年代のアジア社会論』社会評論社）という論文にまとめられる。ここでは、東亜協同体論が「多民族が自主・協同する「社会的」な広域圏を提示する擬似的な「解放」言説であり、帝国主義の否定をつうじて、日本を盟主とする勢力圏の拡大を正当化していく新植民地主義的な言説であった」と明確に認定される一方で、尾崎の立場はそれへの「内部批判」としてむしろその可能性を限界づけようとするものであって、この努力をつうじて「日中の抗争の狭間で、尾崎はその動態に向き合い、東アジアの社会革命と自立・連帯のヴィジョンを幻視した」と、微妙な位置にあった尾崎の思想的境地をギリギリのところで救い出そうとしているのである。それを確かめるために米谷さんは、思想犯として逮捕されて権力の「捕虜」となった尾崎の尋問調書まで追跡し、そこに彼の「東亜新秩序社会」のヴィジョンを見届けている（「幻視」なんだけどなあ!!）。

ごくごく概略的にではあるがこのように三木と尾崎をめぐる米谷さんの議論を追跡すると、東亜協同体論の位置づけを軸としながら、その議論がこれだけでも大きく変化していると分かる。強調点が真逆とも言えるほどはっきり違うのだ。とはいえ、われわれはこれを米谷さんの単なる「見解の変更」あるいは「立場の移行」として理解することはできないだろう。というのも、米谷さんの精緻で見事な議論は、大きく展開して強調点は違っていくのだが、その前後の両方がそれぞれ正しく立派に成り立つことを示してしまっているからである。であればこそ三木と尾崎を論じた米谷さんの議論は、長く時間をかけて二つの形で問題を解きながら、この二つがどうして共に正しく成り立つのかという、新しい問題を自ら提起することになっている。米谷さんの仕事は、そのように新たな別の問いを生み出す仕方で広がっているのである。それはもちろん両者を包括するより壮大な思想史の構図を予感させ、また米谷さん自身がそれを構想していたに違いないのだが、そこには大きな峠を二つ越えて挑まねばならない峻険な嶺が待ち構えているというわけだ。

そんな課題を見つめる仕事ぶりを脇で見ていて、わたしはいかにも辛い仕事の形だなとずっと感じさせられていた。肺に致命的な病をかかえて、自らの思想史への問い自体が生み出してしまうより深刻な問いにつぎつぎと直面するというのは、本人にとってやはり過酷であったに違いない。しかも、ここで見えてきている問題は、権力の弾圧による挫折や転向ということより、むしろ当の思想そのものが陥っていく自己背反の隘路のことで、別の意味で深刻な〈思想の悲劇〉と言わねばならない。それをいったんは深く共感した思想に見てしまっているのであれば、問われる対応は、確かに苦しい課題になったはずだと想像に難くない。しかもそんな課題について、「残された時間に、できることはやりたい」と最後に願いながら、それが果たしえないまま旅立つのであればいっそう悔しかったに違いないのだ。最期の彼はなお眼を見開いたまま亡くなった。それを目撃したわたしは、そこに残された思いを確かに衝撃をもって受けとめている。

米谷さんは、その晩年にもうひとり、谷川雁という共感の対象を語るようになっていた。もっとも、こちらについては端々にうわさを聞くだけでその支持する所以を真正面から全面展開することがなかったようだから、わたしにはその「共感」の所在がよく理解できていない。とはいえもうひとり、その身に過酷な負担を強いる対象をかかえてしまったのではないか、と心配はしていた。米谷さんは、身体が弱いのに、そうした負担を自らつぎつぎに背負い込む思想者だったのだ。そんな彼が天国に行って、そこでは安らかに休めているのだろうか。

2026年1月29日 記

米谷匡史　業績一覧

Quadrante, No.28 (2026), pp. 23–37.

［1990年］

【論文】「和辻哲郎と日本の全体性：象徴天皇制の思想的形成過程の考察」、東京大学教養学部教養学科第三相関社会科学分科 卒業論文、1990.01.

【論文】「象徴天皇制の思想史的考察：和辻哲郎の超国家主義批判」、『情況』2期1巻6号［通号6］〈特集 開かれた天皇!? その欺瞞と陥穽〉、情況出版、1990.12、pp.37-63.

［1991年］

【編集】「著作年表」・「座談会一覧」、『和辻哲郎全集 第24巻』、岩波書店、1991.08、pp.37-77.
＊和辻哲郎が生前に発表もしくは参加した全文献・座談会に関する、初出誌紙・発行年月日・全集との対応頁等を網羅。

【論文】「和辻倫理学と十五年戦争」、東京大学大学院総合文化研究科相関社会科学専攻 修士論文、1991.12.

［1992年］

【論説】「和辻哲郎と保田與重郎：二つの「蝸牛の角」」、『創文』329号〈特集 蘇れ、社会科学〉、創文社、1992.02、pp.32-35.

【聞き手】「古代神話のポリフォニー」、『現代思想』20巻4号、〈特集 脱神話する『古事記』〉、青土社、1992.04、pp.46-57.　※談話者：神野志隆光。
⇒神野志隆光編『論集『日本書紀』「神代」』〈和泉選書82〉、和泉書院、1993.12、pp.117-143.
⇒斎藤英喜編『日本神話　その構造と生成』〈日本文学を読みかえる1〉、有精堂出版、1995.04、pp.18-35.

【書評】「倫理学的物象化論は可能か」、『情況』2期3巻3号［通号20］、情況出版、1992.04、pp.128-138.　＊現代倫理学研究会（1991年9月・10月例会）における大庭健『権力とはどんな力か』合評会コメント。

【解題】「解説」、『和辻哲郎全集 別巻1』、岩波書店、1992.04、pp.480-494.　＊湯浅泰雄による「解説」（pp.447-480）に続いて、「〔以下、米谷匡史執筆〕」とあって始まる（目次には米谷の署名なし）。

【短文】［《ブックアリーナⅠ》評者紹介］、『季刊 窓』11号、窓社、1992.04、p.117.

【書評】「桜井哲夫『メシアニズムの終焉：社会主義とは何であったのか』」、『季刊 窓』11号、窓社、1992.04、pp.118-119.

【書評】「今谷明『戦国大名と天皇：室町幕府の解体と王権の逆襲』」、『季刊 窓』12号、窓社、1992.06、p.159.

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

【論説】「和辻倫理学の初期構想」、『現代思想』20巻7号、青土社、1992.07、p.246.　＊〈研究手帖〉欄掲載。

【解題】「資料解題」、『和辻哲郎全集 別巻2』、岩波書店、1992.08、pp.479-516.

【論文】「和辻倫理学と十五年戦争期の日本：「近代の超克」の一局面」、『情況』2期3巻7号［通号24］〈特集 日本のナショナリズムと超近代〉、情況出版、1992.09、pp.98-127.

【書評】「高橋哲哉『逆光のロゴス：現代哲学のコンテクスト』」、『季刊 窓』13号、窓社、1992.10、p.142.

【書評】「ドミニク・ルクール／野崎次郎訳『ポパーとウィトゲンシュタイン：ウィーン学団・論理実証主義再考』」、『季刊 窓』14号、窓社、1992.12、p.143.

［1993年］

【論文】「三木哲学とマルクス：内在論からの超出」、『現代思想』21巻1号〈特集 西田幾多郎〉、青土社、1993.01、pp.178-187.

【書評】「村上淳一『仮想の近代：西洋的理性とポストモダン』」、『季刊 窓』15号、窓社、1993.04、p.154.

【書評】「ジャック・デリダ／高橋哲哉・鵜飼哲訳『他の岬：ヨーロッパと民主主義』」、『季刊 窓』16号、窓社、1993.06、p.123.

【書評】「森末伸行『法フェティシズムの陥穽：「法哲学としての社会哲学」へ』」、『季刊 窓』17号、窓社、1993.10、p.154.

【書評】「社会諸科学総合の基盤を求めて：社会諸科学への第一歩」、『教養学部報』379号、東京大学教養学部、1993.11.10、p.4.　＊〈本の棚〉欄掲載、杉浦克己『コミュニケーションの共同世界：相関社会科学序説』書評。

【論文】「『日本書紀』「神代」第一段の構成：「葦牙」のごとき「一物」をめぐって」、神野志隆光編『論集『日本書紀』「神代」』〈和泉選書82〉、和泉書院、1993.12、pp.15-33.

【書評】「山室信一『キメラ：満洲国の肖像』」、『季刊 窓』18号、窓社、1993.12、p.155.

［1994年］

【論文】「丸山真男の日本批判」、『現代思想』22巻1号〈特集 丸山真男〉、青土社、1994.01、pp.136-161.

【書評】「〔研究ノート〕物象化論　開示される物象化論の潜在力：廣松渉『存在と意味 第二巻：事的世界観の定礎』・中野敏男『近代法システムと批判：ウェーバーからルーマンを超えて』」、『季刊 窓』19号、窓社、1994.04、pp.168-169.

【論文】「和辻哲郎と天皇制の新たな神話化：「日本古代文化」の改稿をめぐって」、『國文學：解釈と教材の研究』39巻6号［通号571］〈特集 神話の思想史：テキストの変奏〉、學燈社、1994.05、pp.108-114.

【書評】「〈神々の争い〉と学問の行方：佐野誠『ヴェーバーとナチズムの間：近代ドイツの法・国家・宗教』」、『季刊 窓』20号、窓社、1994.06、p.170.

【論文】「和辻哲郎と王権神話の再解釈：「尊皇思想とその伝統」をめぐって」、『国語と国文学』71巻11号［通号851］〈特集 古事記日本書紀：文学史における〉、東京大学国語国文学会、1994.11、pp.101-113.

【論説】「論争未発の象徴天皇制：島根大学「小論文」入試問題とその波紋」、『季刊 窓』22号〈特集Ⅰ 回避される論争〉、窓社、1994.12、pp.20-32.　＊参考資料「島根大学法文学部1994年度「小論文」入試問題」（pp.33-38）。

［1995年］

【論文】「「世界史の哲学」の帰結：戦中から戦後へ」、『現代思想』23巻1号〈特集 戦争の記憶〉、青土社、1995.01、pp.214-233.

【論説】「ポスト・戦後50年に向けて：過去と現在をつなぐもの」、『教養学部報』396号、東京大学教養学部、1995.10.11、pp.1-2.

【論説】「〈思惟様式〉の思想史」、『週刊 読書人』2105号〈特集 丸山真男〉、1995.10.13、p.2.

【編集】「書紀注釈の地平：三教一致から天人唯一へ」（1367〔貞治6〕年～1785〔天明5〕年）・「古事記の機軸化：「古伝」のディスクールと「記紀神話」論」（1790〔寛政2〕年～1943〔昭和18〕年）、神野志隆光編『別冊国文学』49号〈古事記日本書紀必携〉、学燈社、1995.11、pp.166-167, 176-177.　＊神野志隆光編「古事記日本書紀関連年表」中の「年表3・4」。

【論説】「津田左右吉と和辻哲郎」、［前掲］神野志隆光編『別冊国文学』49号、pp.184-186.　＊神野志編同上中の「解説論文」の一つ。

【解題】「文部省編『国体の本義』」、［前掲］神野志隆光編『別冊国文学』49号、p.180.　＊神野編同上中の「解題」の一つ。

［1996年］

【書評】「西欧近代／日本近代」、『相関社会科学』5号［1995］、東京大学教養学部教養学科第三（相関社会科学）／東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻、1996.03、pp.120-125.
※米谷園江・清水哲也・米谷匡史、「『近代・組織・資本主義』（佐藤俊樹著）を読む」（pp.108-125）の米谷執筆部分。

【論文】「律令国家の王権神話：『古事記』『日本書紀』の「国」と「天下」」、『情況』2期7巻5号［通号63］〈別冊 日本の古代をひらく〉、情況出版、1996.05、pp.148-172.　※本別冊責任編集：義江彰夫、平川南、神野志隆光。

【聞き手】「古代文学研究からの提起」、『情況』2期7巻5号［通号63］〈別冊 日本の古代をひらく〉、情況出版、1996.05、pp.127-147.　※談話者：神野志隆光。
⇒神野志隆光『古代天皇神話論』〈古代文学研究叢書4〉、若草書房、1999.12、pp.374-391.

【書評】「西嶋定生『日本歴史の国際環境』」、『青山クーリエ』104号、青山学院女子短期大学、1996.07、p.6. ＊〈私の一冊の本〉欄掲載。

【論説】「戦後日本と丸山真男（上）倫理と権力の関係問う」、『朝日新聞』1996.09.03 夕刊 p.5. ＊〈文化〉面：（中）は佐伯啓思（09.04）、（下）は青木保（09.05）が寄稿。

【論説】「「神の死」そして「語りえぬもの」」、『礼拝週報 1996年度』18号、青山学院女子短期大学宗教活動委員会編／同女子短期大学発行、1996.10.28、〔p.3〕. ＊〈今週の言葉〉欄掲載。

［1997年］

【論文】「丸山真男と戦後日本：戦後民主主義の〈始まり〉をめぐって」、『情況』2期8巻1号［通号70］〈特集 丸山真男と戦後民主主義の再審〉、情況出版、1997.01、pp.36-57.
⇒情況出版編集部編『丸山真男を読む』情況出版、1997.12、pp.125-151.

【論説】「「近代文学」から「現代文学」へ」、『岩波講座 日本文学史 月報』16（『岩波講座 日本文学史』第14巻付録）、岩波書店、1997.02、pp.3-6.

【論説】「青山学院の戦争責任をめぐって」、『GAKUGEI 1997』、青山学院女子短期大学・学芸懇話会、1997.03、pp.83-87.

【座談会】「戦後知識人の肖像と思想の現在」、『神奈川大学評論』26号〈特集 戦後知識人の肖像〉、1997.03、pp.2-40. ※参加者：間宮陽介、大澤真幸、米谷。

【論文】「戦時期日本の社会思想：現代化と戦時変革」、『思想』882号〈特集 1930年代の日本思想〉、岩波書店、1997.12、pp.69-120.

【対談】「〈帝国〉批判の視座」、『情況』2期8巻10号［通号79］〈特集「帝国」のアルケオロジー〉、情況出版、1997.12、pp.6-24. ※対談者：酒井直樹。
⇒情況出版編集部編『ナショナリズムを読む』情況出版、1998.06、pp.156-174.

［1998年］

【辞典項目】「九鬼周造『いきの構造』」「三木清『構想力の論理』」「戸坂潤『日本イデオロギー論』」「和辻哲郎『風土』」「津田左右吉『文学に現はれたる我が国民思想の研究』」、見田宗介・上野千鶴子・内田隆三・佐藤健二・吉見俊哉・大澤真幸編『社会学文献事典』、弘文堂、1998.02、pp.322, 418, 438, 574, 649.

【論説】「〈人－間〉存在の倫理学（和辻哲郎）」、作田啓一ほか編『人間学命題集』、新曜社、1998.03、pp.333-337.

【辞典項目】「河合栄治郎」「近代化（日本）」「戸坂潤」「日本イデオロギー論」「羽仁五郎」「丸山真男」「三木清」、廣松渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店、1998.03、pp.271, 369-370, 1179, 1218, 1281, 1536-1537, 1542.

【短文】「的場昭弘氏「論潮」に異議あり」、『週刊 読書人』2228号、1998.03.27、p.3.

【論文】「三木清の「世界史の哲学」：日中戦争と「世界」」、『批評空間』2期19号、太田出版、1998.10、pp.40-68.

【解題】「三木清「支那事変の世界史的意義」」、『批評空間』2期19号、太田出版、1998.10、pp.37-39.

【書評】「〈世界戦争の時代〉としての20世紀」、『世界』655号［別冊］〈書評の森 '97-'98 この本を読もう!〉、岩波書店、1998.11、pp.124-127.

【論説】「東亜協同体論と中国問題」、『舩山信一著作集』第3巻「月報」、こぶし書房、1998.12、pp.6-8.

［1999年］

【座談会】「総力戦と抵抗の可能性：戦時変革あるいは生産力理論をめぐって」、栗原幸夫編『超克と抵抗〈レヴィジオン〔再審〕2〉』社会評論社、1999.01、pp.6-59.　※参加者：小倉利丸、崎山政毅、栗原幸夫（司会）、米谷。

【論説】「左翼の戦争責任について」、［前掲］栗原幸夫編『超克と抵抗〈レヴィジオン〔再審〕2〉』、pp.60-65.

【論説】「日本のマルクス主義者はなぜ《東亜新秩序》を支えたのか」、『マルクスがわかる。』〈AERA Mook53〉、朝日新聞社、1999.10、pp.136-140.

【聞き手】「対論『古事記』の本質をどうとらえるか：神話・祭祀・律令国家」、神野志隆光編『古事記の現在』〈上代文学会研究叢書〉、笠間書院、1999.10、pp.101-145.　※神野志隆光・水林彪の「対論」の司会を担当。

【論説】「古事記における祭祀をめぐって：対論を終えて」、［前掲］神野志隆光編『古事記の現在』、pp.146-151.

【論説】「「負の世界」の視点から」、『礼拝週報 1999年度』21号、青山学院女子短期大学宗教活動委員会編／同女子短期大学発行、1999.11.15、〔p.3〕.　＊〈今週の言葉〉欄掲載。

【座談会】「空間・戦争・資本主義」、『現代思想』27巻13号〈特集 変容する空間〉、青土社、1999.12、pp.30-60.　※参加者：山之内靖、岩崎稔、米谷。

⇒山之内靖（伊豫谷登士翁・成田龍一編）『再魔術化する世界：総力戦・〈帝国〉・グローバリゼーション』御茶の水書房、2004.03、pp.53-109.

［2000年］

【論説】「なぜ今、あえてマルクス主義批判をするのか」、『アソシエ21 ニューズレター』9号、アソシエ21、2000.01.10、pp.8-10.

【論説】「三木清と「日本青年外交協会」」、『場 UTPADA』13号、こぶし書房、2000.02、pp.8-10.
＊三木清（内田弘編）『三木清エッセンス〈こぶし文庫：戦後日本思想の原点24〉』こぶし書房、2000.02付録。

【講演】「マルクス主義の世界性とコロニアリズム、」『情況』2期11巻2号［通号104］〈特集 マルクスをどうする？：二十一世紀の思想と運動への前哨〉、情況出版、2000.03、pp.16-30. ＊アソシエ21シンポジウム「マルクスがわかる」報告2。

【座談会】「オリエンタリズム批判の提起するもの：マルクス主義の普遍性をめぐって」、『情況』2期11巻2号［通号104］〈特集 マルクスをどうする？：二十一世紀の思想と運動への前哨〉、情況出版、2000.03、pp.37-51. ※参加者：的場昭弘（司会）、内田弘、米谷。

【短文】「退任の辞」、『青山クーリエ』117号、青山学院女子短期大学、2000.04、p.8.

【短文】［新任教官の紹介］、『東外大ニュース』104号、東京外国語大学東外大ニュース発行委員会、2000.04、p.13.

【解説】「占拠事件が投げかける問い：世界資本主義システムの批判にむけて」、小倉英敬『封殺された対話：ペルー日本大使公邸占拠事件再考』、平凡社、2000.05、pp.356-368.

【書評】「神野志隆光著『古代天皇神話論』」、『國文學：解釈と教材の研究』45巻6号［通号655］、學燈社、2000.05、p.57.

【編集】和辻哲郎『人間存在の倫理学』〈京都哲学撰書8〉、燈影舎、2000.07、309p. ※叢書全体の監修：上田閑照、編集：大峯顯、長谷正當、大橋良介。

【解説】「解説」、［前掲］和辻哲郎（米谷匡史編）『人間存在の倫理学』、pp.281-304.

【辞典項目】「京都学派」「高坂正顕」「善の研究」「田辺元」「西田幾多郎」「三木清」、『日本歴史大事典』全4巻、小学館、2000.07-2001.07、第1巻 p.906／第2巻 pp.25, 790, 985-986／第3巻 pp.221, 799-800.

【辞典項目】「尾崎秀実」「革新官僚」「協同主義」「近代の超克」「戦時体制（日本）」「世界史の哲学」「大アジア主義」「大東亜共栄圏」「三木清」、猪口孝ほか編『政治学事典』、弘文堂、2000.11、pp.136-137, 171, 243, 255, 630, 650-651, 677, 688-689, 1045-1046.

［2001年］

【論説】「和辻哲郎の東西文化総合論」、姫路文学館編『二人のヨーロッパ：辻善之助と和辻哲郎』、姫路文学館、2001.04、pp.83-85.

【論文】「古代東アジア世界と天皇神話」、大津透ほか『日本の歴史08 古代天皇制を考える』、講談社、2001.06、pp.289-341.（参考文献 pp.349-351）

⇒〈講談社学術文庫1908〉、講談社、2009.03、pp.291-343.（参考文献 pp.352-354）

【論説】「日本マルクス主義と植民地主義」、『進歩評論』8号、2001.06、pp.220-240. ※韓国語：イグァンクェン訳。

【辞典項目】「近代の超克」「超国家主義の論理と心理」「風土」「丸山真男」「和辻哲郎」、子安宣邦監修／桂島宣弘ほか編『日本思想史辞典』、ぺりかん社、2001.06、pp.136-137, 358, 462, 507-508, 599-600.

【座談会】「近代日本の自己と他者：本居宣長と福沢諭吉の現在」、『思想』932号〈特集 宣長問題〉、岩波書店、2001.12、pp.70-92. ※参加者：子安宣邦、高橋哲哉、米谷。

[2002年]

【論説】「「世界内戦」の渦中で」、『情況』3期3巻2号［通号16］〈特集 9・11とアラブ・イスラム〉、情況出版、2002.03、pp.104-108.

【辞典項目】「竹内好『魯迅』」「花田清輝『復興期の精神』」「花田清輝『近代の超克』」、栗坪良樹編『現代文学鑑賞辞典』、東京堂出版、2002.03、pp.255, 300-301.

【辞典項目】「社会主義」、永井均・中島義道・小林康夫・河本英夫・大澤真幸・山本ひろ子・中島隆博編『事典 哲学の木』、講談社、2002.03、pp.484-486.

【論文】「津田左右吉・和辻哲郎の天皇論：象徴天皇制論」、網野善彦ほか編『岩波講座 天皇と王権を考える1　人類社会の中の天皇と王権』、岩波書店、2002.04、pp.23-56.

【辞典項目】「戸坂潤」、北川高嗣ほか編『情報学事典』、弘文堂、2002.06、p.670.

【論文】「日中戦争期の天皇制：「東亜新秩序」論・新体制運動と天皇制」、酒井直樹ほか編『岩波講座 近代日本の文化史7　総力戦下の知と制度』、岩波書店、2002.09、pp.255-294.

【論説】「帝国日本の植民・社会政策論：矢内原忠雄と《世界史》の変容」、『社会思想史研究：社会思想史学会年報』26号〈特集 歴史と思想のダイナミズム 1〈シンポジウム〉歴史は何を語ることができるか〉、社会思想史学会編／藤原書店発行、2002.09、pp.25-31.

【論説】「東アジアのトランスナショナルな歴史認識／応答責任にむけて」、高橋哲哉編『〈歴史認識〉論争』〈思想読本：知の攻略7〉、作品社、2002.10、pp.160-163.

【座談会】「脱冷戦・グローバル化時代の〈歴史認識〉を考える：21世紀日本に「希望」はつくれるのか?」、［前掲］高橋哲哉編『〈歴史認識〉論争』pp.103-134.　※参加者：金富子、李孝徳、岡野八代、丸川哲史、高橋哲哉、米谷。

[2003年]

【論文】「矢内原忠雄の〈植民・社会政策〉論：植民地帝国日本における「社会」統治の問題」、『思想』945号〈特集 帝国・戦争・平和〉、2003.01、pp.138-153.

【座談会】「沖縄「復帰」後三〇年を振り返る：自立論の立場から」、『未来』439号、2003.04、pp.1-17.　※参加者：川満信一、仲里効、宮城公子、西谷修、米谷、上村忠男（司会）。　＊シンポジウム（2002.12.08、於：東京外国語大学）の記録。

【座談会】「沖縄「復帰」後三〇年を振り返る：自立論の立場から（続）」、『未来』441号、2003.06、pp.23-27.　※参加者：同上。

【書評】「『高良とみの生と著作』全8巻」、『神奈川大学評論』45号、2003.07、神奈川大学評論編集専門委員会編／神奈川大学広報委員会、pp.142-143.

【コメント】「帝国の社会科学と植民地的近代性」、『歴史学研究』781号、歴史学研究会、2003.10増刊、pp.113-114.　＊2003年度歴史学研究会大会・近代史部会「科学と帝国」コメント2（2003.05.25）。

【辞典項目】「和辻哲郎『日本倫理思想史』」、黒田日出男・加藤友康・保谷徹・加藤陽子編『日本史文献事典』、弘文堂、2003.12、pp.1389-1390.

[2004年]

【編集】尾崎秀実『尾崎秀実時評集：日中戦争期の東アジア』〈東洋文庫724〉、平凡社、2004.03、475p.

【解説】「解説」、［前掲］尾崎秀実（米谷匡史編）『尾崎秀実時評集』、pp.439-475.

【コメント】「臼杵報告へのコメント」、『史資料ハブ地域文化研究』3号、21世紀COEプログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」総括班、2004.03、pp.34-39.　＊シンポジウム「世界システムの変容と地域研究の再定義」第一日目「帝国主義と地域研究」、報告1：臼杵陽「植民政策学から地域研究へ」（2003.10.04、於：東京外国語大学）への応答（部分的に、報告3：水嶋一憲「帝国論の新展開」への応答含む）。

【書評】「芹沢一也『〈法〉から解放される権力：犯罪、狂気、貧困、そして大正デモクラシー』」、『歴史学研究』787号、歴史学研究会、2004.04、pp.50-53.

【論説】「「東亜協同体」論とは何か」、『週刊朝日百科　新訂増補 日本の歴史』109号「大東亜共栄圏」、朝日新聞社、pp.11-267-11-268.

【対談】「アジア主義、「近代の超克」論、そして脱冷戦：尾崎秀実と竹内好」、『情況』3期5巻8号［通号43］〈特集 近代の超克―アジア主義〉、情況出版、2004.08・09合併、pp.6-23.　※対談者：丸川哲史。

【談話】「誰が誰に語るアジア連帯なのか：アジア連帯論のコンテキスト」、『理戦』76号〈特集 最強国家アメリカのゆらぎ〉、実践社、2004.04、pp.120-147.

[2005年]

【講演】「戦時期の東亜協同体論と知識人」、『INTERJURIST』149号、日本国際法律家協会、2005.03.15、pp.4-13.

【論文】「戦間期知識人の帝国改造論」、歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座9　近代の転換』、東京大学出版会、2005.04、pp.57-86.

【論説】「ポスト東アジア：新たな連帯の条件」、『現代思想』33巻6号〈特集〈反日〉と向きあう〉、青土社、2005.06、pp.74-79.

⇒改題「ポスト〈東アジア〉」、孫歌・白永瑞・陳光興編『ポスト〈東アジア〉』〈思想読本：知の攻略12〉、作品社、2006.03、pp.184-189.　＊若干加筆あり。

⇒韓国語版：趙基銀訳、『反日と東アジア』、ソミョン出版、2005.12、pp.83-93.

【共著】『変成する思考：グローバル・ファシズムに抗して』〈思考のフロンティア別冊〉、岩波書店、2005.08、viii+131p.　※共著者：市野川容孝、小森陽一、守中高明。

【報告】「近代知を語る言葉をめぐって」、［前掲］小森陽一ほか『変成する思考』、pp.3-7.

【対談】「占領と平和：〈戦後〉という経験」上、『社会運動』305号、市民セクター政策機構、2005.08、pp.2-16.　※対談者：道場親信。　＊戦後60年特集。

【対談】「占領と平和：〈戦後〉という経験」下、『社会運動』306号、市民セクター政策機構、2005.09、pp.14-25.　※対談者：同上。

【座談会】「満鉄マルクス主義とアジア：小林英夫・福井紳一編『満鉄調査部事件の真相』をめぐって」前半、『情況』3期6巻7号［通号54］、2005.08、pp.24-45.　※参加者：小林英夫、福井紳一、石井知章、盛田良治、米谷（司会）。

【座談会】「満鉄マルクス主義とアジア：小林英夫・福井紳一編『満鉄調査部事件の真相』をめぐって」後半、『情況』3期6巻9号［通号56］、2005.10、pp.38-69.　※参加者：同上。

【論文】「植民地／帝国の「世界史の哲学」」、『日本思想史学』37号〈特集 思想史における1930年代：京都学派の位置［2004年度大会シンポジウム］〉、日本思想史学会、2005.09、pp.11-19.

［2006年］

【解題】「植民政策学文献解題（3）1920年代以降」、酒井哲哉編『岩波講座「帝国」日本の学知1「帝国」編成の系譜』、岩波書店、2006.02、pp.36-41.　※共著者：酒井哲哉。　＊担当項目：「近藤康男『満洲農業経済論』」「細川嘉六『アジア民族政策論』『植民史』」「永丘智太郎『極東の計画と民族』」「『大日本拓殖学会年報第一輯 大東亜政策の諸問題』」「板垣与一『アジアの民族主義と経済発展』」「岩槻泰雄・鈴木譲二『海外移住政策史』」。

【解題】「ポスト〈東アジア〉を考えるための基本書63冊」、孫歌・白永瑞・陳光興編『ポスト〈東アジア〉』〈思想読本：知の攻略12〉、作品社、2006.03、pp.219-229.　※共著者：丸川哲史、崔真碩。＊米谷は19点の文献短評を執筆。

【対談】「丸山眞男を読みなおす：その論点と可能性」、『丸山眞男：没後10年、民主主義の〈神話〉を超えて』〈Kawade 道の手帖〉、河出書房新社、2006.04、pp.36-57.　※対談者：道場親信。

【単著】『アジア／日本』〈思考のフロンティア〉、岩波書店、2006.11、xx+190p.

⇒韓国語版：曺恩美訳、『アジア／日本：間で近代の暴力を考える』、グリーンビー出版、2010.07、272p.　＊「韓国語版あとがき」（2010年6月付）を付す。

【講演】「戦時下の思想変容をめぐって」、『早大文学』II期24号、早稲田大学現代文学会、2006.11.03、pp.33-41.　＊2004年度早稲田大学現代文学会企画講演会「批評の不／可能性：語られたこと 語られぬこと 語ること」（2004.12.11）の講演記録（同日の岡真理の講演と併せて討論の記録もあり、米谷応答は pp.50-54）。

【辞典項目】「近代化論」「三木清」、大庭健ほか編『現代倫理学事典』弘文堂、2006.12、pp.203, 805.

［2007年］

【座談会】「近代、日本、知をめぐって：〈近代〉という同時代を生きる」、『神奈川大学評論』56号〈特集 日本近代〈知〉の巨人たち：時代に屹立する精神〉、神奈川大学評論編集専門委員会編／神奈川大学広報委員会、2007.03、pp.5-32.　※参加者：安藤礼二、後藤仁、米谷。

【談話】「巻頭インタビュー　狭間で考える：『アジア／日本』をめぐる対話」、『情況』3期8巻2号［通号64］〈特集〈アジア〉をめぐる知：米谷匡史『アジア／日本』を読む〉、2007.03・04合併、pp.6-49.　※聞き手：大澤聡。

【書評】「仲里効著『オキナワ、イメージの縁（エッジ）』」、『福井新聞』2007.06.03.　＊共同通信配信記事（2007.05.31配信）。
⇒共同通信文化部編『書評大全』三省堂、2015.04、p.1331.

【座談会】「思想の100年をたどる1：1921-45年 知の衝撃と再編成」、『思想』1000号、岩波書店、2007.08、pp.6-46.　※参加者：佐藤卓己、苅部直、米谷（司会）。　＊『思想』1000号記念連続座談会第1回。
⇒『思想』編集部編『『思想』の軌跡　1921-2011』岩波書店、2012.02、pp.51-93.

［2008年］

【論説】「軋みと閃光」、『世界』774号〈臨時増刊 沖縄戦と「集団自決」：何が起きたか、何を伝えるか〉、岩波書店、2008.01、pp.203-205.
⇒西谷修・仲里効編『沖縄／暴力論』未来社、2008.08、pp.249-251.

【報告】「東アジアにおける地域主義の問題点」、『東京外語会会報』112号、東京外語会、2008.02、pp.43-44.　＊市民講座（2007.07.26）要旨。

【討論記録】「シンポジウムI「集団死」の特異性」、西谷修・仲里効編『沖縄／暴力論』未来社、2008.08、pp.17-71.　※参加者：間宮則夫、仲里効、西谷修、中山智香子（司会）、米谷。

【編集】「年表　戦争の記憶／記憶の戦争」、［前掲］西谷修・仲里効編『沖縄／暴力論』、pp.157-160.

【論説】「『無の造形』と『無の造型』：『谷川雁セレクション』編集余滴」、『評論』169号、日本経済評論社、2008.10、pp.4-5.

【推薦文】「集団と工作者のメディア」、『大阪朝鮮詩人集団機関誌 ヂンダレ・カリオン復刻版 内容見本』、不二出版、2008.10、〔頁番号なし〕.

【短文】「別の世界への夢」（ものがたり文化の会・戸隠テーマ活動合宿参加記）、『楢ノ木だより』、関東楢の木会、2008.10.　＊編者未確認。

【座談会】「特集討議「1968」という切断と連続」、『悍 Hàn』1号、白順社、2008.10、pp.38-71.
※参加者：佐伯隆幸、絓秀実（司会）、鵜飼哲、米谷。

［2009年］

【討論記録】「アジア／日本を貫く〈近代〉批判のために：歴史と現在にどう対峙するか」、市野川容孝・小森陽一編『壊れゆく世界と時代の課題』〈思考のフロンティア〉、岩波書店、2009.03、pp.1-47.
※参加者：姜尚中、市野川容孝、小森陽一、米谷。

【報告】「基調報告」、［前掲］市野川・小森編『壊れゆく世界と時代の課題』、pp.1-5.

【論説】「「流民」のコミューンを幻視する：「運動体」としての谷川雁」、『谷川雁：詩人思想家、復活』〈Kawade 道の手帖〉、河出書房新社、2009.03、pp.2-15.

【書評】「今福龍太著『群島―世界論』」、『総合文化研究』12号（2008年度）、東京外国語大学総合文化研究所、2009.03、pp.210-211.

【論説】「革命詩人から人体交響劇へ:『谷川雁セレクション』刊行にあたって」、『十代』29巻2号［通号279］、ものがたり文化の会、2009.04、pp.9-10.

【編集】『谷川雁セレクション1　工作者の論理と背理』、日本経済評論社、2009.05、xxxiv+445p.　※共編者:岩崎稔。

【編集】『谷川雁セレクション2　原点の幻視者』、日本経済評論社、2009.05、xxxii+415p.　※共編者:岩崎稔。

【解説】「序説「流民」のコミューンへ」、［前掲］岩崎稔・米谷匡史編『谷川雁セレクション2　原点の幻視者』、pp.xi-xxxii.

【書評】「比屋根照夫著『戦後沖縄の精神と思想』を読む」上・下、『琉球新報』2009.07.11、p.13、07.13、p.17.　＊文化面掲載。

【座談会】「更に深く谷川雁を:『谷川雁セレクション』I・II」、『図書新聞』2925号、2009.07.11、pp.1-3.　※参加者:岩崎稔、佐藤泉、米谷。

【短文】「25日に「谷川雁と沖縄」シンポ:身体と感受性 どう解き放つ」、『琉球新報』2009.10.20、p.8.　＊〈声〉欄〈ネットワーク〉掲載、シンポジウム「谷川雁と沖縄」(2009.10.25、於:沖縄県立美術館・博物館ホール)案内。

【討論記録】「『谷川雁セレクション』読書会1」、『十代』29巻6号［通号283］、ものがたり文化の会、2009.12、pp.10-14.　※発言者:竹下洸、根本千絵、長谷川裕一、清水忍、大西はるか、林陽一、篠部俊一、米谷。　＊谷川雁「工作者の論理」「原点が存在する」読書会(2009.10.11)の記録。

［2010年］

【編集】『一九三〇年代のアジア社会論:「東亜協同体」論をめぐる言説空間の諸相』、社会評論社、2010.02、393p.　※共編者:石井知章、小林英夫、米谷。

【論文】「尾崎秀実の「東亜協同体」批判:日中戦争期の「社会」問題」、［前掲］石井・小林・米谷編『一九三〇年代のアジア社会論』、pp.27-70.

【論文】「「アジア社会論」の系譜における一九三〇年代」、［前掲］石井・小林・米谷編『一九三〇年代のアジア社会論』、pp.11-26.　＊共編者3名の署名による本書の序論だが、末尾には「(文責・石井知章)」とある。

【短文】「あとがき」、［前掲］石井・小林・米谷編『一九三〇年代のアジア社会論』、pp.387-390.　＊共編者3名の署名だが、末尾には「(文責・米谷匡史)」とある。

【対談】「自分の内側に、抵抗する主体の根拠地を:『ポスト〈改革開放〉の中国』、『竹内好』」、『図書新聞』2954号、2010.02.20、pp.1-3.　※対談者:丸川哲史。

【論文】「1930年代東アジアの言説空間とメディア」、『AJ Journal』5号、国士舘大学アジア・日本研究センター、2010.03、pp.121-127.　＊「AJフォーラム15」(2009.03.26、於:国士舘大学町田校舎図書館)講演記録。

【短文】「新たな問いをうみだす現場」、神野志ゼミ同窓会一同編・発行『汎汎揚舟:神野志隆光先生御退職記念』、2010.03、〔頁番号なし〕.

【討論記録】「『谷川雁セレクション』読書会２」、『十代』30巻２号［通号285］、ものがたり文化の会、2010.04、pp.10-15.　※発言者：竹下洸、根本千絵、長谷川裕一、清水忍、大西はるか、林陽一、篠部俊一、小泉文子、伴和彦、米谷。　＊谷川雁「定型の超克」読書会（2010.02.21）の記録。

【講演】「〈運動体〉谷川雁の軌跡：1965年前後の屈折」、『雲よ：原点と越境』３号、谷川雁研究会、2010.05、pp.33-49.　＊「11・7雁研第一回公開研究会基調レポート」。

【辞典項目】「尾崎秀実」「川合貞吉」「西園寺公一」「松本重治」、中村義ほか編『近代日中関係史人名辞典』東京堂出版、2010.07、pp.159-160, 199, 268, 532-533.

【短文】「〔世界の多言語・多文化 連載10〕日本」、『多言語・多文化教育研究』16号、東京外国語大学・多言語・多文化教育研究センター、2010.07、p.7.

【討論記録】「『谷川雁セレクション』読書会３」、『十代』30巻４号［通号287］、ものがたり文化の会、2010.08、pp.8-12.　※発言者：竹下洸、根本千絵、根本彩夏、長谷川裕一、清水忍、大西はるか、大西邑子、小泉文子、申知瑛、米谷。　＊谷川雁「さらに深く集団の意味を」「サークル村始末記」読書会（2010.04.04開催）の記録。

【討論記録】「『谷川雁セレクション』読書会４」、『十代』30巻５号［通号288］、ものがたり文化の会、2010.10、pp.5-9.　※発言者：根本彩夏、長谷川裕一、清水忍、大西はるか、林陽一、伴和彦、米谷。　＊谷川雁「ミイケはどこへいったか」「自立組織の構成法について」「百時間」他読書会（2010.05.30開催）の記録。

［2011年］

【短文】「無名な民衆の文学を聴く」、『GLOBE Voice』３号、東京外国語大学、2011.03、pp.26-27.

【書評】「内なる「日本」を問い返す対話」、『Pieria ピエリア』３号（2011春）、東京外国語大学出版会・東京外国語大学附属図書館、2011.04、pp.24-25.　＊大江健三郎『ヒロシマ・ノート』（岩波新書、1965年）、同『沖縄ノート』（岩波新書、1970年）の紹介。

【討論記録】「シンポジウム ウォール・クラッシュのさなかに：金子勝氏を迎えて」、西谷修編著『“経済”を審問する：人間社会は“経済的”なのか?』、せりか書房、2011.05、pp.52-126.　※参加者：金子勝、西谷修、土佐弘之、中山智香子（司会）、米谷（米谷発言部分＝コメントは、pp.96-105）。

【書評】「東アジア出版人会議編・発行『東アジア人文書100』：分断を越え、触発と変革の試み」、『信濃毎日新聞』2011.05.08.　＊読書欄掲載。

【書評】「堀江邦夫著『原発ジプシー：被曝下請け労働者の記録』：安全神話を問う実体験の重み」、『信濃毎日新聞』2011.06.26.　＊読書欄掲載。

【書評】「〔夏休みの一冊〕アミール・D・アクゼル著、水谷淳訳『デカルトの暗号手稿』」、『信濃毎日新聞』2011.07.24.　＊読書欄掲載。

【編集・解題】「谷川雁「詩作年譜」および拾遺詩篇」、『近代文学論集』37号、日本近代文学会九州支部「近代文学論集」編集委員会、2011.11、pp.170-186.　※共編者：坂口博。　＊年譜解説も坂口と執筆（分担明示）。

【書評】「金賛汀著『非常事態宣言 1948：在日朝鮮人を襲った闇』：戦後秩序の根源しる手がかり」、『信濃毎日新聞』2011.12.18.　＊読書欄掲載。

［2012年］

【書評】「〔2012年の一冊〕森敦著『月山・鳥海山』」、『信濃毎日新聞』2012.01.08.　＊読書欄掲載。

【論文】「日中戦争期の文化抗争：「帝国」のメディアと文化工作のネットワーク」、山口俊雄編『日本近代文学と戦争：「十五年戦争」期の文学を通じて』三弥井書店、2012.03、pp.181-218.

⇒韓国語版：張紋碩訳、「「帝国」のメディアと文化工作のネットワーク：中日戦争期の文化抗争」、『東亜文化』59輯、ソウル大学校人文大学・東亜文化研究所、2021.12.

【討論記録】「「十五年戦争」と文学：戦中・戦後、そして現在へ」、［前掲］山口俊雄編『日本近代文学と戦争』、pp.220-265.　※参加者：山口俊雄、宮崎真素美、坪井秀人、ノーマ・フィールド、米谷。

【書評】「〔夏休みの一冊〕今福龍太・鵜飼哲編『津波の後の第一講』」、『信濃毎日新聞』2012.07.29.　＊読書欄掲載。

【書評】「下斗米伸夫著『日本冷戦史：帝国の崩壊から55年体制へ』：権力の空白・再分割 綿密な論考」、『信濃毎日新聞』2012.09.16.　＊読書欄掲載。

【辞典項目】「津田左右吉」「戸坂潤」「吉野作造」「和辻哲郎」、大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編／見田宗介顧問『現代社会学事典』、弘文堂、2012.12、pp.895, 949, 1293, 1369.

［2013年］

【書評】「〔2013年の一冊〕寺山修司著『寺山修司青春歌集』」、『信濃毎日新聞』2013.01.06.　＊読書欄掲載。

【書評】「上村英明・木村真希子・塩原良和編／市民外交センター監修『市民の外交：先住民族と歩んだ30年』：国際社会も政策も変えられる」、『信濃毎日新聞』2013.03.31.　＊読書欄掲載。

［2014年］

【推薦文】「危機の時代を読み解く手がかり」、大澤聡編・解題『〈文圃文献類従39〉戦前期「論壇時評」集成：1931-1936年 全2巻［編集復刻版］』チラシ、金沢文圃閣、〔2014.09〕.

［2015年］

【座談会】「戦後70年と日本社会：歴史と未来の交点に立って」、『神奈川大学評論』81号〈特集 戦後70年と日本社会：歴史と未来の交点〉、2015.07、神奈川大学評論編集専門委員会編／神奈川大学広報委員会、pp.5-32.　※参加者：アーサー・ビナード、阿部浩己、米谷。

【辞典項目】「尾崎秀実」「京都学派」「近代の超克」「高坂正顕」「高山岩男」「世界史の哲学」「田辺元」「東亜協同体論」「西田幾多郎」「西谷啓治」「三木清」、吉田裕ほか編『アジア・太平洋戦争辞典』、吉川弘文館、2015.11、pp.84, 155-156, 162, 199-200, 207-208, 336, 402, 444-445, 496, 497, 641.

［2016年］

【論説】「療養所の詩サークルと工作者たち：大谷浩之と谷川雁」、宇野田尚哉・川口隆行・坂口博・鳥羽耕史・中谷いずみ・道場親信編『「サークルの時代」を読む：戦後文化運動研究への招待』、影書房、2016.12、pp.211–216.

［2017年］

【短文】「特集：書評コロキアム　駒込武著『世界史のなかの台湾植民地支配：台南長老教中学校からの視座』」、『Quadrante クァドランテ 四分儀：地域・文化・位置のための総合雑誌』19号、東京外国語大学海外事情研究所、2017.03、pp.59–60.

【推薦文】「「詩のゲリラ活動」の痕跡を読む」、城戸昇著／道場親信編『東京南部サークル文化運動史　年表・記録 別巻』〈文圃文献類従59〉、金沢文圃閣、2017.08、p.173.

【解説】「日中戦争期・朝鮮知識人の「世界史の哲学」」、「植民地／近代の超克」研究会企画・洪宗郁編『植民地知識人の近代超克論』ソウル大学校出版文化院、2017年、pp.433–458.　※韓国語：張紋碩訳。

【短文】「序文」、［前掲］『植民地知識人の近代超克論』pp.5–12.　※韓国語：洪宗郁訳。

［2018年］

【対談】「日本近代の一五〇年を超えて：未来への視座」、『神奈川大学評論』89号〈特集 日本近代の一五〇年：明治という時代から〉、神奈川大学評論編集専門委員会編／神奈川大学広報委員会、2018.03、pp.5–29.　※対談者：白取祐司。

【コメント】「第2セッション　裵京漢報告に対する討論」、日韓歴史家会議組織委員会（国際歴史学委員会日本国内委員会）『東アジアの平和思想とその実践：歴史的考察　第17回日韓・韓日歴史家会議報告書』、公益財団法人日韓文化交流基金、2018.03、pp.153–156.

【討論記録】「第4セッション　総合討論」、［前掲］『東アジアの平和思想とその実践』、pp.213–239.

［2019年］

【論説】「三・一独立運動、五・四運動と帝国日本のデモクラシー」、『歴史地理教育』891号〈特集 三・一独立運動、五・四運動100年と日本〉、歴史教育者協議会、2019.03、pp.28–33.

【コメント】「コメント」、『歴史学研究』989号［大会増刊号］、歴史学研究会、2019.10、pp.172–174.
＊2019年度歴史学研究会大会・現代史部会「平和運動を歴史化する：冷戦史の解釈枠組みを越えて」コメント。

［2020年］

【書評】「李光平 写真・文／金富子・中野敏男・橋本雄一・飯倉江里衣 責任編集『「満洲」に渡った朝鮮人たち：写真でたどる記憶と痕跡』」、『総合文化研究』23号（2019）、東京外国語大学総合文化研究所、2020.02、pp.210–211.

【辞典項目】「思想問題としての大東亜共栄圏」、日本思想史事典編集委員会編『日本思想史事典』、丸善出版、2020.04、pp.650-651.

［2021年］

【コメント】「植民地帝国／戦後日本の間の天皇制」、『日本思想史学』53号〈特集 日本思想史学から見る近現代の天皇［2020年度大会シンポジウム］〉、日本思想史学会、2021.09、pp.31-36.

［2022年］

【論文】「戦後日本における植民地主義批判の生成：鶴見俊輔と鈴木道彦の場合」、『日本批評』27号、ソウル大学校日本研究所、2022.08.15、pp.48-75.　※韓国語：趙秀一訳。

⇒日本語版（同題）、『思想』1223号、2026.03、岩波書店、pp.39-61.

【論文】「戦時下のアジア解放論」、山口輝臣・福家崇洋編『思想史講義　戦前昭和篇』〈ちくま新書1674〉、筑摩書房、2022.12、pp.283-298.

［2023年］

【コメント】「東アジアの初期社会主義と「社会的」なアジア連帯論」、『日本史研究』727号〈2022年度日本史研究会大会特集号〉、日本史研究会、2023.03、pp.186-192.　＊同大会近現代史部会共同研究報告「1920年代の社会運動：東アジアの国際関係を軸に」における報告、福家崇洋「戦間期日中交渉における宮崎龍介」・黒川伊織「高津正道と〈東洋インタナショナル〉：帝国日本と中国」に対するコメント。

【論文】「戦時下の知識人たち：戦時変革とアジア」、姜尚中総監修『アジア人物史11　世界戦争の惨禍を越えて』、集英社、2023.04、pp.751-788.

［2025年］

【論説】「谷川雁詩集『大地の商人』の再版事情：九州と東京の間で」、くまもと文学・歴史館編・発行『2025年度 くまもと文学・歴史館企画展「起爆する運動体――没後30年 谷川雁のものがたり――」展示解説パンフレット』、2025.08、〔pp.3-4〕.

《付 出演番組》

【ラジオ対談】「21世紀日本の自画像」NHKラジオ第1、2006.08.07（月）放送。

※対談者：寺島実郎、米谷匡史、司会：木村知義。

＊「21世紀日本の自画像」は番組名。当日のテーマは不明。

【TV対談】「谷川雁の復活」、CS放送、朝日ニュースター「別刊 朝日新聞」、2010.02.05（金）放送。

※対談者：松本輝夫、米谷匡史、司会：河谷史夫。

以　上

小特集 II：
金七紀男先生追悼

Featured Topic II:
Memorial Writings for
Professor KINSHICHI Norio

金七紀男先生追悼小特集にあたって

古川　高子
FURUKAWA Takako
東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Centre

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 41–42.

「買ってきたよ。蜂蜜石鹸!」とニコニコしながら、海外事情研究所のドアを開けて入ってきた金七先生を今でも覚えている。帰りのバスでときどきご一緒した折だったか、外語の話、世間話をしながら、ポルトガルでは蜂蜜石鹸がとても有名でそれを使うと美人になるのだとおっしゃったので、それでは、今度行かれたら是非、買ってきてください!とお願いしたのが始まりで、行かれる度にお土産として買ってきてくださった。直接授業を受けたことはなかったのだが、博士後期に入ってから副指導教官（当時は「国立大学」だったのでこう呼んだ）として諸種の面接でお目にかかるようになった。他の指導教官たちが厳しい質問を浴びせかけたときも、「古川さんの「売り」は「自然」なんだから」とたびたび防衛してくださった。とても優しいお人柄だと感激した。

海外事情研究所の教務補佐になってからも、何かの折りには必ず優しい言葉をかけてくださった。そんな金七先生が2002年度で退官される際、感謝の気持ちを込めて海外事情研究所の送別会を催し、お花を差し上げた。花屋できれいな優しい色の花を見つくろって花束にしてもらい、送別会の終わりに、私から先生に差し上げた。そのときに、「あれ、白いかすみ草が入っている。僕はやっぱり霞になるんだなあ」とおっしゃって会場は大爆笑となった。即座に私の指導教官だった増谷英樹先生が、「僕の時にはかすみ草を入れないでね」と一言。これまた大笑いとなった。教務補佐として忘れもしない一コマである。

金七先生と増谷先生は同じ大学院に同時に入学され、また外語大に赴任されたのも同じ1976年4月。お二人とも海外事情研究所を通じて一緒に研究された仲間であり、増谷先生が海外事情研究所所長だったときに創刊された所誌『クァドランテ（ポルトガル語で四分儀の意）』の名付け親が金七先生であった。退官も金七先生の翌年が増谷先生だった。2024年11月に増谷先生が他界され、翌年春に追悼エッセイ集を作る際には、私から金七先生に追悼文をお願いした。そのお返事として「増谷さん、亡くなりましたか。毎年、年賀状をやり取りしておりました。体調がすぐれないという内容でしたが、一昨年、昨年と年賀状は届かず、案じておりました。……80歳をすぎ、いろいろなところから訃報が届くようになりました。」というメールをいただき、5月30日には追悼文を頂戴した。お礼のメールを差し上げ、校正ゲラができましたらお送りします、と返信した半年後の11月末に鈴木茂さんから金七先生の訃報が届き、非常に驚いた。追悼文の内容もメールのやり取りも非常にしっかりした筆致で書かれており、まさか、亡くなられるとは思いもよらなかったからである。頂いた追悼文では大学院時代にスキー教室で一緒となり、初心者だった金七先生は颯爽と滑る増谷先生を「まぶしい存在だった」と記してくださった。仲の良いお二人

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

は、10ヶ月ほどの差はあったものの、ともに「霞」となって逝かれてしまった。だが、「あちら」のスキー場でも増谷先生と一緒に山上からシュプールを描いているのだろう。お二人の笑い声が聞こえてきそうである。

こうしたご縁があって2年連続で『クァドランテ』に追悼小特集の巻頭言を執筆することになった。追悼文をお願いしたのは、同じポルトガル語学科の教員だった鈴木茂さん、スペイン語学科だった立石博高さん、そしてご専門が近い疇谷憲洋さんである。「金七さん」への敬慕の念を丁寧に表現してくださったみなさま、どうもありがとうございました。

心よりご冥福をお祈りいたします。

金七紀男先生を悼んで

立石　博高
TATEISHI Hirotaka
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 43–45.

金七先生の訃報に接し、私は少なからぬ動揺を隠せなかった。私よりちょうど10歳年上の先生とは1975年以来の知己であり、歳の離れた兄貴のように慕っていたからである。以下、金七さんと呼んで、兄貴分が私たちに遺されたお仕事の重要性を確認することで、弔辞に替えさせていただく。

1970年代当時には、近代化のモデルとなった英・独・仏についての知見が深まり、戦後歴史学の見直しがさまざまに始まっていたものの、北欧や東欧、そして南欧の諸国についての研究はまだまだ不十分であった。とくに初学者が南欧諸国の歴史に触れようとしても、山川出版社の「世界各国史」シリーズでは、英・独・仏には各一巻が充てられていたのに対し、南欧についてはイタリア・スペイン・ポルトガルの三ヶ国で一巻、しかもその半分はイタリアで、残り半分が三対一の割合でスペインとポルトガルに充てられていたのである（1957年に初版刊行）。

大学院に進んでスペイン史研究を目指そうとしていた1975年当時（私は休学のために3年遅れの四回生であった）、それこそ偶然にポルトガル地域事情で金七さん（まだ東京大学大学院博士課程に在籍されていたと思う）が東京外国語大学ポルトガル語学科の非常勤講師として「大航海時代」についての講義を提供していることを知り、受講する機会を得た。正直言ってその話し方はやや退屈だったが、ポルトガル語の原著にあたってポルトガル史の大家ゴディーニョの『大航海時代と世界経済』の内容を丁寧に分析・紹介する姿勢に私は魅了されたのであった。

その後、残念ながら個人的に接触する機会はしばらく途絶えた。だが私は、都立大学大学院に進学し、同大学助手となり、やがて同志社大学に奉職しても、いたずらに国民国家を超えるような議論に流されることなくポルトガルの一国史についての実証的研究を深められていく金七さんのお仕事には常に関心を払っていた。そして幸いにも1992年に東京外国語大学に着任することとなり、金七さんの同僚となったのである。爾来、公私を問わずほんとうにお世話になり、感謝してもしきれない思いである。

金七さんと同僚であったのは退官される2003年までの11年間であったが、この間に学内特別プロジェクトや科学研究費の仲間として絶えず刺激を受けてきた。ポルトガルとスペインの二ヶ国は中世前期まではイベリア半島内で共通の歩みをたどることも多く、レコンキスタの過程で成立した都市自治体、さらには近世の異端審問制の展開でも比較史的な学びを共有できたことはたいへんに有難かった。さらに金七さんが1996年に『ポルトガル史』（彩流社）という先史時代から現代にいたる通史を出版されたことは、もちろん一人の歴史家が全時代をカヴァーすることの不十分さを自覚されながらも、広く一般読者にポルトガルの全体像

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

を提示しようとする試みとして画期的であった。これはおおいなる刺激となり、私もまたいつかしっかりとしたスペインの歴史像を描きたいと決意を新たにした。ちなみに私は、遅れること四半世紀の2021年に『スペイン史10講』（岩波新書）を上梓することができた。

さて、金七さんは1970年代のゴディーニョ著作から着想を得て長い間あたためておられたエンリケ航海王子（15世紀ポルトガルの海外飛躍の英雄としてポルトガル「国民史学」から神話化されていた）を批判的に考察する『エンリケ航海王子――大航海時代の先駆者とその時代』（刀水書房）を2004年1月に出版されている。私はこの著書の書評を「週刊読書人」第2530号に書かせていただいた。少し長くなるがその文章の一部を転用したい。

> 私たちはヨーロッパ中心史観から離れなければならないが、大航海時代のヨーロッパ人の行動を告発・非難すれば事が足りるわけではない。当時のヨーロッパ人がアフリカやアメリカに進出し、先住民を奴隷化するような行動をとることを可能にした歴史的諸条件は何であったのか、そうした行動を正当化した思想と他者認識は何であったのか、そうしたものを具体的に分析し提示しなければ、中心主義の束縛から逃れることはできないであろう。
>
> そうした意味で、本書は挑戦的であり刺激的である。日本におけるヨーロッパ史研究の英・独・仏への偏りとそのほかのヨーロッパ諸国への認識不足のなせるわざとはいえ、ポルトガルのエンリケ航海王子の人物像は和辻哲郎や司馬遼太郎によってステレオタイプ化されてしまっていた。本書はそれをみごとにくつがえすのみならず、15世紀ポルトガルの当時の人々の考え方、感じ方、行動様式を写し出す人物としてエンリケを描く、つまり同時代における等身大の人物像を描こうとして成功しているからである。

その後、金七さんはポルトガル帝国の植民地であったブラジルの歴史にも踏み込まれて、2009年には『ブラジル史』（東洋書店）を出版された。さらに一般の人々が関心を薄れさせるなかで、各国の歴史への興味を呼び戻すべく、2011年には『図説 ポルトガルの歴史』（河出書房新社）を、2014年には『図説 ブラジルの歴史』（河出書房新社）を著された。

2020年頃からは体調を崩されることも多かったようだが、「国民史学」にまつわるかずかずの神話を批判しつつ平易にポルトガル史を語る作業（エッセー）を雑誌に連載されておられた。それらをベースとして2025年12月、『ポルトガルの歴史百話』（刀水書房）を著されている。本書の刊行に携わった編集者の方は、「本書著者の金七紀男先生は、刊行準備の最終段階で突然お亡くなりになりました。」と記している。

じつは金七さんの訃報が届いたのは、最近のお仕事とご近況を聴く機会を持としていたさなかであった。以前はお茶の水で、いまは桜木町馬車道で営業しているポルトガル料理店「ピリピリ」は金七さんのお気に入りの店であり、この場所でお話を伺えればと思っていたのである。オーナーの女性のお父さんが偶然にも東京外大ポルトガル語学科の1年先輩だったこともあり、ポルトガル語関係の集まりでよく利用していたそうである。

いま馬車道のお店に入ると右手に本棚があり、1970年のポルトガル滞在中に親交を結ばれた壇一雄氏（『火宅の人』で有名な小説家）が金七さんに贈られた著作が並べられている。金七さんがレストランに寄贈されたとのことだが、書物のなかには檀氏から金七さんに宛てた

お礼の書簡も挟まれている。金七さんが誰にでも懇切丁寧に接していたことの歴史的証である。もっともっと長生きをしていただきたかった。合掌。

こんな時には大根とイワシの……
――金七先生の思い出――

鈴木　茂
SUZUKI Shigeru
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 47–51.

金七先生とは私が1975年4月に東京外国語大学ポルトガル・ブラジル語学科に入学して、「事情講義」と呼ばれていた授業を履修したのが最初の出会いだったと記憶している。当時、先生はまだ非常勤講師で、横須賀から通われており、授業以外ではまったく接触はなかった。翌年、学科の定員が20人から30人に増えたことによるのだろう、晴れて常勤講師として着任され、授業以外にも学科の行事などでお話しする機会が増えた。先生の着任により学科の教員は4人になったが、学科長であった濱口乃二雄先生と、金七先生より先に常勤講師として着任されていた岡村多希子先生はポルトガル文学、助教授の池上岑夫先生はポルトガル語学がご専門であったため、金七先生はご専門のポルトガル史だけではなく、ブラジル史関係の授業も担当されることになった。池上先生はサンパウロ大学への留学歴があって、ブラジルのポルトガル語にも詳しかったが、「ポルトガル・ブラジル語学科」と謳いながら、ブラジルの政治経済、社会、歴史などを専門とする教員はおられなかった。語学や文学以外では、多くの学生の関心はブラジルに向いていたため、金七先生はブラジル史の授業を受け持つだけではなく、ゼミナールでも学生の関心に合わせてブラジルの歴史や社会問題を取り上げておられた。

私の手元にある1977年度の『講義題目一覧』を見ると、金七先生は「前期専攻語科目（事情講義）」として「ポルトガル史（ポルトガル史概説）」を、「後期専攻語科目」の「ポルトガル・ブラジル事情」として「ポルトガル史（ポルトガル現代史）」と「ポルトガル・ブラジル事情特殊研究（ブラジル植民地時代史研究）」の2科目を開講されている（当時の授業は原則として通年4単位）。「事情講義」という名称は、将来、出張や駐在員として海外に滞在するときに困らないよう「現地事情」を教えるというニュアンスがあり、あまり評判が良くなかったが、各語学科の講義題目も「英米事情概説」「ソ連事情概説」「中国事情概説」としているものが多い中、金七先生の授業は上述の通り、シンプルに「ポルトガル史」となっている。「○○事情概説」ではない授業題目は、他には二宮宏之先生の「フランス史（フランス文化論）」や山崎利男先生（東京大学東洋文化研究所教授）の「インド・パーキスターン史（インド近現代史概説）」など数えるほどで、深い理由があったのかどうか分からないが、今となって見直すと、歴史研究者としての矜持の表れのようにも感じられる。

当時は今のようなシラバスという考え方はなく、『講義題目』の中の授業の説明は短い。「事情講義」の「ポルトガル史（ポルトガル史概説）」には、「ポルトガル史上の諸問題を重点的に講義するが、かつての植民地ブラジルをはじめ、アンゴラ、モザンビーク等にもできるだけ触れるつもりである。」と書かれている。私が入学する前年の1974年4月にポルトガルでは「カーネーション革命」が起きて独裁体制が終わり、

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

アフリカ植民地の独立につながっていくことになるが、金七先生は、1975年初め、革命にも関与したギニア・ビサウのポルトガル軍司令官、アントニオ・スピノラの著書『ポルトガルとその将来』の翻訳を時事通信社から出されたばかりであった。1年次に私が受けた講義のノートを見直すと、先史時代やローマ帝国時代から始まり、年明けの授業でも1930年代のサラザール体制について話されており、民主化やアフリカ植民地の独立を取り上げられたのは最後の1、2回のみであった。しかし、入学時のオリエンテーションで濱口先生から「非常勤講師の金七さんは最近こういう素晴らしい本を翻訳された」とお聞きしたことが頭に残っていたのか、アフリカ植民地の独立闘争に興味をひかれ、年度末のレポートではアンゴラの独立運動を取り上げて「優」をいただいた。

3、4年生向けの「ポルトガル・ブラジル事情」の「ポルトガル史（ポルトガル現代史）」の方は、『講義題目』に「1910年の共和政成立から1974年のポルトガル革命に至るポルトガル現代史を、アフリカの植民地問題をふくめて講義する。また、適宜、史料購読も行う。」とあるが、私が受けたのはまさにこの授業で、1学期（4月から9月）は建国から19世紀までが扱われており、共和革命は10月から始まった2学期からで、年明けに「ポルトガル現代史とサラザール」（1月14日）、「植民地支配」（1月21日）について話されている。一方、「ポルトガル・ブラジル事情特殊研究（ブラジル植民地時代史研究）」は、研究論文の購読が中心で、『講義題目』にも「C. Furtado、F. Mauro などの社会・経済史に関する論文を読みながら、植民地時代下のブラジル社会の特質を考えてみよう。」とある。私はこの授業を1978年度に履修しているが、その時はジャック・ランベル（Jaques Lambert）の名著『二つのブラジル』（*Os dois Brasis*）の第4章「民族構造と諸人種の接触」を読んだ。ランベルは1930年代にサンパウロ大学などで教鞭をとったフランスの社会学者で、同書は1953年にフランスで出た原著（*Le Brésil: structure sociale et institutions politiques*）の書名を二重社会論ふうに変えて1959年にブラジルで出されたポルトガル語版で、授業では1969年の第4版のコピーが配布された。ちなみに、1959年にはレヴィ＝ストロースの後任としてサンパウロ大学に赴任していたロジェ・バスティードも、同様の二重社会論的な著作『コントラストの国ブラジル』（*Brésil, terre des contrastes*）のポルトガル語版が出た年でもあった（原著刊行は1957年）。金七先生はポルトガル史が専門でありながら、ブラジル研究の基本書を解説したネルソン・ヴェルネッキ・ソドレ（Nelson Werneck Sodré）の『ブラジルを知るためには何を読まなければならないか』（*O que se deve ler para conhecer o Brasil*）を授業で紹介されており、ブラジル研究やブラジルにおける研究書にも早くから目を配られていたことが分かる。

1978年度に金七ゼミで卒業論文を書いた学生は、私を含めて5人いた。論文題目は次の通りである（順不同）。「ブラジル経済の変曲点――ウジミナス――」、「ブラジル日系社会における日本語教育」、「ブラジル北東部の地域開発研究」、「ブラジルの宗教――19～20世紀初頭のバイア地方を舞台に――」、「15世紀ポルトガル海外進出研究の再検討――商業ブルジョワジーの発展からの一考察――」。5人中4人がブラジルを取り上げ、うち2人は経済や開発の現状分析である。ポルトガルを扱った1本が私の卒業論文である。金七先生は私のために、ポルトガル経済史の泰斗、ヴィトリーノ・ゴディーニョ（Vitorino Magalhães Godinho）の『エンリケ期の発見の経済』（*A economia dos descobrimentos henriquinos*, Lisboa, 1962）の第6章「感じ方、考え方と経

済動向」（As maneiras de sentir e de pensar e o comportamento econômico）などを一緒に読む時間を作っていただいた。その中でアズララ「ギネー発見征服史」（大航海時代叢書、第1期2『西アフリカ航海の記録』、岩波書店、1967年、所収）を教えられ、拙いながら卒業論文を提出することができた。

幸い私は卒業と同時に、1977年4月に創設されて間もない東京外国語大学大学院地域研究研究科に進むことができた。私は19世紀のブラジルを専攻することにしたが、金七先生は講師の身分で大学院の授業を担当されていたものの、論文指導の資格がなかったのであろう、形式的に指導教員として北米研究の小浪充先生にお世話になることになった。金七先生からは、入学直後に19世紀リオデジャネイロ州の奴隷制コーヒー・プランテーションに関する古典的研究、スタンレー・ステイン（Stanley Stein）の『ヴァソーラス』（*Vassouras: A Brazilian Coffee County, 1850–1900*, Cambridge, Mass., 1957）を読むようにとのご助言をいただき、修士論文のテーマの方向性を固める助けになった。後年、助手時代にサンパウロ大学へ留学したとき、『ヴァソーラス』のサンパウロ版とも言うべき『リオクラロ』（*Rio Claro: A Brazilian Plantation System, 1820–1920*, Stanford, 1976）の著者ウォーレン・ディーン（Warren Dean）先生が客員教授として授業を持たれており、ディーン先生と親しくさせていただく中で、金七先生の着眼の良さを再認識した。

博士後期課程に進学してすぐに最初のブラジル留学に出かけ、翌年帰国して博士課程を修了しないまま母校の助手に採用された。以後、2003年3月に金七先生が退職されるまで20年間、同僚としておつきあいさせていただいた。金七先生が東京外国語大学を退職されてから亡くなられるまで22年が経過しているのと比べると、職場を共にした20年間は一瞬に過ぎたような感覚がある。日々、顔を合わせながら、学科や大学の運営、学生への対応、労働組合、あるいは学外での学会活動など、常に相談相手になっていただいた。細かなことを書き始めたらキリがない。金七先生は、ときには学内の人間関係の板挟みになり、体調を崩されることもあったが、辛さ、苦しさを顔に出されることはなく、いつも飄々とされていた印象が強い。

2024年1月1日、能登半島を強い地震と津波が襲った。金七先生は満洲のお生まれながら、かねてから能登半島にご親族がおられるとお聞きしていたので心配していたところ、1月10日の中日新聞夕刊に掲載された、能登町の造り酒屋が被災したことを伝える記事の中で「金七」の姓を見つけた。早速、ご自宅にお電話したところ、姪の聖子さんであるとのことだった。記事の切り抜きを郵送して差し上げたところ、「記事の中の聖子ちゃんは本家の5代目、父親が病身で頑張っていますが。妹の美紀ちゃんは、蔵で杜氏見習い中。再開できるかどうか。能登町松波は壊滅的で、実家も倒壊はしていませんが、立[ママ]て直しが必要でしょう。落ち着いたら、一度現地に行こうと思っています。」とのお礼のメールをいただいた。ご実家とあるのは、能登町松波の松波酒造で、「大江山」という銘柄の日本酒で有名であるとのこと。このメールを送信されたのが2024年1月21日の11時58分、その後、能登町に行かれたのだろうか。

4月11日、NHK名古屋の夜7時のニュースで聖子さんが出てこられ、無事であった酒蔵の原酒を小松市の造り酒屋に運んで新酒が出来上がったことが報道されたこと、それを見て通信販売で「大江山」を一本注文したことをメールでお知らせした。その返信の中で、4月半ばにポルトガルのランドスケープ建築家によるルイス・フロイスについての講演会を聞きに

ゆくが、自分も「フロイスに言及した都市の下水道についての小論」を紹介しようと思っているとのことで、和文とポルトガル語文の両方を送っていただいた。「リスボンの下水道　Água vai!「水が行くよ!」91」と題されたそのエッセーは、遺著『ポルトガルの歴史百話』（刀水書房、2025年）に第76話として収められている。同時に送られてきた「コロンでは卵は立たぬ　コロンブスかコロンか　47」は同著の第43話「マデイラ諸島とアソーレス諸島　コロンブスが住んでいた!」の一部として、「「蝉と蟻」再考　セミからキリギリスへ」は、第4話「アリとキリギリス　蝉からキリギリスに変わったわけ」として収められている。亡くなる直前まで草稿に手を加えられていたとのことであるが、病身をおして推敲を重ねられたお姿を彷彿とさせる。

メールには他に、5月に大阪大学で開かれる「ポルトガル革命50周年」のイベントで講演に呼ばれているとあり、6月初めに講演要旨を送っていただいた。おそらく金七先生の生涯を貫く歴史認識のあり様が伝わってくるように思われるので、少し長くなるが、ここに引用したい。

> いま1961年の植民地戦争の始まりから1974年の革命までの14年間（14年戦争）を、日本の現代史と比べみた。すると一見興味深い平行現象に気づく。ポルトガルで植民地戦争が始まるちょうど30年前の1931年、日本側では関東軍の暴走で満州[ママ]事変が起こり、いわゆる15年戦争が始まった。1941年の対米戦争、そして1945年日本はアメリカに全面降伏した。この敗北で、アメリカによって民主化が進められた。農地解放、財閥の解体が行われ、朝鮮、台湾は独立した。
>
> 一見して、ポルトガルと日本の動向は類似しているようだが、大きな相違点は、ポルトガルは軍部が政権をクーデタで打倒し、自らの手で植民地を解放し、国内を民主化したということである。日本の場合は、軍部が政治に干渉し、軍事政権が戦争の引き金を引き、敗戦後はすべてアメリカ軍の言いなりになった。しかも敗戦から79年たった今も日米地位協定に縛られている。
>
> さらに一言付け加えると、日本国内ではこの15年戦争、つまりアジア・太平洋戦争を、歴史修正主義者はアジア解放のための大東亜戦争と称している。しかしアジア解放の戦争だというのであるならば、まず最初に日本は朝鮮、台湾を解放しなければならなかったはずである。この一事でアジア解放戦争正当性の論拠が失われると考える。

長いお付き合いであったが、不思議と金七先生がポルトガル史をご専門にされたきっかけや理由をお聞きする機会がなかった。この一節を読むと、あくまでも想像の閾を出ないものの、満洲国で出生し、日中戦争を大陸で過ごして日本に引き揚げた体験とポルトガルの植民地戦争が何らかの形で結びついているように思われてならない。生涯で多くの著書や訳書を出された中で、その最初の本が先述のスピノラ『ポルトガルとその将来』であったのには、何らかの必然性が感じられる。

金七先生は、そうは見えないかもしれないが、グルメでもあられた。2024年2月5日にいただいたメールには、一編の詩のようなレシピが記されている（改行は原文のママ）。

> 今日は寒く、これから雪が降りそう、こんな時には
> すき焼き、それとも大根とイワシの、

大根、10cm ２本、薄くスライスする、スライサーがあれば、なおいい
マイワシ、頭と骨をとる

鍋にコップ１杯のお湯を入れ、煮立ったら
大根、鰯[ママ]を入れる
その後は、砂糖と醤油を入れるだけで、OK

一人もんにも出来る簡単でうまい能登の料理。

松波酒造は現在も小松市で日本酒の製造・販売を続けている。能登町では2025年9月にトレーラーハウスによる店舗を再開したものの、酒蔵の再建には至っていない。寒い夜は、能登の大根とイワシの料理を肴に、「大江山」を傾けることにしよう。金七先生、長い間ありがとうございました。安らかにお休みください。

金七紀男先生ご逝去の報に接して

疇谷　憲洋
KUROTANI Norihiro
大分県立芸術文化短期大学国際総合学科
Oita Prefectural College of Arts and Culture, Department of International Studies

Quadrante, No. 28 (2026), pp. 53–54.

金七紀男先生のご逝去を知ったのは、SNS上でのことでした。刀水書房の近刊情報『ポルトガルの歴史百話』の紹介文に「ポルトガル史の第一人者金七紀男先生は、本書刊行中、最終段階で突然お亡くなりになりました。本書は遺作となりました」というくだりがあり、そこで初めて先生がお亡くなりになっていたことを知り、しばらく茫然としていたところ、この度、立石博高先生のご紹介により、本誌に金七先生の追悼の文章を書かせていただくことになりました。

まだ本四架橋もないころの四国の高校生（私）がポルトガルの歴史に興味を持ったのが1980年代前半で、ポルトガル史どころかポルトガルに関する出版物も少ない中、ほるぷ出版の「世界の教科書＝歴史」シリーズの中に、「ポルトガルの歴史」があることを知り、現物を見てみれば全三巻。あまりのヴォリュームに「これが教科書?」と驚いたものですが、オリヴェイラ・マルケスの定評ある通史を翻訳したもので、その編訳者としてお名前を知ったのが最初だと思います。その後大学院に進学し、ポルトガル史の勉強を本格的に進めていくなか、かならず「金七紀男」の名前に突き当たることになりました。中世の都市共同体から大航海時代史、ポルトガルにおける新キリスト教徒／改宗ユダヤ人に関する論争といったポルトガル近世史の諸問題から、カーネーション革命の中心人物のひとりスピノラ将軍の著作の翻訳など、現代史まで及ぶ幅広さ。歴史研究にとどまらず、白水社『現代ポルトガル語辞典』の編纂や、TBSの「世界遺産」の監修（1999年放送の「リスボンのジェロニモス修道院とベレンの塔」、DVDも発売されています）もされるなど、ポルトガルの歴史や文化の紹介者としての活躍も見逃せません。文豪檀一雄の句碑をポルトガルに建立した際に出版された『檀一雄「サンタクルスの落日」／O Pôr do Sol em Santa Cruz』は、檀一雄のポルトガル滞在エッセーと、そのポルトガル語訳で構成されているのですが、この小冊子の作成に尽力されたのが金七先生で、ポルトガル語訳も先生の手になるものです。

1996年に彩流社から『ポルトガル史』を出版された時には、日本ポルトガル・ブラジル学会誌『Anais』に僭越ながら書評を書かせていただきました（XXX号、1997年度）。「日本とポルトガルの付き合いは古い。日本–ポルトガル交渉史の研究についても数多くの業績が存在する。しかし、ポルトガル本国の歴史についての理解は、大航海時代をのぞけば、皆無に等しいのが現状であった。…（中略）…こうした状況下、1996年に金七紀男氏が『ポルトガル史』を執筆したのは、まさに画期的な出来事であった。われわれは、はじめて、日本人のポルトガル史研究者による本格的で信頼できる通史をもつことができたのである」という気持ちは、今でも変わっていません。

金七先生に最初にお会いしたときは、東京外国語大学は未だ移転前の場所にあり、墓地の

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

近くを通ってキャンパスにお伺いし、研究についていろいろお話した後、外大の図書館のポルトガル語コーナーをご案内いただき「必要なポルトガル語の本や雑誌があったら言ってくださいね」と、暖かくお迎えいただいたのですが、緊張と感激のあまり（何せ自分以外のポルトガル史研究者と会うのは生まれて初めてだったのです）、自分が何をお話ししたかよく覚えていないのが残念です。

大分の県立短大に職を得た後、学生向けの講演会の講師として先生にお越しいただいたことがありました（1999年頃だと思います）。ホテルからタクシーで短大の方に向かわれた先生は、運転手の勘違いで、同じ山の頂上にある「大分市立美術館」に連れていかれたのです。幸い、そこから山を下って15分程度のところに短大があったので、無事会場には到着され、そこから1時間、ポルトガルと日本の文化の違いや、ポルトガルでの思い出などをお話しいただきました。ここまでは順調だったのですが、先生のお話の後で学生がした質問が「先生はポルトガルに行かれたことがありますか」だったのです。一瞬、先生も絶句しておられましたが、やさしく穏やかにポルトガルでのご経験をお話になった時は、背中を冷汗が流れたものです。

学会や研究会等でお目にかかった際には、昔のポルトガルについてお話をうかがうのを楽しみにしておりました。ポルトガル・ブラジル学会の懇親会で、他の参加者とともに「自分が留学した時のポルトガルの首相は誰だったか」という話で盛り上がったことが印象に残っています。近年は、直接お会いする機会は少なくなったものの、本をお送りした時には、必ずおしゃれな絵ハガキでお礼状を戴き、大いに励みとなっておりました。21世紀の時代も盛り込んだ『ポルトガル史』改訂版など、著述活動も精力的に行われていた中でのご逝去の報を受け、「もう少しいろいろな話を聞いておけばよかった」と思いながら、奥様からお送りいただいた『ポルトガルの歴史百話』を少しずつ読んでいる今日この頃です。本邦におけるポルトガル史研究の創始者としての先生の学恩には、研究者を続ける限り、ずっとお世話になることでしょう。心からご冥福をお祈りしたいと思います。

小特集 III：合評会
『継続する植民地主義の思想史』

Featured Topic III:
Joint Book Review

『継続する植民地主義の思想史』合評会に寄せる私記
――「まえがき」に代えて――

An introductory note on the review meeting for *Histories of Thought under Persistent Colonialism* by NAKANO Toshio

川本　隆史
KAWAMOTO Takashi
東京大学および東北大学名誉教授
University of Tokyo and Tohoku University, Professor Emeritus

キーワード
継続する植民地主義　社会思想史　戦後思想再考

Keywords
the Persistent Colonialism; the History of Social Thought; Rethinking Post-war Japanese Thought

原稿受理日：2025.11.11.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 57–61.

I.

2021年6月5日、畏友・中野敏男（以下一切の敬称を略する）の前著『**ヴェーバー入門――理解社会学の射程**』（ちくま新書、2020年）のオンライン書評会を催した。「現代倫理学研究会」（1984年4月に同学の盟友たちと立ち上げた、自由学芸のサークル）の6月例会企画と銘打ってである。しかも幸いにして、本誌『**クァドランテ**』24号（2022年3月発行）の「小特集 II」の枠を頂戴して、書評会の成果を再構成した文書群を掲載させてもらった。私は当日の前座コメントを補筆した一文を寄稿している（「**ウェーバー像の《脱集計化（ほぐし・ばらし）》と変革への静かな呼びかけ（じゃなかしゃば）――《丁寧》かつ《しっかり》と「理解社会学」の真骨頂を描き切る**」）。

書評会の企画・運営・文書化にいたる経緯を簡潔明瞭に記した「まえがき」が「小特集 II」の冒頭に置かれている（24号33ページ／筆者＝大川正彦）。以下に提供するのは、同じ中野の大著『**継続する植民地主義の思想史**』の合評会（2025年3月2日）の舞台裏をごくパーソナルに綴った作文に過ぎないが、この覚え書きをもって「まえがき」に代えることを諒とされたい。

合評会の発端は、中野・初見基・三島憲一の3名が始めた社会思想史学会の連続セッション「戦後思想再考」にまで遡ることができよう。2010年10月24日の同学会第35回大会2日目（会場：神奈川大学横浜キャンパス）を皮切りに、2回目（第37回大会初日2012年10月27日／会場：一橋大学）から私を加えた4人のコアメンバーが、持続的な「再考」作業を積み重ねてきた（ただし、コロナ禍のもとオンライン開催を余儀なくされた第45回＝2020年度大会へのエントリーは見送っている）。

そして連続セッション10回目となる第46回＝2021年度大会以降は、《始まりを問い直す》という副題を付して、日本の「戦後思想」が始動する時点に焦点を絞り、「始まり」の形およびその思想的内実に立ち入った検討を続けている。

次いで、年1回の大会セッションの下準備と論点の掘り起こしの場を設けるべく、月例

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

Zoom ミーティングをスタートさせた。そこで私たちは――中野・三島の発案に従い――「戦後思想」の発信源のひとつとなった月刊総合雑誌『**世界**』(発行:岩波書店/編集長:吉野源三郎)の表紙から編集後記にいたるほぼ全頁のスキャン PDF を、目次にそって“しらみつぶし”に読み合わせるという趣向を凝らしたのである。

II.

記念すべき Zoom ミーティング初回(2022年7月8日)は、『**世界**』創刊号(1946年1月号)巻頭の「発刊の辞」(無署名)と「剛毅と真実と知恵とを」(安倍能成)、「民主主義と我が議会制度」(美濃部達吉)、「直面するインフレーション」(大内兵衛)の四作品の閲読から着手している。こうして私たちは、丸二年間休むことなく『**世界**』初期号の「つぶし読み」(三島のネーミング)に精を出してきた。そんな折、中野が仕上げにかかった単行本の原稿をチェックしてくれないかと頼み込んでくる。依頼を受けた4人(初見・三島・川本と旧知の大貫敦子)は、書き下ろしの序章や「あとがき」を含む新著原稿に対する忌憚のない論評を著者に伝えている(2024年8月27日と10月14日、オンライン実施)。

2024年11月26日、中野が満を持して世に問うた四六判480ページの労作が広島に届く。ただちに、著者を交えて「合評会」の日程調整とコメンテータ(指定討論者)の人選に取りかかった。合評会案内状の最終確定版(関連部分)を下に貼りつけておこう。

日時●**2025年3月2日(日曜日) 14時～18時**
会場●**東京外国語大学本郷サテライト 3F セミナールーム**
指定討論者●**苅部直**(政治思想史)/**阪本尚文**(憲法史)/**三島憲一**(哲学)/**渡辺恭彦**(社会思想史)【アイウエオ順】
＊会場の収容人員(30名)を鑑み、インテンシヴな議論を実現するため、原則として呼びかけ人からの個別の口コミにとどめ、SNS などを介した告知・拡散を控えることにいたしました。
呼びかけ人:**三島憲一・初見基・川本隆史**

当日は上記の予告どおり、4時間に及ぶ白熱したワークショップが挙行された。友愛と個性あふれる指定討論者のコメント(本番では渡辺→苅部→阪本→三島の順に進めた)と著者のリプライを受けて、21名の出席者との活発な質疑応答が繰り広げられている。司会・進行役を引き受けた私は、楽しくも深い学びを満喫したのである。

そして関係者の尽力により、四年前の『**ヴェーバー入門**』書評会と同様、『**クァドランテ**』28号に『**継続する植民地主義の思想史**』の合評会の記録が収録されるにいたった。同誌編集スタッフの配慮に対して、衷心より感謝申し上げる。

III.

『**クァドランテ**』24号に寄せた『**ヴェーバー入門**』書評会コメントの結びに、私は以下のような著者への注文を書き添えている。

> 中野さんは「自らの学問的探求において、目をそらすことができず、また決して目をそらすまいと考えている〈出発点〉は、一九七〇年代前半の数年間にわたる政治活動の経験とその惨めな敗北である」と、つとに明言していました(中野1983〔=『**マックス・ウェーバーと現代**』〕「あとがき」/〔同書の〕『**増補版**』では266ページ)。

この「経験」と「敗北」を――本書が careful に説き明かしてくれた「理解社会学」の真骨頂とその「特別な視点」とを活用して――ぜひとも究明してもらいたいのです。こう望むのは私ひとりではない、と断言してはばかりません。［……］この中野さんの検証は、孤立無援の私的な営為に留まるものではないはずです。

ウェーバーが範を示した「知的廉直」を地で行く中野は、今回の本の「あとがき」において私の不躾なリクエストにきちんと応じてくれた。すなわち、ともに1970年4月に京都大学理学部に入学し、同年「京大C戦線」なる活動家集団を形成しながらその後、別の道を歩んだ片田幹雄（1952～2007年）の「活動-思想プロジェクト」を追跡した中野は、そこから二つの教訓（もしくは指針）をくみ取ろうとしている。

一つ目は、「植民地主義からの解放の闘いがこれまでとかく「民族対立」や「宗教対立」に一面化されて、そこに「民族」や「教徒」が一元的に立ち上げられ、それが激しい暴力による抗争とつながっているということであれば、それに対しては、複合的なアイデンティティを持つその「小さな民」〔＝村井吉敬著『**小さな民からの発想――顔のない豊かさを問う**』（めこん、2023年）の示唆を受けて、中野が見定めようとする被害民衆のつながり〕の存在をしっかり意識し、そこから発想するという態度がこの上なく重要だ」（「あとがき」471ページ）という点に集約される。

二つ目の「わたし自身の七〇年代の政治活動の反省とつながっている」（472ページ）を踏まえた中野の弁こそが、拙コメントの要請に直接応えたものとなっている。

つまり、片田と袂を分かち某政治集団の結成に参加したことが「当時の新左翼運動の「暴力」への参入を意味していた」（同ページ）と総括する中野は、まずことの帰結をこう自省する――「七〇年代を中心に続いたこの新左翼の暴力は、それ自体が直接に多くの人々を傷つけただけでなく、現前の政治と社会を批判し改革を訴える言論や運動への信頼を著しく失墜させ、とりわけ批判的な意識をもって改革に立ち上がるはずだった多くの青年たちを尻込みさせて、この社会にまともに育つべき批判の文化、抵抗の文化の芽を摘み取るに強く関与したのは間違いない。その責任はとても重いし、しかもそれの悪しき影響は今なお続いていると認めなければならない」（473-474ページ）と。

そう前置きした中野は、片田から受け取るべき二番目の教訓（もしくは指針）を次のように明示している。

そんな状況のなかでもずっと組合運動を続けていた片田は、その日常活動のなかから、七〇年代の新左翼に共有されていた「階級支配」という理解とはまったく異なる社会認識の形を示して、七〇年代に「入管・沖縄・三里塚・狭山」という課題への取り組みに始まった日本に生きる「小さな民」への注目の継続を語っていたのである。そして、植民地主義の継続を考えてきた本書の立場からしっかり受けとめておきたいのは、そこで片田が語る複合的なアイデンティティを持つ小さな民の形が、植民地主義を乗り越えようとする今日の闘いにも重要な示唆を与えるはずだという点である。（474ページ）

この私も中野そして片田に促されて、「複合的なアイデンティティを持つ小さな民の形」を、「「中央から、上から」ではなく「周縁から、下から」しっかり目を凝らす」（285ページ）よう努めていこうと思う。

ちなみに、中野は一枚のチラシを合評会の

会場でそっと配布していた。「済州島4・3抗争77周年追悼：講演とコンサートの集い」（済州4・3平和財団理事長の金鍾旻＋歌手の加藤登紀子／2025年4月18日・19日／日暮里サニーホール）――当人の「活動–思想プロジェクト」の一端を示すこのアクションを、ぜひとも最後に書き留めておきたい。

●参照リンク（朝日新聞デジタル記事　2025年4月14日「「日本も無関係でない」済州島4・3事件の追悼集会を日暮里で開催へ」）
https://www.asahi.com/articles/AST4D3GHCT4DUTIL02BM.html

【付記】

2025年1月31日、「中野敏男さん新著合評会（3月2日14時～18時）へのご招待」という件名の同報メールを、6名の知友へ送信した。その中の1人、米谷匡史より2月27日付のレスが届いている。「全員に返信」方式を書き手が選んだことを勘案すれば、このラストメッセージは、秘匿すべき「私信」ではないと見做しても差し支えあるまい。以下に当該の返信を抜粋する。

「大事なテーマのご新著で、わたしも大いに関心がありますし、久しぶりにみなさんにもお会いしたいところですが、わたしは、長期の療養生活になっており、参加できません」と書き起こされており、「自己免疫疾患による呼吸器の持病」が悪化し「酸素濃縮器から酸素を補給しながらの在宅療養」を続けているとの現状報告を挟んで、「このような病状で、早くも余命がかぎられてきました。残念ですが、到来する運命を受け入れるしかありません」と結ばれている。

1990年3月に東大駒場の教養学科第3相関社会科学を卒業した米谷は、そのまま大学院総合文化研究科・相関社会科学専攻に進学する。そして彼との邂逅が到来したのは、翌1991年12月19日――この日付が私の手帳の日録によって確認できている。たぶんその際、近代日本の社会思想、とりわけ和辻哲郎や三木清のマルクス受容に関心がある……といった自己紹介もなされたのではなかったろうか。

この1991年師走の出会いをもたらしたのが、前年度より担当していた東大大学院経済学研究科の「自主ゼミ」――博士課程院生の稲葉振一郎の肝いりで組織され、通年隔週木曜日の午後、経済学部棟の薄暗い一室を占拠（!）していた――にほかならない。二年目に突入した1991年度のゼミ・テキストは、稲葉や市野川容孝、加藤秀一（両名とも東大文学部社会学科院生）の要望にそって、新刊のGraham Burchell *et al.* (eds.), *The Foucault Effect: Studies in Governmentality: With Two Lectures by and an Interview With Michel Foucault*, 1991を選んでいる。ミシェル・フーコーの「統治性」講義の英訳を講読している奇特な勉強会があるのを聞きつけた立岩真也や重田園江らに交じって、米谷も駒場から駆けつけたわけなのだろう。「現代倫理学研究会」の例会にも勧誘したら、すぐに足を運んでくれ、曲者ぞろいの常連メンバーに対しても臆せず発言する姿勢に好感を抱いた。こうして知り合った彼とは、研究交流のみならず酒席やそれぞれの自宅で熱い語らいを重ねる仲になっていく。

その後、米谷が定職に就き、私が仙台へ単身赴任したのに伴い、毎月会って言葉を交わすことが難しくなったものの、相手の仕事への注目や相互啓発のやり取りを途切れさせはしなかった。私がホストを務める月例の「オープンZoomセミナー」（大学の定年退職を翌年に控えた2021年5月23日スタート）の案内メールも、彼への活動報告を兼ねてBCC送信を続けている。

2023年8月28日、このZoomセミナー第27回の丹波博紀の予告タイトル（「もうひとつのこの世はどこにあるのか」）におそらく関心を喚起された本人が久々に《声》を聞かせてくれた。自宅のベッドからつないでいたに違いなかろう。悲しいかな、これが30余年の長きにわたった交友の最後のコンタクトとなってしまった。

2025年10月25日の逝去は、第37回の『世界』つぶし読みZoomミーティング（10月29日）の開始早々に中野から告げられている。同年2月27日のメールを受け取って、遠からず永訣が訪れるだろうとの覚悟は固めていた。けれどもしかし、自分よりずっと若い友が先に逝った喪失感ややるせない思いは、今も抑え切れない。

この場を借りて、葬儀に参列できなかった不義理を詫び、故人への哀悼の念を表しておくとしよう。

匡史くん、さようなら。

「継続する植民地主義」の〈始まり〉
――中野敏男『継続する植民地主義の思想史』を「理解」するために――

The 'Beginning' of 'Persistent Colonialism':
Understanding Toshio Nakano's *Histories of Thought under Persistent Colonialism*

阪本　尚文
SAKAMOTO Naofumi
福島大学行政政策学類
Fukushima University, Faculty of Administration and Social Sciences

キーワード
植民地主義　総力戦　帝国主義　中野敏男　丸山眞男

Keywords
Colonialism; Total War; Imperialism; NAKANO Toshio; MARUYAMA Masao

原稿受理日：2025.9.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 63–73.

目　次

1. 傍観者と病理医のあいだ
2.「継続する植民地主義」の二つの〈始まり〉

1. 傍観者と病理医のあいだ

指定討論者の機会を賜り、光栄に存じます。本合評会にお集まりのみなさまは、2023年から『世界』つぶし読みオンライン読書会に合流したわたくしよりも、筆者、中野敏男氏の学問に詳しい方ばかりです。それゆえ、言わずもがなのこととは思いますが、本報告では、まず中野氏が切り拓かれてきた広大な領野――本屋で「あっちとかこっちとか［…］離れ離れ」（中野 2016：195）[1]のコーナーにご著書が並べられる――のなかで6冊目の単著である本書がどのような位置価を持つのかを、丸山眞男にも触れつつ探ります。次に、本書の題名にある「継続する植民地主義」の二つの起源、すなわち、中野氏が「自らの奉ずる文化価値理念に依りつつしかもそれを意識的に対象化しようとして、「意義深い（bedeutungsvoll）」と見な」（中野 1990：183――傍点原文）するようになったという意味での起源と、そもそも広く人々がそのような思想を抱くようになったという意味での起源、という二つの〈始まり〉に焦点をあてて、本書に多少なりとも「理解的方法」によって接近したいと存じます。

中野氏のお仕事には、「柱」（中野 2020a：274）が二つあります。それらをご自身では「思想的、理論的作業で、主にマルクスに依拠していたわたしの70年代の思想をヴェーバーの視点から再考・相対化する考察」並びに「歴史論的・社会論的作業で、主に日本と東アジアの戦後を「総力戦体制」と「継続する植民地主義」の観点から総括する考察」と大別し、後者には「わたしの70年代までの歴史・社会認識を解体して再構築するという企図」が込められている、と整理されています（中野 2022：81）。前者（以下、A系統）の著作が、『マックス・ウェーバーと現代』（1983年）、『近代法システムと

[1] 以下、［ ］および［…］はそれぞれ阪本による補足および中略を指す。また、引用文中の漢数字を算用数字に直した箇所がある。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

批判』（1993年）、『ヴェーバー入門』（2020年）であり、『大塚久雄と丸山眞男』（2001年）、『詩歌と戦争』（2012年）に続く後者（以下、B系統）の最新作、現時点での到達点が、本書です。

A系統の規範的な社会理論研究の基層にあるのは、他者理解／コミュニケーションはどうして可能になるのか、という認識論的な問いでした。同時代の社会や思想にたいする直接的な「批判」の営みそのものではない限りで、こちらの中野氏はやはり「傍観者的」（中野1993：274）なのでしょう。他方、B系統のお仕事は、中野氏を丸山眞男になぞらえると双方に怒られそうですが[2]、そして岩波新書『丸山眞男』（2006年）の著者の前で丸山の名前を出すのは恐れ多いのですが、その言葉を借りると「病理学的」なアプローチに見えます。「『現代日本政治の思想と行動』英語版（1963年）への著者序文」において、丸山は、『現代政治の思想と行動』（1956～57年）所収の論考で「意図した狙い」を、次のように述べていました。

> たしかに私は、これらの論文のなかでの日本社会の分析が、生理学的なアプローチというよりも病理学的なそれに傾いていることを否定はしない。しかし戦争直後の状況に鑑みるならば、このことは不自然ではなかった。社会科学者の探究に生気を与えたのは、一つの大いなる問いであった。すなわち、日本をあの破滅的な戦争に駆りたてた内的な要因は何であったのか？［…］ここに収録された論文で私が少なくとも意識的に意図した狙いが［…］、私

[2] 中野（1994a）など丸山に批判的な諸論考を多く収めた『現代思想』の丸山特集号（1994年1月号）について、丸山本人は、「日本人論文は、内容はともかく（一般に若い人の論文の傾向ですが）文章が悪いですね」（北沢恒彦宛1994年5月17日書簡）、「『現代思想』という雑誌には、まったくこれまで縁がなく、編集者も編輯方針も、これまでどっちかといえばアンチ・丸山です」（筑紫哲也宛1995年4月11日書簡）、「日本人からの寄稿には、丸山批判のToneが強い［…］。（私自身はまったく気にしていませんが……。）」（ヴォルフガング・シャモーニ宛1995年7月26日書簡）などと記している（丸山 2004：154、199、221–222。参照、丸山眞男手帖の会編 2015：217）。東京女子大学「丸山眞男文庫」に所蔵されている手沢本（資料番号M000567）を見ると、丸山は自身の論考（「政事の構造」）以外にはあまり関心を示しておらず、2カ所の誤字の訂正を除くと、日本には良心的戦争拒否の制度がなかったという箇所（酒井1994：187）に傍線を引くなどしているだけである。中野氏のほか、米谷匡史氏、姜尚中氏、岩崎稔氏らの批判には、一切反応を示さなかった。もっとも、丸山は少なくとも一度中野氏の論文を熟読したことがあり、中野（1988）に多くの傍線を引き、書き込み――「◎」など中野氏に賛同するものも少なくない――をしている。同論文は『思想』の「ウェーバー・ルネサンス」特集号（第767号）に収録されたものであり（「思想の言葉」執筆は三島憲一氏）、この号全体に精読の痕跡が残っている（東京女子大学「丸山眞男文庫」資料番号M007236）。中野（1988）への丸山の書き込みの一部を紹介すると、下記のようになる（原文の傍点は省略。下線（傍線）・圏点・囲みなどは、すべて丸山による書き込み）。

「もちろんここ［現下］で「危機」という場合、いつか「法と秩序」という政治スローガンが呼号された時のような社会状況の危機を直接に指しているわけではない。むしろそれは、かつて法や規範の根底にあってそれへの信頼を支えていたはずの共通の世界了解と価値観が崩壊し、そこから規範的価値へのニヒリズムや相対主義が族生してきて、やがて法や規範が安定した基盤を持ちえなくなると見込まれるという、この「危機」のことである。今日ほど、この「危機」が痛切に自覚されたことはかつてなかったと言えよう。［…］今日の規範理論への期待は、多分にこのような日常における「危機意識」から形成されてもいるのである。」（中野 1988：86–87）の余白に、「実はかつてもそうだった。」と書き込み。

「これまでウェーバーの社会理論は、「方法論的個人主義」という立場から、もっぱら〈行為〉という概念に定位して理論構成がなされるものと理解されてきた［…］。そしてこのことが、「秩序形成」へのウェーバー独自の関心を隠蔽してきたと言える。しかし、『理解社会学の若干のカテゴリー』における概念構成は、全く異なった解釈をわれわれに与える。そもそもそこでは、〈理解社会学〉の存在意義そのものが、一方で「心理学」に、他方で「法教義学」に対比されて位置づけられている。これは、ウェーバーにとっての問題が、むしろ個々の行為とトータルな秩序とのそれぞれが持つ固有論理の狭間に成立する緊張関係にあるということと関連しているのである。」（中野 1988：94）の余白に、「W.［Weber］はたんなるノミナリストでない。」と書き込み。

「法の発展史をその形式的な諸性質の展開から見ると言うと、それは、形式を欠いた実質的な法から形式的にのみ合理的な法への漸進的な変化、として捉える見地であると誤解されるかもしれない。しかし、それはそう単純なものではない。むしろ、形式的諸性質というものは、すでにその原生的な段階より法の存立に関わる核心的な意味を持っていたと考えられるのである。」（中野1988：106）の余白に、「Ja !」と書き込み。

「法の領域とは、まさにこの共同体間の問題に関わるのである。そこで形式は、先ずは人的な愛と恭順を前提としえない関係にとって必要となった。」（中野1988：107）の余白に、「→福沢（!）」と書き込み。

> 自身を、また私が属している社会の統治体（ボディ・ポリティク）をエックス線検査にさらし、およそそこに発見できるような一つ一つの病気の徴候に無慈悲なまでのメスをふるうことにあったのは明らかであろう［…］。私の意図は［…］［マルクス主義者が問題とした］より広い意味での日本の文化（カルチュア）の性格を検討し、日本人の日常の行動とその思考過程――意識的に抱いているイデオロギーのみならず、さらにとりわけ、日常生活の行為の中に断片的な仕方で現われる無意識的な諸前提や諸価値も含めて――を分析することであった。（丸山 1982：8-10。東京女子大学「丸山眞男文庫」資料番号0201058――傍点原文、下線（傍線）などは丸山による書き込み）

上記のように、この政治思想史家は、「病理学的なそれ［アプローチ］」という部分をもともと傍点で強調し、さらに表紙に「著者用」と手書きした『後衛の位置から』のこの箇所などにわざわざボールペンで傍線を引いていて、「夜店」（丸山1996：110；1998b：287）とのちに呼称することになる論考の「病理学的」性格を強く意識していましたが[3]、中野氏のB系統のお仕事も、私たちが属する社会に敗戦後今に至るまで継続する一つ一つの病気の兆候に無慈悲なまでにメスをふるう、「病理学的」なものと言えます。本書の結論部で中野氏が「傷」や「病根」といった身体と病のメタファーを登場させ（中野 2024：462）、また、前著『ヴェーバー入門』で自身の思想史方法論を説明する際に医師と痛みを訴える患者の比喩を用いたことは（中野 2020a：53–56）、中野氏の思想史学の特徴の一つを、浮き彫りにしているようにも思われます。

ただし、本節の標題では「病理医」と書きましたが、手法としては画像診断をする放射線科医により近いかもしれません。放射線科医がCTやMRIの画像を読み解き素人には見つけられない病気を発見するように、中野氏は、たとえば総力戦体制という断面で日本社会を切り取る写真を何枚も撮り、通常人なら見落とす小さな影の変化に着目する手法で、その病巣を読影してきました。思想家のみならず私たちの日常の行動とその思考過程までをも、日常生活の行為のなかに断片的な仕方で現われる無意識的な諸前提や諸価値も含めて分析するB系統のお仕事を、熊野純彦氏は「知そのものの反省のこころみであり、時代状況と切りむすんだ言説の自己批判への試行」（熊野 2013：347）と評しています。

一つの人格のなかにいる「傍観者」と「病理医」という二人の中野氏の関係にはよくわからないところもあるものの、その二人をつなぐのがご研究の出発点であるウェーバーであることは明らかです[4]。第一作『マックス・ウェーバーと現代』（1983年）で、「〈近代日本〉の自己理解

[3] 丸山は1985年に「早稲田大学丸山眞男自主ゼミナール」に招かれた際にも、江藤淳が「超国家主義の論理と心理」を「レントゲン写真」と評したというエピソードを引き合いに出し、自身の日本社会分析を「日本社会の病理学」と呼んでいる（丸山眞男手帖の会編 2008：329、368）。

[4] 中野氏は、A系統の最新作において、大塚久雄のウェーバー理解を批判した直後に、自身の思想史方法論の核心をなす「理解的方法」を説明している（中野2020a：59–66）。同書の合評会（2021年6月）で中野氏が用いた表現を借りれば、中野氏が、「主にマルクスに依拠していたわたしの70年代の思想をヴェーバーの視点から再考・相対化」し、また「わたしの70年代までの歴史・社会認識を解体して再構築する」（中野 2022：81）ことを試みる際に、批判的克服の対象として何よりも念頭に置いていたのは、初期の中野氏もその引力圏内にいたであろう、大塚のウェーバー理解であったはずである――「戦後のこの国でウェーバーを読みはじめようとする者はだれでも、大塚久雄の仕事との離接をみずから意識せざるをえない。中野敏男もまたそうであったことだろう」（熊野 2013：346）。中野氏が1983年9月1日に大塚に献本した第一作（福島大学附属図書館「大塚久雄文庫」資料番号199082486）に挟み込まれている、学恩への感謝と敬慕の情に満ちた書簡と1990年代後半に始まる厳しい大塚批判（中野 1997；2001a：第1章・第3章；2013a：第2部第3章；2020a：第1章など）との間の落差には、やや当惑を覚えざるをえないけれども、中野（1994a）を皮切りにB系統の作品を発表し始める直前の

に決定的な影響を与えている〈ウェーバー〉を再考すること自体が、〈近代日本〉ひいては〈近代社会〉総体を捉え返す第一歩としての〈客観的意義〉をもつにちがいない」（中野 2013a：268）とその後の展開が予告されているのには驚きますが、ウェーバーに学んだ「理解的方法」を日本と東アジアの近現代史に応用したのが、二本目の「柱」である、90年代半ばに始まるB系統になります[5]。

そのB系統の現時点での到達点が本書であり、テクストの変更への着目という従来の手法も用いつつも（第1章）、B系統の前二著に比してもアクターの多様化（思想家、学者、官僚、文学者ら）や知識人集団への着目（第5章）という傾向も見られます。使えるものはすべてを動員するという意味で、誤解を恐れずに言えば、本書は中野氏の「総力戦」と言えます。行為者の主観に即した動機の理解と動機による行為の説明とが循環することを認め、この循環に内在していく仕方でその理解可能性を開こうとするのが、中野氏の「理解的方法」でした（中野 2020a：60）。そのリングを複数組み合わせることで、より私たちが生きている時代の問題に迫ろうとするのが、本書になります。専門書が並ぶ大型書店が閉店してしまった地方都市に住むわたくしには、本書がどのコーナーに置かれているのかわかりませんが、いずれにせよ書店員がどの章に注目するかで配架場所が変わるのではないかと思われるほどに内容が多岐にわたる本書の全体を評するのは困難です。そこで、本書をこのような形でまとめられた動機に関わる若干の質問を筆者にうかがうことで、指定討論者の責めを塞ぎたいところです。

2.「継続する植民地主義」の二つの〈始まり〉

本書は、初出論文に「かなり手を加えつつ主題に多角的な光が当たるよう編集し直して」成立したと、「あとがき」で語られています（中野 2024：475）。そこで、わたくしは中野氏の顰（ひそ）みに倣い、テクストのなかにある「変化やズレに〈問題〉そのものを発見し、その意味を理解的に解明してゆく」（中野 2001a：104――傍点原文）ことをわずかでもできないかと思い立ち、本書中、初出論文が唯一20世紀中に書かれた第3章「近代的主体への欲望と『暗愚な戦争』という記憶――高村光太郎の道程」を、初出である中野（1996）と比較することにしました。B系統の探究は、大塚、丸山ら社会科学者から白秋という文学者へと広がっていったものと思い込んでいたのですが、すでに90年代の半ばには文学者を素材にされていたことや、同論文に川本隆史氏が当時「辛口批評をぶつけ」（川本2022：37）ていたことを、本報告の準備過程で知りました。この高村光太郎論は、「アメリカにおける日本研究と日本における日本研究との交流を通じて、（1）相互の日本研究の比較、（2）アメリカにおける日本像の変化、（3）冷戦体制崩壊後のアメリカにおける日本認識の変容、を探ること」を目的とする科研（国際学術研究）「冷戦後のアメリカにおける日本研究」

1992年、中野氏は大塚に文化勲章が授与された話題を教室でことごとしく持ち出して、学生に論評を求めようとしたという（中野 1993：273）。「日本の「近代主義」は、自らの行為そのものによって、ひとつのエントツァウベルンクを完遂させている」（中野 1993：273）という時代診断を下した中野氏は、90年代半ば以降、「大塚＝ヴェーバー」についての改説を示唆し（中野 1997：162）、B系統の労作を次々に公表していった。大塚の受章は、大塚門下のなかでも師を批判した数少ない門弟の一人である山之内靖氏によって「日本の現代史をめぐる研究領域にいよいよ本格的に導かれ」（中野2014：7）つつあった中野氏のなかに「ぎりぎりの思想のドラマ」（中野1997：170）を生起させ、本書へと至るB系統の「学問」を進める心理的駆動力の一つに、なったのかもしれない。なお、本稿では、ウェーバー／ヴェーバーの表記については、引用文中では原典に従い、地の文ではウェーバーとした。

[5] ただし、渡辺恭彦氏が本書の合評会の際に注意を促していた通り、「「理解」の意味についてはヴェーバーから深く学んでいる」ものの、「適用されている方法の実際はヴェーバーその人のものとかなり異なっている」とも、註記されている（中野2024：39。参照、中野2001a：105）。

（1994～96年。中野氏は96年度のみ研究分担者）の研究成果であり（KAKEN──科学研究費助成事業データベース）[6]、中野氏が東京外国語大学に転籍される前後に書かれた、中野（1994a）に続くB系統の初期作品になります。

それでは、両者を比べて、主な変更点を確認してみましょう（傍点原文、下線阪本）。

①「高村という人物は、実は、戦争期（1937年の日中戦争の本格化から45年の敗戦に至るアジア太平洋戦争の時期）に日本の帝国主義戦争を賛美する多くの戦争協力詩を書いていて、この面では日本の近代史上になお問題を残す人物でもある。」（中野 1996：183–184）

⇒「高村という人物は、実は、アジア太平洋戦争の時期に日本の植民地主義の侵略戦争を賛美する戦争協力詩を大量に書いていて、この点で植民地帝国日本の精神史に問われるべき問題を残す人物である。」（中野 2024：136）

②「戦争責任の追及そのものが、戦争責任を引きずる戦中と戦後の日本の連続性を問う基盤そのものを掘り崩すという、高村にとってのみならず戦後日本にとってもまことに都合のよいねじれ構造が、ここにはある。」（中野 1996：186）

⇒「［吉本隆明のような］戦争責任論の論者たちが、実は同じように戦前と戦後の断絶を前提に思考していて、戦争責任が積み残された戦後日本そのものを戦時日本と連続させて問う視角を、それゆえ戦後に継続する植民地主義を問う視角を持ちえていなかったということである。」（中野 2024：139）

③「1938年の智恵子の死を極点とする高村にとっての第二の危機が、日本という国が帝国主義戦争に向かうその時代のただ中にあり、高村個人の危機が、彼をして時代の動きに直接にコミットする場へと駆り立てる重要な要因となった［…］。」（中野 1996：192）

⇒「1938年の智恵子の死を極点とする高村にとっての第二の危機が、日本という国がもうひとつの植民地主義と帝国主義の戦争に向かうその時代のただ中にあり、高村個人の危機が、彼をして時代の動きに直接にコミットする場へと駆り立てる重要な要因となった［…］。」（中野 2024：149–150）

④「「日本」と「天皇」の神話は、必要に応じつつ発明＝創作されている。これは、「アジア的」（?）どころか、日本近代の歩み自体が要請し、高村の近代意識がそれに応じて生まれたものと考えねばならない。［…］自己の進路の正統化がこのようなグロテスクな危険に行き着いている［…］。」（中野 1996：197）

⇒「「日本」と「天皇」の神話は、必要に応じつつ発明＝創作されている。これは、「アジア的」（?）どころか、植民地主義戦争へと向かう日本近代の歩み自体が要請し、高村の近代意識がそれに応じて新たに生まれたものと考えねばならない。［…］ここに植民地主義の意識が明らかな暴力性をもってその路頭を見せているわけだが、自己の進路の正当化がこのようにグロテスクな危険に行き着いている［…］。」（中野 2024：156）

⑤「このような［高村の］主張は、われわれの反省を、近代の帝国主義戦争とそれを遂行した日本にではなく、「遅れた日本」に向けるものだ。［…］このような反省は、帝国主義戦

[6]「研究成果」欄に中野（1996）は登場しないものの、同論文を収めた酒井ほか編（1996）は、科研（国際学術研究）「戦時動員と構造変動──比較分析」（1995～97年。1996～97年の代表者は中野氏）の成果とも位置付けられている。

争を戦ったことについてではなく、その戦争に敗れたことについての悔恨と、表見ほど遠くない地点にある。」（中野 1996：200）

⇒「このような［高村の］主張は、われわれの反省を、近代帝国の植民地主義戦争とそれを遂行した日本にではなく、「遅れた日本」に向けるものだ。［…］このような反省は、植民地主義とアジア侵略の戦争を戦ったことについてではなく、欧米よりも遅れていたがゆえにその戦争に敗れたことについての悔恨と、表見ほど遠くない地点にある。」（中野 2024：160–161）

⑥「「自然」や「生命」をこのように聖化することの危険にわれわれが気づき始めるのは、「水俣」をはじめとする数多くの犠牲を経た後のことである。」（中野 1996：202）

⇒「「自然」や「生命」をこのように聖化してその「危険」に突入し「解放」に邁進し続けることの本当の危険に人々が気づき始めるのは、「水俣」や「福島」をはじめとする数多くの手痛い傷を負った後のことである。」（中野 2024：163）

⑦「彼ら［戦後日本の知識人たちの悔恨共同体全体］の「反省」そのものが、帝国主義戦争に至った近代日本のいくつかの核心を戦後へと救い出す橋渡しになっていたのではないか、と考えてみることが必要であろう。」（中野 1996：203）

⇒「彼等［戦後日本の知識人たちの悔恨共同体全体］の「反省」そのものが、帝国の植民地主義戦争に至った近代日本のいくつかの核心を戦後へと救い出す橋渡しになっていたのではないか、と考えてみることが必要であろう。それは植民地主義を継続させるのだ。」（中野 2024：164）

引用①～⑤、⑦が示すように、「帝国主義」が「植民地主義」に修正され、もともとは対応する表現がなかったところにも「植民地主義」が挿入されています。そもそも、「「継続する植民地主義」をテーマにここ20年ほどの間に執筆してきた思想史関連の論考を基礎とし」（中野 2024：474–475）たという現在の筆者の自己了解からするとやや意外なことに、初出論文には「植民地主義」という言葉が一度も出てこず、「植民地」という表現自体も引用文中に1回登場するだけです（中野 1996：197）。素直に読むと、中野（1996）の時点では「植民地主義」はテーマではなかったように見えます[7]。

このことは同時期の作品からも確認できます。すでに『近代法システムと批判』（1993年）の末尾の註において「かつて植民地支配を行なって戦争の末に破れた戦後の日本」の「「戦後責任」の問題」に言及していた中野氏は、翌年にシステム化社会の問題点を検討する際にも、ハーバーマスが提起した「生活世界の植民地化」という問題を取り上げています（中野 1993：266；1994b：85）。また、丸山論には「丸山が、［…］帝国主義戦争と植民地解放闘争とを「同様」なものとして語るという乱暴を冒してしまう」（中野 1994a：97。参照、中野 1994a：102）と、大塚論には「この［大塚の］「アジア」についての語り口には、戦後日本ではもっともしっかりと念頭に置かれねばならなかったはずの、旧植民地［…］への視野が全く開かれていない」（中野 1997：191）とあって、「植民地」への言及はいくらかは見つけることができます。とはいえ、「植民地主義」という「問題

[7] 論文集全体の編集方針も、「国民国家が第二次世界大戦期の総動員体制によって社会のシステム統合という段階にいたりついたことを確認し、そのことを出発点として現代の問題性に取り組もうとした」（酒井ほか編 1996：3）というものである。同書の成立事情や同時代的インパクトにつき、参照、石原（2019：52）；岩崎（2014：9）。

が意識されていれば頻出するはずの当のこの語」が、90年代半ばの中野氏の「テキストにおいて「殆ど見当らない」という事実」（中野 2013a：328）に鑑みると、「植民地主義」への関心は継続しているわけではなく、完成された本書だけからは見えにくいとはいえ、どこかに〈始まり〉があると推定できます。

それを探るためにB系統の作品を辿っていくと、中野氏が代表者になり、「総力戦テーゼとポストコロニアル研究との接合という企ての端緒を模索」（KAKEN──科学研究費助成事業データベース）する科研（基盤A）「総力戦体制以後の社会とポストコロニアルの文化」（1998～2000年）を開始された後になると、「近代の植民地主義の先駆という機能を果たした「キリスト教の伝道」というミッションが、あるいは「文明化」というミッションが、普遍主義の意識をもって、企図され遂行されていた」（中野 1999：80──下線阪本）という言い方がなされるようになります。この共同研究を総括するワークショップ（2001年1月開催）では、「総力戦体制論は［…］、帝国主義の植民地支配とその後について初発にはまだ充分に立ち入った考察を届かせてはいなかった」（中野 2001b：304）という反省的な発言もされていますから、その頃までに「植民地主義」が前景化してきたと言えそうです[8]。

換言すると、21世紀になる前後に、「この背景［脱冷戦］の下で理論的な近代批判が歴史的な総力戦体制論に展開して、さらには継続する植民地主義とボランティア動員への批判的な考察にその内容を実質化していった」（中野 2016：195）、とおっしゃるときの「実質化」ないし「［総力戦体制論の］バージョンアップ」（中野 2014：8）が始まっていて、四半世紀後に上梓される論文集の表題が、『継続する帝国主義の思想史』でも『継続する総力戦体制の思想史』でもなく『継続する植民地主義の思想史』になることが、固まったように思えます（直前までサブタイトルを付すかを迷われたというお話もうかがったので、そのままではないにしても）。その後、『継続する植民地主義』（2005年）、『沖縄の占領と日本の復興』（2006年）、『歴史と責任』（2008年）という「共編著三部作」（中野 2016：195）が編まれて、このたび本書が江湖に問われたわけです。

要するに、「継続する植民地主義」というのは、90年代の中頃にも「考え方としては［…］すでにあったもの」だとしても、世紀を越える頃に「言語表現を与えられたと見るのが妥当だと考え」られ（中野 2020a：86──傍点原文）、ここに今回の本が『継続する植民地主義の思想史』としてまとめられる直接的な〈始まり〉があります。そこで、この時期に「植民地主義」（「植民地を求めて争い、植民地状況を利用して支配する精神態度」（中野 2024：412））の概念を「意識的に対象化」（中野 1990：183）させていった「動機」を、うかがえないでしょうか？かつて中野氏は、戦時中から敗戦直後にかけて大塚久雄が「生産力」から「人間類型」に議論の強調点を移動させたことを鋭く指摘しましたが（中野 1997：192）、それに重ね合わせると、本書の成立過程で「帝国主義」から「植民地主義」へと強調点を変化させたことで、いかに「コンテクストは再構成され」、それにより「既発表部分の意味内容にも新たなる色調が加わ」（中野 2001a：338）ったのでしょうか？ 「帝国主義」と「植民地主義」が並列され、重複する

[8] ただし、「帝国主義」の「植民地主義」への置換は、中野（1997）が中野（2001a）に収録される際にはなされておらず、たとえば、「［大塚が］世界商業戦における覇権という関心からイギリスとスペイン・オランダを比較するというのは、戦争中の問題設定としては、日本を覇権争奪戦（帝国主義戦争！）の当事者として、「敵」の国力の所以を探るという関心であり」という箇所に、変更はない（中野 1997：189；2001a：71──傍点原文）。中野（1997）から中野（2001a）への修正点については、参照、中野（2013b：143）。

概念であることは承知していますが、「帝国主義」や「総力戦体制」という断面では見えない病理が「植民地主義」という切り口だと見えてくるからこそ「実質化」あるいは「バージョンアップ」とおっしゃっているはずで、その含意を筆者ご本人により詳しくお答えいただければ、私たちの本書への「理解」も一層深まることでしょう。

「帝国主義」から「植民地主義」への重心の移動について一つ言えることは、「植民地主義」概念の方が守備範囲がおそらく広いということです。素人考えながら、「帝国主義」というと、独占資本についての議論にコミットするかどうかは別にしても、19世紀後半以降の列強の世界分割・植民地獲得競争というニュアンスが強いと感じるのにたいして、「植民地主義」というと、大日本帝国の場合には両者は重なるとしても、少なくとも世界史上は大航海時代にはさかのぼりそうですし、「近代［の］植民地主義」（中野 1999：80；2024：43）という表現からは、それ以前にも植民地主義があるという印象も受けます。中野氏は江戸時代の朝鮮通信使への対応には差別意識は見られなかったとおっしゃったこともあり（中野 2020b）、あくまでも近代以降の現象としての「植民地主義」を問題にされているとは思うのですが、本書が採った前述の広い定義だと、古典古代の植民都市の建設も「植民地主義」の所産になりそうです。

さらに、「過重な基地負担を強いられ続けている沖縄の問題と原発リスク負担を引き受けてきたフクシマの問題［…］もまたひとつの植民地主義だと言わねばならないのではないでしょうか」（中野 2012：287–288）とおっしゃるように、沖縄や福島にも「植民地主義」は適用されます。中野氏は、第3章で原発事故後の福島に関する記述も追加されました（引用⑥）。報告者が住んで10年強になる福島県は今や日本一のメガソーラー集積地になって中央に電力を供給し続けており、たとえば山形県との県境にまたがる吾妻山でも、大規模な森林伐採による景観破壊・光害が引き起こされています。福島市在住の韓国近代史研究者である松谷基和氏（東北学院大学）の綿密な調査によれば、ペーパーカンパニーに大手銀行が融資をして杜撰な工事が推し進められていて（松谷 2025）、原発事故後も「継続する植民地主義」としか呼びようがない、ひどいものです。なので、中野氏の議論には大いに賛同するのですが、他方「植民地主義」の守備範囲を広げ過ぎると、「実質化」が「希薄化」と紙一重になってしまうのではないか、とも懸念いたします。

第2章の元になった論文は、「植民地主義というのは、現に形成された宗主国と植民地、植民者と植民地人との区別を、例えば「文明と野蛮」など、差別的に構造化された認識図式に序列的に整序し、そこに「開発」と「近代化」、「教育」と「指導」などの言説を持ち込んで正当化を図りながら、強圧的で破壊的な支配と収奪を行なうシステムのことなのだ」（中野 2002：205）と、より限定的に「植民地主義」を定義していました。けれども、本書に収める際にこの箇所の「植民地主義」という言葉がわざわざ「植民地支配」（中野 2024：129）と置換されたことからは、中野氏のなかでも「植民地主義」が伸縮する概念であることがうかがえます。

国家と呼ばれる政治的共同体を、さしあたり、「社会的動物としての人間が、古来、一定の範囲において継続的で緊密な相互作用を通じて作り上げてきた政治社会のうちで、最も大規模なもの」（大石 2021：24）と定義するとして、その内部に、あるいはそれが別の国家なり民族なりを征服して、それらの間に支配－被支配関係が成立すると、そこには早くも「植民地主義」が出現するのでしょうか？　そうだとすると「植民地主義」は有史以来継続してきた、ということにもなる気もいたします。「継続する植民地主義」の起点を知ることは、この病理をいかに克

服するか、いかにして世界が「「別様でもありうる」可能性」（熊野 2013：351）を開いていくか[9]とも結びつき、本書に結実したB系統の思想史的な考察が今度はA系統の法理論的な研究につながってくる[10]展望も開けてくるかもしれないと思いましたので、ご教示いただければ幸いです。

ご傾聴ありがとうございました。

[9] 本書で「継続する植民地主義」の〈終わり〉ないし「あるべき社会構想」（中野 2024：455）が明示的に語られているわけではないのだが、中野氏はそれらを探究するのための「思想的構え」（中野 2022：82）を、固めつつあるようである。この探究の中では、中野氏は、「思考の方法」ないし「思考のカテゴリーそのものを変えていこう」という「本当の「啓蒙」」（丸山 1958：4；1998b：30。参照、阪本 2023：85）という課題に、向き合うことになるのかもしれない。

[10] 小品だが和辻倫理学を媒介に二つの系統をつなごうとする国家論として、中野（1998）。

【文献】

石原俊, 2019,「「群島」からの帝国・総力戦・冷戦の再定位──研究履歴への自己言及と書評への応答」『Quadrante』21：51–63.

岩崎稔, 2014,「近代の帰趨を問いつづけて──追悼 山之内靖先生」『Quadrante』16：9.

大石眞, 2021,『憲法概論 I──総説・統治機構』有斐閣.

川本隆史, 2022,「ウェーバー像の《脱集計化(ほぐし・ばらし)》と変革(じゃなかしゃば)への静かな呼びかけ──《丁寧》かつ《しっかり》と「理解社会学」の真骨頂を描ききる」『Quadrante』24：35–42.

熊野純彦, 2013,「解説にかえて──中野敏男という意志」中野敏男『マックス・ウェーバーと現代・増補版』青弓社, 341–357.

酒井直樹, 1994,「丸山真男と忠誠」『現代思想』22（1）：180–189.

酒井直樹／ブレット・ド・バリー／伊豫谷登士翁編, 1996,『ナショナリティの脱構築』柏書房.

阪本尚文, 2023,「幻の創文社版『憲法綱要』とその批判的検討（11）「啓蒙」と中間集団──丸山眞男と樋口憲法学の交錯」『法律時報』95（12）：83–88.

中野敏男, 1988,「法秩序形成の社会学とその批判的潜在力──ウェーバー『法社会学』の問題構成と射程」『思想』767：86–119.

————, 1990,「理解社会学の綱領的な定礎として」マックス・ウェーバー著『理解社会学のカテゴリー』海老原明夫・中野敏男訳, 未來社, 147–193.

————, 1993,『近代法システムと批判──ウェーバーからルーマンを超えて』弘文堂.

————, 1994a,「近代日本の躓きの石としての「啓蒙」──丸山真男の福沢論における自己背反を顧みて」『現代思想』22（1）：91–102.

————, 1994b,「社会のシステム化と〈人間〉からの問い」佐藤康邦・中岡成文・中野敏男編『システムと共同性──新しい倫理の問題圏』昭和堂, 74–108.

————, 1996,「「暗愚な戦争」という記憶の意味──高村光太郎の場合」酒井直樹／ブレット・ド・バリー／伊豫谷登士翁編『ナショナリティの脱構築』柏書房, 183–204.

————, 1997,「戦時動員と戦後啓蒙──大塚＝ヴェーバーの30年代からの軌跡」『思想』882：159–204.

————, 1998,「悪の存立と社会関係の可能性──悪は国家を必要とするのか」『倫理学年報』47：209–212.

————, 1999,「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』27（5）：72–93.

————, 2001a,『大塚久雄と丸山眞男──動員, 主体, 戦争責任』青土社.

————, 2001b,「〈戦後〉を問うということ──「責任」への問い,「主体」への問い」『現代思想』29（9）：291–309.

————, 2002,「総力戦体制と知識人──三木清と帝国の主体形成」小森陽一・酒井直樹・島薗進・成田龍一・千野香織・吉見俊哉編『岩波講座 近代日本の文化史7 総力戦下の知と制度──1935–55年1』岩波書店, 173–209.

中野敏男, 2012, 『詩歌と戦争――白秋と民衆, 総力戦への「道」』NHK 出版.
――――, 2013a, 『マックス・ウェーバーと現代・増補版』青弓社.
――――, 2013b, 「書評 恒木健太郎著『「思想」としての大塚史学』」『季報唯物論研究』125：138–143.
――――, 2014, 「山之内靖さんを悼む」『Quadrante』16：7–8.
――――, 2016, 「離れ離れの本たちをつなぐ」『Quadrante』18：195.
――――, 2020a, 『ヴェーバー入門――理解社会学の射程』筑摩書房.
――――, 2020b, 「戦前・戦中の日本の植民地主義, 現在にまで及ぶその影響」（新外交イニシアティブ, 2025年3月11日データ取得, https://www.youtube.com/watch?v=YuzVtSx5X8g）.
――――, 2022, 「結語あるいは謝辞――On Line 書評会を終えて」『Quadrante』24：79–83.
――――, 2024, 『継続する植民地主義の思想史』青土社.
松谷基和, 2025, 「先達山を注視する会」（2025年3月11日データ取得, https://sendatsu-chushi.com）.
丸山眞男, 1958, 「「日本の啓蒙思想」原稿・講義記録断片」（東京女子大学「丸山眞男文庫」資料番号512-3）.
――――, 1982, 『後衛の位置から――『現代政治の思想と行動』追補』未來社.
――――, 1996, 『丸山眞男著作集』第12巻, 岩波書店.
――――, 1998a, 『丸山眞男座談』第3冊, 岩波書店.
――――, 1998b, 『丸山眞男座談』第9冊, 岩波書店.
――――, 2004, 『丸山眞男書簡集』5, みすず書房.
丸山眞男手帖の会編, 2008, 『丸山眞男話文集』2, みすず書房.
――――, 2015, 『丸山眞男話文集』続4, みすず書房 .

中野敏男『継続する植民地主義の思想史』雑感

Reading *Histories of Thought under Persistent Colonialism*

苅部　直
KARUBE Tadashi
東京大学法学部
University of Tokyo, Fuculty of Law

キーワード
日本史　日本思想史　中野敏男　三木清　丸山眞男

Keywords
History of Japan; History of Japanese Thought; NAKANO Toshio; MIKI Kiyoshi; MARUYAMA Masao

原稿受理日：2025.11.11.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 75–78.

目　次

1. 思想と「志想」
2. 三木清をめぐって

1. 思想と「志想」

書物の体裁として分厚く、内容も濃密な中野敏男『継続する植民地主義の歴史』（青土社、2024年）のなかに、評者の注意をひいた短い言葉がある。第四章の末尾に登場する、終戦直後の東京都における「朝鮮人学校の「都立」化政策」（196頁）。1949（昭和24）年12月に東京都教育委員会が制定した設置規則により、それまで在日本朝鮮人連盟が設立・運営していた都内の朝鮮人学校、14校が公立学校化されたことを指している。それ以後、1955（昭和30）年3月まで、東京には都立の朝鮮人学校が存在していたのである。

14校のなかでもっとも大きく、中学だけでなく高校も併設していたのは、北区十条台の朝鮮人学校。東京朝鮮中高級学校という名で現在も存続している。「都立」時代に教師を務めた梶井陟の著書『都立朝鮮人学校の日本人教師 1950–1955』（岩波現代文庫、2014年）で、そのころのようすが詳しく語られているし、在日コリアンによる回想記や文学作品が言及している場面にふれた読者も多いだろう。近年では、1990年代のこの学校を舞台にして、女子高校生の孤独な反乱を描いた崔実（チェ・シル）による小説『ジニのパズル』（講談社、2016年）が文芸ジャーナリズムの話題となった。

実は、評者の生まれ育った地域はこの十条台の近くであった。柳町光男監督が中上健次の小説を映画化した『十九歳の地図』（1979年）が、すべての場面をその近辺、十条、岸町、王子、滝野川といった地域で撮影しており、当方にとっては子供のころに親しんだ風景をDVDで観られる貴重な作品である。物語は、新聞販売店に住み込みで働く青年が、冷たい対応をとってきた住民たちに復讐行為を続ける、暗い話。その心象風景を反映するかのように、入り組んだ坂道が交差し、住宅や木造アパートの周りに小工場、戦前から残っていた長屋、かつての闇市やスラム街の痕跡のようなあばら屋が混在する地域であった。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

本書で触れられてはいないが、中野敏男もまたこの近辺の出身である。そのことを知っていたので、この第四章における東京の「南部工業地帯」をめぐる描写（188–192頁）には、ほかの箇所にはない熱がこもっているように感じられた。

もちろん1960年代以降の北区は、そこで語られている「南部」の情景のように、日雇労働者や朝鮮人にあふれていたわけではない。しかし、普通の住宅街や団地とは異なる、準工業地域の風景や、そこに働く人々を毎日目にしながら、子供時代を暮らしていた。チマチョゴリの制服を着て朝鮮学校に通う女学生たちの姿も身近なものであった。二十世紀の日本の知識人の思想に存在し続けた「植民地主義」の強固な残存に目をむけ、それをねばり強く批判する中野の思考の奥にも、同じような風景があったように思うのである。村井吉敬の言葉を借りながら「小さな民」（284、408、465頁）の視点を強調する中野の口調には、「開発」や「近代化」の影の部分で生きることを強いられた人々に対する、生きた共感が働いている。東京都内の微妙な地域――「下町」とか「工業地」とか「下層」とかいった呼び名を使うと、その複雑な気配が消えてしまう――での生活経験が、その共感の根柢にあるような気がしてならない。

中野が個々の思想家や文学者を論じるさいに一貫して用いているのは「理解的方法」（151頁）であり、「繊細な思想史への感覚」（37頁）である。第二章の三木清論に見える表現を借りれば、「植民地主義と総力戦体制のなかにあって思想が何を求めたのか、当の思想家の主題に即して辿り内在的に理解しつつ考え抜くこと」（98頁）。たとえば高村光太郎の思想遍歴に関して、「自我の崩壊」や「挫折と転向」といった出来あいの物差しによって裁断するのではなく、その「思想的な動機」（150頁）を徹底して内在的に理解しているところに、よく表われている。

だがこの場合、内在的に理解するとは、高村光太郎の思考の動きを客観的に再現するというだけの作業ではない。同じ箇所で同時に「高村の当事者としての責任能力」に言及していることが重要である。思想を内在的に理解することに努めながら、その個人が「植民地主義」にからめとられてしまい、そうした自分を批判的にとらえることすらできなかったのはなぜか。その「責任」をきびしく問う姿勢もまた、本書の特色である。第二章には「当の思想そのものが求めた志想にひたすら内在して」（98頁）と、やや見慣れない「志想」という言葉が見える。現代語としては珍しい表現だが、『日本国語大辞典』（小学館）は、この言葉に関して明治時代の用例を二つ挙げ、「将来に対する考え方。こころざし。志向」と意味を説明している。ちなみに「志向」という表現も、第二章の末尾で「植民地帝国の主体形成の志向」（132頁）として登場する。

ここで中野が「理解」の対象としている「思想」は、その文章で何を主張しているかという内容の次元にはとどまらない。思想家は、いかなる「こころざし」に基づいてそれを語ったのか。中野が求める「責任」の意識や、そうした責任意識から出発するはずの「オルタナティヴな社会構想」（455頁）は、そうした根柢の「志想」の次元において引きうけられるべきである。そういう趣旨なのだろうと読み取った。

2. 三木清をめぐって

三木清や丸山眞男が、その思想の根本のところで「植民地主義」への批判的なまなざしを欠いていたのではないか、あるいは不足していたのではないか。中野敏男のこの認定については、おおむねその通りだと思う。ただし、そうした理解について留保をつけたいところもある。丸山に関しては、拙著『丸山眞男――リベラ

リストの肖像』（岩波新書、2006年）で、平壌での従軍経験を通じて、植民地の被支配者からの視線を意識しており、それが「慰安婦」をめぐる晩年の共同声明への参加につながっていることに触れた（同書109–111頁）。だが、友人であった竹内好に比べれば、そうした視点を強調することがなかったし、「近代ナショナリズム」への素朴な信頼がその主張――ただし、1950年代以降にはほとんど言わなくなる――に見られることも事実である。

しかし三木清に関しては、また別の側面を強調する必要もあるのではないだろうか。第二章で中野がとりあげる、三木の「有機体説」すなわち「全体主義」に対する批判（108頁）は、論文「全体主義批判」（『六甲台』1935年10月）に見えるものであるが、中野が引用した箇所の直前では、「全体と考へられ得るものは国家乃至民族に限られないであらう。「世界」もまた一全体である」、また「一全体として単なる国家と国家との間の関係以上のもの」と説いて、すべての「国家」「民族」に開かれた「世界」の存在を挙げ、オットマール・シュパン、カール・シュミット、ジョヴァンニ・ジェンティーレによる「全体主義」の理論を批判している（『三木清全集』第19巻、岩波書店、1968年、668頁）。

ただし同時に、その「世界」は「旧い自由主義者が考へる「国際主義」と同じでない」とも言っているので（同頁）、後年の「東亜協同体」構想への没入を準備したものとして批判的に読むこともできないわけではない。だがたとえば、未完成に終わった著作「哲学的人間学」の第五章「人間存在の社会性」（1936年ごろの執筆と推定される）で、マルティン・ハイデガーと和辻哲郎を批判しているところに着目したい。そこで三木は彼らの主張を、「世の中もしくは世間」における存在として人間をとらえるものと規定し、そうした「世間的な人間」「間柄に於ける人間」を超えた、全人類にまで広がる人間の「世界性」を指摘している（『三木清全集』第18巻、1968年、374–381頁）。

そこで三木はアンリ・ベルクソンによる「開いた社会」の概念をとりあげている。人間が「世間」における「役割」を超え、役割演技の奥にあるそれぞれの「人格」どうしの「独立性」「非連続性」を自覚したところに、「開いた社会」すなわち「世界」への飛躍が実現できるという説明。もちろん三木はここでも「人間存在の具体性は世間的と人類的との弁証法的統一にある」と言っているので、「弁証法」的思考をめぐる中野の批判を免れるわけではない。だが、「世間」・国家に対する個人の独立の運動を通じて、人類性へと向かう思考の働きの可能性を指摘したことには、それなりの意義があるのではないだろうか。

ここで思い出すのは、先日亡くなった米谷匡史の初期の論文「三木哲学とマルクス――内在論からの超出」（『現代思想』21巻1号、1993年1月）である。後年の米谷の仕事と違って、思想史を大枠から論じるような体系性・理論性の弱い作品で、本人も満足していない旨を口にしていたと記憶する。だがその末尾で言及していたのは、三木の初期の論文に見える「現代の自己批判的認識」「弁証法的認識」の主張が、「未来への「飛躍」「非連続性」をはらんだ危機的瞬間としての「現在」をとらえようとするものであった」という、思想の可能性である。

ヴァルター・ベンヤミンの思想に引きつけて三木のテクストを読んでいるようなきらいはあるが、一見すると「東亜協同体」や「植民地主義」にとりこまれてしまうような思想家の言説のうちに、ある「危機的瞬間」を見いだし、そこから新たな未来へむけた可能性を読み取ること。そうした思想理解の方法もまた、ある意味で「小さな民」と同じような、小さな声の発掘作業と呼べるかもしれない。中野敏男の大著から線をのばしながら、そんな具合に考えることも、意味

のある作業だと思うのである。

中野敏男氏の思想史方法論をめぐって
――排除と隠蔽への視線――

Concerning Nakano's methodology of the history of thought: Focusing on the exclusion and the concealment

渡辺　恭彦
WATANABE Yasuhiko
大阪産業大学経済学部
Osaka Sangyo University, Faculty of Economics

キーワード
理解社会学　思想史　排除　隠蔽

Keywords
Verstehende Soziologie; history of thought; exclusion; concealment

原稿受理日：2025.9.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 79–84.

目　次

はじめに
1. 本書の問題意識
2. 採られている方法
3. 本書に見出される特徴
　①通説を根底から問い直す態度
　②「排除」と「隠蔽」を明るみに出す手法
4. 論点

※各章の概要をまとめた書評を『社会思想史研究』第49号（2025）に寄稿した。部分的に重複する箇所もあるが、本書評では論点を絞っていることをお断りしておく。

1. 本書の問題意識

本書の問題意識については序章で述べられている。テッサ・モーリス＝スズキの主張する「帝国の忘却」から触発されて、植民地主義は継続しているということがテーマとして立てられた。著者は植民地主義の継続について2002年の共同研究から取り組んで来ており、本書はそのまとまった成果であると言える。ジョン・ダワーがアメリカの歴史家としてアメリカの暴力に怒りを抱いている（『アメリカの暴力の世紀』）ことを念頭に置きつつ、暴力が戦前から戦後に継続していることを東アジアに生きる立場から問い直すことが著者の立場である。暴力の継続を「日本と東アジアの政治的・倫理的・思想史的課題」（p. 21）としていることからは、叙述者の立場性について自覚的であることが窺える。叙述する立場への意識は、著者が「小さな民」たちの発想に定位していることからも見て取れる。「小さな民」は、村井吉敬の著作『エビと日本人』（1988）に加えて、著者が京大時代に京大C戦線で活動をともにし、その後労働運動に専心した片田幹雄氏の実践活動が念頭にある（「あとがき」参照）。そのほか、沖縄の歴史家・屋嘉比収が「沖縄戦」（1945）を捉え直し、敗戦によって転換が起きたのではなく暴力が継続していると主張したことも参照軸の一つとなっている。全章の随所に見られる傍点や20個以上にも及ぶ感嘆符からは筆者の積年の怒りが滲み出ているかのようだ。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

2. 採られている方法

序章では、本書の思想史方法論がくわしく説明されている。主として軍人を対象にしてきたそれまでの研究に対して、思想家・学者・官僚・文学者・詩人の「思考の歩みにできる限り内在して考える」（p. 38）という方法が特徴の一つだろう。この方法については、ヴェーバーの理解社会学に深く学んだと書いている一方で、必ずしも適用しているわけではないと断りを入れている。ヴェーバー理解社会学における「解明的理解」について、著者は前著で次のように定義した。「価値分析と因果的解明という二つの手続きが繰り返し積み重ねられ、それらを循環させつつ現実の歴史的局面に即した動機理解に段階的に迫っていく独自な研究手法」（『ヴェーバー入門――理解社会学の射程』ちくま新書、2020年、p. 66）。著者はヴェーバー研究者として、ヴェーバーの研究書、訳書、入門書を著してきた。ヴェーバーの理解社会学を踏まえつつも、それを厳格に適用することを意図しているわけではないと述べるのは、著者自身の方法で本書を執筆したという自負があるからではないだろうか。

本書では、おおむね個人に焦点が当てられているが、それにとどまらず大原社会問題研究所の方向性や日本共産党の思想も対象にされている。ヴェーバーの理解社会学が個人の動機理解を解明するものであるとするならば、集団の思想についても内在的に踏み込んだ理解をする点に著者の独自性があると思われる。ここでは、著者による「理解」の方法が見やすい形で明示されている箇所をいくつか拾い上げてみたい。

・「継続する植民地主義の歴史を追跡していく際には、それの様態変化に対応する思想の内容変化に敏感に感応し、その実質的な政策上の展開の意味を的確に捉える、繊細な思想史への感覚が問われるということである。」（p. 37）

・革新官僚において植民地主義の継続と拡張への見通しと意思が見られること（p. 68）。

・マルクス主義哲学者としての鮮烈な登場を印象づけた「人間学のマルクス的形態」（1927）から『歴史哲学』（1932）等を経て、東亜協同体構想に至るまでの三木清の理論活動が理解的方法をもって辿られているが、たんに時系列的な叙述ではなく新たな構えから捉え直されている点に著者の独創がある。1937年7月の盧溝橋事件以降、「現代日本に於ける世界史の意義」（1938年6月）を執筆して実践的行動提起者となるに至った三木への分析には理解的方法がとくに効力を発揮している（p. 119）。この間の三木に見られる微妙だが決定的な決断のうちに東亜協同体論構想の契機を見て取ったうえで、その思想的営為自体に植民地主義の認識枠組みが貫かれていることを著者は指摘する。

・詩人高村光太郎の自我について、妻智恵子の狂気と関連づけて「思想的な動機」（p. 150、傍点原文）の解明が目指されていること。

・近藤東が国鉄職員として持っていた勤労の誇りは、鉄道が社会に対して果たす機能に支えられていると「理解」（p. 181）すれば、戦前から戦後にかけて連続していると見なせること。

・在日朝鮮人運動の中心を担った金斗鎔（キム・ドゥヨン）と韓徳銖（ハン・ドクス）の思想と行動を辿りつつも、植民地主義の継続というテーマに照らして、むしろ「応接した日本共産党の思想と路線」（p. 311、傍点原文）を党綱領などの込み入ったところにまで踏み込んで分析していること。

・野間宏『暗い絵』（1946）[1]の主人公深見真介が獄死した永杉英作に対して抱いた「仕方のな

[1] 『暗い絵』は「京大ケルン」という学生共産主義者グループをモデルにしたとされているが、著者によれば、あくまで主人公は深見であって「京大ケルン」ではない。著者は深見と野間を重ね合わせて論じている。『暗い絵』については近年も服部健二『自然史の思想と実践的直観――梯明秀と田邊・西田両哲学』（こぶし書房、2020年）で論じられている。同書によれ

い正しさ」（p. 356）は、野間自身が戦後に背負った課題を示唆しているということ。

3. 本書に見出される特徴

評者は本書に以下二つの特徴を読み取った。

① 通説を根底から問い直す態度

本書では、戦後思想史において定石とされてきた研究が次々と覆される。既存の言説を批判するのみならず、著者自身が参加していた「総力戦体制論」も根底から捉え直されている。評者などは、「六全協」を一知半解に知った気になっていた。読者の研究態度も反省を迫られる緊張感の高い方法を本書は採っているといえよう。以下、研究史上も重要である箇所を挙げておく。

革新官僚たちの統制経済に処する基本原理「私有公営の原理」をマルクス主義的思考法から理解する藤田省三の「説明」においては、革新官僚が行なっていた産業政策やそこで行われている実務の系譜が見落とされていること（p. 65）。「灰燼の中からの戦後復興」という小熊英二による戦後神話は植民地主義の実情を隠蔽してしまっていること（p. 269）。戦後革命運動史における六全協の共通了解にも見落とされている点があるということ（p. 327）。さらに共同研究『転向』についても、「転向」という定義自体が個と権力の相互関係や国民共同体と外部との関係を見落としてしまうということが指摘される（p. 95）。

②「排除」と「隠蔽」を明るみに出す手法

節のタイトルに使われていることが象徴するように（第四章四節「排除／隠蔽されていくもの」）、全章にわたって「排除」と「隠蔽」に焦点が当てられ、分析対象はテクスト、理論、事象にまで及ぶ。以下、「排除」と「隠蔽」に焦点を当てた分析を見ていきたい。

第一章では、大内兵衛「古典の探究と重商主義についての新解釈」の初出テクスト（1943年9月）と著作集収録版（1975年8月）を対照させ、植民地宗主国を自認する表現が削除されていることを指摘している。削除し隠したというところに大内の真意があったのではないかと著者は問う。これは『大塚久雄と丸山眞男』（2001）でも見られた手法である。同書の第二章では、丸山の初出テクストが『日本政治思想史研究』版（1952）で構成を変更されていることが分析された。テクストをベースに分析する著者の一貫した方法的態度を窺うことができよう。別の角度から言えば、テクスト分析で思想家の内面にここまで肉薄できるのかと驚嘆するところでもある。

第二章では、三木清の思想や理論を植民地主義という視角から照らすことによって、そこに作動している認識枠組みを明らかにしている。思想の科学研究会編『共同研究 転向』を俎上に載せ、その方法的精度を評価しつつも、「戦後日本の正統的自己了解」となってきた「転向」研究という主題設定には「隠蔽」されてしまうものがあると見なす。「転向か非転向か」という問題設定ではなく、総力戦体制への知識人の自発的参加という内的な動機に迫るのが著者の立場である。その最深の意味は日本人の立場からではなく植民地支配下の朝鮮人の位置から探られなければならないという見方は、本書第七章の叙述にも接続している。

第三章は『智恵子抄』や『道程』で知られる

ば、深見進介は野間がモデルである。作中で獄死した永作のモデルとなった人物は、実際には獄死はしていないという。獄死の問題についても、作品とモデルとでは違いがある。また、吉田山頂で見た夜空の星辰に心を鷲掴みにされる描写は自然史的な立場から解釈できるにもかかわらず、梯明秀がその作業をしていないことが指摘されている（p. 167）。

野間はうたごえ運動に関係しており、平和組曲「日本のうたごえ」の中の一曲「祖国の若者」の作詞を担当した。第1回「日本のうたごえ」（1953年）のイベントパンフレットに寄稿していることも注目される。『詩歌と戦争』の著書を持つ中野氏は野間のうたごえ運動に対してどのように分析されるだろうか。

詩人高村光太郎を対象としている。戦争詩を量産した高村の戦争協力は、強いられたものではなく、むしろ自我を維持するためのものだったということが著者の立場である。『詩歌と戦争』（2012）で北原白秋を論じた著者は、高村の思想と作風の変化を丁寧に辿り、自我の危機に対応するために「聖化」する対象が智恵子、日本と天皇、そして戦後日本の自然と生命へと移り変わっていくことを描き出す。原子力の解放をも謳った最後の詩「生命の大河」が戦後日本の成長路線と呼応していることを指摘したうえで、著者が高村のうちに見出すモダニズムは帰国後の危機を脱出するために前進に賭けた戦前から戦後の成長路線との並走まで連続するものであったことを明らかにしている。

第四章では、「戦後サークル詩運動」のただなかで起きた歴史改ざん事件――朝鮮人少女が黒人米兵の強姦被害にあったという痛ましい事件を詩誌『石ツブテ』では日本人少女であるかのように書かれたこと――に「排除」と「隠蔽」という機制が働いていたことが指摘されている。

第五章では、政治学者石田雄が語った「国全体の価値が180度転換」したという断絶の神話が、端的に言って誤りであり、連続の現実が覆い隠されていることが明らかにされる。敗戦直後も旧体制を維持しようとする力が作動しており、そのエピソードとして三木清の獄死が取り上げられてもいる。三木の獄死については、著者や本合評会指定討論者らで毎月1回行っている『世界』初期号（岩波書店）つぶし読みの会でも先日議論になった。

第六章は戦時下の大東亜省が戦後復興問題の研究会を準備していた事実から考察をはじめ、有沢広巳が担った実務的な観点から戦時経済と戦後経済の連続を明らかにする。通説への批判も前面に押し出されており、「四〇年体制論」（野口悠紀雄）が「植民地帝国の敗戦後の経済問題」を軽視していることや小熊英二『民主と愛国』（2002）における「灰燼の中の戦後復興」という語りが虚構であり神話であったことが明るみにされる。さらに、開発独裁と開発援助の連携についても検討される。日本から東アジアの国に援助をする場合、表向きは援助するということになっているが、現地では開発独裁という形を取り日本の産業の発展にも寄与することになる。戦後のODAもこの延長上にある。著者のスタンスは、アメリカと日本とアジア諸国を巻き込んだ政治経済支配の構造全体を歴史的に見なければならないというものである。近年話題となった斎藤幸平『人新世の「資本論」』（2020）も参照され、マルクスの原理論に即した批判のみでは不十分であり、歴史的洞察が不可欠であることが示される。もっとも、同書で唱えられた「労働と生産」ひいては「帝国的生産様式」の変革は依然として重要であろう。そのように主張して危機意識を高めることに評者も意義を認めるが、中野氏はマルクス以後にも継続して作動する植民地主義を歴史的に批判することこそ肝要であるという構えを取っているのである。

第七章で焦点を当てられるのは、六全協のあった1955年に日本共産党が在日朝鮮人運動に関する方針を転換したことである。その際、朝鮮人党員の党籍が離脱させられたという事実が党史と関係文書から抹消された。在日朝鮮人の活動家である金斗鎔と韓徳銖が日本で活動できないほどに追い詰められたのはなぜなのか。このことはこれまで論じられてこなかった。在日朝鮮人運動の「排除」と朝鮮戦争と日本の闘争の切り離しという二つの「排除」が働いていることが明らかにされる。

第八章は理論的にも込み入った章であり、「主体を割く」といった表現には著者のメッセージが前面に出ている。竹内好と野間宏を対照させたうえで、竹内が日本で主体を立てよ

うとしていることはモノローグに陥っていると見なす。竹内と朝鮮史家梶村秀樹との論争を取り上げながら、朝鮮人の日常や立場に目を向け、著者はダイアローグへの途を見出そうとしている。朝鮮に植民した人々には、日本社会で底辺にいた者が多かった。植民者が朝鮮の民衆と連帯して日本に抵抗することは起こらなかったのかと著者は問う。実際には連帯は生起せず、残虐な行為もあった。それはなぜなのかというところから問いが立てられている。

4. 論点

ヴェーバーとルーマンの研究を背景とする本書は、植民地主義継続史観ともいうべき一つの史観を提示しているのではないだろうか。植民地主義が継続していることは各章で緻密に論証されている。この点については実践的意義に照らしても異論の余地はないと思われる。本書の鍛え抜かれた方法に依拠して取り上げる対象を広げることは、著者以外にも可能であろう。実際著者もほかの人物や事象に適用することが可能であることを序章で示唆している。しかしながら、本書に依拠した分析を進めることが可能である一方で、マルクスの唯物史観を流出論とみるヴェーバーに依拠することが前提となっており、別の歴史観を採る可能性を阻んでしまうのではないか。つまり、唯物史観をしりぞけることが著者の前提となっているのではないだろうか。

第二に、隘路に陥った人物や隠蔽された事象に焦点を当てるという方法上、ポジティブな何かを積極的に立てるという側面が少ないように思われた。それは、すでに過去となった出来事を反省的・批判的に考察するという研究手法のためでもあろう。しかし、第九章ではトーンが変わり、「民衆同士の出逢い」や「他者の声」といった詩的な表現が多用され、実践的な提言がなされている。「主体を割り裂く」という表現を借りれば、筆者も本書をまとめ上げるなかで、他の思考と対峙し割り裂かれているのではないか。本書に収められた論文の初出でもっとも早いものは2002年の第二章であり、第九章は2022年が初出である。著者が唯一といってよいほどポジティヴな視点を第九章で出していることは、20年にわたって植民地主義を批判的に捉え直す研究を進めるなかで、希望的な見方を出すべきだという判断があったのではないだろうか。もっともそれは、無意識の次元での作用かもしれない。

「他者の声」は、沖縄の歴史家である屋嘉比収の考察にもとづいて導入した考えである。屋嘉比が関心を寄せた「軍官民一体化の共生共死」の思想は、軍と住民共同体と個々の住民とを融合させるものであった。著者が可能性を見出すのは、共同体意識に見られる「合一性に亀裂を入れる特異な個の存在」である。共同体意識に入ってくる「他者の声」を聴き取ること、そしてそれを可能にする土壌を育むことが著者の願いだといってよいだろう。同一化への著者の批判は、吉本隆明の南島論や島尾敏雄のヤポネシアにも向けられる。両者は同化論ともいうべき日本文化論にほかならないと断ずるほど批判は手厳しいものだ。

著者は「他者の声」が有効であった事例として、屋嘉比の論考をもとに沖縄戦での「集団自決」を取り上げる。チビチリガマとシムクガマという二つの自然洞窟に避難した人々には戦争体験に違いがあり、ハワイに渡った二人のいたシムクガマでは「他者の声」が避難民を説得し、一人の犠牲者も出さなかった。この経験から著者は、以下の教訓を引き出している。実践的提言として問題意識が鮮明に出ている箇所なので、やや長くなるが引用する。「たとえ共同体的意識で強く結びつき合っていても、それに異を唱え打ち破る「他者の声」があればそちらにも耳を傾ける姿勢を日頃から維持し、しか

もそのような「他者の声」を培養するさまざまな他者との交流を実際に重ねておくことが、本当に大切であると理解できよう。沖縄での植民地主義に抗する経験は、生と死とを分かつもっとも厳しい場面において、帝国の同化主義に抵抗するだけでなく同族の同化主義にもしっかり抵抗できるという、開かれた視野と姿勢、および、それを培養する他者との日常的な出逢いという経験を教えている。」（p. 425、傍点原文）

結章ではオルタナティヴな社会構想や「あるべき可能な社会構想の探索」（p. 462）が内実のないまま予示されているが、第九章で提示された「支配権力の意図を超えた民衆同士の出逢い」（p. 444）に植民地主義を終焉させる希望があると理解してよいだろうか。「民衆同士の出逢い」という表現には詩的なニュアンスが強く感じられ、学術的な根拠が乏しいようにも思われる。しかし著者は、それが主観的な投影ではなく、「客観的事実」や「客観的可能性」を持つことを以下のように強調する。「日本の植民地主義の支配下でも、実際に民衆同士が親密な出逢いを重ねた経験をしっかり持っていたならば、その「他者の声」が共生に向かう梃子として実際に力になるというのも客観的に可能な想像であると認められよう。」（p. 429）やや性急な議論の運びのようにも思われるが、著者がそれまで両輪で進めてきた実践活動と学問が折り重なって収斂していった主張として心に留めておきたい。

最後に、後進の身として感じたことだが、ヴェーバーやルーマンの理論にもとづき、戦後思想に関する通説、朝鮮や沖縄の近現代史が縦横に論じられる本書の成果を引き継ぐには、それらを学び直す必要があるということである。戦後思想の通説を根本的に捉え直そうとする中野氏の批判を踏まえたうえで、両者に対する自分の立場を明確にすることが研究の手続き上必要になってくるだろう。しかし、それを十全に行うには現実的には困難を伴うのではないだろうか。研究書として捉えた場合、植民地主義の問題と不可分である沖縄や朝鮮の近現代史を研究するためには、本書のように韓国語文献を参照する必要も出てくるだろう。そう考えると、要求水準の高い研究書であるといえる。さらに、扱っている題材は生半可に扱うことの許されない重たい問題をはらんでいる。メッセージの訴求力が強く、実践的に意義深い著作であることは間違いない。一方で、研究書として読む場合、植民地主義が継続しているというテーゼを全面的に引き継ぎ、その延長で研究対象を広げることが求められているのだろうか。

ともあれ、本書を読了したことにより、沖縄や韓国へも意識が向けられることになり、評者の視野が押し広げられたことはたしかである。また研究史において通説となっている言説にも視角を変えて分析する余地が残されていることが分かり、研究方法を見直すきっかけになった。未来のことをポジティヴに語ることも必要ではあるが、通り過ぎてしまい目を向けられてこなかった「小さな民」や出来事にあらためて定位することも、広くなされていくべき事柄であると思われる。

中野さんの本から刺激を受けて。多方向的記憶に向けて

Inspired by the new publication of Toshio Nakano. Toward multidirectional memories

三島　憲一
MISHIMA Kenichi
大阪大学名誉教授
The University of Osaka, Professor Emeritus

キーワード
多方向的記憶　植民地帝国　記憶の特権化　残虐の記憶

Keywords
multidirectional memories; colonial empire; privileging of memories; memories of atrocities

原稿受理日：2026.1.15.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 85–94.

植民地帝国としての過去と対決しないまま、戦後日本の復興の物語が紡がれてきたことへの厳しい批判が本書です。戦後に少しはまともな社会を作るべくさまざまな理論、主義、構想がありましたが、そのどれも過去の問題に手をつけなかったことの指摘、いやそれ以上に、過去の問題を抜きにまともな社会など作れるわけがないという主張でもあります。有沢広巳に象徴される戦後の経済秩序の「再建」に始まる実態面ばかりでなく、竹内好や野間宏の議論、高村光太郎のいささか怪しげな自戒の念、また職場の詩歌運動の近藤東などの戦後の時代への対応など具体的な例を挙げて本書は論じています。また、すでに戦前から戦時中の総力戦体制の構築にあたって大原社会問題研究所に結集した高野岩三郎をはじめとする人々が、この研究所についてのさまざまな語りとは裏腹に、ナチス経済体制の研究をはじめとして、総動員的思考に囚われていたこと、また、よく知られている議論を経て「昭和維新」体制にコミットした三木清における理論と実践の主体的統一の理論が初めから持っていた問題的な思考形式が結局は「我々の民族の世界史的使命」を語り、極度のエスノセントリズムに資本主義問題の解決を遠望するという結末に至る論理などが見事に描かれています。また、最後に、沖縄と朝鮮半島の交流、沖縄から南洋諸島やハワイへの移民、戦時中の炭鉱における沖縄、朝鮮半島出身者などの、最下層の人々の実際には微かにしかなかった対等な出会いの可能性に、植民地帝国の過去の清算をめぐる議論自身が陥りかねない、例えば日本共産党の在日韓国人の位置や朝鮮半島の統一をめぐってのかつての怪しげな方針に見られるエスノセントリズムの陥穽から抜け出す微かな光を見ようとしているのも、多くの読者に啓発的なものと思われます。基本的にはこのように「植民地主義を継続させている側の思想の研究」（本書 p. 34）としてのアクチュアルな思想史でもあります。別のところでも書きましたが、もし本書が広く話題にならなかったとしたら、それはまさに継続する植民地主義的思考を自ら認めたくない目下の日本の議論の体質のせいかと思います。

ただ時々気になるのは「主体」の思想がいか

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

んのだ、主体的ということは西欧中心主義であるとする竹内好まがいの議論が散見することです。もちろん主体の思想から間主体的な場を重視する方向へのパラダイム・チェンジが念頭にあるとは思いますが、他方で、本書も依拠している規範的思考自身が近代の間主体的な産物であるという近代への分節化した視点もちょっと欲しかったです。つまり、現実の西欧が実現できていない規範も近代が生み出したということです。でも、これは別途に論ずべきことで本書のメインテーマとは直接の関係はないかと思いますので、このくらいにしておきます。

今日はそれとは別に、あらかじめの打ち合わせに基づいて、本書からは少し離れるかたちでこの画期的な本が陰に陽に提示している問題を少し広く論じたいと思います。それは過去に関わるときのテーマ設定の問題です。暗黙のうちに本書が前提にしているのは、資本主義の発展と結びついた植民地主義的拡張が、それを正当化する議論とともに、その途中でさらに増幅される差別的な思考（日本共産党の革命の順位にもあるような差別的思考）が至るところに[1]、そして多くの場合はきわめて屈折した見えにくいかたちで、例えば一見した普遍主義の衣を纏ったかたちで、過去を問題視する思想にも、そしていわゆる思想だけでなく、日常のちょっとした細部にまで染み渡っているのではないか、という疑念ではないかと思います。つまり、過去が現在をとらえて離さない事態の注視でもあります。

問題はしかし、どの過去がどの現在をどういう理由で捉えて離さないか、ということです。本書の場合には日本の過去が、日本の言説空間に生きる著者を捉えて離さないということでしょう。それは、竹内でも野間でも、それ以外にいろいろな人がつい使っている「日本民族」のゆえの当事者性ではない、と私は思いたいところです。思想の次元で三木清もはまり込んだほとんどアルカイックな民族概念を残してしまうことになるからです。そうではなく、立憲君主制の日本という国家の、正式には日本王国と呼ばれるべき天皇制国家の国家公民、すなわちその市民であることのゆえの当事者性だと思います。ナヴィット・ケルマーニ（Navid Kermani）というイラン系２世でドイツ育ちのドイツ市民がいます。ドイツでは最も影響力のある知識人の一人です。イスラム神秘主義の研究でも有名ですが、元々はドイツ文学専攻でヘルダーリンやジャン・パウルについての著書もあります。一時はドイツで大統領候補に取り沙汰されたこともあります。その彼が、「私も、イランからやってきた私の両親もドイツの過去に加担はしていないが、現在においてドイツ市民である以上、ドイツの過去に責任持つのは、つまりその過去を引きずって生きるのは当然だ」と述べ、ドイツの過去についてさまざまに発言しています。アウシュヴィッツ訪問時には、バイリンガルとしてペルシャ語のガイドのところに行ってもよかったけど、「当然のこととしてドイツ語のガイドのところに行った」と述べています。中野さんの場合にはもちろん「日本民族」の一人、最近の嫌な言葉のひとつである生物学的ドイツ人（Bio-Deutscher）をもじっていえば生物学的日本人（Bio-Japaner）ですので、ケルマーニと同じわけにはどうしてもいかないことはわかりますが、その部分を限りなくゼロに近づけて問題意識が構成されているのではないかと思いたいところです。

それならば、世界のさまざまな地域の過去、植民地主義の犠牲となった過去の地域と、その加害者である旧宗主国との関係、また加害国の

[1] 「革命の順位」で日韓を差別化するこの議論は、遠くは、東欧の諸民族とロシアへの侮蔑感とも受け取られかねない、マルクス、エンゲルスのバクーニンへの激烈な批判にも源があるかもしれない。

後継市民でない人々が関わるさまざまな過去、例えば、日本の研究者が大英帝国の過去の犯罪、あるいはドイツのアフリカ植民地に関わるとき、そしてさまざまな地域のさまざまな研究者がアウシュヴィッツの過去に関わる場合のスタンスというか、当事者性というのはどういうものになるのでしょうか。フィリピンの研究者がラテンアメリカのペロニズムの虐殺に関わることもあれば、台湾内部の和解のプロセスに関わる南アフリカの知識人もいます。純粋の普遍主義だけで済まないコンテクストの問題がここに生じてきます。どういうコンテクストからどういう問題に関わるのか、という選択の問題でもあります。そして記憶のいわば不公平の問題でもあります。例えばホロコーストについては今なお多くの議論がなされますが、ケニアでの英軍による虐殺、ベトナム戦争での、特にいわゆる北爆の犠牲者、1990年代のウガンダでの虐殺は現代ではあまり論じられていないようです。古くは、ナポレオン戦争での250万に上る死者は、不思議なことにフランスの、あるいはヨーロッパの歴史の記憶から消えています[2]。

こうした記憶をめぐる浮沈現象のなかで目下のところ最も激烈な記憶の競争（competitive memories）の場に晒されているのが、コロニアリズムとホロコーストをめぐる論争です。イスラエルによるガザへの目に余る戦争犯罪をヨーロッパ・コロニアリズムの極点とする議論に、イスラエルおよび親イスラエルの立場はあからさまな拒否反応を示すのにに対して、他方では、そうした議論の側からはホロコーストばかり重視せず、植民地化の虐殺の過去をもっと論ぜよという議論が展開されます。ホロコーストが重要なのか、コロニアリズムの長い数世紀、立場によってはその頂点をヨルダン川西岸に見る数世紀における虐殺の方が重くのしかかっているのか、ご承知のようにこれに関する議論は西側世界に大きな分裂を引き起こしています。

ホロコーストに注目する側は、ヨーロッパ資本主義の発展にともなうコロニアリズムの犠牲に目が行きにくくなっていることはたしかです。強制収容所に関してユダヤ人のことは語られても、シンティやロマのことは論じられることが少なかっただけでなく、今日ハイデルベルクにある彼らの記念博物館を見ても展示の貧相なことは目を覆うばかりですし、訪問者も少ないです。それに対してベルリンのいわば世田谷にあるシェーネベルク地区の市役所の展示室だけでも、その地区に住んでいてアメリカに亡命したアインシュタイン、アウシュヴィッツその他で殺戮された有名無名の何百という人々の写真と伝記データが詳しく展示されているのに比べたら、本当に貧弱です。今日のナミビア地域のドイツ領南西アフリカでのヘレロとナマの反乱鎮圧（1904〜5年）にあたっての大量虐殺などは長いこと話題にもなりませんでした。この鎮圧作戦は現在では、いわゆるジェノサイドの最初のケースとも言われ始めています。私はこの戦争の従軍兵を主人公とした『南西へのペーター・モールの旅』という小説を読んだことがあります[3]。「南西」とはドイツ領南西アフリカの意味です。アフリカに向かう兵員輸送船の劣悪な生活環境、砂漠と灌木の荒れ野からなる戦

[2] コンスタンツ大学のドイツ文学の教授アルブレヒト・コショルケは、アドルノ講義をまとめた以下の本の冒頭でナポレオン戦争の死者の記憶の抹殺に触れている。Albrecht Koschorke, *Hegel und wir*. Frankfurter Adorno-Vorlesungen, 2013, Berlin.

[3] グスタフ・フレンセンの小説である（Gustav Frenssen, *Peter Mohls Fahrt nach Südwest*. Berlin 1906。『ペーター・モール南西［アフリカ］に行く』）。これについては三島憲一「ドイツ・ファシズムの心性」雑誌『図書』（岩波書店）。1998年2月号。被害者のパースペクティヴの欠如は、戦後80年を記念して行われた各地の博物館での回顧展でもはっきりしていた。出征の写真や、日章旗への仲間のサインなどの展示は、帰ってこなかった兵士の記憶とともに「みんな本当に大変だったね。もう二度と戦争は……」という犠牲者意識での平和主義となっているが、構造的には、そして実際に戦場でも加害者であった観点から本当の犠牲者のパースペクティヴはほとんど顧慮されていなかった。

地では、穴を掘っても泥水しか出てこない辛い生活に耐えられず厭戦気分が蔓延しますが、それはあくまで加害者の中の気分であって皆殺しにされる側のパースペクティヴはいっさい出て来ないのが印象的でした。なお、ベンヤミンは、当然ながらナチスに加担したこの作家の別の文章がノルウェーの高校用のドイツ語教科書に取り上げられていることに批判的な文章を書いています[4]。ドイツのアフリカでの残虐行為については、ハーバーマスのこの前亡くなった長女レベッカ・ハーバーマスの仕事があります[5]。

それゆえアフリカから奪ってきた文化財や芸術作品の返還の議論は、別個のテーマとして論じられ、ユダヤ人から奪った芸術作品の返還の積極性などとは別扱いという感じです。またおよそヨーロッパ・コロニアリズムの問題は、ドイツも植民地争奪戦に関係したことはあったけど、それほど重要視されてこなかった面があります。

典型的なのが、カッセルの2017年のドクメンタ展に伴う事件です。イベントの終了が近づいた頃に、アフリカ出身の何人かの芸術家たちが「浜辺のアウシュヴィッツ（Auschwitz on the shore）」というパフォーマンスを企てました。ぼろ舟で地中海を渡ってくる間に溺死する非常に多くの人々のことを思い出してもらおうという趣旨です。地中海はいわばアウシュヴィッツと同じだということです。その日のうちにカッセル市のユダヤ人協会からイベント主催の責任者である市長にこのパフォーマンス中止の要請がはいりました。夜にはドイツ・ユダヤ人協会のトップから同じ要請があり、結局のところ市当局はこのパフォーマンスを禁止することになりました。

ユダヤ人協会からすれば、こうした「芸術的」パフォーマンスはアウシュヴィッツの犠牲者への侮辱である。ホロコーストはアフリカの人々が経験している目下の悲惨とは全く次元の違うものであり、軽々しく比喩として使わないで欲しいということです。計画的な大量殺人と、ある意味では自らの判断で地中海を渡る冒険に乗り出した人々の運命は異なることはたしかですが、アフリカの悲惨な状況に手を拱いている、そして悲惨を構造的に引き起こしている先進国という点では同じ次元もあるかもしれません。しかし、問答無用で、比喩的用法は禁止されました。こうして犠牲者のステータスをめぐる、追悼と記憶をめぐるもともとあった争いが激化してきます。不当に死んでいっても記憶に値する人々と、無視される人々の相違です。「浜辺のアウシュヴィッツ」のパフォーマンスは極端な場合には反ユダヤ主義のレッテルも貼られかねなくなりました。ただし、日本ではかなり長いあいだ、ユダヤ神秘主義を研究し、ユダヤ人虐殺の実態を論議のテーマとすることと、パレスチナ問題にコミットすることとは──幸いにも──矛盾とは受け取られてきませんでした。反ユダヤ主義者というレッテルを貼られそうな議論は非常に少なく、知識人の多くは、「シオニスト」扱いされることに、かつての「修正主義者」（歴史修正主義ではなく、マルクスのゴータ綱領批判以来の「修正主義」の意味です）という不当なレッテルと同じに、警戒心を抱くことが多かったのではないかと思います。

こうした不毛なステータス争奪戦が続くヨーロッパ、それもドイツ語圏ですが、2021年3月にスイスで出ている無料のインターネット雑誌『現代の歴史 Geschichte der Gegenwart』に「ドイツ人のカテキズム（公教要理、教理問答集）」という、タイトルからして皮肉な論文が出ました。カテキズムは「徳目」と訳してみます。著者はダーク・モーゼス（Dirk Moses）と

[4] Walter Benjamin, Deutsch in Norwegen, Walter Benjamin, *Ges. Schriften, Bd. III*, S. 404–407.
[5] Rebekka Habermas, *Skandal in Togo. Ein Kapitel deutscher Kolonialherrschaft*. Frankfurt 2016.

いう、当時はシドニー大学、現在はニューヨーク市立カレッジ（City College of New York）で教えている歴史家です。彼はすでに『ドイツ知識人とナチスの過去』（*German Intellectuals and the Nazi Past.*（New York: Cambridge University Press, 2007））という本で有名になっていました。小生も一通り目を通していましたが、後で指摘する一点を除けば、戦後の西ドイツが、そして統一ドイツがホロコーストの過去を見つめるようになり、そこからデモクラシーを構築していったプロセスを、そこにおける知識人の役割に重点を置きながら論じた至極穏当な本です。

しかし、その彼は、1990年代以降のドイツの議論の、ホロコーストだけに集中した硬直化を憂いて、これは教理問答集と同じだ。そして他の大量殺人を排除することになるし、ホロコーストをコロニアリズムや人種差別の歴史の一環として見ることを拒否することになる、結果として記憶の包括（Inklusion）を妨げるホロコースト・フェティシズムだ、と批判しています。彼があげる「ドイツ人の徳目」の5項目は以下のとおりです。

（1）ホロコーストは、他の大量殺人が何らかの実利を伴うのに対して、そうした利害抜きの、ユダヤ人殺害の自己目的化という点で、独特のものだ。
（2）ホロコーストによって人間同士の連帯を崩壊させたこの「文明の断絶」をドイツ国民の、場合によってはヨーロッパ文明の戦後の道徳的基盤とする。
（3）ドイツはドイツ在住のユダヤ人に責任を負うし、イスラエルへの忠誠を重視する（「イスラエルの安全はドイツの国家理性の一部）。
（4）反ユダヤ主義はドイツ固有のイデオロギーで通常の人種差別とは無縁。
（5）シオニズム批判はそのまま反ユダヤ主義（Antisemitismus）である。

ドイツ知識人はこの五箇条の御誓文で生きているとし、そこにはドイツ人の救済願望がある、さらにはアメリカや西欧先進国にいい顔をしたいだけなのではなかろうか、となかばからかいながら、次のような問いを投げかけます。「西洋文明の名の下に世界の多くの部分がヨーロッパ人とアメリカ人によって征服され、何百万という人々が、もちろんドイツの植民地官僚によっても、殺されたのではないだろうか?」（資本主義的利益の追求によって、と書いてないのは、問題です）。

また彼の議論仲間のマイケル・ロスバーグ（Michael Rothberg）は、その後の論争の中で一流紙への寄稿で、こうしたホロコースト中心主義には、「無批判にヨーロッパ近代を救い、内では白人のヘゲモニーを確保し、外に対しては「西洋」なるものの支配的位置を確保」しようとする態度が潜んでいる、と決めつけています。思い出されるのは、ヴァイツゼッカーの演説はゲルマン民族の生き残り戦略だと決めつけた西尾幹二です。さらに急進的なナショナリズム批判の立場からこの演説にドイツ人の生き残り戦略とレッテルを貼り、ドイツ現代史の第一人者の山口定氏と、90年代後半の同志社大学のシンポジウムでほとんどつかみ合いの正面衝突をした西川長夫さんです。最近ではオーストリアの正真正銘のネオナチのマルティン・ゼルナー（Martin Sellner ドイツには入国禁止を食らっています）がこのモーゼスの批判に無茶苦茶喜んでいるので、どこから鉄砲玉が飛んでくるかわからない議論でもあります。

ところで、ここからが本日の報告のメインですが、カリフォルニア州立大学のホロコースト・スタディーズの教授である、今ちょっと名前を挙げたマイケル・ロスバーグはこうした論争の火

付け役でもあると同時に、新たな問題意識の設定に大いに寄与している存在です。彼が2009年に出した『多方向的記憶』（*Multidirectional memory: remembering the Holocaust in the age of decolonization.* Stanford University Press, 2009）はこの点できわめて重要ですので、ここでの議論をかいつまんで紹介して終わりにしたいと思います。彼が目指すのは犠牲者というステータスの奪い合い、記憶の闘争（competitive memory）を終結させることです。それは同時に犠牲者の子孫たちが陥りやすい犠牲者レイシズム、あるいはイム・ジヒョン（林志弦）の言い方で言えば、「犠牲者意識ナショナリズム victimhood nationalism」を再考させる、力を使わないで再考させることです。

彼は本の冒頭で、ワシントンにはホロコースト記念ミュージアムはあるのに、なぜアフリカン＝アメリカンの、つまり奴隷貿易の犠牲者たちの記念ミュージアムはないのだろうか、あるいはネイティヴ・アメリカンの、あるいはベトナム戦争の犠牲者の記念ミュージアムもないのだろうか、という素朴な問いを発しています。ホロコーストはスクリーン・メモリー（screen memory, Deckerinnerung, Verdrängung）になっていないだろうか、ということです。スクリーン・メモリーとは、スクリーンをかけて他の記憶を抹殺するということですが、これはフロイトの「覆いをかける記憶 Deckerinerung」あるいは、抑圧（Verdrängung）の英訳です。彼は次のように問うています。「ある歴史の特殊性を想起するにあたって他の歴史のそれを沈黙させないですますのは、どうしたらできるのだろうか？（How is it possible to remember the specifities of one history without silencing those of another?）」。あるいはこうも書いています。「公共圏において異なったさまざまな歴史が対峙しあう時には何が起きているのだろうか？　ある歴史の記憶は、他の記憶を視野から消し去ることになるのだろうか？　現代の多文化社会においては、奴隷制度とコロニアリズムの記憶がホロコーストの記憶に対抗するとき、犠牲者同士の競争は避けられないものなのだろうか？（What happens when different histories confront each other in the public sphere? Does the remembrance of one history erase others from view? When memories of slavery and colonialism bump up against memories of the Holocaust in contemporary multicultural societies, must a competition of victims ensue?）」。あるいは、ナンシー・フレーザー（Nancy Frazer）の言葉で言えば、「グローバル化された世界での正義の枠組みの組み替え（Reframing justice in the globalized world）」も彼にとってのモットーのようです。

背後にある歴史上の、今では自明の力学、つまり資本主義の発展に伴う西洋の覇権の分析も重要ですが、そこにある記憶の排除の力学を考えるために、ロスバーグは、残虐の歴史の記憶は元来、必ずしもモノ＝メモリーではなかったという事態を指摘します。むしろ、絶えず複数のメモリーだったというのです。「私たちの過去との関係は、現在の私たちが何者であるかを部分的には規定している。しかしそれは、決して単純でも直接的でもなく、また、私たちが「他者」とみなす人々と私たちを結びつけてしまうような、予期せぬ、あるいは望まれない結果を伴わずに成り立つことは決してない（Our relationship to the past does partially determine who we are in the present, but never straightforwardly and directly and never without unexpected or even unwanted consequences that binds us to those whom we consider other.）」。あるいは「私が「記憶の多方向性」と呼ぶのは、いかにも互いに隔たっているように見える集合的記

憶が、公共の意識の内外を行き来する往復運動のことである（back-and-forth movement of seemingly distant collective memories in and out of public consciousness that I qualify as memory's multidirectionality.）」。

彼が例としてあげるのは、フランスの戦後初期の画家アンドレ・フージェロン（André Fugeron）の「大西洋文明」という題の絵です（https://www.tate.org.uk/art/artworks/fougeron-atlanticcivilisation-t07645）。ご覧になればわかるように、この絵には、アメリカのキャデラック、SS の兵隊、アルジェリア人、パリの楽しい生活などなどが配置されています。奥の工場の煙はアウシュヴィッツの煙かもしれません。ここにはさまざまな悲惨の記憶が、フランスのコロニアリズム、アメリカの資本主義、ドイツのミリタリズムないし、ロスバーグの言葉を使えば好戦性（bellicosity）が、そのつど重点の変更可能なコンステレーションとして描かれています。しかし、きっかけはフランス人として、進行中のアルジェリア戦争であり、同じく同時進行中でしたが、敗色濃厚のベトナムでのフランス軍の植民地暴力です。そういえば、西ドイツでのホロコースト議論のきっかけのひとつは、先ほど述べたようにベトナム戦争でした。学生たちは、ベトナムでのアメリカ帝国主義とナチズムを同一化していました。今から見れば誤りかもしれないけど、ロスバーグのいうとおり記憶は予想しない方向に、時には不愉快な方向にも分岐・発展していくものです。元来、虐殺の記憶は「多方向的 multidirectional」なもので、特に戦後の最初の数十年ではそうだった、それが色々な力学で忘れられてしまって、記憶の闘争、犠牲者の子孫同士の「喧嘩」が起きるようになったというのです。

ロスバーグはそのほかにもポーランド系ユダヤ人で、すでに20 年代にフランスに移住した両親から生まれ、家族を全員アウシュヴィッツで失ったアンドレ・シュワルツ＝バール（André Schwarz-Bart）などもあげます。私は知りませんでしたが、フランスではそれなりに有名な作家のようで、一族の中の義人を描いた小説はドイツ語訳があるので、目下取り寄せ中です。この方は戦後割合と早くフランス植民地でナポレオンの問題にもつながるマルチニーク諸島の奴隷貿易とプランタージュの悲惨をテーマにした小説を書いているそうです。家族をナチスのために失いながら、その犠牲の問題ではなく、他の犠牲者、ヨーロッパの植民地的暴力の犠牲者を描いているそうです。他にもロスバーグは、逆にマルチニーク出身の詩人エメ・セゼールやさらにはフランツ・ファノンの議論がホロコーストにも及んでいることを指摘します[6]。その意味では、先に触れたモーゼスの仕事にも問題があります。というのも彼は、過去の克服についてのドイツの知識人をドイツ的ドイツ人（German-Germans）とか非ドイツ的ドイツ人（Non-German-Germans）といった風に区別しているからです。ここには古典的な、ほとんどトーマス・マンを思わせるような「ドイツ的」といったニュアンスすら響いていて、今例に挙げたシュワルツ＝バール、エメ・セゼール、フランツ・ファノンなどのネーション・ステートの区別をとっくに超えている記憶の議論から見れば退行と言わざるを得ません。

さらにロスバーグは、アメリカの黒人社会学者として『黒人の魂』（1903年）で有名な W. L. B. デュボイスが 1949年、ワルシャワのゲットー跡を訪問して書いた「黒人とワルシャワのゲットー（The Negro and the Warsaw Ghetto）」を

[6] Franz Fanon はハーバーマスもある論文の冒頭で長々と引用している。J. Habermas, Utopie des guten Herrschers, in: *Kleine Politische Schriften. I–IV.*

取り上げ、「20世紀の問題はカラーラインの問題」という有名な文で知られるデュボイスが20世紀初頭に掲げたこのテーゼをユダヤ人の問題とともに考えている、あまり知られていないエッセイを、「アウシュヴィッツの後に詩を書くことは野蛮だ」というアドルノのあまりにも有名、かつ誤解されて引用されがちな文章とも兼ねあわせて考えています。デュボイスはお読みになった方も多いと思いますが、南北戦争による奴隷解放後も新たな一見合法的な差別の中で引き裂かれた魂を生きる黒人の、なにをやっても、広い世界への門が予想せざる形で閉ざされるか、新たな別の苦悩が生じる出口のなさ、その痛切な状況を描いた著作です。ちなみにデュボイスは、マックス・ヴェーバーの1904年の有名なアメリカ旅行で、ヴェーバーと対談をしています。ライプツィヒに留学したことのあるデュボイスの明晰で流暢なドイツ語で表明される見解の一つ一つにヴェーバーは、なるほどなるほどといたく感銘したようで、これを機にヴェーバーはいっさいの人種差別を批判するようになったと言われています。ちなみにヴェーバーの『経済と社会』のある注には、人種と文化を結びつける国の例として日本とロシアが挙げられています。

その日本では最近は南京虐殺、関東大震災の朝鮮人虐殺、そしていわゆる「慰安婦」の問題が日韓関係・日中関係も含めて議論されていますが、ここでも一定の視野狭窄は起きているかもしれません。しかし、このデュボイスの『黒人のたましい』を岩波文庫で訳している戦後初期の詩人の木島始などは[7]、こうした多方向的記憶の代表です。この詩人のことは小生は友人のドイツ文学者神品芳夫氏による評伝で知りました。彼の詩集には例えば、満洲の細菌戦の研究で知られる731部隊がGHQとの取り引きで責任を問われずに済んだ事実を長い詩にしたものが収められています[8]。そして法政大学の英語教師になってからはアメリカの差別された黒人文学や、まさにこのデュボイスの仕事などを訳しています。日本の過去の記憶、過去の糾弾、戦後の隠蔽、そしてカラーラインの問題を考えるデュボイスの翻訳、というわけです。またさらに戦後の比較的早い時期の議論として思い出されるのは大江健三郎の1959年の『われらの時代』です。

この小説では占領軍の将校のいわゆる「オンリー」（今では死語かもしれませんが）になっている女性と彼女の、今日の言葉で言えば、二股の愛玩動物のような愛人でもある東大の学生との関係も、占領軍の暴力への批判として重要ですが、この東大生が、アルジェリアから日本の学生の支援を求めてやって来た独立闘争のメンバーと知り合います。学生は仏文学を専攻していてフランス留学が決まっていましたが、彼が語るアルジェリアでのフランスの暴力の実態を知って、香り高いパリの文化に懐疑をいだき、輝かしい将来が約束されているフランス留学を諦める決定をします（海外に行くツテがほとんどなかった当時の時代では留学の意味が今とは全く異なります）。同時に天皇の車列に爆弾を投げる画策をします。画策仲間の一人である韓国人の、在日の高は、朝鮮戦争に従軍してアメリカ兵にお釜を掘られた経験があります。爆弾投擲には惨めに失敗し、あとは日常生活に戻るわけですが、ここにはアルジェリア戦争、朝鮮戦争、天皇の戦争責任、ホモセクシュアリティの犠牲者、そして日本に民主化

[7] W.E.B. デュボイス『黒人のたましい』（木島始訳、岩波文庫）

[8] 『木島詩集 復刻版』（コールサック社）2015年。この詩の最後から少し前には次のような詩句がある。「かれをめぐってその周囲には／幾重にも幾重にも障壁のようにして、日本とあめりかの／政治家と資本家の賣弁新聞がある」。「かれ」とは直接には、731部隊の石井四郎を指しているが、岸信介でも賀屋興宣の名前でも代入可能である。そしてこの「障壁」は、中野敏男氏の画期的な研究が広く論じられない遠因でもあろう。

はもたらしたが、それなりのヘゲモニー国家としてのアメリカの問題という時間も場所も違う様々な側面がないまぜになっていて、まさに多方向的です。どんな記憶も他の記憶を暗黙のうちに宿している、というロスバーグのテーゼには頷かせられます。確かに今必要なのは、自分たちの被った悲惨ではなく、韓国の平和の少女像がそれをめざしていると言われているように、特定の悲惨ではなく、世界各地の残虐と大量殺人のメモリーの交叉かと思います。ロスバーグの表現を借りれば、intercultural かつ interdisciplinary cultural studies（学際的文化研究）こそ必要というわけです。これはもちろん、世界の過去・現在のすべての残虐行為や悲惨にまんべんなく付き合う、ということではありません。そんなことは不可能で、**当事者的選択**は不可避です。そうではなく、一見無関係な遠い地域や時代のあいだに、新たな相応性、照応関係、時には望まざる帰結も覚悟の上での相関性を見る視覚、たえざる流動性と変貌のなかで、本日の会のきっかけになっている継続する植民地主義の問題も考える必要があるかと思います。

歴史家論争の仕掛け人のハーバーマスもこうした議論の中でコメントを求められ、短い文章の中で、ポストコロニアルの議論について、問題の焦点が（ホロコーストだけに絞られず）変化していくのは当然だ、アイデンティティなどというのはどんどん変わるものだ、という発言によって、ホロコーストの責任をドイツ人が担っていく、労働移民などによってドイツ国籍を取得した人々も含めて担っていく必要性は変わらない中に、新たな歴史的状況の中で過去への、そういう言葉は使っていませんが、多方向的な向き合い方の模索の必要性を指摘しています[9]。また、戦後のヨーロッパで民主主義と資本主義が妥協して成立している社会国家の体制と一定の豊かさについても、実は旧植民地地域の悲惨と引き換えであるとの冷めた議論をしています[10]。

個人的に思い出されるのは1979年秋にボン大学でのギュンター・グラスの『テルクトの集い Treffen in Telgte』という小説の出版直前の朗読会のあとの討論会です。そこでグラスは、我々はホロコーストの過去に向き合いつつある。しかし、イギリス、フランス、スペイン、ポルトガル、オランダなどの植民地帝国の過去を持った国々はまだまだだ。だがいずれ、若者たちが「我々の親たち、祖父母たち、そして先祖たちはなんということをしてきたのだ」と問い返す時が必ず来る、と述べたことです。もう45年以上前のことです。まだ西ドイツ時代の当時は、西側の「古典的民主主義国家」、要するに英米仏ですが、それらと比べてドイツにおける民主主義の遅れという構図が定着していたので、それなりに新鮮な発言でした。居合わせた小生は、「へえ、そんなことあるかいな」と懐疑的でした。西側諸国が自分たちの過去を考えることなどあり得ないと、思い込んでいたのですが、長期的にはグラスの方が正しかったと認めざるを得ません[11]。

問題は植民地とそこでの日々の残虐の過去との関係を、自分達にとっての（人によっては自分だけにとってになってしまうかもしれませ

[9] Jürgen Habermas, Der neue Historikerstreit. In: *Philosopphie Magazin*, September-Nummer, 2021.

[10]「平和も、そしてさまざまな社会層の平均的な上昇と豊かな暮らし、なによりも世界のこの小さな、特権的な部分における法治国家とデモクラシーにおける連帯の増大も、もちろんのこと世界の他の地域の放置、その地域における困窮と悲惨、抑圧、搾取、そして戦争の代償として得られたものでもあります。ポストコロニアリズムからの批判はまったく正当にも私たちにそのことを思い出させてくれています」。Jürgen Habermas, *Es musste etwas besser warden...Gespräche mit Stefan Müller-Doohm und Roman Yos*. Berlin 2024, S. 151.

[11] グラスはその後、2012年4月には、イスラエルの暴力的自己保存を警告する詩を発表して、イスラエルの逆鱗に触れ、入国禁止措置を受ける。イスラエルがイランに対して原爆を使用しかねないことへの警告が詩の中心テーマ。これは『世界』の2012年6月号に小生の翻訳で掲載されている。

んが）アクチュアリティとしてどのように説得的に当事者性を構成できるか、そしてそれを共有するにはどうしたらいいかということかと思います。その点で、中野敏男氏の本書は、日本という国名に国家の憲法上の形式の書いていない不思議な国の土着民のアルカイックな倫理的責任感というよりも、立憲国家かつ天皇制国家であるこの国の国家公民あるいは市民としての政治的責任に依拠して、問題を構成し、野間宏や竹内好が語る「日本民族」のアルカイックな偽りの連帯に基づく沈黙と無視を檄文によってではなく、冷静な歴史上の連続、かつディスクルスの、そしてそこに飛び交う諸々の概念の未反省的連続を抉り出すことに成功していると思います。しかも、鋭い方法感覚のゆえに、先に触れた当事者性の多方向的な展開のポテンシャルも秘めているものでもあります。つまりヒトサマの植民地の過去との関わりについても、ヨーロッパ先進国もまだちゃんとあやまっていないではないか、などという議論に走らずに、共に考えうるポテンシャルも秘めています。本書が多くの――批判も含めての――議論を呼ばないとすれば、それは冒頭に述べたようにアルカイックな沈黙と無視について多くを語っているのではないかと思います。

リプライ
――『継続する植民地主義の思想史』合評会での書評に応答する――

Reply to the reviews on
“Histories of Thought under Persistent Colonialism”

中野　敏男
NAKANO Toshio
東京外国語大学名誉教授
Tokyo University of Foreign Studies, Professor Emeritus

キーワード
植民地主義　思想史　歴史観　多方向的記憶

Keywords
Colonialism; history of thought; perspective on history; multidirectional memory

原稿受理日：2026.1.5.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 95–103.

目　次

1. 拙著の課題と方法について
2.「継続する植民地主義」という論点の起源について
3. この思想史研究の関心について
4.「ポジティヴな視点」、「オルタナティヴな社会構想」が少ないことについて
5. 多方向的記憶（Multidirectional memory）について

＊　　＊　　＊

本小特集（合評会『継続する植民地主義の思想史』の記録）は、2025年3月2日に東京外国語大学本郷サテライトで行われた拙著合評会での議論を基礎としつつ、事後に提題者のみなさんにお話しくださったことを文章化していただいて成立しています。この合評会は、当日の司会を務めてくださった川本氏の「まえがき」にあるように、素材となった拙著からさらにそれを超えて「インテンシヴな議論を実現」しようという趣旨からあえてネットに開かず開催されていて、実際にとても「白熱」した議論の場になりましたから、この小特集でそこで浮かび上がったすべてを再現するというわけには到底いきません。とはいえ、そんな会だったからこそ「事後」にかかれた文章には当日の議論が反映していると見ることもできて、多くのみなさんにはこれを通して当日の議論にもかなりの部分触れていただくことができるかと思います。そこでわたしも、本小特集のため文章として示された質疑に著者として応答する形で、議論をさらに少しは広げて応答してみたいと思います。

1. 拙著の課題と方法について

ここではまず渡辺氏が、拙著の課題（問題意識）とそれへの取り組みの方法について論じ、そこから、この議論の「歴史観」について問いを発せられているところから応答を始めたいと思います。渡辺氏は、拙著の前提に「植民地主義継続史観」とも言うべきひとつの歴史観があって、それがいわゆる「唯物史観」に対抗する歴史観として記述の基底に置かれており、それが議論を拘束して、他の歴史観を採る可能

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

性をあらかじめ阻んでしまっているのではないかと、拙著に対する第一の疑問点を提示されています。このように拙著の課題と方法を明確に捉えつつ、それが可能にする議論の射程を問われるのは、あるいは、それが制約してしまう問題の形を問い返されるというのは、著者として大変ありがたく、実際にここでなされている議論の意味を考える上でとても大切であるに違いありません。

拙著の課題が「継続する植民地主義」にあり、それを問う方法がマックス・ヴェーバーの理解的方法に学んだ「解明的理解」にあるというのは表明されているとおりです。ただし、ここで実際に駆使されている「解明的理解」の方法は、例えば「プロテスタンティズムの倫理」をその信仰理念に遡及して解明し、それが信徒たち一般の生活態度をどのように方向づけるかを考察したヴェーバーその人のものとは異なり、むしろ具体的な個人あるいは特定の集団（例えば「日本共産党」）に即して、その当人（当の集団）の言説をできる限り本人の意識の行路に沿って追跡し分析しながら、その思想内容を他と比較した当の思想の個性において理解するだけでなく、それを行為の動機付けという観点から捉えて、それが行為の実践的連関の中でどのような意味をもち、どのような行為として実現されているのかを確認するという筋道に沿って進む思想史研究の方法として、わたし固有の〈解明的理解〉になっているかと思います。このような思想史研究の方法は、実はわたし自身の研究史の当初から一貫して明確なかたちをとって意識され維持されてきたというわけではなく、むしろ「植民地主義の継続」という問題に関心を寄せ、思想家や知識人そして官僚たちがどうしてそれに引き寄せられ、その担い手になっていったのかを考えつつ研究を進めるなかで、次第に形をなしてきたものです。それにより、その前提としてすでに進めていた行為動機の「解明的理解」を軸とするヴェーバー学問方法論の研究が、継続する植民地主義の思想史研究へと繋げられ、わたしの中で適合的なものとして結びついていったわけです。

そこで問題になるのは、ご指摘のようにそれが「植民地主義継続史観」とも名づけられうるような一つの歴史観の提示であり、そのことが別の歴史観の採用をあらかじめ阻むものなのかという点でしょうか。わたし自身としては、現在は、イデオロギーとしての「唯物史観」や「階級闘争史観」を採用せず、そこからは自由に歴史について考えたいと思っておりますが、植民地主義を考える際にはマルクスの『資本論』を第一の理論的準拠点にしているのも他方で確かなことで、こちらについては資本主義と植民地主義の連関を社会科学的に考えるのに不可欠であると認めています。

ただし、その時に考察の焦点となっているのは、近代資本主義という経済体制がいわば不可避に突き進んでいく植民地主義という政治経済的な政策志向のことで、とりわけその「継続」を考えるというのは、20世紀という一時代に生起した時代的現象を扱っており、その「継続」を断ち切って解放される時代を展望するための基礎作業としての〈時代論〉なのだと考えてきました。言及の実際も、近代資本主義が昂進したこの時代に特化した範囲になっていると思いますし、実際の個人や組織に即して植民地主義への参与如何を語っているわけですから、そこでは他の行為選択の可能性が確かに意識されていると思います。それゆえわたし自身としては、これは、人類史全体を何かの原理に即し一貫して捉える立場という意味での歴史貫通的な「史観」の提案とは考えておりません。ですからこれは歴史についての別の見方を排除するわけではないと、わたしは思っています。

2.「継続する植民地主義」という論点の起源について

すると、このような時代論としての「継続する植民地主義」という議論がどのように始められたのかですが、それについては阪本氏がわたしの研究履歴を丁寧に追跡されて、それに関わる用語法の変化を確認する形でその意味への問いをひらいて下さっています。この「植民地主義」という用語法の変化には、わたし自身の問題把握の変化が示されているだけでなく、この議論の仕組みがまた顕れていると思いますから、このような丁寧な検証と問いは大変ありがたいものでした。

そこで、阪本氏に学びつつわたし自身でも自らの研究史を振り返ってみますと、わたしのこの時代認識へと向かう学問的問いは、まずは、戦後日本になお支配的な論調としてあった「近代化論」をヴェーバー社会理論を手がかりにしながら批判的に検討した、80年代前半の理論作業に始まっていると認められます（『マックス・ウェーバーと現代』三一書房、1983年）。その時にこの作業は、法則的な発展段階論を前提にして「近代」を志向し語る歴史観を批判し、また日本の戦争とその敗戦を「近代化の遅れ」による失敗と見る歴史認識を批判する仕方で、わたしの思想的立場の基礎を築く第一歩となりました。そしてこれは、ベルリンの壁の崩壊と共に進んだ戦後体制＝冷戦体制の終結を経た90年代に、一方で、戦後日本で「近代主義者」と見なされた大塚久雄や丸山眞男の言説を戦時から戦後へと一貫させて批判的に論ずる思想史研究（『大塚久雄と丸山眞男』青土社、2001年）につながり、他方では、戦時と戦後の日本社会の社会体制における連続性を捉える理論的な社会認識に展開して、さらに具体化されたのです。

この90年代という時代は、東西冷戦の終結と並行してバブル経済の崩壊があり、「経済成長」に振り回された日本の「戦後」にそれなりの反省が始まってもいた時期です。金学順さんのカムアウトをきっかけに日本軍「慰安婦」問題が公論化し、強制徴用などの被害者たちも声を上げて、「戦後補償」の裁判が続けて起こされるようになったのもこの頃でした。そんな状況の中で、社会体制における戦時と戦後との連続に注意が向けられ、その功罪がまた問われるようにもなっていたのです。山之内靖「総力戦体制論」、野口悠紀雄「四〇年体制論」などの登場がそれですが、わたし自身も、この頃にヴェーバー研究でのつながりがあった山之内靖さんの「総力戦体制論」とその研究グループに積極的なかかわりを持ち、研究活動を進めています。この総力戦体制論では、単に日本の政治経済システムにおける戦時と戦後との連続に注目しただけでなく、それをアメリカやソ連を含む諸列強の「三〇年代危機」への対応とそれに伴う社会変容の共通性として捉える視野が開かれて、これにより第一次世界大戦とその戦後危機を通した帝国主義の様態変化と継続の中に日本のそれをも位置付ける議論の見通しが得られています。

もっとも、そんな総力戦体制論の研究グループに参加して議論を進める中でわたしは、この総力戦体制論という議論の枠組みに、そしてそれは四〇年体制論でもっと明らかなのですが、重大な欠落があると感じるようになっていきます。そのことを明確な表現にもたらそうとして始めたのが、わたしが研究代表になって1998年に立ち上げた科学研究費受給共同研究プロジェクト「総力戦体制後の社会とポストコロニアルの文化」でした。すなわちわたしの不満は、総力戦体制論における植民地主義への視野の欠落です。ただし、この共同研究プロジェクトの当初の形は、その表題が示すように、それまでの「総力戦体制論」の研究と90年代の同時期に注目を集めるようになっていた「ポストコ

ロニアリズム」の研究とをそのまま結びつけるという、今から思うとやや折衷主義的な志向がなお残っていたと思います。

それでも、その共同研究の実際の議論では、「ポストコロニアリズム」研究の文化主義的な偏向ともいえる性格を乗り越えて、植民地主義を総力戦体制論の政治・経済的な社会理論と接合して捉え、総力戦体制の戦時から戦後への連続という視野から、植民地主義という政治・経済・社会体制の戦後への継続という視野へと認識枠組みの展開を進めました。そこに生まれたのが、『継続する植民地主義』（青弓社、2005年）と『沖縄の占領と日本の復興』（青弓社、2006年）という共同論文集です。植民地主義をめぐる用語法の変化がこの時期に起こっていると指摘されるのは、まさにこの事実を捉えて下さっているからです。

このように、わたしの研究活動における用語法の変化を丁寧に追跡してくださった阪本氏による検討にエンカレッジされて、あらためて自分自身でその軌跡を追尾してみると、「継続する植民地主義」としてその視角をまとめている拙著の議論の構造がまたそこに顕れてくると分かります。すなわちそれは、拙著序章が示すように内戦や独裁の残虐が今なお続く旧植民地地域の現状に議論のひとつの起点を据えつつ（「暴力の世紀」の継続!!）、それを捉え論ずるにあたって、一方で、戦前・戦後の社会思想を一貫した見通しで批判的に検討した思想史研究の成果を置き、他方では、帝国主義の「三〇年代危機」を乗り越える形の共通性を論じた総力戦体制論を植民地主義の観点から再構成した議論を踏まえて、それらを全体として再編成しつつ統一した議論に組み立てるという行程をとってきているわけです。阪本氏の丁寧な検討をステップにして、「継続する植民地主義」を論ずるこの議論の、そのような全体構成を理解していただけるとありがたいとわたしは思っています。

3. この思想史研究の関心について

さて、このような思想史研究について他方で苅部氏は、三木清をめぐる論点に即しながら、拙著の議論が、それをそこにある「思想の可能性」の「発掘作業」として見る場合には弱点があると指摘されています。苅部氏は、思想史研究としての拙著の方法が、「「思想的な動機」を徹底して内在的に理解して」いく解明的理解の方法にあることを的確に捉えられながら、しかし三木清については、確かに「東亜協同体構想への没入」を批判的に読むことが可能ではあるものの、他方では拙著が見逃している「別の側面を強調する必要」があることを指摘されるのです。というのも三木は、「有機体説」に立つ「全体主義」を批判するに当たり、そうした「全体主義」が捉えた「世間的な人間」、「間柄に於ける人間」を超えて全人類まで広がる人間の「世界性」を指摘していて、この認識に立つならば、三木の思考そのものにおいて何かの協同体に包摂されない「新たな未来に向けた可能性」を読み取ることができるはずだというわけです。中野は三木のこの「思想の可能性」を見ていないと。

このようなご指摘については、少し抗弁しなければなりません。もちろん、思想史研究の方法として、研究対象に据えた特定の思想についてそのロジカルな構造を分析し、その構造の内に胎まれている思想の可能性について、さまざまな思考実験を通じてそれを最大限に広げつつ考えてみることは、時にとても重要であり有用でもありうるとわたしも認めています。とりわけ三木については、例えば苅部氏も触れている米谷匡史氏が東亜協同体論にコミットする彼の取り組みを「革新左派の知識人の時局への関与」として積極的に論じていて（米谷匡史「戦時期日本の社会思想」『思想』No.882、1997

年)、これなどにも刺戟をうけつつ、わたし自身も戦時変革をめざす三木の思想のポジティヴな可能性についてかねてより強く意識してきたところでした。米谷氏以外でも三木の思想は比較的人気が高く評価する人も多いので、この思想の可能性が注目すべきことに気づいていなかったわけではありません。であればこそわたしとしては、マルクス主義の退潮後に「新しい人間」の創造を提起し、自由で創造的なヒューマニズムのための「構想力の論理」としてそれを追求した三木の理論的試みにしっかり注意をはらおうとしました。拙著117頁の引用に明確なように、この構想力の論理が「役割における人間」を超えたところに現れる「創作家としての自己」の要請に応じているということ、まさにここにわたしも注目しているのです。

そして、確かにその点から、拙著固有の問いが進みます。わたしが留意を求めたいのは、拙著の研究に固有なこの問いについてです。拙著の主題は「継続する植民地主義の思想史」で、これは、日本に継続する植民地主義を支えた諸思想の実際の作動を考えるという企図をもって進めてきた研究なのです。そしてかの三木についても、戦時に「構想力の論理」にまでたどり着いていた注目すべきまさにその思想が、どうして植民地主義を支えるという性格を持つことになったのか、これを主題としました。すなわち三木の思想についても、その思想の高みにおいて、戦時という差し迫った状況におかれた当の三木自身がその可能性をいかなる形をもって現実化したのか、これが問題だとわたしは考えています。言い換えると、三木において「構想力の論理」と「東亜協同体論への参与」は一体で、まさにその形で三木は植民地主義の継続に加担したこと、その事実を解明し理解するのが拙著の課題なのでした。それこそが継続する植民地主義の思想史を現実的に語ることであり、その具体的な経験にこそ学ぶことができる、とわたしは思うのです。

このように述べてきていることは、決して、拙著を評してくださった苅部氏個人を特定した氏だけに向けての抗弁なのではありません。例えば苅部氏が触れられた米谷氏にしても、三木の東亜協同体論への投企を〈戦時変革〉をめざした「革新左派」としての行動とその本来の意図を高く評価しながら、それの挫折については、それが〈帝国の社会科学〉になったと語るにとどめていて、三木自身の思想と行動に内在して問題を問い詰めてはいないようにわたしには感じられます。それは例えば、東亜協同体から大東亜共栄圏へと南進拡大路線に乗って実現したその後の三木のフィリピン行きとそのフィリピン論に内在する植民地主義について、米谷氏がなんら触れられないことにも表れていて、その点はとても残念に思うのです。そこまで論じてこそ、継続する植民地主義に実際に関わる思想への問いになるとわたしは思うからです。これは、友人である亡くなった米谷氏を貶めようというものではなく、思想史研究をどのような問いとして進めるのかという意味で、思想史学という学問の基本形をめぐる立場の違いなので、ここであえて言及する次第です。

4.「ポジティヴな視点」、「オルタナティヴな社会構想」が少ないことについて

その上でつぎに、渡辺氏が「継続する植民地主義の思想史」を語る拙著の議論に「ポジティヴな視点」が少ないと指摘されていることに触れましょう。確かに、植民地主義を批判しそれを乗り越えることを目指しているはずの拙著において、「オルタナティヴな社会構想」それ自体についての積極的な議論が乏しいと見えることは明らかで、それを指摘する声は他にもすでに著者のわたしに届いており、わたし自身としてもそのように見られてしまうことを少し残念に思っているのも事実なのです。とはいえ、その

点の弱さにはそれなりの理由があることであり、ここではその理由について述べておくことにしたいと思います。

その理由の第一は、渡辺氏も気づいて下さっているように、拙著の主題が「継続する植民地主義の思想史」であるということです。すなわちこれは、植民地主義を継続させてきた日本の思想史に内在し、それがずっと植民地主義に絡め取られ続けた所以を思想史研究として明らかにするという本なのです。しかも、その植民地主義が過去のものではなく現在も継続していると見るからこそ、この思想史の学びは、決して単なる過去の事柄についての回想なのではなく現在の事態に繋がっている実践的な学びと認められ、これ自体として現実的な意義があると考えられるはずだと思います。であれば、この思想史から簡単に「未来」に眼を移すのではなく、それは禁欲しつつまずはしっかりこの現在に目を凝らすことこそ大切であると、わたしは考えました。

また、拙著が「オルタナティヴな社会構想」の提示についての積極的な議論に見えないとされる第二の理由は、拙著末尾でも少し触れている20世紀という時代の経験に関係していると思います。つまり20世紀という時代は、前半に大きな世界戦争が二つあり、後半には「資本主義」と「社会主義」という二つの社会体制が並立して覇を競う時代となって、その中で植民地主義が継続していたわけです。そして問題は、これら成立した二つの社会体制がそれぞれ列強間の大戦争や体制解体にまで至ってそれぞれ大きな失敗を経験しながら、その総括は完了しないまま世紀末に至っているということです。であれば、「オルタナティヴな社会構想」を論ずるためには、この二つの社会体制の失敗の経験をひとつの時代経験として顧み総括する作業に触れないわけにはいかなくなるはずです。植民地主義への問いはマルクスとりわけその『資本論』が論ずる理論的基礎の一つにおかれるべきだけれど、その「継続」を見通して「オルタナティヴな社会構想」に繋げるためには、マルクス死後の時代における資本主義と社会主義の実際の歴史的経験の考察が不可欠なのです。それは（例えば斎藤幸平『人新世の「資本論」』が示したような）「マルクス読解」だけからは決して出てこないところのものだということです。拙著は、そんな歴史的経験に即した思想史研究として、その不可欠な課題を負った作業だったとわたしは考えております。

以上のような固有な意味と限界がありながら、渡辺氏も理解して下さっているように、この拙著が思想史研究から「オルタナティヴな社会構想」へつながる道として考え始めているのは、まずは、「支配権力に媒介されない民衆の移動と出逢いの可能性」への問いでした。その考察は、沖縄における「反復帰」という植民地主義に抵抗する思想経験に学びながら、それを沖縄における特殊な抵抗の形に閉じ込めるのではなく、植民地が「独立」した後にも世界各地で続く内戦や独裁に抗するために、まずは支配権力に依存しない民衆の出逢いの基本要件を確認するべく進められた試みだったと思います。それは継続する植民地主義の時代に生まれている抵抗の思想から学んでいるものであって、この時代の思想史研究が「オルタナティヴな社会構想」に向けてなすべき第一の確実な寄与であると、わたしは考えています。

5. 多方向的記憶（Multidirectional memory）について

最後に、三島氏が提示してくださった「多方向的記憶（Multidirectional memory）」という問題について触れておきたいと思います。

三島氏がこの概念を提示して教えてくださったのは、マイケル・ロスバーグの同名の著書に基づいたもので、ドイツでそれが語られる

背景にはホロコーストとコロニアリズムという二つの記憶の歴史的なせめぎ合いがあるようです。確かにナチス・ドイツのホロコーストという歴史的事実の記憶は格別で、ドイツでその責任がしっかり自覚され、それが強く記憶されるべきなのは当然なのだけれど、しかし逆にそれだけが特権化されて他のコロニアリズムの記憶などをすべて押し潰してしまうようなら、それもまた危ない。しかもその認識が政治的に肥大化して、今日のガザの事態などに直面しながらそれでも無条件のイスラエル支持などにつながってしまうとすれば、現実政治にとても危険な影響が出てくる。現代社会への批判の形をずっと提案してきたハーバーマスなどさえ巻き込まれているそんな状況を背景にして、この「多方向的記憶（Multidirectional memory）」という概念についても議論されているのだ、とわたしは理解しました。記憶は多方向的（multidirectional）であるのだし、それが意識されなければ危ないと。

そのように理解してみると、この問題は日本の継続する植民地主義の歴史とも無縁ではないと、やはり気づかされます。それは例えば「マニラ大虐殺」という歴史的事実のことを想起するなら明らかでしょう。知る人は知るように日本軍は、戦時に軍政をもって事実上植民地支配していたフィリピンの防衛のため、1945年のアメリカ軍との戦闘の過程でマニラにおいて現地の一般住民10万人以上を含むと言われる大虐殺事件を起こしています。この事件を含むフィリピンにおける日本軍の残虐行為については、45年の敗戦から間もない時期にはなお記憶も鮮やかで、丸山眞男や吉本隆明など思想家たちも時にそれに言及しておりました。ところがそれから長い時間が過ぎて世紀を跨いだこのごろになるとその記憶は薄れ、語る人もほとんどいなくなっているというのが実情ではないでしょうか。それは、「南京大虐殺」や「関東大震災下の大虐殺」などの記憶と比較すればあまりにも明らかです。もちろん後者の記憶も、事実そのものを否定しようとする歴史修正主義との闘いに不断に曝されているわけですが、それでも現状ではそれらと「マニラ大虐殺」の記憶とで語られ方の濃度に差異があるのは間違いありません。

と気づいてみると、ここにも「多方向的記憶」に胎まれる問題があると理解が進みます。そして、わたしが特別に重要だと思うのは、それが日本の継続する植民地主義についての記憶に関わっているということです。

それについて考えるときここでもまず想起したいのは、「継続する植民地主義」という論点の起源を考えた前段でも少し触れた1990年代のことです。89年にベルリンの壁が崩壊し、91年にはソ連邦が解体して、それにより第二次世界大戦後の世界を枠づけてきた「冷戦構造」が解体し、それと並行しつつ日本でも、80年代末のバブル景気が91年には崩壊し、「戦後経済」の時代が終焉しています。このようにして開かれた90年代という時代には、社会体制における戦時と戦後との連続が問われただけでなく、この時にそれまで放置されてきた戦争の加害にもようやく光が当てられるようになって、元「徴用工」などその被害者たちが実際に声を挙げ、「戦後補償」を要求する裁判がつぎつぎと提訴されました。また、91年には日本軍「慰安婦」制度の被害者である金学順さんのカムアウトがあり、ここから「慰安婦」問題の公論化も始まっています。わたしが社会体制における戦時と戦後との連続論である「総力戦体制論」がそれだけでは不十分だと感じ始めるのも、植民地主義の責任につながるこの文脈があったからです。

そのように重要な植民地主義への問いが始まったのが90年代なのですが、ここで注意したいのは、その文脈から「マニラ大虐殺」への認

識がすっかり欠落してしまっていたということです。すると、ここでは日本の植民地主義に関わる「多方向的記憶」という記憶の問題があって、それが視野の障害となっていたのではないか。すなわち、90年代に「戦後」が終焉して植民地主義のことがようやく問題化されるようになったのに、あるいは、植民地主義が問題として前面に出てきたからこそ、「マニラ大虐殺」のことがむしろ後景に退いてしまっているということです。それはフィリピンについての植民地主義支配という認識の脆弱性を意味しており、そこには植民地主義についての理解の決定的な狭隘さがあると、わたしは考えます。朝鮮や台湾について植民地支配としてはっきり問題化するにつれ、それとは異なる経緯で日本軍が軍政を敷いたフィリピンのことは、その定型から外れて問題にすべき植民地主義とは認められなくなっていったのではないかということです。すなわち、ここでは植民地主義についての多方面的記憶に選択と抑圧が働いて、フィリピンについての植民地主義のことが後景に退いていったと認められるわけです。

であれば、ここでは植民地主義の概念をもっと陶冶して、事実としてそれが継続していた事態をしっかり捉える認識方式が問われるでしょう。すなわち「継続する植民地主義」という歴史についての視野が、植民地主義の「多方向的記憶」が生み出している選択と抑圧の事態にしっかり対応する道を開くということです。逆に言えば、三島氏が提示して下さった「多方向的記憶」という記憶についての問題認識は、確かに植民地主義についても「継続する植民地主義」という視野の重要性を明確にしていると、わたしは理解しました。

そして、このように考えてみると、ここから植民地主義についての問題把握の見通しもぐっと広がります。というのも、「継続する植民地主義」という視野を構えると、第二次世界大戦後に東アジア・東南アジアに生起したさまざまな事件の記憶にも植民地主義という観点から連続した位置づけと理解をもたらすことができると認められるからです。例えば、1960年代にスハルト政権下で起こった「インドネシア大虐殺」についても、それは、一独裁政権下の単純な残虐政治というのではなく、かつて「大東亜共栄圏」をめざした日本の植民地主義覇権の歴史を礎石にしつつ、そこに日本の戦後賠償やODAなどを通じて利権のネットワークが復活し、第二次大戦後のアメリカの強力な軍事的覇権の下に育成された当地の開発独裁の権力と日本からの開発援助の介入が結びつく形で、そこに成立した植民地主義の権力政治であったということです。この形で継続する植民地主義という背景抜きに、あるいは、それにバックアップされないでは、その独裁政権も残虐政治もありえなかったはずなのです。そのように理解できることで、ここでもインドネシアに継続した植民地主義の多方向的記憶の別の形に明確な認識が生まれると認められます。

ともあれ、三島氏が提示して下さった「多方向的記憶」というこの記憶の問題については合評会の席上では十分な議論ができなかったのですが、わたしとしてはとても大きな示唆を受け、「継続する植民地主義」という歴史への視野を豊かに広げ深めていく重要な手がかりにさせていただいています。

＊　　＊　　＊

今回の拙著のための合評会は、この小特集にご寄稿いただいた討論者の方々だけでなく、司会をしてくださった川本氏をはじめとする参加者すべてのみなさんのご協力により、拙著の内容を超えてとても充実したものになりました。みなさんに感謝いたします。

以　上

中野敏男著『継続する植民地主義の思想史』青土社、2024年。

小特集 IV：
リテロ＝グラフィカシーから関係諸学を縫合する
――問題提起と現状報告――
（第 74 回日本西洋史学会・小シンポジウム 3）

Featured Topic IV:
Reports from Symposium

第74回日本西洋史学会・小シンポジウム3（東京外国語大学、2024年5月19日）

リテロ＝グラフィカシーから関係諸学を縫合する ――問題提起と現状報告――

Suturing Related Disciplines from the Perspective of Litero-Graphicacy: Raising Issues and Providing a Status Report

オーガナイザー：**千葉　敏之**
Organizer: **CHIBA Toshiyuki**

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
リテロ＝グラフィカシー　モノグラム　古書体学　証書学　リテラシー　記憶術　ダイアグラム

Keywords
litero-graphicacy; monograms; palaeography; diplomatics; literacy; mnemonics; diagrams

原稿受理日：2026.2.19.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 107–109.

【プログラム】

基調報告　　千葉敏之
　「モノグラムからリテロ＝グラフィカシー（綴字型視覚記号論）へ」
第1報告　　菊地重仁（東京大学）
　「カロリング期の綴字型視覚記号――文字の視覚的表現の展開とモノグラムの遍在」
第2報告　　草生久嗣（大阪公立大学）
　「ビザンツの綴字型視覚記号――中・後期印章とイコンを題材に」
第3報告　　藤崎衛（東京大学）
　「教皇文書における綴字型視覚記号――Rota と Bene valete にみる教皇権威のデザイン」
第4報告　　加藤玄（日本女子大学）
　「モノグラムから署名へ？　――カペー・ヴァロワ朝期の綴字型視覚記号」
コメント
　1. 高橋一樹（明治大学・日本中世史）
　2. 金沢百枝（多摩美術大学・西洋美術史）
全体討議

【主旨説明】

「文字（綴）を土台に考案された記号」、その代表がモノグラムである。モノグラムは歴史基礎学における証書学・古書体学にまたがる独自の分野として、長く確かな研究伝統を形作ってきた。ヴァッテンバッハ（Wilhelm Wattenbach, 1819–1897）やブレスラウ（Harry Bresslau, 1848–1926）が築いた堅固な基盤はその後、人文科学としての歴史学が学際的に展開していくなかから、新たな研究視角を育んでき

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

た。本シンポジウムでは、モノグラム論の重厚な研究資源を継承しつつ、文字と画像の往還的認識（切換・増幅・参照）を問う、新たな学際研究のプラットフォーム構築を目指す研究プロジェクトの、いわばキックオフの場となることを目指している。

本プロジェクトに関わる研究として、伝統ある歴史基礎学の研究成果に加え、古くは1900年代のカール・フォン・アミラのザクセンシュピーゲル絵解き写本のハンドジェスチュア論、1920年代のパーシー・E・シュラムの支配権標論、1970年代のヘルベルト・グルントマンのリテラシー論、1990年代のペーター・リュックの記号論的証書学、1990年代のイヴァン・イリイチ、メアリ・カラザースの記憶術研究、2000年以降の美術史家ハーバート・ケスラーの視覚認識論、ジェフリ・ハンバーガーのダイアグラム論、2010年代のイルダール・ガリプザノフのグラフィカシー論、中世のリテラシーに関するユトレヒト大学の研究プロジェクト、ストラスブール大学の VOCES プロジェクト、呪術・呪詛・魔除けについての研究、そして貨幣学における刻印画像をめぐる研究などが、挙げられる。また、画像とテクストを往来する認識の在り方については、雑誌 *Traditio* に代表される霊性と知性を結ぶ研究動向が重要となる。

かように企ては多彩であるが、目が眩むほどに多方向的である。ゆえに、まずは全体像の整理、すなわち「関係諸学の縫合」が不可欠となる。基調報告では、このマッピングを試みたい。また、議論の前提として、「文字（綴）を土台に考案された記号」を「綴字型視覚記号（LitGR 記号）」と命名し、中世ヨーロッパの人々の「文字と図像を相関的に認識する能力」を〈リテロ＝グラフィカシー Litero-Graphicacy（略語 LitGR）〉と呼ぶことにする。本研究プロジェクトの最終到達地点は「認識メカニズム」の解明にあるが、本シンポジウムでは、その第一段階として、各分野でコアとなる研究者の業績を据え、豊かで魅力あふれる素材を提示しつつ、登壇者がこれらとの対話を繰り広げる形式を取りたい。

第1報告から第4報告では、カロリング朝、ビザンツ、教皇庁、中世後期フランスを専門とする熟達の論者が、一つの主題、一つの素材、一人の研究者を選んでの現状報告を行なう。そのうえで、日本中世史、西洋中世美術史を専門とする経験豊かなコメンテーターに、ヨーロッパ中世の素材を相対化する観点を提示し、「美」というキーワードが拓きうる共同研究の射程を示していただきたいと考えている。

『クァドランテ』の特集では、上記のシンポジウムにおいて口頭報告された内容を原稿に起こしただけでなく、補足すべき説明や事例を追加し、その後に実施した研究を通じて得られた知見が加筆されている。

本特集に掲載の研究はいずれも、JSPS 科研費基盤研究（B）課題番号25K00486「リテロ＝グラフィカシーを展開軸とする中世視覚認識論の構築」（補助事業期間：令和7年度～令和9年度）の助成を受けたものである。

[Summary]

Symbols devised on the basis of letters (spellings), the prime example being the monogram. Monogram studies have long established a solid research tradition as a distinct field spanning paleography and diplomatics within Auxiliary Sciences of History. The robust foundations laid by Wilhelm Wattenbach and Harry Bresslau subsequently fostered new research perspectives as the humanities discipline of history developed interdisciplinarily. This symposium aims to serve as a kick-off event for a research project that seeks to build a new interdisciplinary research platform. This project will draw upon the substantial research resources of monogram studies while interrogating the reciprocal recognition (switching, amplification, referencing) between text and image.

Research involved in this project includes, alongside traditional historiographical auxiliary studies, works such as von Amira's theory of hand gestures in the illustrated manuscript of the Sachsenspiegel, Percy E. Schramm's theory of authority symbols, Herbert Grundmann's theory of literacy, Peter Rück's semiotics-based document studies, Ivan Illich and Mary Carruthers' mnemonics research, art historian Herbert Kessler's visual cognition theory, Geoffrey Hamburger's diagram theory, Ildar Garipzhanov's theory of graphicacy, Utrecht University's research project on medieval literacy, the University of Strasbourg's VOCES project, studies on magic, curses, and warding off evil, and research on engraved images in numismatics, among others. Moreover, concerning the nature of cognition traversing image and text, research trends bridging spirituality and intellect, exemplified by the journal *Traditio*, are significant.

Such endeavours are diverse, yet dazzlingly multidirectional. Therefore, first and foremost, organising the overall picture—namely, the "suturing of related disciplines"—is indispensable. The keynote address will attempt this mapping. Furthermore, as a premise for discussion, we designate 'symbols devised on the foundation of letters (spellings)' as 'spelling-based visual symbols' and term medieval Europeans' 'ability to recognise letters and images correlatively' as Litero-Graphicacy (abbreviated LitGR). While the ultimate goal of this research project lies in elucidating the cognitive mechanisms, this symposium will adopt a format where, as a first step, core scholars from each field present their work alongside rich and compelling visual material, engaging in dialogue with these contributions.

In Reports 1 to 4, accomplished scholars specialising in the Carolingian period, Byzantium, the Papacy, and late medieval France will present current research reports, each focusing on a single theme, a single material, or a single researcher. Subsequently, we invite experienced commentators specialising in Japanese medieval history and Western medieval art history to present perspectives that contextualise European medieval materials, thereby demonstrating the scope for collaborative research that the keyword "beauty" can open up.

基調報告

モノグラムからリテロ＝グラフィカシーへ

From Monogram Studies to Litero-Graphicacy Studies

千葉　敏之
CHIBA Toshiyuki
東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード
リテロ＝グラフィカシー　モノグラム　古書体学　証書学　リテラシー　記憶術　ダイアグラム

Keywords
litero-graphicacy; monograms; palaeography; diplomatics; literacy; mnemonics; diagrams

原稿受理日：2026.2.19.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 111–129.

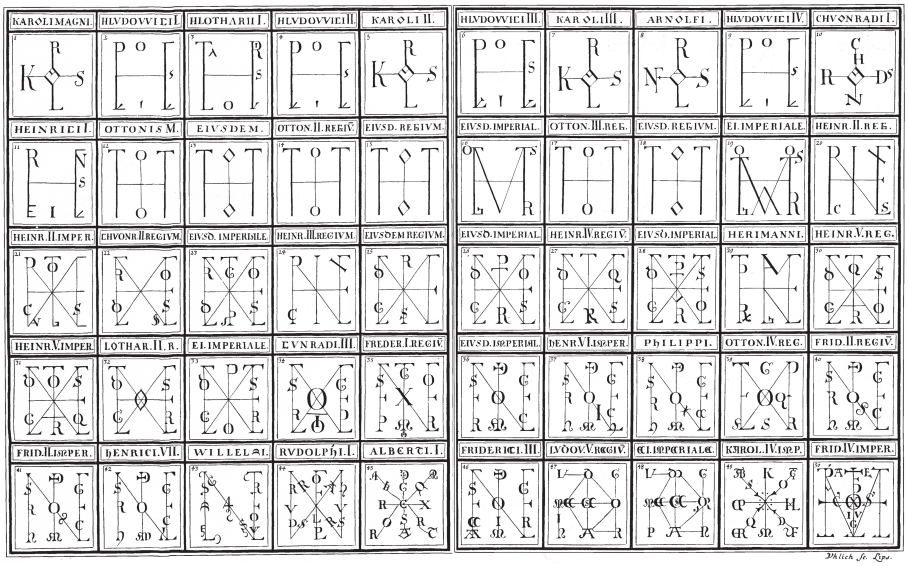
目　次

1. モノグラム関係諸学と連結環的論点
　1-1. 支配権標＝国家象徴論：1920年代～
　1-2. 証書学（古文書学）から記号論的証書学へ：1955・1990年代～
　1-3. リテラシー論：1970年代～
　1-4. 記憶術研究：1990年代～
　1-5. ダイアグラム論：2000年代～
　1-6. 視覚認識論：2000年代～
2. LitGR 素材論
　2-1. ポワティエのペトルス「キリストの系図」：13世紀
　2-2. ラバーヌス・マウルス『聖十字架礼讃』：810年以降
　2-3. ヘレフォード・マップ：1300年頃
　2-4. マシュー・パリス『大年代記』附属地図：1250年頃
　2-5.『ホルトゥス・デリキアールム（悦楽の園）』：12世紀末
　2-6. ザクセンシュピーゲル絵解き写本：14世紀
3. LitGR 研究の論点と方法

本シンポジウムは、司会の私がマールブルク大学への留学時から囚われてきた「証書 Urkunde」の美しさについて正面から検討を加えたいとの願望から生まれたものである。その根本は、多様な書体が用紙の余白とともに作り出す〈形状美〉にある。なかでも、文字（綴り）を組合わせて作る視覚記号、すなわち「神の御名にて In dei nomine」を表わすクリスモン Chrismon、限界まで引き伸ばされたエーロンガータ書体 Elongata、本文各所にリズミカルに現れる綴りの「縮約 abbrebiatura」（$\overline{\text{eps}}$= episcopus）、尚書部記号 Rekognitionszeichen である〈鳥の巣 ruche〉、そのなかで最も際立つ記号が、発給者の名前の綴りを組合わせて作られる〈モノグラム monogram〉【次頁図1】である[1]。それぞれの現象学的研究は積み重ねられてきたが、これらの記号の美しさ、見る者の心を捉えて離さない魅力（注視を誘い、知性を活

[1] 千葉敏之・岡崎敦「第1章　古書体学・古書冊学」高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会2005年、27–58頁。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja



【図 1】歴代ドイツ君主のモノグラム
〔出典〕Baudis, G. L., *Monogrammatum imperatorum et regum Germanicorum...analysis*. 1737, p.7.
Bildberichte von König. Kanzlerzeichen, königliche Monogramme und das Signet der salischen Dynastie. Marburg 1996, S. 98f.

性化する）が、一体何に由来するのか、この問いに正面から迫る研究は数少ない。美術史研究は作品中のモノグラムについては論じるが、歴史家の主領域にある証書については寡黙である[2]。

この問題を解明するには、〈モノグラム〉を円の中心に据えたときに、「交わり intersection」を形成しながら連結される関係諸学について、時系列（発生史）を整理して「連結環 connected ring」を取り出す作業が不可欠となる。

1. モノグラム関係諸学と連結環的論点

以下ではまず、本プロジェクトと連結すべきいくつかの研究動向について概観し、LitGR 研究に取り入れるべき観点と成果を確認していきたい。

1-1. 支配権標＝国家象徴論（シュラム）：1920 年代～

美術史・図像学の泰斗で「ムネモシュネ（想起）論」で知られるアビ・ヴァールブルクのサークルに属するパーシー・E・シュラム（Percy Ernst Schramm, 1894–1970）が礎を築いた研究潮流で、王冠 Königskrone や宝珠 Reichsapfel、王笏やマントなどの支配権標を対象とする最初の体系的研究である[3]。「支配権標 Herrschaftsinsignien」あるいは「国家象徴 Staatssymbolik」の成立史だけでなく、その形状や描かれた記号が象徴する政治文化的意味を、文献と図像資料を連結的に用いて解明する。ヴァールブルク学派に共通する研究の特徴として、写真を用いた図像カタログを制作し、ムネモシュネ・アトラスというパネル（作業盤）に広げて、形態上の類似性を連想的分析の根拠に置くという手法[4]が知られるが、この手法が

[2] 安藤さやか「ヨーロッパ初期中世のモノグラム――彩飾写本のイニシアル・ページの研究」『長岡造形大学研究紀要』22 巻（2024 年）、43–49 頁。

[3] SCHRAMM, Percy Ernst, *Herrschaftszeichen und Staatssymbolik. Beiträge zu ihrer Geschichte vom 3. bis zum 16. Jahrhundert*.Vol. 1–3 und Nachtr. Stuttgart [u.a.] 1954–1978.　二宮宏之「王の儀礼」『世界史への問い 7 権威と権力』岩波書店 1990 年 , 129–158 頁。

[4] 『記憶された身体――アビ・ヴァールブルクのイメージの宝庫――アルベルティーナ版画素描館／オーストリア図書館より』（国立西洋美術館、1999 年：国立西洋美術館で開催された同名展示のカタログ）；田中純『歴史の地震計――アビ・ヴァールブルク『ムネモシュネ・アトラス』論』東京大学出版会 2017 年。後者では、イメージ人類学の操作盤（パネル）としてのムネモシュネ・アトラスについて、パネルに集められた写真、写真を集めたパネルどうしの組合せ、パネルをいわば「楽譜」と捉

LitGR 研究にも応用可能である。シュラムの研究はまた、広くヨーロッパ各国・諸地域を対象とした比較研究でもあり、モノ資料（支配権標、君主肖像等）が当時の儀礼（戴冠式、国王ミサ、国王称揚詩 laudes regiae 等）において担った機能とその象徴性を明らかにする。LitGR 研究との関わりでは、文献・図像・儀礼を相互に結びつける多媒体的分析の手法と、モノ資料の象徴性といった観点が重要となる。

1-2. 証書学（古文書学）から記号論的証書学へ（リュック）：1955・1990年代～

1908年にオーストリアの著名な証書研究者ミヒャエル・タングル（Michael Tangl, 1861–1921）によって創刊された『証書研究雑誌』（Archivs für Urkundenforschung）は、1955年に証書学を中心に据えながらも歴史基礎学の全分野をカヴァーする専門誌『証書学雑誌』（Archiv für Diplomatik: AfD）[5]に衣替えとなった。同誌を舞台に、国王証書や印璽のモノとしての機能、とくに正面観の印璽が持つ「人格代替性 persona-representing」、儀礼における証書の役割（奉献児童 oblatus）など、近年では証書学のメディア論的な転回が見られるとともに[6]、研究の学際性、掲載論文の国際性も高まっている。

一方で、マールブルク大学のペーター・リュック（Peter Rück, 1934–2004）が主導し、モノグラムや認証記号、印璽といった証書構成素に意味論的解釈を加える新しい証書学（Diplomatische Semiotik）が、1990年代を中心に野心的な研究成果を叢書（»elementa diplomatica«, »Historische Hilfswissenschaften«[7]）を通じて公刊している[8]。書写材料・顔料の化学的分析、証書のサイズ・フォーマットの計測、統計・計量的なデータ処理、Semiotik（記号論）と Graphik（視覚論）といった方法論とともに、とくにモノグラム版〈ムネモシュネ・アトラス〉とも呼びうるモノグラムの形態学と形態から連想される意味論の展開は、LitGR 研究が引き継ぐべき手法と言える。親和性の高い研究として、フランスのベアトリス・フレンケル（Béatrice Fraenkel）の著作『署名――サインの生成』（1992年）を挙げておくべきであろう[9]。

1-3. リテラシー論（グルントマン）：1970年代～

ヘルベルト・グルントマン（Herbert Grundmann, 1902–70）の著名な論文「識字者と非識字者」（Litteratus-Illitteratus）に始まる「識字論／リテラシー研究」[10]は、中世における知性の社会的存在態様を論じるインテレクチュアル・ヒストリーの一分野をなしている。

え、それを基に生まれた展示企画を「演奏」と位置づけるなど、パネルの展開法に関する詳細な分析がある。

[5] Archiv für Diplomatik. Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde. Bd.1(1955)–Bd.71(2025)–.

[6] シュティールドルフは「証書の魔術」と題する論考において、モノ・物質としての証書が象徴を用い、口上を述べながら調整される、発給者と受給者のコミュニケイティブな法行為を強調している。STIELDORF, Andrea, Die Magie der Urkunden, in: *AfD* Bd. 55 (2009), S. 1–32.

[7] 叢書の内容については、マールブルク大学「国王証書写真アーカイブ」（Lichtbildarchiv）のウェブサイトを参照されたい：https://www.uni-marburg.de/de/fb06/mag/lichtbildarchiv-aelterer-originalurkunden/publikationen/elementa-diplomatica.

[8] RÜCK, Peter(Hrsg.), *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik*. Sigmaringen: Thorbecke, 1996 (Historische Hilfswissenschaften Bd. 3); RÜCK, Peter, *Bildberichte vom König. Kanzlerzeichen, königliche Monogramme und das Signet der salischen Dynastie* (elementa diplomatica 4). Marburg 1996. リュックの研究は、思想研究における記号学の視点を証書学に取り入れたものと言える。

[9] FRAENKEL, Béatrice, *La signature. Genèse d'un signe*. Paris: Éditions Gallimard, 1992. これについては、加藤報告を参照せよ。

[10] GRUNDMANN Herbert, "Litteratus-Illitteratus". Der Wandel einer Bildungsnorm vom Altertum zum Mittelalter, in: *Archiv für Kulturgeschichte* 40, 1958, p. 1–65; TURNER, Ralph V., The miles literatus in twelfth- and thirteenth-century England. How rare a phenomenon?, in: *American Historical Review* 83/4, 1978, p. 928–945. 佐藤彰一「識字文化・言語・コミュニケーション」佐藤彰一・早川良弥編『西欧中世史 上　継承と創造』（ミネルヴァ書房 1995年）、215–237頁。

この分野は、ラテン文献学者で『ミメーシス』の著者エーリヒ・アウエルバハ（Erich Auerbach, 1892–1957）や、『ヨーロッパ文学とラテン中世』の著者エルンスト・R・クルティウス（Ernst Robert Curtius,1886–1956）らの中世文献学が築いた知的土壌を引き継ぐものとなっている。1980年代以降のリテラシー研究の動向からは、カロリング朝書字文化を専門とするロザモンド・マクキタリク（Rosamond McKitterick, 1949–）の研究を取り上げたい。マクキタリクは、書字文化の拠点であるライヒェナウ修道院やザンクトガレン修道院に伝来する個々の写本[11]に関する緻密な分析に基づき、聖職者による識字文化の占有という通説に対し、書字拠点となる修道院の在地ネットワークや地域の法廷活動を通して、俗人貴族の間に相当の書字文化の浸透が確認できるとした[12]。蔵書目録が書字拠点間で流通していたこと、ヒエロニムス『著名者列伝』（*De viris illustribus*）やカッシオドルスの『綱要』内の著者名・著作リストが図書室蔵書の不足の確認や図書の寄贈や取引に用いられたことなど、リテラシーを支えた制度・慣習に関する興味深い分析を行なっている[13]。

リテラシー研究の要点は、中世の知識人が、中世ラテン語による文学作品や詩のきわめて繊細な様式に通じる感性を磨き、古代ギリシア・ローマから継承した知識や知性を独自の方式に成熟させたこと、そして国王証書の受給者や写本の制作者、年代記作者、書簡の書き手、そして綴字型視覚記号（LitGR 記号）を理解する知性ある人々（litterati）は、その感性と知性の持ち主であるという点である。文学テクストと公文書との垣根を取り払う研究である点も指摘しておこう。

近年、ユトレヒト・リテラシー叢書を通して積み重ねられ、洗練されてきたリテラシー研究は、イルダール・ガリプザノフによって「識図（グラフィカシー）」（Graphicacy）研究へと展開している[14]。グラフィカシーは地図、写真、図表、グラフ等の視覚的補助手段を理解し、用いることのできる知的技能を表わし、オラリティー（対話力 orality）、リテラシー（識字能力 literacy）、ヌメラシー（計算能力 numeracy）と並ぶ主要なコミュニケーション技能の一つと定義されている[15]。

ガリプザノフの研究では、「権威の視覚記号 graphic signs of authority」としてモノグラムのグラフィカシーが論じられている。これに対し LitGR 研究では、この視点をさらに進めて、文化人類学の分野で提唱されているマルチ・モーダル的観点（メディア＝資料体を文字・図像、識字・識図に制限しない）の導入を計画している。

さらには、1990年代、アナール学派のロジェ・シャルチエらが進めてきた書籍の包括的社会史（制作・装幀・受容・領有）をめぐる研究、イヴァン・イリイチがサン・ヴィクトールのフーゴー『ディダスカリコン（学習論）』について論じた読書行為論[16]も、リテラシー研究の範疇に含めて良いだろう。口承的（オーラル）で実演的（パフォーマティヴ）な記憶か

[11] ザンクトガレン修道院付属文書館（Stiftsarchiv St. Gallen）が運営する「e-chartae」（https://www.e-chartae.ch/de）では、同修道院で作成された証書の画像と基本情報（Regest：成立年、書記、フォーマット等）を提供するとともに、地図上にマッピングできるようになっている。

[12] McKITTERICK, Rosamond, *The Carolingians and the Written Word*. Cambridge UP 1989.

[13] McKITTERICK, *The Carolingians and the Written Word*, p.200ff. and Chapter 4.

[14] GARIPZANOV, Ildar, *Graphic Signs of Authority in Late Antiquity and the Early Middle Ages, 300–900*. Oxford UP 2018. 着想はオスロ大学着任後に従事した碑文研究にある。

[15] GARIPZANOV, *Graphic Signs of Authority*, p.6.

[16] ILLICH, Ivan, *In the Vineyard of the Text*. Chicago UP. 1993（イヴァン・イリイチ／岡部佳世訳『テクストのぶどう畑で』法政大学出版局 1995年）。箱舟を現実に描画するには、220平方フィート（約20平方メートル、畳12畳）の紙が必要だという。

ら文字記録へと社会の基軸がシフトする問題を論じたマイケル・T・クランシーの画期的研究[17]、分かち書きと文字認識のプロセスから黙読と音読の機能の変化を論じたポール・センジャーの研究[18]もリテラシー研究の一部門と位置づけられる。

1-4. 記憶術研究（イエイツ、カラザース）：1990年代～

中世の知識人が読書を通じて蓄えた知識（蔵知）と、読解・叙述を含めた知識を取扱う作法（リテラシー）（用知）の関係性を考えるうえで、重要な隣接分野を構成するのが、記憶術（The art of memory）研究である。なかでも、フランセス・イエイツの『記憶術』[19]、メアリ・カラザースの研究『記憶術と書物』[20]が第一に参照されるべき研究成果であろう。中世ヨーロッパの記憶術著作としては、紙上の一点から巨大な箱舟を建造する設計図でありながら、聖書の諸文書や登場人物、事績を材料に世界の成り立ちを説明するサン・ヴィクトールのフーゴー『ノアの神秘的箱舟について』が、中世記憶術の最も高度な作品と言える[21]。イリイチは、その著『テクストのぶどう畑で』のなかで次のように述べている。

> 「さらに学習の進んだ読者に対して、ユーグはより複雑な三次元の箱舟を用意している。学生の心の中に組立てられるノアの箱舟を模したその箱は、空間と時間のマトリックスからでき上っている。幼い時分に幾分単純な〈三つの状況 *De tribus circumstantiis*〉の柱の列を行ったり来たりすることにすっかり慣れた者、つまり二次元の構造の中に〈聖なる歴史 *historia sacra*〉（つまり「救済の物語」）を埋め込んだ者のみが、ユーグに従って多彩色のほどこされた高度なそして巨大な記憶設計の建設に携わることが可能となる」（訳書、32頁）

記憶の格納場所（宮殿）の各部屋に知識を保存し、想起するその技術は古代から知られているが、格納された各部屋には内部の知識を象徴する「アイコン」が置かれた。膨大な知とそれを代表具現する図像とが、頭の中で連結され、アイコンが知を引きだす〈取っ手〉となるというその仕組みは、LitGR 研究における文字＝図像間の関係と同構造である。

1-5. ダイアグラム論（ハンバーガー）：2000年代～

膨大な文字情報の短縮表示、情報や物語の展開の図示、あるいは文字と図像の連結という点で、ジェフリ・ハンバーガー、アレグザンダー・パチョフスキらが取り組んでいるダイアグラム研究[22]が示唆に富む。一般にダイアグラム（diagramma 図解・線図）とは、情報を二次元幾何学モデルで視覚化した象徴的表現であり、三次元の二次元への投影による視覚化も含

---

[17] CLANCHY, Michael T., *From memory to written record. England 1066–1307*. Blackwell Pub 1979.

[18] SANGER, Paul, *Space between words. The origins of silent reading*. Stanford, Calif. 1997.

[19] YATES, Frances A., *The Art of Memory*. Chicago 1966（フランセス・A・イエイツ／青木信義、篠崎実ほか訳『記憶術』水声社1993年）.

[20] CARRUTHERS, Mary, *The Book of Memory*. Cambridge UP1990（別宮貞徳ほか訳『記憶術と書物』工作舎1997）.

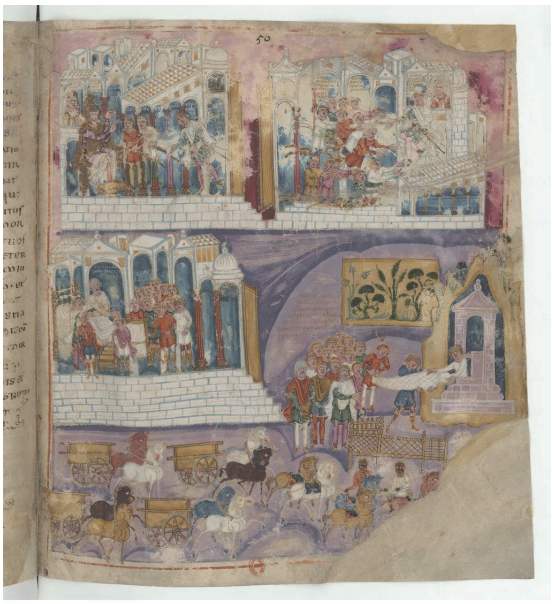
[21] RUDOLPH, Conrad, *The Mystic Ark. Hugh of Saint Victor, Art, and Thought in the Twelfth Century*. Cambridge UP, 2014. 同書にはフーゴーの解説に即して制作した箱舟の復元図が掲載されている。

[22] HAMBURGER, Jeffrey F., *Diagramming Devotion. Berthold of Nuremberg's Transformation of Hrabanus Maurus's Poems in Praise of the Cross*. Chicago 2020; HAMBURGER, Jeffrey F., ROXBURGH, David J., SAFRAN, Linda(eds.), *The Diagram as Paradigm. Cross-cultural Aapproaches*. Washington DC 2022; BOUCHÉ, Anne-Marie, HAMBURGER, Jeffrey F. (eds.), *The Mind's Eye. Art and Theological Argument in the Middle Ages*. Princeton University 2005; PATSCHOVSKY, Alexander(ed.), *Die Bildwelt der Diagramme Joachims von Fiore. Zur Medialität religiös-politischer Programme im Mittelalter*. Ostfildern: Thorbecke 2003.

む。詳しくは、(1) 視覚的な図式を構成するデバイスであり、(2) 量的データでなく関係性（関係・動作・プロセス）と抽象的な情報（概念・事象）を表示したものであり、(3) 線や矢印等の視覚的リンク（結合符）で繋がった図形により表現されたもの、と定義できる。

中世の主なダイアグラムには、「系図ダイアグラム」（ポワティエのペトルス『キリストの系図』等、2-1を参照）、三位一体の教義を図解した「信仰の盾 Scutum fidei」[23] ダイアグラム、学問分類ダイアグラム[24] などを挙げることができる。ダビデの家系を図解した「エッサイの根（木、株）Tree of Jesse」図像は、系図ダイアグラムの聖書的起源（イザヤ書11:1）を説明する。後述するラバーヌス・マウルス『聖十字架礼讃』（2-2を参照）は、ページをまたぐ「十字架ダイアグラム」と言える。アイコンの設定、文字情報の圧縮・図解は、その機能の点でLitGR記号と共通する部分が大きい。

この潮流に関連して、中世後期に数多く制作された信心用の図解書を、松田隆美は「視覚を通した信心業」（visual devotion）として位置づけ、文字と図を併せ読む図解の読解行為に個人的な信仰心という感情素を加え、こうした読解の作法を「ヴィジュアル・リーディング」と呼ぶ[25]。LitGR研究の観点では、ディヴォーショナルな画像に特有の要素として、信仰心を効果的に揺さぶり、高揚させる感情喚起力の存在に着目したい。



【図 2a】『アシュバーナムのモーセ五書』
〔出典〕*Pentateuque dit d'Ashburnham ou de Tours.* Bibliothèque nationale de France. Département des Manuscrits. NAL 2334, fol.50r. http://archivesetmanuscrits.bnf.fr/ark:/12148/cc34643k(Gallica)

1-6. 視覚認識論（ケスラー）：2000年代～

中世において、文字や記号、画像（形態）を見た人間は、何をどのように認識し、その心情にどのような作用が及ぶのか。こうした形態認識、視覚体験を論じたのが、美術史家ハーバート・ケスラー（Herbert L. Kessler, 1941–）による一連の研究である[26]。美術作品における空間の描かれ方、聖なる人物やその視線・身振りに着眼し、観察の場としての建築、状況としての儀礼、音声としてのテクストとの連動のなかで、信徒が体験した「見る」行為を分析する。信徒の内部で生じる「知覚的に視ること」から「霊的に視ること」への移行、その契機として美術が

[23] エフェソ人への手紙6:16「信仰の盾をつかみ取ることによって。この盾によってあなた方は悪人の投じるあらゆる火のついた矢（＝欺き）を消すことができる」(... sumentes scutum fidei, in quo possitis omnia tela nequissimi ignea extinguere.)。ŠMAHEL, František, Das „Scutum fidei christianae magistri Hieronymi Pragensis" in der Entwicklung der mittelalterlichen trinitarischen Diagramme, in: *Die Bildwelt der Diagramme Joachims von Fiore*, S. 186–214.

[24] 一例として、カッシオドールス『綱要 Institutiones』写本（Bamberg, Staatsbibliothek, Misc.Patr.61, fol.39r., 8世紀）がある。同写本は各ページにアイコンを置いている点で、記憶術の分野にも関わる。

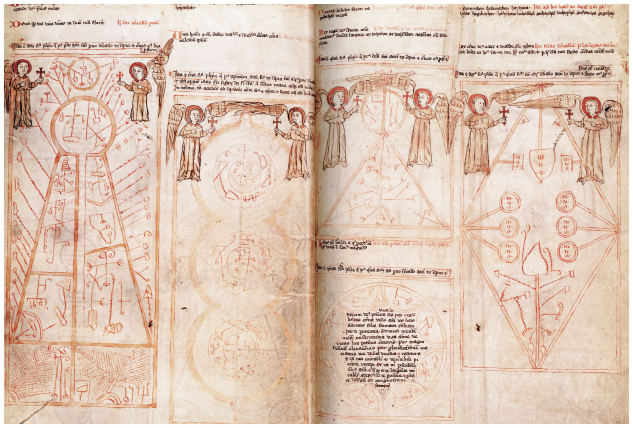
[25] 松田隆美『西洋中世におけるヴィジュアル・リーディング――西洋中世におけるテクストとパラテクスト』ありな書房2010年。

[26] KESSLER, Herbert L., *Spiritual Seeing. Picturing God's Invisibility in Medieval Art*. Pennsylvania 2000; id., *Seeing Medieval Art*. Broadview Press 2004; ハーバート・L・ケスラー／鼓みどり訳「議論としての中世美術」（翻訳）『富山大学人間発達科学部紀要』6巻2号、2012年、265–277頁；ハーバート・L・ケスラー／鼓みどり訳「シュジェールによるサン・ドニ修道院の『被われた硝子（VITRUM VESTITUM）』の機能と『サファイアの原料（MATERIA SAPHIRORUM）』の使用」『富山大学人間発達科学部紀要』13巻1号、2018年、129–145頁。

担う情動喚起や想起を促す役割、同時代の神学・哲学が論じる視覚体験の実践の場としての儀礼や読書行為といった問題を論じている[27]。

例えば、7世紀初頭に制作された『アシュバーナムのモーセ五書』におけるヤコブの埋葬（Paris, Bibliothèque Nationale de France, MS nouv. acq. lat. 2334, fol.50r）【前頁図2a】では、聖ヤコブがこの世を去る場面が一枚の画面内に、段階（時間）を追って描かれている。息子に祝福を与えるヤコブは自らの遺体をカナンに運び、アブラハムやサラ、イサク、レベッカ、そしてレアが既に埋葬されているマクペラの洞穴に埋葬してほしいと願う。画面右下の洞穴の上には、ヤコブの魂が行き着くであろう天国が、松やオーク、糸杉で満たされた黄金の庭として、まるで額縁のように挿入されている。「変貌した世界 a transformed mundus」たる「枠内の天国」は、それを視読する者の意識を天上に向けるスイッチとなっている[28]。

このほか、呪術（呪詛・魔除け）の分野では、護符 Amulets における LitGR 問題の存在を指摘することができる[29]。本来、唱えることを想定した〈咒文 spell〉を視覚記号に縮約して指輪や御札に書き入れる事例が広く知られているが、この慣行と「王の庇護」の観念とが重り合う地点に LitGR の問題圏との共通性が見られる。本分野は、アメリカの科学史家リン・ソーンダイク（Lynn Thorndike, 1882–1965）とその主著『魔術と経験科学の歴史』（全8巻）によって礎石が置かれたものである[30]。この点で特に注目すべき写本は、オクスフォード・ボドリアン図書館蔵の『アルス・ノトーリア（印形術）』（Ars Notoria: MS. Bodl. 951、12世紀成立作品の15世紀複写版）【図2b】である[31]。



【図 2b】『アルス・ノトーリア（印形術）』
〔出典〕*The Ars notoria.* The Bodleian Library, University of Oxford, MS. Bodl. 951, fol.16v-17r.



【図 3a】カール大帝のデナリウス貨
〔出典〕Charlemagne. 768-814 AD. AR Denier (21mm, 1.19 g, 7h). Toulouse mint. Struck 793/4-812 AD.

さらには、貨幣学の分野では、貨幣の〈刻印記号〉に多用される LitGR 記号の問題も豊かな鉱脈を湛えている【図3a】。小型円形図像であり、高い価値を備えるという点では、印璽（seal/sigillum）、指輪（ring/anulus）と LitGR 資料分類上の同範疇であり、モノグラム記載という点

[27] ケスラーは、聖なる空間（教会）における美術作品の役割・機能を分析し、建築・儀礼・テクスト・音声との連動が、信徒に「視る」体験をもたらすとする（「知覚的に見ることから霊的に見ることへの移行において美術が担う情動と記憶の役割」）。また、こうした体験は、「神学・哲学が論じる視覚体験の実践」でもあるという。

[28] KESSLER, *Spiritual Seeing*, p.105ff.

[29] *SPELLBOUND. Magic, Ritual and Witchcraft*. Ashmolean Museum Publications 2018（オクスフォード・アシュモレアン博物館展示カタログ）; GARIPZANOV, *Graphic Signs of Authority*, p.41ff.

[30] THORNDIKE, Lynn, *The Place of Magic in the Intellectual History of Europe*. Columbia UP, 1905; id., *History of Magic and Experimental Science*. 8vols., Columbia UP, 1923–1958.

[31] SPIELBOUND, p.32ff. 図2b で示された図解には、魔術師がここに記された儀礼を正しく行なえば、あらゆる業に通じ、魂の救済といった霊的な報酬を得られると記されている。また、14世紀初に成立したとされる魔術書『ホノリウスの誓いの書』がある。HEDEGARD, Gosta, *Liber Iuratus Honorii. A Critical Edition of the Latin Version of the Sworn Book of Honorius*. Stockholm 2002.



【図 3b】フリードリヒ 1 世の黄金印璽
〔出典〕Münzkabinett 18225152: Goldbulle Friedrich I. Barbarossa.
https://smb.museum-digital.de/object/159680

でも近い位置にある【図 3b】。さらなる特徴として、刻印を両面に持ち、その両者が異なる観点（造幣権者の肖像と名前、造幣所、十字架など）から貨幣自体の価値を説明する仕組を挙げることができる。円形の図像の転用性では、建造物や写本挿絵、壁画における円形枠図像（メダイヨン）との連結性が高い。刻印面の文字列が環状に配列される（環状銘文）点は、印璽との共通部分である（印璽学 Siegelkunde）[32]。また、埋蔵資料である点で、考古学との連携を求められる分野でもある。

このほか注目すべき研究プロジェクトとして、1990年代後半からユトレヒト大学のマルコ・モスタートが主催してきた「ユトレヒト中世リテラシー研究」が、2025年までに叢書として66冊に及ぶ研究成果を上梓している[33]。本叢書の諸研究を時系列に見ていくと、リテラシー研究がコミュニケーション論として出発し、ヨーロッパ各地の個別地域研究を積み重ね、研究の学際化・国際化を進め、方法論的な進化を遂げていることが了解される。なお、ストラスブール大学が主体となって進めている VOCES プロジェクト（「書字文化研究のための術語」の略）は、この間膨大に増えたリテラシー関係の術語や史料概念を整序するための補助的プロジェクトである[34]。

また、わが国の研究成果として、名古屋大学における21世紀 COE プログラム「統合テクスト科学の構築」（2003–2007年）及びその後継であるグローバル COE プログラム「テクスト布置の解釈学的研究と教育」（HERSETEC：2007–2011年）が、リテラシー研究を一段と高度化する学際的な研究成果をあげている。多彩かつ膨大な成果の発展的継承が不可欠であろう[35]。

LitGR 研究が参照すべき学術雑誌は主に歴史基礎学の雑誌であるが、これに加えて古代・中世の歴史、思想、信仰を横断する伝統ある雑誌として『トラディツィオ』がある[36]。LitGR 研究に関わる論文としては、例えば、ブレナンの「言葉

[32] DANNENBERG, Hermann(Hrsg.), *Die deutschen Münzen der sächsischen und fränkischen Kaiserzeit*. Bd. 1–6, 1876–1905. 図師宣忠／西岡健司「特集 中世貨幣の世界――中世ヨーロッパ貨幣研究の可能性」『西洋中世研究』13号（2021年）、2–10頁。

[33] PROJECT ON MEDIEVAL LITERACY（ユトレヒト大学、Marco Mostert）: *Utrecht Studies in Medieval Literacy*. Vol. 1–66(2025)–. MOSTERT, Marco, New Approaches to Medieval Communication. Brepolis 1999; id., *A Bibliography of Works on Medieval Communication*. Turnhout: Brepols 2012. これに加え、ハーゲン・ケラー率いる共同研究「中世における実践的書字能力の担い手、領域、形式」にも注目したい。KELLER, Hagen, Der Münsterer Sonderforschungsbereich 231, Träger, Felder, Formen pragmatischer Schriftlichkeit im Mittelalter – Bericht, in: *Frühmittelalterliche Studien* 146(2000), S.413–446.

[34] VOCES: Vocabulaire pour l'Étude des Scripturalités（ストラスブール大学：https://num-arche.unistra.fr/voces/accueil）。ホームページ上に語彙集と文献目録が掲載されている。

[35] 加納修編『「テクスト布置の解釈学的研究と教育」国際研究集会報告書』12、名古屋大学大学院文学研究科、2012年；クリスチャン・エック「見る、それとも読む?――中世写本彩色における画中テクスト」『「宗教美術におけるイメージとテクスト」21世紀 COE プログラム「総合テクスト科学の構築」第5回国際研究集会報告書』、名古屋大学大学院文学研究科、2005年、87–104頁。

[36] TRADITIO. Studies in ancient and medieval history, thought and religion. New York : Cosmopolitan Science & Art Service. Vol. 1(1943)–80(2025)–. バックナンバーについては、ケンブリッジ大学出版会のサイト（https://www.cambridge.org/core/ journals/traditio）を参照されたい。現在の編集主幹は、サインランゲージ研究で知られるスコット・G・ブルース（Scott G. Bruce, Fordham University）である。BRUCE, Scott G., *Silence and Sign Language in Medieval Monasticism. The Cluniac Tradition, c.900–1200*. Cambridge UP 2009.

を用いて織り上げる──ウェナントゥス・フォルトゥナトゥスの聖十字架に関する形象詩」などが掲載されている[37]。

2. LitGR 素材論

上で述べたように、LitGR 研究の中軸は、歴史基礎学（歴史補助学）のうち主に証書学の一部と位置づけられてきた〈モノグラム monogram〉である。君主の名前の綴りを構成するアルファベットを組合わせて作られた記号で、〈君主の人格〉を表示するこの技術の歴史については、ガリプザノフの研究に詳しい。その淵源をたどれば旧石器時代の抽象的な図形記号の使用に遡りうる[38]が、最も重要な成立要因の一つは、ローマ帝国とその下で急速に広がったキリスト教社会において生まれたイエス・キリストの組合せ文字「キリスト組文字 Christgramme」（とくにカイ・ロー記号 chi-rho）にある[39]。中世の国王モノグラムは、国王証書という文書の基本形が生み出されたフランク王国時代（特にカール１世＝大帝期）に、国王証書という「法的拘束力を持つ公文書 Urkunde/charter」の効力を担保する一要素として、証書下部に、印璽や尚書部記号（ルシュ）と並ぶ「定位置」を獲得する。この定位置を守りつつも、時に媒体も素材も空間も超えて引用され、展開していく中世ヨーロッパの〈モノグラム〉という現象については、以下の本シンポジウムの各報告（及びそれをもとにした諸論考）が、カロリング朝、ビザンツ、教皇庁、フランスについて、問題の所在を記述し、興味深い実例を挙げているので、そちらを参照されたい。また、現象面での比較対象軸として高橋論考（コメント）が中世日本の花押を、美術史という専門分野から見たモノグラム論として金沢論考（コメント）が巣ごもり文字を論じている。

ここでは、基本的にシンポジウムでの報告をなぞりつつ、第１節で列挙した学問潮流のなかから、LitGR 研究に重要な視点を提供する「素材」をいくつか取り上げて検討したい。

2-1. ポワティエのペトルス「キリストの系図 Compendium historiae in genealogia Christi」：13 世紀初[40]

巨大なアダムの立像から始まり、血統樹（arbores consanguinitatis）[41]、寓意のメノラー、旧約聖書の登場人物や出来事を時系列にたどりながら５枚ほどの継がれた羊皮紙の上を走り、最終部でマリアとヨセフを経てキリスト（降誕図＋磔刑図＋復活図）に至る系図。これが作品「キリストの系図 genealogia Christi」である【次頁図４】。羊皮紙を縦に継合わせた縦長の巻物（ロトゥルス）型（長さは 343cm に及ぶ）と、書冊の形式で複数ページにまたがる書冊（コデックス）型とに分かれる。アダムとエヴァの子セツからノア、アブラハム、イサク、ヤコブ、ダビデ、ソロモンと進む「イスラエルの民」の血筋が紙面の中央部を進み、族長やイスラエル王国の王などの重要人物は名前や肖像を伴う円形枠（メダイヨン）を形成する。メダ

---

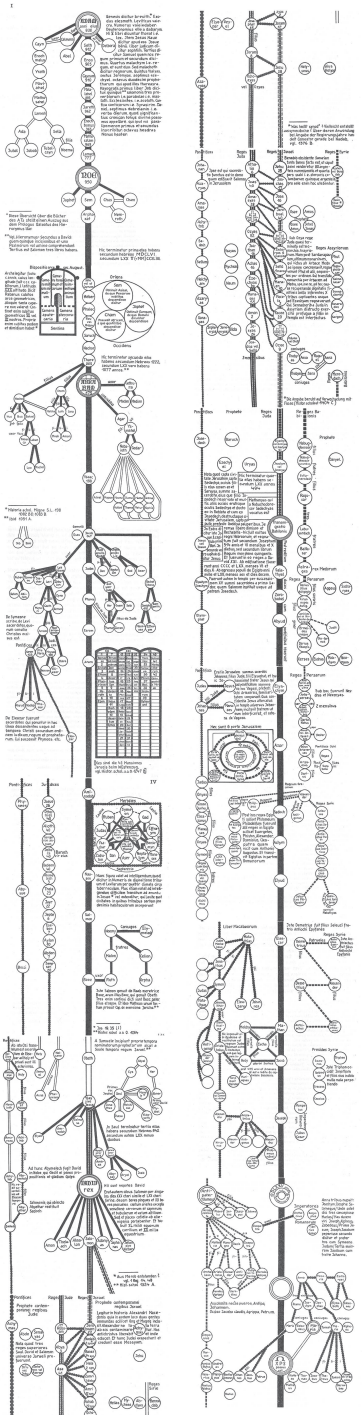
[37] BRENNAN, Brian,Weaving with Words. Venantius Fortunatus's Figurative Acrostics on the Holy Cross, in: *Traditio* 74 (2019), pp.27-53.

[38] この主題の根本的分析は、先史学者アンドレ・ルロワ・グーランによって行なわれた。荒木亨訳『身ぶりと言葉』筑摩書房 2012 年；蔵持不三也訳『世界の根源──先史絵画・神話・記号』筑摩書房 2019 年。

[39] GALIPZANOV, *Graphic Signs of Authority*, p.2ff. カイ・ローはキリストのギリシア語表記冒頭２字の合字。カイロー成立の背景には、迫害下の社会でキリスト教徒が信仰を秘匿する意図がある。一方で、君主モノグラムは君主の名を隠すのでなく、抽象と凝縮（ロゴ化）を通じて人格を表現しうる記号としたものである。ただ、発端は違えど、機能面での両記号の歩み寄りは見て取ることができる。

[40] WORM, Andrea, Medium und Materialität. Petrus von Poitiers' Compendium historiae in genealogia Christi in Rolle und Codex, in: *Codex und Material*. Patrizia CARMASSI und Gia TOUSSAINT(Hrsg.). Wiesbaden 2018, S. 39-64.

[41] SCHADT, Hermann, *Die Darstellungen der Arbores Consanguinitatis und der Arbores Affinitatis*. Tübingen 1982.



【図 4】「キリストの系図」トレース図
〔出典〕VOLLMER, Hans, *Deutsche Bibelauszüge des Mittelalters zum Stammbaum Christi*. Potsdam 1931, p.130ff.

イヨンの人物を索引のように紙面上に見つけることができれば、時系列の血筋を追えるだけでなく、周辺諸国や関連する家門との同時代的な関係を読み取ることができる構成になっている。また、所々に数字象徴（12や42）と結びついた、ひときわ目立つ〈目印記号〉（人物像の大型メダイヨンを含む）が配置されている。ハーヴァード・ホートン版（Harvard Houghton Library, MS TYP216[42]）で見ると、①アダムの立像、②血統樹、③寓意のメノラー、④二人の書記[43]、⑤神とアダムとエヴァ、⑥カインとアベル、⑦ノアとブドウ園、⑧ノアの箱舟、⑨アブラハムのイサク献供、⑩モーセとアーロン、⑩イスラエルの民の42の陣営、⑪イスラエル全軍の配置図、⑫竪琴を奏でるダビデ、⑬ヒゼキヤ、⑭エルサレムと十二の門、⑮アレクサンダー大王、⑯キリスト降誕図、⑰十二使徒、である。同作品は基本図形と解説文から成る「図解（ダイアグラム）」の最初期の事例とされる[44]。

作品の制作者はパリ大学神学教授ポワティエのペトルス（Peter of Poitiers, 1130–1205）で、作品標題は『キリストの系図を象った聖書梗概』（Compendium historiae in genealogia Christi）である。ペトルスの生誕と幼少期に関する史料言及はないが、ポワティエで、あるい

[42] 1200年頃、おそらく北フランスで制作されたもの。ウェラム6枚をつなぎ合わせている。Harvard University. Digital Scriptorium. Web. 14 February 2026: DS11068. https://search.digital-scriptorium.org/catalog/DS11068.

[43] 二人の書記は、この作品の執筆動機を物語る役割を与えられている：Considerans historie sacre prolixitatem et difficultatem circa studium sacre lectionis, maxime quorundam quoque ex inopia librorum, imperitie sue solacium querentium volentiumque in saculo quodam narrationes historiarum memoriter retinere, seriem sacrorum patrum, a quibus per leviticam et regalem tribum Christus originem habuit, cum eorum operibus in unum opusculum redigere acceptavi. Ab Adam inchoans per patriarchas, iudices, reges per prophetas et sacerdotes eis contemporaneos usque ad Christum; finem nostrorum, ordinem perduxi.（聖なる歴史〔聖書〕の聖なる読解の研究に係る冗長さと難解さについて慮り、とりわけ、書物の欠乏から、いわば小袋に諸々の歴史の叙述や、祭司や王族を通してキリストが起源をもつ聖なる父祖の系譜を記憶することの〔大変さ〕を嘆き、また欲する人たちの無知の慰めについて慮り、私はそれらの諸作品を一冊の小著作へと編集する仕事を引き受けた。アダムから始め、族長、士師、王たちを経て、また彼らの同時代に生きた預言者や祭司たちを経て、キリストへと至る。吾らの目標であり、秩序〔たるキリスト〕へと私は〔この小品を〕導いた）。VOLLMER, Hans, *Deutsche Bibelauszüge des Mittelalters zum Stammbaum Christi*. Potsdam: Akademische Verlagsgesellschaft Athenaion 1931, p.127f.

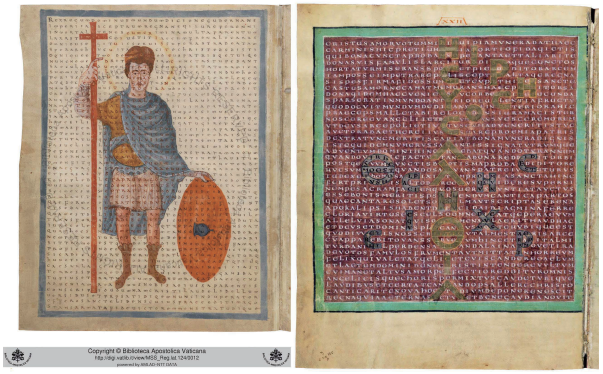
[44] PATSCHOVSKY, Alexander (Hrsg.), *Die Bildwelt der Diagramme Joachims von Fiore. Zur Medialität religiös-politischer Programme im Mittelalter*. Ostfildern: Thorbecke 2003.

はポワトゥー地方で生まれたとされる[45]。同作品のほかに、ユダヤ人がエジプトから約束の土地（カナン）に向かう途上、モーセが建設を命じられた「幕屋 tabernaculum」の寓意に関する論考『モーセの幕屋に関する寓意』（Allegoriae super tabernaculum Moysis）を著し、聖書の4通りの解釈（歴史的・寓意的・神秘的・比喩的）について幕屋の建築構造や祭具を手掛かりに論じている。また、別の著作『詩篇に関する多義的解釈』（Distinctiones super Psalterium）は詩篇を素材に、四重の解釈の作法について述べている。特にこの二著作は、『キリストの系図』の解読法の説明になっていることから、相互に関連する著作群として読み解かれなければならない。

この作品から得られる観点として、①テクストと図の間にある「図解」という共存関係（ダイアグラム）、②聖書という「知の宝庫」が解釈の前提となっている点（シソーラス）、③メノラー等の〈目印記号〉が果たす諸機能（「七本腕の燭台」を鍵として作品間、媒体間をまたぐ連結性、アイキャッチングな性格など）の三点が指摘できよう。

2-2. ラバーヌス・マウルス『聖十字架礼讃 In honorem Sanctae Crucis』：810年以降

詩を構成する単語、そのアルファベットの紙面上での配置を工夫することで、十字架や人間、動物の形を造りだす「形象詩」（Carmen figurata）[46]の歴史は古代ギリシアにまで遡るが、キリスト教ラテン詩では帝政ローマ期のポルフィリウスを起源とする。その後、ポスト・ローマ期の詩人ウェナンティウス・フォルトゥナートゥス、「ドイツの使徒」ボニファティウスを経て、カロリング・ルネサンス第一世代のアルクィン、ヨハネス・スコトゥスのもとで力強く復興を遂げた。初期中世における形象詩は、アルクィンの弟子で、カロリング・ルネサンス第二世代を代表する教会知識人ラバーヌス・マウルスによって、その著作『聖十字架礼讃』（In honorem Sanctae Crucis）[47]をもって完成の域に達する。



【図 5】『聖十字架礼讃』
〔出典〕*Rabani Mauri de laude sanctae crucis opus*, metro prosaque compositum, figuris distincum. sec. IX med.
https://digi.vatlib.it/view/MSS_Reg.lat.124/0066

しばしば言及・引用されるのは、著作の被献呈者であるルートヴィヒ敬虔帝の立像が描かれたページである（ヴァティカン図書館版 Reg. lat.124の第4葉裏面）【図5】。ページは青い顔料で長方形に縁取られ、その内部一杯に詩

[45] MOORE, Philip S., *The Works of Peter of Poitiers, Master in Theology and Chancellor of Paris (1193-1205)*. University of Notre Dame 1936。テュービンゲン大学のアンドレア・ヴォルムは、近年の研究を通じて『キリストの系図』を「図解を用いた聖書註解 Visual Exegesis」と位置づけ、その「間テクスト性 Intertextuality」を論じている。WORM, Andrea, “Ista est Jerusalem”. Intertextuality and Visual Exegesis, in Peter of Poitiers’ Compendium historiae in genealogia Christi and Werner Rolevinck's Fasciculus temporum in: *Imagining Jerusalem in the Medieval West*. VORHOLT, Hanna and DONKIN, Lucy (eds.). Oxford UP 2012, pp.123–162. (Proceedings of the British Academy 37). 2012.

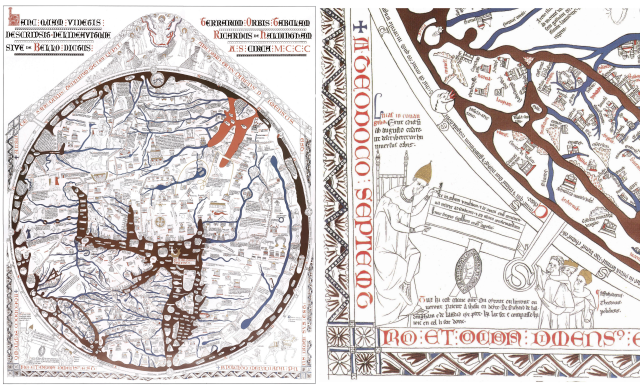
[46] ERNST,Ulrich, *Carmen Figuratum. Geschichte des Figurengedichts von den antiken Ursprüngen bis zum Ausgang des Mittelalters* (Pictura et Poësis I). Böhlau 1991.

[47] PERRIN, Michel(ed.), *Rabani Mauri In honorem Sanctae Crucis* (Corpus Christianorum Continuatio Mediaevalis, t.100). Turnhout 1997. 伝来する写本は86点に及ぶが、9世紀に制作されたものは11点である。KOTTJE, Raymund, *Verzeichnis der Handschriften mit Werken des Hrabanus Maurus* (MGH Hilfsmittel, t.27). Hannover 2012. 田邉涼「ラバーヌス・マウルス『聖十字架礼讃』再考――カロリング・ルネサンス第二世代論から見た作品制作の意義――」（東京外国語大学2023年度修士論文 https://tufs.repo. nii.ac.jp/record/2000436/files/01_mt_1750.pdf）.

文を構成するアルファベット（これをベーステクストと呼ぶ）が、一定の間隔を空けながら書かれている。一方、敬虔帝は十字の王杖を右手に持ち、左手で赤い楯を支え、頭部には頭光を湛えている。これらの持ち物にはベーステクストの綴りを用いながら、全く別の詩文が書かれている（これをインテクストと呼ぶ）。

もう一つの事例（Bibliothèques d'Amiens métropole. Ms. 223第27葉裏面、第22詩）では、大きな朱文字のギリシア語アルファベット23字がカイ・ロー記号を形作り、「救世主、イエス、真実」（O COTHP IHCYC AΛHΘIA）、「神、キリスト、イエス」（ΘEOC XPHCTYC IHCYC）の意味を表わす。と同時に、それぞれのギリシア文字の形象がインテクストのための「テクストフィールド」となっていて、「P の上部の弧の部分を下から上に反時計回りに読み、P の下部を上から下に読む。その後 X の左上から右下へ、左下から右上へと読む」[48]。すると、P の上部は「すなわち、滋養に満ちたこの書物がキリストの御名〔＝ XP〕によって光輝くのはふさわしいこと」（Nam alma decet radiant scripta hinc quod nomine Christi）、P の下部は「祝福をもたらすこの聖なる著作はキリストを讃える」（Sancta salutaris laudat haec scriptio Christum）」、X は「キリストは寛大なる人であるとともに、世界の裁き手である」（Christus homo est placidus nempe arbiter hic quoque mundi est）となる[49]。

写本の多くのページにおいて、このように緻密な解読の作法に基づく意味の仕掛けが施されている。その執筆＝制作意図は、この時代の



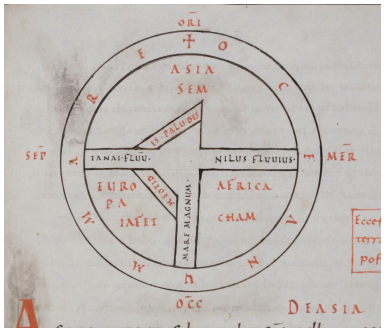
【図 6】ヘレフォード・マップ　トレース図
〔出典〕Reproduction of Hereford Mappa mundi (traced). Hereford Cathedral. nodate.

フランク王国に広がりつつあった聖十字架信仰をより高度な次元で表現するというだけでなく、カロリング・ルネサンスが第二世代に至って、写本の頁を通じて神の秘義を理解する「視読術」教授のための実践教本の提供にもあったと考えられる。その鍵は十字架の形状にある。献呈図の皇帝、磔刑のキリスト、CRUX SALVUS（救いの十字架）、ケルビムとセラフィム、四角形、三角形、円、ADAM、花弁、カイ・ロー、子羊と四福音書記者[50]、十字架に跪拝するラバーヌスといった主題を掲げた十字架が頁を繰るたびに現れる。天上色たる緋色の背地の巧みな使い分けからも分かるように、十字架は新約聖書のヨハネ黙示録においてパトモス島でヨハネが天上に視たヴィジョンとして、視る者の視線を大地から天へと向けさせる、誘導路あるいは切換弁の役割を果たしている。LitGR 研究の立場からは、天と地の往還、神の秘義の視読法、文字と形状との相互浸透性、多重の意味の入れ子構造、といった点を、この資料から読み取っておきたい。

[48] 田邉「『聖十字架礼讃』再考」、54頁。PERRIN, *Rabani Mauri*, p.175f.

[49] 田邉「『聖十字架礼讃』再考」、54頁。

[50] 第15形象詩（FIGURA XV）：（標題）De quatuor evangelistis et Agno, in crucis specie constitutis（十字架の形に配置された、4名の福音書記者と小羊について）／（インテクスト）Hic quoque quattuor illa animalia prophetica circa Agnum stantia, similitudinem crucis exprimunt: quae uisio Hiezechielis atque Apocalypsis Iohannis commemorant: quae Hiezechiel in medio ignis uel electri esse scribit, et Iohannes in medio sedis et in circuitu sedis（ここにおいて小羊の周りに側立つ四つの預言者動物〔動物型預言者／福音書記者〕が、十字架の形／似姿を作り出している。これらの動物は、エゼキエルの幻視とヨハネ黙示録を想起させる。これらをエゼキエルは火あるいは琥珀の中にあると書き、ヨハネは〔これらが〕玉座の中央と玉座の周囲に〔あると書いている〕）。PERRIN, *Rabani Mauri In honorem Sanctae Crucis*, p.123.



【図 7b】TO 図（イシドールス）
〔出典〕Isidorus, *Etymologiarum liber XI-XX* (St. Gallen, Stiftsbibliothek, Cod. Sang. 236, p.89). https://www.e-codices.ch/en/csg/0236/89/0/



【図 7a】『花樹の書』世界図
〔出典〕Lambert von Saint-Omer, Liber floridus (Cod.Guelf.1 Gud.lat.;Katalog-Nr.4305), f.69v-70r. http://diglib.hab.de/mss/1-gud-lat/start.htm?image=00144

2-3. ヘレフォード・マップ Hereford map：1300年頃

世界について記述した歴代の著作群のテクストを世界地図の適所に落とし込んだ「マッパ・ムンディ（世界図）」（mappa mundi）としては、13世紀に北ドイツのエプストルフ女子修道院で成立した「エプストルフ世界図」（焼失）や、1300年頃にイングランドのヘレフォード司教座聖堂で書かれた「ヘレフォード・マップ」（現存）が良く知られている。ヘレフォード・マップは、【前頁図6】のトレース図に明らかなように、大地（地球）を表わす中央の円形部と、それを包む五角形部から成る[51]。五角形部の最上部の三角形部は、裁きの座にあるキリストが描かれ、天使の喇叭の音で復活した人々が裁きを受けてキリストの右と左にある天国と地獄に振り分けられる、「最後の審判」図となっている。一方で、五角形部下部の左右の図は、世界図を客体視するメタレベルの図とテクストになっており、左部には全世界の全戸調査を印璽付きの皇帝文書をもって命じるカエサルの姿と、マップ制作者ホルディンガムあるいはスレフォードのリチャードに対する祈りの懇願（この地図を視る者に向けて）が記されている[52]。

マッパ・ムンディはこれら大判のものよりも、写本挿絵の頁に挿絵として描かれるケースが圧倒的に多い。それは、マクロビウス写本（『キケロ〈スキピオの夢〉註解』）[53]のような古代の地理地学書（宇宙論）が、時代の要請に応じて改変を加えられつつ、途切れることなく制作され続けたためである。それをさらにテクスト集成としてまとめ、独自の挿絵を多数加えたものが『花樹の書』（Liber Floridus）【図7a】[54]である。写本の頁をフィールドとした世界図は、精密か

[51] WESTREM, Scott D., *The Hereford Map. A Transcription and Translation of the Legends with Commentary* (Terrarum Orbis, 1). Brepols 2001; HARVEY, P.D.A., *The Hereford World Map. Medieval World Maps and their Context* (British Library Studies in Map History). The British Library 2006.

[52] [§12] Lucas in Evvangelio: Exiit edictum ab Augusto Cesare ut describeretur huniversus orbis（ルカ福音書「カエサル・アウグストゥスから、全世界の戸口調査をせよとの勅令が出た」）。[§13] Ite in orbem universum, et de omni eius continencia referte ad Senatum. Et ad istam confirmandam, huic scripto sigillum meum apposui. +Sigillum Augusti Cesaris imp[e]ratoris（世界の隅々にまで行け、そして世界のすべての大陸について元老院に報告せよ。この件を確たるものとすべく、この文書に吾が印璽を付した。「尊厳なる皇帝カエサルの印璽」）。[§15] Tuz ki cest estorie ont/Ou oyront ou lirront ou veront/Prient a Jhesu en deyte/De Richard de Haldingham o de Lafford eyt pite/Ki lat fet e compasse/Ki joie en cel li seit done（この歴史／物語を知る者、あるいはこれから耳にするか、読むか、目にする者は皆、神聖なるイエスに祈らん、この歴史を作り、設計したホルディンガムあるいはスレフォードのリチャードに慈悲を与えんことを、天国における歓びが彼に与えられますよう）。WESTREM, *The Hereford Map*, p.9-11.

[53] WILLIS, James (ed.), *Macrobius, Commentarii in somnium Scipionis*. Leipzig 1963, p.155-163.

[54] 12世紀中葉に北フランスで書かれた詞華集。編者はサン・トメールのランベルトゥス（Lambert of Saint-Omer）。全104葉、最古の写本はヘント大学図書館に収蔵されている（Ghent, Universiteitsbibliotheek, MS 92）。*Der Liber Floridus in Wolfenbüttel. Eine Prachthandschrift über Himmel und Erde*. HEINZMANN, Christian et al. (Hrsg.). Darmstadt



【図 8】マシュー・パリス『大年代記』付属地図（エルサレム）
〔出典〕Matthew Paris OSB, *Chronica maiora I* (Cambridge, Corpus Christi College, MS 026, f. iiivFLD O- f. ivr.)
https://parker.stanford.edu/parker/catalog/rf352tc5448

つ詳細なものからいくつかの段階を経て、最も小さく、圧縮された形として三大陸の区分と名前を付しただけの TO 図【前頁図 7b】にまで縮尺を変えることができる。TO 図の単純な図形を見た者は、それを契機により精密な写本挿絵としての地図を想起し、あるいは創世記の記述や古代の地理書の記述を記憶から引き出す[55]。地理情報や宇宙論に即したこうした「連想」のメカニズムを「認知」のプロセスとしていかに説明するか、この点が LitGR 研究が取り組むべき課題であると言えよう。

2-4. マシュー・パリス『大年代記』Chronica Majora 付属地図：1250 年頃

ヘレフォード・マップと同じ地図資料に分類される作品が、マシュー・パリス[56]『大年代記』（Chronica Majora）付属の地図である[57]。ロンドン近傍のセント・オールバンズ修道院[58]において 1250 年頃に書かれた年代記で、付属地図はロンドンと大巡礼地であるローマ、エルサレムとを結ぶ、7 葉にわたる進路要図（目的地到達の道順を示したもの）になっている。巡礼者が 1 日で進むことのできる行程と宿泊すべき都市が都市記号とともにマッピングされている。7 葉の地図の一部には折返しがあり、それを開くとローマの町やローマについての解説が現れるギミックとなっている。とくに最後のローマとエルサレムを含むアドリア海から東地中海沿岸、シリア・パレスチナに向かうルートを描いた見開き頁は、詳細な解説文とともに、巡礼を満載した船が次々とエルサレムへ向かう様子が描かれている【図 8】。

こうした制作上の特徴を踏まえ、コノリーはこの付録地図を、現実には聖地巡礼に赴くこと

2014.

[55] 千葉敏之「寓意の思考―魚の象徴学からみた中世ヨーロッパ」近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社 2015 年、32–54 頁、とくに 45 頁。

[56] 13 世紀前半、セント・オールバンズ修道院の歴史叙述・写本制作の最盛期を担った年代記作者。1200 年頃に生まれ、1217 年に同修道院の修道士になり、1259 年頃に死去している。『大年代記』は 1250 年に（再編集の上で）完結し、その際に付属地図も制作される。なお、1250 年は当時、終末到来の年と考えられていた。LUARD, Henry Richards(ed.), *Matthaei Parisiensis Chronica majora*. 7 Volume Set (Cambridge Library Collection – Rolls) . Cambridge UP 2012.

[57] CONNOLLY, Daniel K., *The Maps of Matthew Paris. Medieval Journeys through Space, Time, and Liturgy*. Woodbridge: Boydell 2009.

[58] 793 年にマーシア王オッファが創設した修道院。969 年頃にイングランド国王エドガー、聖オズワルド（Oswald）がベネディクト戒律を導入した改革を通じて、イングランド王国内でも修道院へと発展した。1129 年には聖アルバヌスの聖遺物が移葬され、国内有数の巡礼地となる。教皇ハドリアヌス 4 世はセント・オールバンズ修道院の首位権と司教からの免属を承認した。13 世紀初頭までには付属写本処における写本制作と挿絵の技術とで名声を馳せ、教会知識人や年代記記作者らが活動する知の拠点となる。CONNOLLY, *The Maps of Matthew Paris*, p.7; DOBSON, R. B., Saint Albans, in: *Lexikon des Mittelalters*, Bd.7(CD-ROM), J. B. Metzler 2000, col.1129–1130.

のできないセント・オールバンズ修道院の修道士たちが、修道院に居ながらにして「想像上の聖地巡礼 Imagined Pilgrimage」を行なうための信心用案内書（「乗り物としての写本」codex as conveyance）であると考えている。同修道院の図書室にも蔵書されていたカッシオドールス『綱要』（Institutiones divinarum et saecularium litterarum）の第1巻で、カッシオドールスは、ユリウス・ホノリウスやマルケリヌス、ディオニュシウス・エクシグウスを読むことを修道士たちに薦めつつ、次のように記している。

> 「知識への高貴なる関心が湧きおこったならば、プトレマイオスの作品がある。彼は全ての土地について、実際にその土地の住人であったと思ってしまうほどに明確に説明する。その結果、修道士らしく一つの土地に留まる読者も、他の人々が労力を費やして旅先から集めてきたものを、心の中で横断することができる。」[59]

マイケル・カミールは中世の人々が芸術作品や写本を見る行為は、「身体的」であるとしている。LitGR の観点から重要となるのは、目的地への旅路としてルート・マップを身体的に読み進め、想像上で場所を転々と変えながらその土地について考える »translocative thinking«（転地的思考）である。地図上のアイコンを目視 seeing し、その土地についての解説を注視する beholding、この二重の「見る行為」は、修道士がペトロとパウロの町を訪ね、海を越えてキリストの墓のある聖書の町エルサレムに巡礼する高揚感を伴うデヴォーショナルな読解であった[60]。

2-5.『ホルトゥス・デリキアールム（悦楽の園）Hortus Deliciarum』：12世紀末

アルザス地方ホーエンブルク女子修道院長ヘラートにより12世紀末に編纂された図入り聖書註解書『ホルトゥス・デリキアールム（悦楽の園）』[61]【図9】。創世記に始まりヨハネ黙示録に至る聖書の配列に準拠したテクスト・アンソロジーであり、ホノリウス・アウグストドゥネンシス（1080頃～1157頃）による『エルキダリウム（開明の書）』（Elucidarium）や『教会の鑑』（Speculum ecclesiae）、『ゲンマ・アニマエ（霊魂の宝石）』（Gemma animae）など12世紀ルネサンスの著作からの引用を含む、計1,100点



【図 9】『悦楽の園』「旧約聖書・新約聖書の犠牲が結ばれる」
〔出典〕GREEN, Rosalie et al.(eds.), *Herrad of Hohenbourg, Hortus deliciarum.Vol.1: Reconstruction*. Warburg Institute, E. J. Brill 1979, p.112 (f.67v, Pl.47).

[59] Tum si vos notitiae nobilis cura flammaverit, habetis Ptolemaei codicem, qui sic omnia loca evidenter expressit, ut eum cunctarum regionum pene incolam fuisse judicetis. Eoque fiat ut uno loco positi (sicut monachos decet) animo percurratis quod aliquorum peregrinatio plurimo labore collegit. CONNOLLY, *The Maps of Matthew Paris*, p.32.

[60] CAMILLE, Michael, Before the gaze. The internal senses and late medieval practices of seeing, in: NELSON, Robert S.(ed.), *Visuality Before and Beyond the Renaissance. Seeing as Others Saw*. Cambridge 2000, S. 197-223.

[61] GREEN, Rosalie et al.(eds.), *Herrad of Hohenbourg Hortus Deliciarum*. vol.1: Reconstruction, vol.2: Commentary. Warburg Institute, University of London, E. J. Brill 1979. 木俣元一「『ホルトゥス・デリキアールム』における「神殿の垂れ幕」再考――イメージの可視性／不可視性を読む」（特集「イメージを読む中世」）『西洋中世研究』No.3（2011）、33-50頁. では、「レヴェラティオをめぐるレヴェラティオ revelatio per revelatio」、すなわち隠蔽から開示というメッセージが、同じ隠蔽から開示という美術表現とそれに基づく視覚体験に変換する行為として説明されている。

を超える長短のテクストが主題別（三位一体、アダム論、偶像崇拝、哲学と自由七科、マリア論、復活など）に収録されている。修道女たちへの聖書教育のために編纂された作品だが、テクストや聖書場面の挿絵だけでなく、ダイアグラムを用いた高度な聖書註解と呼びうる、他に例を見ない独自の図解を多数備えている。

図9は旧約聖書から新約聖書への転換部に位置するページに配されたダイアグラムで、詩篇40章7節以下の「この王にして祭司はイエス・キリストを表わす。イエスは自らの内に古き契約を完了させ、父なる神に向かって言う：燔祭も罪祭〔贖罪のための供儀〕も、あなたは欲しない、はい、参りました、あなたの意思を行なうために」に依拠している。鍵となる概念は「犠牲」であり、前頁の「旧約と新約の犠牲が結ばれる」と題するダイアグラムと対になっている。屠った動物による旧約の犠牲は、キリストのもとで善行を尽くすための人徳（聖霊の賜物）へと読み替えられる。同一概念の下に新たな意味を読み込む視読術の事例がここに示されている。

2-6. ザクセンシュピーゲル絵解き写本（Bilderhandschrift des Sachsenspiegels）：14世紀

1220年～1235年に北東ドイツで成立した法書『ザクセンシュピーゲル』（著者はアイケ・フォン・レプゴウ Eike von Repgow）には、4点の絵解き写本が存在している【図10】[62]。絵解き写本の研究に先鞭をつけたのは法制史家カール・フォン・アミラ（Karl von Amira, 1848-1930）で、画中の登場人物のハンドサインを体系的に分析した[63]。その後の研究は法制史家でミュンスター大学教授のシュミット-ヴィーガント（Ruth Schmidt-Wiegand, 1926-2014）に引き継がれ、彼女の下で各写本のファクシミリ版の公刊やそれに伴う共同研究が1990年代を通して進められた[64]。



【図10】『ザクセンシュピーゲル』ドレスデン写本
〔出典〕Die Dresdner Bilderhandschrift des Sachsenspiegels (Mscr. Dresd. M.32, fol.057r.) PURLhttp://digital.slub-dresden.de/id272362328

ザクセンシュピーゲル絵解き写本は法書本文の個々の条項（右コラム）とその解説図（左コラム）とがアルファベット（金文字）の参照記号を用いて相互参照できるシステムを導入している。これにより作画者は、法文中の法行為・法的身振りを、一対一で対応する形で図示することが求められた。フォン・アミラは手の身振りを、（1）語りの身振り、（2）指示の身振り、（3）意

[62] 1）ドレスデン写本（1350年頃）Die Dresdner Bilderhandschrift des Sachsenspiegels（Sächsischen Landesbibliothek-Staats- und Universitätsbibliothek Dresden(SLUB), Mscr.Dresd.M.32）、2）オルデンブルク写本（1336年頃）Die Oldenburger Bilderhandschrift des Sachsenspiegels（Die Landesbibliothek Oldenburg, Signatur: Cim I 410）、3）ヴォルフェンビュッテル写本（14世紀）Wolfenbütteler Bilderhandschrift（Cod.Guelf. 3.1 Aug 2°）、4）ハイデルベルク写本（14世紀初）Heidelberger Sachsenspiegel（Cod. Pal. germ. 164）。現在では4点すべてがデジタル化され、公開されている。ザクセンシュピーゲル本体の研究では、北大法学部の石川武氏の一連の業績が際立っている。

[63] AMIRA, Karl von, *Die Handgebärden in den Bilderhandschriften des Sachsenspiegels*. München 1905.

[64] *Die Wolfenbütteler Bilderhandschrift des Sachsenspiegels. Aufsätze und Untersuchungen. Kommentarband zur Faksimile-Ausgabe.* Berlin 1993; *Die Oldenburger Bilderhandschrift des Sachsenspiegels. Kulturstiftung der Länder.* Berlin 1993.

志表示の身振りに大別したうえで、合計34種類の身振りを析出している。LitGR研究では、ページの左右のコラムを参照記号を用いて参照するその視読術と手の身振りの「文字」としての機能に着目したい。

3. LitGR研究の論点と方法

さて、以上の概観と考察から、LitGR研究の論点と方法について得られた知見は何か。

第一の論点として、(1)ロゴ化、がある。すなわち、人名を含む単語とその綴字の「ロゴ化」の原理と〈意匠文字 logo〉の機能をめぐる論点である。写本の装飾イニシャル[65]、インシュラー美術に固有の「動物象形文字 zoomorphic letters」もこの論点に収まるだろう。記憶術において脳内の〈記憶の宮殿〉の扉に配置される「アイコン」や、グレゴリウスのミサにおける「キリストの受難具」、神聖モノグラム(IHSなど)、これらを figura の多義性(外観、姿勢、原子、像、型、数字)に絡めてその動名詞形 figuratio と捉える視座もここに含まれよう。また、古書体学における「縮約 abbreviatura」(d̄ns=dominus)の原理は、モノグラムをロゴ化として理解するうえでとくに重要となる。

第二の論点として、(2)媒体展開性、がある。これは多媒体を連結し、その間を往還する現象、という論点である。この「往還」を担保するのは円形枠(メダイヨン)や十字架といった「誘導路 conveyance」となる〈かたち=器〉である。指輪の表面に刻印されたモノグラムが国王証書下部に展開し、それが貨幣や装身具、銀皿や織物に描かれるなかで、やがて所有者印として機能するようになる[66]。一方、「素材」の展開としては、羊皮紙に書かれた記号が木材や石材に刻まれ、あるいは教会壁画に顔料を用いて描かれる。こうした実例を集め、独自の〈ムネモシュネ・アトラス〉にパネル化しつつ、媒体の展開に伴うモノグラムの「性質の変化」について分析するという手法が有効となろう。

第三の論点として、(3)文字・図像複合体(letter-image complex)、がある。これは文字と図像の相互補完的な競演という論点であり、その最たるものがダイアグラムである。その際、イメージとテクストを繋ぐ輪として、キャプションや文字帯といった補助テクストの役割にも目を配る必要がある[67]。もう一つの視点は、アルファベット自体が「部首」に解体するとダイアグラムで多用される円や十字架、線に還元できるという点である。上で例に挙げた形象詩『聖十字架礼讃』の LitGR 記号カイ・ローが、分解すれば基本図形に還元される特性を活かしつつ、文字が文字を組み立てるという「入れ子構造」を採用している。こうした視点も LitGR 研究の欠かせない観方となる。

第四の論点は、(4)視読者とリテラシー、である。まず、LitGR 記号を視読するためのリテラシーの問題[68]、また LitGR 記号を〈取っ手〉として引き出される情報塊(シソーラス)、複雑な図案の解読力といった能力・資質・教育の問題[69]、さらには視読者を引き込む「呼び掛

---

[65] 安藤さやか「西欧初期中世秘蹟書写本の装飾イニシャル――vere dignum と te igitur のイニシアル・ページの機能をめぐって」大貫俊夫・赤江雄一ほか編『修道制と中世書物――メディアの比較宗教史に向けて』(八坂書房2024年)、69–102頁。

[66] この分野では、美術史と人類学との対話が成果をあげている。喜多崎親・川田牧人・水野千依著『〈祈ること〉と〈見ること〉――キリスト教の聖像をめぐる文化人類学と美術史の対話』三元社2018年、木俣元一・佐々木重洋・水野千依編著『聖性の物質性――人類学と美術史の交わるところ』三元社2022年。

[67] ヨハネ黙示録についても、テクストと図解に独自の関係がある。LEWIS, Suzanne, *Reading Images. Narrative Discourse and Reception in the Thirteenth-Century Illuminated Apocalypse*. Cambridge UP 1995.

[68] 例えば、GARIPZANOV は、ギリシア語パイデイア概念を用いて、受容層が備えるべき教養を名付けている。

[69] キリスト教徒を示す初期キリスト教時代の墓碑にある ICHTHYS ZŌNTŌN(生ける魚)に代表されるアクロスティコン(折句)などの言葉遊びに対する習熟(アウグスティヌス『神の国』18巻23章に解説がある)も、視読者のリテラシーと言える。千葉「寓意の思考」、36頁以下。

け」（二人称命令形の「見よ」[70]）、君主の権威の LitGR 記号（モノグラム）が帯びる「公信力」（fides publica：とくに貨幣）など、記号考案者と視読者との間の様々な次元でのコミュニケーションをめぐる問題である。一方で、信仰に関わる LitGR 記号では、視読者の感情（痛みや悲しみ）を喚起する要素、あるいは感情に促された信仰実践（黙想、祈禱）のありよう、ついには「心の平安 tranquillitas」をもたらす、こうしたデヴォーショナルな視読とその「働きかけ」を担う LitGR 記号をいかに析出していくか、ということも課題となる。

第五の論点は、（5）儀礼連動性である。すなわち、LitGR 記号と典礼、祈禱、行列、戴冠式といった儀礼との連動性であり、テクストと図が果たす実演的な機能の問題である。儀礼は動きと音声、香りを伴い、主体と客体、自己と他者、自己と神といった対峙関係の中に成立する。儀礼における身振りは、受け手の存在が前提となり、ともに空間に「文脈」を現出する。この点で、献堂式の際に執り行われる「アルファベット儀礼 Abecedarium」（教会の床面に司教がαからωまでの文字を書いていく儀式）[71]が好例となろう。

最後に、第六の論点として、（6）メタ言説がある。すなわち、視読法を解説する言説についての論点である。その一つは、聖画像禁止問題と関わる「イメージ効用論」（教皇グレゴリウス、聖ベルナルドゥス等）であり、聖画像の有効性や信仰との齟齬を語る一連のテクストである[72]。また、この点でも、サン・ヴィクトールのフーゴー『ディダスカリコン（学習論）』は、視読法を体得するための優れた解説を提供する。イリイチによる以下の分析は、この点で実に的確である。

> 「書物のページは光を放射する。…〔同時に〕彼〔読む者〕の目もまた火花を発している。…ユーグは己の肉体の動きから類推して精神の動きをとらえる。…読むことこそが堕落した人間の目から影と闇を取り払うこと〔であり、〕ユーグにとって読書は治癒である。なぜならば罪によって奪われた光を、読書がこの世に取り戻してくれるからだ。アダムとイヴは格別に光を発する目を与えられていたために、…彼らは〔真理を〕常に凝視していたのだ」（訳書、15頁。〔　〕内は著者による補足）。

> 「夜明けに書物のぶどう畑を巡回する時、彼はパラダイス〔楽園〕へと導かれる。…ぶどう棚から摘み取る言葉は、もたらされるはずの美味の予告であり、約束である」（同、21頁）。

> 「注意深い読書とは、常に部分をかき集め、選びだし、そしてそれらを束ね、振り分け、整えることである。…この世のすべての事柄、出来事は、創造と救済の歴史の中の、それが置かれた場所から本来の意味を獲得する…読書をする人の役目とは、自ら読書して得たすべてのものを、創世記より黙示録へと至る〈歴史 historia〉の中のしかるべき箇所へ置くことである」（同、28頁）。

---

[70] 二人称の呼び掛けは、墓碑銘文に多く見られる。「ここに来て、〔この碑文を〕理解する者は誰であれ、どうか語ってください、『僕ギシュヴァルスに、王たる主よ、憐みを』と」（HUC QUICUMQUE VENIS ET CERNIS DICITO QUESO GISHVVALI FAMULI REX MISERERE DEUS）。FAVREAU, Robert, *Épigraphie médiévale* (l'Atelier du Médiéviste, t.5). Brepols 1997, p.97.

[71] SCHREINER, Klaus, Abecedarium. Die Symbolik des Alphabets in der Liturgie der mittelalterlichen und frühneuzeitlichen Kirchweihe, in: *„Das Haus Gottes, das seid ihr selbst". Mittelalterliches und barockes Kirchenverständnis im Spiegel der Kirchweihe*. STAMMBERGER, Ralf M. W. et al. (Hrsg.). De Gruyter 2006, S.143-187.

[72] 千葉敏之「聖画像の造像と破壊――イコノダリズムとイコノクラスム」八尾師誠ほか編『画像史料論――世界史の読み方』（東京外国語大学出版会2014年）、122-151頁。

ここで改めて、LitGR を定義すると、Litero-graphicacy とは、〈綴字型視覚記号〉を読み、視て理解する（感じて想像する）素養であり、記号化した文字・テクストを記号としても、文字列としても解読できる力と言える。その際、Literacy（識字）は「読書き能力」ではなく、「読み理解する力」であり、書く力（文を構成する力）はまた別の能力である。また、Graphicacy（識図）も同様に、記号を視て理解する力であり、記号を構成する力はやはり別の能力であることに注意しなければならない。では、改めて「書く」とは何か。書字行為の地平を広げる問題設定も、LitGR 研究の課題である。

これから始まる本研究計画の次なる課題は、認知と美をめぐる問題（審美性）である。まずは、認知言語学の最先端の成果をいかに取り込むことができるか、直近の課題として取り組んでいきたい[73]。

[73] 佐治伸郎『（日本認知科学会編 越境する認知科学3）信号、記号、そして言語へ――コミュニケーションが紡ぐ意味の体系』（共立出版2020年）。

カロリング期の綴字型視覚記号
──文字の視覚的表現の展開とモノグラムの遍在──

Litero-Graphic Signs in the Carolingian Era:
Developments in Visual Representation of Letters and the Ubiquity of Monograms

菊地　重仁
KIKUCHI Shigeto

東京大学大学院人文社会系研究科
The University of Tokyo, Graduate School of Humanities and Sociology

著者抄録
本稿は、リテロ＝グラフィカシー研究の開始にあたり、カロリング期におけるモノグラムの利用状況あるいはモノグラムの社会的偏在状況の見取り図を描くため、まずはガリプザノフがその研究で取り上げたものを中心に素材を紹介するものである。まず後期古代およびポスト・ローマ期の社会におけるモノグラムの使用状況を把握したのち、カロリング朝君主のモノグラムの事例を文書、貨幣、手稿本において確認する。次いで君主以外の人物を示すモノグラムや、手稿本装飾としてのモノグラム、そして実践的な機能を持った注記記号としてのモノグラムに目を配る。最後にエキゾチックな文字が備えたモノグラム類似の機能について検討する。

Summary
This paper, in launching research into litero-graficacy, introduces material centred primarily on that examined by I. Garipzanov in his study, with the aim of sketching an overview of monogram usage and their social distribution during the Carolingian period. First, having grasped the usage of monograms within late antique and post-Roman societies, we examine examples of monograms of Carolingian monarchs in diplomas, coinage, and manuscripts. Next, we turn our attention to monograms of non-monarchical individuals, monograms serving as manuscript decorations, and monograms functioning as practical annotation symbols. Finally, we consider the monogram-like functions possessed by exotic scripts.

キーワード
カロリング朝　モノグラム　君主文書　印章　貨幣　手稿本
Keywords
Carolingians; monograms; royal diplomas; seals; coins; manuscripts
原稿受理日：2026.1.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 131–146.

目　次

はじめに
1. 古代後期およびポスト・ローマ期の社会におけるモノグラム
2. カロリング朝君主のモノグラム
3. 手稿本の中の多様なモノグラム
4. 文字が訴えかける力
おわりに

はじめに

本稿は、中世ヨーロッパ社会におけるリテロ＝グラフィカシーの研究を開始するにあたり、初期中世、とりわけカロリング期のフランク社会における綴字型視覚記号の使用状況について見通しを得つつ、比較考察のための素材を

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

提供しようと試みたものである[1]。それゆえいわば見取り図の草稿であり、研究初期段階の作業の記録であるため、先行研究の整理も、事例の収集も、網羅的なものではないことをはじめに断っておきたい。

さて、カロリング期に使用された綴字型視覚記号として最も容易に想起されるのは、よく知られたカール大帝のモノグラムをはじめとした君主名のモノグラムであろう。君主文書の署名行に組み込まれたこの記号は、証書の法的機能に主眼を置いた伝統的文書形式学者たちにより、自筆の署名に代わり文書を認証する機能をもったものと解釈された[2]。その際、こうしたモノグラムはその他の記号や書体などと共に文書の「外的特徴 äußere Merkmale」の1つとされていたが、20世紀末にマールブルク大学のペーター・リュックらが中心となって文書形式学に記号論的解釈手法を導入し一世を風靡して以降、これら外的特徴には従来と異なる視線が向けられるようになった[3]。すなわち、モノグラムなどの記号を含む文書中の視覚的要素から象徴的なメッセージを読み解こうとする試みが行われるようになったのである[4]。

イルダール・ガリプザノフによるモノグラムの研究はこうした流れの延長線上に位置づけることもできる。もちろん、2008年の著作において彼がカロリング諸王の権威を維持・媒介する「象徴的言語」として分析の俎上に上げた素材は、貨幣や典礼関連史料、手稿本中の挿絵など多様な史料であったのであり、文書形式学の範疇に収まるような研究ではない[5]。しかし同時に称号や君主文書中の定式表現、視覚的記号、印章などを扱った第3、4章では、文書形式学を含む歴史補助学（あるいは歴史基礎学）の新動向を議論の出発点としており、モノグラムなどの視覚的記号の分析に関しては、マールブルク学派の記号学的アプローチの推進を重要な契機と捉えているのである。その上でガリプザノフは新たなアプローチとして、署名としてのモノグラムを貨幣など他の支持体に施されたモノグラム（後述するようにそちらの方が起源は早い）と比較し、そしてモノグラムの使用を権威のプロパガンダではなくコミュニケーションと捉え、受容者の側にも目を配ったのである[6]。こうして進められたガリプザノフのモノグラム研究は、2020年代に至るまで継続されているが、その過程で、千葉論文が紹介する「グラフィカシー論」の軸にもなっており、従来に比して視野の広い立体的なものになったと言える。

以下、本稿ではこうしたガリプザノフの研究成果を参考にしつつ、カロリング期におけるモノグラムの利用状況、言い換えるならばモノグラムの社会的偏在状況を紹介する。

1. 後期古代およびポスト・ローマ期の社会におけるモノグラム

カールのモノグラムを論じる前に、前史として後期古代・ポストローマ期の社会におけるモ

[1] 本稿は2024年5月19日に東京外国語大学で開催された第74回日本西洋史学会大会の小シンポジウム「リテロ・グラフィカシーから関係諸学を縫合する――問題提起と現状報告」における口頭報告に基づいている。基本的に報告当日の資料の文章化であり、その後の研究進捗に伴うアップデートは施していない。報告当日の記録に代わるものとご了解いただきたい。

[2] Sickel, *Acta Karolinorum*, vol. 1, pp. 316-320; Erben, *Die Kaiser- und Königsurkunden*, pp. 146f. こうした解釈が成立するには、モノグラムの少なくとも一部分（最後の一筆、点晴）は君主の自筆であることが証明されなくてはならない。この点に関しては Mersiowsky, *Die Urkunde in der Karolingerzeit*, pp. 693-702を参照。少なくともシャルル禿頭王のモノグラムに王の関与は確認できないとされる。

[3] その他、モノグラムの理解に資する様々な研究上の潮流については本特集中の千葉論文を参照。

[4] 例えば Rück (ed.), *Mabillons Spur*; Rück, *Bildberichte vom König*; Rück (ed.), *Graphische Symbole* など。合わせて菊地「『文書形式学的』アプローチ」177頁および191頁註6を参照。

[5] Garipzanov, *The symbolic language of authority*.

[6] Garipzanov, *The symbolic language of authority*, esp. pp. 157-161. Cf. Garipzanov, “Metamorphoses”, pp. 419-421.

ノグラムの利用状況に簡潔に触れておこう[7]。

いくつかの文字をひとつの図形構造に結合したモノグラムの使用慣行は古典期のギリシア世界に遡り、貨幣の製造責任者の名を示す管理用のしるしとして用いられたとされる。その後ヘレニズム世界を経てローマ世界に受容される中、こうしたモノグラムは貨幣のほかガラス容器や陶器にも施されるようになった。

モノグラムの利用は後期古代に転換期を迎えた。重要な変化の1つとして、モノグラムはより多くの媒体――例えば公共の場の記念碑、象牙製ディプティコン、銀器、装身具、錘、印章、手稿本など――に刻まれあるいは描画されるようになった。加えてこの時期、モノグラムの構造も変化した。後期古代および初期中世のモノグラムは、暗号化されたことばが含む全ての文字で構成されるようになったのである。そうしてモノグラムの用法も機能・メッセージも変化していった。例えば3～4世紀には、モノグラムが施されたものの制作者を示すしるしから、その利用者の名前を示すものとなった。印章指輪、高級品などにおけるモノグラムの利用が確認できる。ただしそれを見た者が誰でもモノグラム化された名前を直ちに判読できたわけではなく、近親者、友人など、限られた範囲の人々による認識が期待されていた。他方、キリスト教徒の墓標であれば、弔う者のモノグラムではなく、もっぱら故人のそれが、名前の直接表記を伴わずに刻まれるようになるが、これはモノグラムが加護をもたらす呪術的なものへと変化したこととも関わっていた。信者の名は命の書に記されているため、モノグラム化されていたとしても神は物故者の名を認識できたのである。

5～7世紀には、ビザンツ世界および東西ゴート人、フランク人、ランゴバルド人たちの諸王国といった西方のポスト・ローマ世界において、モノグラムは社会的地位・権威を示す視覚的メディアとして、皇帝や王、聖俗官職保持者によって利用された。例えば貨幣にそうした人々のモノグラムが施されたことが知られている。こうしたモノグラムの利用は、利用者自身による発信には留まらず、受信者側（例えば貨幣利用者）が相手の地位・権威を受け止めるという意味合いも持っていた。しかしこうした個人の権威を示すものとしてのモノグラムの利用は、8世紀への転換期までに西方では一時衰退し、カロリング期に再流行することになるのである。

ガリプザノフによれば、後期古代およびポスト・ローマ期のモノグラムは、確かに表象の対象となる人やものの名前を構成する文字を組み合わせることでつくられていた記号であったにもかかわらず、記号から元の単語への再変換が容易になされるとは想定されていなかったという。モノグラムの主たる目的は言語を記録することではなく、それゆえその創作と解読において明確な規則は存在せず、即興性に開かれていた。加えてモノグラムは、純粋に言語的内容に還元できない概念的意味をも帯びていた。つまり後期古代の「モノグラムの文字は、主に特定の職業的・家族的・宗教的・社会的環境内に属する者だけが理解可能な言語的内容を隠蔽していた。同時に、その精巧に作られた装飾的書法は、宗教的アイデンティティ、霊的権威、社会的地位に関連する概念的メッセージを符号化しており、それゆえ社会的権力の美学に参与していた」というのである[8]。カロリング期におけるモノグラム文化を考察するにあたっては、以上のような背景を踏まえておく必要がある。

[7] 本節の記述は以下の文献の要約である。Garipzanov, “Metamorphoses”, pp. 421–30; Garipzanov, *Graphic signs*, pp. 109–241; Garipzanov, “Late antique and early medieval monograms”.

[8] Garipzanov, “Late antique and early medieval monograms”, p. 213.

2. カロリング朝君主のモノグラム

ビザンツ皇帝や東ゴート王、ブルグント王たちが貨幣にそれぞれのモノグラムを刻ませていた一方、メロヴィング朝フランク王国でつくられた貨幣に君主のモノグラムが施されることはなかった。しかしメロヴィング朝の王が、少なくとも7世紀において、自分たちの名で発給した文書に署名する際、モノグラムを用いた事例はあり、オリジナルのパピルス文書も伝来している[9]。とはいえこうした王のモノグラムは、幼少の王が自筆署名不可能な場合などの例外的な臨時措置であったと考えられており、王朝末期に実質的に君主的権力を行使していた宮宰たちも、彼らの名で発給された文書においてモノグラムを利用することはなかった[10]。この点において画期となったのが、カール（大帝）によるモノグラムの導入と恒常的利用である。のちにカールの文書中でモノグラムが書き込まれることになる位置、すなわち署名行における *Signum* という語と君主の名との間には、すでに父ピピンや弟カールマンの文書において十字が書き込まれていた[11]。カールはその記号を進化させたともいえよう。加えてポスト・ローマ期の地中海世界には地名や個人名の十字形モノグラムの前例があり、カールの宮廷はそうした文化的伝統に接続した可能性が考えられる[12]。カールの名の綴り KAROLUS を7つの文字に分解して[13]十字の四肢と中心部の菱形に配置した彼のモノグラムは、治世最初期から文書中で利用され、自筆署名を代替するものとなった[14]。以後、カールの十字型モノグラムと、カールの息子ルートヴィヒ（敬虔帝）の文書において使用され始めた H 型モノグラムを2つの基本型として、カロリング朝およびその後継諸王朝の君主たちは発給する文書中に自らの名のモノグラムを記載し／させ続けていくのである[15]。

このようにして君主文書に新たに導入されたカールのモノグラムは、文書の世界には止まらず、カールの名が刻まれたデナリウス貨幣にも意匠として使用されるようになった。この点においても、R(ex) P(ippinus) の2文字のみが刻まれた父ピピンの貨幣[16]との大きなコント

---

[9] Kölzer, “Ein „Neufund“”, p. 8; Garipzanov, “Metamorphoses”, pp. 427f. & 457 (Table 1, #2–3)。クローヴィス2世の文書は多くの証人の署名を伴っているが、彼らの中にもモノグラムを利用している者が散見される。*Die Urkunden der Merowinger*, vol. 1, no. 85, pp. 216–20; Telma 4511 (https://telma.irht.cnrs.fr/outils/originaux/charte4511/).
同文書の全体画像は以下の URL から閲覧可能。https://www.siv.archives-nationales.culture.gouv.fr/siv/media/FRAN_IR_053826/c-9u307y47x--1xpyasxjrubkj/FRAN_0276_0025_L（2026年1月30日閲覧）

[10] Sickel, *Acta Karolinorum*, vol. 1, p. 316f.; Erben, *Die Kaiser- und Königsurkunden*, p. 147; Mersiowsky, *Die Urkunde*, pp. 72, 78, 693.

[11] Erben, *Die Kaiser- und Königsurkunden*, p. 147; Garipzanov, “Metamorphoses”, pp. 430 & 457 (Table 1, #8–9)

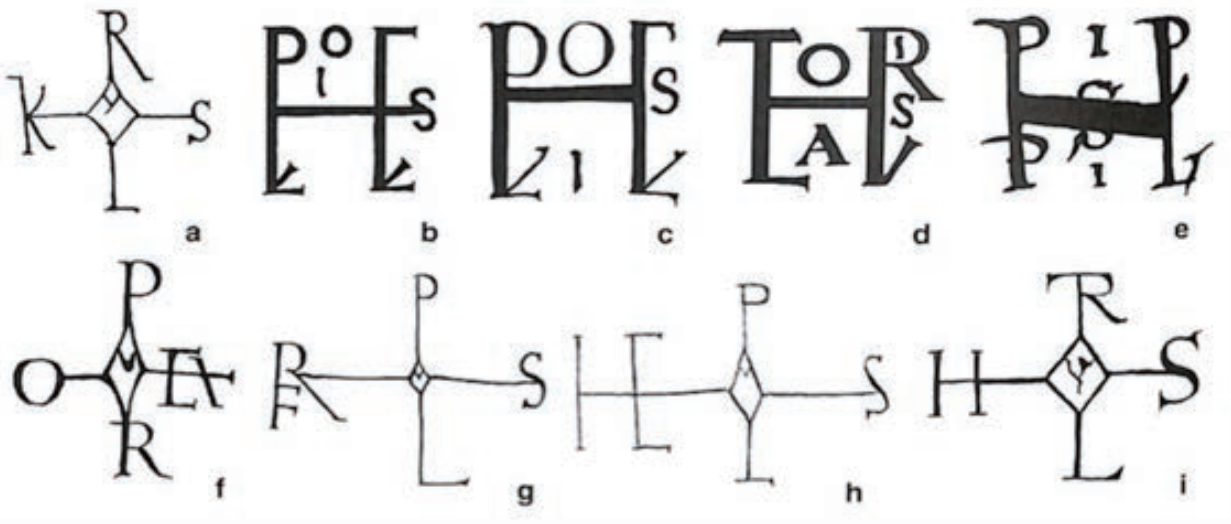
[12] Garipzanov, “Metamorphoses”. 同論文のアペンディクスではこうしたモノグラムのスケッチを一覧できる。なおガリプザノフによればカールのモノグラムにおける K や菱形の使用はビザンツ圏のモノグラムの影響である可能性があり、またルートヴィヒの H 型モノグラムはテオドシウス2世のモノグラムの模倣である可能性もあるという。

[13] それぞれの文字を別の単語の頭文字（例えば R<rex, L<lex など）として象徴的に解釈する試みもある。例えば Rück, *Bildberichte vom König*, p. 17.

[14] Mersiowsky, *Die Urkunde*, pp. 80, 690–702. 彼によれば、最も古いカールの文書のオリジナルは772年にムールバッハ修道院に対して発給されたものであり、すでにモノグラムを伴っている。*Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls*, no. 64, pp. 93f; Telma 3875 (https://telma.irht.cnrs.fr/outils/originaux/charte3875/). ファクシミリは Chartae Latinae Antiquiores, vol. 19, no. 672, pp. 12–15. 他方、より早い日付を持つ769年および771年のサン・ドニ修道院宛文書はそれぞれ印章さえ添付された同時代コピーだと考えられている。そうだとした場合、前者にはモノグラムも書き写されている一方、後者にはそれが欠けている点が興味深い。*Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls*, no. 55, pp. 81f. & no. 61, pp. 89f.; Telma 2933 (https://telma.irht.cnrs.fr/outils/originaux/charte2933/) & 4489 (https://telma.irht.cnrs.fr/outils/originaux/charte4489/). 文書画像は https://www.siv.archives-nationales.culture.gouv.fr/siv/media/FRAN_IR_053826/c-v3h04z61m-1xa76zvazt8k3/FRAN_0143_0110_L および https://www.siv.archives-nationales.culture.gouv.fr/siv/media/FRAN_IR_053826/c-v9a6vpd8v-6nay9d9pdp7n/FRAN_0143_0114_L

[15] カール大帝以降のフランク、東フランク、ドイツ王国の君主たちのモノグラムの概要は Rück, *Bildberichte vom König*, pp. 98ff. で一覧できる。フランス王のモノグラムについては本特集の加藤論文を参照。

[16] ベルリン州立博物館の貨幣コレクション（Münzkabinett）所蔵の例を挙げておく。この事例では、王ピピンが RP の2文字で表現されているのに対して、裏面には貨幣製造地名アンジェ Andecavum のうち4文字 ANDE で作られたモノ



【図 1】カロリング朝君主のモノグラム。出典：Garipzanov, *Graphic signs*, p. 260.（a. カール大帝、b. ルートヴィヒ［アキテーヌ王］、c. ルートヴィヒ敬虔帝、d. ロータル 1 世、e. ピピン 1 世（アキテーヌ王）、f. ウード（西フランク王）、g. ルドルフ（高地ブルグント王）、h. ルイ 4 世、i. ロテール 3 世）

ラストをなしている。ただしカールが治世当初からモノグラムを伴う貨幣を発行していたわけではない。792 年ないし 793 年頃に実施したと考えられる貨幣改革[17]の結果、新たな意匠としてモノグラムが導入されたのである。そのような中で、【図 2】に挙げる事例は、表面に KAROLUS モノグラム、裏面にそのギリシア文字版と、両面にモノグラムが刻まれているという点で非常に興味深い。

以上のようなモノグラムの用法を、宮廷外の人間がどのように受け止めていたかを仄めかす手稿本を 1 点紹介しておきたい。現在スイスのザンクト・ガレン修道院図書館に所蔵されているこの手稿本は 793 年ないし 794 年頃にヴァンダルガリウスという人物（活動地については諸説ある）が作成したもので、『西ゴート人のローマ法典（アラリック抄典）』、『サリカ法典』（D 版）とキルデベルト 2 世の勅令、そして



【図 2】カール大帝治世のデナリウス貨幣（793/794-813）。表面は KAROLUS モノグラムと銘文 CARLVS REX FR(ancorum)、裏面はギリシア文字に音写したカールのモノグラムと銘文 ET LANG(obardorum) AC PAT(oricius) ROM(anorum)。Staatlichen Museen zu Berlin Münzkabinett (https://id.smb.museum/object/2449048/)

グラムが刻まれている。https://ikmk.smb.museum/object?id=18202481（2026 年 1 月 30 日閲覧）

[17] この貨幣改革が行われた時期の推定については Garipzanov, “Regensburg, Wandalgarius”.

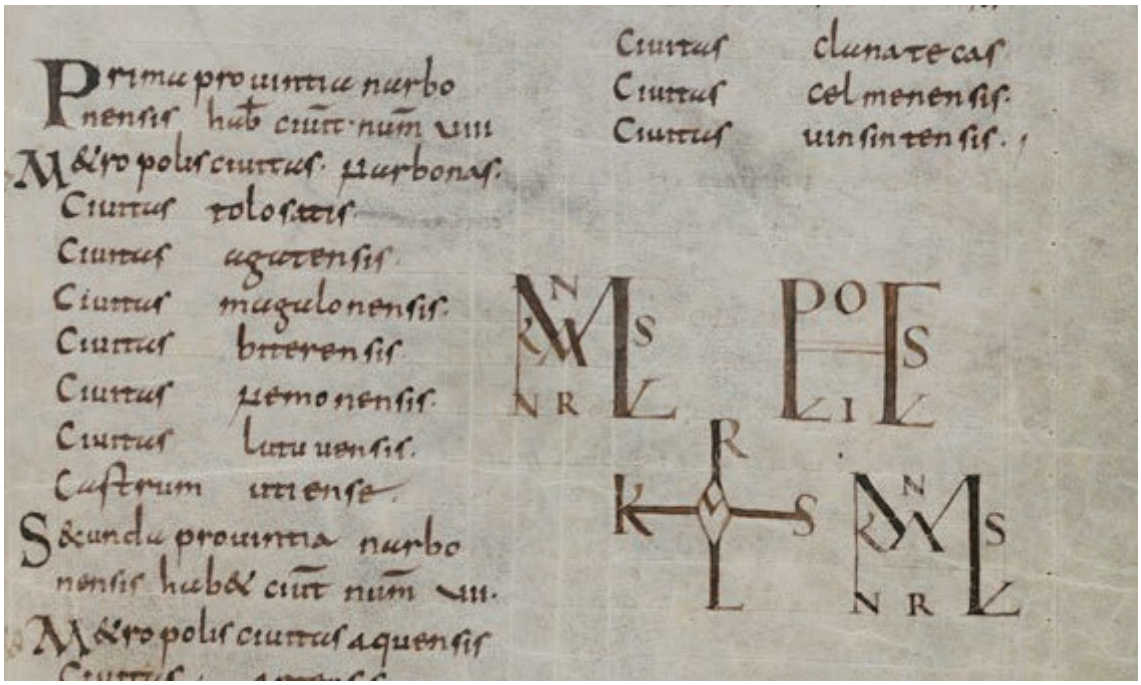
『アレマン人の法典』が収録されている[18]。このうち『西ゴート人のローマ法典』部分で２箇所、イニシアル装飾の一部としてカールのモノグラムが使われているのであるが、それらが貨幣あるいは君主文書という文脈に沿って描かれていることが興味深い。【図３】の左は貨幣の偽造に関する罰則を規定する条文の、右上は裁判官の財産横領抑止を規定する条文のイニシアル装飾であり、それぞれ貨幣の意匠としてのモノグラム、文書に付される印章の意匠としてのモノグラムを表現しているように見える。

ただし後者についての話は単純ではない。まずこれが文書に付される印章だったとしても、当時通例だった文書の一部に切れ込みを入れて付着させるものではなく、フランク君主の文書ではごく限られた機会にしか用いられなかった紐ないし羊皮紙片でぶら下げるタイプのものに見える。また意匠においても、君主（とみなされた人物）の横顔を基調としていた当時の慣行とは異なっている。そうした意味でこのモノグラムを伴う表現を君主の印章と捉えるのは現実離れしていると判断されるかもしれない。しかし【図３】右下に載せたようにヴァンダルガリウスは手稿本の最終頁、コロフォンの



【図 3】St. Gallen, Stiftsbibliothek, Cod. Sang. 731. 左 : p. 111、右上 : p. 113、右下 : p. 342. (http://www.e-codices.ch/en/csg/0731/)

[18] https://www.leges.uni-koeln.de/mss/handschrift/st-gallen-sb-731/（2026年1月30日閲覧）

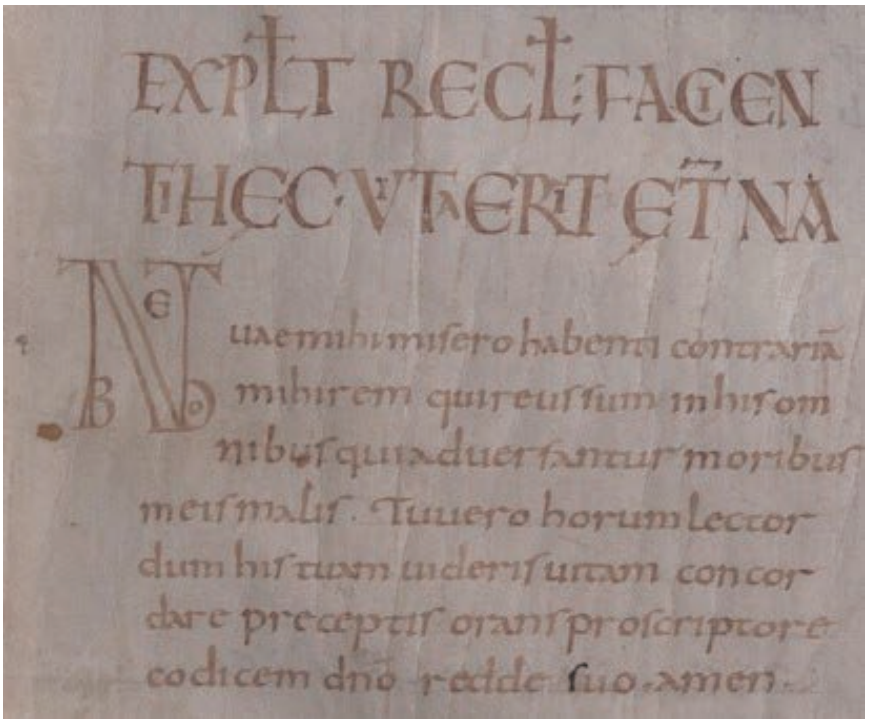


【図 4】St. Gallen, Stiftsbibliothek, Cod. Sang. 397, p. 51. (https://www.e-codices.ch/en/list/one/csg/0397)

末尾に、当時の文書によく見られた下署記号を書き込んでおり、文書慣行に詳しかったか、少なくともそれに関心を持っていた人物であると考えらえる。だとすれば、カールが君主文書の新たな要素として導入してから20年ほど経過し王の権威・権力を表象する象徴として定着したカールのモノグラムを、君主の横顔の代わりに印章の意匠とし、君主文書における2つの認証手段であるモノグラムと印章を1つにまとめ合わせることで、君主文書そのものを象徴的に表象したということ、あるいはさらにそれを通じて発揮される君主の権威、行使される君主の権力を、法集成の中に表現したということも十分に考えられるだろう。他方、前者のイニシアルQは、先に紹介したカールの貨幣の意匠、すなわち彼が792年ないし793年頃に行った貨幣改革の結果生み出された新しい意匠と一致している。ヴァンダルガリウスが、すでによく知るところとなっていた文書中の君主の表象が彼も目にしたであろう貨幣の意匠として採用されたことにおそらくポジティブな衝撃を受け、さっそくイニシアル装飾の中に取り入れたのであろうことが想像される[19]。

もう1点、君主のモノグラムが紙面に描かれた手稿本を挙げよう。君主文書中のモノグラムの利用を管理する側の事例である。ここに示すのはザンクト・ガレン修道院長、そして東フランク王ルートヴィヒの宮廷礼拝堂長にして文書発給責任者であったグリマルドの個人的な手引書の1ページである。このページに記載されているのは『ガリア要覧（*Notitia Galliarum*）』の末尾にあたるが、ページ右下の余白にグリマルドと思われる人物がルートヴィヒとその3人の息子たち（カールマン、ルートヴィヒおよびカール）のモノグラムを書き込んでいるのである【図4】。ルートヴィヒとその同名の息子のモノグラムはその父ルートヴィヒ敬虔帝と同じもので問題なく、カールのそれもカール大帝のものを模倣すれば良い。他方、カールマンに関しては KARLOMANNUS と KARLMANNUS の2通りのモノグラムが書き込まれている。カール大帝によるモノグラム導入以降に統治を担った「カールマン」は未だおらず、それゆえこの東フランク王国のカールマンのモノグラムをどの

[19] Compare Garipzanov, “Regensburg, Wandalgarius”; Davis & Kitzinger, “Book composition”.



【図 5】München, Bayerische Staatsbibliothek, Clm 28118, 18r.
(http://mdz-nbn-resolving.de/urn:nbn:de:bvb:12-bsb00054966-6)

ような意匠にすべきか確定していなかったのだろうか。いずれにせよ、グリマルドが所有していた実用的な手引書に君主たちのモノグラムの図案が書き込まれているのは、文書発給の責任者という彼の職務ゆえであったと考えられる[20]。

3. 手稿本の中の多様なモノグラム

手稿本の中に我々が見出せるのは君主のモノグラムだけではない。以下に挙げるのは手稿本の編纂者のモノグラムである。

ルートヴィヒ敬虔帝の下で修道改革を主導したアニアーヌのベネディクトゥスは、地中海世界の東西で書かれたさまざまな修道規則を収集し、1冊にまとめている。最初に収録されているのはヌルシアのベネディクトゥスの修道規則であり、彼はこの規則に最大の価値を置いているが[21]、その直後、コロフォンによく見られるような謙遜表現と、読者に対して筆者たる自身のための祈りを求める文言を挿入している[22]。その冒頭に、【図5】に見られるようなモノグラムが添えられているのである。ガリプザノフは、この「あとがき」に見られる謙遜した態度とは裏腹に、読者はこのモノグラムの形状から、当時の皇帝ルートヴィヒに最も近い助言者たるベネディクトゥスの権威を読み取ったであろうと述べている[23]。しかし忘れてはならないのは、直前に書かれているのは上述のように、*Explicit regula. Facient haec vita erit aeterna*（「戒律の終わり。これをなすものに永遠の命あれ」）という跋文とともに終わるヌルシアのベネディクトゥスの戒律である。この与格とも奪格とも読めるBENEDICTOのモノグラムは、6世紀と9世紀、2人のベネディクトゥスの双方に属するも

[20] Garipzanov, *Graphic signs*, pp. 262f.

[21] Cf. Diem, “Monastic rules”; Diem & Rousseau, “Monastic rules”.

[22] München, Bayerische Staatsbibliothek, Clm 28118, 18r (http://mdz-nbn-resolving.de/urn:nbn:de:bvb:12-bsb00054966-6): (Mongram: *BENEDICTO*) *uae mihi misero habenti contrariam mihi rem, qui reus sum in his omnibus, qui aduersantur moribus meis malis. Tu uero horum lector, dum his tuam uideris uitam concordare preceptis, orans pro scriptore codicem domino redde suo tuo amen.*

[23] Garipzanov, *Graphic signs*, p. 262.



【図 6】Autun, Bibliothèque municipale, S 19 (19 bis), fol. 8v. (https://arca.irht.cnrs.fr/ark:/63955/md999593v26z)

のとも解釈できるのではないだろうか。

ガリプザノフが同様に手稿本編纂者のモノグラムから権威性を読み取っている事例が、ヘルメリクスのモノグラムである。9世紀半ば頃、ザンクト・ガレン修道院ないしはライヒェナウ修道院で作成されたと考えられている、プリュムのワンダルベルトゥスの殉教録を含む手稿本は、王（東フランク王ルートヴィヒと考えられる）に修道士が書冊を献呈する挿絵が冒頭に描き込まれており、30葉に渡ってこの聖人伝が続く間にはさらに12点の挿絵がページ大で差し込まれている、豪華な書冊である。注目すべきはその第31葉裏で、左の十字を組み合わせたモノグラムがヘルメリクス（あるいはヘルムリクス）の名を示し、右は SCRIPSIT のモノグラムであるため、2つ合わせて下署のような機能をも果たしている[24]。ガリプザノフはヘルメリクスという名が東フランク社会において比較的上流の家系において使われていた名前であるという推定に基づいた上で、このモノグラムに、王に献上されるべき豪華本を作成したヘルメリクスの自意識の発露を見てとっている[25]。

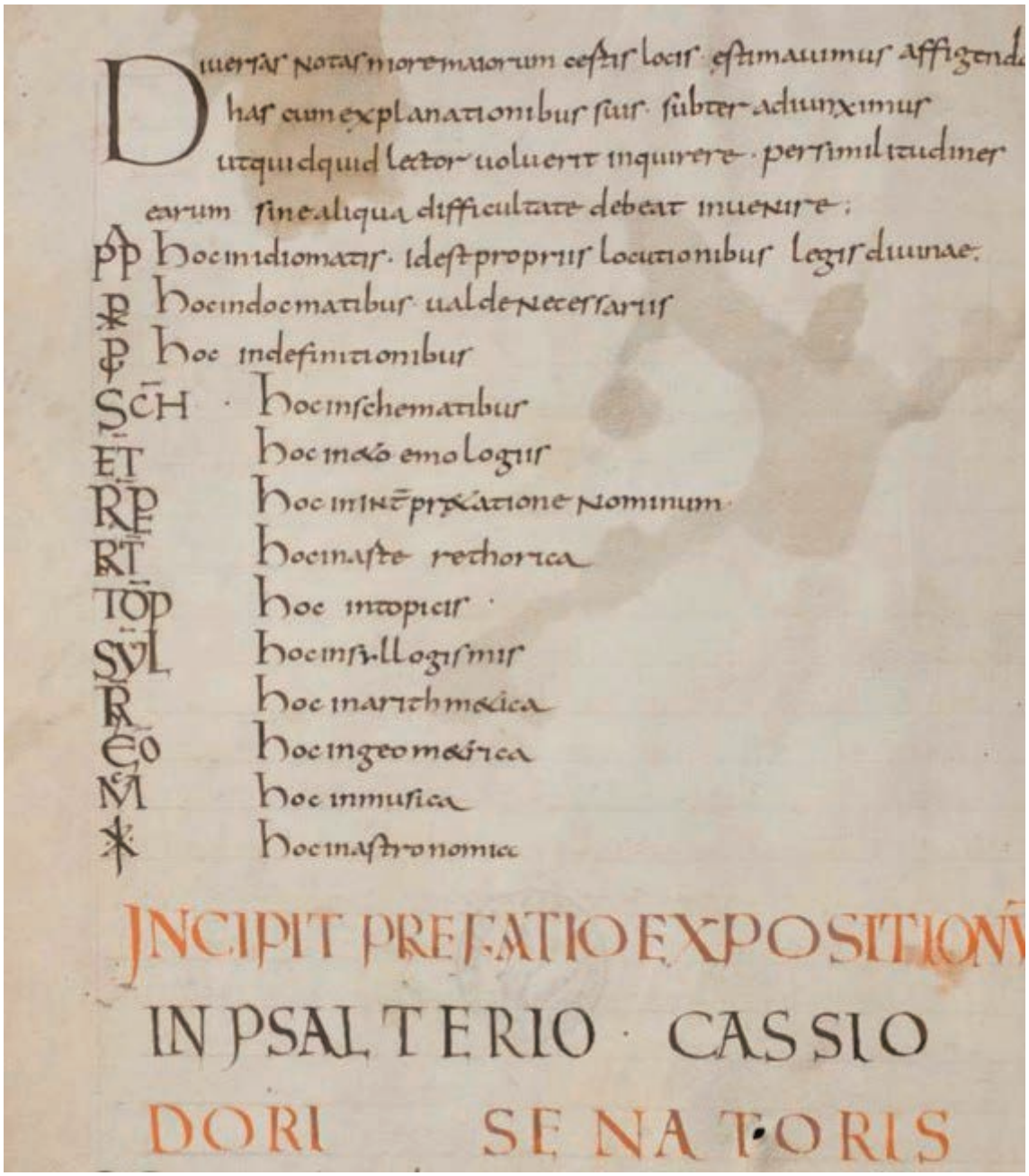
ところで手稿本に書き込まれたイニシアル装飾の中にも文字の組み合わせが見られる。ガリプザノフはこれもモノグラム研究の文脈で分析しているのだが、カロリング期におけるこうした装飾の代表例として挙げられているのは秘蹟書に見られるミサの序唱の一部 vere dignum を短縮し連結した VD である【図6】[26]。十字架をも象徴的に示し得るこうした装飾については安藤さやかによる論考もあるため解釈には立ち入らないが[27]、ここまでに紹介したモノグ

[24] Vatican, Biblioteca Apostolica Vaticana, MS Reg. lat. 438, fol. 31v (https://digi.vatlib.it/mss/detail/Reg.lat.438)（2026年1月30日閲覧） 重要な事例ではあるが、残念ながら本誌に画像を掲載することは能わなかった。

[25] Garipzanov, *Graphic signs*, pp. 276-278.

[26] Garipzanov, *Graphic signs*, pp. 243-255.

[27] 安藤「西欧初期中世秘跡書写本」。

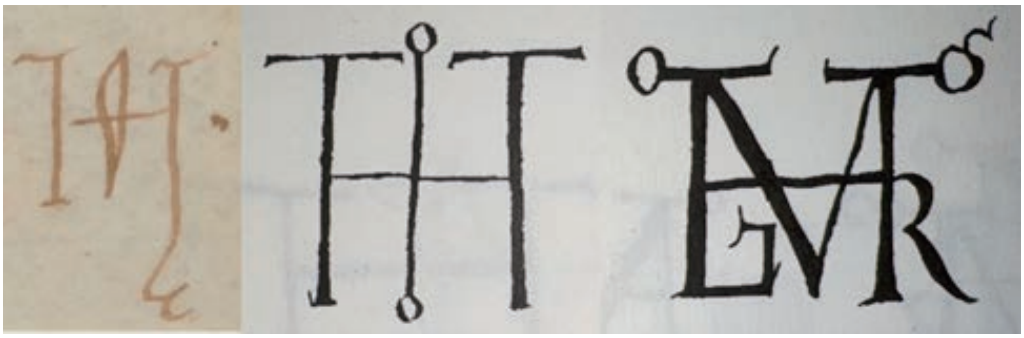


【図 7】Wolfenbüttel, HAB Cod. Guelf. 4 Weiss, fol. 1v
(http://diglib.hab.de/mss/4-weiss/start.htm?image=00006)

ラムとの対比において意識しておくべきことは、イニシアル装飾における組み合わせ文字はあくまでイニシアルとしての機能を果たさなくてはならなかったことである。すなわちこれは文章の一部なのであって、象徴的な意味についてはグラフィカシーが求められたとしても、原文そのものの解読においては、その他のモノグラムに比して容易でなければならなかったはずである。

さて初期中世ヨーロッパで作成された手稿本に見られるモノグラムは、ここまで述べてきたような象徴的・美的な演出を担うものに留まらない。当時の書字文化において、文字の組み合わせとしてのモノグラムは、実践的な機能をも果たしていた。ここでは内容指示記号と nota 記号について述べておきたい。

内容指示記号は、テクストの構造や内容を把握しやすくするために使われたものである。【図 7】に示すのは 9 世紀前半の手稿本に収録されたカッシオドルスの『詩篇註解』の例であ



【図 8】Paris, Bibliothèque nationale de France, Lat. 9654, fol. 65r (https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b10548477k); 右：オットー 2 世のモノグラムのサンプル。a) が王として、b) が皇帝として発給した文書に付されていたもの。（出典：Rück, *Bildberichte vom König*, p. 111）

る。序文においてカッシオドルスは、本文において使用している記号 *notae* 13 点について説明している。彼は「偉大な先人に倣って *more maiorum*」本文各所で扱われている内容を分類して示すために記号を使用しており、この記号を探すことで読者は目的とするテーマの文章を見つけられるはずだと述べ、記号を一覧化している。例えば、極めて重要な教義に関わる箇所にはカイ・ロー（☧）の記号＝モノグラム、算術に関わる部分は arithmetica の A、R、y を組み合わせたように見えるモノグラム、幾何学的な内容部分の横には geometrica の Geo のモノグラムといった具合である[28]。同じ手稿本の欄外各所にこれらの記号が書き込まれており、このテクストが筆写された 9 世紀においてもこうした記号が機能していたことを窺わせる[29]。

これと並んで言及すべき手稿本中の欄外記号が nota 記号である。noto の命令形 nota（「注意せよ」）の合字として生じたこの記号も、モノグラムの一種と言える。手稿本の読者・利用者が書き付けていったと考えられるこの記号の形状は多様であり、NT のみの組み合わせから、Nota の 4 文字全てを組み合わせる場合もあった[30]。その多様性ゆえに、いくつかの手稿本の注記者の特定も試みられている[31]。しかしここで紹介しておきたいのは、無名読者によって、しかも 10 世紀末ないし 11 世紀初頭に作成された手稿本につけられた nota 記号である。当該の手稿本は、『サリカ法典』ほか各ゲンスの法、さらには「カピトゥラリア」のコンピレーションなどカロリング期のフランク王国においてアクチュアルな意味を持った法や規範を集成した参考書であるが、手稿本作成当初からその利用の過程で多くの nota 記号が欄外に追記された[32]。興味深いのは最も頻繁に登場する nota 記号の形である。【図 8】に示すように H 型をしているが、この形態は、ステーノヴァが列挙した 88 点の事例の中に類似例を見出せない

[28] Teeuwen, “Die Ränder der Handschrift“, pp. 72f. Garipzanov, *Graphic signs*, pp. 299-301 はカロリング期においてカイ・ローやイオタ・カイなど後期古代に流行したクリストグラムの利用が、カロリング期には退潮傾向に入り、ここで紹介したような書記用の記号など用途が限定されるようになったと述べている。注記記号としてのカイ・ローや、次に扱う nota 記号など、初期中世の書字文化における注記記号一般については Steinová, *Notam superponere studui* を参照。同書の付録部分に、ここで取り上げたカッシオドルスの記号一覧に対する 9 世紀の註解テクストの校訂版が収録されている。*Ibid*., pp. 229-233.

[29] ステーノヴァによれば、同じカッシオドルスのテクストを収録した München, Bayerische Staatsbibliothek, Clm 6253 は、欄外にカイ・ロー記号のイシドルス流の定義を追記している。Steinová, *Notam superponere studui*, pp. 15-17

[30] Steinová, *Notam superponere studui*, pp. 261-266 は 88 点の nota 記号の画像を掲載している。

[31] フェリエールのルプス、ランスのヒンクマール、ヴェローナのラテルらの nota 記号については、Steinová, *Notam superponere studui*, p. 164 n. 57 に挙げられた文献を参照。ルプスの他、彼の弟子オーセールのヘイリクスやリヨンのフロルスの nota 記号を含む注記については Teeuwen, “Three annotated letter manuscripts”.

[32] この手稿本については「カピトゥラリア」編纂プロジェクトのウェブサイトの記事を参照。https://capitularia.uni-koeln.de/mss/paris-bn-lat-9654/（2026 年 1 月 30 日閲覧）この手稿本中の nota 記号の使用状況については Trump, “Handschrift des Monats August 2018” を参照。

ものである[33]。他方で形態的類似性を見せるのは、手稿本作成時に少し遡る時期、作成地と推測されているメッスを支配下に置いていたオットー朝の君主たちのH型モノグラムである。OTTOの4文字を配したこのモノグラムとH型nota記号との類似性から、立法者としてのフランク王を称揚するような構成をとるこの手稿本に注記をつけるにあたり、注記者が同時代の王のモノグラムを想起した可能性は、排除できないのではないだろうか[34]。

4. 文字が訴えかける力

最後に再びガリプザノフの研究に戻ろう。彼が分析した史料の1つに、806年におそらくフルーリー修道院で制作されたヒエロニムス『エレミヤ書註解』の手稿本の奥付けがある(【次頁図9】)。ページ左上にあるモノグラムは手稿本制作を依頼した女子修道院長の名を示しており[35]、それだけでも本稿で紹介する意味のある事例なのだが、続く文章の書き方がいっそうの興味をひく。すなわちギリシア文字、アエティクス文字[36]、ルーン文字、そしてラテンアルファベットを用いて制作事情が物語られているのである。ラテン文字部分のうち読者に語りかける部分が、母音をアルファベット順で次に来る子音で置き換えるという手法で暗号化されていることも加味すると、コロフォン全体を解読するのは至難の業だったはずである。実際、時期は不明であるものの、ラテン文字以外の部分にはルビが振られている。しかしガリプザノフは、この手稿本を作成したアガンベルトゥスは、制作依頼者の女子修道院長がこのコロフォンを読み解くこと、メッセージの隠匿の術を楽しんでくれることを期待していたと述べる。確かにそうした期待がなければ、読み手に対しアガンベルトゥスのために祈るよう求める一文を暗号化するはずがないだろう[37]。その上で付言しておきたいのは、1ページ全体を使ったこの娯楽的暗号メッセージの構成・演出において、モノグラムやAMEN、AMORの回文、アガンベルトゥスの名前の十字型および逆順の文字配置など、文字の空間的配置を操作することと、ギリシア文字やルーン文字、そしてアエティクス文字などフランク世界において非日常的な、エキゾチックな文字の使用とが、並列しているということである。このとき、後者の文字群は、単にメッセージを隠匿するだけでなく、その非日常性のみによってすでに演出効果を持っているが[38]、これらの文字を判読できる読者に対してはさらに、内容おいては一般的なコロフォンの紙面に異化効果のようなものも生み出しているとは考えられないだろうか。先に挙げたギリシア文字版のカールのモノグラムも合わせて考えると、異言語に属する文字もまた、リテロ＝グラフィカシー研究の素材とし得ることを指摘しておきたい。

おわりに

冒頭で述べたように本稿では、リテロ＝グラフィカシー研究の開始にあたり、カロリング期におけるモノグラムの利用状況あるいはモノグラ

[33] Steinová, *Notam superponere studui*, pp. 261–266.

[34] ただし、制作地と目されているのはメッスのサン・ヴァンサン修道院であるが、この時期にオットー朝の王から文書を受給した記録は1件しかない。すなわち983年にオットー2世から保護状を受給しているのであるが、残念ながら原本は伝来していない。*Die Urkunden Otto des II.*, no. 313, pp. 369f. いずれにせよこの時期オットー2世は皇帝であり、OTTOのみならずIMPERATORも組み合わせられたモノグラムを使用していたため、直接の着想源にはなり得なかっただろう。

[35] このモノグラムについてはGaripzanov, *Graphic signs*, pp. 260–262を参照。なおモノグラムによって隠匿された彼女の名前の解読法について研究者間の合意はできていない。

[36] Cf. Löwe, “Aethicus Ister und das alttürkische Runenalphabet”.

[37] Garipzanov, “Graphic ciphers”, pp. 410–413.

[38] ガリプザノフは、この事例のようにラテン文字をエキゾチックな文字で置き換えるというやり方は、暗号書記法の一形態であるにとどまらず、写字生の卓越性を示すものとして、9世紀にはいくつかの修道院で人気になり実践されたと述べている。Garipzanov, *Graphic signs*, p. 278.



【図 9】Valenciennes, Bibliothèque municipale, MS 59, fol. 181v.
(https://arca.irht.cnrs.fr/ark:/63955/md63fx71bz8g)

ムの社会的偏在状況の見取り図を描くため、まずはガリプザノフがその研究で取り上げたものを中心に素材を紹介してきた。本稿を終えるにあたって、現状で確認できる点、そして今後考察を進めていくべき点をいくつか指摘しておきたい。

まずはモノグラムの基本的な機能として権威の発信やアイデンティティの主張が認められるということである。こうした機能はとりわけ君主のモノグラムに認めやすいが、これがうまく機能した場合、すなわち周囲の人々によってその権威が受け止められた場合、このやり方（モノグラムの用法）が模倣される、という構図が指摘されている。また判読可能な集団が限られていること自体が持つ積極的な意味、モノグラムの記号としての着想源泉、モノグラムが持っていた演出的機能についてもガリプザノフらによってすでに研究が進んでいる。しかしモノグラムの読み解きが可能な集団の限定性は、カロリング小文字の創出に見られるような、書き文字の判読性向上を目指す当時の社会傾向とは相反しているようにも思われる。また、モノグラムに使われる書体としてはカピターリス・モヌメンターリスが最も頻繁であるように見えるが、書体や文字自体への同時代的関心のあり方とモノグラム文化との関係性について掘り下げていくことも可能だろう。こうした点を今後のリテロ・グラフィカシー研究の課題として提案しつつ、本稿を終えることにしたい[39]。

[39] 本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（B）「リテロ＝グラフィカシーを展開軸とする中世視覚認識論の構築」（研究代表者：千葉敏之、研究課題番号：25K00486）による研究成果の一部である。

【参考文献】

Chartae Latinae Antiquiores, vol. 19 (France VII), ed. by .Helmut Atsuma, Jean Vezin & Robert Marichal, Dietikon – Zurich, 1987.

Jennifer R. Davis & Beatrice E. Kitzinger, “Book composition and the law in the Wandalgarius codex”, in: *I Franchi* (Settimane di studio della Fondazione Centro italiano di studi sull’alto Medioevo 69), Spoleto, 2023, 1319–1354.

Albrecht Diem, “Monastic rules”, in: Philip L. Reynolds (ed.), *Great Christian jurists and legal collections in the first millennium* (Law and Christianity), Cambridge et al., 2019, 214–236.

Albrecht Diem & Philip Rousseau, “Monastic rules (fourth to ninth century)”, in: Alison I. Beach & Isabelle Cochelin (eds.), *The Cambridge history of medieval monasticism in the Latin West*, vol. 1, Cambridge et al., 2020, 162–194.

Wilhelm Erben, *Die Kaiser- und Königsurkunden des Mittelalters in Deutschlands, Frankreich und Italien. Mit einer Einleitung von Oswald Redlich* (Handbuch der mittelalterlichen und neueren Geschichte Abt. IV, I. Teil), Munich – Berlin, 1907.

Ildar H. Garipzanov, “Metamorphoses of the early medieval signum of a ruler in the Carolingian world”, in: *Early Medieval Europe* 14-4 (2006), 419–464.

Ildar H. Garipzanov, *The symbolic language of authority in the Carolingian world (c.751-877)* (Brill’s series on the early Middle Ages 16), Leiden – Boston, 2008.

Ildar H. Garipzanov, “Regensburg, Wandalgarius and the novi denarii: Charlemagne’s monetary reform revisited”, in: *Early Medieval Europe* 24-1 (2016), 58–73.

Ildar H. Garipzanov, *Graphic signs of authority in late antiquity and the early Middle Ages, 300-900* (Oxford studies in medieval European history), Oxford – New York 2018.

Ildar H. Garipzanov, “Magical *charaktêres* in the Carolingian world: A ninth-century Charm in MS Vat. lat. 5359 and its broader cultural context”, in: *Speculum* 96-2 (2021), 287–308.

Ildar H. Garipzanov, “Late antique and early medieval monograms: From producers’ marks to liminal graphic devices”, in: John Bodel & Stephen Houston (eds.), *The hidden language of graphic signs*, Cambridge et al., 2021, 199–213.

Ildar H. Garipzanov, “Graphic ciphers and the early medieval practices of collectio and concealment”, in: Sinéad O’Sullivan/Ciaran Arthur (eds.), *Crafting knowledge in the early medieval book. Practices of collecting and concealing in the Latin West* (Publications of the Journal of Medieval Latin 12), Turnhout 2023, 409–438.

Theo Kölzer, “Ein „Neufund“ zur merowingischen Diplomatik”, in: Jürgen Petersohn (ed.), *Mediaevalia Augiensia. Forschungen zur Geschichte des Mittelalters* (Vorträge und Forschungen 54), Stuttgart, 2001, 3–12.

Die Urkunden der Merowinger, ed by Theo Kölzer (Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica), Hanover, 2001.

Heinz Löwe, “Aethicus Ister und das alttürkische Runenalphabet”, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 32 (1976), 1–22.

Mark Mersiowsky, *Die Urkunde in der Karolingerzeit. Originale, Urkundenpraxis und politische Kommunikation* (Monumenta Germaniae Historica. Schriften 60), Wiesbaden, 2015.

Peter Rück (ed.), *Mabillons Spur. Zweiundzwanzig Miszellen aus dem Fachgebiet für Historische Hilfswissenschaften der Philipps-Universität Marburg zum 80. Geburtstag von Walter Heinemeyer*, Marburg 1992.

Peter Rück, *Bildberichte vom König: Kanzlerzeichen, königliche Monogramme und das Signet der salischen Dynastie* (elementa diplomatica 4), Marburg, 1996.

Peter Rück (ed.), *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik* (Historische Hilfswissenschaften 3), Sigmaringen, 1996.

Theodor Sickel, *Acta Karolinorum digesta et enarrata. Die Urkunden der Karolinger*, vol. 1: Lehre von den Urkunden der ersten Karolinger (751-840), Vienna, 1867.

Die Urkunden Otto des II., ed. by Theodor Sickel (Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser: Diplomata regum et imperatorum Germaniae 2,1), Hanover, 1888.

Evina Steinová, *Notam superponere studui. The use of annotation symbols in the Early Middle Ages* (Bibliologia 52), Turnhout, 2019.

Mariken Teeuwen, “Three annotated letter manuscripts: scholarly practices of religious Franks in the margin unveiled”, in: Rob Meens (ed.), *Religious Franks. Religion and power in the Frankish kingdoms. Studies in honour of Mayke de Jong*, Manchester, 2016, 221–239.

Mariken Teeuwen, “Die Ränder der Handschrift als Spiegel des mittelalterlichen Geistes: Die karolingische Zeit”, in: Patrizia Carmassi & Christian Heitzmann (eds.), *Marginalien in Bild und Text. Essays zu mittelalterlichen Handschriften* (Wolfenbütteler Forschungen 156), Wiesbaden, 2019, 61–77.

Telma: Chartes originales antérieures à 1121 conservées en France (https://telma.irht.cnrs.fr/outils/originaux/index/).

Dominik Trump, “Handschrift des Monats August 2018: Paris, BnF, Lat. 9654”, in: *Capitularia. Edition der fränkischen Herrschererlasse*, redacted by Karl Ubl and his team, Cologne, 2014ff. (URL: https://capitularia.uni-koeln.de/blog/handschrift-des-monats-august-2018/)

安藤さやか「西欧初期中世秘跡書写本の装飾イニシアル」大貫俊夫／赤江雄一／武田和久／苅米一志編『修道制と中世書物：メディアの比較宗教史に向けて』八坂書房、2024年、69–102頁。

菊地重仁「初期中世ヨーロッパ政治史への『文書形式学的』アプローチ：定型表現の形成・変遷とその意義について」『史苑』75-2 (2015)、175–202頁。

中・後期ビザンツのリテロ＝グラフィカシー ──印章モノグラムとイコンを題材に──

Litero-Graphicacy in Middle and Late Byzantium: Seal Monograms and Icons as Case Studies

草生　久嗣
KUSABU Hisatsugu

大阪公立大学大学院文学研究科
Osaka Metropolitan University, Graduate School of Literature and Human Sciences

著者抄録

本稿は、古代末期から中・後期ビザンツにかけての東地中海世界におけるグラフィック・サイン、とりわけモノグラムとイコンのグラフィックを中心とするリテロ＝グラフィカシー研究の可能性を検討することを目的とする。ビザンツ研究においては、管見の限り、リテロ＝グラフィカシーという視座からグラフィック・サインを総合的に扱った成果は見当たらない。そこで本稿では、西欧ラテン中世で展開されてきたリテロ＝グラフィカシー研究の視座が、ビザンツ世界にも適用しうるのかを問い、そのための題材と論点を整理する。 具体的には、ユスティニアヌス期を代表とする後期ローマ・初期ビザンツ期の状況と対比しつつ、9～10 世紀以降の中期ビザンツに残された印章のモノグラムやイコン、ならびに文書様式に用いられた認証句（legimus や -logos）、発行者像を取り上げ、それらの継承と変容のあり方を検討する。印章や貨幣に刻まれるイコンを、文字情報と同様にグラフィックな「アイコン」として捉える視点は、従来のイコノグラフィーや宗教芸術としてイコンを扱う枠組みとは異なる分析の可能性を提示するとともに、現代のデジタル・リテラシーの状況に照らしても示唆的である。

Summary

This article aims to explore the potential of research on *litero-graphic literacy* by focusing on graphic signs in the eastern Mediterranean world from Late Antiquity through the middle and late Byzantine periods, with particular emphasis on monograms and the graphic use of icons. Within Byzantine studies, to the best of my knowledge, there has been no comprehensive treatment of graphic signs from the perspective of litero-graphic literacy. Accordingly, this article asks whether the perspectives developed in studies of litero-graphic literacy in the Latin medieval West can be applied to the Byzantine world, and it seeks to clarify the materials and issues appropriate to such an inquiry.

More specifically, by contrasting the situation of the Late Roman and early Byzantine periods, represented by the age of Justinian, with later developments, this study examines monograms and icons preserved on seals from the ninth and tenth centuries onward in the middle Byzantine period. It also considers validation formulas used in documentary practice (such as *legimus* and *-logos*) and images of issuers, in order to trace how these graphic signs were transmitted and transformed over time. Viewing icons engraved on seals and coins as graphic "icons," comparable to written signs, allows for an approach that differs from studies treating icons mainly as objects of iconography or religious art. This approach also offers useful points of comparison with modern forms of digital literacy, in which textual and visual information are closely intertwined.

キーワード
ビザンツ帝国　モノグラム　印章　貨幣　金印勅書

Keywords
Byzantine Empire; monogram; seal; coinage; icon; chrysobull

原稿受理日：2026.1.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 147–159.

目　次

はじめに
1. 初期ビザンツにおけるモノグラム
2. トゥルロー公会議（692 年）
3. グラフィックへの関心──ネガティブな断絶か、ポジティブな転換か──
4. モノグラムから「グラフィック・イコン」へ
結語──ビザンツ的リテロ＝グラフィカシーの射程──

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

はじめに

古代末期の東地中海世界におけるグラフィック・サイン、とくにモノグラムを中心とするリテロ・グラフィカシー研究の題材として、ガリプザノフは、ハギア・ソフィア聖堂の列柱キャピタル装飾に着目し、ユスティニアノス（在位527–565年）およびテオドラのモノグラムが権勢誇示に大きな役割を果たした旨論じている。しかしながら、ガリプザノフは古代末期以後の展開について、初期西欧中世へと視点を移し、ビザンツに関しては6世紀以降の検討に及んでいない[1]。また、ビザンツ研究の中でも管見の限りでは、リテロ＝グラフィカシー論についていまだ総合的な成果も見られない。そこでリテロ＝グラフィカシー研究をさらに展開するにあたり、西欧ラテン中世において行われていく分析が、ビザンツ世界においても成立しうるのか、また成立するとすれば、どのような題材がその分析に適合し、どのような特長を備えるのかを問うところから始める必要があるように思われる。題材の整理や論点の開示、テーマとしての展望を示すことが、本稿の役割といえる。

初めに時代区分の「中・後期ビザンツ」について説明をしておきたい。本稿での「中・後期」は10〜11世紀に最盛期を迎える7世紀以降を指し、いわゆる「古代末期・初期ビザンツ・ビザンツ前期」のように複数の名で呼ばれる時期と対比させる便宜上の区分とする。そのため政治史や文化史上での区分と必ずしも重なるものではない。そもそもビザンツ史における時代区分は、一致した理解が得られているわけではなく、研究者や分野ごとの見解の相違が顕著である[2]。一般的な理解では、330年のコンスタンティノープル開都をもってビザンツ時代の起点とし、大城壁の建設やローマ法編纂が進められたテオドシウス2世代（在位408–450年）を、いわゆる古代末期（後期ローマ）の中心の時代として把握しつつ、ユスティニアヌスによるハギア・ソフィア再建や法典結集事業までを、初期ビザンツとして位置付けることが多い[3]。ただしユスティニアヌスの6世紀が、いわゆる「再征服」によってローマ帝国が一時的にかつての大帝国の姿を取り戻した最後の機会であった点を考慮すれば、ユスティニアヌスを「最後のローマ皇帝」とみなし、また「最初のビザンツ皇帝」とする理解にも一定の妥当性があるだろう。しかしながら、Oldenbourg歴史研究教科書シリーズのビザンツ巻を任されたP・シュライナーは、ユスティニアヌス帝の没後から「ビザンツ」の時代とし、それ以前をビザンツ前期Praebyzantinische Periode（324–565）として分ける見解を堅持している[4]。

この古代末期からの時期は、混淆した異教文化とキリスト教文化が共存しせめぎあう時代であり、H・マグワイアほか研究者たちが指摘しているように、当時異教的サインは豊かに用いられ、ユスティニアヌスのモノグラムへと伝統が連なっている[5]。その後グラフィック・サインの伝統はどのように継承されたのか、あるいはされなかったかを検討する枠組みとして「中・後期」

[1] I. Garipzanov, *Graphic Signs of Authority in Late Antiquity and the Early Middle Ages, 300–900*, Oxford University Press, 2018, pp. 160–196; Ibidem, “Late Antique and Early Medieval Monograms: From Producer’s Marks to Liminal Graphic Devices,” in *The Hidden Language of Graphic Signs: Cryptic Writing and Meningful Marks*, edited by John Bodel and Stephen Houston, Cambridge University Press, 2021, pp. 199–212.

[2] 井上浩一「ビザンツ帝国史の時代区分」金澤周作監修、藤井崇ほか編『論点・西洋史学』ミネルヴァ書房、2020年、62–63頁。

[3] フランツ・ティンネフェルト著、弓削達訳、『初期ビザンツ社会──構造・矛盾・緊張』岩波書店、1984年。原著（1977年）のタイトルは Die frühbyzantinische Gesellschaft. Struktur, Gegensätze, Spannungen。

[4] P. Schreiner, *Byzanz 565–1453* (Oldenbourg Grundriss der Geschichte 22, 4th ed.), Oldenbourg, 2011, p. 4.

[5] 古代末期から初期ビザンツにかけての作品の異教的・魔術的要素については、H. Maguire, “How Did Early Byzantine Ornament Work?”. in Garipzanov et alii eds., *Graphic Sign of Identity, Faith, and Power*, 2017, pp. 223–253; Maguire ed., *Byzantine Magic*, Dumbarton Oaks, 1995.

を設定したい。ただし厳密には後期、とくにパレオロゴス期は十字軍以降のラテン西欧との翻訳や外交交渉での知的交流が盛んとなり、中世ヨーロッパの文書伝統の流入もあることから中期とはまた異なったフェーズとして独自に論ずべきであるが、この段階の検討は別の機会に譲りたい[6]。本稿では、ユスティニアヌス期を代表する状況との相違点を明確にするために、時代的には9～10世紀以降に残された中でのクリストグラムやモノグラムそして文書様式において用いられるグラフィック・サイン（ロゴスやレギムスなどの認証句や祈念像や発行者のイコン）を中心に取り上げる。

1. 初期ビザンツにおけるモノグラム

東地中海世界では、ギリシア語モノグラムは早くから作成され、広く用いられていた[7]。そのアルファベット大文字体系はその造形に適していたと考えられている。モノグラムは、見る者に強い視覚的印象を与える一方で、人間関係や文化的コードを踏まえなければ直ちに正確には解読できない仕組みをもっていたことから、公共建築の建材、書面、印章において、個人名や祈願文言を記号化・暗号化して示すために用いられた[8]。また、アミュレットや護符、あるいは儀式における願文・呪符の代替として、個人でも使用されている。キリスト教社会におけるグラフィック・サインとしては、もともとイエス・キリストの「神の子」「救世主」を意味する頭字語（ΙΧΘΥΣ、魚の意味）を内包する魚の図案や、八輻車輪（ΙΧΘΥΣ のモノグラムとされる）、XP（カイ・ロー）のクリストグラムやスタウログラムなどが、キリスト教以前からの造形要素（十字文）を用いながら、定着していったことも知られている[9]。とくにカイ・ローはキリスト教ローマの軍旗にラバルムとして象徴的にあしらわれ、コンスタンティヌスの聖十字顕現の伝承とともに知られている。

モノグラムは有意な意匠として次第に複雑さを増し、それまでカイ・ローのように二、三文字を省略的に組み合わせた単純な合字のモノグラムが、発行者名の綴り全体を織り込み、読み方にも工夫を要する造形へと変化している。ハギア・ソフィアの列柱キャピタルには、献堂者名であるユスティニアヌスおよびテオドラの存在を効果的に示す配置として、複雑な造形のモノグラムが用いられている。ガリプザノフがハギア・ソフィアと並ぶビザンツ例として取り上げているのは、文書や書簡に付された金属製印章のモノグラムである。初期には方形に文字を組むブロック型モノグラムが用いられたが、7世紀頃より十字型モノグラムが主流となった[10]。

モノグラムを伴う金・銀・鉛製の指輪や印章は、考古学的にはその所有者・発行主情報か

---

[6] 関連動向の近業として、P. Ch. Athanasopoulos ed., *Translation Activity in the Late Byzantine World: Contexts, Authors, and Texts*, Berlin/Boston, De Gruyter, 2022.

[7] V. E. Garthausen Monogramm, *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*, vol. 31 (1933), cols. 133–143.

[8] A. Eastmond, "Monograms and the Art of Unhelpful Writing in Late Antiquity," in B. M. Bedos-Rezak, J. F. Humburger eds., *Sign and Design: Scripts as Image in Cross-Cultural Perspective (300–1600 CE)*, Washington D.C., 2016, pp. 219–235.

[9] F. J. Dölger, ΙΧΘΥΣ (Ichthys), *Der heilige Fisch in den antiken Religionen und im Christentum*, 5 vols.; 2d ed.; Münster: Aschendorfffsche Verlh., 1928–1957; repr., Oberhausen: Metzler, 1999); T. Rasimus, "Revisiting the ICHTHYS: A Suggestion Concerning the Origins of Christological Fish Symbolism," in G. H. Bull, L. Ingeborg Lied, and J. D. Turner eds., *Mystery and Secrecy in the Nag Hammadi Collection and Other Ancient Literature: Ideas and Practices, Studies for Einar Thomassen at Sixty*, Brill, pp. 327–348; I. Jacobs, "Cross Graffiti as Physical Means to Christianize the Classical City: An Exploration of their Function, Meaning, Topographical, and Socio-Historical Contexts," in Garipzanov et alii eds., *Graphic Sign of Identity, Faith, and Power*, 2017, pp. 175–221.

[10] Werner Seibt, "The Use of Monograms on Byzantine Seals in the Early Middle-Ages (6th–9th Centuries)," in *Parekbolai* 6 (2016), pp. 1–14; ibidem. Monogramm, *Realexikon zur byzanitnischen Kunst*, Vol. VI, Lieferung 44, edited by M. Restle, Stuttgart, 1999, cols. pp. 589–614.

らはたいてい切り離されて発見され、アクセサリーにされたりして、封印物との関係性が断たれているものが大半である[11]。それらはそのコレクション単位で学術機関で研究され、研究者たちによって分析されつつ、多様なモノグラム・デザインの歴史的解読が試みられてきた[12]。ダンバートン・オークス博物館には約2万点に及ぶ印章資料が収蔵されており、オンライン上で代表的なものを写真公開している[13]。

ただし、正確な解読が困難なものも多く、複数の読みが可能で確定しがたい例も少なくない。恣意的な読み込みに対する警戒もあって、従来は補助資料の位置に甘んじていた[14]。しかし印章のうち、印章主の名前が確定した例からは、プロソポグラフィ研究が進展し、官職名や家門史に関する知見が蓄積されて、文書資料の少なかったビザンツ行政史に多大な貢献を果たしている[15]。また、印章に刻まれた聖人像や祈願文を通じて、聖人崇敬の地域分布を検討する研究も行われ、近年は破損・欠損の著しい印章面を読み取るための機械的技術や素材分析の導入も進められている[16]。

2. トゥルロー公会議（692年）

しかしながら、こうして確実に初期にその使用が確認できたモノグラムやクリストグラムは、9世紀以降にはその使用頻度が著しく下がったように思われる。ユスティニアヌス以来、南イタリアやシラクサにおいては、ビザンツの行政権が及ぶ期間、文書や印章にモノグラムが用いられ、その後もある時期まで文書におけるモノグラムの使用がラテン語世界にも受け継がれていったが、これは9世紀以降のビザンツ世界の状況とは対照的である。そこでは、モノグラムに代わって、聖像や人物肖像がイコンとして表面に用いられるようになる傾向があるからである。

イコン論争の前段階、あるいは後日のイコン論争（イコノクラスム）の実質のトリガーとなったトゥルロー公会議の決定が7世紀末にあり、デザインにおけるキリスト教の強度やイコン重視の傾向が公式に定まった。同会議において採択されたカノン82は、それまで仔羊の姿で描かれてきたキリスト像を、人間の姿で表現すべきであると定めた点で、イコン文化史における重要な転換点をなしたと言ってよい[17]。

---

[11] J.-Cl. Cheynet and B. Caseau, “Sealing Practices in the Byzantine Administration,” in I. Regulski, K. Duistermaat, and P. Verkinderen eds., *Seals and Sealing Practices in the Near East: Developments in Administration and Magic from Prehistory to the Islamic Period*, Leuven–Paris–Walpole, MA, 2012; N. Oikonomides, *Byzantine Lead Seals,* DO Booklet, 1985. 印章研究は G. Schlumberger, *Sigillographie de l'empire byzantin*. Paris, 1884の頃から行われ、A. Cotsonis, *The Religious Figural Imagery of Byzantine Lead Seals I: Studies on the Image of Christ, the Virgin and Narrative Scenes* [Variorum Collected Studies Series CS1085], Abingdon–New York, 2020; J. A. Cotsonis, *The Religious Figural Imagery of Byzantine Lead Seals II: Studies on Images of the Saints and on Personal Piety* [Variorum Collected Studies Series CS1086], Abingdon–New York, 2020. 印章研究について筑波大学の村田光司氏から多くの助言を受けた。ここに記して謝意を表する。

[12] G. Zacos and A. Veglery, *Byzantine Lead Seals*, Basel, 1972の Drawings of Monograms セクションを参照。

[13] Dumbarton Oaks Online Collections: https://www.doaks.org/resources/seals.（2026年1月7日閲覧）

[14] 例えばコレクターの Robert Feind の入門書（2010）およびコレクション研究（2010）には Seibt による批判がある。W. Seibt, Jahrbuch zur österreichschen Byzantinistike, 61 (2011), pp. 253–255.

[15] Av. Cameron ed., *Fifty Years of Prosopography: The Later Roman Empire, Byzantium and Beyond*, Oxford, 2003.

[16] 印章のデジタル分析・解読についての進捗として M. T. Catalano, M. Filiosa and Cl. Sode, “Byzantine Seals from the Robert Feind Collection in Cologna: Research and Publication in the Context of the Digital Humanities,” in *Revue des Études Byzantines*, 79 (2021), 297–322; T. Rageau, L. Likforman-Sulem, A. Fiandrotti, V. Eyharabide, B. Caseau, J.-Cl. Cheynet. “Character Recognition in Byzantine Seals with Deep Neural Networks,” 2024 (https://arxiv.org/abs/2401.10741)（2026年1月4日 閲 覧 ）; V, L. Likforman-Sulem Eyharabide, L. M. Orlandi, A. Binoux, T. Rageau, Q. Huang, A. Fiandrotti, B. Caseau, and I. Bloch. “Study of historical Byzantine seal images: the BHAI project for computer-based sigillography,” in *HIP '23: Proceedings of the 7th International Workshop on Historical Document Imaging and Processing*, August 2023, pp. 49–54 (https://doi.org/10.1145/3604951.3605523)（2026年1月4日閲覧）.

[17] トゥルロー公会議（692年）カノン82 “... Χριστοῦ τοῦ Θεοῦ ἡμῶν, κατὰ τὸν ἀνθρώπινον χαρακτῆρα καὶ ἐν ταῖς εἰκόσιν

トゥルロー公会議はこの決定にとどまらず、異教時代の影響を引きずる文化、教会的・教義的に問題視されうる事物を排除しようとした会議としても知られている。冠や織物、ラバヌムの装飾イメージにおいても、かつては添えられていたモノグラムやクリストグラムが見られなくなっている[18]。また当時のユスティニアノス2世は、ビザンツ貨幣史上初めて、自らが発行する金貨の表面にパントクラトールのキリスト像を配し、自身の肖像を裏面におく構成を採用した[19]。これはその後のビザンツ貨幣における基本的な表現形式を確立するものであり、また印章のデザインにも同様の変化が生じている。貨幣面や印章面で礼讃や祈願をモノグラムなどグラフィック・サインで表していた場所に、マリアやキリスト、諸聖人の姿が刻まれるようになる。そして685年以降、シチリアやカルタゴといった西方を除き、モノグラムは貨幣には入れられなくなる[20]。皇帝ではない一般の印章発行者たちは、後期に至るまでにモノグラムによる表現ではなく、肩書や出自を丁寧に文字に開き印章面に敷き詰めた文字列それ自体を意匠として示すようになっている[21]。

そもそもビザンツの文書資料は10世紀以前のものがほとんど残存せず、西ヨーロッパと比較すれば点数は極めて限られている。初期ビザンツにおいてモノグラムをはじめとするグラフィック・デザインが、文書資料において署名の代替として用いられた明確な例は、管見の限りでは確認されないが、史料の不足から古代末期にモノグラムなどのグラフィック・デザインが文書で用いられていた頻度については分からない。残存する文書も勅令や通達、奉献文やテュピコンなど公用の政治文書とその編纂録が多く、商業上の割符など私的なメモを欠く。ビザンツにおける公文書への自署は、赤インク（皇帝の認証）による名前の全綴りの大書であったが、そのサインの略記が用いられていなかったとは言い切れない。同じくモノグラムも書面に用いられた可能性は否定できない。少なくともアトス山に保管されている多様な文書群においては、書面上での使用はほとんどない。

ビザンツ美術・エクフラシス研究の専門家ヘンリー・マグワイアは、こうした傾向の背景について、以下のような説明を示している。マグワイアは、モノグラムを含む古代末期から中期にかけての文様・文字装飾（ornament）は、単な

ἀπὸ τοῦ νῦν, ἀντὶ τοῦ παλαιοῦ ἀμνοῦ, ἀναστηλοῦσθαι ὁρίζομεν·...（我らが神キリストの姿は、その像にあっては以前の仔羊に代え、今後は人の形で描くことを定める）" G. Nedungatt and M. Featherstone, eds. *The Council in Trullo Revisited*. Kanonika 6. Roma: Pontificio Istituto Orientale, 1995, p. 163. 中谷功治「聖像（イコン）と正教世界の形成」『西アジアとヨーロッパの形成（岩波講座 世界歴史 8）』岩波書店、2022年、203–222頁。

[18] いわゆるモノマコスの冠（11世紀）、グントヘルトゥーフ（11世紀刺繍布）、ハンガリーの聖イシュトヴァーンの宝冠（11世紀）の装飾に描かれる皇帝たちが掲げるラバルムにクリストグラムはない。
・モノマコスの冠：https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Monomacho%27s_crown_-_circa_1042_Budapest.JPG#/media/File:Monomacho's_crown_-_circa_1042_Budapest.JPG （2026年1月7日閲覧）
・グントヘルトゥーフ（所蔵：バンベルク司教区博物館）：https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Gunthertuch.jpg#/media/File:Gunthertuch.jpg （2026年1月7日閲覧）
・聖イシュトヴァーンの宝冠：https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/4/4f/Michael_VII_Doukas_on_the_Holy_Crown.jpg （2026年1月7日閲覧）

[19] Ph. Grierson ed., *Catalogue of the Byzantine Coins in the Dumbarton Oaks Collection and in the Whittemore Collection, volume two, Phocas to Theodosius III 602–717*, Part 2, Heraclius Constantine to Theodosius III (641–717), Washington D.C., 1993, p. 568.

[20] Ph. Grierson ed., *Catalogue of the Byzantine Coins in the Dumbarton Oaks Collection and in the Whittemore Collectio, volume two, Phocas to Theodosius III 602–717*, Part I Phocas and Heraclius (602–641), Washington D.C., p. 109; ibid., Volume Three, Leo III to Nicephorus III 717–1081, Part I, Leo III to Michael III (171–867), p. 189.

[21] 例えばダンバートン・オークス研究所所蔵資料 DO_BZS.1947.2.1227においては、Παλαιολόγος Ἀνδρόνικός με γράφει Κομνηνοδουκῶν（表面）、ἐξ ἀνάκτων ὀσφύος ὁ πρωτοπανσέβαστος ἐξ ὑπερτάτου（裏面）（我（印章）に刻銘せしは、コムネノスとドゥカスを出自とするプロトパンセバストスヒュペルタトス爵位のパライオロゴス・アンドロニコスなり）もの数の文字が印象に並び、それ自体モノグラム同様のグラフィック・サインとなっている。

る装飾ではなく、呪術的・神秘的な働きをもつ装置（device）であり、豊かな意味を担っていた。しかし、それは8〜9世紀のイコン論争を経た中・後期ビザンツにおいて、避けるべきものとして「浄化」され、飾りとしての性格のみを残して、次第に失われていったという。

> 「イコノクラスムをめぐる論争の結果、ビザンツ後期の宗教芸術は9世紀以降、浄化（cleansing）のプロセスを蒙り、ビザンツ美術の初期に豊かさと魅力を与えていた、聖なるものと俗なるものの創造的な混合は、好まれなくなった。様々な種類の結び目や交差模様は、教会の舗床や、扉や窓枠、内陣の仕切りなどの開口部周りに彫刻で示され続けた。しかし、指輪に刻まれたようなあからさまな呪符的なシンボルは非常に稀になっていった。教会堂の記念碑的装飾からは、カイ・ローさえも事実上姿を消した。異教徒の偶像崇拝に通ずるというイコノクラストの非難からキリスト教のイコン崇敬を守る必要性から、芸術家とそのパトロンは、魔術的装置と見なされる可能性のあるサインやシンボルを避けるようになったのである。」[22]

イコノクラスム禍を経た教会は、イコン崇敬とキリスト教化の度合いを高め、異教文化に対する拒絶を明確に示そうとしたという説は、ビザンツと古代世界を分かつテーゼの根幹を支える伝統的なものであるが、今なお説得力をもっている。マグワイアは印章モノグラムに直接言及してはいないものの、モノグラムが呪術的装飾として機能しており、その後も祈祷文などを含む指輪や護符上のデザインとなっていたことからも、モノグラムが使用されなくなったことについての一つの説明となっているであろう。

3. グラフィックへの関心――ネガティブな断絶か、ポジティブな転換か――

しかしながら異教的要素の後景化としてはともかく、グラフィカシーという観点に立った場合に、モノグラムを代表とするグラフィック・サインの存在意義が、10世紀以降のビザンツにおいてイコンによって否定的に退けられたと考えることには、一定の留保が必要であるように思われる。モノグラムの使用を禁じた明確な規定は確認されておらず、同一人物がモノグラム使用を明示的に放棄した痕跡も確認できないことから、それがゆるやかな変化であって、一定の移行期間が存在した現象であった可能性が高い。シンボルやイコン画像にクリストグラムや神の母などの称号のモノグラムが示されている例もある。またイコンのマリア像とモノグラムを併用した印章も現存しており、両者が必ずしも排他的であったわけではないことを示している[23]。

またそもそも印章モノグラム自体にイコン的な人物肖像を意識した造形がなされていることにも注意したい。モノグラムは幾何学的な文字記号でなく、人の形も示しているように思われるからである。表面に定型的な祈願文、裏面に発信者名をモノグラム化する形式の印象において、文字要素を十字あるいはブロックに配置するモノグラムには、ある特定の傾向が見られる。すなわち、十字の縦線上にはオミクロンやユプシロン（O・Y）が置かれ、冠もしくは髪を付けた頭部を形づくり、下部にはアルファやラムダ、ミュー（A・Λ・M）が両足のように配され

[22] Maguire, “How Did Early Byzantine Ornament Work?”, 2017, p. 250. 筆者試訳。
[23] DO Collection BZS.1958.106.4903ほか。



【図 1a】レンガに刻印されたモノグラム
（出典：Bardill 2004, Pl. 1363.1f）



【図 1b】人名モノグラムの例
（出典：Zacos and Veglery 1972, pl. 237 (302)）

る。横棒の左右には、あたかも書物や所持品を持つ腕のように文字が配置される[24]。定型祈願文として知られる「テオトケ・ボエテイ（生神女、庇護）」の綴字をモノグラムにしたものでは、文字群の置き方が多様であっても、オミクロンを「頭」とするデザイン上の傾向が一致している[25]。同じ定型文のブロック型モノグラムにおいても、オミクロンの丸い文字が縦線上部に配置されることで、モノグラム全体が一人、あるいは向き合って座る人物のように見える場合がある。例外も多数存在するため、これを意図した定型の様式とまではいえないものの、モノグラム自体も「人の姿」を感じさせるものであったといえよう【図 1 a, b】。

さらに、ビザンツ帝国においては、10 世紀以降でもなお、モノグラムや広義の「グラフィカシー」が要請される表現が存在していた。勅書などの公文書に、祐筆のしたためた本文に発行者もしくは尚書官が後から書き加える認証（認証ロゴス、レギムス、自署）は、個人の手による意識されたグラフィック表現とみなすことができる。赤字のロゴスは、主に皇帝の金印勅書において確認できるもので、本文中で、発行者自身の言葉・声、勅書をあらわす綴り後半などロゴス（-λογος）部分のみ意図的に空白にし、皇帝や代理官が赤字でのロゴスの文字を象徴的に書き加える。また金印勅書（Chrysobull）の末尾に書き足されるラテン語による認証サイン（レギムス：legimus）が、11 世紀から 12 世紀の文書には確認される。9 世紀の例はともかく、11 世紀以降のものでは、字体がラテン語の書法から大きく逸脱しており、記入者に果たしてレギムスがラテン語であるという言語意識が伴っていたのかすら疑わしい例も見られる[26]。これらの「ラテンアルファベット」による「ラテン語」の書き入れは、ギリシア語を母語とするビザンツ知識人にとって、伝統に従って形を模倣したにすぎないグラフィックであった点といえよう【次頁図 2】。

自署サインも確認できる数はすくないなが

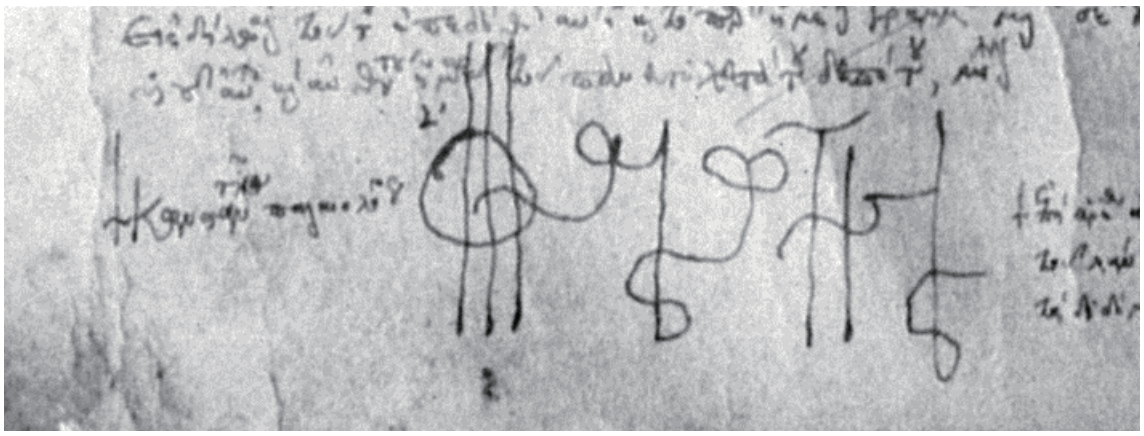
[24] G. Zacos and A. Veglery, *Byzantine Lead Seals*, Basel, 1972 および Jonathan Bardill, *Brickstamps of Constantinople*, Vol. II: Illustrations, Oxford 2004 所収の図版参照。

[25] 祈願文のモノグラム例として、G. Zacos and A. Veglery, *Byzantine Lead Seals*, volume 1, plates, Basel, 1972, Plates pp. 257–260.

[26] Franz Dölger, Johannes Karayannopulos. 1968. *Byzantinische Urkundenlehre: Erster Abschnitt – Die Kaiserurkunden*, München: 図版 12a–12f, 71, Michael D. Metzger, The LEGIMUS subscription of Charles the Bald and the Question of Byzantine Influence, *Viator* (1972) 2, pp. 53–58.



【図２】レギムス図版 12a-b (9 世紀), 12c-f (11-12 世紀)
（出典：Dölger-Karayannopulos 1968）



【図 3】個人署名 Oinaiotes (OINAIΩTHΣ)
（出典：Actes de Vatpedi III, 2019, pl. LIX）

ら、その書字としての特長のある例は存在する【図3】[27]。パレオロゴス朝期には、写本余白に人物像としてのモノグラムが描かれる例も存在する【次頁図４】。文字列を符号化し造形として扱う関心が、かならずしも宗教的情熱によって拒絶され、失われたとは言えないように思われる。

[27] 個人署名 Oinaiotes (OINAIΩTHΣ) のある文書として Actes de Lavra III 1979, plates CCVI, CCXII : Vatpedi III, 2019, plates LXIII, LIX, LXV: Doceiariou 1984, LXI: Dionysiou 1968, plates XXV. いずれも Archives de l'Athos, Paris, 1937 叢書から。



【図 4】フィロテオス（テオフィロス?）
（出典：Seibt 1999: col. 611）

4. モノグラムから「グラフィック・イコン」へ

以上のことから、後期ビザンツにおいてモノグラムが顧みられなくなった背景を、異教的であるとして否定された結果とするよりも、むしろ、モノグラムが担っていたグラフィック的機能の一部を、イコンが代替した可能性を検討する余地があるように思われる。そもそもイコンは、規定の表現によって「聖なる肖像」、すなわち「神の似姿としての人」の姿を示す表現であり、板絵での絵具表現にとどまらず、グラフィックとしてであっても似姿を伝えうる条件によってイコンと認識された。皇帝や聖人をのぞくイコンや肖像を持たない個人印章の場合には、文字が小さくなって読みにくくなることを厭わず、文字を浮彫で精密に詰め込み、文字群の塊がそれ自体でグラフィックとしての造形美を獲得する方向へと向かっている。モノグラムからイコンへと移行したように見える現象は、文字記号が絵画化したというよりも、名まえの文字綴りが示す「人」について、それを同じ意味での肖像・似姿という中間のグラフィック表現に置き換えた結果であると考えられるのではないか。

十字型モノグラムの段階から、オミクロンのような丸字を頭の位置に据えた人の姿でパントクラトールのキリストや、オランスのマリアを想起させる文字配置が行われていたことを考えるならば、モノグラムからイコンへの移行は、グラフィック・サインの観点からはとりたてて大きな断絶ではなかった可能性がある。高価なイコンは板絵やモザイク、写本装飾として描かれたが、貨幣や印章に見られるような線描にも、個々の対象を一目でわかるよう似せようとする姿勢は一貫して認められる。ビザンツ世界においては、聖人や皇帝のポートレートは常にイコンであろうとする志向をもっていた。その写実性を問わず、聖なる似姿として認識される条件を満たす限り、貨幣や印章上のレリーフの粗い線の表現であっても、イコンとして尊重されるべきものとされた。そのイコンとしてのスタイルで一貫している限り、貨幣や印章における肖像は、印影が粗雑であっても問題視されず、まさに「アイコン」としてそのグラフィックが機能したのである。たとえば聖バシレイオスのイコンは印章での刻印像であれ、写本における装飾であれ、必ず彼はひげを蓄えた黒髪長顔で描かれ、さらに銘を伴っていても、その図案で他の聖人・神学者と取り違えられることはない[28]。

また同時代の西欧世界の教皇や皇帝の金印文書に、装飾字体や Nota シンボル、Bene Valete のモノグラムなどがあしらわれていくのとは対照的に、ビザンツにおいては、本文自体には象徴的図像やグラフィックがほとんど

[28] 聖バシレイオスイコンのある印章 DO_BZS.1951.31.5.1479。写本装飾のバシレイオス https://digi.vatlib.it/view/MSS_Vat.gr.666, 1v 参照（バシレイオスは右から３人目の印章上のデザインと同じく長顔長髯の人物として描かれる）。

用いられないままであった。しかし、その証書自体の冒頭部に、聖人についてはイコン画、発給者自身の肖像画が付されたものが見られる。アンドロニコス2世パライオロゴス（在位1282–1328年）の複数の金印勅書にも、皇帝がキリストや聖母子に同勅書を差し出す人物画が添えられ[29]、またディオニシウ修道院に与えられた金印勅書には、トレビゾンド皇帝アレクシオス3世メガス・コムネノス（在位1349–1390年）と皇后テオドラ・カンタクゼネの人物像がある[30]。

結語――ビザンツ的リテロ＝グラフィカシーの射程――

もともと印章や金貨のデザインにおいて、モノグラムや略記に代わってイコン（聖像画）が主流になっていった背景には、「聖なる似姿」を通して神／キリストやあるべき聖人／個人の存在を認識する正教世界の神認識（神化：テオーシス）が独自に構築してきたリテラシー、あるいはグラフィカシーのあり方が反映していると考えられる。印章や貨幣というメディアにおいて、イコン的な肖像・似姿が、文字綴り型のグラフィック・サインを引き継いで機能したと考えるならば、ビザンツ世界は、西欧中世がたどったような文字（リテロ）装飾としてのグラフィカシーとは異なる道を歩んだと言える。ただしその移行が、制度によって画一的に行われたとも考え難い。モノグラム作成は続けられていたようであり、略記号をもちいた符丁までもがイコン的グラフィックにすべて置き代えられたというわけではなさそうである[31]。人物像表現をグラフィック・サインで行うこと自体は一般的におこなわれていたし、墓碑レリーフにおける人物像画の表現も、ビザンツ帝国教会管区外にあって古代以来続いていた。イコン文化を知るアルメニアのハチュカルや、ボスニアのステッチィ（通称ボゴミル墓碑）など、地域や時期を問わず確認できる[32]。

印章や貨幣に刻まれるようになるイコンを、それ自体でグラフィックとして、C・S・パースのいう現代の記号としてのアイコン（Icon）とみる視点をリテロ＝グラフィカシー研究の延長線上に位置づけるならば、従来の絵画メディアとしての宗教芸術史的なイコン理解や、象徴（Symbol）の読み解きに専念したイコノグラフィーのそれとも異なる視座が提供されるように思われる。また、このようなイコン記号の理解は、文字情報と画像情報を等しく「アイコン」として処理することに慣れつつある、我々の現代のデジタル・リテラシーの状況に照らしても、看過しえない示唆を含んでいるといえる。

[29] I. Spatharakis, *The Portrait in Byzantine Illuminated Manuscripts*, Leiden: Brill, 1976, Plate 134 (Chrysobull of Andronicus II of 1301): https://www.byzantinemuseum.gr/en/permanentexhibition/byzantine_world/authority_administration/?bxm=534（2026年1月7日閲覧）。およびイスタンブル写本 MS M. 398（イメージのクレジットは Morgan Library）Spatharakis, *The Portrait*, 1976, Plate 135 (Chrysobul of Andronicus II of 1307): https://ica.themorgan.org/manuscript/page/1/112357（2026年1月7日閲覧）。

[30] Spatharakis, Plate 136 (Alexius II of Trebizond, Chrysobull of Dionysiu, Mt. Athos): Wikimedia https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=3491034

[31] グリューンバルトは10世紀における個人名モノグラムの使用例を示している。M. Grünbart, “Zum Monogramm der mittelbyzantinischen Zeit,” *Jahrbuch zur österreichischen Byzantinistik*,“ 52 (2002) pp. 243–248.

[32] M. Wenzel, *Ukrasni motivi na stećcima: Ornamental Motifs on Tombstones from Medieval Bosnia and Surrounding Regions*, Sarajevo: Veselin Masleša, 1965, esp. Tables LXXX-XCII.

【参考文献】

Archives de l'Athos. 1937–. Paris.

Bardill, Jonathan. 2004. *Brickstamps of Constantinople*, Vol. II: Illustrations, Oxford: Oxford University Press.

Catalano, M. T., M. Filosa, & Cl. Sode. 2021. "Byzantine Seals from the Robert Feind Collection in Cologna: Research and Publication in the Context of the Digital Humanities", *Revue des Études Byzantines*, 79: 297–322.[RTI (Reflectance Transformation Imaging)]

Cheynet, Jean-Claude. 1997. "Byzantine Seals", in Dominique Collon (ed.), *7000 Years of Seals*, London: British Museum Press, 107–123.

Cheynet, Jean-Claude. *Introduction à la sigillographie byzantine*. 81p.

Cheynet, Jean-Claude, & Beatrice Caseau. 2012. "Sealing Practices in the Byzantine Administration", in Ilona Regulski, Kim Duistermaat & P. Verkinderen (eds.), *Seals and Sealing Practices in the Near East: Developments in Administration and Magic from Prehistory to the Islamic Period*, Leuven–Paris–Walpole, MA.

Cotsonis, John A. 2020. *The Religious Figural Imagery of Byzantine Lead Seals I: Studies on the Image of Christ, the Virgin and Narrative Scenes*, Variorum Collected Studies Series CS1085.

Cotsonis, John A. 2020. *The Religious Figural Imagery of Byzantine Lead Seals II: Studies on Images of the Saints and on Personal Piety*, Variorum Collected Studies Series CS1086.

Dölger, Franz, & Johannes Karayannopulos. 1968. *Byzantinische Urkundenlehre: Erster Abschnitt – Die Kaiserurkunden*, München.

Dölger, Franz J. 1958–1967. "Beiträge zur Geschichte des Kreuzzeichens", *Jahrbuch für Antike und Christentum*, 1 (1958)–10 (1967).

Dölger, Franz. 1948. *Aus den Schatzkammern des heiligen Berges: 115 Urkunden und 50 Urkundensiegel aus 10 Jahrhunderten*, München.

Dölger, Franz J. 1910–1943. *ΙΧΘΥΣ: Der heilige Fisch in den antiken Religionen und im Christentum*, 5 Bde.

Dumbarton Oaks. *Dumbarton Oaks Online Collections. Seals:* https://www.doaks.org/resources/seals; Coins: https://www.doaks.org/resources/coins

Eastmond, Anthony. 2016. "Monograms and the Art of Unhelpful Writing in Late Antiquity", in B. M. Bedos-Rezak & J. F. Humburger (eds.), *Sign and Design: Scripts as Image in Cross-Cultural Perspective (300–1600 CE)*, Washington, D. C.

Eyharabide, V., L. Likforman-Sulem, L. M. Orlandi, A. Binoux, T. Rageau, Q. Huang, A. Fiandrotti, B. Caseau, & I. Bloch. 2023. "Study of Historical Byzantine Seal Images: The BHAI Project for Computer-Based Sigillography", in *HIP '23: Proceedings of the 7th International*

Workshop on Historical Document Imaging and Processing, August 2023, 49–54.（2024年4月24日確認）

Feind, Robert. 2010. *Byzantinische Monogramme und Eigennamen: Alphabetiertes Wörterbuch / Byzantine Monograms and Personal Names: An Alphabetized Lexicon*, Regenstauf: H. Gietl Verlag, Edition Münzen & Sammeln.（Reviewed by W. Seibt, 2011, JÖB 61: 252–253）

Feind, Robert. 2010. *Byzantinische Ziegelkunde: Eine Einführung in die Sigillographie von Byzanz*, Regenstauf: H. Gietl Verlag, Edition Münzen & Sammeln.（Reviewed by W. Seibt, 2011, JÖB 61: 253–255）

Garipzanov, Ildar. 2021. "Late Antique and Early Medieval Monograms: From Producer's Marks to Liminal Graphic Devices", in John Bodel & Stephen Houston (eds.), *The Hidden Language of Graphic Signs: Cryptic Writing and Meaningful Marks*, Cambridge: Cambridge University Press, 199–212.

Garipzanov, Ildar. 2017. "Monograms as Graphic Signs of Authority on Early Medieval Coins (From the Mid-Fifth to Seventh Centuries)", in Garipzanov et alii (eds.), *Graphic Signs of Identity, Faith, and Power*, 325–349.

Garipzanov, Ildar. 2018. *Graphic Signs of Authority in Late Antiquity and the Early Middle Ages, 300–900*, Oxford: Oxford University Press.[Oxford Studies in Medieval European History]

Garthausen, Viktor E. 1933. "Monogramm," in *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*, vol. 31, cols. 133-143.

Grierson, Philip. 1968. *Catalogue of the Byzantine Coins in the Dumbarton Oaks Collection and in the Whittemore Collections*, Vol. 2, Washington, D.C.

Grünbart, Michael. 2002. "Zum Monogramm der mittelbyzantinischen Zeit", *Jahrbuch der österreichischen Byzantinistik*, 52: 75–86.

Jacobs, Ine. 2017. "Cross Graffiti as Physical Means to Christianize the Classical City", in Garipzanov et alii (eds.), *Graphic Signs of Identity, Faith, and Power*, 175–221.

Maguire, Henry. 2017. "How Did Early Byzantine Ornament Work?", in Garipzanov et alii (eds.), *Graphic Signs of Identity, Faith, and Power*, 223–253.

Maguire, Henry. 1996. *The Icons of Their Bodies: Saints and Their Images in Byzantium*, Princeton.

Maguire, Henry (ed.). 1995. *Byzantine Magic*, Washington, D.C.: Dumbarton Oaks.

Maguire, Henry. 1981. *Art and Eloquence in Byzantium*, Princeton.

Metzger, Michael D. 1972. "The LEGIMUS Subscription of Charles the Bald and the Question of Byzantine Influence", *Viator*, 2: 53–58.

Muthesius, Anna. 2017. "Memory and Meaning: Graphic Signs and Abstract Symbol in Byzantine Silk Weaving", in Garipzanov et alii (eds.), *Graphic Signs of Identity, Faith, and*

Power, 351–381.

Murata, Koji. 2020. “Byzantine Lead Seals from the Basilica”, in T. Korkut & S. Urano (eds.), *The City Basilica of Tlos*, Antalya, 227–230.

中谷功治. 2022.「聖像（イコン）と正教世界の形成」『西アジアとヨーロッパの形成（岩波講座 世界歴史 8）』岩波書店, 203–222.

Nedungatt, George and Michael Featherstone, eds. 1995. *The Council in Trullo Revisited*. Kanonika 6. Roma: Pontificio Istituto Orientale.

Oikonomides, Nicolas. 1985. *Byzantine Lead Seals*, Dumbarton Oaks Booklet.

Rageau, Théophile, L. Likforman-Sulem, A. Fiandrotti, V. Eyharabide, B. Caseau, & J.-Cl. Cheynet. 2024. “Character Recognition in Byzantine Seals with Deep Neural Networks”.https://arxiv.org/abs/2401.10741（2024年4月24日確認）

Rasimus, Tuomas. 2012. “Revisiting the ICHTHYS: A Suggestion Concerning the Origins of Christological Fish Symbolism”, in G. H. Bull, L. Ingeborg Lied & J. D. Turner (eds.), *Mystery and Secrecy in the Nag Hammadi Collection and Other Ancient Literature*, Leiden: Brill, 327–348.

Schlumberger, Gustav. 1884. *Sigillographie de l’empire byzantin*, Paris.

Seibt, Werner. 2016. “The Use of Monograms on Byzantine Seals in the Early Middle Ages (6th–9th Centuries)”, *Parekbolai*, 6: 1–14.

Seibt, Werner. 1999. “Monogramm”, in Marcell Restle (ed.), *Reallexikon zur byzantinischen Kunst*, Vol. VI, Lieferung 44, Stuttgart, 589–614.

Spatharakis, Iohannis. 1976. *The Portrait in Byzantine Illuminated Manuscripts*, Leiden: Brill.

フランツ・ティンネフェルト著、弓削達訳、『初期ビザンツ社会──構造・矛盾・緊張』岩波書店、1984年

Wenzel, Marian. 1965. *Ukrasni motivi na stećcima: Ornamental Motifs on Tombstones from Medieval Bosnia and Surrounding Regions*. [Biblioteka Kulturno nasljeđe]. Sarajevo: Veselin Masleša.

Zacos, G., & A. Veglery. 1972. *Byzantine Lead Seals*, Vol. 1: Plates, Basel.

教皇権威をデザインする
――中世教皇文書におけるロタとベネ・ウァレーテ――

Fashioning Papal Authority:
The Rota and Bene Valete in Medieval Papal Documents

藤崎　衛
FUJISAKI Mamoru

東京大学大学院総合文化研究科
The University of Tokyo, Graduate School of Arts and Sciences

著者抄録
中世の教皇権は領域国家ではなく軍事・財政資源に乏しかったにもかかわらず、盛期中世にカトリック圏全体の宗教生活を統治し得た。本稿は、この構造的パラドクスをめぐる問題提起を踏まえ、近年 D・ダヴレーが強調する教皇文書の「プロトコル」（定型化された規則と運用）に注目する。とりわけ、教皇特権状に付されるロタ（rota）とベネ・ウァレーテ（Bene valete）という二つの形式的・象徴的要素を取り上げ、それらが教皇権威を遠隔地へ伝達し、可視化し、真正性を保証する装置として機能した過程を明らかにする。第１節では、12～13 世紀における教皇文書局の確立など文書実務の変化を概観し、象徴記号が権威的外観を保持する役割を担った点を示す。第２節では、レオ９世を契機とする 11 世紀半ばの転機を、終末定式の革新とロタ／ベネ・ウァレーテの左右対称配置の制度化として位置づける。第３節では、ロタの構造・モットーの意味と統治理念の浸透機能、ベネ・ウァレーテのモノグラム化による署名性の変容（人格的発話から視覚記号へ）、短命な補助記号コンマを検討する。結論では、中世の教皇統治は要請への応答を文書で実現する「応答型」統治であり、これらの記号は権威自己表象を頒布する媒体だったが、業務合理化と文書形態の変化の中で衰退したと論じる。

Summary
Although the medieval papacy was not a territorial state and lacked standing armies and substantial fiscal resources, it nonetheless exercised widely recognized leadership and governing authority over Latin Christendom in the high Middle Ages. Building on such a classic question about this structural paradox, this article adopts David D'Avray's recent emphasis on documentary "protocol"—the standardized rules and practices that shaped the production and use of papal documents—as a key to understanding papal governance. Focusing on two formal and symbolic elements found in papal privileges, the rota and the Bene valete, the study examines how these signs functioned as devices that transmitted, visualized, and authenticated papal authority across distance, and reconstructs the historical process through which papal authority came to be "designed" through signs and monograms. Chapter 1 surveys the development of papal documentary practice, including the emergence of the papal chancery. These changes increased readability and administrative efficiency, while symbolic signs helped sustain an authoritative appearance. Chapter 2 identifies the mid-eleventh century as a decisive turning point, especially under Leo IX, when innovations in the eschatocol established a visual norm: the symmetrical placement of the rota (left) and the Bene valete monogram (right) as a direct guarantee of authenticity. Chapter 3 analyzes the rota's structure, mottoes, and ideological role in conveying papal ideals, and traces the Bene valete's transformation from a written valediction linked to papal subscription into a scribe-produced monogram—shifting from personal utterance to visual emblem—alongside the short-lived comma sign. The conclusion argues that medieval papal power operated increasingly as responsive governance through documentary replies; these signs served as media of papal self-representation, yet ultimately declined under pressures of rationalization and changing documentary forms.

キーワード
教皇権威　文書プロトコル　ロタ　ベネ・ウァレーテ　コンマ

Keywords
Papal Authority; Papal privileges; Rota Bene valete monogram; Comma

原稿受理日：2026.1.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 161–172.

目　次

はじめに
1. 中世教皇文書の展開
2. 11 世紀半ばにおける転機
　2-1. 教皇特権状の終末定式における革新
　2-2. レオ９世のもとでの転機
3. ロタ、ベネ・ウァレーテ、コンマ
　3-1. ロタの構造と機能

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

3-2. ベネ・ウァレーテの変遷
3-3. コンマの役割
3-4. 小活
おわりに

はじめに

中世の教皇権は領域国家ではなく、常備軍も十分な財政資源も有していなかった。それにもかかわらず、教皇ないし教皇権は盛期中世においてカトリック世界に対する広く承認された指導権と統治権を行使するにいたった。領域国家ではない統治主体である教皇権が、世俗的強制力を欠くにもかかわらず教会に対する統治を実現したのは、構造的パラドクスと言わざるを得まい。それでは、このような統治は、世俗国家の権力装置なしにいかにして可能であったのだろうか[1]。かつてO・ハゲネダーが立てたこのような問いに対して、近年D・ダヴレーは、教皇権の「権力」を軍事・財政・官僚機構の強さから説明するのではなく、教皇文書の「プロトコル」すなわち文書の作成と運用の仕組みそのものをなす「定型化された規則」が、教皇庁統治のダイナミクスを支えたと主張している[2]。本稿はこのプロトコル論の視点をさらに視覚的象徴の次元へと拡張し、文書形式そのものが権威を構成する仕組みを検討する。

本稿では、ロタおよびベネ・ウァレーテという中世教皇文書に現れた二つの形式的で象徴的な要素に注目し、それらが教皇権威をカトリック圏内の遠隔地へ伝達し、可視化し、保証する装置として果たした機能を検討する。そして記号やモノグラムによって教皇権威がデザインされる背景と経緯を明らかにする。

1. 中世教皇文書の展開

教皇庁においては教皇文書局が教皇文書の発給業務を担った[3]。アレクサンデル3世（在位1159～1181）のもとで初めて教皇文書の作成と発給を業務とする部局を指す言葉として文書局（カンケッラリア cancellaria）という呼称が用いられたとされる。したがって、この頃には名実ともに教皇庁の行政上の一部局として姿を現したということができる。文書の発給数は時代をたどるにつれて増大し続け、1198年までに推定3万通の書簡や証書が作成されたと見積もられるが（ただし、多くは滅失したと考えられる）、12世紀末には年間で数千点の文書を作成するようになったと推定される。文書局の改革を実施したインノケンティウス3世（在位1198～1216）の時期が一つの重要な転機であったのは間違いない。

発給された文書の管理体制は、時代を経るにしたがってより厳格なものへと変遷した。12世紀までに教皇文書を記録簿に登録するという事例は数名の教皇のもとであったものの（グレゴリウス1世、ヨハンネス8世、グレゴリウス7世、アレクサンデル3世など）、記録簿の作成と保存が慣例化するのはインノケンティウス3世からであり、つまり13世紀になってようやく教皇文書が意識的に管理の対象となったのである。とはいえ、記録は不徹底であったと言わざるを得ず、完全ではなくともかなり体系的な登録が実践されるようになるのは、14世紀前半のヨハンネス22世の頃からである。

この間、中世教皇文書は、その支持体と書体において大きな変化を経験した。すなわち11世紀に見られた「パピルスから獣皮紙へ」の変化と「クリア体の放棄」という事実である。

現存する最古のオリジナル・パピルス文書

[1] Hageneder, 1995: 49-50.
[2] D'Avray, 2023.
[3] 本節の記述については、主に次の概論的な文献を参照のこと。D'Avray, 2023; Frenz, 2000[2]; Rabikauskas, 1998[6]; Werner, 2017.

は788年に遡るが、教皇庁では11世紀初頭から、従来のパピルスに代えて獣皮紙を使用する慣行が徐々に定着した。教皇文書における獣皮紙の使用は1005年には明確に確認され、1057年のパピルス文書を最後に、以後は一貫して獣皮紙のみが支持体として採用されるに至った。この文書の材質における転換は、パピルス供給の不安定化と獣皮紙の耐久性および実務的利便性の双方に由来し、同時に原料特性に応じて文書サイズの縮小をも伴ったと理解されている。

さらに、同じ11世紀半ばには、書体面でも重要な変革が生じた。ローマの古代的伝統を反映するクリア体（curialis）は、古代末期のローマの書記慣行に由来する教皇文書特有の書体であり、教皇文書に特有の権威性と神秘性を付与したが、その分だけ可読性は低かった。その複雑な書写形態ゆえに偽造が困難であるという利点を備えるものの、教皇文書が量的に増大し、広範囲に行き渡るようになるにつれ、教皇庁外の書記、特にドイツ出身の書記でも記述できる書体への転換が必要とされるに至ったことに加え、教皇庁外の書記や受領側での再書写を考慮した結果でもあった。こうしてクリア体は徐々に放棄され、より実用的で読みやすいクリア小文字体（minuscula curialis）へと移行が進んだとされる。しかし、それだけでは古代以来の特別な威儀を失いかねない。おそらくこうした事態を避けるため、文書には依然として象徴的・儀礼的要素が付され続けたと考えられる。すなわち、十字記号、クリスモン（Chrismon）、ロタ（rota）、ベネ・ウァレーテ（Bene valete）のモノグラム、コンマ（comma）といった象徴的記号が、教皇文書の権威的外観を保持するために重要な役割を果たしたのである。

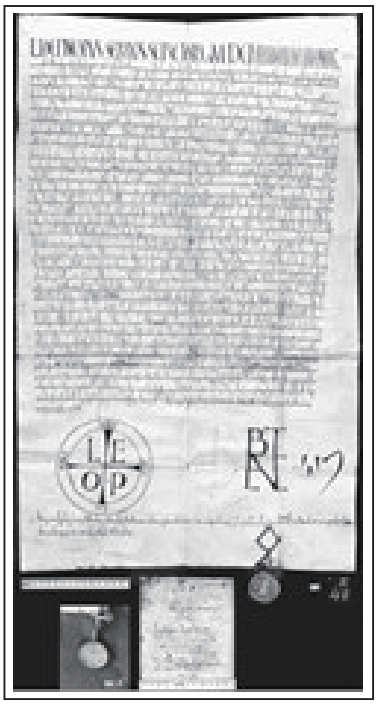
12世紀に入ると、教皇文書の内部構造と様式も再編される。従来重視されてきた盛式特権状（solemn privileges）は次第に数を減らし、より簡略化された特権状（simple privileges）が普及した。この現象は、教皇文書の発給量増大と行政需要の多様化を背景として、実務的な効率性が重視されるようになったことを示している。同時に、記号や書体面における伝統は簡略化されるものの、教皇権威の象徴表現としての諸記号の統一性は維持され、11世紀から12世紀を通じて教皇文書の視覚的記号化が標準化されていった。教皇文書に込められた教皇の権威は、発給側で符号化（エンコード）され、受領者はそれを解読する（デコード）。このような権威の伝達が教皇文書を媒介として行われたのである。

以上の文書行政の発展と書式の変化のなかで、教皇権威を視覚的に保証する象徴的記号が体系化されていく。本稿で扱うロタおよびベネ・ウァレーテは、まさにこの文書文化の成熟過程において成立した装置であった。この関連で無視できないのは、20世紀後半のマールブルク大学における研究である。同大学ではP・リュックを中心として文書の視覚的要素である図像的象徴や書式を重視する研究が進められ、教皇文書については今世紀に入ってI・フェースがマールブルクのオリジナル文書写真アーカイブの膨大な文書の比較を基盤として、教皇特権状や教皇書簡の研究を行った。一連の成果は教皇文書研究に多大な貢献をなしている[4]。

2. 11世紀半ばにおける転機

11世紀半ばは、教皇文書の外観・構造・正統性表示が刷新される重大な転換点として位置づけられる。とくに、教皇特権状（privilegia）

[4] Rück, 2000; Fees and Roberg, 2006; Fees and Roberg, 2007; Fees and Roberg, 2010a; Fees and Roberg, 2010b; Fees, 2016; Fees, 2018.



【図 1】Bayerisches Hauptstaatsarchiv, Bamberg. Urk. 120 3
レオ 9 世によるバンベルクのミヒェルスベルク修道院宛て羊皮紙特権状（1052 年、JL 4283）
下部左にロタ、同右にベネ・ウァレーテとコンマが記されている。ロタの周縁部には、ウルガタ聖書の詩編 118 編 64 節の「主の慈しみは全地に満つ（M[isericord]ia | D[OMI]NI | palena e[st] | t[er]ra）」というモットーが読める。

の終末定式、権威を示す記号群（ロタとベネ・ウァレーテ）、そして書体の変化を軸に、教皇文書の視覚的構造が再編された時期である。この変革は、ダールハウス、クラフト、ヴェルナーをはじめとする文書形式学研究で精緻に跡づけられ、とりわけレオ９世（在位 1049～1054）を契機として明確な制度化が進展したことが確認される[5]。

2-1. 教皇特権状の終末定式における革新

アルザス出身でトゥール（Toul）司教から教皇座に登ったレオ９世は、11 世紀半ばに始まる教会改革のスタートに位置する人物であった。この 11 世紀半ばは教皇文書における決定的な転換であった。最も顕著な変化の一つは、文書の終末定式（eschatokoll）における革新である。特権状の終末部は、文書を締め括るとともに、その真正性を証明する役割を担った。

この時期から、終末部に図案化された記号が組み込まれるようになり、とくにロタ（rota）の記号とベネ・ウァレーテ（Bene valete）のモノグラムが左右対称に配置される定型が成立した。位置的には左にロタ、右にベネ・ウァレーテとなる。この配置は 11 世紀中葉以降の教皇文書の視覚的規範として確立し、文書の真正性を直接的に保証する装置となった。ロタとベネ・ウァレーテが特権状に付されることにより、文書は教皇権威に裏打ちされた法的効力を得、あるいはそれを強める仕組みが制度化されたのである。この新たな様式は、特に 1049 年以降の事例に明瞭に確認される。

2-2. レオ９世のもとでの転機

上述の通り、レオ９世は、教皇即位以前にはトゥール司教（在位 1026～1049）であり、皇帝コンラート２世の宮廷にしばしば出入りしたことが知られる。こうした皇帝宮廷文化との接触が、のちの教皇文書の改革に影響をもたらした可能性はある。

ローマで教皇に着任した後、レオ９世は 11 世紀半ばの教会改革運動の先導者として活動し、文書制度の刷新において重要な役割を果たした。彼は特権状の真正性を保証するために、教皇自身の署名（subscriptio）によって文

[5] Dahlhaus, 1996; Krafft, 2010; Werner, 2017; Engl, 2021.

書に効力を付与する伝統を再確認すると同時に、新たな象徴的記号を導入した。それがロタとベネ・ウァレーテであり、この時期にそれらの制度化が加速し、特権状の儀礼性と正統性の強化が明瞭に進展した。

3. ロタ、ベネ・ウァレーテ、コンマ

3-1. ロタの構造と機能

ロタ（rota）は、11世紀後半以降の教皇文書に特有の権威標識として成立し、14世紀にほぼ消滅した。特権状（privileges; privilegia）の指標の一つとなる。ダールハウスによる詳細な研究に基づけば、ロタは以下のような特徴をもつ[6]。

まず、形状と起源については次のように整理できる。ロタという語は本来「車輪」を意味するラテン語であるが、教皇文書におけるそれは二重の同心円構造をもち、その中央には十字架記号を中心とする四分円が描かれ、その四象限に教皇名と使徒名が記される。さらに円環部には教皇のモットーが刻まれる。以上のように説明されるのが一般的である。ただし、文字配置が定型化したのはウルバヌス2世（在位1088～1099）の時代であり、円内の上部左右にそれぞれ聖ペトロと聖パウロの名、下部左右にわたって教皇の固有名と称号（例えば、Urbanus PP II）が配置されるようになった。ウルバヌスを継いだパスカリス2世（在位1099～1118）によって現在知られる形がほぼ確立したが、早くもその時点から教皇の自署が導入されるようになり（1100年頃）、ロタの相対的重要性は徐々に低下し始めることとなる。

この十字を中心とした構造は、11世紀前半のベネ・ウァレーテに前置された十字の印の発展形とみられる。また、10世紀から11世紀にかけてのデナリウス銀貨の図像（十字と円環）と類似することから、貨幣にまつわる権威の表象が教皇文書に転用された可能性も指摘されているが、この点はなお議論の余地がある。ロタの上部には十字架記号が付されることもあり、内縁の十字と併せて宗教的な意味合いが視覚的に強調されている。

円環部に書き込まれたモットーは教皇ごとに異なることが多く、各教皇の自己理解と教会統治理念を示す指標をなした。レオ9世はウルガタ聖書詩編118編64節に基づく「主の慈しみは全地に満つ（Misericordia Domini plena est terra）」をモットーとした。12世紀から13世紀にかけて、ある教皇のモットーが別の教皇によって受け継がれるということがあった。インノケンティウス2世のモットーである詩編118編64節に基づく「我らの救いの神よ、私たちを助けてください（Adiuva nos deus salutaris noster）」はルキウス3世によって継承され、エウゲニウス3世のモットーである詩編85編17節に基づく「主よ、よきことのうちに私にしるしを現してください（Fac mecum domine signum in bonum）」はインノケンティウス3世やグレゴリウス9世によって継承された。文言そのものに意味を見出すことも重要であり、また有用でもあるが、別の文脈を考慮しなければならないこともある。レオ9世が用いた詩編の章句は、改革推進のためにローマ教会会議がしばしば開催された復活節第二日曜日のミサ文言であり、このモットーは教皇の改革精神の表出に他ならないのである。

ロタは教皇文書においていかなる機能を果たしたのであろうか。ロタは、教皇の特権状への法的効力の付与および文書偽造を困難にし、真正性を保証するための装置という実務的役割を果たすとともに、モットーの文言を通じての教皇の統治理念を浸透させるという理

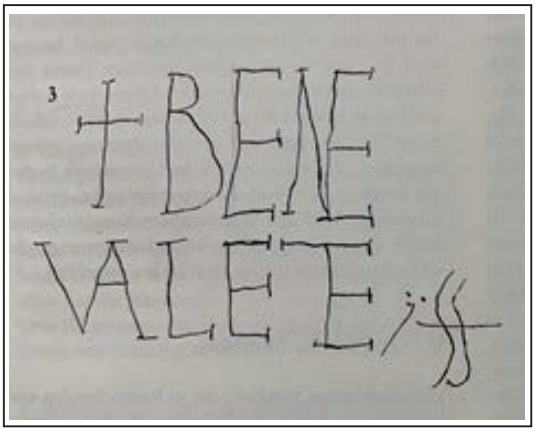
[6] Dahlhaus, 1989; Dahlhaus, 1996; Dahlhaus, 2011. ダールハウス以外の研究として次を挙げておく。Hartmann, 1939; Rück, 2000.



【図 2】ウルバヌス 2 世による特権状
（1096 年 3 月 24 日）
下部左にロタ、下部右にベネ・ウァレーテのモノグラムが記されている。



【図 3】Staatsarchiv Zürich, C II 4, Nr. 2
インノケンティウス 3 世によるカッペル修道院宛て特権状（1211 年 6 月 27 日）
内円上部左右にそれぞれ聖ペトロと聖パウロの名、下部左右に教皇名（Innocentius PP III）、円環部にウルガタ聖書詩編 85 編 17 節の「主よ、よきことのうちに私にしるしを現してください fac mecum domine signum in bonum」というモットーが読める。



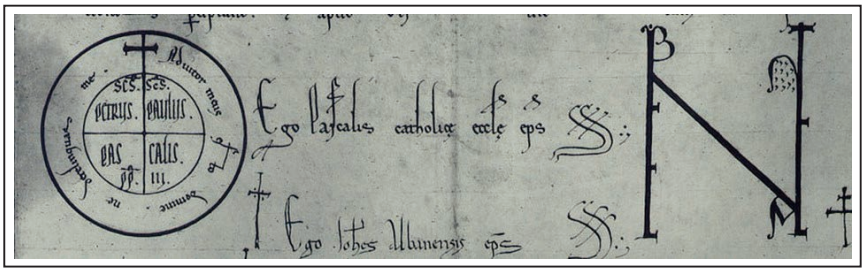
【図 4】モノグラム化する前のベネ・ウァレーテの一例
ベネディクトゥス 8 世、バンベルク司教宛て文書
（1014 年 2 月、JL 4001）
出典：Frenz, 1996

念面での役割も果たした。教皇レオ９世の時期（1049）に明確に登場したロタは、上述の通り12世紀に入ると重要性を低下させはじめ、14世紀にはほぼ消滅することとなった。しかし、11世紀から12世紀においては教皇文書においてその正統性を可視化する中心的な記号であった。

3-2. ベネ・ウァレーテの変遷

ベネ・ウァレーテ（Bene valete）は、「健やかなれ」を意味するラテン語文言を図案化したモノグラムであり、教皇の特権状における署名機能を果たした。ベネ・ウァレーテについては先駆的な研究はあったものの[7]、クラフトが2010年、包括的かつ精緻な研究を単著にまとめ、現在のところ同書が参照すべき基本研究となって

[7] 現在からみて古い研究として、Oelrichs, 1773; Pflugk-Harttung, 1901. 比較的近年のものとしては、Frenz, 1996; Rück, 2000.



【図 5】パスカリス 3 世による羊皮紙特権状（1168 年、JL 14495）文書下部に記されたロタとベネ・ウァレーテ

いる[8]。クラフトは、このモノグラムの時期的変遷が偽造文書の判定や年代測定に活用できることを明らかにし、教皇文書研究に大きな貢献を果たした。

ロタと同様、ベネ・ウァレーテもレオ９世期に制度化されたと言ってよく、前述のロタや後述のコンマとともに特権状の終末部を構成した。

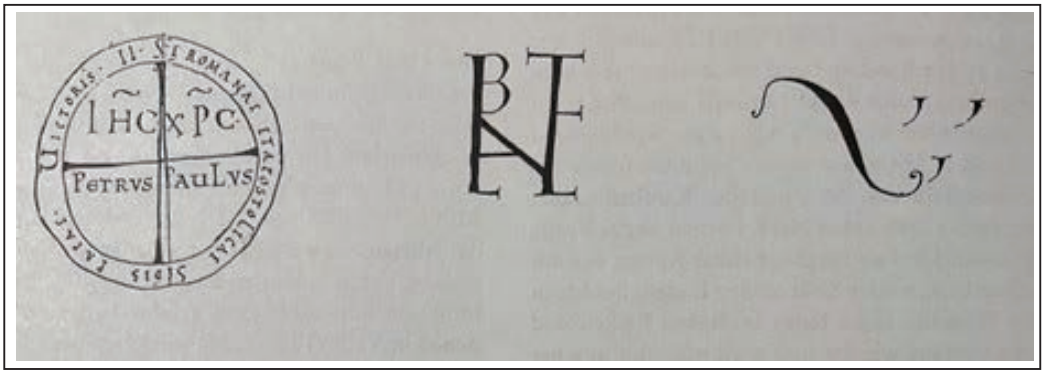
ベネ・ウァレーテの文言使用は初期中世のフランク王国の国王文書で用いられていた。教皇文書でも11世紀初頭のベネディクトゥス８世のものなどが確認できる。ベネ・ウァレーテの文言は、教皇の自署と結びつき、十字記号が前置される形で現れた。おそらく教皇自署の意味合いが強いと考えられる。

しかし1049年以降、レオ９世の時代にベネ・ウァレーテはモノグラム化され、書記によって記される象徴記号となった。これは教皇自身による署名が記号的表現に置き換わったことを意味する。教皇文書におけるこのモノグラムはやがて恒常的に使用されることになるが、それにはある程度の時間を要した。というのも、1077年から約10年間は使用されず、ウルバヌス２世のもとで1088年に再登場することとなったのである。モノグラムのデザインは文字の配置の仕方にいくつかの種類があったが、特に VALETE の A の位置は12世紀初頭、左下から右下に固定化することとなった。

ベネ・ウァレーテは、11世紀後半から12世紀にかけて教皇文書の定型句的モノグラムとして安定的に使用されるようになり、12世紀から13世紀にかけて最も頻繁に見られた。しかし、同時進行的な現象として、1198年のインノケンティウス３世の登極以降、ベネ・ウァレーテは使用頻度が徐々に低減していくこととなる。これは、鉛の印章が付されたブッラ（bulla）というタイプの勅書が増加したことが要因だと考えられる。鉛の印章は、教皇の署名に代わって文書の真正性を保証し、教皇の権威を付与するものとしての機能を果たすことで重要性を増し、教皇の挨拶の言辞たる「健やかなれ（ベネ・ウァレーテ）」の文言もルネサンス期にはより形式的で官僚的な結語へと置き換えられていった。

以上はクラフトなど従来の研究に概ね沿った説明であるが、ここではベネ・ウァレーテをもう少し別の観点から検討しておきたい。この文言が「健やかなれ」という意味の「挨拶」であるということと、当初文字列として記されていたのがモノグラム化したという二つの点にあらためて注目し、その機能を、儀礼や権威の観点から再評価すべきではないだろうか。すなわち、ベネ・ウァレーテは、特にモノグラム化される前の段階では、書記官によって作成された文書を「教皇個人の発話」へと転換するという機能を果たしたと考えられる。特権状で宣言される教皇の命令や裁定や助言が、ベネ・ウァレーテという挨拶の辞句が添えられることによって、あたかも教皇自身の口頭の声として発せられているかのような効果を生み出したのである。この点でベネ・ウァレーテは、文書を事務的なテクストから人格的発話へと再符号化する装置であったと言える。教皇文書を受け取り、読む側の者

[8] Krafft, 2010. 以下の記述では多くを同書に依っている。



【図 6】ウィクトル 2 世、フルダ修道院宛て特権状（1057 年 2 月 9 日、JL 4364）
左に位置するロタの内円上部左右にイエス・キリスト、内円下部左右にペトロとパウロ、円環部に教皇の名が記されている。中央にモノグラム化されたベネ・ウァレーテ、右にコンマが記されている。

は、ベネ・ウァレーテという挨拶のおかげで、単に命令や規定を読むのではなく、ローマから届く教皇の「声」を聴いているかのような経験をすることができた。中世において文書は朗読されることを前提として作成されたことを踏まえれば、このような「発話性」の演出は文書文化に内在する特徴であった可能性がある。このようにベネ・ウァレーテは、教皇の権威を音声的次元でモノグラムに取り込んだ言語装置であったと考えてよいだろう。しかし、この文言はモノグラム化されることで、もはや「教皇個人の発話」や「読むべき言葉」ではなく、「見て認識する記号」になった。かつては教皇自身が書くこともあったベネ・ウァレーテであるが、書記官がモノグラムとして描くことが一般化していくことで、教皇自身の手から離れ、教皇の音声を喚起する効果は次第に弱まり、教皇の権威を視覚的にデザインし演出することとなったと考えられる。

3-3. コンマの役割

コンマ（comma）は、ベネ・ウァレーテの直後に付される点状の記号であり、句読点としての役割を担ったとみられる。しかし、使用は一貫しておらず、1092 年の対立教皇クレメンス 3 世の文書までの数十年間に確認されるのみで、その後は消滅する。終末定式の象徴体系が整備される過程で、補助的記号として短期間使用された可能性が高いと考えられる。

3-4. 小括

以上のように、11 世紀半ばは、教皇文書の外観・記号体系・真正性保証装置が革新される「文書革命」と呼ぶべき時期であった。1049 年のレオ 9 世の即位はその転換点であり、ロタとベネ・ウァレーテ（およびコンマ）の導入と制度化、終末定式の固定化、そして自署と記号の関係性の再構築がこの時期に完成した。これらの改革は、後の教皇庁における文書文化というべきものの基盤を形成するとともに、教会改革期の教皇権強化を象徴する外交文書上の表現構造として位置づけられる。

おわりに

本稿を終えるにあたり、今後の研究課題を挙げるならば、教会改革期を生きた同時代人が教皇文書の書式をどのように捉えていたかを検討する余地があるように思われる。一例として、モンテ・カッシーノ修道院に属する文法および修辞学の教師で、11 世紀後半から 12 世紀初頭に活動したモンテ・カッシーノのアルベリコ（1030 頃～1105 頃）の著作は注目に値する。彼はイタリア最初期の文章作成術（ars dictaminis）の理論家として知られ、後のボロー

ニャ学派や都市書記文化の先駆と位置付けられる人物である。その著作『文章作成術要覧』（*Breviarium de dictamine*）は実務文書や書簡の作成術のための簡略な理論書であり、各種公文書や書簡、請願書と並んで教皇文書も取り上げられている。その中でアルベリコは、本稿が主題とするロタやベネ・ウァレーテについて言及しているのである[9]。

近年の中世教皇庁研究において、教皇の教会に対する権力は応答型（レスポンシヴ）な統治の力であったという見方が主流となりつつある[10]。つまり、教皇は自発的に一方的支配を及ぼすというより、各地から寄せられる要請・紛争・照会に応答することでカトリック圏ヨーロッパという広範囲における教会統治を成立させたのである。教皇側からの応答の主要な手段は教皇文書であり、その序文（アレンガ）やベネ・ウァレーテなどの綴字型視覚記号が、権威の自己表象を流通させるチャンネルとなった。教会改革期を通じて、教皇庁の文書行政が「権威を言語や形式で可視化する装置」「外部からの要請に応答して統治を成立させる一連の作業手順」「標準化された処理で規模の不足を補うシステム」という三層からなる統治インフラとなるなかで、本稿で扱った綴字型視覚記号は、受領者をはじめとする読み手にとって、教皇庁が描く教皇権威のイメージを頒布する媒体として機能したのである。こうして教皇庁の文書行政は、研究上単なる歴史補助学の対象にとどまるのではなく、教皇制を理解するための核心的な一要素として評価可能なものとなるであろう。それは教皇による教会統治の原理そのものといってよい。

ロタやベネ・ウァレーテはこうした教会統治原理を視覚的な観点のもとに理解するうえで欠くことのできない要素である。ただし、教皇権威の表明と伝達の必要性ゆえにこれらの記号は多用され発達したものの、教皇文書の依頼と作成が激増したがゆえについには業務の「合理化」、つまり文書発給量の増大に伴う書式の簡略化の圧力に呑まれて消えていく傾向を示した[11]。

[9] Bognini, 2008: 35-36.

[10] D'Avray, 2025が最近出版されたので、今後詳細に検討する必要がある。

[11] 本稿執筆のために参照することができなかったが、初期中世の教皇文書に関して次の論文が最近公刊された。Goodson and Savill, 2026. 著者の一人サヴィルによる単著 Savill, 2023とともに、扱われているのは本稿が対象とするよりもおおむね先行する時代である。

【参考文献】

Bognini, Filippo (ed.). (2008). *Alberico di Montecassino: Breviarium de dictamine* (= Edizione Nazionale dei Testi Mediolatini 21, Serie 1,12). Firenze: Sismel – Edizioni del Galluzzo.

Bresslau, Harry. (1912-1931[2]). *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italie*n. Leipzig: Veit.

Dahlhaus, Joachim. (1989). "Aufkommen und Bedeurung der Rota in Papsturkunden des Papstes Leo IX." *Archivum Historiae Pontificiae* 27: 7-84.

Dahlhaus, Joachim. (1996). "Aufkommen und Bedeutung der Rota in der Papsturkunde." In *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik* (= Historische Hilfswissenschaften 3), edited by Peter Rück, 407-423. Sigmaringen: Thorbecke.

Dahlhaus, Joachim. (2011). "Rota oder Unterschrift. Zur Unterfertigung päpstlicher Urkunden durch ihre Aussteller in der zweiten Hälfte des 11. Jahrhunderts." In *Papsturkunden des frühen und hohen Mittelalters. Äußere Merkmale – Konservierung – Restaurierung*, edited by Irmgard Fees, Andreas Hedwig and Francesco Roberg, 249-303. Leipzig: Eudora.

D'Avray, David L. (2023). *The Power of Protocol. Diplomatics and the Dynamics of Papal Government, c. 400–c. 1600*. Cambridge: Cambridge University Press.

D'Avray, David L. (2025). *Debating Papal History, c. 250–c. 1300. Responsive Government and the Medieval Papacy*, Cambridge/New York, NY: Cambridge University Press.

Engl, Hannes. (2021). "Rupture radicale ou mise en œuvre d'une conception ancienne ? Le concept de 'réforme grégorienne' à travers les recherches récentes sur la diplomatique pontificale en Allemagne." In *La Réforme grégorienne, une "révolution totale" ?* (= Rencontres 494; Rencontres. Série Civilisation médiévale 42), edited by Tristan Martine and Jérémy Winandy, 177-189. Paris: Classiques Garnier.

Fees, Irmgard. (2016). "Rota und Siegel der Päpste in der zweiten Hälfte des 11. Jahrhunderts." In *Zwischen Rom und Santiago. Festschrift für Klaus Herbers zu seinem 65. Geburtstag*, edited by Claudia Alraum, Andreas Holndonner, Hans-Christian Lehner, Cornelia Scherer, Thorsten Schlauwitz and Veronika Unger, 285-298. Bochum: Winkler.

Fees, Irmgard. (2018). "Diplomatik und Paläographie als Schlüssel zur Kulturgeschichte Papstgeschichtliche Wende und Urkundengestaltung." In *Papstgeschichte im digitalen Zeitalter. Neue Zugangsweisen zu einer Kulturgeschichte Europas*, edited by Klaus Herbers and Viktoria Trenkle, 95-107. Köln: Böhlau.

Fees, Irmgard and Francesco Roberg (eds.). (2006). *Frühe Papsturkunden (891-1054)* (= Digitale Urkundenbilder aus dem Marburger Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden – DIGUB 2/I). Leipzig: Eudora.

Fees, Irmgard and Francesco Roberg (eds.). (2007). *Papsturkunden der zweiten Hälfte des 11. Jahrhunderts (1057-1098)* (= Digitale Urkundenbilder aus dem Marburger Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden – DIGUB 2/II). Leipzig: Eudora.

Fees, Irmgard and Francesco Roberg (eds.). (2010a). *Papsturkunden des 12. Jahrhunderts: Feierliche Privilegien* (= Digitale Urkundenbilder aus dem Marburger Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden – DIGUB 2/III). Leipzig: Eudora.

Fees, Irmgard and Francesco Roberg (eds.). (2010b). *Papsturkunden des 12. Jahrhunderts: Einfache Privilegien und Litterae* (= Digitale Urkundenbilder aus dem Marburger Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden – DIGUB 2/IV). Leipzig: Eudora.

Fees, Sabine. (2023). *Das päpstliche Corporate Design. Quellen zur äußeren Ausstattung von Papsturkunden im hohen und späten Mittelalter* (= Beihefte zum Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde 21). Köln: Böhlau.

Frenz, Thomas. (1996). "Graphische Symbole in päpstlichen Urkunden (mit Ausnahme der Rota)." In *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik* (= Historische Hilfswissenschaften 3), edited by Peter Rück, 399-406. Sigmaringen: Thorbecke.

Frenz, Thomas. (2000^{2}). *Papsturkunden des Mittelalters und der Neuzeit* (= Historische Grundwissenschaften in Einzeldarstellungen 2). Stuttgart: Steiner.

Goodson, Caroline, and Savill, Benjamin. (2026). "Papyrus Economies and the Experience of Early Medieval Papal Documents." *Past & Present*. https://doi.org/10.1093/pastj/gtaf023

Hageneder, Othmar. (1995). "Probleme des päpstlichen Kirchenregiments im hohen Mittelalter (Ex certa scientia, non obstante, Registerführung)." *Lectiones eruditorum extraneorum in Facultate Philosophica Universitatis Carolinae Pragensis factae*, 4, 49-77.

Hartmann, Heinz. (1939). "Über die Entwicklung der Rota. Ein Beitrag zum Urkundenwesen des Reformpapsttums." *Archiv für Urkundenforschung*, 16, 385-412.

JL: Jaffé, Philippus (ed.). (1885-1888). *Regesta pontificum romanorum ab condita ecclesia ad annum post Christum natum MCXCVIII*, editionem secundam correctam et auctam auspiciis Gulielmi Wattenbach, curaverunt S. Loewenfeld, F. Kaltenbrunner and P. Ewald. Lipsiae: Veit.

Krafft, Otfried. (2010). *Bene Valete. Entwicklung und Typologie des Monogramms in Urkunden der Päpste und anderer Aussteller seit 1049*. Leipzig: Eudora.

Krafft, Otfried. (2011). "Der monogrammatische Schlußgruß (Bene Valete). Über methodische Probleme, historisch-diplomatische Erkenntnis zu gewinnen." In *Papsturkunden des frühen und hohen Mittelalters. Äußere Merkmale – Konservierung – Restaurierung*, edited by Irmgard Fees, Andreas Hedwig and Francesco Roberg, 209-247. Leipzig: Eudora.

Oelrichs, Johannes Carolus Conradus.（1773）. *De siglo pontificali Bene Valete. Periculum novum diplomaticum cum LXVII figuris* ... Paleo-Stetini: Leich.

Pflugk-Harttung, Julius von.（1884）. “Das Komma auf päpstlichen Urkunden.” *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*, 5, 434–439.

Pflugk-Harttung, Julius von.（1901）. *Die Bullen der Päpste bis zum Ende des zwölften Jahrhunderts*. Gotha: Perthes.

Rabikauskas, Paul.（1958）. *Die römische Kuriale in der päpstlichen Kanzlei*. Roma: Pontificia Università Gregoriana.

Rabikauskas, Paul.（1995）. “Die Arbeitsweise der päpstlichen Kanzlei（Ende 12.–Anfang 13. Jahrhundert）.” *Archiv für Diplomatik*, 41, 263–271.

Rabikauskas, Paulus.（1998[6]）. *Diplomatica pontificia*, Roma: Pontificia Università Gregoriana.

Rück, Peter.（2000）. “Die hochmittelalterliche Papsturkunde als Medium zeitgenössischer Ästhetik.” In *Arbeiten aus dem Marburger hilfswissenschaftlichen Institut*（= Elementa diplomatica 8）, edited by Erika Eisenlohr and Peter Worm, 3–29. Marburg an der Lahn: Institut für Historische Hilfswissenschaften.

Savill, Benjamin.（2023）. *England and the Papacy in the Early Middle Ages: Papal Privileges in European Perspective, c. 680–1073*. Oxford: Oxford University Press.

Werner, Judith.（2017）. *Papsturkunden vom 9. bis ins 11. Jahrhundert: Untersuchungen zum Empfängereinfluss auf die äußere Urkundengestalt*（= Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften zu Göttingen. Neue Folge 43）. Berlin: De Gruyter.

Zutshi, Patrick N.R.（2003）. “Innocent III and the Reform of the Papal Chancery.” In *Innocenzo III. Urbs et orbis. Atti del Congresso Internazionale（Roma, 9–15 settembre 1998）*, edited by Andrea Sommerlechner, vol. 1, 84–101. Roma: Società romana di storia patria.

【参照ウェブサイト】

マールブルク大学 Forschungsinstitut Lichtbildarchiv älterer Originalurkunden (LBA) ウェブサイト：https://lba.hist.uni-marburg.de/

モノグラムから署名へ？
――カペー・ヴァロワ朝期の綴字型視覚記号の位相――[1]

From Monogram to Signature?
The Phases of Litero-Graphicacy Signs in the Capetian and Valois Dynasties

加藤　玄
KATO Makoto

日本女子大学文学部
Japan Women's University, Faculty of Humanities

著者抄録

本稿は、中世フランスのカペー朝およびヴァロワ朝における「綴字型視覚記号」としてのモノグラムと署名の変遷を、文字と図像の境界領域を捉える「リテロ＝グラフィカシー」の視座から考察したものである。カペー朝のモノグラムは、カロリング朝以来の菱形構造を墨守することで王朝の連続性を可視化する「類像（イコン）」として機能した。しかし、それは次第に過剰な装飾によって可読性を失い、尚書局による非人格的な行政的認証記号へと変質していった。それに対して、14 世紀のヴァロワ朝において確立された国王の自筆署名は、王が直接ペンを執り意志を表明した物理的痕跡である「指標（インデックス）」としての性質を持つ。ジャン２世やシャルル５世の署名は飾り書きにより威厳を演出したが、14 世紀末の政治的危機を経て、シャルル６世以降は装飾が縮小し、筆跡そのものが王の実存を証明する草書的な形式へと変化した。この移行は、王権の正統性の根拠が、伝統的形式の反復という「制度」から、王個人の身体的関与という「主体」へと構造的に転換したことを示しており、中世後期の視覚認識の変容を映し出している。

Summary

This paper examines the transition of monograms and signatures as “script-based visual signs” in the Capetian and Valois dynasties of medieval France, from the perspective of “litero-graphicacy,” which captures the boundary between text and image. Capetian monograms functioned as “icons” that visualized dynastic continuity by strictly adhering to the rhombus structure derived from the Carolingian dynasty. However, they gradually lost legibility due to excessive ornamentation and transformed into impersonal administrative authentication signs used by the chancellery. In contrast, the royal autograph signatures established in the 14th-century Valois dynasty possessed the nature of an “index,” representing the physical trace of the king directly holding the pen to express his will. While the signatures of John II and Charles V staged dignity through flourishes (paraphes), following the political crises of the late 14th century, the ornamentation was reduced from Charles VI onwards, and the form shifted to a cursive style where the handwriting itself proved the king’s existence. This transition indicates a structural shift in the basis of royal legitimacy from the “institution” of repeating traditional forms to the “subject” of the king’s personal physical involvement, reflecting a transformation in late medieval visual perception.

キーワード
リテロ＝グラフィカシー　モノグラム　署名　個人印章　カペー朝　ヴァロワ朝

Keywords
Litero-Graphicacy; Monogram; Signature; Signet; the Capetian dynasty; the Valois dynasty

原稿受理日：2026.1.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 173–196.

目　次

はじめに
1. カペー朝期のモノグラム
　1-1. カペー朝初期のモノグラム：菱形構造への厳格な準拠
　1-2. フィリップ１世以降のカペー朝フランス国王のモノグラム
　1-3. ヴァロワ朝初期におけるモノグラムの消滅
2. ヴァロワ朝フランス国王の署名
　2-1. ジャン２世の署名

[1] 本稿は、2024 年 5 月 19 日に東京外国語大学で開催された第 74 回日本西洋史学会大会小シンポジウムにおける口頭報告を基にしている。また、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究 (B)「リテロ＝グラフィカシーを展開軸とする中世視覚認識論の構築」（研究代表者：千葉敏之、研究課題番号：25K00486）による研究成果の一部である。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

2-2. シャルル５世の署名
2-3. シャルル６世の署名
2-4. シャルル７世の署名
3. モノグラムから署名へ？：14 世紀における認証システムの構造転換
3-1. 認証の「場」の移動と発生論的断絶
3-2. 記号論的議論：類像（イコン）から指標（インデックス）へ
3-3. 署名の歴史的コンテクスト：危機と意志
3-4. 制度から身体へ：「触媒」としての個人印章
おわりに：リテロ＝グラフィカシー論の構築に向けて

はじめに

本稿の目的は、中世フランス王国カペー朝およびヴァロワ朝期における「綴字型視覚記号」としてのモノグラム（仏：monogramme）と署名（仏／英：signature）を考察対象とし、「リテロ＝グラフィカシー（Litero-graphicacy）」を巡る議論に実証的な素材を提供することにある。本稿で提唱する「リテロ＝グラフィカシー」とは、従来の歴史学において支配的であった文字中心の「リテラシー（literacy）」研究と、図像や記号の認識・表現能力を扱う「グラフィカシー（graphicacy）」研究とを架橋するための視座である。中世の文書空間において、文字は単なる言語情報のコードではなく、それ自体が視覚的な「形（*figura*）」として受容されていた。リテロ＝グラフィカシーとは、この文字の図像性と図像の読解可能性が未分化に混交する認識領域を指す概念である。本稿で取り上げるモノグラムや署名は、まさに「文字」と「図像」の境界領域に位置しており、当時の視覚認識を解明する上で枢要な位置を占める存在と言える[2]。

本主題に関する先行研究は、まず文書形式学的（diplomatique）アプローチにおいて、アルチュール・ジリをはじめとする19世紀以来の厚い蓄積がある[3]。なかでもフランス王のモノグラム研究に画期をもたらしたオリビエ・ギョジャナンは、モノグラムを「認証を示す法的な意味合いと、王権者とその意志を示す象徴的な意味合いを併せ持つもの」と規定し、タイプ・形態・自筆要素・サイズの四点から分析を加えた[4]。他方、署名について『文書形式学国際用語集』は、「署名者がその責任を負う、名前（またはその一部）を含む自筆の個人的な印」と定義し、一般に飾り書き（paraphe）を伴うものとしている[5]。

こうした文書形式学的研究に、記号論や社会史の視点を加えたのがベアトリス・フレンケルである。彼女は著書『署名──記号の生成』において、文書形式学の知見とパースの記号分類を接合し、モノグラムや署名といった多様な記号を、「類像記号（icône）」から「指標記号（index）」への移行プロセスとして描き出し、署名の成立とその権威化の過程を跡づけた[6]。近年では、クロード・ジェイが上述の文書形式学的アプローチと記号論的アプローチを統合し、「権力行使とその文書的表象」という観点から包括的な議論を展開している。ジェイの研究『中世における署名と権力』は、メロヴィング朝から近世に至る国王署名の通史を試み、モノグラム・個人印章・署名の変遷を、文書形式学

[2] 「リテロ＝グラフィカシー」概念については、本誌掲載の千葉論文を参照。

[3] Giry, Arthur, *Manuel de diplomatique*, Paris, 1894.

[4] Guyotjeannin, Olivier, “Le monogramme dans l'acte royal français (X^e - début du XIV^e siècle),” In *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik*, éd. par Peter Rück, Sigmaringen, 1996, pp. 293-318. 引用は、p. 293.

[5] Bautier, Robert-Henri, et María Milagros Cárcel Ortí, éd., *Vocabulaire international de la diplomatique*, Valéncia, 1997, p. 68. なお、飾り書き（paraphe）については、「偽造を困難にするために、原則として署名に付随する多かれ少なかれ装飾的な線または一連の線」と説明されている。*Ibid.*, p. 48.

[6] Fraenkel, Béatrice, *La signature. Genèse d'un signe*, Paris, 1992.

に基づく認証実践の歴史として再構成した点に最大の特徴がある[7]。

これら先行研究の成果と用語を前提としつつも、本稿は問いの立て方において一線を画する。すなわち、モノグラムや署名を単なる個別の「認証技術」として記述するのではなく、それらを「綴字型視覚記号」として捉え直し、中世後期の視覚認識、すなわちリテロ＝グラフィカシーの変容過程を具体的に描き出すことに主眼を置く。ただし、この「文字」と「図像」を架橋する視座は、現代的な分析概念の単純な適用ではない。マーク・アムスラーが論証するように、すでに12世紀にソールズベリーのジョンは、文字（*littera*）を「形象（*figura*）」と定義し、それらが「眼の窓を通じて（*per oculorum fenestras*）」事物を精神に提示する視覚的媒体であることを強調していた[8]。本稿が提唱するリテロ＝グラフィカシーは、こうした中世固有のマルチモーダルなリテラシーのあり方に根ざすものである[9]。換言すれば、フレンケルやジェイが主として「権力行使と文書実務」の側面から署名を捉えたのに対し、本稿は文字と図像が交差する「見る／読む」の場において、これらの記号がいかに知覚され、意味づけられたのかを問うものである。

以下、本稿ではカペー・ヴァロワ朝期（10世紀末～15世紀半ば）の国王を主たる対象として、綴字型視覚記号としてのモノグラムと署名の性格の変遷をたどる。先行研究の知見に依拠しつつも、「モノグラムの消滅」と「署名の誕生」という現象を新たな角度から再考し、リテロ＝グラフィカシーを展開軸とする中世的視覚認識の構築に寄与することを以て、本稿の最終的な到達点とする。

1. カペー朝期のモノグラム

1-1. カペー朝初期のモノグラム：菱形構造への厳格な準拠

カロリング朝からカペー朝初期にかけてのフランス国王文書において、モノグラムの使用は、王朝の連続性と正統性を可視化する枢要な装置であった[10]。西フランク国王、およびそれに続く初期カペー朝の王たちは、モノグラムのデザインにおいて、カロリング朝以来の伝統である「中央に菱形を配した十字型」構造に対し、厳格な準拠を示し続けた[11]。シャルルマーニュに由来するこの菱形構造は、本来、内部にシェブロン（山形）や文字を配置することでA・O・Vといった特定の文字を表現する機能を有していた。しかし、時代が下りカルロマン2世の治世に至る頃には、菱形構造の文字表現機能は既に形骸化し始めていた。それにもかかわらず、この構造は放棄されることなく、シェブロン等を配置するための装飾的かつ機能的な枠組みとして維持され続けたのである。

特筆すべきは、987年のカロリング朝からカペー朝への王朝交代に際しても、形式的な断絶が直ちには生じなかった点である。987年に王位についたユーグ・カペの尚書局は、王名の4文字を菱形十字の四隅に配置するという、帝国的な形式への固執を見せた[12]。ジェイはこれを、新王朝がカロリング朝の血統的・政治的後継者であることを標榜し、その正統性を主張するための「帝国の夢」の体現であったと解釈

[7] Jeay, Claude, *Signature et pouvoir au Moyen Âge*, Paris, 2015.
[8] Amsler, Mark E., *Affective Literacies: Writing and Multilingualism in the Late Middle Ages*, Turnhout, 2011, p. 35.
[9] *Ibid.*, p. xv.
[10] Jeay, *op. cit.*, p. 35.
[11] Guyotjeannin, *op. cit.*, p. 297.
[12] 【図1】（図は別添。以下同じ）: Direction générale des Archives nationales, *Musée des Archives nationales. Documents originaux de l'histoire de France, exposés dans l'Hôtel Soubise*, Paris, 1872, p. 58.

している[13]。このカロリング的な菱形十字構造は、ロベール２世やアンリ１世といった初期カペー朝の王たちによっても忠実に踏襲された[14]。彼らの尚書局は、東フランク王たちが採用した印章やモノグラムの影響を拒絶し、あくまで西フランク独自の伝統である菱形十字構造を墨守することで、独自のアイデンティティを模索したのである。フィリップ１世の治世に至るまで、尚書局はこの構造を、時に形式的な不整合を伴ってでも維持しようとする強い意志を示していたと言える[15]。

1-2. フィリップ１世以降のカペー朝フランス国王のモノグラム

フィリップ１世の治世は、古典的なカペー朝国王文書（*diploma*）の形式が確立へ向かう過渡期に位置づけられる[16]。フィリップ１世は基本的に父王アンリ１世の菱形十字構造を踏襲したが[17]、1101年の文書においては伝統的な菱形を排し、H字を基礎とするごく新しい構造を試行した例が確認されている[18]。ギョジャナンはこのH字型の採用について、後のルイ６世以降の定型を先取りするものであり、カロリング的要素の再構成、あるいは「復興」の試みとして位置づけられる可能性を指摘している[19]。

ルイ６世の時代、モノグラムの構造は明確な変化を遂げ、H字型に基づいたデザインが大半を占めるようになった[20]。このH字型構造は、ルイ１世（敬虔王）やルイ２世（吃音王）のモデルを想起させるカロリング的な外観を意図的に志向したものであった[21]。Hの左柱には*D*と*L*が、右柱には*C*と*V*が配され、*O*と*S*の配置には試行錯誤が見られたものの、次第に右柱の上部両側に配置される型へと収斂していった[22]。続くルイ７世も父王の最終形を継承し、ここに至りH字型構造はカペー朝の標準として定着する。同時に、モノグラムの配置場所も文書の終末定式（エスカトコル）内部へと固定化されるようになった[23]。

フィリップ２世の尚書局は、ルイ７世のH字型構造を継承しつつ、フィリップ名を冠する全王朝が採用することになる型へと昇華させた[24]。すなわち、*H*の横棒を切断し、その中央に*S*を挿入するという特徴的なデザインである[25]。もはやHの構造自体は、王名に含まれる*H*としての文字通りの意味を喪失していたが、不変の枠組みとして機能し、文書の荘厳さに応じて装飾の度合いが調整されるようになった[26]。ルイ８世は、祖父ルイ７世の要素（中央の*O*に*I*を含める等）を取り入れつつも、カペー朝における唯一の例外として、H字型の「横線」を放棄したデザインを採用した[27]。これは支持構造

[13] Jeay, *op. cit.*, p. 41, n. 36.
[14] 【図２】: *Musée des Archives nationales*, p. 64; 【図３】: *Ibid.*, p. 65.
[15] Jeay, *op. cit.*, p. 41.
[16] Guyotjeannin, *op. cit.*, p. 299.
[17] 【図４】: Prou, Maurice, et Henry d'Arbois de Jubainville, éd., *Recueil des actes de Philippe I^er^ (1059-1108)*, Paris, 1908, P1. II, n. 4.
[18] 【図５】: Guyotjeannin, *op. cit.*, p. 308, P1.
[19] *Ibid.*, pp. 300-301.
[20] 【図6】: *Ibid.*, p. 308, P2.
[21] 【図7】: *Ibid.*, p. 316, P18; Jeay, *op. cit.*, p. 38.
[22] 【図8】: Guyotjeannin, *op. cit.*, p. 309, P3; 【図9】: *Ibid.*, p. 309, P4.
[23] 【図10】: *Ibid.*, p. 309, P5; 【図11】: *Ibid.*, p. 309, P6.
[24] Jeay, *op. cit.*, p. 38.
[25] 【図12】: Guyotjeannin, *op. cit.*, p. 311, P7.
[26] 【図13】: *Ibid.*, p. 311, P8; 【図14】: *Ibid.*, p. 312, P9.
[27] 【図15】: *Ibid.*, p. 312, P10.

としてのHが文字的意味を完全に失った帰結とも考えられるが、続くルイ9世はこの横線を復活させ、父の型へと回帰している[28]。この時期、装飾性の追求は顕著となり、横線上の*O*の両脇に*V*と*S*を並置するなど、グラフィック的な洗練が進展した[29]。

フィリップ4世の治世に至り、モノグラムは尚書局の技術的な道具として完全に定型化し、装飾化の極致に達した[30]。1313年6月の文書では、モノグラム中央の*S*の上に、王家の紋章である「フルール・ド・リス（百合の花）」が冠されている[31]。この表象は息子のフィリップ5世にも引き継がれた[32]。同時期には国王大官（grands officiers）の下署にも紋章的要素（百合、十字、鳥など）が取り入れられており、これは14世紀初頭における、文書空間への紋章と王家の象徴の浸透を示すものであった[33]。

1-3. ヴァロワ朝初期におけるモノグラムの消滅

西フランク国王からカペー朝、そしてヴァロワ朝初期に至るモノグラムの歴史は、断絶ではなく、緩やかな連続と変容のプロセスであった。カロリング朝の遺産であるモノグラムは、10〜11世紀の混乱期を経て、フィリップ1世の治世下で古典的カペー朝国王文書の一部として再定義された[34]。この過程で、モノグラムは文書下部を浮遊する状態から終末定式内へと固定され、王の個人的署名としての性格から、尚書局による技術的・行政的な認証記号へと変質していった[35]。この「非人格化」のプロセスはカペー朝からヴァロワ朝への継承期においても継続し、最終的にフィリップ6世治世初期（1330年頃）以降、国王文書におけるモノグラムはほぼ姿を消す[36]。

ギョジャナンによれば、モノグラムは、それが付される媒体である国王文書の形式と不可分に結びついていた。国王文書は、ラテン語の使用、神への呼びかけ、長大な措置部（*corroboratio*）、そして国王大官の装飾的な下署などを特徴とする、最も荘厳な文書形式である。モノグラムはこの荘厳な文書の認証に特化された記号であり、それ以外の実務的文書（書簡など）に用いられることはなかった。ゆえに、14世紀に入り行政の合理化が進み、国王文書という形式の運用が縮小・変容すると、モノグラムも用例を減らし、最終的には国王文書からほぼ姿を消すことになったのである[37]。

他方、ジェイは、モノグラムの消滅を早めた要因の一つとして、その過剰な装飾性を指摘する[38]。時代が下るにつれ、モノグラムは装飾文字というよりも描画（デッサン）の性質を帯び、二重線や太さの対比、植物文様、アラベスクといった装飾要素が、本来の支持構造（名前を示す文字）を覆い隠していった。これらの豪奢な装飾は、王名を美的に際立たせることを意図していたが、結果として可読性を弱め、ジェイの

---

[28] 【図16】: *Ibid.*, p. 313, P11.
[29] *Ibid.*, pp. 302-303.
[30] Jeay, *op. cit.*, p. 44.
[31] 【図17】: Guyotjeannin, *op. cit.*, p. 314, P14.
[32] 【図18】: *Ibid.*, p. 315, P15.
[33] *Ibid.*, p. 304.
[34] *Ibid.*, p. 299.
[35] *Ibid.*, p. 300.
[36] 【図19】: Viard, Jules, "Diplômes et lettres solennelles de Philippe VI de Valois," *Le Moyen Âge* 24 (1911), p. 230; Jeay, *op. cit.*, p. 45. ジュール・ヴィアールは、フィリップ6世の統治期におけるモノグラムの「復活」を、王権の脆弱性を補い、その正統性を確立するための計算された政治的行為と解釈した。
[37] Guyotjeannin, *op. cit.*, pp. 303-305.
[38] Jeay, *op. cit.*, pp. 44-45.

言うところの「空虚な荘厳さ」へと傾斜させたのである。リテロ＝グラフィカシーの観点からみれば、これは「読む文字」から「見る文字」へという転回（少なくとも志向性の変化）として理解できる。王名の可読性を犠牲にしてまで追求された視覚的荘厳さは、文字が図像的権威の素材へと変換されうる中世特有の認識様式を示している。

2. ヴァロワ朝フランス国王の署名

2-1. ジャン２世の署名

フランス国王が文書に自筆署名を行う慣行が本格的に確立されたのは、ジャン２世の治世においてである[39]。国王の署名は、中核的な図形要素である「洗礼名」と、それに付随する装飾的な「飾り書き」という、明確に区分されつつも相互に絡み合う二つの要素から構成される。洗礼名 *Jehan* は、頭文字 J が垂直軸を形成し、これに名前の両側面と下部を縁取る飾り書きが組み合わさることで、三方から国王名を視覚的に強調する構造を持つ。筆致には細心の注意が払われ、太線と細線の巧みな使い分けが見て取れるほか、文字 *h* の縦棒や *n* の脚部末端が飾り書きと一体化することで、全体として優雅な印象を醸成している[40]。

この署名の採用は、単なる蔵書票（ex-libris）としての所有記号の転用にとどまらず[41]、文書行政に対する国王の関与が質的変化を遂げたことを示唆するものであった。事実、ロンドン捕囚期（1357～1360年）の書簡においてこの形式は完成を見ている。ジャン２世の署名はサイズこそ比較的小規模で控えめなものであったが、飾り書きと名前を有機的に結合させるこの形式は、後継者たちが準拠すべき範型を提示することとなった[42]。

2-2. シャルル５世の署名

父ジャン２世に比して、シャルル５世は遥かに多くの書簡に署名を残しており、その変遷の軌跡は、署名形式に対する積極的な個人的探求の過程を映し出している[43]。王太子時代の初期署名は、父のモデルを模倣した小規模かつ控えめな形式であった[44]。これは、正統性の確保と、父の路線の継承を意図した意識的な模倣であったと解される。

しかし、シャルル５世の署名は徐々に変貌を遂げ、最終的には紙面を力強く占有する大型の署名へと発展した。完成形において、洗礼名 *Charles* は独立した要素として際立ち、飾り書きによる縁取り効果が一層顕著となっている[45]。父の署名における *J* のような垂直軸を持たないため、名前そのものが孤立し、強調される視覚効果が生じている。また、飾り書きには十字を形成する４つの点などの装飾要素が組み込まれ、国王名を視覚的に演出する機能を果たした[46]。この署名の拡大と洗練は、文書空間において王権の壮麗さと威厳を誇示する必要性に応答した結果であったと言える[47]。

---

[39] *Ibid.*, pp. 91-92.

[40] 【図20】: Franklin, Alfred Louis August, *Les anciennes bibliothèques de Paris. Eglises, monastères, colléges, etc.*, Paris, 1870, t. II, p. 109.

[41] Jeay, *op. cit.*, pp. 93-94.

[42] 【図21】: *Ibid.*, p. 98, Figure 9.

[43] *Ibid.*, pp. 99-101.

[44] 【図22】: *Ibid.*, p. 101, Figure 10.

[45] 【図23】: Franklin, *op. cit.*, p. 111.

[46] Jeay, *op. cit.*, pp. 99-100.

[47] *Ibid.*, p. 95.

2-3. シャルル６世の署名

シャルル６世は治世前半において、先代シャルル５世の署名形式を極めて忠実に継承していた[48]。この第一の型は、*J* に類似した頭文字の処理、名前の下線、および各々が点を含む３つの湾曲部から成る飾り書きを特徴としていた。しかし、1393年４月頃を境に急激な変更が加えられ、第一の型との連続性は大きく弱まることとなる[49]。

1393年４月以降の第二の型では、それまでの特徴であった *J* 型の線、下線、および多数の点や記号といった装飾要素が払拭された[50]。代わって採用されたのは、名前の両脇に配置された２つの小さな *S* 字型要素と３つの点のみという、大幅に縮小された飾り書きであった。この変更は、尚書局の伝統であった「三方を囲む飾り書き」の放棄と、より個人的かつ新規な要素の採用を意味しており、署名の歴史における根本的な断絶を画するものであった[51]。

2-4. シャルル７世の署名

シャルル７世の署名は、父シャルル６世の晩年の形式、すなわち1393年の断絶以降のスタイルを継承している。王太子時代の初期こそ尚書局モデルの不器用な模倣が見られたものの、次第に独自の形式を確立していった[52]。国王としての署名は、かつてのような「描かれた署名（signature-dessinée）」ではなく、筆記行為の延長線上にある草書的な「書かれた署名（signature-écrite）」としての性格を強めている[53]。

シャルル７世の署名において、かつての壮麗な飾り書きによる縁取りはほぼ姿を消した[54]。これはシャルル６世による変更が一過性にとどまらず、後継者の署名実践へと継承されたことを示唆する。名前の記述は簡素かつ迅速であり、署名は称号の提示よりも筆記行為そのものに比重が移る。特に *le* の文字が連結された草書体で記される点など、署名は定型化しつつも、筆跡には個人の身体的特徴が反映されている[55]。治世末期には、老いと病により筆致が震え、崩れる様子も確認でき、署名が身体的痕跡として読まれうることを示している[56]。

以上の通り、ヴァロワ朝における署名の歴史は、ジャン２世による創始に始まり、父から子への模倣と継承を通じて展開した。ジャン２世とシャルル５世の間には、形式的類似性と「演出」の強化という連続性が認められる。しかし、シャルル６世の1393年の変更は、尚書局の伝統的枠組みからの脱却という大きな転換点となった。シャルル７世はこの変化を受容し、署名は壮麗な図形から、より個人の筆跡に近いものへと変質したのである。

署名の進化における最も顕著な傾向は、飾り書きの縮小・後退である。ジャン２世やシャルル５世の時代には、名前を三方から囲む複

---

[48] 【図24】: Delisle, L. V., “Une fausse lettre de Charles VI,” *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes* 51（1890）, p. 92.

[49] ジェイは、約150例の署名コーパスを分析し、シャルル６世が治世前半においてはシャルル５世と同型の三辺囲みの飾り書きを用い、1393年春に第二の型へと一挙に切り替えたこと、２つの型が併用される移行期は確認できないことを示している。Jeay, *op. cit.*, pp. 109-112.

[50] 【図25】: Delisle, *op. cit.*, p. 92.

[51] ジェイは、1419年以降の第二型の署名の多くは王の精神疾患が不可逆となったのちに書記が代理で付したものであるとしつつも、署名形態そのものは1393年に決定的に切り替わり、以後はその型が維持されたと結論づけている。Jeay, *op. cit.*, pp. 117, 123-124.

[52] 【図26】: Du Fresne de Beaucourt, Gaston, *Histoire de Charles VII*, Paris, 1892, t. VII, Album, I;【図27】: *Ibid.*, Album, II.

[53] Jeay, *op. cit*., pp. 125-128.

[54] 【図28】: Du Fresne de Beaucourt, *op. cit.*, Album, III.

[55] Jeay, *op. cit.*, pp. 127-130.

[56] 【図29】: Du Fresne de Beaucourt, *op. cit.*, Album, VI.

雑な飾り書きが王権の威厳を視覚化していた。しかし、シャルル６世の変更により飾り書きは名前両脇の微小な要素へと縮小され、囲い込み機能は喪失した。この傾向はシャルル７世を経てさらに加速し、15世紀後半には飾り書きが大幅に後退し、国王の洗礼名のみを中心とする簡素な形式が優勢となっていく[57]。

この潮流は、リテロ＝グラフィカシーの観点からは、「図像的縁取りとしての飾り書き」が退潮する一方で、「筆跡そのもの」が王の身体性と感情の痕跡として前景化していく過程として解釈できる。飾り書きの縮小と草書化は、王権を象徴する整然としたロゴタイプから、王個人の筆致そのものを権威の担い手とする方向への転換であった。ここで重要となるのは、筆跡という「視覚情報」が、書き手の「身体性」を媒介として、読み手の受容（情動）へと接続されうるメカニズムである。アムスラーはこれを「情動的リテラシー（affective literacies）」と呼び、中世のリテラシーが目や手、心臓といった身体器官を総動員する「身体化された（embodied）」実践であったと論じている。テキストとは「情動（affect）」が物理的に刻印される場であり、読み手はその痕跡（*ductus*）を目で追うことを通じて、書き手の身体的経験を追体験する[58]。この視座に立てば、ヴァロワ朝の署名の変容――特にシャルル６世の震える筆致や、シャルル７世の迅速な草書体――は、単なる書字効率の追求に還元しきれない側面を持つ。すなわち、筆跡の揺れや速度の表象は、王の身体的条件や心理状態を想起させ、読み手に対して「制度」としての王ではなく「書く身体」としての王を意識化させる可能性がある。言い換えれば、署名は、筆跡という視覚的痕跡を通じて王の身体性を媒介し、読み手の受容（情動）へ接続する新たなコミュニケーション様式を示唆しているのである。

3. モノグラムから署名へ？：14世紀における認証システムの構造転換

3-1. 認証の「場」の移動と発生論的断絶

カペー朝からヴァロワ朝にかけての「綴字型視覚記号」の変遷は、単なる図像的流行の推移に留まらず、文書認証システムと王権表象における構造的な転換を画するものであった。14世紀、フランス王権の文書行政には構造的な再編が生じていた。従来、文書の真正性を保証する中心であった印章や印璽の独占的地位が相対化され、新たな認証手段としての署名が、徐々に、しかし確実にその地位を確立し始めたのである。一見すると、文字を組み合わせた図像であるモノグラムが簡略化され、署名へと「進化した」かのような連続性が想定されるかもしれない。しかし、ジェイが警鐘を鳴らすように、「国王署名の起源としてのモノグラム」という進化論的な見方には慎重な留保が必要である。両者の間には発生論的な断絶が存在するからである[59]。にもかかわらず、全く異なる出自を持つ署名が、旧来のモノグラムが占めていた「視覚的権威の座」を置き換え得たという事実こそが、中世後期の王権が求めた正統性の根拠が変化したことを示している。したがって、本稿で論じる「モノグラムから署名へ」という移行は、形態上の直接的な系譜関係ではなく、王名を通じて権威を視覚化するという「機能レベルにおける継承」を指すものである。

両者の主要な差異は、その出現する「場」にある。第１節で確認したように、モノグラムはあくまで尚書局によって作成される荘厳な「国王文書」という閉じた体系と不可分な存在で

[57] Jeay, *op. cit.*, p. 156.
[58] Amsler, *op. cit.*, p. xxiv.
[59] Jeay, *op. cit.*, p. 46.

あった。対して署名は、元来、尚書局の厳格な統制の外で作成される文書、すなわち「書簡（lettre）」や「命令書（mandement）」といった、より私的で迅速な意思決定を要する領域から胚胎したものである。すなわち、署名はモノグラムの直系の子孫ではなく、全く異なる論理と現実的要請から生じた記号体系であった。ただし、形態的連続性は乏しく、機能的な出自も異なるが、国王の名前を演出し、個人的な記号を通じて意志と承認を可視化するという点において、モノグラムと署名の背後にある志向性には重なりが見出せる[60]。言い換えれば、モノグラムが担ってきた「王名の権威化／視覚化」の機能は、14世紀の政治的危機の中で、より直接的かつ身体的な証しである「自筆署名」へと、その一部を譲り渡していったのである。

3-2. 記号論的議論：類像（イコン）から指標（インデックス）へ

この移行を記号論的な枠組みで捉え直すならば、フレンケルが援用したパースの記号分類による分析が有効である。フレンケルは、中世における同一性の記号の変遷を、「類像記号（イコン）としてのモノグラム」から「指標記号（インデックス）としての署名」への移行として図式化している[61]。

カロリング朝やカペー朝初期のモノグラムは、王の名前を幾何学的に再構成したものであり、それは王個人の身体的痕跡というよりも、王権という抽象的概念や王朝の血統を視覚的に模倣する「類像」としての性質を強く帯びていた。フレンケルは次のように指摘する。

> シャルルマーニュのモノグラムに見られる幾何学的性格（géométrisme）は、（中略）12世紀まで重要な形態であり続けた。（中略）この持続性は、この記号に正当性を示す参照先としての地位を与えている。（中略）モノグラムの形が姓の代替機能を果たしているといえよう。名の多様性を超えて、これは血統の存在を示している[62]。

対して、14世紀に登場する署名は、王の手による筆記という物理的な接触を前提とする「指標」である。

> 署名は、署名者を特徴付けると同時に、個人のアイデンティティに対するある種の社会的概念をも明らかにする[63]。（中略）署名はその主要な機能である、認証のしるしとしての役割を果たすことに、この力を負っている[64]。

すなわち、署名は王が「そこにいた」こと、その瞬間にペンを執り意志を表明したことの物理的な痕跡として機能したのである。しかし、ヴァロワ朝初期の署名は、純粋な指標記号としてのみ機能したわけではない。ジェイがジャン2世やシャルル5世の署名分析を通じて示したように、そこには「署名–指標記号（signature-indice）」と「署名–類像記号（signature-icône）」の二重性が存在した[65]。王の署名は、単に名前を書く行為（指標）であると同時に、定型化された書体や飾り書きを伴うことで、王権の威厳を視覚的に象徴する画像（類像）としても機能していたのである。

---

[60] Jeay, *op. cit.*, p. 47.
[61] Fraenkel, *op. cit.*, p. 13.
[62] *Ibid.*, pp. 79–90.
[63] *Ibid.*, p. 8.
[64] *Ibid.*, p. 18.
[65] Jeay *op. cit.*, p. 161.

> フランス王は常に一つの署名しか持つことができず、特別な状況を除いて、王がそれを変更することは不可能である。（中略）国王の署名は、彼を政治的・階層的ネットワークの中に位置づけ、不変のピラミッドの頂点に位置づける[66]。

このジェイの指摘は重要である。署名は個人の筆跡という「揺らぎ」を含みつつも、王という公的人格を表象する以上、不変の同一性を保つことが要請されたのである。モノグラムから署名への移行は、王権の正統性の根拠が、伝統的な形式の反復から、王個人の身体的関与と意志の表明へと重点を移したことを意味している。

ただし、フレンケルとジェイの図式は、主として記号の分類と認証機能の変化に焦点を当てており、「署名がどのように見られ／読まれたのか」という認知・感情の次元については十全な検討がなされていない。本稿は、モノグラムおよび署名を「綴字型視覚記号」と定義し、文字が図像として振る舞い、図像が文字のように読まれるというリテロ＝グラフィカシー的な交差点に注目することで、先行研究の図式を補完・拡張しようとする試みである。すなわち、モノグラムの抽象化と署名の身体化は、単なる記号の性質変化ではなく、権威やアイデンティティを「見る／感じる／記憶する」認識論的枠組みそのものの変容として理解されるべきなのである。

3-3. 署名の歴史的コンテクスト：危機と意志

なぜ14世紀半ばという時期に、このような「意志の表明」としての署名が要請されたのか。それはヴァロワ朝初期の王たちが直面した政治的危機と密接に結びついている。

第一に、ジャン２世の事例である。彼の署名形式が確立されたのは、ポワティエでの敗北に続くロンドン捕囚期（1357～1360年）であった。彼はこの時期、王太子（後のシャルル５世）に宛てた書簡において、人事権を巡る命令無視に異議を唱え、自らの任命を強行するために署名を行っている[67]。これは、印璽による通常の統治機構から切り離された王が、自らの「明白な意志（volonté expresse）」を遠隔地に及ぼすための新たな認証手段を渇望したことを意味する。ここでの署名は、不在の王を現前させ、その命令の真正性を保証する、極めて実存的な機能を果たしていた。

第二に、シャルル５世である。第２節で詳述したように、彼の署名は父の模倣から出発し、空間を占有する壮麗なモデルへと発展した。この変化は、王位継承の正当性をめぐる不安の中で、自らを正統な後継者として演出する戦略的な選択であった[68]。シャルル５世にとって署名は、命令の効力を保証する統治技術であると同時に、知性と権威を備えた君主像を視覚的に構築する自己表象の媒体でもあった。自筆の書き込み（post-scriptum）の付加は、その効果をさらに強化するものであった[69]。

第三に、シャルル６世の事例は、署名の身体性を逆説的に証明している。1393年の劇的な署名の簡素化について、オーギュスト・ブラシェは精神疾患による筆記能力の低下と結びつけたが[70]、ジェイはこの変更が王の意識が明晰であった1393年４月（「燃える人の舞踏会」

---

[66] *Ibid.*, p. 159.
[67] *Ibid.*, pp. 96-97.
[68] *Ibid.*, pp. 100-101.
[69] Autrand, F., *Charles V. Le Sage*, Paris, 1994, pp. 674-675.
[70] Brachet, A., *Pathologie mentale des rois de France. Louis XI et ses ascendants. Une vie humaine étudiée à travers six siècles d'hérédité (852-1483)*, Paris, 1903.

と次の発作の間）に行われたことを立証し、これを否定した[71]。新しい署名は一貫したモデルとして定着しており、明確な意図に基づく様式の転換であったと考えられる。国王は、衰えゆく身体と葛藤しつつも、署名の変更を通じて自らの健在と統治能力を誇示し[72]、運命に抗う姿勢を刻み込んだのである。

第四に、シャルル７世である。王太子時代の1418年、パリからの逃亡を余儀なくされ大印璽を奪われた彼は[73]、「余の秘密印章（nostre seel secret）によって封印され、余の手（nostre main）によって署名されたもの」への服従を命じた[74]。これは、自署こそが正統性と権威の源泉であることを宣言するものであった。さらにトロワ条約によって継承権を否定された長い歳月において、彼の素早い草書的な筆跡は、単なる書体を超え、「自分こそが正統な継承者である」という主張を紙面に反復的に刻印する政治的実践となった。彼は不安定な権力基盤を、王の身体から直接発せられた痕跡としての署名によって補強しようとしたのである。

3-4. 制度から身体へ：「触媒」としての個人印章

最後に、モノグラムから署名へという「制度」から「個人」への移行を、技術的かつ心理的に媒介した存在について言及しなければならない。それは尚書局の厳格な伝統の外で発展した「個人印章（signet）」である。モノグラムが退潮しつつあった時期、王の私的な書簡や迅速な処理を要する文書においては、大印璽（grand sceau）に代わり、指輪印などの個人印章が多用されるようになった。

これらの印章は、世襲される固定的なモノグラムとは異なり、王の自由な選択に基づく図像的な独創性を特徴とする。例えば、1360年のジャン２世の個人印章には、鎖で鷲につながれた伏せる雄鹿と、その口下の「*JRF*（*Johannes rex Francorum*）」の文字が刻まれている[75]。またシャルル５世は、1363年の摂政期には「ユリの花」と「王冠」を配した個人印章を用い[76]、自らの正統性を強調する政治的プログラムとして機能させた[77]。さらに即位後（1364～1378年）には、正面を向いた王の頭部を描いたインタリオ（沈み彫り）を使用している[78]。これは従来の横顔の定型とは異なり、シャルル５世本人の写実的な「肖像」である可能性が高く[79]、形式化されたモノグラムよりも遥かに王の「個性」を反映するものであった。

重要なのは、この個人印章の使用が、モノグラム（制度的・抽象的）から署名（個人的・身

[71] Jeay, op. cit., p. 114. Cf. Guenée, B., “Le voyage de Bourges (1412). Un exemple des conséquences de la folie de Charles VI,” In: Guenée, B., *Un roi et son historien. Vingt études sur le règne de Charles VI et la chronique du Religieux de Saint-Denis*, Paris, 1999, p. 285; Autrand, F., Charles VI. *La folie du roi*, Paris, 1986, p. 304.

[72] Jeay, op. cit., pp. 109, 114. グネとオトランは、寛解期には王がなお十分な判断力と意志を保ち、従来どおりに統治任務を遂行したことを強調する。Guenée, "Le portrait de Charles VI dans la chronique du religieux de Saint-Denis," In: *Un roi et son historien*, pp. 189, 200, 208; "La folie de Charles VI. Étude des mots," In: *op. cit.*, p. 281; Autrand, op. cit., p. 313. 以下も参照。Dodu, G., "La folie de Charles VI," *Revue historique*, 150, 1925, pp.161-188; Guenée, B., *La folie de Charles VI. Roi Bien-Aimé*, Paris, 2004.

[73] Minois, Georges, *Charles VII: un roi shakespearien*, Paris, 2005, p. 90-94.

[74] Jeay, *op. cit.*, p. 127, n. 87.

[75] 【図30】: Dalas, Martine, éd., *Corpus des sceaux français du moyen âge, t. II: Les sceaux des rois et de régence*, Paris, 1991, pp. 208-209, n. 127. この図像は、ジャン２世がイングランドで捕虜となっていた時期に使用された。一見すると捕囚の悲哀を表しているように見えるが、ミシェル・パストゥローの解釈によれば、これは「役割の逆転」による挑発的なメッセージの可能性があるという。鷲はジャン２世が好んだ紋章であり、鹿はリチャード２世やプランタジネット家の象徴である。つまり、図像上ではフランス王（鷲）がイングランド王（鹿）を捕らえているという、将来の復讐や勝利を予感させる意図があったのである。Cf. Jeay, *op. cit.*, p. 51.

[76] 【図31】: Dalas, *op. cit.*, p. 217, n. 138.

[77] Jeay, *op. cit.*, p. 52.

[78] 【図32】: Dalas, *op. cit.*, p. 226, n. 146.

[79] Jeay, *op. cit.*, p. 52.

体的）へと至る認証システムの構造転換において、不可欠な「触媒」として機能した点である。個人印章を通じて、王たちは「自らの個性を表す視覚表象」によって文書を認証する行為を実践した。しかし、印章はあくまで「モノ」を介した認証であり、王の身体そのものではない。興味深いことに、個人印章の使用はジャン２世とシャルル５世の時代に黄金期を迎え、署名が普及するシャルル６世・７世の時代には衰退へと向かう[80]。両者の関係は、なお量的検証を要するが、個人印章が担っていた「個人の意志の表明」という機能が、より直接的な身体的痕跡である「自筆署名」へと徐々に吸収・統合されていった可能性を示唆する。すなわち、個人印章は、王の身体的関与を「印影」という間接的な形から「筆跡」という直接的な形へと導く、過渡期の修練の場であったと言えよう。この媒体の変化こそが、人々のリテロ＝グラフィカシーを、「権威の象徴（印）」を読み取るリテラシーから、「個人の痕跡（筆跡）」を視覚的に感受するグラフィカシーへと変容させる重要な契機となったのである。

結論として、「モノグラムから署名へ」という移行は、単なる記号の交代劇ではない。それは14世紀の王権が、「制度」から「個人」へと、その認証の重心を（少なくとも視覚的表象において）移動させた歴史的転換点であった。ジェイは個人印章を行政的スピードや意志表明の観点から論じたが、本稿はこれをモノグラム・署名・紋章・花押といった多様な視覚記号を往還するリテロ＝グラフィカシーの実践の場として捉える。個人印章は、印章のイメージを読む能力と、署名の筆跡を追う能力とを接続する媒体であり、そこにこそ中世後期の視覚認識を解く鍵が隠されているのである。

おわりに：リテロ＝グラフィカシー論の構築に向けて

本稿では、カペー朝からヴァロワ朝期におけるフランス国王の綴字型視覚記号──モノグラムと署名──の変遷を辿り、その形態的特徴と機能の変容を考察してきた。この「モノグラムから署名へ」という移行プロセスは、単なる認証技術の交代劇にとどまらず、中世盛期から後期にかけての視覚認識（リテロ＝グラフィカシー）の構造転換を明確に示す事例であった。最後に、本稿で得られた知見を以下の五つの視座から総括し、結論としたい。

第一に、視覚記号の変容は、それを支える媒体（メディア）の物質的・形式的変化と連動していた点である。モノグラムは、獣皮紙（parchemin）に記される荘厳な「国王文書」という伝統的な体系と強く結びついていた。対して署名は、紙の普及と共に爆発的に増加した書簡や、迅速な発給を要する命令書という、流動的かつ実用的な史料類型をその展開の場とした。また、両者の間隙を埋める存在としての個人印章の役割は看過できない。大印璽から、より私的な個人印章への移行は、王の身体的関与を強める方向へと認証行為を導き、それが最終的に「自筆署名」という究極の身体的痕跡へと結実したのである。さらに、ジャン２世が署名を蔵書票として用いた事実は、署名という記号が行政文書の枠を超え、所有を示す印として書物という媒体へも浸透していた可能性を示唆している。

第二に、記号が指し示す「権威」の源泉の移動である。カペー朝のモノグラムにおいて、王たちが固執したのはカロリング朝以来の菱形構造であった。そこでの権威は、シャルルマーニュに連なる「血統」の正統性を可視化すること、すなわち「過去への参照」によって担保されていた。対照的に、ヴァロワ朝の署名において、

[80] *Ibid.*, pp. 65-68.

権威の源泉は「王の意志」そのものへと移行した。ジャン２世やシャルル５世の署名は、過去の伝統への埋没ではなく、「いま、ここに」いる王が自らペンを執り、決定を下したという「認証行為の現在性」を誇示するものであった。

第三に、文字と図像の境界における「具象と抽象」の揺らぎである。モノグラムは本来、王名を構成する文字の集合体であったが、過度な装飾化と形式化の果てに文字としての可読性を喪失し、抽象的な「権威の模様」へと化した。これは、リテラシー（読むこと）がグラフィカシー（見ること）に包摂された事例と言える。一方、署名は「名前を書く」という具象的行為から出発しながらも、飾り書きによる縁取りや特定書体の採用を通じて、名前を一つの「ロゴタイプ」として定着させた。ここでは文字は読まれる対象であると同時に、王権の威厳を視覚的に伝達するグラフィック表現としても機能しており、文字と図像の高度な融合が認められる。

第四に、これらの視覚記号は「模倣」を通じて伝播し、社会的な記号体系を形成した点である。縦軸の模倣としては、ジャン２世の署名形式をシャルル５世が踏襲したように、父から子への継承が正統性の補強として機能した。横軸の模倣としては、王の署名慣行が同時代の大諸侯たちへと波及した事実が重要である。フォワ伯ガストン・フェビュスの署名に見られるように[81]、王権の周縁にある有力者たちもまた、自らの権威を可視化する手段として、王に倣った署名や独特の標語（devise）を採用し始めた。これは、リテロ＝グラフィカシーという能力が、王の独占物ではなく、貴族社会全体のハビトゥスとして共有されつつあったことを示している。

第五に、最も本質的な点は「人格（ペルソナ）」の表現を巡る逆説である。尚書局という官僚機構は、文書作成を定型化し、王の個性を消去する「非人格化」の装置として機能し、モノグラムはその極致であった。その一方で、署名はまさに王の身体と筆跡を通じて「再人格化」された記号として登場したのである。14世紀の危機の中、王権はその正統性を回復するために、逆説的にも王個人の「身体性」や「個性」を前面に出す必要に迫られた。シャルル６世の震える署名や、シャルル７世の草書的な署名は、制度的な枠組みを超えて、「生身の人間としての王（le roi en tant que personne）」が文書空間に前景化した局面であった。これは、リテロ＝グラフィカシーという視覚認識の枠組みが、アムスラーの言う「情動的リテラシー」へと深化・拡張されたことを意味する。モノグラムから署名への移行とは、中世的な「役職としての王」の図像から、筆跡の揺らぎを通じて「個人としての王」の動的な身体性と情動を感じ取る段階へと、人々の認識様式そのものが変容した歴史的プロセスであったと言える。

以上の検討を通じて明らかになったのは、モノグラムや署名を単に「認証技術の変遷」として記述するだけでは、中世後期の視覚文化のダイナミズムを十全に捉えきれないという点である。ジェイが国王署名の文書形式学的分析を通じて「権力とその文書的表象」の構造を照らし出し、フレンケルが署名という記号の生成史を記号論的に再構成したのに対し、本稿はそれらの成果を継承しつつ、モノグラム・個人印章・署名を「リテロ＝グラフィカシー」の視座から捉え直した。結論として、本稿はカペー朝からヴァロワ朝にかけての綴字型視覚記号の変容を、(1) 権威の視覚化、(2) 思考の図式化、(3) 情動的リテラシーという三層にまたがる認識論的転回として提示する。中世文書における「文字」と「図像」は二項対立的なものではなく、その相互浸透的な関係性――リテロ＝グラフィカ

[81] Lamazou-Duplan, Véronique, éd., *Signé Fébus, comte de Foix, prince de Béarn. Marques personnelles, écrits et pouvoir autour de Gaston Fébus*, Pau, 2014.

シー――こそが、権力の生成と伝達の核心にあった。この事例研究は、今後、中世写本のダイアグラムや図像的祈祷実践など、より広範な文脈にリテロ＝グラフィカシーの枠組みを適用していくための、確かな足がかりとなるであろう。

【参考文献】

Amsler, Mark E., *Affective Literacies: Writing and Multilingualism in the Late Middle Ages*, Turnhout, 2011.

Autrand, F., *Charles VI, la folie du roi*, Paris, 1986.

Autrand, F., *Charles V. Le Sage*, Paris, 1994.

Bautier, Robert-Henri, et María Milagros Cárcel Ortí, éd., *Vocabulaire international de la diplomatique*, Valéncia, 1997.

Brachet, A., *Pathologie mentale des rois de France. Louis XI et ses ascendants. Une vie humaine étudiée à travers six siècles d'hérédité（852–1483）*, Paris, 1903.

Dalas, Martine, éd., *Corpus des sceaux français du moyen âge, t. II: Les sceaux des rois et de régence*, Paris, 1991.

Delisle, L. V., "Une fausse lettre de Charles VI," *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes* 51（1890）, pp. 87-92.

Direction générale des Archives nationales, *Musée des Archives nationales. Documents originaux de l'histoire de France, exposés dans l'Hôtel Soubise*, Paris, 1872.

Dodu, G., "La folie de Charles VI," *Revue historique*, 150（1925）, pp.161-188.

Du Fresne de Beaucourt, Gaston, *Histoire de Charles VI*I, Paris, 1892, t. VII, Album.

Fraenkel, Béatrice, La signature. *Genèse d'un signe*, Paris, 1992.

Franklin, Alfred Louis August, *Les anciennes bibliothèques de Paris. Eglises, monastères, colléges, etc.*, t. II , Paris, 1870.

Giry, Arthur, *Manuel de diplomatique*, Paris, 1894.

Guenée, B., *Un roi et son historien. Vingt études sur le règne de Charles VI et la chronique du Religieux de Saint-Denis*, Paris, 1999.

Guenée, B., *La folie de Charles VI. Roi Bien-Aimé*, Paris, 2004.

Guyotjeannin, Olivier, “Le monogramme dans l'acte royal français (Xe - début du XIVe siècle),” In *Graphische Symbole in mittelalterlichen Urkunden. Beiträge zur diplomatischen Semiotik*, éd. par Peter Rück, Sigmaringen, 1996, pp. 293–318.

Jeay, Claude, “La naissance de la signature dans les cours royales et princières de France (XIVe-XVe siècle),” In *Auctor et Auctoritas. Invention et conformisme dans l'écriture médiévale*, éd. par Michel Zimmermann, Paris, 2001, pp. 457–475.

Jeay, Claude, “La signature comme marque d'individuation. La chancellerie royale française (fin XIIIe-XVe siècle),” In *L'individu au Moyen Âge: Individuation et individualisation avant la modernité*, éd. par Brigitte Miriam Bedos-Rezak et Dominique Iogna-Prat, Paris, 2005, pp. 59–78.

Jeay, Claude, *Signature et pouvoir au Moyen Âge*, Paris, 2015.

Jeay, Claude, “Signer en chancelleries: influences, mimétisme et transmission (France, vers 1350-1422),” In *Le discret langage du pouvoir: les mentions de chancellerie du Moyen Âge au XVIIe siècle*, éd. par Olivier Canteaut, Paris, 2019, pp. 433–454.

Lamazou-Duplan, Véronique, éd., *Signé Fébus, comte de Foix, prince de Béarn. Marques personnelles, écrits et pouvoir autour de Gaston Fébus*, Pau, 2014.

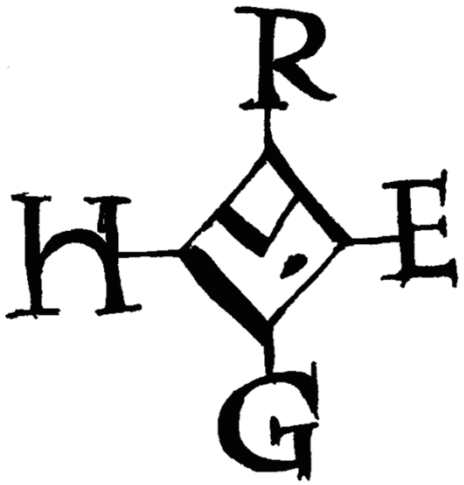
Minois, Georges, *Charles VII: un roi shakespearien*, Paris, 2005.

Prou, Maurice, et Henry d'Arbois de Jubainville, éd., *Recueil des actes de Philippe Ier (1059-1108)*, Paris, 1908.

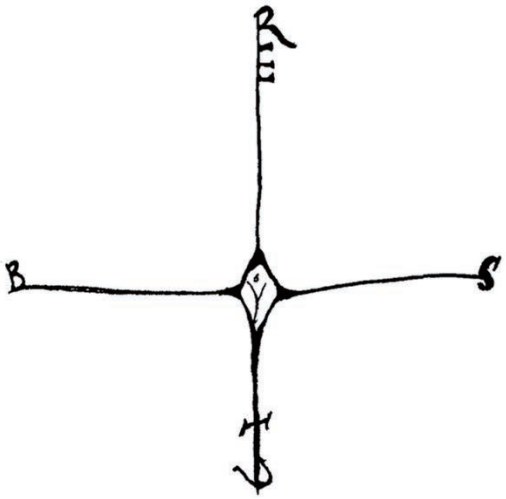
Sigilla – Base numérique des sceaux conservés en France (http://www.sigilla.org/)

Viard, Jules, “Diplômes et lettres solennelles de Philippe VI de Valois,” *Le Moyen Âge* 24 (1911), pp. 225–235.

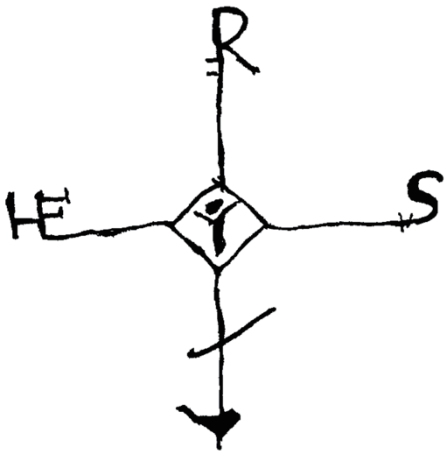
【別添図表】



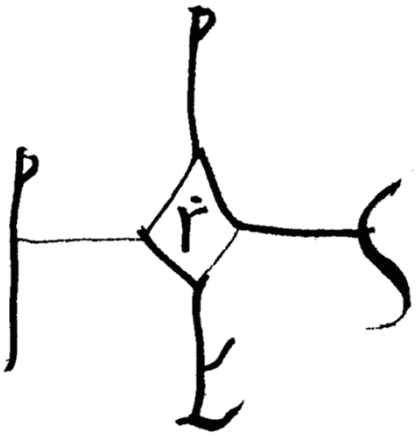
【図 1】ユーグ・カペーのモノグラム（989 年）



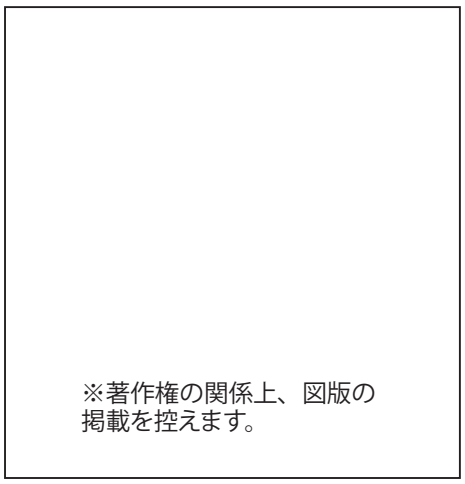
【図 2】ロベール 2 世のモノグラム（1019 年）



【図 3】アンリ 1 世のモノグラム
（1033 ～ 1037 年）



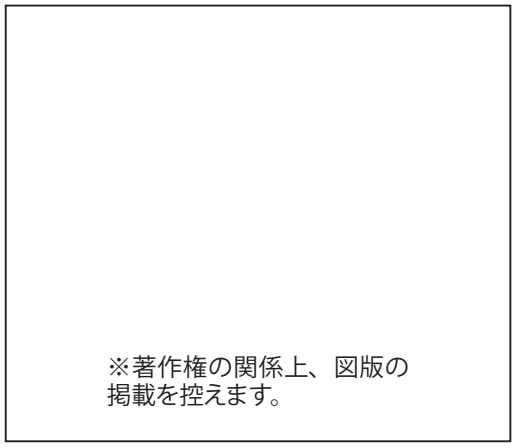
【図 4】フィリップ 1 世の菱形モノグラム
（1101 ～ 1106 年）



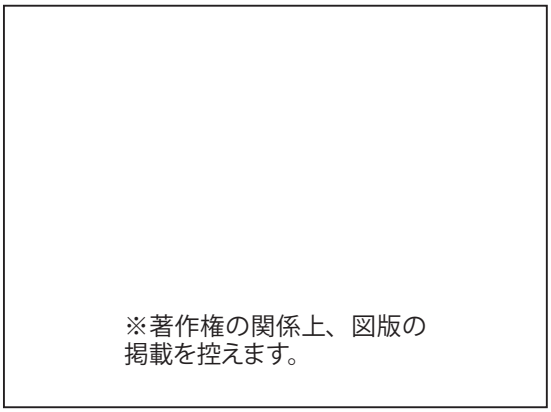
【図 5】フィリップ 1 世の H 字型モノグラム
（1101 年）



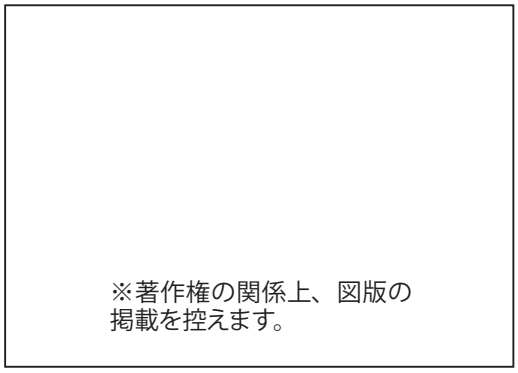
【図 6】ルイ 6 世のモノグラム（1111 年）



【図 7】ルイ 2 世のモノグラム（879 年）



【図 8】ルイ 6 世のモノグラム（1116 年）



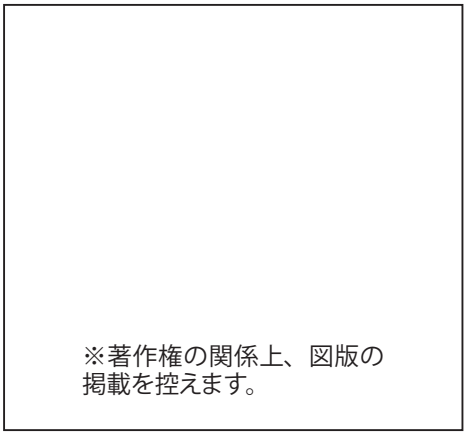
【図 9】ルイ 6 世のモノグラム（1119 年）



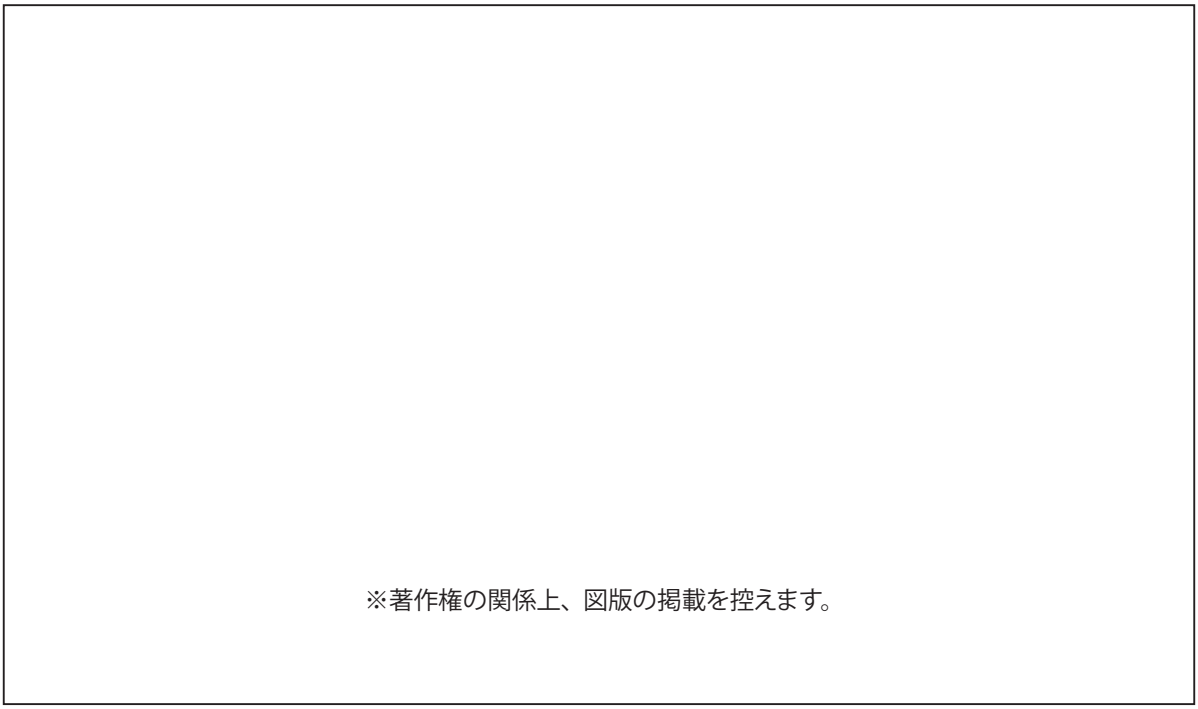
【図 10】ルイ 7 世のモノグラム
（1141 ～ 1142 年）



【図 11】ルイ 7 世のモノグラム
（1149 ～ 1150 年）



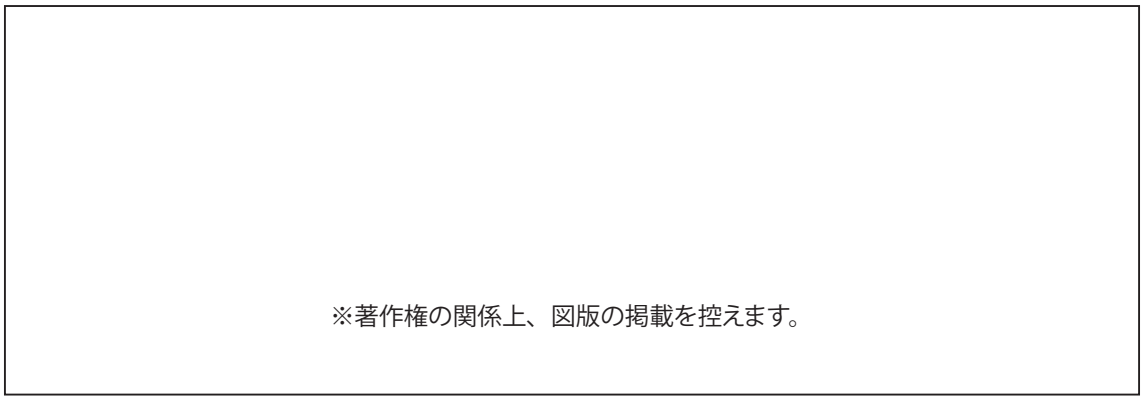
【図 12】フィリップ 2 世のモノグラム（1200 年）



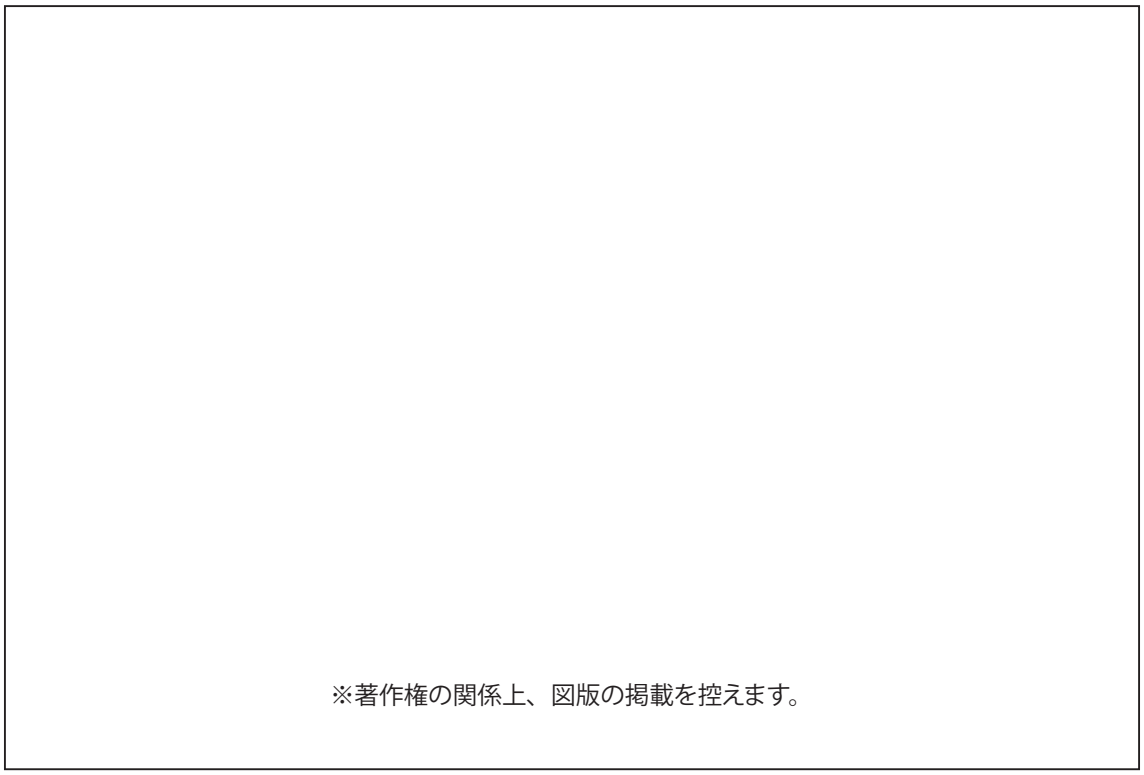
【図 13】フィリップ 2 世のモノグラム（1200 年）



【図 14】フィリップ 2 世のモノグラム（1202 年）



【図 15】ルイ 8 世のモノグラム（1224 年）



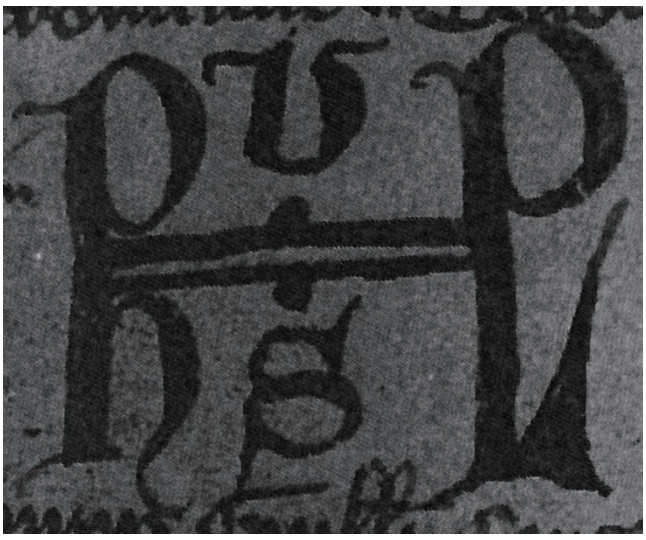
【図 16】ルイ 9 世のモノグラム（1248 年）

※著作権の関係上、図版の掲載を控えます。

【図 17】フィリップ 4 世のモノグラム（1313 年）

※著作権の関係上、図版の掲載を控えます。

【図 18】フィリップ 5 世のモノグラム（1318 年）



【図 19】フィリップ 6 世のモノグラム（1330 年）



【図 20】ジャン 2 世の蔵書票署名
（1331 ～ 1350 年）

※著作権の関係上、図版の掲載を控えます。

【図 21】ジャン 2 世の封緘状署名
（1357 ～ 1358 年）

※著作権の関係上、図版の掲載を控えます。

【図 22】シャルル 5 世（ヴィエノワ王太子期）の最初の（蔵書票）署名（～ 1364 年）

※著作権の関係上、図版の掲載を控えます。

【図 23】シャルル 5 世の署名の最終形



【図 24】シャルル 6 世の治世初期の署名
（1393 年 3 月以前）



【図 25】シャルル 6 世の治世後期の署名
（1393 年 4 月以降）



【図 26】シャルル 7 世（王太子期）の最初の署名（1415 年）



【図 27】シャルル 7 世（王太子期）の署名（1419 年）



【図 28】シャルル 7 世の署名（1429 年）



【図 29】シャルル 7 世の晩年の署名（1461 年）

※著作権の関係上、図版の
掲載を控えます。

【図 30】ジャン 2 世の個人印章（1360 年）

※著作権の関係上、図版の
掲載を控えます。

【図 31】シャルル 5 世の個人印章（1363 年）

※著作権の関係上、図版の
掲載を控えます。

【図 32】シャルル 5 世の個人印章（1364 ～ 1378 年）

日本中世のリテロ＝グラフィカシー ――花押を中心に――

Litero-Graphicacy in Medieval Japan: Focusing on written seal

高橋　一樹
TAKAHASHI Kazuki
明治大学文学部
Meiji University, Faculty of Arts and Letters

著者抄録
本稿は、リテロ＝グラフィカシー研究における日本中世の分析素材として、文書の認証記号である花押をとりあげる。第一に、花押の古文書学的研究について、佐藤進一の業績を軸に概要を紹介する。第二に、中世の花押をとりまく論点として、ジェンダーの問題を提示する。そして第三に、文書実践の担い手が地域社会に波及することにともなう、家印をもちいた認証記号の出現を論じる。最後に、呪符などにみられる独特な記号にも言及する。

Summary
This paper focuses on kaō (written seal), the authentication marks on documents, as analytical material of medieval Japan in the study of litero-graphicacy. First, regarding the diplomatic study of kaō, an overview will be introduced focusing on the achievements of Shinichi Sato. Secondly, as a point of discussion surrounding medieval kaō, I present the issue of gender. And thirdly, it discusses the emergence of authentication symbols using family seals that accompanies the spread of document practices among rural areas. Finally, I introduced the unique Chinese character symbols written on the talisman.

キーワード
日本中世　文書　花押　家印　呪符
Keywords
Medieval Japan; documents; written seal; family seal; talisman
原稿受理日：2026.1.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 197–205.

目　次

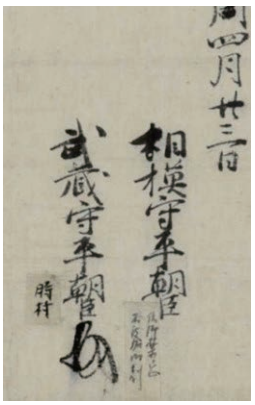
はじめに
1. 花押
2. 女性の認証記号
3. 地域社会の文書実践における認証記号
おわりに

はじめに

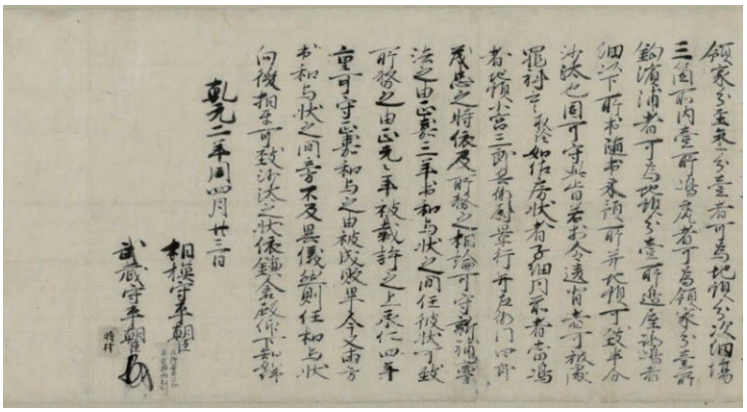
西欧中世の文書に散見される料紙の装飾性を欠いた日本の中世文書にあって、その発給と機能に関わる人物の認証を可視化した花押や印は、ほぼ唯一の画像的表現を含む要素といってよい。

天皇や政府機関による捺印は、古代国家の行政組織が発給する文書に必須の要素であっ

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja



【図 1b】署判部分



【図 1a】乾元 2 年（1303）閏 4 月 23 日関東下知状
東寺百合文書（出典：東寺百合文書 WEB）

（前半略）

た。しかし、古代から中世への転換期に捺印を省略した文書様式の開発と頻用が進むにつれ、文書の真正性と機能を担保する花押の重要度は飛躍的に高まった。

中世文書でほんらい据えられているはずの花押がない場合に、その理由を説明した文面を書き添えたり、文書の受給者側で同様の事情説明を記した張り紙を付したりするケースがみられる【図 1】[1]。たとえば、文書の発給者が病気や服喪などで花押を据えることができない、といった内容であり、そうした現象は中世文書における花押の役割をよくあらわしている。

本稿は、西欧を軸としたリテロ＝グラフィカシー研究における比較対象として、花押の古文書学的研究の概要を紹介するとともに、中世史料学のフロンティアともいうべき地域社会で生成・使用・保存された文書資料の認証記号についても言及したい。

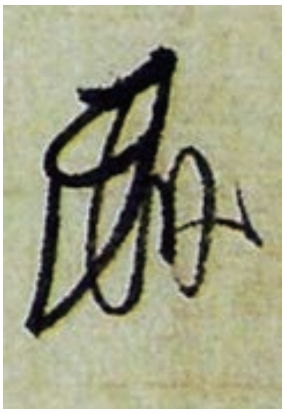
1. 花押

花押は中国の唐代に源流をもち、文書における自署の草書体（草名という）を起源として、10 世紀前半から中央官人や高僧が自署の代わりに用いはじめた記号・符号である[2]。花押の出現と定着は、8 世紀の行政法で規定された古代文書の体系から逸脱する様式・形式の開発とあいまって、まさに中世文書への変容を象徴する現象といえる。

花押の体系的な研究は、18 世紀後半に考証家の伊勢貞丈が著した『押字考』を嚆矢として、1988 年に刊行された佐藤進一『花押を読む』[3]が現在までの到達点をなす。まず伊勢貞丈は、花押の形状とそのなりたちをもとに、（1）草名体・（2）二合体・（3）一字体・（4）別用体・（5）明朝体からなる 5 つの類型を提起した。佐藤進一はこれらを中世から近世の時系列に位置づけ、巨視的には（1）から（5）へと花押形のトレンドが遷移する流れを以下のように素描している。

実名（諱：いみな）を草書する（1）を原初形態として、草名から花押への転回を明示する（2）と（3）があらわれる。両者は、（2）漢字二文字の偏や旁だけを崩して組み合わせるか【次頁図 2】、（3）漢字一文字を図案化するか、という点で区別される。（1）、（2）、（3）は実名を表記する漢字にもとづいて作成される原則を共有していたが、（3）に実名とは関係のない漢字から作成する事例があらわれ【次頁

[1] 荻野三七彦「古文書における花押」日本古文書学会編『日本古文書学論集』2 総論 II、吉川弘文館、1987 年、初出 1968 年。
[2] 仁井田陞「花押及び略花押」注 1『日本古文書学論集』2 総論 II、初出 1937 年。
[3] 佐藤進一『花押を読む』平凡社、1988 年。



【図 2】源頼朝の花押：「束」と「月」の崩し
元暦 2 年（1185）6 月 15 日源頼朝下文
東京大学史料編纂所蔵島津家文書
（出典：東京大学史料編纂所 DB）



【図 3】北条義時の花押：「義」の崩し
（出典：佐藤進一 1988）



【図 4】伊達政宗・眞木島昭光・三好政康の花押（16 世紀）
（出典：佐藤進一 1988）

図 3】、さらに文字から離れて動物や天象などを図形化した（4）もみられるようになる【図 4】。

こうした動きの主たる担い手は、13 世紀から軍事政権（幕府）のもとで文書実践の力量を増大させていく戦士エリート（武士）であった。とりわけ、（3）の変質や（4）の出現は、15 世紀半ばから深化する地方分権化と社会の軍事化を背景として、将軍はもとより、地域的な統治主体となる武家（いわゆる戦国大名）の花押に顕著であり、かれらの希求する「徳目」や「平和」といったメッセージ性が花押の成型に投影されている。

また 16 世紀に入ると、戦国大名の家を嗣ぐ父子間で同じ花押が継承されるケースが散見されることから、個人の識別記号としての花押が帯びる本質的な機能が後景に退き、地位のシンボルとみなす意識も生じたと考えられている。

中世を通じた上述の諸現象の延長線上に、17 世紀初めに統一政権を確立した徳川家康の花押を祖型として、上下の平行した二線を特徴とする（5）が近世の統治階層たる武士たちに受容されていく。

中世文書における花押の主流は（2）、（3）であったが、13 世紀以降の武士が用いる花押の特徴として、なんらかの漢字を形象化するにあたり、佐藤進一は父祖・同族や主従関係にある集団成員間の類似したデザインの継承を指摘する。また、中央政府（朝廷）の官僚たる公家たちにおいても、おおむね 14 世紀から定型化の傾向が強まり、極端な図形化が進行するなかで、花押発生期以来の三角形スタイルと新型の菱形を基底にもつタイプとに大別され、それらが公家の身分階層に対応した花押類型の区別であることを読みとろうとしている。

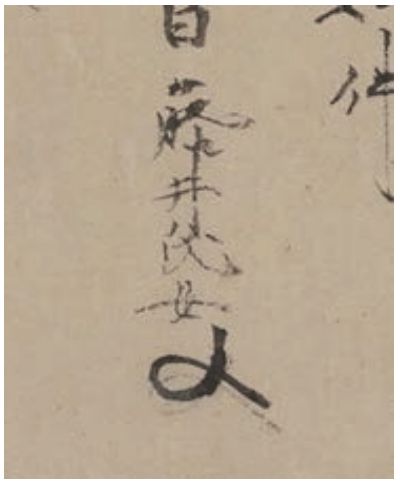
佐藤の花押史は、このように文書の認証記号を構成する原拠文字やデザインの特徴から、独自な史料学的情報の抽出にもとづく歴史過程

の具体化を視野に入れて、文書実践にかかわる支配階層の集団性や権威性、象徴性を描き出すところに特徴がある。

リテロ＝グラフィカシー研究の視角からすれば、(2)、(3) の類型で漢字の全体ないし一部を崩して花押に成形する際のモデル、さらには (4) で採用される鳥をはじめとする動物などの形象がどのように考案・選択され、いかにデフォルメされていくのか、という問題の考察が焦点になる。



【図 5】貞治 5 年（1366）明阿弥陀仏寄進状
国立歴史民俗博物館蔵
（出典：国立歴史民俗博物館 2013a）



【図 6】建暦 1 年（1211）藤井氏女譲状
国立歴史民俗博物館蔵
（出典：国立歴史民俗博物館 2013a）

2. 女性の認証記号

佐藤進一以後の花押研究で提起されてきた論点として、性差（ジェンダー）と階層差の問題がある。日本中世の文書実践において、両者はマイノリティという点で共通性を帯びるが、まずは本節でおもに前者をあつかう。

日本列島における文書というメディアは、古代国家の行政ツールから出発した。それゆえに、文書に署判する人物は官僚（古代寺院の僧侶を含む）で、しかも男性にほぼ限られる。古代から中世前期の土地売買にともなう文書で女性の署判例をみると、自署ではなく画指を用いていることが確認できる[4]。

画指も古代中国から日本列島に伝わった人物特定の表現方法（自署の代用）で、人差し指の先端と末端、さらに関節の位置を示すことで認証を可視化する[5]。指の外形をなぞるように図示したり、指の長さにあわせて一本の縦線を引いたりして、その内部に関節の位置を記すことが多い。男性は左手、女性は右手を用い、男性の事例が消滅する一方で、女性の画指は13世紀初めまで少数ながら残存している[6]。

それとの影響関係を考えるべきものとして、画指と同じく指を使った拇印や爪印が指摘される。拇印や爪印は、おもに12世紀以降の史料で女性が署判のかわりに用いる例が圧倒的に多く、拇印と爪印の双方がなされたケースもある。拇印と爪印のいずれも、画指のように特定の指が決まっておらず、両手の指すべてを使って拇印や爪印を捺している場合（これは、掌の全面に墨をつけて文書の表面に捺す手印との関連も考える必要がある）も見受けられる。

[4] たとえば，嘉祥２年（849）11月21日秦忌寸鯛女（国立国会図書館所蔵文書）、建仁２年（1202）1月18日佐伯四郎丸田畠作手売券（東大寺文書）。

[5] 中世の同時代史料に「略押」の語はみえず、注２仁井田陞論文で使われる「略花押」と同じく学術用語と考えられる。

[6] 荻野三七彦「画指―中国と日本―」注１『日本古文書学論集』２総論Ⅱ、初出1974年。三上喜孝「東アジア古文書の中の画指」小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較』勉誠出版、2020年。

男性の花押が出現して以降、11世紀後半には女性が文書に据えた花押も確認でき、古代から中世への移行期における文書における女性の署判方法は、画指・拇印・爪印・花押が併存していたことになる。ただし女性の花押は、史料上の実例を観察する限り、前述した実名の漢字を崩して成型したものとは考えられず、本来的な花押のおおまかな形状を簡略的に表現するようなもの（これを日本の古文書学では略押と呼ぶ）となっている。

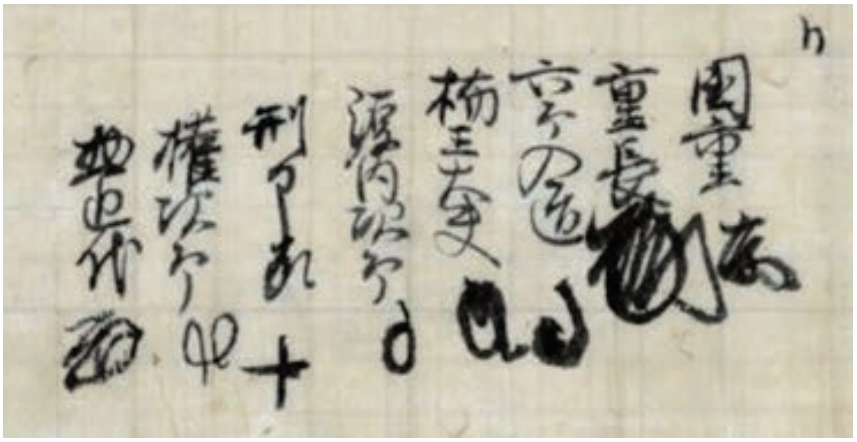
略押は中世文書において被支配階層の男性にも用いられるが、中世成立期からとくに女性の署判方法として略押が確認できるのは、貴族社会以外の女性が実名を持たない実態を反映していると考えられる。事実、11世紀以降の女性が略押を記す文書には、藤原・秦・藤井などの姓に続けて「姉子」「中子」「三子」などの表記がなされるにとどまる。これは実名をもたない女性の姉妹を生誕の順番で区別する意味しかない。

中世文書にあらわれる被支配階層の女性の略押は、実名などの漢字を原型文字としていないがゆえに、その形象がなにに依拠しているのかを考えるうえで、逆に重要な素材となりうる。別稿[7]で中世都市民の女性による略押の興味深い事例として言及した、建暦1年（1211）10月2日の藤井氏女譲状は、娘の三国氏女に対する不動産の譲渡を約した内容で、文頭から末尾の日付に続く差出者名の「藤井氏女」にいたるまで、藤井氏女とは別の人物が執筆して、最後の略押は藤井氏女本人が記したとみられるが、その略押と少しズレて本文の執筆者が記した略押の下書きも観察される。

「α」を上下から少し圧縮したような形状をした略押は、おそらく藤井氏女がみずから考案して日常的に使用しているものではなく、この文書の執筆者が適当に案出した可能性が高い。漢字の草書とは無関係に、文書の執筆者がこの略押の形状をいかにも花押らしいものとして創作ないし選択したのは、いかなる経験や認識にもとづき、本来的な花押に対するイメージをどのように抱いているのか。中世の土地売買文書を中心に伝存例が増えていく、「姉子」「中子」「三子」ら女性の略押を俯瞰的に収集・分析する必要がある。

3. 地域社会の文書実践における認証記号

中世文書における略押の分析対象は、実名をもたない女性の事例にとどまらず、男性も含めた被支配階層の文書実践にもひろがりをも



【図7】中世荘園の有力百姓の略押
嘉元3年（1305）10月若狭国太良庄百姓等請文
東寺百合文書（出典：東寺百合文書 WEB）

[7] 高橋一樹「日本中世の土地証文類にみる文書の作成・機能と時間認識」春田直紀・新井由紀夫・David ROFFE 編『歴史的世界へのアプローチ』刀水書房、2021年。

つ。

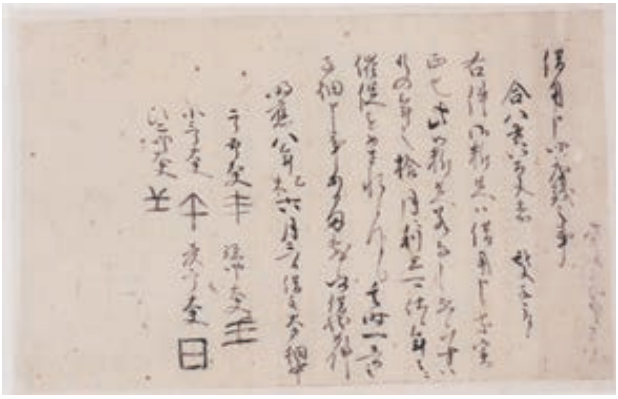
13世紀以降は地域社会で中間層たる有力百姓身分の人びとが生成した文書の伝来が増え、そこに記された署判に着目すると、たとえば同じ荘園の住民たちであっても、支配階層の花押になるべく似せようとした形状のサインを記す者もいれば、丸形をベースとした略押を書いたり、筆の軸に墨をつけて印のように捺したりするだけの者もいる。なかには、漢字の「十」ないしクロス（十字架）のような略押も散見され、明らかに支配階層の花押とは異なる形象【前頁図7】がどこから発想されたのかを考えさせる。

シンプルな直線や円・点で花押を構成するのは、佐藤進一によれば、13世紀に中国から来日するか、中国での勉学を経て日本に帰国した、禅僧たちの特異な花押の特徴とされている[8]。これと地域住民層の略押との関係を意識した分析があるのか、地域社会における文書作成の担い手が僧侶であったとみられることも想起すると、研究の俎上に乗せてみる価値は十分にある。

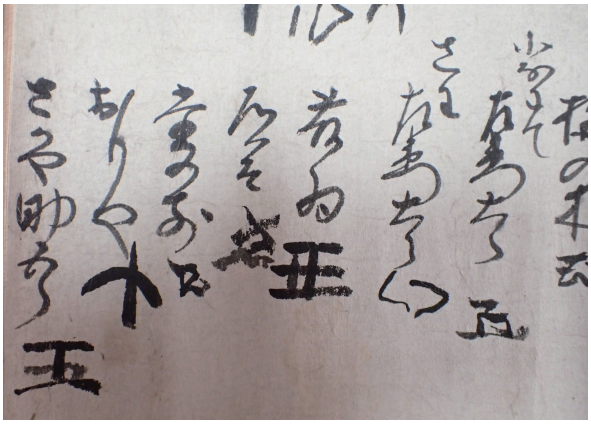
13世紀末からは、地域社会でも寺社などの宗教施設のみならず、俗人の「家」に保存された文書群が現代まで残されるケースも西日本を中心にあらわれてくる。従来の古文書学では十分に研究の対象とされてこなかった、これらの文書群を史料表現から抽出した「地下文書」（じげもんじょ）の語で概念化して、ルーラルな世界で完結する文書実践の具体相を意識的に析出する研究潮流が高まっている[9]。

その過程では、旧来の古文書学が略押という範疇に押し込めてきた認証記号のなかに、貴族社会で生まれた花押とは原理を異にするものが含まれる事実が自覚された。「地下文書」のなかに、材木に付けられる木印、陶器に刻まれる印、そして漁業に用いられる網に記された網印などと同じ形状をしたサインが確認されるのである。

木印や陶器印、網印は、個人ではなく「家」どうしを識別する「しるし」であって[10]、そのかたちは直線や四角形・三角形・丸・傘形などを組み合わせた点【図8・9】に大きな特徴がある[11]。



【図 8】若狭国多烏浦の百姓たちの認証記号
明応 8 年 (1499) 多烏浦百姓等借用状
京都大学博物館蔵（出典：春田 2017）



【図 9】越前国平等村の百姓たちの家印
天正 5 年（1577）平等村百姓等差出
劔神社文書
（出典：国立歴史民俗博物館 2013b）

[8] 注3佐藤進一著書。

[9] 春田直紀編『中世地下文書の世界』勉誠出版、2017年。同編『列島の中世地下文書』勉誠社、2023年。同編『中世地下文書論の方法と実践』勉誠社、2025年。

[10] さしあたり佐藤雄基・大河内勇介「秦家文書――文書調査の成果報告を中心に――」注9春田編『中世地下文書の世界』を参照。

[11] これと類似した認証記号の事例として、中世の出土文字資料である茅札（特定の茅場で一年間などの時期を限って茅を刈ることを領主から許可されたことを示す木札）には、発給者たる領主とおぼしき人物の花押とならんで、四角形や菱形などを組み合わせた図形の焼印が捺されている場合がある。これは茅場を管理する人物の認証記号と推測されているが（石



【図 10】平泉出土の呪符（12 世紀）
（出典：高橋紘 2025）

16世紀末に越前焼の生産を担った「家」々の印（陶器と文書の双方で確認できる。文書は【前頁図9】）を分析して、相似した形象に本家−分家の関係を見いだす興味深い研究[12]も発表されている。これらの形象がどこから発想されたものなのかは、略押との関係や地域性の観点も含めて、今後の検討課題となっている。

おわりに

西欧中世の文書に記されるモノグラムとの対比を念頭に、日本中世の文書における花押や略押、さらには「家」の認証記号について紹介してきたが、リテロ＝グラフィカシー研究の視角から比較対象となりうる日本中世の材料は文書中の記号にとどまらない。

たとえば、神社・仏寺で配布される護符の一種である牛玉宝印（ごおうほういん）は、寺社名と「牛」「玉」「宝」「印」の各文字を、梵字や宝珠などの図像と組み合わせて、紙に印字したものである。著名な熊野の牛宝玉印がたくさんの八咫烏（熊野の主神である素戔嗚尊の使い）を用いて各文字を形象しているように、牛玉宝印のデザインは寺社ごとに特徴があり、それぞれの由緒などが表象されることも少なくない[13]。

また、各地の中世遺跡から出土した文字資料の一大ジャンルである呪符木簡や物忌札にも、符籙や五芒星九字をはじめ、漢字の一部を組み合わせた記号状の墨書【図10】などが記されている[14]。考古遺物であるだけに、使用や廃

井進「中世木簡の一形態──山札・茅札についての覚書──」『石井進著作集』第十巻、岩波書店、2005年、初出1988年）、その当否を含めて、なぜこうした形象の認証記号が地域社会で作られるのかを検証することがもとめられよう。

[12] 小野正敏「陶器生産」国立歴史民俗博物館編『時代を作った技──中世の生産革命』同館、2013年。同「越前焼と一乗谷──都市を支えた生産と山野資源──」『越前町織田文化歴史館研究紀要』1号、2016年。

[13] 牛玉宝印のバリエーションは、町田市立博物館『牛玉宝印　祈りと誓いの呪符』同館、1991年に掲載の画像を参照。牛玉宝印を含む護符については、千々和到『日本の護符文化』弘文堂、2010年。

[14] 中野豈任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、1988年。竹田和夫「呪符木簡の位置づけについて」『史学雑誌』107巻12号、

棄の場と不可分にかかわる情報を帯びた史料であり、そこからまじないや魔除けといった陰陽道にもとづく機能の復元も試みられている。呪符木簡の符籙で多数の「口」を書き並べたものは、星座を意味する[15]ともいわれるように、文書の認証記号とはまったく異なる、漢字などを用いた記号化の具体例として、関連する文献史料の記載内容も含め、陰陽道研究や民俗研究の成果[16]を基礎に史料学的な解析[17]を進める必要があろう。

1998年。相澤央「中世の茅札と蘇民将来札──新潟市馬場屋敷遺跡出土木簡の再検討」『木簡研究』38号、2016年。高橋紘「天体と呪術──平泉の呪符木簡を読む──」滝沢市埋蔵文化財センター編『呪術放談資料集』、2025年など。

[15] 山下克明『陰陽道 術数と信仰の文化』臨川書店、2022年。

[16] 注14山下克明著書、山里純一『呪符の文化史』三弥井書店、2006年ほか。

[17] 研究の基盤をなす資料集成は、山本崇編『呪符木簡集成（稿）』私家版、2023年によって整えられた。

【参考文献】

相澤央「中世の茅札と蘇民将来札──新潟市馬場屋敷遺跡出土木簡の再検討」『木簡研究』38号、2016年。
石井進「中世木簡の一形態──山札・茅札についての覚書──」『石井進著作集』第十巻、岩波書店、2005年、初出1988年。
荻野三七彦「古文書における花押」日本古文書学会編『日本古文書学論集』2総論 II、吉川弘文館、1987年、初出1968年。
荻野三七彦「画指──中国と日本──」日本古文書学会編『日本古文書学論集』2総論 II、吉川弘文館、1987年、初出1974年。
小野正敏「陶器生産」国立歴史民俗博物館『時代を作った技──中世の生産革命』同館、2013年。
小野正敏「越前焼と一乗谷──都市を支えた生産と山野資源──」『越前町織田文化歴史館研究紀要』1号、2016年。
国立歴史民俗博物館『中世の古文書──機能と形──』同館、2013年 a。
国立歴史民俗博物館『時代を作った技──中世の生産革命』同館、2013年 b。
佐藤進一『花押を読む』平凡社、1988年。
佐藤雄基・大河内勇介「秦家文書──文書調査の成果報告を中心に──」春田直紀編『中世地下文書の世界』勉誠出版、2017年。
高橋一樹「日本中世の土地証文類にみる文書の作成・機能と時間認識」春田直紀・新井由紀夫・David ROFFE 編『歴史的世界へのアプローチ』刀水書房、2021年。
高橋紘「天体と呪術──平泉の呪符木簡を読む──」滝沢市埋蔵文化財センター編『呪術放談資料集』、2025年。
竹田和夫「呪符木簡の位置づけについて」『史学雑誌』107巻12号、1998年。
千々和到『日本の護符文化』弘文堂、2010年。
中野豈任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、1988年。
仁井田陞「花押及び略花押」日本古文書学会編『日本古文書学論集』2総論 II、1987年、初出1937年。
春田直紀編『中世地下文書の世界』勉誠出版、2017年。
春田直紀編『列島の中世地下文書』勉誠社、2023年。
春田直紀編『中世地下文書論の方法と実践』勉誠社、2025年。
町田市立博物館『牛玉宝印　祈りと誓いの呪符』同館、1991年。
三上喜孝「東アジア古文書の中の画指」小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較』勉誠出版、2020年。
山里純一『呪符の文化史』三弥井書店、2006年。
山下克明『陰陽道 術数と信仰の文化』臨川書店、2022年。
山本崇編『呪符木簡集成（稿）』私家版、2023年。

ロマネスク聖堂におけるクリスモンと巣ごもり文字

Chrismons and Nested Letters in Romanesque Churches

金沢　百枝
KANAZAWA Momo
多摩美術大学芸術学科
Tama Art University, Department of Art Studies

著者抄録
本論文は、キリスト教美術における文字の象徴的使用に注目し、とくにクリスモン（XP モノグラム）と、ロマネスク聖堂に見られる独特の表記法「巣ごもり文字」の意味と機能を考察する。前半では、クリスモンに注目する。初期キリスト教時代、ギリシャ語「キリスト（Χριστος）」の冒頭２文字である X（キー）と P（ロー）を重ねたクリスモンが、石棺、モザイク、壁画、彫刻、貨幣などに広く用いられた。中世初期には、クリスモンにアルファとオメガなどの文字を加えることで、「始まりであり終わりであるキリスト」や三位一体の教義を視覚化する、より高度な神学的象徴へと発展した。後半では、「巣ごもり文字」と呼ばれる特殊な刻字法に注目する。これは、大きな文字の内部に小さな文字を組み込むことで、意図的に可読性を低下させた装飾的表現であり、主に聖堂内の墓碑銘に見られる。単なる省略や合字とは異なり、文字が装飾化することで、特殊な機能を果たしているように思われる。本稿では、スペイン北部から南仏にかけて巣ごもり文字の多くが墓碑や記憶と関連して用いられている点を明らかにした。すなわち、文字は情報伝達の手段を超え、聖性を帯びた視覚的表現へと変化しているのである。

Summary
This paper explores the symbolic use of letters and monograms in Christian art, focusing on the chrismon (Chi-Rho symbol) and the decorative inscription style known as “nested letters” found in Romanesque churches. In early Christianity, Christ was represented not by the cross but by letter symbols, especially the chrismon, formed by overlapping the Greek letters Chi (X) and Rho (P). After Christianity became officially accepted in the 4th century, the chrismon spread widely in manuscripts, mosaics, sculpture, and architecture. Over time, it developed richer meanings, incorporating letters such as Alpha and Omega to express Christ’s eternity and divine authority, and visual forms representing the Trinity, particularly in Romanesque church portals. The second part examines nested letters, in which smaller letters are embedded inside larger ones, creating intentionally difficult-to-read inscriptions. Found mainly in monastic cloisters and tomb monuments, these designs transform writing into a visual and symbolic element rather than simple text. More research is needed to confirm the function of such decorative complexity; preliminary research suggests a commemorative function, especially in funerary contexts.

キーワード
ロマネスク美術　モノグラム　巣ごもり文字　クリスモン　墓碑
Keywords
Romanesque art; monogram; nested letters; chrismon; inscriptions in churches
原稿受理日：2026.1.30.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 207–213.

目　次

はじめに
1. 聖堂美術とクリスモン
　1-1. クリスモンと花輪
　1-2. 三位一体を表すクリスモン
2. 聖堂における文字

はじめに

キリスト教美術の曙、十字架はキリスト教信仰の象徴ではなかった。最初期には文字を重ねた記号が用いられた。いまだキリスト教が公認されていない時代、死刑の道具である十字架を公然と表すのがためらわれたのであろう。しかしながら、写本の文中ではすでに十字架が特別な意味をもっていた。福音書を記した２

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

世紀後半から3世紀の複数のパピルス断片において、「十字架につける」というギリシャ語の動詞（スタウロ σταυρόω）の T（タウ）と P（ロー）を重ね、十字架の形をとるタウ・ローが見られるという[1]。τのみでも、十字架を想起させたようだ[2]。キリスト教公認前には写本にのみ見られるが、公認後の4世紀はじめには、石棺やランプ（イスラエル北部のテル・ドル遺跡で発見）、ビザンティン帝国のコイン[3]などに用いられ、独立した象徴として扱われるようになった【図1】。その成立背景に、エジプトで広く用いられていた生命の象徴アンクがあったという説もある[4]。



【図1】タウ・ローを表す石棺断片　400年頃
ヴァチカン美術館

一方、初期キリスト教時代に最も一般的だったのは、キリストを示すギリシャ語〈Χριστος〉の最初の二文字 XP（キーとロー）を重ねたクリスモンである。4世紀以降、中世を通じて、石棺、モザイク、壁画、彫刻、ランプやガラス器底の装飾にまで広く用いられた。しかしながら、キー・ローは、キリスト教徒が発明した合字ではなかった。紀元前1世紀に書かれた『イーリアス』写本の欄外に、「有用な」という意味の単語〈χρηστον〉を示す合字が見られるという[5]。また、プトレマイオス3世が鋳造した貨幣（紀元前246～222年）の裏にもキー・ローが見られる。初期のキリスト教徒は聖堂建築や美術に、古代ローマの建築様式や美術など、既存のものを転用したことが広く知られているが、XPもそのひとつだったのだろう。

作例は XP に比べると少ないが、キリストを示す第三の記号が IX モノグラムである。ギリシャ語のイエス Ιησους の頭文字とクリストス Χριστος の X を重ねており、キー・ローやタウ・ローのような綴るうえでの省略文字ではなく、「救世主イエス」という2単語のイニシャル文字の合字である点は注目に値する。IX（XI ともいう）はときに円で囲まれ、太陽光の輝きや車輪を想起させる形をとった[6]。

1. 聖堂美術とクリスモン

クリスモンは古代末期から中世を通じて使われたキリストの象徴である。5世紀以降、次第に十字架に置き換えられ、次第に消えていったとされるが[7]、実際には4世紀には十字架よりも多く用いられ、11世紀から12世紀、ロマネスク聖堂においては多用されていた。しかもクリ

[1] バチカン図書館蔵パピルス断片 P75、2世紀後半から3世紀はじめ、ルカ14:27; 詳細は、L. Hurtado, *The Earliest Christian Artifacts: Manuscripts and Christian Origins*, Eerdmans Publishing Company, 2006, pp. 135-154.

[2] *Ibidem*, p. 147.

[3] アナスタシウス1世 Diocorus によって507～518年にコンスタンティノポリスで作られたソリドゥス金貨の裏側に勝利の女神ニケがタウ・ローを杖のように手にしている。

[4] Hurtado は唯一神信仰に誇りをもつユダヤ人が多神教のエジプトからアンクを借用することは考えられないと述べているが、エジプトのキリスト教徒が描いた写本挿絵やコプト布などにはアンク型の十字架が多くみられることは広く知られている。

[5] L. Hurtado, *op.cit.*, p.137.

[6] ラヴェンナ サン・ヴィターレ聖堂アプシス勝利門アーチのモザイク（6世紀半ば）など。

[7] A. Flammin, "L'iconographie de la croix sur les sarcophages du haut Moyen Âge en Gaule," in *Les Cahiers de l'École du Louvre Recherches en histoire de l'art, histoire des civilisations, archéologie, anthropologie et muséologie* 17 (2021), p.1.



【図 2】石棺　350 ～ 375 年頃
ヴァチカン美術館



【図 3】古代末期ヴィラ、祈りの部屋のフレスコ画
4 世紀　ヴァチカン美術館

スモンは、他の文字を描き加え、描き方を変えることで重層的な意味をもつに至る。では、実際の例を見て行こう。

1-1. クリスモンと花輪

ローマ美術には花輪や花綱が多く装飾として多く登場する。葉、花、果実を束ねて二点で吊り下ろした花綱（festoon）やそれをリボンで結んで輪にした花飾りはお祝いの際に建物を飾っていたのだろう。XP はしばしば花輪で飾られる。ローマ出土の 4 世紀の石棺【図 2】では花輪の下に信者たちを表す小鳥も集まり、キリストの復活のとき、遺体が盗まれないよう番をしていたローマ兵たちが居眠りしていたと言う福音書の記述通り、右側の兵士は眠り込んでいる。P の下が長く伸びて、十字架を成している。キリスト自身は描かれていないが、明らかにここではキリストの復活を示唆しており、花輪はキリストの死の勝利を寿いでいる。また同時期ブリテン島の壁画【図 3】では花輪に囲まれた XP の中に A（アルファ）と ω（オメガ）の文字が加えられ、「わたしは最初であり終わりである。」という「ヨハネの黙示録」22：13 の言葉が示すように、キリストが創造主であり、審判者であることを強調している早い作例といえる。この型はロマネスク期まで引き継がれた。

1-2. 三位一体を表すクリスモン

後にカトリックと呼ばれるようになったキリスト教の一派アタナシウス派が三位一体説を擁護したのに対し、ゲルマン人たちの間で広まっていたアリウス派はキリストの神性を否定するため三位一体を容認しなかった。4 世紀以降、三位一体説が公会議を通して正当化される過程でアリウス派は主流から外れ、異端とされるようになった。教義の正当性を強調するため、三位一体を表す図像が XP のバリエーションとして繰り返し現れた。イタリア、リグーリア地方の町アルベンガの洗礼堂では深い群青色の天空に XP と A と ω が浮かぶが、それが三重に重ねて描かれることで三位一体を表す【図 4】。



【図 4】アルベンガ洗礼堂アプシスモザイク
6 世紀初め（筆者撮影）



【図 5】スペイン北部ハカ大聖堂
西扉口テュンパヌム彫刻　1100 年頃

また、スペイン北部ハカ大聖堂西扉口彫刻【図5】では、きわめて洗練した形で XP に S を加えるかたちで三位一体を表している。このことは彫刻の円環部分に以下のような銘文がそえられていることからわかる。

> + HAC IN SCVLPTURA LECTOR SIC NOSCERE CVRA / P. PATER. A. GENITVS. DVPLEX EST SP(iritu) S ALMVS HII TRES IVRE QVIDEM doMINVS SVNT VNVS ET IDEM[8]
> （この彫刻において、これを読むものは次のことを正しく認識せよ。P は父なる神を示し、A は生み出された子なる神を示す、二重の文字（S）は聖霊を表す。）〔筆者試訳〕

ガルシア・ガルシアは、通常は「始まりであり終わりである」と審判の予見が見られると解釈するのだが、花模様に重ねられた文字は強調されておらず、終末論的な意味合いは弱められていると論じている。さらにここでは X P を円で囲み、十字も加えることで、車輪のような印象の輪が完成する。三位一体による統合を象徴的に意味しているのだという[9]。モサラベ典礼が根強かった地域においてローマ典礼を浸透させるために、三位一体という教義が強調されたのは教会改革の一つの表れとガルシアは提唱する[10]。

こうしたモティーフは前節で述べた初期中世の葬礼美術や文字を図像的に用いたラバヌス・マウルス写本やヨブ記註解写本などから引き継がれたとされる。フランス人の道の出発点として巡礼路の重要拠点であったハカのこの意匠は巡礼路を通じて広く伝播した。サンチャゴへ向かうアラゴン地方のウンカスティージョからレオン・カスティリャ地方のレオンのサン・イシドロ聖堂まで、そして目的地から遠いフランス側のバスク地方などにも見られる[11]。

ロマネスク聖堂にはしばしば、ティンパヌムやアーチの要石、石工のサインなどにも XP+Aω のクリスモンが見られるが、アルファとオメガの位置が反転している例も散見され、ガルシアが述べるように終末論的な意味合いがじょじょに薄れていた可能性が示唆される。

2. 聖堂における文字

キリストを表すクリスモンは聖堂に描かれる

[8] F. García García, “La portada occidental de la catedral de Jaca y la cuestión de las imágenes,” in *Anales de Historia del Arte 2010*, Volumen Extraordinario, pp. 69-89, esp. 71. ハカ大聖堂については I. G. Bango Torviso, *Catedral de Jaca: un edificio de sigloxi*, Santa María Real fundación, 2020, pp. 184-196も参照した。

[9] *Ibidem*, p. 83.

[10] F. García García, *Las portadas de la catedral de Jaca. Reforma eclesiástica y poder real a finales del siglo XI*, De la presente edición, Instituto de Estudios Altoaragoneses, 2018, passim.

[11] バスク地方アルメンティアの San Prudencio 聖堂玄関間の壁にも同地方の聖堂のティンパヌムが埋め込まれている。



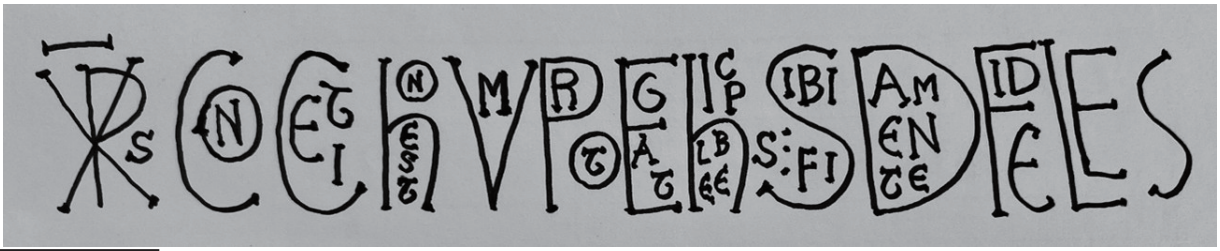
【図 6】ローヌ＝アルプ県クリュアスにある旧サント・マリー修道院聖堂の 12 世紀の地下聖堂柱頭の名前 HATIREBOIDEVS

重ね文字のなかでも最も聖なる表象だが、聖堂にはたやすく読めないように書かれた文字が見られることがある。石工の署名などは比較的わかりやすい文字でくっきり記されていることが多いが、なかには誰の名前なのか、どう読むのかわからないものもある。ローヌ＝アルプ県クリュアスにある旧サント・マリー修道院聖堂の 12 世紀の地下聖堂柱頭の一つには、名前とおぼしき文字 HATIREBOIDEVS が刻まれている【図 6】。〈Me Fecit（我を作ったのは○○）〉などの記載はなく、名前のみなので石工や注文主のものともしれないが、名前の一部 ATIR や EB は合字となり、O には十字架が重ねられて、あえて難読化されているため、特別な意味を有しているようにも思われる。

筆者がこれまで遭遇したなかで最も難読性が顕著なのは、スペイン北部サント・ドミンゴ・デ・シロス修道院回廊の柱頭のうちの一本に記された文字である。修道院に祀られている聖人の墓に最も近い柱頭だとされ、柱頭の上の部分には後代に刻まれたのであろう矢印→もある。「この墓には埋められている神の光に祝福された名高いドミニクス…世界はその方にとってキリストの徳が付した鏡。聖なる方を信じる信仰篤き者たちをお守りくださりますように」とラテン語が記されているのだが、文章の最後の部分にあたる聖堂入り口側の側面の文字〈XRS: CONCESIT: HONESTUM: PROTEGAT: HIC: PLEBES: SIBI FIDA MENTE: FIDELES〉の刻まれ方が独特なのである[12]。

文字の中に文字が入れ子のように見事に入





【図 7】（左）サント・ドミンゴ・デ・シロス修道院回廊の柱頭　1100 年頃
（下）巣ごもり文字
（【図 7】（左）の文字の描きおこし）

[12] 全文は二重柱頭の縁部にぐるりと〈HAC TVMBA TEGITUR DIVA QUI LUCE BEATUR: DICTVS DOMINICVS NOMINE CONSPI〔CVVS: ORBI QVEM SPECVLVM〕CHRISTVS(XRS): CONCESIT: HONESTVM: PROTEGAT: HIC: PLEBES: SIBI

り込んでいる。これと類似した例はタルヌ＝エ＝ガロンヌ県モワサック、サン・ピエール修道院回廊にも見られ、イレーヌ・フォーサイスは回廊の文字遊びについて書いた秀逸な論文のなかで、〈nested letters〉と呼んでいる[13]。フランス語では〈enclavements〉と呼ぶようだが、文字と文字が公平に合わさったリガチャー（Ligatures）とも異なる。文字が合わさり難読性を獲得する例はカロリング期の典礼写本にも見られることは安藤が詳細に論じているが[14]、それとも異なる、大きな文字が小さな文字を抱いているような配置である。ここではフォーサイスに敬意を表し、「巣ごもり文字」と名づけたい。

これは装飾に過ぎないのか、それとも他の意味を有するのか。難読性を獲得するとともに、文字は意味を伝えることよりも装飾に近い機能を果たす。そこでロマネスク聖堂の文字に注目して探してみると、壁画などでは文字は省略されずに書かれることが多く巣ごもり文字は見当たらない。地域は違うがレーゲンスブルクのプルーフェニング修道院の献堂碑文では多少の省略文字は見られるものの巣ごもり文字ではない。現調査の時点で巣ごもり文字が見られるのは、先に挙げたモワサックの修道院の献堂碑文（1100年頃）【次頁図8】やアルルのサン・トロフィーム修道院長ジェフロワ一世の墓碑（1063年）【次頁図9】、マルセイユのサン・ヴィクトール修道院のイザム修道院長の墓碑（1046年）【次頁図10】、などである。石碑文の研究は、スペインやフランスではコーパスが地域ごとにあるほど進んでいるものの、実見しないと巣ごもり文字かどうかわからない点に研究の難しさがある[15]。とはいえ、サント・ドミンゴ・デ・シロス修道院のものとの共通点は、どれも墓や修道院創始者の記憶と関連しているということであろう。モワサックの例を見ると、巣ごもり文字は文章のはじめの方に多く、碑文の下部ではむしろ書写空間に余裕が見られ文字が大きくなっている。狭いスペースに文章を押し込めるために仕方なく文字を重ねたのではないことがよくわかる。

巣ごもり文字についての先行研究は少なく、その機能については不明である。文字なのか装飾なのか、そのリテロ＝グラフィカルな機能が問われるところである。

FIDA MENTE: FIDELES〉この銘文については、E. Valde del Alamo, *Palace of the Mind: The Cloister of Silos and Spanish Sculptures of the Twelfth Century*, Turnhout, 2012, p. 44を参照した。同書50頁以降でバルデ・デル・アラモはこれを聖人に救済を求める祈祷文の典型と論じている。

[13] I. Forsyth, "Word Paly in the Cloister by Moissac," in *Romanesque art and thought in the twelfth century; essays in honor of Walter Cahn*, edited by C. Hourihane, Index of Christian Art, 2008, pp. 154-178, esp. pp. 177-178.

[14] 安藤さやか「ヨーロッパ初期中世のモノグラム──彩飾写本のイニシアル・ページの研究」『長岡造形大学研究紀要』第22号（2025年）43-49頁。

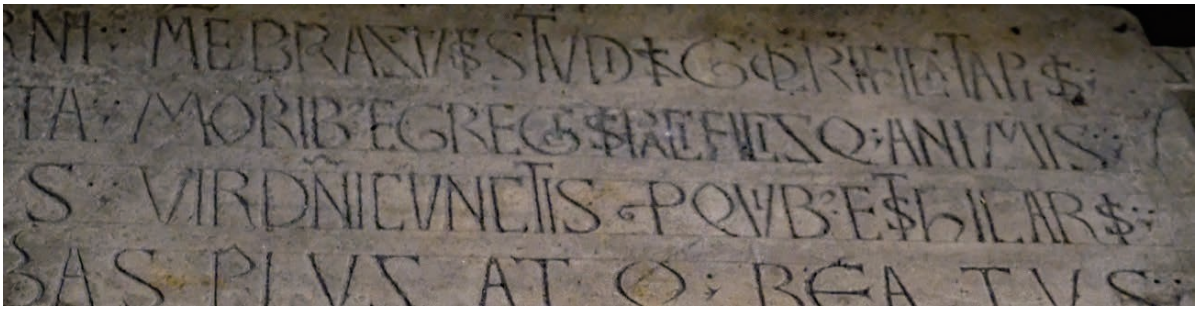
[15] スペインについては *Corpus inscriptionum Hispaniae mediaevalium* のシリーズ Vol. 1 Zamora. Guadalajara, Vol. 2 Salamanca, Vol. 3, Valladolid,Vol. 4 GUADALAJARA, Vol. 5 Cantabria, Vol. 6 Rioja, Vol. 7 Sevilla を、フランスについては Corpus des inscriptions de la France médiévale シリーズ Alpes-Maritimes, Bouches-du-Rhône, Var, Alpes-de-Haute-Provence, Hautes-Alpes, Ardèche, Drôme, Ariège, Haute-Garonne, Hautes-Pyrénées, Tarn-et-Garonne, Ville de Toulouse を参照した。



【図 8】モワサックの修道院の献堂碑文



【図 9】アルルのサン・トロフィーム
修道院長の墓碑



【図 10】マルセイユのサン・ヴィクトール修道院のイザム修道院長の墓碑（1046 年）

※図版はすべて筆者撮影

論　文
Articles

残酷さ、不正義の感覚、約束 ――ジュディス・シュクラーの〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の厚みと拡がり[1]――

Cruelty, a sense of injustice, and promises: On the conceptual sphere of "The Liberalism of Fear" in Judith Shklar's political thinking

大川　正彦
OKAWA Masahiko

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Institute of Global Studies

著者抄録
小論は、ジュディス・シュクラーの晩年の政治的思考を〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉というかたちでおさえ、『不正義の相貌』という著作の特質を明らかにすることを狙いとする。第一節では、これまでの探求の成果を踏まえ、『日常の悪徳』から『不正義の相貌』にいたるまでのシュクラーの思考の歩みを跡づけなおす。第二節では、『不正義の相貌』での「不正義の感覚」を基盤とする「不正義論」の問題圏を「約束」「信頼」という観点から読み解く。とりわけ、非対称的な主体間での「約束」「信頼」をも考慮に入れていることを強調して読むことが重要であることを浮き彫りにする。第三節では、それを承け、『不正義の相貌』における立憲デモクラシー論の特質を明らかにする。

Summary
This paper aims to locate Judith Shklar's late political thinking within the conceptual sphere of "the liberalism of fear" and to clarify the distinctive features of her The Faces of Injustice. Firstly, it retraces the trajectory of Shklar's thinking from The Ordinary Vices to The Faces of Injustice, building upon our previous research. Secondly, it interprets the problematics of the "theory of injustice" in The Faces of Injustice, grounded in "a sense injustice" from the perspectives of "promises" and "trust." It emphasizes that it is very important to read this work with a particular emphasis on how it incorporates "promises" and "trust" even between and/ or among asymmetrical subjects. Lastly, it tries to clarify the distinctive features of the theory of constitutional democracy presented in The Faces of Injustice.

キーワード
残酷さ　不正義の感覚　約束　信頼
Keywords
Cruelties; A Sense of Injustice; Promises; Trust
原稿受理日：2026.1.5.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 217–242.

目　次

はじめに
1. 残酷さと恐怖の感受体装置、恐怖と痛みを方法とすること
　1-1.『日常の悪徳』での〈残酷さを第一におく〉・〈恐怖のリベラリズム〉
　1-2.「不正義、傷つけ・損傷、不平等」、論考「恐怖のリベラリズム」での展り開がり
2.『不正義の相貌』の問題圏――「約束」「信頼」という観点から
　2-1.『日常の悪徳』での「不正義の感覚」への言及
　2-2.『不正義の相貌』が語られる問題地平

[1] 小論は、2025 年 9 月 13 日、日本大学法学部で開かれた現代規範理論研究会での報告、「恐怖のリベラリズムの思想圏をめぐって――ジュディス・シュクラーの政治的思考」を機縁にして書かれた。同研究会への参加者にはもちろん、報告する機会を与えていただいた、同会事務局、日本大学・法学部の松元雅和さんに厚くお礼を申し述べたい。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

2-3. 非対称的な主体間での「約束」「信頼」
3.『不正義の相貌』における立憲デモクラシー論
おわりに

はじめに

わたしたちは、このかん、ジュディス・N. シュクラーが論考「残酷さを第一におく Putting Cruelty First」（Shklar 1982）を皮切りに、〈恐怖のリベラリズム The Liberalism of Fear〉[2]という概念を打ち出し、その後、同論考を他の論考（Shklar 1979）とあわせて『日常の悪徳 *Ordinary Vices*』（Shklar 1984；以下、OV と略記）へとまとめあげ、そこで改めて〈恐怖のリベラリズム〉を練りあげていったさまを検討し、そのうえで、そこから、論考「恐怖のリベラリズム」（Shklar 1989；以下、LF と略記）に至るまで、シュクラーがどのように議論を形成してきたかを見届けてきた（大川2022；大川2025）。そのさい、〈恐怖のリベラリズム〉という概念を出して以降のシュクラーの政治的思考の厚みと拡がり――その思考の分厚さ・具体性を厚みとし、可能性を拡がりと捉えている――を、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉と名づけておいた。

とはいえ、はたして、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉なるものを想定してよいのかどうかという事情については、じつは、シュクラー研究のなかでも議論の余地のあるところではあろう。

ひとつには、旧い世代の研究でいうと、論考「恐怖のリベラリズム」でのシュクラーの議論を「消極的政治 negative politics」と位置づけるマイケル・ウォルツァーを典型とするように（Walzer 1996）、〈恐怖のリベラリズム〉はあくまでも消極的な政治を事とするもので、積極的に何らかの共通善を実践する志向をもたないとみなし、シュクラーが『不正義の相貌 *The Faces of Injustice*』（Shklar 1990；以下、FI と略記）[3]、『アメリカのシティズンシップ *American Citizenship*』（Shklar 1991）[4]で展開する議論に何らかのソーシャル・デモクラシーの発想を認め、ここにシュクラーの、〈恐怖のリベラリズム〉とは別様の展開をみる流れがあった。晩年のシュクラーのハーヴァード大学での同僚でもあり、批判理論の代表的な論者、セイラ・ベンハビブもまた、〈恐怖のリベラリズム〉の発想を「ディストピア的リベラリズム dystopic liberalism」と位置づけ、ウォルツァーと同様、『アメリカのシティズンシップ』をソーシャル・デモクラシー的な議論としてみなしていた（Benhabib 1996）。この二人とは若干のニュアンスの違いはあるものの、アクセル・ホネットもまた、『アメリカのシティズンシップ』をシュクラーにおけるソーシャル・デモクラシー的転回とみなしていた（Honneth 2014）。シュクラーじしんは、自らが提起する〈恐怖のリベラリズム〉を、アイザイア・バーリンのいう「消極的自由」とは異なるものとして繰り返し説き、かの女にとっては、何らかの自由とその条件とを確保することこそが政治の重大事であると言っていたにもかかわらず、である。

このような旧世代（?）の解釈動向に対して、比較的新しい世代からは、こうした理解を誤解だと指摘するものも出てきた。〈恐怖のリベラリズム〉の着想は、たんに消極的な政治にとどまるものではなく、残酷さをもたらすことを回避するばかりではなく、その結果にたいして適切なダメジ・コントロールをおこなうこと、強者ではなく弱者の位置にこそ重きをおいて政治を建て直してゆく着想を孕んでいると解釈する動向

[2] 日本語で表記するさいに、"Putting Cruelty First" と "The Liberalism of Fear" については、論考を指す場合には「 」で括り、アイディアを指す場合には〈 〉で括ることにする。

[3] 本書は、邦題では、『不正義とは何か』とされているが、わたしたちのみるところ、きわめつきに非シュクラー的なタイトルであるので、これを採用しない。翻訳そのものはとてもすぐれたものなので、〔 〕での補いもふくめて、一部を除き、ほぼそのまま使わせていただいた。訳者のかたがたに深く敬意と謝意を表したい。

[4] 本書については、「第3節」「おわりに」で若干言及する。

がある（とくに、Gatta 2018; Hall 2022; Misra 2016）。ホネットが〈恐怖のリベラリズム〉を「下からのリベラリズム Liberalismus von unten」としてまとめあげたことも、ある意味で、この動向と重なる部分もなくはない。また、わたしたちによるシュクラーの政治的思考についての解釈は、ある意味で、こうした流れに棹差すものであるといってよいかもしれない。

しかし、である。そうした比較的新しい研究動向と、わたしたちが見届けてきたシュクラーの〈残酷さを第一におく〉や〈恐怖のリベラリズム〉の内実とは、大きく異なる点がある。わたしたちは、〈残酷さを第一におく〉あるいは〈恐怖のリベラリズム〉という着想の解釈にあたっても[5]、残酷さをこうむる、こうむらざるをえない当人から出発する点を重くみてきた。もっとも、新世代の研究動向にしても、〈残酷さを第一におく〉という動き、行為をいったい誰が誰にたいしてするのかについていえば、理論のレベルで政治理論家当人が設定する話であることが前提にされていたようにみえる。あるいは、そうではない場合には、シュクラーが『リーガリズム』（Shklar 1964 , 1st edition; 1986, 2nd edition）で使う表現、「終身のマイノリティーのリベラリズム The liberalism of permanent minorities」というさいの、そのマイノリティーを、シュクラーじしんが「故郷喪失者・亡命者 exile」であったことと重ね合わせ、そのようにして、かの女のリベラリズム理解を、「故郷喪失者・亡命者」の視点として位置づける理解もまたあった（Hess 2014）。それにたいして、わたしたちは、この〈残酷さを第一におく〉という動きは、第一義的には、残酷な仕打ちを受ける当人、受ける可能性の高い当人、あるいは過去そのような仕打ちを受けてきた者たちが、残酷な仕打ちをおこなう者たちにたいしておこなう原初的な「叫び」として解釈してきた（大川 2022）。そうした読みを踏まえて、シュクラーの政治的思考を論考「恐怖のリベラリズム」にいたるまで見届けてきた（大川2025）。

小論では、わたしたちのこれまでの取り組みを踏まえ、シュクラーの生前に刊行された、論考「恐怖のリベラリズム」以後の、とりわけ『不正義の相貌』に焦点を絞り込んで、その後の展開――「展開」とはいえ、シュクラーの逝去によって断たれるじつに数年間のできごとなのだが――の見取り図を望んでみたい。そのことで、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の厚みと拡がりを確認してみたい。〈思想圏〉ということで、シュクラーそのひとじしんがどのような問題圏のなかで思考していたのか、端的にいえば、どのような知的交流のなかで問題の掘り起こしを進めていたのかについても目配りをし（今後の課題の登録もし）ておきたい。

第 1 節では、これまでの探究の足どりを踏まえ、『日常の悪徳』から『不正義の相貌』にいたるまでのシュクラーの思考の歩みを跡づけなおす。第 2 節では、『不正義の相貌』での「不正義の感覚」を基盤とする「不正義論」の問題圏を「約束」「信頼」という観点から読み解く。とりわけ、非対称的な主体間での「約束」「信頼」をも考慮に入れていることを強調して読むことが重要であることを浮き彫りにする。第 3 節では、それを承け、『不正義の相貌』における立憲デモクラシー論の特質を明らかにする。

1. 残酷さと恐怖の感受体装置、恐怖と痛みを方法とすること

1–1.『日常の悪徳』での〈残酷さを第一におく〉・〈恐怖のリベラリズム〉[6]

[5] 〈残酷さを第一におく〉と〈恐怖のリベラリズム〉とのあいだに切断面をみる卓抜な議論に Stullerova（2014）があるが、これについては、大川（2025）が検討している。

[6] 本項の記述は、大川（2022）にもとづく。

シュクラーは、残酷さを日常の悪徳のひとつとしてとらえ、しかも「最高悪 Summum malum」として位置づけて、他の悪徳にもまして優先して回避されるべきことがらとしておさえる。事は、単純きわまりないようにも思えるが、そうではない。というのも、他の悪徳を許すまじとする――シュクラー自身の言葉ではないが、「裏切りものは殺せ」となるのは、大なり小なりの僭主が蔓延る諸領域での「日常の悪徳」のさまではあろう――さまざまな「必然性」（“やらねばならぬ”）の要請・鉄の掟からすると、そのような悪徳をおこなう存在、行為はあってはならないもので、抹殺されてしかるべき、あるいは、心身を矯正されてしかるべきだから。すると、残酷な仕打ち、具体的な生身の肉体に苦痛を与えることが、必要なこととして正当化されてしまう。こうした無–理（生身の肉体をもつ存在からすれば、筋の通らない理屈・理不尽）を拒絶すること、そして、そうした無–理がとおる世界そのものを拒絶することにこそ、〈残酷さを第一におく〉という「叫び」の全体重はおかれていた。そう、わたしたちは解釈してきた。ここに、〈恐怖のリベラリズム〉の原点はある。

したがって、こうした残酷さは「最高悪」として位置づけるほかなく、他の悪徳の回避が優先されるならば、他の悪徳を有する（とされる）者の防圧、教育的改変を許してしまうことになるという意味で、「最高」の位置におかれなくてはならない。にもかかわらず、このことを理解しようともしない御仁が、いったい誰が残酷さを「最高悪」として位置づけるのでしょうか、などと高尚なリロンカめいた問いを発しもしてきた。

シュクラーからすれば、こうした残酷さがふるわれるのは、強制収容所や拷問、その他、非日常的な場面だけにとどまらない。そこここ、あちらこちらにみられる、きわめて普遍的な現象である。たとえ、自称「自由と民主」の国家においても、そうである。政治や宗教の「やむをえぬ事情 necessities」を持ち出して、残酷な振舞いをすること、あるいは残酷な仕打ちの結果を放置するという残酷さを重ねることは、〈生身の肉体をもった人間どうしの関係という意味での徹底して世俗的な次元〉からは拒絶されるほかない。しかし、どれほど拒絶するとしても繰り返されるのが、そうした政治、宗教の世界が強いる「やむをえない」という無–理である。

こうした拒絶の意志、直感めいたものは、〈恐怖のリベラリズム〉といっても、いまだ政治的な教義といえる代物ではない。じっさい、わたしたちが見届けてきたのは、『日常の悪徳』での〈恐怖のリベラリズム〉という想念は、ほとんど「恐怖と残酷さの感受体装置 a sensorium for fear and cruelty」と呼ぶほかないような構え・気組み disposition だということであった。むろん、このアイディアが登場してきた、『日常の悪徳』では、政治システムの話、そして、権利のリベラリズムの話などもおこなわれていたのであって、〈恐怖のリベラリズム〉とそうした他の政治的な諸制度、語法との関係も視野には入れて議論されてはいる。わたしたちの読みは、この点を十二分に汲みいれたものではなかったが、わたしたちの想定では、〈恐怖のリベラリズム〉の核心は「恐怖と残酷さの感受体装置」にあった。

わたしたちは、『日常の悪徳』を、いわば「社交」論としても位置づけもした。政治システムとのかかわりとではなく、生身の肉体をもち、さまざまな悪徳を日々おこなっている者どうしのかかわりあいに焦点をあてて、そうしたひとびとが残酷さとともにも残酷さなしでも生きることの困難をたずさえつつ、どのようにして、他の悪徳もかかえつつ、殺さずに、殺されずに、殺させずに、生きてゆくかという次元での議論である。ここでは、「日常生活のデモクラシー」といっても、誠実さに重きがおかれるのではなく、自

他ともにどっぷりと「偽善、スノビズム、人間嫌い、裏切り」などの悪徳に塗れつつ──むろん、そうした悪徳からはいっさい無縁の高貴な御仁もいるにはいるのだろう──、同時に、そうした悪徳の根絶のために、他人を教育的に改変するために、残酷さを発動するのでもない相互性は、いかにして形成、維持されるのか。その技法の話である。そのような「社交」論として読み返すなら、〈残酷さを第一におく〉というのは、リベラルな、あるいはリベラルたらんとする存在者が、自己に課す呪文、手かせ足かせと言ってもよいかもしれない。むろん、そのような暗示がきくとは限らないし、やるやつはやる、のでもあろう。

1–2.「不正義、傷つけ・損傷、不平等」、論考「恐怖のリベラリズム」での展り開がり[7]

わたしたちは、1–1で振り返ってきたことをふまえ、シュクラーが「不正義、傷つけ・損傷、不平等」（Shklar 1986）という論考から「恐怖のリベラリズム」にいたる思考の道筋のなかで、以下のように、シュクラーの政治的思考を跡づけてきた。

いわば、〈恐怖のリベラリズム〉の原生地ともいうべき「現場」の確認である。それは、すでに、わたしたちが「恐怖と残酷さの感受体装置」として浮き彫りにしてきた場のことでもある。残酷な仕打ちにたいして拒絶の意志をあらわすこと、いや、そのように言ったとたん、意志があったのかなかったのかということを呼びこんでしまうため、そのような表現は適切ではないかもしれない、残酷な仕打ちへの拒絶、である。そして、この拒絶にたいして、残酷な仕打ちをした者、バイスタンダーがどのように応ずるのか。残酷な仕打ちをやめるようはたらきかけるのか、そうではなく、自分に関係のないこととして放置するのか、見過ごすのか、などなど。こうした「現場」のことである。シュクラーは、ナディン・ゴーディマ（Gordimer 1983）による、そうした残酷な仕打ちを受けたひとたちへの「理知を介したエンパシー rational empathy」という概念も使い、この場面を、シュクラーなりに解釈した、ジョン・ロールズのいう「原初状態」の生成場として位置づけてもいた。

そして、この「現場」での訴えかけが、そのひとたちが生きる世界のなかでそれなりに聞かれ、残酷な仕打ちが繰り返されないよう何らかの施策がおこなわれるためには、立憲デモクラシーのさまざまな制度がなくてはならない。その前に、権利という用語を使っても、それが「権利侵害」として受けとめられ、何らかの対応がなされるような仕組みがなくてはならない。そうした仕組みがなければ、残酷な仕打ち、その恐怖にひしがれるひとたちは、まったくもって「力なき powerless」存在である[8]。

このようにして、論考「恐怖のリベラリズム」への接近をはかり、そこから取り出して来たのが、「恐怖と痛みを方法とすること」としての〈恐怖のリベラリズム〉ということであった。このようなわたしたちの捉え方にたいして、残酷な仕打ちを受けるマイノリティー、あるいは故郷喪失者、弱者のみに焦点をあてていて、何ら普遍主義的な主張にはならないのではないか、と問われるひとがいるかもしれない。シュクラーじしんが、みずからの主張を普遍的なものとして述べているにもかかわらず、あなたの解釈では、そうした点がないがしろにされている、と。

ちょっと待ってほしい。残酷な仕打ちはいたるところでおこなわれているし、今日の犠牲者は明日の拷問者であるかもしれない。シュク

[7] 本項の記述は、大川（2025）にもとづく。

[8] むろん、このような世界から、そうした力なき存在が（場合によっては大量に）逃亡する可能性もあるかもしれないが、シュクラーはそうした可能性の追求をしてはいないようにみえる。

ラーが、人に殺される物理的な可能性という点での人間の平等性というホッブズの議論にどれほど与するかは微妙なところだが、「痛みを感ずる存在者 sentient beings」としての人間の平等性は見届けているようにおもえる[9]。したがって、いつでも、どこでも、だれにでも、そのような残酷な仕打ちは、自分の外から（ときには、内から）訪れうるのであって、これまでいっさいそのような経験がないとしたら、それはあなたじしんが手にしてきた「強き者と弱き者」との権力差のおかげであるだけにすぎないかもしれない。あるいは、あなたじしんが、残酷な仕打ちをおこなってきたにもかかわらず、そのことに気づいていないから、あるいは気づかないでも生きていける権力差を手に入れていたからかもしれない。

この点に関連して述べておくと、アクセル・ホネットが「下からのリベラリズム」として〈恐怖のリベラリズム〉を意匠登録したのも、じつにミスリーディングな商標であったとおもう。そもそも、かれがそこで引き合いに出している、『日常の悪徳』での「小さき人びと」というのは、シュクラーが「犠牲者であること victimhood」をめぐっては、それが理想化されるか、忌避されるかのことが多かったと指摘している論脈において、その理想化されるパタンとして、個々具体的な作家たちがキャラクターとして登場させてきた「小さき人びと」のことであった（OV: 14-15）。わたしたちじしんも、ついつい、「下からの」という思わせぶりな修飾を使ってきてはしまっていたが（大川2022）、「下からの」と言ったとたん、その「下からの」への過度のもたれかかり、倚りかかりが自他の傲岸へと転じてしまうかもしれないことについての懐疑を失わせてしまいかねない。「下からのリベラリズム」をホネットは使ったであろうが、シュクラーはそのような表現をけして使っていないことの意味を、やはり、おさえておかねばならない。

わたしたちが強調してきたことを繰り返すなら、残酷な仕打ちを受け、そのことを拒絶する時点で、そのひとは「ただひとり」になる。この「ただひとり」を前にして、あなたは「ただひとり」になるのかいなか、あなたじしんは、どうするか、どうしないか、その次元の問題をこそ、シュクラーは道徳の問題としてではなく、政治的なことがらとして抉り出していた。そして、これは、とっかかりとしては、パーソン対パーソンの事象であるかもしれないし、どのような政治システムの作動があろうとも、パーソン対パーソンの次元はなくならないかもしれない。だが、何らかの政治システムが首尾よくはたらかなくては、その「ただひとり」は、もちろんのこと、「ただひとり」に応ずる「ただひとり」もふくめて、そうした者たちは無力な存在として放置されることになるかもしれない。

わたしたちは、このようにして論考「恐怖のリベラリズム」も解釈したのだが、大事な強調点を忘れていた。この論考でも、シュクラーが「痛みを感ずる存在者」という表現を使っていたことだ。生身の肉体をもった存在であることは、わたしたちじしんが強調してきたことだが、シュクラーの論考「恐怖のリベラリズム」それじたいにおいても、「痛みを感ずる存在者」ということで、ルソー的着想が基盤にあることを、あらためて確認しておかなくてはならない。

[9] シュクラーがホッブズとは異なり、「死の恐怖」をとりあげないのはなぜか。大きな問題が控えているに違いないと直感するが、明確なヴィジョンをもって論じる力量はない。シュクラーの書き物からは、ただ、死に淫した思想、「死」を終点＝目的として発想するあれこれを拒絶、拒否する傾きが感じられる。したがって、わたしたちが〈残酷さを第一におく〉を「殺さない、殺されない、殺させない」と翻案するとき、それは非シュクラー的な改変をおこなってしまっている疑いが濃いようにもおもえる。

2.『不正義の相貌』の問題圏──「約束」「信頼」という観点から

本節では、第1節でのわたしたちのこれまでの試みの振り返りを踏まえ、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉のなかでの『不正義の相貌』の位置を見定めるために、同書をどう読むかを提示してみたい。

もちろん、論者によっては、『不正義の相貌』では〈恐怖のリベラリズム〉という用語そのものが使われていないことや、その他の理由をもとにして、〈恐怖のリベラリズム〉と『不正義の相貌』での「不正義論」とを切断しようとする読みも提示されてはいる（Douglass 2023; Douglass 2025）。しかし、そうした論者にしても、『不正義の相貌』だけを単独で論じているのでもなく、他の論考との関連のなかで読み進めている。シュクラーの思考の進展にたいして、切断面を設定し、〈恐怖のリベラリズム〉と「不正義論」との違いを際立たせて、その二つの混同、混在を問題とみなしているのかもしれない。

それにたいして、わたしたちは、すでに〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉という大枠を設定していることからも気づかれるであろうように、特別の切断面、異種の問題の混同、混在の指摘という話に乗っかっていない。端から、シュクラーの政治的思考を、「当事者優位の原則」（藤田省三）という観点を貫いて読み解く「乱暴」な振舞いに加担してきたからにすぎないのかもしれない。しかし、わたしたちとしては、〈恐怖のリベラリズム〉というアイディアの原生地の確認をおこなうことをつうじて、そうした読みに一定の妥当性があるとかんがえている。シュクラーじしんが問題として幻視している場面は一貫して変わらず、そのことがらについてよりいっそう多面から語りなおしている、といえるのではないか。

2–1.『日常の悪徳』での「不正義の感覚」への言及

『日常の悪徳』で「不正義の感覚」という用語が出てきたくだりを確認しておこう。

> 「わたしたちは苦難する者すべてに憐憫 pity をいだく。残酷さの弱き犠牲者に対してだけなのではない。同情 compassion の対象はたんに病人のこともあるし、痛みを伴うが必要な手術を受けている患者のことですらありうる。憐憫は、無力な者 the helpless に加えられる残酷さに対するわたしたちの応答として唯一の原基 element であるようには思われない。不正義の感覚が加えられなくてはならない。」（OV: 24）

微細にみれば、『日常の悪徳』とその後の論考「恐怖のリベラリズム」での、シュクラーの「残酷さ」の定義は異なるのだが、いまはそれを問わない。おおまかには同種とうけとめておこう。ここでは、シュクラーが「残酷さ」という「最高悪」が行使される現場面のひとつがかたどられている。なにものかによる残酷な仕打ちに苦難する者の存在と、その存在に対して何らかの態度をとる者の存在。その存在がどのような態度で接しているか。この場面で、「憐憫」「同情」「不正義の感覚」が持ち出されている。そして、『日常の悪徳』では、明示的にはこの「不正義の感覚」については主題化されていなかった。そう、わたしたちは読んでいる。

このあたりの事情にも、ルソー的な問題感覚があると、わたしたちは解釈する。論考「恐怖のリベラリズム」について論じられるときあまり着目されないことではあるのだが──いや、あまりにも当然のことだから触れられないままにされてきたのかもしれない──、あらためて注意を払っておく必要があるし、意味がある、とかん

がえる。

> 「互いをなにはともあれ苦痛を感じる存在者である、と受けとめることを学び、身体的なよさ＝身体がうまくはたらくこと physical well-being や寛容は、わたしたちのなかの一人ひとりが追求しようとする他の目標よりもたんに劣っているわけではない、と理解するようになったとしたら、わたしたちがひとに危害を与えるのははるかに少なくなるだろう。」（LF: 14/ 131）

この文章は仮定法をつかって反実仮想で書かれていると読めるが、目前におかれている〈現実〉とはいかなる〈現実〉であるのか。こうした「反実仮想」がたんなる「反実仮想」にすぎないものとして、ただの個人的な希望や思いにすぎないものとして片づけられてゆくとき、あるいは嘲笑されさえするとき、何が〈現実〉認識なるものの名のもとで放置されてしまうのか。この〈現実〉がもたらす「人間なるものに身の毛もよだつ恐怖を感知する人間の器量 the human capacity for horror at the human」（Cavell 1979b: 31）が、シュクラーをシュクラーたらしめ、論者をして、その議論を「ディストピア的リベラリズム」と呼ばしめたのではなかったか。絶望か、希望か、あるいは、希望か、恐怖か、などという二者択一を設定して、シュクラーの政治的思考をそのどちらかに割り当て、そのどちらかの優位を論証しようとやっきになることが問題なのではない（Dunn 1996; Forrester 2011）。論者がいうところの「ディストピア」のただなかで、あるいは「ディストピア」を忘れることができないまま、あるいは「ディストピア」が終わったと決着することができぬまま、「小さき人びと」がいかに生き延びる才覚を発揮し、工夫をこらしているのか。シュクラーとともに、このことが見届けられなくてはならない。

2–2.『不正義の相貌』が語られる問題地平

わたしたちの現実感覚からすれば、なにかしらの残酷な仕打ちがもたらされたとき、その仕打ちを受けたものは、なにかしら拒絶したり、抵抗したりするものだろう。もちろん、そのように拒絶したり抵抗したりする資格はじぶんにはなく、そうされるに値するのだと見なしている場合もあるかもしれない。残酷な仕打ちをおこなうものと、そうした仕打ちをうけるものとのあいだに、その傍らに立つ者が介入して、仕打ちそのものがつづくのを、繰り返されるのを止めようとすることもあるかもしれない。あるいは、ないかもしれない。まずは、わたしたちじしんの「日常の悪徳」を思い起こしておく必要がある。というか、そのようなことをあらためて言挙げする「わたしたち」はそのように「思い起こす」などと口にできるだけの余裕がある、のかもしれない。

『不正義の相貌』は、それに先立って論考「不正義にまっとうな位置をあたえる Giving Injustice Its Due」（Shklar 1989a）が書かれていて、この論考を核として書かれた一書であるが、この書の「はじめに」には、シュクラーが本書を展開するにあたって手がかりにした、さまざまな糧が散りばめられている。また、小論ではひとつひとつ丁寧に掬いあげて扱うことはできないのだが、シュクラーは同書においても、同時代の人文・社会科学の知見も渉猟し、それを糧としつつ、じしんの議論を展開している。『不正義の相貌』が〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の重要な位置を占めるのであるとしたら、そういったシュクラーが扱ったさまざまな文献もまた、この〈思想圏〉の重要な構成要素であるとみておかなくてはならない。そのごくごくほんの一部にすぎないが、小論で扱っておきたい。

その論点とは、小論の冒頭でも予示しておいたが、ある種の「約束 promise」論、「信頼

trust」論という視点から、『不正義の相貌』を受けとめておくこと、である。

シュクラーは、『不正義の相貌』「はじめに」を、こう書き出す。

> 「災難というものは、どのようなとき不運 misfortune であり、どのようなとき不正義 injustice であるのか。この問いに対する答えは、直観的には、かなりわかりきったもののように思える。」（FI: 1/ 1）

そう、なのではあるが、それはあくまでも「直観的に」そういえるにすぎない。「何が不可避的で自然なものと扱われ、何がその逆に制御可能で社会的なものとみなされるかというのは、しばしば技術〔の発展状況次第〕、あるいはイデオロギーや解釈次第である」（FI: 1/ 1）からだ。そして、シュクラーは、「「人為的」と「自然的」とのあいだの線引きが、〔不正義か不運かを判断するに際して〕決定的な意味をもっているわけでもない」（FI: 1/ 2）と指摘する。その例として、「皮膚の色」（FI: 2/ 2）をあげる。

> 「皮膚の色そのものは、間違いなく自然なものであるのだが、アメリカにおいては、肌が黒いことにまつわる事柄は何ひとつとして自然ではない。アメリカにおいて「黒人である」ということは、社会的条件であって、自然の条件ではないのである。すなわち、時代時代によって、肌が黒いこと〔による災難〕を不運と考えるひともいるし、一貫してそれを不正義であるというひともいる。またその両方であるというひともたくさんいる。」（FI: 2/ 2）

こうしたことを踏まえて、シュクラーは自らの課題をこう述べる。

> 「私は、つぎのように主張する。不運と不正義との違いは、〔「自然的」か「人為的」かのみによるのではなく、〕しばしばわたしたちの意欲および能力に関係して存在するのだと。すなわち不運と不正義との違いは、被害者 victim のために行動するかしないか、被害者を責めるか赦すか、被害者を助けその苦しみを和らげ償いを与えるかそうせずにただ立ち去るか、そうしたことについての私たちの意欲や能力に関係するのである。不運と不正義と区別する単純で揺るぎないルールがあるという考えは、道徳的安定へのひとつの要請であるが、それは同種の要請の多くと同じように、満たされることのない要請である。〔だが、〕それが意味するのは、私たちはこの〔不運と不正義との〕区別を廃止するべきだということでも、またすべての災難を〔不運として〕受け入れるべきだということでもない。そうではなく、この区別を再検討すべきだということ、特に、不正義というものへの新たな視点を見いだすべきだということなのである。」（FI: 2/ 2–3）

わたしたちがさきに、残酷な仕打ちが問題になる現場面についてふれた箇所を思い起してみよう。何らかの苦難する存在者、そしてその存在者に対してどう応ずるかが問われている。そう思い起こしたうえで、この箇所を読むなら、『不正義の相貌』という書物もまた〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉に属することが感じられるだろう。とはいえ、「残酷さ」、とりわけ「身体に加えられる意図的な危害」という意味での「残酷さ」そのものが問題になっている場面であるかどうかということになると、そのようには感じられないかもしれない。しかし、なぜわたしがこのような目にあい、苦しまなくてはならないのか、という苦難する者の視座からすれば、

自らの苦難をもたらす存在が特定できるのであれ、できないのであれ、自らの「不正義の感覚」にもとづいて、何かを訴えざるをえない。

また、ここでの問題が、被害者へのかかわり、被害者の苦難のうけとりかたにかかわる「私たちの意欲や能力に関係する」と言われていることにも注意しておきたい。先取りしていうならば、この「私たちの意欲や能力」にしても、固定しているものではなく、つねにすでに形成（あるいは衰退、没落、消滅?）途上にあり、その「意欲や能力」がどのように形成、維持されるかが重要な問題になる、とみておかなくてはならない。とはいえ、いっさいの出来事を「不正義」に属することとして、人間の手によってなんらか対応可能なものとして対処し、「不運」という問題圏を抹消しようとするのは、もうひとつの残酷さをもたらすことを忘れるシュクラーではない。このこともおさえておこう。

論考「恐怖のリベラリズム」で、ひとびとがたがいにたいして、そして政府にたいして、どのような恐怖を感じているかが問題にされている箇所があったが、その一節をここで思い起こしてみよう。

> 「わたしたちが恐れる恐怖とは、他人がわたしたちを殺し、暴行を加えようとすることでわたしたちにあたえられる苦痛にかかわっている。〔……〕政治的に考えるならば、わたしたちは自分自身だけではなく、わたしたちの同胞市民をも恐れている。つまり、恐怖をいだく人びとからなる社会を恐れているのである。〔……〕組織だったしかたでもたらされる恐怖は、自由を不可能にする条件であり、この恐怖はまさに制度化された残酷さを予期することでかき立てられる。」（LF: 11/ 128下 –129上）

自分を、あるいは他人を、そして社会を恐れるとは、そうした自分や、他人や、社会においてこの先どのようなことがおきるかを予期する営みでもある。おたがいをどのような行為をなすものであると予期するのか、社会という営みではどのようなことが起きてくる、あるいはおこなわれるかを予期するのか、にかかわっている。―この指摘を踏まえておいて、『不正義の相貌』の以下の一節を読むことにしよう。

> 「とりわけ自由で立憲的な民主主義においては、公的権威が納税者に対して責任と答責性を負うべきと定められているがゆえに、このような劇的な事態における被害者の憤りは、それ自体正当である。またこの憤りは、〔それ自体において正当であるばかりでなく、〕それが公共善への貢献となることによっても正当である。というのは、この憤りは次の災害が起きたときの役人の行動を改善させることにつながりうるからである。被害者の観点、そして彼らに同情するひとたちの観点からすると、災害は、始まりにおいて自然なものであったとしても、その全体の効果においては公的な不正義にほかならない。〔被害に遭ったりそれに同情したりする〕これらの市民たちは、最新の技術に期待をかけ、政治的平等を信じているからには、公的権威がいまそして将来において少なくとも効率的で慎重になったり、その傲慢さを和らげたりすることを願って、この権威に対して怒りをぶつけるだろうし、そうするのは当然のことなのである。」（FI: 3/ 5；強調は引用者による）

ここでの場面は、何らかの大災害が生じたときに政府がどのような施策を講ずるか、講ずることができたかが問題になっているところである。実際の被害者たちは、「自由で立憲的な民主主義」がおこなわれている社会であれば

――それはおそらく、その当人たちの視座からすれば、「恐怖をいだく人びとからなる社会」ではないのだろう――、たとえ自然災害であっても、その被害者となった者たちの苦難にたいしては、政府は何らかの対応をおこなうだろうと予期し、それを当然なこととおもいなし、もし何もおこなわれなければ、そうした予期が満たされないことにたいして憤りをあらわし、その憤りはなんらか正当なものとして受け入れられるだろう、と予期している。

この場面での予期には、いくつかの位相がみられることも注意しなくてはならない。まずは、対自然的次元がある。自然と呼ばれる何かにたいして、人びとはつうじょう何かしらの予期をおこなっている。もちろん、「最新の技術」次第では、そのような自然に予期する内実も変わることだろう。したがって、対自然的次元といっても、科学技術と込みで、予期・期待がかたちづくられる地平としておさえることができよう。つぎに、政体にたいして何らかの予期、期待をする次元もある。自由で立憲的な民主主義がなんらか機能している社会であれば、「政治的な平等」を期待してもよいと信ずることもできるのだろう。そして、最後に、人びとが互いにどのような者として応じ、応じられるかについての予期の次元もあることだろう。むろん、対自然的、対政体的、対人間的次元の三つは、複雑に絡みあっている。「自由で立憲的な民主主義」がおこなわれている社会であれば、「他人がわたしたちを殺し、暴行を加えようとする」のではなく、何らかのしかたで、そうした殺人・暴行への恐怖に苛まされずに、何らかの身体的安全が保たれる、保たれてしかるべき、だからこそ、そのような恐怖に苛まれるときには、そのことへの憤りも表現し、受けとめられる（べき）と予期もできるのだろう。とはいえ、もちろん、これも「私たちの意欲や能力」の問題でもあるが。

いずれにせよ、わたしたちは、どのようなことが生ずるか、起きるかがあらかじめ確定している世界に生きているのではなく、何らかの不確定性を孕んだ世界のなかで、そのつどの何らかの予期・期待を抱いて、あるいは政体のありようと自らの存在認定にかかわる事柄について何らかの信念を抱いて生きてゆかざるをえない。こうした予期・期待が満たされず、裏切られたという感覚を抱くこともある。また、「自由で立憲的で民主主義」を謳う政体のもとで生きているがゆえに、「政治的平等」を信じて行動するが、「あなたには、そんな信念を抱く」資格はないとして、孤立化され、無力化され、透明化される、こともあるかもしれない[10]。不正義と不運との区別とは、このような、わたしたちの存在のありようと深く結びついている。そして、わたしたちのありようは、一様ではない。「社会的な位置 social standing」によって、そのひとの生い育ちの段階によって、さまざまである。

2–3. 非対称的な主体間での「約束」「信頼」

シュクラーは、不運と不正義の区別を論ずるくだりで、先に引いた「被害者を助けその苦しみを和らげ償いを与えるかそうせずにただ立ち去るか」という問題にかかわって「受動的不正義 passive injustice」という論点を突き出す。

> 「ここでいう受動的不正義とは、他人の不幸に対する私たちのありがちな無関心のことではなく、私的ないし公的な不正行為を阻止し損ねるという、はるかに限定的で、とりわけ市民的な怠慢のことを指している。」（FI: 6/ 9）

この問題を扱っているさいにシュクラーが事例

[10] この「孤立化」「無力化」「透明化」は、中井久夫が「いじめの政治学」（中井 1997）で提起した、いじめの政治学という政治的隷従化のはたらきの構成素であるが、公私の領域をまたいで、あちらこちらで見られるとシュクラーもまたみている、とわたしたちはかんがえている。

としてとりあげている事柄が重要である。ジョシュア・デシェイニーへの父親の虐待をめぐる訴訟である（FI: 6–7/ 10–11）。ジョシュアの父親が虐待していたことを、たくさんのソーシャルワーカーや医者が知っていたにもかかわらず、ジョシュアを最後に担当したケースワーカーは起こったことを忠実に記録したが、何もしなかった。その結果、ジョシュアは、回復不能な脳障害を患う。

> 「連邦最高裁判所は、アメリカ合衆国憲法の適正手続き条項のもとでは、ジョシュアが最終的に陥った状態の責任を、国家に負わせることができないとした。しかし、ウィリアム・ブレナン判事はつぎのように述べた。あのような状況下で何もしないことは、近代国家が犯しうる最も大きな不正に相当する、と。そしてそのように考えたのは、彼ひとりではなかった。／にもかかわらず、ジョシュアが不運の被害者となったという見方もできるかもしれない。」（ibid.）

この事例そのものも重大なのだが、この訴訟をとりあげた、マーサ・ミノウの論考も、ここでの論点である「受動的不正義」をうけとめるうえではもちろんのこと、シュクラーの「不正義論」を受けとめておくうえで重要だとかんがえる。そのため、迂回路になるが、以下、確認しておきたい。

『不正義の相貌』の「はじめに」の註（4）で言及される、ミノウの「法と暴力」の論考である。事例からかんがえて、当時は公刊されてはいなかった、おそらく、Minow（1990）であると、わたしたちは受けとめている。そして、ここで注意を促したいのは、この論考でのミノウの事例のとりあげかたをも、シュクラーは引き継ぎ、自らの「不正義」論へと接続させていたのではないか、ということだ。この点を〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の厚みと拡がりとして登録しておきたい。

ミノウの論考から一節を引こう。

「詩人、グロリア・アンサルドゥーアは書く。「殴られた子どもと、次の信念、すなわち、わたしたちは自らに起きたことを選ぶものであって、自らの世界を創造するものなのだという信念とを、わたしには和解させる reconcile ことはできない」。わたしにもできない。しかしながら、法はどのように暴力を扱うのかを詳細にみるなら、何らかの鍵が得られる。力をもつ者 those with power がみずからが行動するのに制約を受けていると感じるような概念を生み出し、使うのであれば、そうした概念は法と暴力のあいだの関係に鍵をあたえる。」（Minow 1990: 1677–78）[11]

ミノウのこの論考では、1980年代のアメリカ合衆国で、児童虐待や女性への殴打を扱ったポピュラー・ソングが数多く生まれ、なかにはヒット曲となったことが紹介され、そのなかのいくつかの歌詞がとりあげられ、具体的に論じられてもいる。『日常の悪徳』が書かれたのが1984年であったが、この歌の情勢は、80年代アメリカ合衆国の「日常の悪徳」の原風景でもあったのだろう。89年に公刊された論考「恐怖のリベラリズム」でも、〈恐怖のリベラリズム〉は強き者と弱き者との違いにこそ焦点をあてるといっていたが、こうした文脈のなかでおさえておくこともできよう。『日常の悪徳』でも親への信頼という問題の複雑きわまりなさが触れられていたが、この論点もこうした背景を念頭に読み解くことができるように思う。

ミノウの論考の詳細にはここでは立ち入らないが、論考の末尾では、家族の暴力のサヴァイ

[11] ここでミノウは、Anzaldúa（1981: 198, 208）を引く。

ヴァーである子どもと面接をおこない、子どもにたいして「ことばにすること」をつよく促すサイコセラピストの話がとりあげられ、次のことばで結ばれている。シュクラーは、はたして、この一節をどのようにして読んだのか。

> 「家族の暴力から生き延びた者にとって、ことばは変革の地 the land of change にいたる扉となるかもしれない。ことばはサヴァイヴァーにたいして、しっかりとつかまることができる何か、したがって、恢復 recovery を助ける何か、ささやかながら自己を統御し control 集め直す recollection ためにつかみとることができる何かを提供するかもしれない。どのようなことばが、まだ犠牲者になっていない者、傍らに立っている者にとって開かれた扉になりうるのか。」（Minow1990a: 1699）

ミノウは、家族法をフィールドにする法律家・法学者であるが、すでに、この当時には、エリザベス・スペルマンとの共著で、フェミニスト法学の論考も出しているし（Minow and Spelman 1990）、キャロル・ギリガンの『もうひとつの声で *In a Different Voice*』を、賛否両論の渦中から掬いなおし、かの女なりの「ケアの倫理」という精神のリレーもおこなったフェミニスト法学の大著も著わしている（Minow 1990b）。そんな事情も、ここで引いたミノウの一節からは読み取ることができるかもしれない。そしてまた、公刊された文章のなかで、はっきりとは「ケアの倫理」やフェミニスト法学への明示的な言及はおこなっていなかったシュクラーが、こうした作業をどのように読んでいたか。すくなくとも、わたしたちは、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の厚みと拡がりには、そうした問題群がふくまれているとみたい。

「約束」論、「信頼」論という大きな問題設定での、シュクラーと「ケアの倫理」との関連如何という、いささか外挿的と思われもしよう論点にかかわっては、『不正義の相貌』「はじめに」原註（8）にあげられている、アネット・バイアーへの言及もとりあげておくに値する。

まずは、シュクラーの引用から。

> 「約束について最も柔軟に論じる書き手――他者に対する関与を引き起こすさまざまな関係のひとつとして約束を理解し、被害者の置かれている状況に配慮する論者――でさえ、約束することによって課される義務について関心を集中させて、〔約束によって〕生じるだろう希望や信頼、たとえば特に子どもや信じやすい女性などのなかに生じる希望や信頼には、関心を寄せることがない。あたかも何らかの自由気ままに揮える権力を有する主体だけが問題であるかのようである。一方的に約束をする者は与えるべき何かを特別にもっており、その限りにおいて、彼は約束を交わしたふたりの当事者のうちより強者で、その権力を濫用する可能性がある。被害者の観点からは、約束を破ることは、まぎれもなく権力の濫用であり、それだからこそ約束を破ることは不正である。」（FI: 10–11/ 18）

ここに引いた箇所への註で、バイアーの仕事についての言及がある。Baier（1985）は、ヒュームの約束論を下敷きにしつつも、同時代の、スタンリー・カヴェルによるヴィトゲンシュタイン解釈（Cavell 1979a）、法学者 P. S. アタイヤによる議論（Atiyah 1981）などを扱うものだが――シュクラーじしん、アタイヤへの言及をしている――、ここでシュクラーがまとめているように、「他者に対する関与を引き起こすさまざまな関係のひとつとして約束を理解し、被害者の置かれている状況に配慮する」議論を展開して

いる。そして、シュクラーが注意を促すのは、しかし、たいていの場合、「制度」としての「約束」ではなく、「制度」以前の「約束」を論ずるひとびとであっても、そうした約束を交わす人と人との関係を、「あたかも何らかの自由気ままに揮える権力を有する主体だけが問題であるかのように」論じているのに、バイアーひとりだけが、そうではないことだ。バイアーはそうしたいわば対称的な、力を備えた契約主体間の関係ではなく、力ある者と力なき者とのあいだに生まれる「約束」に注目し、その「約束」が守られない場合の被害者の視点からの捉え直しを展開している、というのである。

バイアーのこの論考は、カヴェル（Cavell 1979a）によって、ロールズの「制度としての約束」理解に反省を促す重大な論考としても参照されているものであるが、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉には、このように、ロールズ流とは異なる「規則」「約束」理解にもとづいた、しかも対称的ならざる非対称的な人と人との関係の場面での「約束」「信頼」という問題が見届けられている、といってよい。バイアーののちの論考での議論を、補助線として、ここでは、さらに外挿的に差し挟んで、シュクラーの先の発言に重ねて読んでおこう。

> 「私たちは価値ありとされた善きものについて、ある相手を信用し、相手がそれをなにがしかコントロールするのを認めるわけだが、そうした善きもののいろいろな相異によって信頼のさまざまに異なるかたちを区別しようと試みるなら、私たちは、ロックが行なった、信じて実際に託する〔信託〕モデルによる信頼分析に従っているのである。この場合、「あなたは誰に信頼を寄せるのか」という問い――かの女ないし彼らがあなたの手から受け取る位置にいる、あるいは、傷を負わせうる位置にいる、その善きものは何か――にも回答されるはこびとなろう。」（Baier 1984/ 2025: 101/ 199–200）

> 「無意識の同意や選択されていない同意なるものを語るとしたら、同意の概念をゆがめてしまい、無意識のあるいは選択されていない契約なるものを語るとしたら、契約の概念を過度にゆがめてしまうが、自動的で無意識的な信頼という概念には、そして、選択されていないが相互的な信頼という概念には、そういうところがまったくない。幼児と親のあいだの信頼が、最良の仕方で、こうした根源的で基礎的な信頼をまざまざとみせてくれる。」（Baier 1984/ 2025: 110/ 217）

『日常の悪徳』でも第四章「裏切りの両義性 The ambiguities of betrayal」で、ジョン・ロックの信頼論、しかもジョン・ダンの解釈への言及があり（OV: 183）、「裏切り」という論点を「信頼」という問題系のなかでおさえていたのだったが、そのことをここに挿入してみてもよい。シュクラーもまた、「根源的で基礎的な信頼」という原点を見定めつつ、〈恐怖のリベラリズム〉を練りあげていたとみたい。

バイアーの「約束」「信頼」を主題とする議論を補助線としつつ、〈残酷さを第一におく〉〈恐怖のリベラリズム〉という着想を翻案してみるならば、こんなことになろうか。「幼児と親の間の信頼」にしても、幼児は傷めつけられず、自らの何かを大事にされることを期待し予期して、日々をすごしているのであろう。むろん、年端もいかないものが残虐な行為に及び、親の心身を損傷することもあるかもしれない。しかし、そのような事態に陥ることをそのつど避けつつ、なんとか関係を維持し継続してゆくこと、日々移り行くそれぞれの心身状況にもかかわら

ず、なんとかたがいにやってゆけるのも、なにかしらのかたちで、「根源的で基礎的な信頼」があるからでもあろう。

むろん、親と子という場面の話を、社交の場面、社会的交流ばかりではなく、政体の場面にまで一挙に拡げて論ずるのは、人間の事どもにかかわる複雑極まりなさを単純化する、ある種の傲岸と暴力的な所作になるのだろう。また、市民と政府との関係を、幼児と親の間の事柄に落とし込みたいわけでもない。シュクラーそのひとにしても、そんな議論をしているわけではないし、わたしたちとしても、そう解釈したいわけでもない。そうではなく、シュクラーが強い者と弱い者といったときに、政府そのもの、もしくは公権力の担い手と一般の市民とのあいだの力関係の差異にだけではなく、右にみたような子どもと親のあいだのような力の差異にも留意していたことを確認しておきたいのである。

ミノウの議論、バイアーの議論を迂回路にしてみるとき、不正義の感覚、「裏切られたという感覚」をかんがえるとき、誰が誰にたいして何の事柄について――バイアーのことばでいえば、どの「価値ありとされた善きもの」について――「約束」が交わされているとするのか。一方が「約束」されたと期待してしまうのか。こうした期待可能性、予期可能性という地平において、不正義論が語られていることの重要さが浮かびあがってくることだろう。

『日常の悪徳』での第四章「裏切りの両義性」に入った箇所で、こう語られていた。

> 「この辞書〔OED――引用者註〕が私たちに伝えることができないのは、なぜ、わたしたちは裏切り betrayal にたいしてこれほどまで強く激しく反応するのか、である。「裏切り者 traitor」はなぜ、それほどまでに侮蔑語なのか。辞書が教えてくれるように、裏切りには還元不可能な経験がある。すなわち、不法遺棄 desertion である。そのことが、子ども時代の不安の最大のもの、つまり見棄てられることへの恐怖 the fear of abandonment を動き出させるのだ。」（OV: 139）

シュクラーにとって、「子ども時代」という問題が政治学的にどのように考えられているのかという大問題には、ここでは立ち入ることができない。というのも、この問題を扱うには、おそらく、シュクラーのルソー論、『人間と市民 *Men and Citizen*』（Shklar 1969）での『エミール』の取り扱いもふくめて、周到に論じられなくてはならない、すくなくとも、そのようにしてこそ、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉での「子ども時代」、あるいは「子どもと大人」という問題も扱うことができるように感じられるからだ。また、ここでの「見棄てられることのへの恐怖」という論点から、シュクラーの政治的思考にひそむ「ケアの倫理」的側面をことさらに言挙げしたいわけでもない。シュクラーは、「ケアの倫理」の議論にみられがちな、ある種のコミュニタリアン的な匂いを拒絶するだろうし、人間世界の悲劇性、世界の残酷さ、「人間なるものに身の毛もよだつ恐怖を感知する人間の器量」（Cavell 1979b）の点で、一部の「ケアの倫理」論者たちとは一線を画すだろうからである。

ここでみておきたいのは、ひとは生きてゆくとき、生き延びてゆくとき、自らによって「価値ありとされた善きもの」について、なにがしかのコントロールを、自分以外の何かにも託さないことには生き延びてゆくことがそもそもできない、無力な存在である、ということである。であるからこそ、ひととひととのかかわりでは、自らとのかかわりを維持形成するさいにも、ひととのかかわりをあてにせざるを得ないし、自らがうけたことの不当を訴えるにも、自らの正しさ

を主張するにも、何らかのシステムを利用せざるをえないのである。そして、その何らかのシステムにしても、慣性の法則がはたらいていて――力ある者と力なき者との差異において、力ある者に有利に働くので――、当該の苦難する者にたいして、特効薬をつねにかならず提供してくれるとはかぎらない。であるからこそ、そのような場面での、力なき者の声の発出が、場合によっては権利という用語の利用が当人の生き延びになくてはならないものとなる。

3.『不正義の相貌』における立憲デモクラシー論

論考「恐怖のリベラリズム」では、リベラリズムとデモクラシーとの偶然の婚姻ということが触れられていたが、この『不正義の相貌』では、恐怖や痛みを生きている人びとが、何らかのしかたで恐怖に支配されつくすのではなく、それなりに自らの不正義の感覚を表出する機会を得ていること、そのような機会を下支えする何らかの制度的仕組みがそれなりにはたらきもしていることが暗黙裡に前提されている。シュクラーが本書で、「自由で立憲的なデモクラシー」を口にするときには、そうしたことが見込まれているとみてよい。

> 「民主主義の道徳的な意味というものが何かしらあるとすれば、その意味とは、すべての市民の人生は価値あるものであるということ、そしてすべての市民の、自身の権利への感覚が広く認められるべきであるということである。すべてのひとは、最低でも自分の声を聞いてもらうのに値するものであり、市民が自分たちの社会的および個人的な不満を認識するその仕方も無視されてはならない。民主主義的なエートスは、私たちの誰もが不正義の感覚をもっているということを前提にし、それが、私たちがお互いについて判断したり、社会を判断したりする際に重要な役割を果たすということを前提にしている。それゆえ、被害者の声、すなわち自分は不当に扱われたと訴えるひとの声は、民主主義的な原理の問題として、沈黙させられることがあってはならないのである。しかしそもそも、誰が被害者なのだろうか。被害者であるとはどういうことなのだろうか。」（FI: 35/ 66–67）

シュクラーがおいている力点は、市民じしんは「自身の権利への感覚」「不正義の感覚」をもち、これを表出することが、「お互いについて判断したり、社会を判断したりする際に重要な役割を果たす」ことにある。ここでは、人びとの「権利感覚」「不正義の感覚」を超越する、何らかの“客観的な”ルールがあってこそ、「法と秩序」ははじめて保たれるのであって、「権利感覚」「不正義の感覚」だけではなんら社会の安定性は保たれない、とするようないわばホッブズ的な秩序問題は最初から立てられていない。シュクラーはここで、あるべき正義の秩序からではなく、現にあるわたしたちの日常的な道徳的・政治的経験から出発する。その経験とは、しかも、「道徳的とも政治的ともいえる選択や衝突の経験」であって、これは「準司法的道徳構想 parajuridicial conception of morality」（FI: 8/ 14）からはうまく捉えることができない。人びとはそれぞれの選択や衝突を経験しながら――道徳や政治の経験といえば、なによりもまず、二者択一におさまるとはかぎらない複数の選択を前に戸惑う経験、多数の価値や利害や目標などの衝突に直面する経験をこそ意味している――、同時に、なんらかのしかたで「お互いについて判断したり、社会を判断したりする」ことができている。そのように互いに判断するのを形成維持できることをデモクラシーの問題として翻案すると、「被害者の

声、すなわち自分は不当に扱われたと訴えるひとの声は、民主主義的な原理の問題として、沈黙させられることがあってはならない」ということになる。「被害者の声」が「沈黙させられる」とは、さきの言い方をつかうならば、当の被害者を「見棄てられることへの恐怖」のただなかに放置することでもあろう。その事態の見逃しは、孤立化、無力化、透明化、へと政治的隷従化させる度合いをつよめてゆくことだろう。

むろん、被害者がなにも苦難を感じてもいないにもかかわらず、自らの「不正義の感覚」をもとにして被害者を名乗り出ることもあるのだろう。いわゆるクレイマーの存在である。そのこともシュクラーとしては認めている。さらには、「誰が被害者なのだろうか。被害者であるとはどういうことなのだろうか」をめぐっては、この『不正義の相貌』以前に『日常の悪徳』でも問題にされてきたことでもあるのだが──被害者を被害者のいうままに受けとることがむつかしく、被害者を理想化したり蔑視したりしがちになることという問題など──、この『不正義の相貌』になって強調されていることには、以下の点がある。不正義の感覚の表出とそれを聞くことが切り拓きうる地平をみておきたい。

『不正義の相貌』には、レイシズムやセクシズムにかかわる問題──シュクラー自身がつかう言葉ではないが、集合的に反復される孤立化・無力化・透明化の問題──がとりあげられている箇所があるが、以下の文言もそのような箇所のひとつである。自らの苦難の経験を当事者じしんが語ることができるのか、当事者が語りながらも、社会が拒絶しつづけるとき、どのようなことが起きるのか、起きたのか。そのようなことを念頭において読んでみたい。

> 「こうした属性的な集団 ascriptive groups の構成員を特に標的とした社会的な差別は、〔その差別の被害者に対して欺瞞的な決めつけをするという意味で、〕単純な類のペテンである。〔標的とされた〕被害者たちは、誤りや失敗の濡れ衣を着せられ、その決めつけに従った扱いを受ける。しかし、驚くべきことに、多くの被害者たちは彼らの状況の不当さを認めることを選ばないのである。〔……〕ここでは、傷つけられたこのひとは自分自身に嫌悪を向ける。自分のことを不正義の被害者だと考えるのではなく、たんに自分は、まことに自分にふさわしい──とかの女が思う──軽蔑と蔑視を受けただけだと考えるのである。それよりも自己破壊性においてははるかに深刻ではないのは、女性の多くが〔自分に降りかかった〕不正義を並べ上げるよりも、自尊心を保つことを優先することである。」（FI: 38/ 71–72）

当人の「自尊心」という社会的にも形成されてきた自己への信念・感情のありようによっては、自らが経験したことであっても、それを正確に名指して、周りにたいして訴えることができるとはかぎらない。そればかりではなく、自分への嫌悪も伴う。必ずではないにせよ、このような事態が生まれるのは、ここでいう「単純な類のペテン」が根づよいからである。

さらには、「ほとんどひとは、自分たちを被害者であると考えることが嫌なのである。何といってもこれほどみっともないことはないからである。私たちほとんどにとって、自分たちが不正義の無力な対象だと認めるよりも、現実認識を変えてしまうほうがましである。自己欺瞞でさえ、敗北を認めるよりまだしもよいということである」（FI: 38/ 72–3）。

こうした事態を内側から喰い破るひとつの契機として、ここでのシュクラーは、互いがなんらか不正義の感覚を表出し、その表出を聞くことで、次の一歩へと踏み出し直す、市民たちの行

動に期待を寄せているように読める。「立憲的なシティズンシップ」の確立、「自由な共和国の市民」たることへの呼びかけでもあろうか。

> 「自由な共和国の市民は、恐怖で支配する政府の臣民にはない権利、責任、可能性をもっており、そして市民どうしのお互いへの期待もある。受動的不正義とは、これらの共和主義的市民が、その主要な義務の遂行を怠ることを意味する。すなわち、その義務とは、正義のルールが維持されるよう目を光らせること、共和主義的な秩序がそれに依拠し、また共和主義的なエートスがそれを規定するような、非公式の関係性を積極的に支えようとすること、である。公的に間違ったことが明らかに為されているときに、政府機関が動くまで、ただ手をこまねいて待っているだけというのでは、市民は自分たちの義務を十分に果たしているといえるはずがないのである。」（FI: 41/ 77–78）

シュクラーにしては、懐疑精神のはたらきがどこか効いていないようにも読める箇所ではあるが、受動的不正義を繰り返すのではなく、たえず、互いの「非公式の関係性」のありようにたいして「不寝番 vigilant」であることを要請する、そうしたシティズンシップが見込まれている。のちに『アメリカのシティズンシップ』で議論されているところからみると、いささか能天気にもすぎるともみえる。

わたしたちのこれまでの読解方針からすると逸脱することになるのだが、あえて触れておくことにしよう。わたしたちは、これまでシュクラーを読むさいに、シュクラーのその後の「展開」を先取りして、そこから、その目前のテクストを評価し、裁くというスタイルをとってこなかった。シュクラーとともに歩む、道行きをともにする、ときには、辿ってきた道を辿り直すことがあるにしても、である。しかし、ここでの話題、レイシズムやセクシズム、さきの表現でいえば、「属性的な集団 ascriptive groups の構成員を特に標的とした社会的な差別」の深度については、ひとこと触れておかねばならない。

『アメリカのシティズンシップ』では、自らがスーパーヴァイザーとして指導もしたロジャーズ・M. スミスの論考（Smith 1988; 1989）に学びながら、アメリカの歴史をリベラリズムの単線的な展開として語りがちになる傾向にたいして注意深くあろうとしている。のちのスミス（Smith 1997）[12]の表現を使うならば、アメリカ合衆国の、とりわけシティズンシップの歴史は、リベラリズム、公民的共和主義、そしてアメリカン・アスクリクプティヴィズム――真の〈アメリカ人〉を属性によって選別し、非〈アメリカ人〉を排除するしかけ・仕組み――といういくつもの伝統の葛藤・軋轢によってかたちづくられきたとみなくてはならない。その大半が、非民主的で、非リベラルな展開であった、アメリカのシティズンシップの歴史を踏まえずに語るのは、あまりにもナイーブであると、シュクラーはあらためて、『アメリカのシティズンシップ』では認めているのである。

同書について小論では立ち入って検討することができないが、いま、わたしたちが読んできた箇所に立ち戻っていうと、「自由で立憲的なデモクラシー」もしくは「自由な共和国の市民」と、さきにみた「属性的な集団の構成員」たちとのかかわり如何が問題になろう。そもそも、後者の構成員たちは、アメリカ合衆国の歴史においては、アメリカ人を支える特別な属性をもたない存在として、非〈アメリカ人〉として、非市民

[12] スミスのこの著作は、シュクラー没後出版されているのだが、スミスは献辞で、シュクラーが逝去する前の最後の会話のなかで、自らのその後の論考（Smith 1997 の序章に当たる部分と、Smith 1998）が話題になり、認めてもらった旨を書き記している。

として――それ以前に、人間ならざるものとして――位置づけられてきたのではなかったか。そのようなアメリカ合衆国において、そうした人たちは、アメリカという「約束の地」で生き、そこで何かしらの期待や夢や希望を抱き、その期待や希望が裏切られる経験をし、その経験を不正なものとして告発しながらも、無視され、潰され、根こぎにされてきたのではなかったか。さらにいえば、「自由な共和国の市民たち」は、このような非市民たちが被る不正への受動的不正義から免れてきたのだろうか。そんな問いかけが、浮かびもする。こうした問いかけを、あえて、『不正義の相貌』にたいしてしておく必要がある。シュクラーが『不正義の相貌』でキケロを引き合いに出し、共和主義的シティズンシップの可能性について言及していることをもって、シュクラーの「共和主義的モメント」を云々することに力を注ぐのであれば（Ashenden and Hess 2018）、もうすこし、この問題のほうに注意が払われてしかるべきではないのか。そもそも、いつもながらの陰影に富んだしかたではあるが、シュクラーじしん、「アメリカ的シティズンシップは、ひとつの理想であり、それも、私たちがあまりにしばしば受動的な不正に陥るために、めったに実現しない理想ではある」（FI: 43/ 81）と言っているのである。だからこそ、わたしたちとしては、スミスの一連の論考によって、みずからの歴史語りに注意深くあろうとしたことを促す、シュクラーじしんの「正義の失敗」（Shklar 1986: 25）に気を留めておく必要がある。そうした事態をなかったことにするのは、シュクラー自身の「正義の失敗」と、その失敗を受け入れて、学びの組み直しに赴いたかの女の健全な懐疑主義のはたらきを、孤立化し、無力化し、透明化することにほかなるまい。

したがって、レイシズムやセクシズムの問題の深度を、シュクラーが『不正義の相貌』の時点でどれほど認めていたかどうかは議論のわかれるところかもしれないが、こうした問題群を念頭におきながら、シュクラーが「不正義論」の枠でデモクラシーを論じている箇所を読んでおこう。

> 「私が以下で論じるように、立憲民主主義は、不正義の感覚に対するありうる最善の政治的な対応策を提示している。もちろん、立憲民主主義が、不正義に終止符を打つわけではない。実際問題として、最善の政治システムであってさえ、不可避的に憤りの源泉を生み出す。しかし、少なくとも民主主義は、他の大半の体制が抑圧に訴えるのに対して、苦しむ者の声を沈黙させることはせずに、むしろ、不正を感じたという表明を変革への負託として受け止めるのである。」（FI: 85/ 164）

人びとの「不正義の感覚」はそれぞれ異なっている。それは、それぞれの人びとの社会的な立ち位置・地位によっても「不正義の感覚」はつくられてもいる。そのような違いを踏まえつつ、「不正義を感じたという表明を変革への負託として受け止める」とは、どういうことか。

シュクラー自身の語りを読むと、不正義の経験の表出がある時点でおこなわれ、それをその時点で誰かが聞く、というきわめて限定的な時と処での話であるかのような印象をうけるが、事態としては、それは切断面をきりとったものだろう。反復され繰り返される、非公式の、公式のかかわりがあるさなかでの不正義の表明と、その表明を「変革への負託」として受諾すること。変革がおこなわれてゆく過程に、その当の表明者がどのようにかかわってゆくのかも、また想像可能であろう[13]。

不正義の表明を聞いた者たちは、どのように

[13] シュクラーがシニシズムの淵源を、ある人たちが、自らが被った不正義について繰り返し訴えるにもかかわらず、その訴え

聞くのか。〈恐怖のリベラリズム〉の現場面としてもわたしたちがふれた事態が、以下のように、ルソーを引き合いに出して語られる。

> 「私たちの精神運動において、不正義の感覚に際立った役割が認められるべきであるなら、それも自己中心的なばかりではない役割が認められるべきであるなら、おそらく私たちは、ルソーとともにつぎのことを想定しなければならないだろう。すなわち、感覚を備えたあらゆる生物の少なくとも物理的苦しみに対して、同情を感じうるという想定である。いずれにしても、自分が不当に軽んじられた場合のみならず、他人がそうされた場合にも苦痛を感じるこの能力がなくしては、不正義の感覚は、現にいまそうであるように、近代民主主義の政治的感受性の中核を成すことにはならなかっただろう。」（FI: 86/ 166）

ここでいう「不正義の感覚」はどういうものか。その表出を聞くとは、どういうことか。それぞれの「不正義の感覚」がそのまま変わらないまま維持継続されるということもあるだろうけれども、何を「不正／不正義」と感ずるかのその感覚の内実は、語ること、聞くことの一時点にとどまらない反復活動のなかで、どうなってゆくのか。シュクラーじしんは、このあたりの事情について明示的には述べていないが、わたしたちなりに敷衍してみよう。

〈同じ〉政治秩序のもとにいながら、ある人（たち）は、何らかの出来事によってこうむったことを「不正義」であると感じ、その感覚を表出する。むろん、それにたいして「同情」というかたちで、自らの「不正義の感覚」が応じてゆく場合もあるのだろう。とはいえ、そればかりにかぎられまい。わたしは、〈同じ〉出来事を「経験」したにもかかわらず、なんら違和感も抱かず、世界へのちぐはぐな感じももたず、不正義の感覚を喚起されることもなかった。“別にフツー”という感じだけが残る。そのような場面を想定してみると、どうなるだろうか。不正義の感覚をたがいに持っているというだけではなく、やはり、シュクラー特有の懐疑主義も培われないことには、この“別にフツー”という感じしかもたないわたしが、他者の「不正を感じたという表明」を、〈同じ〉政治秩序を変革することへの負託として受け止めるようにはならないようにおもえる。

この場面でも、「準司法的道徳構想」、正義の通常モデルという思考様式への懐疑が効いてこなければなるまい。モンテーニュにことよせてというかたちではあるが、以下の「純粋に心理的な懐疑主義」の意義も、ここに見出されてしかるべきであろう。

> 「私たちは、お互いにとって他人であり、お互いについて判断するにはあまりにも無知である。／それだけではない。私たちがルールに信頼を寄せる場合、私たちは自分たちの能力を過信しがちであり、その過信が私たちを傲慢に、残酷に、そして専制的にする。」（FI: 27/ 50）

なんらかの「狂信」「ドグマティズム」からどれほど身を引き離すかが、「別にフツー」としか感じないレベルの「不正義の感覚」をもつわたしには求められているようにおもう。ここでの「狂信」「ドグマティズム」とは、「無知であることの否認」「学びつづけることの拒否」「学びの組み直し unlearning の拒絶」を指す（大川2025: 66）。シュクラーのことばでいえば、「リベラルな自己制約」ということになろうか。「不正義を感じたという表明」は、個的次元、パーソン対パーソンの次元に落とし込めば、端的には

が公権力から拒絶され無視されつづけることにもみていたことをあわせて想起しておいてもよい（FI: 11/ 19）。

「あなたが変われ」ということでもあるだろうけれども、わたしが学ぶことによって、自他を（不均等に）構成する政治秩序の変革に向かいつつ、同時に、自らもまた変わることを、その「不正を感じたという表明」から負託されてもいることになるのだろう。

おわりに

小論では、これまでのわたしたちの取り組みを振り返りつつ、〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の厚みと拡がりをみるために、論考「恐怖のリベラリズム」後のシュクラーの歩みを、『不正義の相貌』に跡づけた。そのさいに、わたしたちとしては、シュクラーをめぐって「不正義論」として語られるさまざまな議論を尻目に、シュクラーじしんが「不正義論」を展開している問題地平をすこしだけ明るみにするよう試みた。非対称的な「主体」間での「約束」「信頼」という論点である。

〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉の探索をめぐって今後残された課題は山積するが、小論でも若干ふれたこともふくめて、確認しておきたい。著作・論考としては、『アメリカのシティズンシップ』、そして「リベラルな諸伝統における権利」（Shklar 1992）である。

前者にかんしては、アメリカの政治史、とりわけリベラリズムの歴史を描く歴史学とのかかわりが問題になるが、小論中でもすこしく触れたように、ロジャーズ・M. スミスからの問題提起を真正面から受けて、アメリカ史、アメリカ政治思想史の描き直しを試みたという文脈で読まなくてならない、とかんがえている。レイシズムやセクシズムとたたかってきた黒人たち、女たちの営みに耳を澄ませながら、シティズンシップをめぐる一筋縄ではゆかない歴史を、シュクラーなりに描いている。シティズンシップについてシュクラーが問題発見的に提起する、（1）「位置・地位・立ち位置 standing」としてのシティズンシップが、他の定義、（2）ナショナリティとしてのシティズンシップ、（3）能動的参加としてのシティズンシップ、もしくは「よき」シティズンシップ、（4）理想的な共和的シティズンシップ、とどのように絡みながら歴史的に展開してきたのか。それればかりではなく、シュクラーの定義のうえで、「投票すること voting」と「稼ぐこと earning」に焦点をあてて、歴史が語られていることを丹念に見なくてはならない。

無歴史的な空間における政治的な概念の話をしているのではなく、具体的・歴史的現実のなかでのシティズンシップにかかわる、恐怖と希望、あるいは約束をめぐるたたかいの歴史を、シュクラーがどのように見ているのか。そのためには、シュクラーじしんが踏まえている、アメリカ史学での研究成果はもちろんのこと、基礎的な史資料についても読みこんだうえで、シュクラーの〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉が、シュクラー自身の「失敗」によってどのように変わらざるを得なくなったのかを明らかにしなくてはならない。

歴史学では、フィリップとエリックのフォーナー父子の仕事がふんだんに使われている。前者が編纂した、フレデリック・ダグラスの書きもの（Foner 1950-55）、そして、後者によるアメリカ史研究の画期をなした諸作品である。エリック・フォーナーの『アメリカ 自由の物語』（Foner 1998）では、なんと、シュクラーの仕事にもたびたび言及があり、おおかたの箇所は、アメリカ合衆国が「独立宣言」という〈約束〉にもかかわらず、当初から奴隷制国家として始まった旨の指摘に関連してである。──こうしてみると、「自由の祝福」をうたう奴隷制国家アメリカという観点から『アメリカのシティズンシップ』が書かれていることが、アメリカ史のある自覚的な立場にたつ玄人からも認定されていることがみてとれるが、シュクラーじしんの「アメリカ」論の展開という脈絡では、明示的にそのよ

うな線で歴史の語りが説かれたのは『アメリカのシティズンシップ』が初めてだったのではないか。シュクラーの政治的思考においてレイシズム、セクシズムという問題圏がどのようにおさえられていたのか。「晩年」に取り掛かりつつあるところで、課題として遺されたということなのか。この論点は、遺稿として出された『政治的義務について *On Political Obligation*』(Shklar 2019)では、どのように扱われているのか。「入植者植民地国家」でもあるアメリカ合衆国という観点はいかほど深められていたのか。これまた入植者植民地国家でもある大日本帝国の賜物たる臣民の子や孫であるかぎりでの「わたし／たち」にとっても無縁ではない問いである。

後者、つまり論考「リベラリズムの諸伝統における権利」[14]にかんしていうと、わたしたちは、この論考は、前者『アメリカのシティズンシップ』を執筆・準備することと並行して書かれたとみなしているのだが、シュクラーがみずからの「正義の失敗」という業火を潜り抜けて経た作業に同行しないことには、つまりは、論考「恐怖のリベラリズム」と「リベラルな諸伝統における権利」とを気軽に、薄っぺらく「比較」することによっては、シュクラーの政治的思考の独自性(失敗・挫折のしかたも含め)が明らかにはならないとかんがえている。こちら側の〈現実〉感覚・歴史感覚の編み直しとともに読む必要がなおのこと重要になる。先の意味での「わたしたち」じしんの「恐怖と痛み」の痛覚を編みなおすためにも欠かせない作業ではあるだろう。

14 以前の論考におけるのとは違って、論考「リベラリズムの諸伝統における権利」においては、諸リベラリズムの区別と特徴づけが明確化され、〈恐怖のリベラリズム〉についての認識も深化拡充しているさまがみてとれる。わたしたちは、この「飛躍」には、シュクラーみずからの、まさに産みの苦しみがあったとみている。

【参考文献】

小論で引用・参照する文献は、邦訳がある場合にはその頁数も併記して、（著者名 刊行年：原著頁数 / 邦訳頁数）の順に示した。ただし、すでに邦訳があるものを引用するさい、訳文・訳語を一部変更した場合がある。

【Judith N. Shklar の著作・論考：小論でふれたもののみに限る】

Shklar, Judith N.（1979）“Let Us Not Be Hypocritical”, *Daedalus* 108（3）, pp. 13-25.

————（1982）“Putting Cruelty First”, *Daedalus* 11（3）, pp. 17-27.

————（1984）*Ordinary Vices*, Cambridge University Press.〔OV と略記〕

————（1986）*Legalism: Law, Morals, and Political Trials*, 2nd edition, Harvard University Press.〔J.N. シュクラー『リーガリズム──法と道徳・政治』田中成明訳、岩波書店、1981年；岩波モダンクラシックス、2000年〕

————（1986）“Injustice, Injury, and Inequality: An Introduction”, in: Frank S. Lucash（ed.）, *Justice and Equality Here and Now*, Cornell University Press, pp. 13-33.

————（1987a）*Montesquieu*, Oxford University Press.

————（1989a）“Giving Injustice Its Due”, *Yale Law Journal* 98, pp. 1135-51.

————（1989b）“The Liberalism of Fear”, in: Nancy Rosenblum（ed.）, *Liberalism and the Moral Life*, Harvard University Press, pp. 21-38. 後に、Shklar（1998a）に収録、pp. 3-20.〔ジュディス・シュクラー「恐怖のリベラリズム」大川正彦訳、『現代思想』第29巻第5号、2001年、120-39頁〕〔LF と略記〕

————（1990）*The Faces of Injustice*, Yale University Press.〔ジュディス・シュクラー『不正義とは何か』川上洋平・沼尾恵・松元雅和訳、岩波書店、2023年〕〔FI と略記〕

————（1991）*American Citizenship: The Quest for Inclusion*, Harvard University Press.

————（1992）“Rights in the Liberal Tradition”, in: Timothy Fuller（ed.）, *The Bill of Rights and the Liberal Tradition*, Colorado College, pp. 26-39. Reprinted in: *Political Studies* 71（2）, pp. 279-94.（https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/00323217231171298）

————（1998a）*Political Thought and Political Thinkers*, Edited by Stanley Hoffmann, Foreword by George Kateb, University of Chicago Press.

————（1998b）*Redeeming American Political Thought*, Edited by Stanley Hoffmann and Dennis F. Thompson, Foreword by Dennis F. Thompson, University of Chicago Press.

————（2013）*Der Liberalismus der Furcht*. Mit einem Vorwort von Axel Honneth und Essays von Michael Walzer, Seyla Benhabib und Bernard Williams, Herausgegeben, aus dem Amerikanischen übersetzt und mit einem Nachwort versehen von Hannes Bajohr, Matthes & Seiz.

————（2019）*On Political Obligation*, Edited and with an introduction by Samantha Ashenden and Andreas Hess, Yale University Press.

Shklar, Judith N.（2024）*Wählen und Verdienen: Über amerikanische Staatsbürgerschaft und das Streben nach Inklusion*, übersetzt von Hannes Bajohr, Matthes & Seitz Berlin.〔Shklar 1991のドイツ語訳〕

【二次文献】

Anzaldúa, Gloria（1981）“La Prieta”, in: Cherríe Moraga and Gloria Anzaldúa（ed.）, *This Bridge Called My Back: Writings by Radical Women of Color*, Kitchen Table: Women of Color Press, pp. 198-209.

Ashenden, Samantha and Andreas Hess（2018）“Republican Elements in the Liberalism of Fear”, in: *Zeitschrift für Politische Theorie* 9（2）, S. 209-221.

Atiyah, P. S.（1981）*Promises, Morals, and the Law*, Clarendon Press.

Baier, Annette C.（1985）“Promises, Promises, Promises”, in: *do., Postures of the Mind: Essays on Mind and the Morals*, Methuen, pp. 174-206.

————（1994）“Trust and Antitrust”, in: *do., Moral Prejudices: Essays on Ethics*, Harvard University Press, pp. 95-129（first published, in: *Ethics* 96（January 1986）, pp. 231-260）.〔アネット・バイアー「信頼と信頼に反するもの」、『心が共有しているもの アネット・バイアー著述集』竹山重光・品川哲彦・平出喜代恵訳、法政大学出版局、2025年、所収、187-251頁〕

Benhabib, Seyla（1996）“Judith Shklar’s Dystopic Liberalism”, in: Yack 1996, pp. 55-63.

Cavell, Stanley（1979a）*The Claim of Reason: Wittgenstein, Skepticism, Morality, and Tragedy*, Clarendon Press.〔スタンリー・カヴェル『理性の呼び声 ウィトゲンシュタイン、懐疑論、道徳、悲劇』荒畑靖宏訳、講談社、2024年〕

————（1979b）“Epistemology and Tragedy: A Reading of Othello”, *Daedalus*, 108（3）, pp. 27-43.

Foner, Philip S. ed.（1950-55）*The Life and Writings of Frederick Douglass*, vol. 1-5, International Publisher

Douglass, Robin（2023）“Cruelty, Injustice, and the Liberalism of Fear”, *Political Theory* 51（5）, pp. 790-813.

————（2025）“Who needs a Theory of Justice?: Judith Shklar and the Politics of Injustice”, *American Political Science Review*, online first, pp. 1-12.（https://www.cambridge.org/core/journals/american-political-science-review/article/who-needs-a-theory-of-justice-judith-shklar-and-the-politics-of-injustice/5B25A4AF90526DAE217F93E87765E074, 最終閲覧日：2025年9月28日）

Dunn, John（1996）“Hope over Fear: Judith Shklar as Political Educator”, in: Yack（1996）, pp. 45-54.

Foner, Eric（1998）*The Story of American Freedom*, W. W. Norton & Company.〔エリック・フォーナー『アメリカ 自由の物語 植民地時代から現代まで』（上・下）横山良・竹田有・常松洋・肥後本芳男訳、岩波書店、2008年〕

Forrester, Caroline（2011）“Hope and Memory in the Thought of Judith Shklar”, in: *Modern Intellectual History* 8（3）, pp. 591-620.

Gatta, Giunia（2018）*Rethinking Liberalism for the 21st Century: The Skeptical Radicalism of Judith Shklar*, Routledge.

Gordimer, Nadine（1983）“Apprentices of Freedom: Relevance and Commitment in South African Arts”, in: The Toronto Arts Group for Human Rights（ed.）, *The Writer and Human Rights*, Anchor Press.

Hall, Edward（2022）“Complacent and Conservative? : Redeeming the Liberalism of Fear”, *Journal of Politics* 85（3）, pp. 1064-1078.

Hess, Andreas（2014）*The Political Theory of Judith N. Shklar: Exile from Exile*, Palgrave Macmillan.

Honneth, Axel（2014）“Die Historizität von Furcht und Verletzung: Sozialdemokratische Züge im Denken von Judith Shklar,” in: *ders*., *Vivisektionen eines Zeitalters*, Suhrkamp Verlag, S. 248-262.〔erschinen als Vorwort in: Judith N. Shklar, *Der Liberalismus von Furcht*, herausgegeben und übersetzt von Hannes Bajohr, Berlin 2013, S. 7-25〕

Minow, Martha（1990a）“Words and the Door to the Land of Change: Law, Language, and Family Violence”, *Vanderbilt Law Review* vol. 43, pp. 1665-1699.（https://scholarship.law.vanderbilt.edu/vlr/vol43/iss6/2/, 最終閲覧日：2025年9月28日）

――――（1990b）*Making all the difference : inclusion, exclusion, and American law*, Cornel University Press.

――――and Elizabeth Spelman（1990）“In Context”, *Southern California Law Review*, vol. 63, no. 6（September 1990）, pp. 1597-1652.

Misra, Shefali（2016）“Doubt and Commitment: Justice and Skepticism in Judith Shklar’s Thought”, *European Journal of Political Theory*, 15（1）, pp. 77-96.

水谷雅彦（2022）『共に在ること 会話と社交の倫理学』岩波書店

中井久夫（1997）「いじめの政治学」、栗原彬編『講座差別の社会学4 共生の方へ』弘文堂、所収〔現在では、『中井久夫集6 1996-1998 いじめの政治学』みすず書房、2018年、所収〕

大川正彦（1996）「会話のなかの棘――J. N. シュクラールの政治哲学をめぐって」、『法哲学年報』、pp. 180-187.

――――（1999）『思考のフロンティア 正義』岩波書店

――――（2022）「恐怖のリベラリズム、残酷さと恐怖の感受体装置としての――ジュディス・N・シュクラーの『日常の悪徳』を読む――」、『Quadrante』No. 24、東京外国語大学海外事情研究所、pp. 213-236.

大川正彦（2025）「恐怖と痛みを方法（あるきかた）とするということ――ジュディス・N・シュクラーの〈恐怖のリベラリズムの思想圏〉にむかって――」、『Quadrante』No. 27、東京外国語大学海外事情研究所、pp. 49-72.

Smith, Rogers M. (1988) “The ‘American Creed’ and American Identity: The Limits of Liberal Citizenship in the United States”, *Western Political Quarterly* 41, pp. 225-251.

――――（1989）“One United People: Second Class Female Citizenship and the American Quest for Community”, *Yale Journal of Law and the Humanities* 1, pp. 229-293.

――――（1993）“Beyond Tocqueville, Myrdal, and Hartz: The Multiple Traditions in America”, *American Political Science Review*, pp. 549-566.

――――（1997）*Civic Ideal: Conflicting Visions of Citizenship in U.S. History*, Yale University Press. [Ch. 1, The Hidden Lessons of American Citizenship Laws]

Stullerova, Kamila（2014）“The knowledge of suffering: On Judith Shklar’s ‘Putting Cruelty First’”, *Contemporary Political Theory* 13（1）, pp. 23-45.

Walzer, Maichael（1996）“On Negative Politics”, in: Yack（1996）, pp. 17-24.

Yack, Bernard, ed.（1996）*Liberalism without Illusions: Essays on Liberal Theory and the Political Vision of Judith N. Shklar*, University of Chicago Press.

「外国人の人権」を問い直す多重のナラティヴ
――飯尾憲士「崔乙順の上申書」論――

Narratives for re-examing the 'human rights of foreigners': On Io Kenshi's "Choi Eul-sun no Joshinsho"

鞠　承仁
KOOK Seungin

東京大学大学院総合文化研究科博士課程
University of Tokyo, Graduate School of Arts and Sciences, Doctoral Student

著者抄録
本稿は、「不法入国者」に対する退去強制の問題を取り上げた飯尾憲士の「崔乙順の上申書」（『流動』1974年10月号）を中心に、戦後入管体制に抗するナラティヴの可能性を考察する。日韓基本条約が締結された1965年から70年代初頭にかけて、戦後入管体制に対する大々的な反対運動と共に、様々なナラティヴが生み出された。まず、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」という言葉に代表される、在留資格によって「国民／外国人」を線引きし、「戦後日本」を築き上げようとした近代国民国家のナラティヴが挙げられる。次に、「不法入国者」を強制追放しようとする入管体制に対する様々な反対運動の論理からは、連帯・提携（alliance）のナラティヴが共通して垣間見える。最後に、強制退去の身になった「不法入国者」を代表／表象しようとした動きも存在した。本稿では、これらのナラティヴが交差・交錯する中で、抑圧されてきた「不法入国者」の「外国人の人権」が浮上する瞬間を捉えたい。

Summary
This paper examines the potential of narratives that resist the postwar Japanese immigration control system, focusing on Io Kenshi's "Choi Eul-sun no Joshinsho" (Ryudo, October 1974), which addresses the issue of the forced deportation of undocumented immigrants. From 1965, the year Treaty on Basic Relations between Japan and the Republic of Korea was signed, through the early 1970s, a wide range of narratives emerged alongside large-scale protest movements against the immigration regime. First, this paper critically examines the narrative of the modern nation-state system, which sought to construct 'postwar Japan' through the legal demarcation of 'nationals' and 'foreigners' based on their residency status. Second, common to the various logics of the movements opposing the forced expulsion of undocumented immigrants, one can discern a narrative of alliance. Finally, there were movements that sought to re-present voice to the undocumented immigrants facing deportation. By examining the intersection and collision of these narratives, this paper seeks to identify the moment when the 'human rights of foreigners' for undocumented immigrants, which have long been suppressed, finally come to light.

キーワード
飯尾憲士　入管体制　密航　法と文学　外国人の人権

Keywords
Io Kenshi; Immigration control system; Stowaway; Law and Literature; Human rights of foreigners

原稿受理日：2025.12.18.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 243–263.

目　次

はじめに
1.「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」
2. 鏡としての在日朝鮮人
3.「外国人の人権」を問う
おわりに

はじめに

飯尾憲士（1926～2004年）は、大分県で朝鮮人の父と日本人の母の間に生まれた「日朝混血作家」である。長い無名作家生活を送った飯尾は、1978年から「日朝混血」のアイデンティティーをテーマにした私小説風の作品群を発表し続け、本格的な文壇活動を始めた[1]。にも

[1] 朝鮮人の父のことを描いた「海の向うの血」（『すばる』1978年12月号）が第2回すばる文学賞で佳作に選ばれ、その翌々

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

かかわらず、その名前は、主に在日朝鮮人[2]文学史の巻末で「日朝混血作家」として軽く言及される程度である[3]。本稿で扱う「崔乙順の上申書」（『流動』1974年10月号）は、飯尾の名が知られる以前の作品だが、後に短編集『隻眼の人』（1984年）で再録され、『〈在日〉文学全集』（2006年）でも飯尾の代表作として収録された[4]。したがって、本作は作家自身が愛着を持っていたうえに、在日朝鮮人文学史においても注目を要する作品ともいえるだろう。

「不法入国」の嫌疑で大村収容所に連行された「崔乙順」の「退去強制令書発付処分取消請求訴訟」をめぐり、彼女の裁判官宛ての「上申書」の章と弁護士の「清水大作」を視点人物とした章とが交差する本作における「二重構成」は、在日朝鮮人の差別問題をめぐる連帯の物語として読まれてきた。例えば、『〈在日〉文学全集』の「解説」で田中実は、「崔乙順のとつとつとした素朴な生の声と、清水弁護士の朝鮮と日本との歴史的現実を捉えたパースペクティブ」とが併用される本作の構成に対し、「両者がお互いを逆照射して効果的」であると評しつつ、在日朝鮮人の「生の声」を代表・表象する「在日朝鮮人文学」として本作を位置づけた[5]。

ところで、本作の初出発表時の70年代初頭の言説空間に遡ると、「在日朝鮮人文学」の枠組みとは異なる解釈の可能性が出てくる。もともと本作は、社会批判の傾向が強い新左翼系雑誌の『流動』で、73年8月から全5回にわたって連載された「弁護士物語」連作の最終作であった。つまり、本作は同誌の主な読者層（新左翼・アナキストの知識人及び大学生）を念頭に置き、良心的な弁護士が女性・困窮者・「不法入国者」といった社会的弱者の問題に取り組むという「社会派小説」として書かれた可能性が高い。

本作が当時の言説空間と密接に関わっていたとすれば、崔乙順の退去強制の直接的な原因であり、清水が批判的に取り上げていた「出入国管理体制」（通称「入管体制」）の問題に注目する必要がある。大沼保昭によると、「入管体制」は、大きく狭義と広義の概念で説明できる。まず、狭義の入管体制は、外国人を統制・管理するための「出入国管理令」と「外国人登録令」を合わせた法的概念である。次に、広義の入管体制は、国籍を根拠に外国人に自国民と異なる処遇を規定する明示的な法規定の総体とその実現過程を意味する。以上の諸概念を包括する「消極的法制度としての入管体制」は、体制の中で法が容認する限りにおいて外国人への差別を是認することで、差別を（再）生産する構造そのものを表す。「入管体制」は、旧植民地出身者を「外国人」として見なし、彼・彼女らを「社会の多数者の価値に従わせながら、他方でさまざまな価値の享有から排除」しようとした戦後日本における国民国家化の中核を担ってきた[6]。

近代国民国家における「国民／外国人」の構

年には韓国に渡り父の肉親との出会いを描いた「ソウルの位牌」（『すばる』1980年2月号）が第83回芥川賞候補にノミネートされた。

[2] 朝鮮・韓国にルーツを持つ人々は、朝鮮半島の分断以後在日朝鮮人の帰属意識（identification）や日本の外国人登録法による登録証の国籍記載問題、そして東アジア諸国及びアメリカの在日朝鮮人に対する歴史的観点の変化といった複雑な要因により、「在日韓国人」「在日朝鮮人」「在日コリアン」「在日」などの様々な用語で扱われてきた。本稿では「朝鮮」または「朝鮮人」という用語が、特定の国籍に帰属するものではなく、政治的志向とは別の民族的（ethnic）含意を持つ学術用語であることを前提に、「在日朝鮮人」という用語を用いる。

[3] 磯貝治良『戦後日本文学のなかの朝鮮韓国』大和書房、1992年、274頁；渡邊一民『〈他者〉としての朝鮮：文学的考察』岩波書店、2003年、256–264頁。

[4] 本作の詳細な書誌情報は次の通りである。初出：『流動』1974年10月、収録：『小説弁護士』エルム、1975年；『隻眼の人』文芸春秋社、1984年；磯貝治良・黒古一夫編『〈在日〉文学全集　第16巻』勉誠出版、2006年。

[5] 田中実「解説＜在日＞文学の占める位置」、磯貝治良・黒古一夫編、前掲書、486頁。

[6] 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程――一九五二年体制の前史」『単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1993年、16–17頁（初出：寺沢一也編『国際法学の再構築（下）』東京大学出版会、1978年）。

造の矛盾は、体制の最も外側に存在する者によって暴かれる。敗戦後、隣国から日本へ（再）入国しようとした旧植民地出身者たちは、敗戦後日本への正規入国・移住が実質的に不可能であったため、やむを得ずに「密航」という方法を選んだ。これらの人々は、「不法入国者」「密航者」「戦後入国者」といった様々な名前で呼ばれ、「退去強制」の対象とされた。入管体制に関する先行研究では、日本と隣国との実質的な「国境線」として、国民国家における退去強制の統治性を代弁してきた「大村収容所」に注目してきた[7]。日本の国民国家化を進行させると同時に、冷戦の脅威を未然に防ごうとしたGHQ及び日本政府は、「犯罪者」として見なされた旧植民地出身者をいつでも強制退去させる準備を整えたのである。次に、1960年代半ばから70年代初頭にかけて盛んに起こった「入管体制反対運動」に関する一群の運動史研究でも「不法入国者」の問題が取り上げられてきた[8]。同運動は、ベトナム戦争への参加に反対して日本に密航（亡命）した「金東希」のような「不法入国者」への支援運動として展開される傾向があった。

髙谷幸は、「合法／不法」を基準にシティズンシップから「包摂される（べき）者／排除される（べき）者」の線引きがなされ続ける限り、「不法入国者」は絶え間なく（再）生産されると指摘した[9]。入管体制は在日外国人の抵抗のみならず、在日外国人を支援する市民運動、隣国との関係（冷戦構造や国家間の条約の成立）、日本の難民条約の加入といった国内外の様々な要求に応じて変化してきたものの、その差別構造が根本的に解消されることはなかった。その際、大村収容所を体験した「不法入国者」の声を聞き、彼・彼女らの日常史を究明しようとする近年の研究は、「線引き」がなされる以前の「他者の声」を拾い上げようとしているという意味で、大きな示唆を与える[10]。

在日朝鮮人社会の中でも周縁に位置し、声を持たなかった「不法入国者」を、在日朝鮮人文学は如何に表象してきただろうか。高和政は、1970年を前後する時期に焦点を当て、在日朝鮮人文学において「朝鮮半島への帰還」「北朝鮮への帰国」といった越境（〈人流〉）をテーマにした作品が多かったと分析しつつ、密航（者）は中心的な題材ではなかったと論じた[11]。実際、「不法入国者」は在日朝鮮人文学で稀な題材であったうえに、文学研究においてもあまり注目されてこなかったのである[12]。在日朝鮮人文学における密航者に対する議論の不足は、「在日朝鮮人文学史」という均質な時間軸の限界を垣間見る手がかりとなる。したがって、「不法入国者」の声を描こうとした本作の試みを読み直すということは、在日朝鮮人社会・文学の

---

[7] テッサ・モーリス＝スズキ「戦後日本の出入国管理と外国人政策」有末賢・関根政美編『戦後日本の社会と市民意識』慶応義塾大学出版会、2005年；テッサ・モーリス＝スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」伊藤茂訳、『前夜』第1期3号、2005年； 挽地康彦「大村収容所の社会史（1）：占領期の出入国管理とポスト植民地主義」『西日本社会学会年報』3、2005年；玄武岩「密航・大村収容所・済州島――大阪と済州道を結ぶ密航のネットワーク」『現代思想』35（7）、2007年6月；福本拓「アメリカ占領下における朝鮮人」蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年。

[8] 森宣雄『台湾／日本――連鎖するコロニアリズム』インパクト出版会、2001年；小熊英二『1968（下）――叛乱の終焉とその遺産』新曜社、2009年；盧恩明「ベ平連の反「入管体制」運動――その論理と運動の展開」『政治研究』57、2010年。

[9] 髙谷幸『追放と抵抗のポリティクス――戦後日本の境界と非正規移民』ナカニシヤ出版、2017年、37–40頁。

[10] 伊地知紀子・村上尚子「解放直後・済州島の人びとの移動と生活史――在日済州島出身者の語りから」蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年；朴沙羅「「お前は誰だ！」：占領期における「不法人国」と「朝鮮人」の定義をめぐって」『社会学評論』64、2013年；権赫泰他編『主権の野蛮――密航・収容所・在日朝鮮人』ハヌル、2017年（韓国語）。

[11] 高和政「密航・民族・ジェンダー：「在日朝鮮人文学」にみる〈人流〉」、岩崎稔他編『継続する植民地主義：ジェンダー／民族／人種／階級』青弓社、2005年、226頁。

[12] 密航を扱った代表的な作品として金達寿の『密航者』（筑摩書房、1963年）が挙げられるが、同作を扱った先行研究はほとんどない。

内部における周縁や差異を示す脱構築的な作業となるであろう[13]。

以上の先行研究を踏まえて、本稿が提示したいのは、「不法入国者」に対する表象（不）可能性の問題である。大沼が指摘したように、法制度としての入管体制は「社会の変化を事後的に追認し、あるいは、その社会の潜在的傾向として存在するがまだ意識されていないことを先取りする」という両義性を持つ[14]。主権を代表する（represent）明文化された法制度は、各主体における表象する（re-present）行為によって効力を持ち、逆に、その表象行為も先験的な根拠としての法律（＝代表）を必要とする。つまり、法とは、「客観的・本質的」なものではなく、各主体が自らの利益や経験を反映した様々な「ナラティヴ」を用い、競争・交渉した結果として解釈・判決・執行が行われる「言説的・可変的」なものである[15]。言い換えれば、社会のマイノリティを抑圧し、マジョリティを代弁する法制度の「ナラティヴ」の中には、「法への抵抗のナラティヴ」の可能性が常に含まれている。

ホミ・バーバによると、「国民（nation）」は多重化されたナラティヴによって想像された言説に過ぎない。「国民」とは、領土・言語・民族（性）に基づき「国民」を固定化された実体として代表しようとするナラティヴと、外国人と区別される「国民」を表象するための差異化のナラティヴとが、相反しながら共存する中で作られた「虚構」である[16]。そして、その両義性の「隙間（in-between）」には、「主体／他者」「国民／外国人」の従属的な関係を転覆しうる「他者のナラティヴ」が痕跡として残されている。したがって、戦後日本の国民国家的な主権を代表／表象する「入管体制」を、単なる抑圧装置ではなく、様々なナラティヴが交差・交錯する「場」として捉えることができるだろう。

本作においても行政訴訟（「司法的救済」）をめぐり、国民国家（「答弁書」）と清水大作（「意見書」）、崔乙順（「上申書」）のナラティヴがせめぎ合う場面が詳細に描かれる。それは、裁判官の前で原告側と被告側による疎明が義務付けられる司法手続きの特性上、各エージェンシーの主張における「ナラティヴ」を効果的に見せることができるためである。したがって、本稿は本作の諸ナラティヴの間におけるせめぎ合いや「交渉」に注目し、「他者が語る場」を捉えようとした本作の文学的な実践を明らかにすることを目的とする[17]。まず、第1節では、「日韓法的地位協定」の調印後、在日朝鮮人に対する退去強制が強化される文脈に触れつつ、入国管理局における線引きのナラティヴを批判的に分析する。次に、第2節では、「入管体制反対運動」という70年代初頭の言説空間を補助線とし、戦前の「植民地支配」の責任問題を積極的に取り上げ、加害者としての自己反省を促す「清水大作」の提携のナラティヴを批判的に考察する。最後に、第3節では、「外国人の人権」の問題を取り上げつつ、崔乙順のナラティヴを分析し、声を持たない不法入国者による「書くこと」の（不）可能性を検討する。

[13] 近年、戦後直後の密航の経歴を持った無名作家の「尹紫遠」の日記を取り上げている宋恵媛の作業は注目に値する（宋恵媛「尹紫遠日記を読む：戦後日本で在日朝鮮人が書くということ」『アジア太平洋レビュー』17、2020年；宋恵媛他『密航のち洗濯』柏書房、2024年）。

[14] 大沼保昭「在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制」、前掲書、252頁。

[15] 林田清明『《法と文学》の法理論』北海道大学出版会、2015年、22–45頁；小林史明「法と物語り」『法と文学：歴史と可能性の探究』勁草書房、2020年、43–60頁。

[16] ホミ・K・バーバ「散種するネイション――時間、ナラティヴ、そして近代ネイションの余白」『ナラティヴの権利――戸惑いの生へ向けて』磯前順一、ダニエル・ガリモア訳、みすず書房、2009年、68–75頁。

[17] 本稿で論じるナラティヴと交渉については、ホミ・K・バーバ「アウラとアゴラ――他者との交渉に開かれた陶酔、そして隙間から語ること」、同上、10–36頁を参照。

1.「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」

「崔乙順の上申書」は、退去強制の身となった「崔乙順」の裁判官宛ての「上申書」の章（1、3、7章）と法的代理人（弁護士）の清水大作を視点人物とした章（2、4～6、8章）が交差する8章構成をとっている[18]。内容面においては、前半（1～3章）では「崔乙順」とその家族に関する移住の歴史と在日朝鮮人社会の複雑な国籍問題が、後半（4～8章）では本格的な行政訴訟の過程が描かれる。本稿では後半部分における各エージェンシーのナラティヴを中心に分析を行うため、前半の内容については、次のように簡単に整理しておきたい。崔乙順の父は、朝鮮総督府の土地収奪によって日本へ移住し、母は関東大震災後、連絡が途切れた祖父を探すために渡日した。日本に定着した両親は、婚姻して三人の子供を持つ。乙順は1941年、末子として生まれ、終戦直後に祖母に連れられて朝鮮半島へ帰国した。帰国して間もなく祖母が亡くなり、唯一の拠り所であった叔父も朝鮮戦争で死亡した。57年、彼女は日本にいる両親を頼り日本へ密航し、65年に「鄭祐天」と結婚し、二人の子供を持つ。鄭は、44年に朝鮮の憲兵によって日本へ「強制連行」され、富山県の鉱山で過酷な労働を経験した人物である。家庭を築き、平穏に暮らしていた乙順は、71年、「不法入国」の嫌疑で逮捕され、大村収容所に連行された。

本節では崔乙順の在留権をめぐり、在留特別許可を求める清水大作（原告側）の主張（4章）と、退去強制を執行しようとする東京入管及び法務大臣（被告側）の「答弁書」（5章）との攻防戦を中心に分析を行う。まず、清水は次のように指摘する。「崔乙順は、昭和十六年に本邦で大日本国民として出生し、終戦まで父母兄姉と本邦で生活していたが、祖国の帰国にあたって、本人の意思とはかかわりなく、祖母に従って帰国した」が、帰国して間もなく「祖母が死亡し、叔父もまた朝鮮動乱で死亡した」ので、やむを得ず日本に「居住している両親を頼って（157）」密航したケースである。そして、彼女の家族は戦前から引き続き日本で暮らしながら「正当な職業で生活をたてて」きた「善良な市民」である。したがって、崔乙順を「寄る辺のない南朝鮮に強制退去させること」は、「原告を死に近い窮境に追いやる結果」を招くうえに、「平和な家庭を破壊させ」る非道な行為である。清水は、「本件の如き事例こそ、まさに裁量権を適切に行使して保護せねばならない」と主張し、「原告の異議の申し立てを棄却した法務大臣の裁決処分は、裁量権を逸脱し、濫用したもの（158）」であると結論付ける。

原告側の主張に対し、被告側は「答弁書」を通じて、「外国人の入国および在留を認めるかどうかは、一国の主権の内容として、自由なる裁量のもとに決しうるものである」と反駁し、次のように述べる。「原告が日本に不法入国したのは十六歳のときである。四歳のときに帰国して十二年近く故国で居住したのである。たとえ身寄りがなくても、同地での生活は可能である。本邦への不法入国は、同情に値する事情とは認め難い」。そして、法務大臣による在留特別許可についても、「本質的には自由裁量による恩恵的なものに過ぎない（158）」と断言する。ここでは、崔乙順の退去強制をめぐる主な争点として、次の二点を挙げることができる。一つは、戦後日本と旧植民地（朝鮮や台湾）との間で行われた移動に対する解釈の問題であり、もう一つは、「在留特別許可」を含め、国が行使する「主権」の問題である。

では、占領期にさかのぼり、戦後日本とGHQが旧植民地からの「（再）入国」を「不法入国」

[18] 本作は単行本収録に際して、既存の4～6章を一つの章にまとめ、全6章構成となった（内容の変化はない）。本稿では、入国管理局の論理（ナラティヴ）にあたる5章を意識的に区分した初出（『流動』1974年10月号）に従い、本文の引用も、初出に依拠し、引用箇所の後に頁数を記す。

と見なしていた文脈を簡単に見ていこう。終戦後、在日朝鮮人を「解放人民」として待遇したGHQは、1945年11月1日、帰還に関する最初の覚書を発し、在日朝鮮人の帰還を積極的に奨励した。終戦直後に200万人余りであった在日朝鮮人のうちで、46年3月末までに約140万人以上が本国に帰還したと言われている[19]。しかし、日本での生活を放棄して帰国した朝鮮人たちは、経済的な基盤が皆無であったため困窮に陥る者が多く、そのうえアメリカとソ連の分割占領によって政治情勢も極めて不安定だったため、日本へと戻ろうとした。しかし、GHQと日本政府は、このような朝鮮人の「逆流」を、「不法入国」と見なすことで厳しく制限する方針を取った[20]。さらに、46年夏から朝鮮の釜山でコレラが流行り始め、「伝染病の防止」を口実に日本と朝鮮半島との国境は完全に封鎖された[21]。

GHQの覚書にある「日本人以外の国民(non-japanese nationals)」という言葉が示しているように、サンフランシスコ平和条約の発効以前、GHQは旧植民地出身者を、原則として日本国籍保持者として扱うという方針をとっていた。ところが、1947年5月2日、ポツダム緊急勅令に基づく一般法令として「外国人登録令」が公布され、旧植民地出身者は、「この勅令の運用については当分の間」「外国人とみな」されるようになる(第11条)。建前上「個人の日常的な出入国に関する手続きの整備」を掲げた同令の実質的な目的は、「合法入国者の保護に先立ってまず第一」に、「登録によって不正入国者の発見捕捉を容易に」することであった[22]。

1950年6月25日の朝鮮戦争勃発を契機に、GHQは「法務府」に出入国管理の裁量権を大幅に譲ることを選択した。日本へ流れてくる「戦争難民」の保護を優先せよというGHQの方針はあったものの、破壊活動分子の流入を防ぐという冷戦の論理が力を持ちつつあったのである[23]。こうして50年10月1日「出入国管理庁」の発足と共に針尾に「入国者収容所」が設置され、51年10月4日の「出入国管理令」の制定[24]、52年の平和条約発効に伴う「法律第126号」[25]の制定といった一連の過程を通じて、「入管体制」が成立した。入管体制は、国民と在日外国人とを区別したうえで、さらに旧植民地出身者を国益に沿うか否かで恣意的に分類しようとした結果として成立したものであって、旧植民地出身者が持つ権利を如何に保障するかは十分に考慮されてこなかったのである[26]。

入管体制の成立後、外国人となった旧植民地出身者が、出入国管理令で定める在留資格を持たずとも在留を保障される法律的根拠であった「法律第126号第2条第6項」(以下、「法126-2-6」)において、「不法入国者」は例外的な存在であった。同条項は、その適用対象を「1945年9月2日以前から同法施行日まで引き続き日本に在留する者」に限定したか

[19] 鈴木久美「「解放」後の朝鮮人帰還者数に関する再検討」『在日朝鮮人史研究』40、2010年、191頁。

[20] GHQは、1946年4月2日の「非日本国民の入国及び登録に関する覚書」及び5月7日の「引揚に関する覚書」、6月12日の「日本への不法入国の抑制に関する覚書」を通じて、「進駐軍に属しない日本人以外の国民は日本への入国について連合国最高司令官の許可を受けることが必要である」とし、朝鮮人帰還者の再入国を厳しく制限した(大沼保昭、前掲書、42頁)。

[21] テッサ・モーリス=スズキ「戦後日本の出入国管理と外国人政策」、前掲書、129頁。

[22] 大沼保昭、前掲書、47-48頁。

[23] テッサ・モーリス=スズキ、前掲書、131-132頁。

[24] 「出入国管理令」の制定の詳細については、テッサ・モーリス=スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」(前掲誌、70-74頁)を参照。

[25] 「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」

[26] 大沼保昭、前掲書、92頁。

らである。ただし、注意すべきなのは、在日朝鮮人社会には、戦前から日本に「引き続き」在留していた者と「戦後入国者」のいずれかに簡単に振り分けられない人々もまた存在していたということである。朝鮮半島の劣悪な情勢の他にも、太平洋戦争中に朝鮮半島に「疎開」して終戦後日本へ引揚げた者や日本と何の縁故もないもののより安定した生活を求めて密航した者が一括りに「不法入国者」に分類されたのである。

そして、1965年6月22日に締結された「日韓基本条約」及び「日韓法的地位協定」[27]は、入管体制及び在日朝鮮人社会に大きな変化をもたらした。特に、「日韓法的地位協定」の第1条第1項は、「(a) 1945年8月15日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者」に該当する「大韓民国国民」に、「日本国で永住することを許可する」とした。しかし、「引き続き」という条件により、同協定においても戦後入国者は該当されず、「協定永住許可」を取得できなかった。少なくない数を占めていた「不法入国者」の問題に悩まされていたうえ、批判の声が高まる世論を意識した石井光次郎法務大臣は、同協定の調印の際に、戦後入国者(=「不法入国者」)の取り扱いに関する声明を発表した。

> 終戦以前から日本国に在留していた大韓民国国民であっても、終戦後平和条約発効までの期間に一時韓国に帰国したことのある…人々については、現在まで既に相当長期にわたり本邦に生活の根拠を築いている事情をも考慮し、協定発効後はわが国におけるその在留を安定させるため好意的な取扱いをすることとし、本大臣において特別に在留を許可すると共に、更に申請があった場合にはその在留状況等を勘案して、可能な限り入国管理法令による永住を許可する方針をとることとした。…戦後入国者についても、平和条約発効日以前から本邦に在留していたことが確証される場合には、情状によりこれに準ずる措置を講ずることと致したい[28]。

上記の石井法務大臣の声明は、本作の清水が指摘した「法務大臣ならびに東京入管主任調査官の裁量権の濫用ないし逸脱による違法処分(156)」の問題を赤裸々に表している。まず、「在留状況等を勘案して」「情状により」という条件付きの個所に注目する必要がある。「在留状況等」とは、申請者の収入や資産、犯罪歴といった客観的な情報のみならず、個人及び家族・親族の思想や理念、国に対する態度といった主観までもが評価の対象になりうることを意味する。また、その検証の主体とは、「相当の裁量権」を持つ割に何の主権的な正当性を持たない個人(「入国管理局の調査官」)である[29]。入管体制は、その成立過程から「望ましくない外国人」を確実に排除する目的で、「行政官に、相当の裁量権を与え」ていたため、法の「恣意的」な運用や「裁量権濫用」の問題を露呈していたのである[30]。

さらに、法務大臣による「好意的な取扱い」「特別に在留を許可する」の個所を見てみよう。退去強制の手続きを見ると、「入国警備官の違反調査」「入国審査官の審査」「特別審理官の口頭審理」の順に「不法入国」の容疑者に対する取り調べが行われる。その結果、退去理由に該当すると疑うに足りる相当の理由があると判断された時、容疑者は最後の手段とし

[27] 「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」
[28] 『参議院法務委員会審議要録 第48回国会 - 第65回国会』参議院法務委員会調査室、1966-1971年、124頁。
[29] 髙谷幸、前掲書、32–33頁。
[30] テッサ・モーリス=スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」、前掲誌、73頁。

て、法務大臣に対する「異議申出」を行うことができる。法務大臣は異議申出に理由があるか否かを採決するが、理由がないと認める場合にも、特別に在留を許可する幾つかの例外条項がある[31]。しかし、法務大臣による在留特別許可の決裁は、あくまで「裁量」の領域に過ぎず、明確な基準があったわけではない[32]。

テキストに戻ると、「外国人の入国および在留を認めるかどうかは、一国の主権の内容として、自由なる裁量のもとに決しうるものである」「特別在留許可は、本質的には自由裁量による恩恵的なものに過ぎない」といった被告側の空虚な「同語反復」は、主権の「代表／表象行為」における両義性を見事に表す。近代国民国家の主権とは、法によって権威付けられるように見えるものの、実際は同法に対する恣意的な解釈や執行時の裁量権の濫用という行為遂行性によって獲得されるものである。このような被告側の「答弁書」を読んだ清水は、別件の依頼で、入国管理局の役員たちと面会した時のことを思い出す。

> 「毒にも薬にもならない外国人は、帰してしまうつもりです。わが国の政策ですからね。気の毒だからという理由だけでは、特別在留にはできませんね。」
> 五十に近い役人であった。
> 「朝鮮人の面倒をみてやっているようなものですよ」
> と言った年配の審査官もいた。ある大正生まれの検事は、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」と出版物に書いていた。
> 大正年間あるいは昭和初期に生まれた知識階級であれば、日本と朝鮮との事情は慚愧の気持ちで心に銘じているはずであるが、と、そのとき同年配の清水は思わぬでもなかった。（158）

「答弁書」から触発された清水の記憶は、「毒にも薬にもならない外国人は、帰してしまうつもりです」と述べながらも、「朝鮮人の面倒をみてやっているようなものですよ」という入国管理局の自己矛盾的な態度を経て、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」というおぞましい発言にまで滑りゆく。同発言の由来を辿っていくと、池上努（1922年生まれ）の著作『法的地位200の質問』（1965年11月）に行き当たる。池上は1958年から法務省入国管理局付検事及び同参事官を歴任した「入管政策」の専門家ともいえる人物である。そして、『法的地位200の質問』は当時様々な批判を受けていた「日韓法的地位協定」に関する入国管理局の立場を池上が「代弁」しつつ、問答式で構成された解説書である。

当時の在日朝鮮人社会で「協定永住許可」を取るということは、自ら「大韓民国国民」であることを認めることであったため、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）及び統一朝鮮を志向する人々の大きな反発を招いた。日本政府は北朝鮮を正式な国として認めていなかったため、在日朝鮮人社会は、韓国国籍を取得して「協定永住許可」を取るか、不安定な「法126-2-6」の該当者のままで残るかの不公平な二択を迫られていたのである。このような反発に対する同書（池上）の論理は、次の通りである。国際慣習法上保障された「排他的管轄権」の原則により、国は外国人の出入国・在留

[31] 東大法共闘編『告発・入管体制』亜紀書房、1971年、32頁。

[32] 例えば、1970年に法務大臣の裁決があった892人のうち、同じく異議申出に理由がないにもかかわらず、退去強制令書が発付されたのが211人（約23.6％）、特別に在留を許可されたのが674人（約75.6％）であった（法務省入国管理局編『出入国管理とその実態』、1971年、81頁）。そして、1973年から81年までの在留特別許可及び退去強制令書発付の件数を見ると、在留特別許可の割合は、平均的に7-8割を占めていた（木内道祥「在留権訴訟の実際――法務大臣裁決・退去強制令書発付処分に対する取消訴訟・無効確認訴訟」『自由と正義』34(1)、1983年、48頁）。

に関して自由裁量権を持つ。ただし、その対象には、幾つかの例外がある。一つは、「協定永住許可」を取る者のことである。国家間の条約や協定が結ばれ、相手国の国民の入国・在留に関する一定の約束をした場合、日本はそれに相応する待遇をしなければならない[33]。もう一つは、既存の「法126-2-6」の該当者のことである。池上は、「終戦前に日本人として日本内地に移住して来た上、生活の基盤を日本の社会内に築き上げたその後になって、平和条約により国籍選択権」を、「与えられることなく、自己の意志によらないで外国人にされてしまった、という条件を備えていることには変わりがないので、人道主義を掲げる日本政府」は、「その特殊な事情を十分考慮」し在留資格を認めてきたと述べた[34]。

しかし、池上は、旧植民地出身者の「特殊な事情」を認めながらも、「法126-2-6」の該当者も「退去強制」の対象となるという強硬論を崩さず、日韓法的地位協定の論理に重点を置いていた。厳密にいえば「法126-2-6」は出入国管理令で定める在留資格ではない。そのため日韓両国の間で新たに「協定永住」の在留資格及び法的地位が定められた以上、永住許可を取らない者は、たとえ「法126-2-6」の該当者であっても、国の一方的な「自由裁量に属」する「外国人」と見なされる。したがって、池上は、協定永住許可を取らない者（＝外国人）を「煮て食おうと、焼いて食おうと自由」だと主張したのである[35]。そして、以上の巧妙な論理から協定永住許可を「取る者」と「取らない者」とをめぐる「線引き」の統治性が垣間見えるだろう。

本稿でより注目したいのは、池上の「線引き」のナラティヴから後景化されつつも、むしろそのために逆説的に浮上する「戦後入国者・不法入国者」の問題である。端的な事例を挙げれば、池上は、協定永住許可を取らない者に対して「煮て食おうと、焼いて食おうと自由」だと主張した問答の末尾に丸括弧付きで、「（終戦後の入国者として許可されなかった者に対しては、一層自由な裁量権を持っていること言うまでもない）」と付け加えた。そして、同書の「戦後入国者」という短い節で、池上は、「不法入国者」に対し、「この種[ママ]外国人の取扱いは完全に一国の自由裁量に属することで純粋の国内事項と言える」と述べ、日韓法的地位協定の議題にすらなり得なかったことを明らかにした[36]。「不法入国者」は、「煮て食おうと、焼いて食おうと自由」という過激な言葉で表すまでもない丸括弧付きの存在であるということである。

にもかかわらず、池上のナラティヴにおいて国の強大な対人主権が表明される度に、「不法入国者」が「付随的に」現れていることを見逃してはならない。いくら池上が論理上、世界人権宣言に対して「全く道徳律に過ぎず、何らの法的拘束力を持たないものであ」ると主張し[37]、平和条約で定めた「法126-2-6」を形骸化しようとしても、これらの国際的規範を全否定することは不可能である。そこで、池上は、国の許可なしには在留すらできない「不法入国者」を呼び出し、近代国民国家のナルシシズムを保持しようとしたのではないだろうか。「不法入国者」に依存せざるを得なくなる池上のナラティヴの「隙間」に、協定永住許可を「取れない者」としての「不法入国者」の場所（「第3項」）が生み出される。そして、「不法入国者」は、協定永住許可をめぐる「取る者／取らない者」

[33] 池上努『法的地位200の質問』文京社、1965年、167頁。
[34] 同上、167-168頁。
[35] 同上、169-170頁。
[36] 同上、129-130頁。
[37] 同上、165頁。

の線引きの統治性が隠蔽しようとした記憶を想起させる。その記憶とは、「不法入国者」たちもまた旧植民地出身者であり、彼・彼女らが如何なるやむを得ない事情で戦後再び「日本に移住して来たのか」についてのことである。言い換えれば、「植民地支配」と連動している「ポストコロニアル」な問題系が、露わになる。

さらに、これまで声を持たなかった「不法入国者」において、「第3の場所」は、自分を語る可能性を開く。前述した戦後入国者の取扱いに関する声明における「在留状況を勘案する」という条件付きについて池上は、「1、正規に納税していること。2、犯罪を犯したことがないこと。3、独立の生活を営むことができるだけの資産か技能または健全な職業についていること」だと解説した[38]。この解説は、「国の治安を脅かす敵」としての「不法入国者」に対しては排除（退去強制）すると同時に、同情すべき善良な「不法入国者」に対しては包摂（在留特別許可）するという、近代国民国家における「自己の他者性の二重の反復」（慈父にして抑圧者、民主主義者にして専制君主）を見事に表す[39]。しかし、近代国民国家のヤヌスの顔を見極めた「不法入国者」は、望ましい外国人として自分を語りつつも、そこに完全に収斂されない解釈の「徴候」を残す。したがって、崔乙順の「上申書」は、「不法入国者」のナラティヴにおける抵抗の（不）可能性の問題をも露呈するテキストにもなり得るのである。第2節と第3節では、「植民地支配の責任」と「「不法入国者」の自分語り」という問題系を順に考察していきたい。

2. 鏡としての在日朝鮮人

清水大作は、入管体制の不条理な構造を的確に捉えており、退去強制の身になった多くの在日朝鮮人の弁護に取り組んできた人物である。本作の前半において清水の語りは、感情に訴える崔乙順の語りでは説明しきれない客観的情報や論理を整理・伝達する「補助的な役割」を担っていた。ところが、国の排他的管轄権の論理を押し付けようとする被告側の「答弁書」を見た後、清水は、入国管理局の審査官らの数々の妄言を思い出し、積極的な語りに転じる。「大正年間あるいは昭和初期に生まれた知識階級であれば、日本と朝鮮との事情は、慚愧の気持ちで心に銘じているはずである (159)」という「同年配」たる清水の語りは、同世代の知識人たちが社会の主流となり、「植民地支配の責任問題」が新しい局面を迎えつつあった当時の言説空間を物語っている。特に、植民地支配に対する自覚及び反省は、1970年を前後に在日朝鮮人の在留権及び「不法入国者」問題をめぐって全国的に起こった入管体制反対運動の主な倫理的動機となっていた。本節では、反対運動を大きく二つの文脈（既成左翼・マイノリティ社会と新左翼・アナキスト）から見ていきながら、清水の人物造型について考察したい。

まず、在日朝鮮人の在留権を強く訴えてきた「在日朝鮮人の人権を守る会」（以下「守る会」）[40]の裁判闘争及び出版活動を見てみよう。前節で論じたように、1965年に「日韓基本条約」及び「日韓法的地位協定」の発効後、「法126-2-6」の該当者さえもが退去強制の適用対象となり得るとされ、在日朝鮮人の在留状況

[38] 同上、132頁。

[39] ホミ・K・バーバ『文化の場所：ポストコロニアリズムの位相』本橋哲也他訳、法政大学出版局、2005年、167頁。

[40] 「守る会」は、1963年、朝鮮学校学生に対する人権侵犯問題（集団暴行事件）の調査のために、革新系（主に自由法曹団）の弁護士たちが加わって結成された団体である。同会は、在留権を脅かされた在日朝鮮人のための「裁判闘争」に助力する一方、人権全般に関する出版物を発刊してきた（在日朝鮮人の人権を守る会編『在日朝鮮人の人権を守る会二〇年の歩み：1963-1983』在日朝鮮人の人権を守る会、1983年、10-27, 47-58頁）。

はより不安定となった[41]。「不法入国者」に対しても、法務大臣による在留特別許可の決裁が消極的な方向に転じ、逮捕及び退去強制がより厳格に行われるようになった[42]。このような非人道的な動きに対し、「守る会」をはじめ多くの弁護士らの助力のもとで、行政訴訟が次々と起きた[43]。同会の主要なメンバーであった上田誠吉によると、「全国各地で、自己の在留権をまもり、数十年に及ぶ日本での生活をまもる闘いが展開され」、「その多くは裁判所にもちこまれ、裁判闘争がおこなわれた」という[44]。

加えて、1969年から4回にわたって国会で上程された「出入国管理法案」も大きな反発を招いた。すでに63年から検討されてきた同法案の骨子は、「①外国人旅行者の入国手続きを簡素化する。②滞在中の活動を厳格に整理し、資格外活動には断固たる措置をとる。③政治亡命者に対する措置を緩和する」などであり、在日「朝鮮人や台湾人とその子弟については、外国人旅行者なみに管理を強化する」議論も行われたとされる[45]。そこには「航空機時代にあわせた出入国手続きの簡素化」や「不良外人の取り締まりを口実」に、旧植民地出身者を「潜在的犯罪者として日常的な監視と調査、治安統制のもとに置き、政治活動への関与も封じようとする」意図が内在していたといえる[46]。そこで、在日朝鮮人社会及びマイノリティ諸集団の権利運動が全国的に起こり[47]、「守る会」も多くの批判的言説を発した[48]。国会内の野党の激しい反対も相まって、結局のところ「出入国管理案」は廃棄された[49]。

次に、1965年に結成された「ベトナムに平和を！市民連合」（以下、ベ平連）といった市民運動側からも、「入管体制粉砕」を唱え、在日外国人と連帯しようとする動きがあった。市民運動側の入管体制反対運動の主な特徴は、日本に密航（不法入国）してきた象徴的な人物に対する支援運動の形をとっていたところにある。「金東希」「任錫均」「孫振斗」といった人物たちは、亡命の権利や人間の尊厳を求めて日本に密航したが、日本はいずれの場合も受け容れようとしなかった[50]。韓国への強制送還を待つ身になった彼らの緊迫した状況を目にした知識人たち（鶴見俊輔や飯沼二郎など）は、戦後日本の排外主義的なシステムの存在に気付き、「戦後民主主義」という観念を問い直し始

41 安藤寿朗によると、「日韓法的地位協定」の発効後、入国管理局は、「法126-2-6」の「該当者に対する、令二四条の退去強制条項の全面的な適用を開始し、戦前から日本に在留する在日朝鮮人の強制送還を乱発するに至った」と指摘した（在日朝鮮人の人権を守る会編『在日朝鮮人の基本的人権』二月社、1977年、84頁）。

42 在留特別許可を受けた者の数の推移を見ると、1965年までは毎年2,000人を上回っていたが、日韓法的地位協定が発効された66年には1,058人まで減少し、67年以降は1,000人を下回っていた（法務省入国管理局編『出入国管理とその実態』、1971年、81頁）。

43 実際、退去強制令書発付処分に反発した行政訴訟の件数が、1952年から65年までは総85件だったのに対し、「日韓法的位置協定」発効後の66年から75年までの件数は総230件に急増した（同上、88頁）。

44 上田誠吉『国家の暴力と人民の権利』新日本出版社、1973年、354頁。

45 在日韓国青年同盟本部『在日朝鮮人の歴史と現実』洋々社、1970年、273頁。

46 森宣雄、前掲書、182頁。

47 例えば、1968年6月2日東京文京区公会堂には在日本大韓民国民団大衆約5千人が、同年6月16日には、大阪の中之島公会堂には約2万人が集まるという大きなデモが次々と起こった（在日韓国青年同盟本部、前掲書、289-291頁）。

48 「守る会」は、「在留権問題に精力的に取り組んできた弁護士を中心に、理論家や実践的な人々をよびかけて、直ちに研究会を組織し」、1967年から69年にかけて、その成果を多く出版していた（在日朝鮮人の人権を守る会『在日朝鮮人の人権を守る会二〇年の歩み：1963-1983』、73-76頁）。

49 盧恩明によると、入管法改悪反対運動において「在日本朝鮮人総聯合会の場合、野党に協力を求めるなど上層部運動に重点を置いていた」とされ、同権利運動は、民団、朝鮮総聯を問わずに活発に展開されていたと言えよう（盧恩明「日本の反『出入国管理体制』運動研究――1969～71年日本人の反『入管体制』運動を中心に」『歴史問題研究』22、2009年；韓国語）。

50 「金東希」「任錫均」「孫振斗」の詳細についてはそれぞれ次の論考を参照されたい。小熊英二、前掲書、231-235頁；飯沼二郎「「わたしにとっての朝鮮問題」――一人の亡命者をとおして」『飯沼二郎著作集第4巻：市民運動研究』未来社、1994年、211-212頁；髙谷幸、前掲書、78-82頁。

めたのである[51]。以上のように、1960年代半ばから排他主義を強化して行った「入管体制」に対する既成左翼・マイノリティ社会と新左翼・アナキストそれぞれの反対運動が邂逅した場として、退去強制の身になった「不法入国者」への救援運動を位置づけることができる。いずれの運動も「入管法案にとどまらない外国人排除の構造すなわち入管体制自体を問題にする視点」を共有しており[52]、かつての植民地支配に対する痛烈な自己反省を促した[53]。本作の清水大作が抱く「慚愧の気持ち」は、これまで論じてきた言説空間と無縁なものとは言えないだろう。

テキスト分析に入ると、「慚愧の気持ち」に浸った清水は、「尼崎中央警察署の秘密訓令」事件（1966年）[54]のことを思い出す。「「北朝鮮」あるいは「中共」の対日工作の手先となっている者をつきとめ」るために実施された「常識を欠く非道な（159）」秘密訓令は、在日朝鮮人の在留状況の改善という名目とは裏腹に、北朝鮮を支持する人々に対する監視・統制を強化しようとした「日韓法的地位協定」の負の側面を象徴的に表している。そして、従来日韓の間をまたぐ実質的な手段としてある程度黙認されてきた「密航」の道は、日韓基本条約の発効後、日韓両国の取り締まりの強化によって急速に閉ざされていった[55]。

戦前の記憶が忘却され、戦後国民国家の「共同幻想」が強化される現状を前にした清水の脳裏には、今まで自分が「訴訟を引き受けた、在日朝鮮人に関する多くの事件」が、重苦しくよぎる。やがて清水は「筆をと」り、「両国間の事情を、敢えて書きはじめ（160）」る。そこでは、日韓併合をはじめ朝鮮総督府の土地収奪による朝鮮人の難民化、「3・1運動」、関東大震災における「朝鮮人虐殺事件」、太平洋戦争中の朝鮮内強制徴用及び日本内地への強制連行、皇民化政策、創氏改名の強制といった近代の日朝の歴史における重要な事件が仔細に語られる。もちろん、「敢えて」という清水の表現から分かるように、崔乙順の退去強制をめぐる裁判で、日朝の歴史を語る必要はない。にもかかわらず、清水は「意見書」という形式を借りて、「歴史を書く」という実践を行ったのである。

> 清水はまた、関東大震災に於ける朝鮮人虐殺にも触れた。
> 『不逞鮮人暴動というデマによって殺された朝鮮人は六千数百人といわれている。…朝鮮人暴動説が、当時の日本政府によって企まれたものであることは、現在では周知の事実となっている。戒厳令で出動するにあたって、石光第一師団長は、次のように訓示したと記録にある。──「不逞鮮人の行動について、計画的に不逞の行為をなさんとするが如き形勢を認めず。鮮人は必ずしも不逞者のみにあらず。これを悪用せんとする日本人あるを忘るべからず」…』（161）

3・1運動に続き関東大震災の朝鮮人虐殺事件に触れている上記の引用を通じて、清水のナ

[51] 小熊英二は、これらの支援運動を通して、日本社会において「「戦後民主主義」の肯定から批判へ、「近代合理主義」の肯定から批判へ、「被害者意識」から「加害者意識」へ」と、「パラダイム転換」が起きたと分析した（小熊英二、前掲書、172頁）。

[52] 髙谷幸、前掲書、88頁。

[53] 「守る会」の歴史観については、上田誠吉、前掲書、355–358頁を参照。上田誠吉の歴史叙述は、本作の清水大作における植民地支配の責任問題のナラティヴと驚くほど類似している。

[54] 「尼崎中央警察署の秘密訓令」事件とは、1966年1月19日付で兵庫県の尼崎中央警察署が、極秘裏に「外国人（朝鮮・中国人）世帯に対する特別巡回連絡の実施」を指令し、数十項目に及ぶ「不番な外国人」の基準を定めたことが、同年3月25日、日本国会参議院予算委員会で、社会党議員矢山有作によって暴露された事件を指す（『月刊朝鮮資料』63、朝鮮問題研究所、1966年8月、30頁）。

[55] 髙谷幸、前掲書、68頁、221–222頁。

ラティヴ（歴史を書く）の方向性が垣間見られる。渡邊一民は、朝鮮に対してほぼ無関心であった日本人の「心」に、初めて「他者としての朝鮮人」を刻んだ事件として、「3・1運動」を挙げた[56]。3・1運動における「朝鮮（人）」の姿は、抵抗する「民衆」であると同時に、服従しようとしない「不気味な他者」として、帝国のナルシシズムに亀裂をもたらしたのである。そして、3・1運動から約4年後、関東大震災の被害を受けた日本人側は「不逞鮮人暴動説」というデマを流し、約6千人にものぼるといわれる在日朝鮮人を虐殺するに至った。上記の引用で描かれるのは、合理的な支配者としての日本（人）ではない。むしろそこには、他者に対する嫌悪と恐怖を覚える低俗な群衆としての日本人と、その怒りを傍観し、利用しようとした卑怯な国家権力が描かれたのである。

続いて清水は太平洋戦争期に「皇軍」に志願した「ある在日朝鮮人の男」の話を思い出す。皇民化教育を受けた彼が、教師の言うがままに軍に志願して合格した時、教師たちから、「お前はやっと天皇様の赤子になれたのだ」と褒められたという。しかし、皇軍に入隊し、日本へ渡った彼は、以後三十年近く住んでいたにもかかわらず、甥の「不法入国」をかくまっていたため、入管令二四条に触れて退去強制令書が発付されたのである。「入管令24条の4-ル」によると、「他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けた者」は、「日本国の利益又は公安を害する」存在として退去強制の対象となり得る。以上の清水のナラティヴが主張するのは、植民地支配から始まる朝鮮人に対する日本人の「快と不快、支配と防御、知認と否認、不在と現前などのせめぎあい」の歴史であり[57]、それが70年代初頭においても依然として繰り返されているという事実である。

崔乙順の両親はともに経済的・政治的理由で植民地朝鮮から日本へ渡り、生活の基盤を築いてきた。このような事情で戦後乙順の家族は、日本に残ったのである。そして、祖母と叔父の死によって頼るところがなくなった乙順は、両親を頼って日本へ不法入国した。「朝鮮からの「不法入国」の圧倒的大部分は、日本に在留する家族、親戚をたよって入国してきたのであるから、退去強制事案のほとんどすべてが一家離散の悲惨を含んでいた」という上田誠吉の指摘は、崔一家の渡日と離散の歴史が日本の植民地支配の所産であることを物語る[58]。したがって、清水は、崔乙順を在留特別許可の「適用該当者の典型的な一例」に位置付け、「日本が隣国に対して冒した恥ずべき行為と、現在日本で生活している多くの朝鮮人家族とを、切り離して考えるべきではない（162）」と結論付けるのである。

ところで、「意見書」に植民地支配の歴史を「敢えて」書くという実践の矛先が向かうのはどこであろうか。本作が掲載された雑誌『流動』は、「入管体制批判」の言説を数多く発信していた『現代の眼』と並ぶ新左翼系のオピニオン総合雑誌に分類され、「体制批判的な諸要素で満たされ」ており、「反権力を標榜する書き手が目次」に並んだ論壇雑誌であった[59]。つまり、本作の主な読者層は、学生運動に関わっていた大学生及び左翼のインテリだったと想定できる。そのうえで、前述した既成左翼の「守る会」の弁護士たちと、新左翼・アナキストとを仲立ちする人物（清水）が造形されたのであろう。

[56] 渡邊一民、前掲書、2-9頁。
[57] ホミ・K・バーバ、前掲書、142頁。
[58] 上田誠吉、前掲書、343-344頁。
[59] 大澤聡「『流動』――新左翼系総会屋雑誌と対抗的言論空間」竹内洋他編『日本の論壇雑誌――教養メディアの盛衰』創元社、2014年、248頁。

小熊英二は、ベ平連の活動家である鶴見俊輔の一連の講演を引きながら、「中国人、朝鮮人、台湾人」などマイノリティーの問題から、日本の「原犯罪」、すなわち「植民地支配と侵略の歴史を打ちだした」と評価した[60]。平和と復興の象徴である戦後民主主義はマイノリティの問題を無視した上で築かれたものに過ぎず、市民運動は、その排他的な構造を暴き、日本社会へ自己反省を要求しなければならないということである。さらに、新左翼・セクト系の論者であった津村喬は、『われらの内なる差別』（1970年）といった著作を通じて、「現在日本のナショナリズムは入管体制を媒介にした構造内的なものである」と指摘した[61]。津村は、マイノリティへの差別を生んだのは他でもなく、その構造を内面化した自分であり、自己の内部にある「日本」という「内なるイデオロギー」を直視し、自分自身を否定することで他者との連帯が始まると主張したのである。

髙谷幸の言葉を借りれば、「これらの運動は、システムの暴力性を「大上段」に訴えるよりもむしろ、一人の人間、人格にかかわることによって、その暴力性を個人の側から問い直していくものだった」といえるだろう[62]。ベ平連の活動家である飯沼二郎は、任錫均への支援運動を通じて、「自分の顔は自分ではわからない。鏡に写して、はじめてみることがきるように、朝鮮は日本の顔を写す最もよい鏡」であると述べた[63]。入管体制及び強制送還に苦しむ旧植民地出身者という「鏡」を通じて、今まで見えなかった理不尽な社会のシステム（入管体制）を、さらにそのシステムを内面化し、植民地支配の記憶を忘却し、国民としての権利を当たり前のように享受してきた醜い自分を捉え直すという「連帯・提携（alliance）のナラティヴ」が、清水の歴史観にも反映されているのである。

しかし、「鏡としての在日朝鮮人」のナラティヴ戦略は、新たな問題を露呈する。その鏡にうつるのは、他でもなく「醜い日本人」であり、その醜さを新たに改革・啓蒙しなければならないという、「自己完結」のナルシシズムが繰り返されるからである。

> ――《日本人よ、私たちよ、これでいいのだろうか》と呟いた若い映画監督がいたことを、清水は想いおこした。太平洋戦争中、「皇軍の兵士」として戦って負傷したまま、日本政府から見捨てられている在日朝鮮人を主題にした監督であった。
>
> 清水の脳裏に、三度会ったことのある、面長で眼の細い崔乙順の、悲しそうな青白い顔がちらついた。
>
> そのような顔を、あまりにもみすぎたように、清水は思った。（164）

上記の引用は、本作の結末（8章）であり、清水の内面における微妙な「ズレ」が読み取れるところである。「日本人よ、私たちよ、これでいいのだろうか」とは、1963年8月16日に放送された大島渚監督のドキュメンタリー『忘れられた皇軍』の最後のナレーションである。周知のように、大島渚は在日朝鮮人問題や日本の植民地支配問題をいち早く取り上げ、「鏡としての在日朝鮮人」を実践的手法として取り上げてきた人物である[64]。ところが、本作の結末は、大島渚のナレーションに代弁される連帯・提携のナラティヴの裏側に、「面長で眼の細い崔乙順の、悲しそうな青白い顔」、「そのような顔を、

[60] 小熊英二、前掲書、232頁。
[61] 津村喬「入管体制とは何か――〈七・七〉集会がつきつけたもの」『現代の眼』11（6）、1970年6月、156頁。
[62] 髙谷幸、前掲書、93頁。
[63] 飯沼二郎、前掲書、222頁。
[64] 在日の戦後補償を求める会『私たちは歩み続ける――戦後補償を求める夏の行進行動報告集』、1992年、44頁。

あまりにもみすぎたように、清水は思った」という意味深長な地の文を残すという手法をとっている。この「眩暈」のような感覚は、連帯・提携のナラティヴの中に存在する亀裂を暗示しているのではないだろうか。

ここで、清水の矛盾が垣間見える一つの事例を挙げてみよう。清水は、「麻薬密輸やその他あくどい不良朝鮮人の不法入国の弁護は、もちろん断ってきていた（160）」と述べ、意見書の最後にも「原告代理人である私は、利己的欲望で不法入国した在日朝鮮人の特別在留を認めよ、と請求しているのではないのである（162）」と敷衍した。もちろん、人の犯罪歴の有無や道徳性に照らして「善良な在日朝鮮人」と「あくどい不良朝鮮人」とを区分することは合理的でもっともな考え方である。ただし、「人権とは、国際事情の如何にかかわらず守られなければならない（164）」と主張した清水本人でさえも、強制送還すべき朝鮮人と在留特別許可を出すべき朝鮮人を無意識裡に「線引き」したのである。それは、自国内で如何なるあくどい犯罪を犯しても強制追放されることのない「日本人（国民）」と対照的な待遇である。

清水を含め良心的な知識人たちが語る「鏡としての在日朝鮮人」において、「在日朝鮮人」とはどのような在日朝鮮人を指しているのかを問い直す必要がある。被害者の顔をした善良な他者は、鏡の向こう側で主体を見つめ、主体の中の矛盾を暴く「役割」を与えられる。そのうえで、主体は「戦後民主主義」を批判し、「加害者意識」に覚醒するという、新たな啓蒙の道を歩むことができる。言い換えれば、清水らは、善良な他者という「仮想」を媒介にし、自己嫌悪と自己愛の反復運動を行っているだけではないだろうか。

興味深いことに、清水における眩暈のような感覚は、前述した飯沼二郎のエッセイにも表れる。飯沼は任錫均との出会いについて、「忘れがたい一つの経験」として次のように語った。

> 再び任に会ったわたしは、朝鮮人にたいする三六年間の日本の苛酷な植民地支配について、任にこころからお詫びをした。…任は黙って聞いていた。そして、その次に会ったとき、「日本のインテリの先生がたは、みな、三十六年の植民地支配は、たいへん、すまなかったとおっしゃる。しかし、その先生がたが、げんざいの朝鮮について、どれだけ関心をもっておられるのだろうか」といった。わたしは、いきなり頭をなぐられたような大きなショックをうけた。[65]

上記の任の皮肉めいた返事は、矛盾した主体の意表を突く端的な事例として挙げられる。「たどたどしい日本語」として表象され、主体に「いきなり頭をなぐられたような大きなショック」を与えた他者の「不気味さ（uncanny）」は、「鏡としての在日朝鮮人」のナラティヴにおける両義性の隙間で、またしても現れる。したがって、清水が「眼をとおし」たはずの「たどたどしい」筆蹟で書かれた「崔乙順の上申書」に注目する必要がある。その上申書こそが「主体」の観念を超え、他者が自らのナラティヴの権利を「交渉」する場所となるからである。

3.「外国人の人権」を問う

本格的な議論に入る前に、崔乙順のように「不法入国」の容疑をかけられた在日朝鮮人女性の実例を紹介することで、本節の議論を始めたい。まず、「白順玉」（1938年大阪生まれ）は、1946年秋、母兄妹と共に朝鮮半島へ渡ったが、54年に父を頼りに単独で日本へ密航した。60年に梁吉守と結婚し、二人の子供をもうける。66年、子供の学齢期が近づいたため、

[65] 飯沼二郎、前掲書、212–213頁。

同年6月東京入管に不法入国の事実を申告したが、翌年入管に逮捕され、二人の子供と共に退去強制令書が発付された。以後仮放免された白は、不安と絶望のあまり深刻なノイローゼを訴えた。東京地裁は、「退去強制令書に基く執行は、送還はもちろん収容についても、申立人に回復困難な損害を生じ、これを避けるための緊急の必要がある」と認め、執行停止命令を下した（「東京地決1967年9月26日」）[66]。

次に、「李順子」（1925年朝鮮生まれ）は、44年に仕事を求めて大阪市へ移住した夫を頼りに、45年10月に娘と共に日本へ渡った。以後夫と死別した李は、在日朝鮮人の男性と再婚し、四人の子供をもうけた。63年に李と五人の子供は「不法入国」で取り調べを受けるが、在留特別許可を得て、一年更新を条件に在留を認められた。しかし、間もなく夫と離婚し、一人で五人の子供を扶養することができなかった李は、67年に生活保護を受けた。生活保護を受けたことを理由に、同年6月29日をもって、在留期間の更新が打ち切られた。7月31日、福岡入国管理事務所により退去強制令書が発付され、李と五人の子供は共に大村収容所に送られた[67]。15歳の次女から5歳の末子までの幼い子供たちを収容した無謀な行政執行に対し、福岡地裁は「かかる少年ないし幼児を収容状態におくこと自体、しかもかかる時期における教育の場を奪うことは正に同申請人らによって精神的、肉体的に回復困難の損害である」と述べ執行停止を命じた。さらに、成人である李と長女に対しても、翌年の2月から朝鮮料理の食堂を経営し始め、生活の基盤を整え始める時点において、「それを放置しなければならないということ」は、「回復困難な損害ということができ」ると執行停止を命じた（「福岡地決1968年11月29日」）[68]。

両事件は、困窮者、女性、さらには5歳の子供を問わず、「不法入国者」を排除しようとした当時の入管体制の暴力性を赤裸々に表し、在日朝鮮人女性に対する執行停止が如何なる過程で行われたのかが垣間見える重要な資料である。しかし、裁判官の前で語れる、生死の境に立った彼女たちの切迫したナラティヴには、自らを「善良な母」、または退去強制時に「回復困難な損害」を受ける弱者として振る舞うしかないという、表象（不）可能性の根本的な限界が露呈されている。特に、李順子事件は、朝鮮総聯系新聞である『朝鮮時報』で報道され[69]、『告発・入管体制』でまとめられた「重要先例30件」のうち唯一の女性の事件だったが、そのいずれにおいても李の声は表れていない。『告発・入管体制』では、在日朝鮮人の生活困窮者が強制送還の対象として見なされる代表的な事例として[70]、『朝鮮時報』では、日韓基本条約を批判するために、「不法入国者」に対する取り締まりがより厳しくなる現状を表す事例として焦点を当てていたに過ぎなかったのである[71]。

その他、前節でも触れた「金東希」「任錫均」といった戦後入国・密航及び強制送還の問題の象徴的な人物たちさえも、市民運動における「インテリの言葉」でしか、表象されてこなかっ

66 東大法共闘編、前掲書、117頁。

67 同上、161–162頁。

68 「出入国管理令24条に基づく退去強制処分の執行停止申立につき、収容部分についても執行停止の認められた事例」『判例タイムズ』233、判例タイムズ社、1969年6月15日、135–136頁。

69 「在日朝鮮人に不法な「強制退去令」」『朝鮮時報』558、1968年8月10日；「福岡入管が不当な「強制退去令」無実の一家を収容　日本国民の抗議高まる」『朝鮮時報』562、1968年8月31日；「不当な「強制退去令」をうけた李順子さん子供四人は大村収容所に“母さんの所に帰して”」『朝鮮時報』575、1968年11月30日。

70 東大法共闘編、前掲書、162頁。

71 「不当な「強制退去令」をうけた李順子さん子供四人は大村収容所に“母さんの所に帰して”」『朝鮮時報』575、1968年11月30日。

た。以上に挙げた人物たちは、密航の経緯や目的がそれぞれ異なるにもかかわらず、「不法入国者」という括りで「代表／表象」されてきたのである。国民国家、在日朝鮮人社会、市民運動側それぞれのナルシスティックな欲望は、「不法入国者」という他者に「善良」であることを要求し、彼・彼女らは強制退去されないために、その要求に応じる形で自分を「陳述」する。したがって、崔乙順の「上申書」もまた、国家や民族、当事者における幾重のフィルターがかけられ、絶え間なく揺れ動かされるのである。

では、「不法入国者」の「代表／表象」の（不）可能性に留意しながら、テキスト分析に入ってみよう。「原告」の崔乙順による「上申書」は、内容上大きく二つに分けられる。前半（1、3章）では逮捕される前の崔本人と家族の前史が、後半（7章）では大村収容所に連行された後の生活が描かれる。まず、前半から見ていくと、「生活はまずしいですけれども、お国の保ごを受けるような、ごめいわくをかけていません」「日本の法律にい反したこともございません（147）」という言葉から分かるように、乙順の家族皆が戦前から「引き続き」日本で暮らしてきたこと、正当な職業を持ち、日本に害のない善良な存在であることなどがアピールされる。

ところが、「善良さ」「被害者性」を強調する崔乙順の語りにおいて、肝心な乙順本人のことの多くは省略されている。乙順による越境の文脈は前述した通りであるが、その他には、密航してから五年ほどして東京に引越し、24歳で結婚したという基本的情報だけである。「うちにずっといて、うちの中のことを手つだい」ながら、「すこしずつ日本語をおぼえ（149）」たという乙順の陳述こそが、まさに彼女の語りの空白を表す。乙順の両親が「協定永住許可」の申請資格を持っていながらも申し込まなかったのは、申請時に家族全員が、その資格を徹底的に調べられることとなり、娘乙順の「不法入国」が発覚され得るからである。乙順は、常に逮捕・強制退去される危険を意識しながら、学校にも通えずに「家」という「非存在の空間（space of non-exisetence）」で暮らすしかなかった[72]。さらに、生活が落ち着き、家庭を築いても、依然として乙順の日常を脅かす「追放可能性」は、「不法入国」という「けいれきが、いつか家ていにおそろしいえいきょうをなげるのではないかと、びくびくしておりました（156）」という告白からも垣間見える。

裁判官に善処を求める「上申書」の形式において、自分が普通の家庭の娘・妻・母であることや「くににかえるあては、夫にも、わたくしにもありません（156）」という切迫さを訴えること以外に、自分のことを語れない逆説的なエクリチュールは、彼女をめぐる「人権」のアポリアを如実に表す。社会規範と法で支えられる「国民的日常」の外側で暮らしてきた乙順において、初めて自分の語る機会を与えられたのが、犯罪（「不法入国」）の容疑者として逮捕された時だったのである。入国管理局の取り調べが行われてはじめて、日本は彼女に異議申し立てをする権利を、弁護士を雇う権利を、「上申書」を書く権利を保障したのである[73]。ハンナ・アーレントが言うように、「完全に無権利で、絶えず追放や難民収容所送りを惧れていた同じ人間が、何らかの罪を実際に犯すことについて踏み切ったというだけで突如としてすべての移民的権利を享受するようになる」という逆説は、崔乙順が「人権」を剥奪された「難民」もしくは「無

[72] 髙谷幸、前掲書、27–28頁。

[73] 出入国管理令の退去強制手続きには、容疑者の権利が細かく書いてある。例えば、審査・審理の各段階で、審査官・審理官は、容疑者が退去強制の理由に該当すると認定したときは、容疑者に、上位審理の請求をすることができる、異議を申し出すことができる旨を知らせなければならない（47条2項／48条7項）。そして、崔乙順のように退去強制令書が発付された場合にも、「司法的救済」の行政訴訟（退去強制令書発付処分取消請求訴訟）を行うことができる（東大法共闘編、前掲書、31–34頁）。

国籍者」と等しい存在であったことを意味する[74]。したがって、「上申書」という形式は、「非存在の空間」で暮らしてきた乙順に初めて与えられた自分を表す手段であると同時に、自分語りの困難さの故に何の人権も持っていないことを裏付ける逆説的な媒体であったのである。

「世界人権宣言」がうたっているように、人権は普遍的・生来的理想を持ち、人は生まれながらにして自由、平等であり、この事実は人種・民族・階級・性別を問わない。しかし、「近代国民国家」は、「国民」以外の者(「外国人」)が持つ権利に対し、消極的な態度を取る。乙順をめぐる人権の逆説(自分語りの困難さ)は、まさに「外国人の人権」を考え直す契機を与える。入管体制及び在日朝鮮人問題に声を上げてきた国際法学者の大沼保昭は、「基本的人権とは特権か――外国人にとっての人権」(『人権新聞』192号、1975年8月31日)において、「外国人の人権」の問題に取り組んでいる。大沼は、「思想的にはむしろ異質な根をもつとされる基本的人権の原理と国民主権の権利」が矛盾なく説かれる現状を、「両者が相互に他者を実現せしめる前提をなすという相互依存性」によると指摘した[75]。近代国民国家には、人権の原理は国民主権を支え、国民主権は人権を最大限に保証する、といういわば「人権=国民」の構造が存在する。さらに、「人権=国民」から疎外された「外国人の人権」に関しては、「外国人にもできるだけ人権を広げるのが望ましい」という「道徳律」に落ち着いてしまうのである。

人権の普遍性に基づいた「外国人の人権」を尊重しない限り、日本人(国民)が享受するのは「人権」ではなく、「特権」に過ぎないという大沼の指摘は大きな示唆を与える[76]。「非-市民に対処する際、もっとも形式民主主義的な近代国家ですら、きわめて専横的・権威主義的なやり方で権力を行使する余地を残していることが常である」とテッサ・モーリス=スズキが分析するように、「不法入国者」の存在は「民主主義/権威主義」というヤヌスの顔をした戦後日本の矛盾を暴く[77]。言い換えれば、「無国籍者・外国人」としての「不法入国者」によって、国民国家における「人権=国民」の幻想は揺らぎ始める。

次に、崔乙順が自らの「心」を語り始める後半(7章)を見てみよう。後半の背景である「大村収容所」は、日本の内と外を区切る関門(「臨時的な空間」)であり、「不法入国」の大多数を占めていた「朝鮮人の被退去強制者を収容する」ための「エスニックな空間」である。これまでの先行研究では大村収容所に対し、「非-国民」を追放する境界線(国境)として戦後国民国家の形成に寄与した権力装置として、また、北朝鮮を排除しつつ、日本と韓国との間の外国人の人口統制を担った冷戦体制における生政治の場として解釈してきた[78]。ところが、大村収容所の内部の「生活史」に注目した近年の研究では、大村収容所が難民強制収容所や刑務所のような人権の抹殺や強制労働といった再教育が行われる場所ではなく、最小限の日常が保障される場所であったことを証明している[79]。

したがって、本稿で注目したいのは、崔乙順が上申書を「書く」という行為遂行的なエクリチュールが行われる異種混淆的な場としての

[74] ハンナ・アーレント『全体主義の起源2:帝国主義』大島通義・大島かおり訳、みすず書房、2017年、298頁。
[75] 大沼保昭、前掲書、3-4頁。
[76] 同上、4頁。
[77] テッサ・モーリス=スズキ「戦後日本の出入国管理と外国人政策」、前掲書、125頁。
[78] 大村収容所に対し、テッサ・モーリス=スズキは「ワイルド・ゾーン」、玄武岩は「場違いのヘゲモニー装置」という概念を用いて説明した(テッサ・モーリス=スズキ、前掲書、124-125頁;玄武岩、前掲論文、166-167頁)。
[79] 趙慶喜「大村収容所をめぐるジェンダー化された記憶のナラティヴ:収容所(asylum)の空間、避難所(asyl)の時間」『東方學志』194、2021年、27-51頁(韓国語)。

大村収容所である。もちろん、本作においても、大村収容所は、十畳というあまりにも狭い部屋で10人の朝鮮人が窮屈に暮らす劣悪な空間として描かれている。ところが、乙順のエクリチュールは、自分の苦しい現状を描写する次元に留まらず、いつの間にか「わたくしたちが世間からすてられた、くずのような人間におもえる」という、自己定義を行うまでに至る。絶体絶命の危機にさらされている中で、彼女は自分を「日本語でしゃべり、日本語でかい」ている、「ヘンな朝鮮人だ（163）」と捉える。「くずのような人間」「ヘンな朝鮮人」といった自虐的な表現は、近代国民国家及び戦後日本における「人権＝国民」の両義的な構造からはみ出す存在を見事に表す。

> たたみの上で、することがないので、じっとかんがえていますと、ほんとにおかしい朝鮮人だと、わたくしたちのことをかんがえてしまいます。かえるあてのない、外国人でございます。
> 日本に密こうしたということは、やはり日本の法にふれることでございます。このように、家ぞくから切りはなされてしまって、収容所にいなければならないのも、しかたのないことかもしれません。
> 　でも、さい判官さま。
> わたくしは法のことは、よく知りませんが、わるい心でお国にいってきたのでは、ぜったいにないのでございます。日本でくらしている夫と、ふたりのこどものそばに、わたくしがいなければならないとおもうのでございます。はげしいこころで、そうおもうのです。そしてわたくしは、こどもを、わたくしのような半朝鮮人ではない、しっかりした「朝鮮人」にそだてたいのでございます。
> わたくしのくにではない、この日本で、むねをはった「朝鮮人」にそだてたいとおもうのでございます。（164）〔傍点原文〕

乙順の語りには、「お国」（日本）と「くに」（朝鮮半島）という二つの「国」が表れる。国民国家の主権原理の前で「外国人」である彼女は、接頭辞の「お」をつけた「お国」を使う。一方、エスニックな意味での出身国ではあるが、帰ったところで拠るあてもなく、しかも二つに分かれてしまった朝鮮半島は、もはや「故郷」という意味での「国」とは言えないため、「くに」という表現を使ったのであろう。「書く」行為において、このような自分の「国」を表せない困難さを実感させられる時、彼女は「かえるあてのない、外国人」（＝無国籍者）という言葉を作り上げたのである。アーレントは、「人権の喪失が起こる」のは、「人間が世界における足場を失ったときのみ」であると指摘した[80]。「自分が生まれ落ちた共同体への帰属がもはや自明ではなく絶縁がもはや選択の問題ではなくなったとき、あるいは、犯罪者になる覚悟をしないかぎり自分の行為もしくは怠慢とはまったく関わりなく絶えず危難に襲われるという状況に置かれたとき」に、人は「人権の喪失」に気付くのである[81]。犯罪者として大村収容所の畳の上でじっと考えることができた時に、彼女はようやく、エスニシティは「朝鮮人」であるものの、生活の基盤は日本にあり、かえるあてのない無国籍者と等しい「外国人」であるという、「ほんとにおかしい朝鮮人」である自分に気付いたのであろう。

退去強制を「しかたのないこと」として捉え、人権のない自分の現状を受け容れた時に、乙順は「でも」という、本当の意味での「異議申し立て」を行い始める。彼女は、「わるい心でお国にいってきたのでは、ぜったいにない」と述

[80] ハンナ・アーレント、前掲書、316頁。
[81] 同上。

べ、入管体制における「善良な外国人／あくどい外国人」の線引きの構造を見極めている。そして、彼女は、「おかしい朝鮮人」「かえるあてのない、外国人」に続き、自分自身を「半朝鮮人」として言い表す。このような言い換えは、在日朝鮮人が持つ異種混淆性、すなわち日本の植民地支配に起因する朝鮮人の渡日と雑居の歴史、そして彼女らが本来持つはずの在留する権利へと繋がるだろう。

ところが、乙順は、裁判本案の論点（在留か退去強制か）をすり替え、「こどもを、わたくしのような半朝鮮人ではない、しっかりした「朝鮮人」にそだてたい」「わたくしのくにではない、この日本で、むねをはった「朝鮮人」にそだてたい」という「はげしいこころ」を書き留める。「この日本」で、自分の子供たちを「むねをはった朝鮮人」に育てたいという乙順の恐ろしい要求は、彼女自身を苦しめてきた「国民／外国人」「日本人／朝鮮人」といった線引きの政治に還元できない次元へと飛躍している。それは、次の世代の子供たちが持つべき「民族教育の権利」をはじめ「就職選択の権利」「参政権」といった「人権」の全領域への要求を意味するのではないだろうか。ここで、戦後日本における「人権＝国民」の特権的な構造は解体される。「諸権利を持つ権利（a right to have rights）」、まだ渡来していないこの権利は、アーレントによると、「人間がその行為と意見に基づいて人から判断されるという関係の成り立つシステムの中で生きる権利のこと」を意味し[82]、セイラ・ベンハビブによると、「人類それ自身に向けら」れ、「われわれに何らかの人間集団における成員資格を認めるよう要請する権利（a right）」と「市民の権利（rights）」とが矛盾・対立する中で行われる「交渉」の過程でもある[83]。

乙順が育て上げようとする「むねをはった朝鮮人」は、近代国民国家における線引きのポリティックスを拒否するところにおいて、国民の鏡像として機能してきた従来の「朝鮮人」「外国人」の概念をも脱構築し得る。それは、人間における「相互の関心」「行為と意見」（アーレント）を通じて「権利（a right）」と「権利（rights）」との「間」、すなわち、「両者が相互に他者を実現せしめる前提」（大沼）や「自己の他者性の二重の反復」（バーバ）の「隙間」で交渉し続ける行為遂行的なエージェンシーの可能性を示唆しているのである。乙順が「書く」という行為を通じて主張した「子供たちの人権」は、「生まれたときに定義される特性ではなく、自らの行為や意見をつうじて、自らが行い、語り、考えたことによって、われわれが判断される政治共同体においてのみ実現されうるもの」、すなわち「諸権利を持つ権利」に他ならない[84]。したがって、16歳で不法入国してから、約15年間少しずつ覚えてきた「たどたどしい筆蹟」の「日本語」で書かれた「上申書」は、本来あるべき「上申書」とは全く異なっている。そこには、書き手における異種混淆的な「おかしい朝鮮人」への自覚、さらに民族や国籍を超えた人権そのものへの絶対的かつ恒久的な要求が書き込まれているのである。清水大作を経由し、裁判官または「日本人」の読者宛てに送られるその唐突な「上申書」は、それを読まなければならない受信者の義務を利用し、読者を戸惑わせる。結末における清水の「眩暈」こそが、崔乙順のナラティヴの転覆的な力が垣間見えるところである。このような「不気味な他者」によるナラティヴは、国民国家と清水のナラティヴに内在する「人権＝国民」の「隙間」から到来・回帰しつつあり、新たな「外国人の人権」について交渉

[82] 同上。
[83] セイラ・ベンハビブ『他者の権利――外国人・居留民・市民』向山恭一訳、法政大学出版局、2014年、52–57頁。
[84] 同上、55頁。

しようとしているのであろう。

おわりに

これまで本稿では、「不法入国者」と「入管体制」をめぐる1960年代半ばから70年代初頭にかけての言説空間に触れつつ、「崔乙順の上申書」に表れる多重的なナラティヴを分析してきた。まず、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」という表現に代表される近代国民国家のナラティヴは、在留資格によって「国民／外国人」を「線引き」することで、「戦後日本」を築き上げようとした。次に、「清水大作」に代表される「入管体制反対運動」の提携のナラティヴを分析した。入管体制に苦しむ旧植民地出身者を「鏡」として呼びかけた清水らは、植民地支配の過去を反省し、他者と連帯する新たな啓蒙的主体を想像しようとしたが、逆説的に鏡の向うの「他者」を被害者の顔をした善良な朝鮮人として固定してしまう矛盾を露呈した。最後に、国民国家や清水らのいずれのナラティヴにも収斂されない崔乙順のエクリチュールを分析した。「代表／表象（representation）」の間のズレにおいて崔乙順のような「不法入国者」は自分を語る権利を剥奪されてきた。ところが、逆説的に彼女は大村収容所に連行されることで、初めて「自らの行為や意見」を、「自らが行い、語り、考え」、「書く」という権利を享受することができた。その行為遂行的なエージェンシーは、やがては子供たちを「むねをはった朝鮮人」として育てたいという未来像を描く権利を主張するに至る。この強制送還寸前の「外国人」による唐突な宣言は、「国民＝人権」における敵対的共存のナラティヴを脱構築し、「諸権利を持つ権利」、すなわち「外国人の人権」を行為遂行的に勝ち取る可能性を示唆していた。

以上の議論から、次のことが言えるだろう。まず、飯尾憲士が投げかけた「不法入国者」の問題は、従来の「在日朝鮮人文学史」の限界を乗り越える可能性を持つ。均質な民族的アイデンティティに基づき、主に男性知識人たちによって想像されてきた「在日朝鮮人文学史」は、常に内在していた「差異（＝異質なもの）」を排除することで成り立った。「国民／外国人」「日本（人）／朝鮮（人）」といった二項対立に収斂されない存在を捉え直す課題は、文学研究においても課せられているのである。次に、法と文学、とりわけ「入管体制」と文学という問題系を提示することができた。2023年6月に改正され、翌年6月から施行された入管法には、外国人永住者の法的地位の維持を脅かしたり、難民認定においても強制送還を容易にしたりするなどの規定が含まれており、日本は排外主義的な方向に転じつつある。かつての入管制度の激変期における本作の「外国人の人権」への訴えは、今日においても大きな示唆を与えてくれる。

最後に、本稿は「日朝混血作家」として、私小説風の作品を書き続けたという程度でしか評価されてこなかった飯尾憲士文学の新たな側面を提示しようとしたものの、作家論にまでは至らなかった。「日朝混血作家」としてアイデンティファイする以前の飯尾文学については、未だに解明できていない状況である。社会派小説と在日朝鮮人文学との間に位置していた「崔乙順の上申書」のように、アイデンティティ・ポリティックスに還元されず、より世俗的な問題を取り上げてきた飯尾文学の全体像を究明する作業を、今後の課題としたい。

書 評 論 文
Review Articles

中国における高齢者ケアの外部化と家族倫理の再編
――Rose K. Keimig, *Growing Old in a New China* 書評――

The Externalization of Elder Care and the Reconfiguration of Family Ethics in China
A Review of Rose K. Keimig's "Growing Old in a New China"

大竹　美由紀
OTAKE Miyuki
東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctral Student

キーワード
中国　スマート介護　家族ケア　高齢者　親孝行

Keywords
China; Smart Care; Family Care; Elderly; Filial Piety

原稿受理日：2025.12.21.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 267–278.

目　次

1. はじめに
2. 本書の概要と評価
　2-1. 本書の概要
　2-2. 本書の評価
3. 介護の外部化における家族ケア倫理――Keimigの描写を中心に――
　3-1. 施設入居によって保たれる親孝行関係
　3-2. 家族に求められる新たなケアのニーズ
　3-3. 家族とは何か？　血縁の枠組みを超えるケア
　3-4. 介護の外部化がもたらすケアの労働格差
　3-5. 介護の外部化における家族倫理の位置付け
4. 介護のスマート化時代の家族倫理
　4-1. 介護のスマート化と中国家族の挑戦
　4-2. ケアとは何か？　技術×親孝行規範の議論が見落とすもの
5. おわりに

1. はじめに

中国の高齢者介護は儒教に基づいた家族倫理によって支えられてきた。特に、親孝行規範は血の繋がった子供による献身的で情緒的な老親介護を道徳的行為として重んじてきた。こうした家族を基盤としたケア倫理の意識は長い歴史の中で社会に浸透し、中華人民共和国成立後の憲法、婚姻法、老人権益保障法の制定で当然の責任として義務化された。もっとも、高齢者介護の現場を形作っているのは、こうした歴史的背景だけではない。現代中国社会では少子高齢化の進行により、家族機能が弱体化している。そのため、これまで通りの高齢者扶養は維持が難しくなってきている。

そこで、中国政府は1980年代から「福祉の社会化」の概念を提唱し、企業、民間団体、社区コミュニティに向けて高齢者福祉への参加を呼びかけ、老人ホームの建設、社区サービスの整備、介護人材の育成を進めた[1]。また、2013年には国務院が介護分野へのIT技術の活用に触れた意見を公布し、国全体を巻き込み高

[1] 郭莉莉（2017）『日中の少子高齢化と福祉レジーム――育児支援と高齢者扶養・介護』、北海道大学出版会。

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

齢者介護のスマート化への舵取りを開始した[2]。IT 介護の登場には、急速に膨れ上がる要介護者人口に対し、ケアワーカーが著しく不足しているという背景がある[3]。

以上のように、現代中国の高齢者扶養は家族から血のつながらないケアワーカー、そして機械へと委ねられるようになっている。それでは、介護の現場における家族倫理は薄れてきているのだろうか。既存の先行研究では、IT 介護の利便性が家族倫理の希薄化を招く原因になると論じられてきた[4]。しかし、この懸念に対し評者は自身が行った調査に基づいて、介護労働を機械が担うようになったとしても、親孝行や家族愛の価値観は形を変えて生き続けていると考えている[5]。そして、その議論を深めるためには、IT 介護時代の家族倫理が中国社会における介護施設の登場と共に再編されてきた家族倫理の延長線上にあることを踏まえ、その姿を捉え直すことが求められる。

そこで評者は、高齢者ケアの移行期で姿形を変えて残り続ける家族倫理について貴重な示唆を提供する Rose K. Keimig の著作 *Growing Old in a New China*（以下、本書とする）[6] を取り上げる。本書は、中国都市部の介護施設に入居した高齢者視点の経験とその困難の顕在化を主な研究目的としているが、その考察の対象として介護士と家族の存在まで取り込むことで、施設空間における家族倫理の姿を捉えている。本稿は Keimig の著作を取り上げ、第 1 節で本書の概要の紹介と評価を行い、著者の議論を確認する。次に、第 2 節では家族倫理に対する著者の指摘を整理する。最後に、第 3 節ではそれらの議論を踏まえて、介護のスマート化時代における家族倫理の再編について考察する。

2. 本書の概要と評価

本書は 13ヶ月に渡る長期間のエスノグラフィー調査を経て、医療人類学の視座から中国都市部の高齢者をめぐる介護問題の内部を丹念に掘り下げた Keimig の大作である。Keimig は、同研究を開始する 2011 年以前に北京オリンピック選手の調査を行い、中国語（普通語）の習得と中国社会への理解を深めた。その後、彼女は 2013 年から 2015 年の間に中国昆明の介護施設 Jade Hills を 60 回訪問し、72 人のインタビュー調査と参与観察を実施し、中国都市部の高齢者が日常的に抱える感情、身体、社会の困難などを明確に描写してきた。調査者本人も自身の母親が脳幹卒中で倒れ、家族として介護に直面したことがあり、その経験を考察に織り交ぜている。そのため、著者は単なる観察者ではなく自らもケアに向き合った当事者として、調査対象者の繊細な心の動きや行動の核心を見逃すことなく拾い上げられている。

2-1. 本書の概要

本書の出発点は、中国の介護問題をめぐる

[2]「物のインターネット（IoT）などの技術・手段を利用」について言及している箇所がある［国務院（2013）「国務院関於加快発展養老服務業的若干意見」中華人民共和国中央人民政府、https://www.gov.cn/zwgk/2013-09/13/content_2487704.htm 最終閲覧日 2025 年 12 月 19 日］。

[3] 上海のコンサルティング会社 iResearch の調査（2023）によると、2021 年における高齢者介護施設等の病床数は 813.5 万床であるのに対し、養老護理員（日本の介護士に相当）の人数は 32 万 2000 人にとどまっている［iResearch（2023）報告 2022 年中国商業養老服務市場発展研究報告 https://k.sina.cn/article_1796217437_6b101a5d019015dxt.html?from=tech 最終閲覧日 12 月 17 日］。

[4] 例えば、［王健と林津如（2019）「護理机器人補位子女養老的倫理風険及其防範」『道徳与文明』第 3 期、天津社会科学院中国倫理委員会、pp. 131-137］［李婷婷（2024）「助老机器人沖撃孝養倫理的対策研究」『錦州医科大学学報（社会科学版）』第 22 巻、第 3 期、錦州医科大学学報雑誌社、pp. 23-26］［遠改（2022）「智能养老護理机器人的倫理反思与建議」『医学与哲学』第 43 巻、第 13 号、中国自然弁証法研究会、pp. 47-51, 56］など。

[5] 大竹美由紀（2025）「ジェロンテクノロジーの使用と親子の孝行関係から見る家族介護の限界──広州市海珠区の一家庭を事例に──」『言語・地域文化研究』第 31 号、東京外国語大学大学院、pp. 87-104。

[6] Keimig, Rose K.（2021）. *Growing Old in a New China*, Rutgers University Press.

議論が子供世代の視点ばかりを重点的に取り上げてきたことに対する著者の懸念である。その傾向により、高齢者の存在は単に家族の調和を乱す源として捉えられてきた。著者はこの課題を超えるため、高齢者の視点に研究の焦点を当て、現代における中国都市部の高齢者像を正確に捉えることを試みた。同調査の対象となった高齢者らは主に、1930～60年代[7]に生まれた世代である。

本書の構成は次の通りである。

序章
第一章 Filial Children, Benevolent Parents
（孝行な子供と、慈愛的な親）
第二章 Bodies in History, Embodied Histories
（歴史の中の身体と身体化された歴史）
第三章 Place and Space, Rhythm and Routine
（場所と空間、リズムとルーティーン）
第四章 Entanglements of Care
（ケアのもつれ）
第五章 Care Work（ケア労働）
第六章 Chronic Living, Delayed Death
（慢性的な生と遅らされた死）
終章

以下、本書の概要を紹介する。

序章では、現代の介護現場における高齢者の姿を丁寧に捉えるため、高齢者世代が辿ってきた歴史を振り返った上で、本書全体の論点と射程範囲を読者と共有した。まず、Keimig は高齢者らが国家発展の過程で生じた問題のしわ寄せを受けてきた世代であることを示した。そこでは、彼らが社会主義経済の下ほとんど報酬を得られない状態で労働する現役時代を過ごし、市場改革による社会保障の解体と同時期に退職を迎えたことに触れた。また著者は、一人っ子政策の導入、経済成長時における不平等な富の分配、女性労働者と出稼ぎ労働で実家を離れる人口の増加による同居世帯の減少などが、高齢者世代の介護問題を一層深刻にしていると言及した。そこで本書は、社会が個人の人生に与える影響から、老い、介護、そして死ぬということに対する高齢者の視点を読み解く必要性を説いた。その上で著者は、高齢者扶養の古い理念と哲学が生み出す緊張関係、歴史の身体化、空間の場所化[8]、被介護者と介護者の駆け引き、ケア資源、死に関する生命倫理を議論の射程範囲として設定した。

第一章は、儒教の親孝行規範を用いて親子関係の力学を説明し、家族との調和を保つために貢献する能動的な現代高齢者の姿を浮き彫りにした。著者は高齢者の施設への入居選択について、儒教的な家族倫理と慣習の要である「親孝行」概念と矛盾していると指摘し、その再解釈を行った。本章の議論はまず、従来の親孝行規範が権力的な親と従属的な子供の関係を規律していることを確認した。その正当性は、子供がこの世に生を受けたことで親からの愛情と恩恵に対し一生かけても返しきれない負債を抱えているという相互関係の理論からきている。しかし、Keimig は市場経済への移行がその儒教道徳に基づいた不平等な親子関係を等価交換の関係に書き換え、低賃金しか得られなかった高齢者の立場を苦しくさせていると言及した。実際に調査では、高齢者が自分の子供に頼らざるを得ない罪悪感を口にし、いかに依存しないかをプライドにしている様子が見られた。著者はそれを、現代の親子間の不均衡な関係において調和を取り戻そうとする高齢者側の努力の表れとして捉えた。

[7] 1930年代生まれ（30後）は建国前世代、1940年代生まれは建国当初世代、1950年代生まれは若くして大躍進と文化大革命を経験した世代、1960年代生まれは若くして文化大革命の末期を過ごした世代である。
[8]（Place-making）文化人類学の分野で、物理的な空間が人々の活動や意味づけを通じて「場所」へと変容していくプロセスを指す。

第二章は、中国社会の歴史的イベントが高齢者個人の身体にアイデンティティを刻み、老後の生活に影響を及ぼし続けていることを示した。この議論では、60歳以上の高齢者を1949年以前の世代と文化大革命時代の世代に分け、高齢者の行動と当時の社会的及び政治的圧力の関連性を明示化している。Keimigはその一例として、Yang Lingとその夫を取り上げた。Yang Lingは夫の認知症の原因を、若い頃から共産党員として真実を話してはならないという過剰なストレスを受けてきたからだと説明した。それを踏まえて著者は、高齢者が現役時代に受けた傷が、高齢期のハードルになっていると解釈した。しかし一方で、同調査では改革開放以降のケア責任の個人化と家族から自立した生き方を受け入れ、新しい時代に適応しようとする高齢者の姿も映し出した。

第三章は、介護施設の運営に対する社会的・政治的支援体制の不備が、入居者の身体的及び精神的自由を制限する根本的な原因であることを突き止め、その過程を明らかにした。Keimigは「空間」が人々の生き方や関係性を映し出していると考え、計8施設を対象にどのような介護現場が創り出されているかを観察した。その結果、介護施設の「空間」で管理者側が安全面や業務の都合を理由に入居者の生活リズムを支配し、自由を制限している実態を明示した。著者は、介護施設への適切な公的支援の欠如が、第一に経営者による利益率の向上を目的とした低コストの運営を促し、その次に介護現場の資源不足と介護士の重労働を招き、最後に入居者の生活の不自由をもたらすという構造的な負の連鎖を作り出す原因になっていると論じた。

第四章では、中国におけるケア概念の定義が介護の担い手の多様化により変化してきていることを示した。この章で著者は、主なケア労働者が長男の嫁から、血縁の子供と配偶者、高齢者自身、ボランティア、同じ施設の入居者と幅広くなってきたことを明確にした。その上で、現在の高齢者ケアは関係の親密さを重視した儒教の概念を超えていると述べた。

第五章では、Attention Energyという概念を用いて、介護士への過度な重労働がケアの質の低下を招いていることを指摘した。Keimigは、ケア提供者の注意力資源Attention Energyがどれだけケアの対象者に注がれているのかによってケアの質を決めると言及した。実際の現場で介護士は多くの仕事を抱えているためAttention Energyを分散してしまい、結果的にケアの質の低下を招く事態に陥っていた。それに対し、入居者とその家族は友好的な態度や少額チップの手渡し、贈り物をするなど、介護士のAttention Energyを引き出しケアの質をコントロールする術を持っていた。

第六章は、高齢者の描く「理想的な死」の実現が現代医療の生命倫理と施設死の一般化によって阻まれてしまっていることについて論述した。「理想的な死」は、家族との深い絆を保ったまま亡くなるという中国哲学の考え方と結びついている。しかし、死を医療の失敗と捉える現代の生命倫理によって高齢者は死が見えないまま非生産的な身体を抱えて生きていかなければならなくなった(Chronic Living)。また、高齢者の施設入居は家族との良好な関係維持を難しくさせている。さらに著者によると、患者本人への余命通知は死の話題をタブー視する家族によって止められてしまい、高齢者の死に対する準備が阻害されてしまっている。

Keimigは以上の議論を踏まえ、ケア現場で調和を保とうとする高齢者の主体性と貢献を可視化した。しかし同時に、同議論は急激に変化する中国の介護環境が抱えるモラル危機を浮かび上がらせた。著者は、高齢者が置かれた立場を半球徐波睡眠(交互に片目を開けて眠る睡眠様式)と例えた。これは、野生動物が

捕食リスクを避けるために備えた能力だが、群れの中心部で休息を取る場合に両目を閉じることもある。そのように集団社会が充分発達しなければ、その集団に所属する個体は安心して“両目を閉じて”生活することができない。

2-2. 本書の評価

本書が登場するまで、中国の高齢者をめぐる家族関係や国家政策、健康観や介護実践などに関する研究は、社会学と人類学の分野において蓄積されてきた。その後2010年代には、民間の介護施設という新しい現場が登場し、都市化と高齢化がもたらす伝統と現代のせめぎ合いが鮮明になった。Keimigの研究は中国の高齢者介護研究においてそうした変化を捉え、施設を対象に長期間の参与観察を行い、入居者の日常生活を描くという点で新規性を有していると言える。

まず、興味深いのは本書全体の議論が介護施設を対象にしているにも関わらず、家庭内の親子関係を司る親孝行規範の分析から始まるところである。この出発点は、中国の人々の精神に根付く高齢者ケアの倫理を明確に捉えた上で、第一章以降における人間の内面性の深さ（Depth of Personhood）を中心とした議論への舵取りを可能にしている。

次に、同研究の分析は介護の場が家族から施設へ移行していく過程において、変化に直面した高齢者と周囲の関係者が価値観を再構築していく姿を見事に浮かび上がらせている。その手法において特筆すべき点は、高齢者の視点を社会変動の歴史や中国哲学の文脈から紐解き、高齢者の行動と思考を形作る要素とプロセスを明確に示したところにある。こうした丁寧な分析により、Keimigは「扶養される側」という伝統的な親孝行規範のイメージに隠されてしまっていた高齢者の主体性と貢献を可視化することに成功している。その主体性と貢献とは、高齢者が家族と介護士との調和関係を保つために不満や欲求を自ら能動的に抑制し、ケア提供者のAttention Energyをコントロールする術を身につけ、安穏な介護生活を手に入れるために現場の一員として参加してきた努力を指す。新たに提示されたこの視角は、現代社会を生きる高齢者像の定義に重要な示唆を与えている。

ただし、本研究は高齢者像の分析において、一部の当事者の語りに依拠しがちである。調査対象者の語りや行動は、コーピングや自己正当化などの心理的要因が動機になっている可能性がある。そのため、高齢者らの心理的抑制を主体的と捉えるKeimigの考察には高齢者らの心理面を深掘りする余地がある。さらに、その検討には国家やメディアの印象操作を受けている可能性も考慮に入れる必要がある。本来、親孝行規範は子供が親へ恩返しするために自ら進んで親孝行をする姿勢を評価するものであり、その行為自体を義務としていない。しかし、国は1982年の中華人民共和国憲法、1980年の中華人民共和国婚姻法、1996年の高齢者権益保障法を通して、親孝行規範の義務化を行なった。こうして義務化された老親扶養はメディアを通して現代中国社会に浸透し、個人の生活に大きな影響を与えている。高齢者らはほとんどが建国後の世代であるため、彼らの親孝行規範に対する解釈の仕方と、国による高齢者政策との関連性も明確にされるべきである。

三つ目に、本書は伝統と現代の交錯地点で生まれる道徳的危機を暴き出し、高齢者の置かれた立場について重要な問題提起を行なっている点で評価できる。その方法として、本研究は社会変化の影響、人々の価値観と立場などが複雑に絡み合った介護現場を一つひとつ解きほぐす作業を行っているため、現代中国が抱えている医療と介護のモラル危機の輪郭を

くっきりと示している。その上、本書の議論はその原因を①施設内における経営者、介護士、高齢者、家族の間に存在する対立関係と、②地域特有の哲学観と現代医療の倫理観の対立の二点に絞り、社会制度と個人の価値観の間の齟齬に求めた。この見解は、中国地域におけるケア倫理に関する議論に対し有益な知見を与えている。

とはいえ、本研究は昆明の民間施設を中心に調査を行なっているため、提示された道徳的危機が中国都市部の状況を代表するものでないことに留意が必要である。確かに、都市部の介護施設は介護現場での伝統と現代のせめぎ合いを観察するという著者の目的に適した実験場である。しかし、中国国内の各都市部にはその地域の地方政府が定めた介護施設や高齢者支援に対する方針、政策、規制があり、それぞれ政策の特色も異なる。そのため、高齢者が置かれた立場は住んでいる地域の環境、支援状況、健康状態によって個人差が存在し、それらの差異を考慮した議論が必要になってくる。

3. 介護の外部化における家族ケア倫理――Keimig の描写を中心に――

本書において、Keimig は度々中国の介護施設で見られる親孝行規範と親子関係の変化、入居者家族の役割について言及していた。これらの記述は、評者が冒頭で触れた「介護労働を機械が担うようになったとしても、親孝行規範と家族愛は形を変えて生き続ける」という見解に対し、重要な手がかりを提供している。そこで、本節では著者の施設入居者の家族に関する描写を抽出し、介護の外部化における家族倫理の位置付けについて論じていく。

ここでいう介護の外部化とは、家族内で担われてきた高齢者介護が施設や市場、機械に委ねられることを意味する。この家族による介護の外部委託は、必ずしも家族の高齢者ケアに対する関与が無くなることを意味しているわけではない。介護を外部委託した家族について、多くの先行研究は家族のケア負担が軽減されている効果を認めつつ[9]、家族が関与の形を変えて高齢者介護に参加し続けているという立場にある[10]。中国家族も、従来の研究が示してきた入居者家族の姿から逸脱していないように見える。しかし、中国の入居者家族を対象にした既存研究は、その介護関与について親孝行概念を用いて説明するという特徴を持っている。例えば、Zhan らの研究は 2008 年から 2009 年の期間に南京の介護施設を対象とした定性的及び定量的データを収集し、老親が施設に入居してもなお親孝行規範から解放されることなく介護に関与し続ける子供の姿を浮き彫りにしている[11]。

それらの研究と比べ、Keimig の著書はさらに介護施設における家族介護に踏み込み、現代中国社会における親孝行規範の再編を捉えている。以下の議論では、評者が本書の家族介護と倫理に関する描写で重要と思われるポイントを四点に整理する。

[9] 例えば、[Bookman, Ann and Delia Kimbrel（2011）. “Families and Elder Care in the Twenty-First Century”, *The Future of Children*, Princeton University, vol. 21, Issue.2, pp. 117-140.] や、[Estevez-Abe, Margarita and B. Hobson（2015）. “Outsourcing Domestic（Care）Work: The Politics, Policies, and Political Economy”, *Social Politics: International Studies in Gender, State and Society*, vol. 22, Issue.2, pp. 133-146] など。

[10] 例えば、[Epp, Amber M. and Sunaina R. Velagaleti（2014）. “Outsourcing Parenthood? How Families Manage Care Assemblages Using Paid Commercial Services”, *Journal of Consumer Research*, vol. 41, Issue.4, pp. 911-935] や、[Ris Irene, Schnepp W. and Mahrer R. Imhof（2019）. “An Integrative Interview on Family Caregivers’ Involvement in Care of Home-Dwelling Elderly”, *Health & Social Care in the Community*, vol. 27, Issue.3, pp. 95-111] など。

[11] Zhan, Heying Jenny, Zhanlian Feng, Zhiyu Chen and Xiaotian Feng（2011）. “The Role of the Family in Institutional Long-Term Care: Cultural Management of Filial Piety in China”, *International Journal of Social Welfare*, vol. 20, Issue.1, pp. 121-134.

3-1. 施設入居によって保たれる親孝行関係

一つ目に、現代の親孝行規範が高齢者に対し施設入居を選択する理由になり得ることである。そもそも、老親の施設入居は親孝行規範の枠組みにおいて「親不孝」と見做されるはずである。しかしKeimigによると、施設への入居を選択する高齢者の多くは、自ら施設入居を選択している。さらに、彼らはいかに子供に依存しないかを重視し、子供に対する要求を意識的に抑制する姿勢を見せている。その本書における代表的な描写は、第一章で登場したGrampa Zhangのケースである。彼は子供の反対を押し切り自ら介護施設への入居を選択し、その理由を「liberate his children（子供を自由にさせたい）」（p. 35）と語った。こうした態度についてKeimigは、毛沢東時代以降の家族制度の変動や市場経済化による親子間の経済的・社会的力関係の変容が、子供への依存に対する親の罪悪感を生んだと説明している。評者は、Keimigの解釈が現代中国社会にまで生き残り続けた親孝行規範の存在を前提にしていると捉えている。つまり、親が子供に対して抱く罪悪感は、現実社会の困難と理想規範の間に生じる矛盾によってもたらされている。この矛盾を調整し、親子間の不均衡な関係のバランスを保つために、高齢者は子供への要求を抑制し、過度な依存を避ける努力を重視するようになる。本書が示すその実践は、介護施設への入居である。

老親の入居後、子供は度重なる訪問やより良いケア環境を確保するために労力を割くことで、親孝行規範を果たそうとする。それらの労力は、食事を持ってくる、衣服を洗濯する、経営者や介護士と親密に接し、親のケアの質を高めようとちょっとしたプレゼントやチップを渡すなどの行為に表れる。そうすることで、親が介護施設に入居したとしても、子供は老親介護に対する主体性を持っているという感覚を抱くことができる。これらの行為は、本来の扶養に比べると負担が軽減されている。しかし、それが訪問時のケアの集中を可能にさせ、親孝行規範の実践に伴う心理的ハードルが下がる。したがって、子供が親孝行規範を履行するためには、高齢者の施設入居がむしろ有効な条件となり得る。

以上のように、施設入居は高齢者とその家族の親孝行規範に基づいた関係を維持するために選ばれる現実的な選択であり、新しい親子関係の様式を再構築する基盤となりうる。

3-2. 家族に求められる新たなケアのニーズ

二つ目に、親孝行規範の形が変化していく中で、高齢者ケアの本質的なニーズが「関愛」にあることである。「関愛」とは、相手に対しケアの意志と関心を抱いている姿勢を見せていることである。たしかに、施設入居者のほとんどは子供に対して過度なケア負担をかけたくないと考えている。しかしそれは、子女らが自分に対し無関心でいて欲しいというわけではない。本書には、Keimigが入居者に対し「一番求めているものは何か?」という質問をしたところ、一人の女性が「Guanxin me!（私に関心を寄せてくれること!）」と答え、他の入居者がそれに賛同するという描写があった（p. 98）。また、高齢者の死生観に関する調査では、彼らが家族との深い絆を求め続けていることがわかっている。こうした関愛は、子供による電話と訪問によって表現される。とはいえ、一部の高齢者は子供の訪問があったすぐ後に電話をかけ、次の訪問を急かすことがある。こうした行為は、高齢者の家族との繋がりと愛、優しさを求める強い願望を映し出している。高齢者の施設入居に伴い、家族は物理的なケア労働の負担から徐々に解放されつつある一方で、情緒的サポートにおける役割の重要性が増大している。

3-3. 家族とは何か？　血縁の枠組みを超えるケア

三つ目に、親孝行規範の影に隠れていた配偶者と血縁以外のケア労働者による「家族」ケアの存在である。親孝行規範は、中国社会において子供が理想的な介護者であるというイメージを植え付けてきた。そのため、家族介護を担う配偶者は過小評価されてきた。Keimigによると、介護施設の大多数が認知症ケアに対応していないため、認知症患者に対するケア労働は一緒に入居してきた配偶者によって主に担われている。そして、その配偶者の多くは妻、女性である（p. 100）。

また、家族以外の介護士や家政婦が「家族」として高齢者ケアに従事することもある。Keimig の聞き取り調査では、介護士が高齢者に対し家族のように振る舞うよう心がけていると答えている場面がある（p. 110）。この回答はおそらく、人々が構想する理想的なケア行為が、儒教的な家族倫理の延長線上に位置付けられていることの現れである。本書に登場する病院介護士の Mr. Wang は、患者を自らの家族同様に位置付けて介護を行っているため、自分の仕事を「孝」であると解釈している。確かに、農村出身者が多い介護士と彼らを雇う比較的裕福な都市部の被介護者の関係構築には、教育格差による齟齬や不信感などのハードルが存在する。それでも高齢者の一部は家族外部者であるという事実を乗り越え、実子以上に身近な存在として支えてくれる介護士に対し、子に抱くような情愛を寄せる場合がある。

多くの先行研究において、中国の家族介護は親孝行規範の枠組みで解釈されている。しかし、その枠組みは実子以外による家族と家族同然のケア労働者を周縁化し、不可視化してきた。介護者が多様化し血縁のつながり以外の人々が介護の主な担い手になることで、現代の高齢者ケアは既に親孝行規範の枠組みを超えてきていると言える。ただし、介護実践の現場では良いケアが被介護者と家族のような絆を構築することだと捉えられている点で、親孝行規範は理想像として生き続けている。

3-4. 介護の外部化がもたらすケアの労働格差

四つ目に、老親介護を担う能力がない子供の存在である。親孝行規範の概念を用いて家族介護を解釈しようとする研究では、それを実践している子供に焦点が当てられる。しかし、Keimig は高齢者の視点を中心に拾い上げることで、子供からの支援を受けられない高齢者の姿を捉えることに成功している。例えば、Uncle Wan は自分の娘が施設入所にかかる費用を支払うことができず、失踪したことを話している（p. 140）。また、ある女性は自分の子供が自分を扶養する能力があると思えず、施設入居を選んだと発言している（p. 41）。

では、子供は親を扶養できないことを理由に、親不孝としての責任を負うべきなのか。儒教の倫理的側面だけを強調して捉える場合、子供は親不孝として道徳的非難を受けやすい傾向にある。しかし、現代社会における扶養能力は個人の努力や意志だけでなく、雇用環境、社会保障制度の不備といった外的要因に大きく左右される。Keimig によると、脆弱な保険制度のため、介護施設への入居にかかる費用は主として個人の支払い能力に依存している。

介護の外部化は、家族が親孝行規範を維持するための一つの手段になり得るが、その利用には家族の経済力が不可欠である。したがって、親孝行規範の遂行は子供の意志や態度だけでなく、経済的条件に強く依存する。この構造は、経済力のある家族とそうした資源を欠く家族との間に、親孝行規範の実践に投じられるケアの労力の格差をもたらす可能性がある。もし、倫理的評価を得るために必要とされるケアの労力が家族の能力を超過した場合、高齢者

ケアは機能不全に陥る。それを避けるためには、親孝行規範の強化を掲げる国家が家族介護の支援及び介護費用を補完する社会保障制度を整備していく必要がある。

3-5. 介護の外部化における家族倫理の位置付け

親孝行規範を基盤とした家族倫理は、介護の外部化によって新しい局面を迎えている。施設入居者とその家族は高齢者ケアの外部委託と共存するために、親孝行規範の精神を用いて自分たちが置かれた状況を解釈し直している。彼らにとって介護施設は親孝行規範の遵守を可能にする新しい親子関係の形態であり、自分達の倫理的な正当性を損なわないために、介護士が存在しても子供は入居した老親への関与を継続する努力を払う。それは結果的に、家族に課される労働を物理的支援から情緒的支援へと転換させ、家族介護のあり方を変えた。そうした介護実践における家族の再解釈を通して、親孝行の規範自体も新しい手段に順応する形で変質してきている。

それでも変わらないものとして、高齢者介護の実践には子供によるケアが理想図として根強く残っている。既に述べたように、血縁関係にない介護士は、外部者というレッテルを乗り越えて被介護者と家族同様の関係を構築することが良いケアにつながると考えている。このように、介護の外部委託が選択肢として登場し、子供以外のケアの担い手が多様化しても、家族倫理観は理想的な介護の指針として存続し続けている。

現実の介護実践は社会経済の急激な変動に伴い、確実にその姿を変えてきている。しかし、その新しい状況に適応するには親孝行規範というハードルが存在する。老親介護に直面した家族は親孝行規範という理想に振り回され、その枠組みで高齢者ケアの問題に対応しなければならない。この規範は高齢者に安心感や精神的支えを提供できる一方で、家族の介護に割ける余裕と労力がその重圧に耐えられなくなると被介護者の生活そのものが安易に破綻してしまう諸刃の剣でもある。

4. 介護のスマート化時代の家族倫理

上記では、Keimig の描写を基に、老親介護の施設委託という手段に対し、家族倫理の規範を遵守できる形で適応しようとする家族のケア実践が浮かび上がった。

中国の高齢者介護は施設以外に、地域コミュニティ（社区）や家政婦の雇用などの外部委託先の選択肢が広まっている。しかし、高齢者ケア現場は依然として介護人材の不足という課題を抱えている。そうした状況を打開するため、中国の高齢者介護は IT 技術を取り入れることで、ケア労働を効率化する方向へと動いている。

4-1. 介護のスマート化と中国家族の挑戦

中国において IT 技術を活用した介護は「智慧養老（スマート介護）」と呼ばれている。まず初めに IT 介護を提唱したのは、2007 年当時、中国建築業協会の智能建築分科会副会長だった胡黎明と王東偉である。彼らは「新型デジタル化による在宅介護と社区の解決案（新型数字化居家式养老社区解决方案）」で、高齢者ケアを支える IT 活用の可能性を提示した[12]。その後、IT 介護は 2012 年に全国老齢事務所によって公式的に取り上げられ、2013 年国務院により初めて政策文書へ明記された[13]。スマート介護という言葉は 2017 年民政部の「スマート健

[12] その時点では、IT 介護は智慧養老ではなく、数字化养老と呼ばれていた［胡黎明・王東偉（2007）「新型数字化居家式养老社区解决方案」『智能建築』第 11 号、p. 2］。

[13] 国務院（2013）「国務院関於加快発展養老服務業的若干意見」中華人民共和国中央人民政府、https://www.gov.cn/zwgk/2013-09/13/content_2487704.htm 最終閲覧日 2025 年 12 月 19 日。

康養老産業発展行動計画（智慧健康養老産業発展行動計画）」が正式に採用し、現代社会に広まっていった。2021年にスマート介護は第十四次五カ年計画に組み込まれ、国家発展の重点分野として認識されるようになる。

以上のようにスマート介護の提唱から政策立案まで振り返ると、その概念は産業の文脈で使用され、介護の効率化とサービスの向上を目的としている。すなわち、中国政府の掲げるスマート介護は、福祉というより新興ビジネスとしての認識が強い。介護を必要とする高齢者人口の増加とシルバー市場の拡大は、中国の停滞した経済を打破する可能性を秘めている。そして、そのIT介護ビジネスのメインターゲットになると考えられているのが家族介護である。中国のシンクタンク企業である中商産業研究院が2025年9月に公表した報告によると、国による高齢者介護の方針「9073養老モデル」[14]の影響を受け、スマート介護を利用しているケア現場の52.9%は在宅介護となっている[15]。これは、他の地域コミュニティや介護施設での利用と比べて明らかに大きな割合を占めている。そうした在宅介護は、老親ケアを行う家族現場であることが多い。また、中国の高齢者が未富先老[16]の影響により低所得水準のまま定年退職を迎えていることを鑑みると、IT介護ビジネスの重要な買い手は、老親のためにIT機器を購入する親孝行意識を持った子女らである[17]。こうした点で、中国のIT介護と親孝行規範は相互的に関わってくる。

中国家族の立場からすると、IT介護は老親ケアの実践と再解釈における新たな試練である。特に、機械が介護現場にもたらす利便性や倫理的課題を抱えるという点で、家族はIT機器を利用した老親ケアが親孝行規範に反していないという正当性を担保するための再解釈に迫られている。

4-2. ケアとは何か？　技術×親孝行規範の議論が見落とすもの

IT機器を利用した家族介護について、中国における多くの先行研究は機械の利便性が子女らの親孝行意識を弱めるかもしれないという倫理的危機を提起してきた[18]。しかし、Keimigの描写が示唆しているように、家族は親孝行規範の実践と解釈を変えて新しい介護スタイルに適応してきた。そのため、IT介護の登場が家族の親孝行意識を弱めるとは考えにくい。むしろ、在宅介護におけるIT機器の存在価値は親孝行規範の実践と再解釈によって決められる。これらの議論を技術社会論の枠組みで整理すると、IT介護機器という技術が親孝行規範という価値観を弱めるという技術決定論と、IT介護の意味は家族が持つ親孝行規範の価値観によって構成されるという社会構成主義の、対立する二つの立場が浮かび上がる。

しかし、以上で挙げられた倫理的議論は親孝行規範に焦点を当てているため、子女によるIT機器の利用が老親の管理を強め、高齢者の自己決定権を侵害する危険性を見落としている。現代中国の親孝行規範は、子供が老親介護の責任を一身に背負っているため、在宅介護の現場における子供の発言権を強化する。また、親孝行規範の価値観が意識に擦り込まれている高齢者にとって、子供は安穏な老後生活に欠かせない存在である。そのため、親孝行規範

[14] 介護を必要とする高齢者人口の90%は在宅で、7%は地域コミュニティで、3%は施設でケアするという考え方を指す。

[15] 中商産業研究院（2025）「2025年中国智慧養老行業市場前景予測研究報告」中商情報網 https://www.askci.com/news/chanye/20250930/094332275919661131844528.shtml 最終閲覧日2025年12月19日。

[16] 経済的に未成熟な状態で高齢化が始まることを指す。

[17] 胡揚名・袁玉加（2024）「子女願為父母的智慧養老買単嗎?其於代際支持理論和計画行為理論的分析」『広西師範大学学報』（哲学社会科学版）第60巻、第5期、pp. 34-51。

[18] 例えば、王健・林津如（2019）「護理机器人補位子女養老的倫理風険及其防範」社会熱点探析、pp. 131-137。

の文化圏にある介護家庭では子供の意見が反映されやすい。すなわち、子女と老親の親孝行関係とは、管理する側と管理される側の関係を示す。

IT 介護は、親子間の支配関係を一層明確にする。西洋社会を中心に先行研究は、高齢者の安全確認や見守りを目的としたカメラやセンサー等の使用が、高齢者を監視することでケア現場を自由のない牢獄へと変えてしまうことを問題視してきた[19]。これは、在宅介護も例外ではない。Berridge and Grigorovich（2022）[20]は見守り機器を使用した在宅現場を対象に、老親の保護を優先する家族と自由を脅かされていると感じる高齢者のそれぞれの視点を並べ、IT 介護に対する親子間の認識のずれを明らかにしている。これらの研究が示しているように、IT 介護はケア提供者が安心や効率的な管理方法を得るための手段と化しやすい。中国家族による親孝行規範の実践と再解釈は、ケア提供者にとって都合の良いように書き換えられるため、高齢者への抑圧を曖昧にする可能性がある。

介護は本来、高齢者のためのケア行為である。IT 介護もまた、家族の都合だけでなく、ケアの受け手である高齢者自身の意思と自己決定権を配慮していく必要がある。村上（2021）[21]は著書『ケアとは何か』で、ケア行為の基本を被介護者の気持ちに寄り添って行うことにあると主張している。その核心は「共感」「相互理解」「情緒的な支え」といった人間的な要素である。IT 機器という新しい技術と介護スタイルに適応していく上で必要なのは、親孝行規範の実践と再解釈だけでなく、誰のためのケアなのかという本質に立ち返ることである。

5. おわりに

本書は、初めて中国の民間の介護施設を対象に長期のエスノグラフィー調査を行った研究である。その新規性は、施設に入居した高齢者の視点から彼らの老いと介護の経験を捉えようとする試みにある。そうした調査を経て、著者は高齢者が介護環境の急激な変化を受けながらも、親子関係のバランスや介護士に配慮する彼らの主体的な姿を浮き彫りにした。また、Keimig は社会変動や中国哲学の観点から介護施設における伝統と現代のせめぎ合いで引き起こされる高齢者の困難と道徳的危機を抽出することに成功している。彼女の研究で示された現場の高齢者像とモラル危機は、中国の人々が介護の外部化という局面に適応するために行う価値観の再編とその努力とに密接に関わっている。特に、中国の介護外部化における親孝行規範との矛盾点を指摘し、共存しているプロセスを解明した点で、Keimig の研究は他の研究と比べて一歩踏み込んだ洞察を得ている。

評者は、本書の介護施設における親孝行規範の形、それをめぐる親子関係、家族の役割、ケア労働者の行動、老親介護で葛藤する子供の姿などの描写を通して、スマート介護時代がもたらす家族倫理の再編を捉える際に貴重な示唆になると考えている。現代中国の高齢者ケアが介護のスマート化という新しい局面を迎えている中、人々はその状況に併せて自分の置かれた立場を再解釈し、適応していかなければならない。その時、根強く残っている親孝行規範はいかに再編され、道徳的危機を内包しているのかといった倫理的検討が求められている。その研究過程で、本書の描写とそこから導

[19] 例えば、Mortenson, W. Ben, Andrew Sixsmith and Ryan Woolrych（2013）. “The Power（s）of Observation: Theoretical Perspectives on Surveillance Technologies and Older People”, *Aging and Society*, vol. 35, Issue.3, pp. 512-530.

[20] Berridge, Clara and Alisa Grigorovich（2022）. “Algorithmic Harms and Digital Ageism in the Use of Surveillance Technologies in Nursing Homes”, *Frontiers of Sociology*, vol. 7, pp. 1-20.

[21] 村上靖彦（2021）『ケアとは何か――看護・福祉で大事なこと』中公新書。

き出される知見は、重要な指針となる。

研究ノート
Research Note

ヴァイマル期ドイツにおける社会的弱者と社会回勅
――『クァドラジェジモ・アンノ』の分析より――

The Socially Marginalized in Weimar Germany and the Social Encyclical: An Analysis of "Quadragesimo Anno"

照井　美優
TERUI Miyu
東京大学大学院総合文化研究科博士課程
University of Tokyo, Graduate School of Arts and Sciences, Doctoral Student

キーワード
カトリック　ジェンダー　社会的弱者　社会回勅　ドイツ

Keywords
Catholic; Gender; The Socially Marginalized; Social Encyclical; Germany

原稿受理日：2025.12.23.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 281–292.

目　次

はじめに
1. ヴァイマル期ドイツの社会的文脈
　1-1. 失業、貧困、社会不安
　1-2. 社会政策と国家介入
　1-3. 女性労働者の増加、家族の変容
2.『クァドラジェジモ・アンノ』の応答
　2-1. 社会秩序への危機認識
　2-2. 補完性原理と国家批判
　2-3. ジェンダー／社会的弱者という観点からの批判的検討
3. ヴァイマル期ドイツ社会との関係
　3-1. 成立におけるドイツ社会思想の影響
　3-2. 労使関係、社会主義批判
　3-3. カトリック社会運動
おわりに

はじめに

2025年5月8日、ロバート・フランシス・プレヴォストが新教皇に選出された。同年4月の教皇フランシスコの帰天に伴って始まったコンクラーベ（教皇選挙）は、4回目の投票で決着がついた。

新たに教皇に選出された人物は、自分で教皇名をつけなければならない。プレヴァスト氏が自らの教皇名として選んだのは、「レオ14世」だった。「レオ Leo」は伝統的な教皇名だが、彼は「レオ13世」を念頭に置いて命名したことを、次のように語っている。「わたしは何よりもまず、最初の偉大な社会回勅『レールム・ノヴァルム』（Rerum novarum）の教皇である、レオ13世のことを考えながら自分の名前を選びました。わたしたちが生きている時代の転換期において、聖座は、とりわけ労働の不当な条件や、ますます社会の分裂と対立を招いている多くの不公平と不正に対して自ら声を上げずにいることはできません。富と貧困が大陸、国家、また個々の社会の中で深い溝を作り出している世界的な不平等を解消するために努力しなければなりません」[1]と。

[1] "教皇レオ十四世、外交使節団との会見での挨拶" カトリック中央協議会, 2025-05-19. https://www.cbcj.catholic.jp/2025/05/19/32520/（最終閲覧 2025-09-29）

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

新教皇が語るように、レオ13世（在位1878-1903）は、工業化が加速していた当時の社会を憂慮し、労働者などの社会的弱者に寄り添った人物として知られる。先代ピウス9世が「謬説表」を発表して、近代的諸概念との対立姿勢を明らかにしたのに対し[2]、レオ13世は、回勅『レールム・ノヴァルム』（1891年）（以下、RN）をもって、自然法に則りつつ近代社会に一定の理解を示した。この回勅は、社会問題に向き合う姿勢やその解決策を模索した初のカトリック社会回勅であり、カトリックにおける近代社会への認識を刷新させたと言える。これ以降、現代に至るまで、歴代教皇は定期的に社会回勅を発表してきた。

社会回勅の内容は、その当時の社会的問題の状況によって規定される。具体的には、①人間の共同生活における経済的・社会的・政治的な混乱、②人権侵害や正義・連帯の蹂躙、③独裁や全体主義による弊害の兆候や現実化、④新たに発生した問題に対する関心や責任感の欠如、以上のような問題に直面した際に社会回勅は作成・公布される[3]。社会回勅においては、個人と社会の調和、連帯と補完性原理、経済的生産工程の参加者間（資本家－労働者）の公正、私有財産の権利、国家が保障するべき共同善といった命題が核をなしている。

社会回勅は前例のない新たな危機に対応するため近代社会に一定の理解を示したという点で、革新的な側面を持っている。他方で、現代の視点から見ると保守的な要素も多分に含んでおり、こうした伝統的な土台には「自然法」が存在する。自然法は神の意思の表れであると解釈されており、キリスト教を規定している[4]。教会離れや世俗化が進行していた19世紀・20世紀においても、必ずしも時代の潮流に合わせるわけではない、カトリックの宗教たる根強い所以を自然法に見出すことができる。社会回勅では、社会秩序を維持する手がかりとして自然法が用いられている。

社会回勅については、主に社会教説の歴史的系譜や教義の神学的解釈を示す研究がなされてきた。アントン・ラウシャーは、教会における社会回勅の位置づけを示し、歴代の社会回勅の整理や鍵となる概念の説明を通して、キリスト教社会論の意義を明らかにしている[5]。ヨハネス・メスナーは、RNの成立過程だけでなく、レオ13世の背景を踏まえながらRNを読み解き、当時教会が問題視していた「自由主義」や「社会主義」を丁寧に解釈したうえで、現代における課題・展望を提示した[6]。RNをめぐっては、小谷眞男が「カトリック家族論」という観点から分析している。父権を重視し女性と子どもを保護対象とする家族観を、RNから見出している[7]。

他方で、ヴィンフリート・ベッカーは、RNを歴史学的に考察した。彼は19世紀末のドイツ社会政治史の文脈にRNを位置づけ、ドイツの社会思想がRNに与えた影響やドイツにおける社会教説の実践を検証した[8]。

以上のように、社会回勅は多様なアプローチ

[2] トーマス・ニッパーダイ著（大内宏一訳）『ドイツ史 1866-1918──労働世界と市民精神　下』白水社 2023, pp. 9-16.

[3] アントン・ラウシャー著（桜井健吾・大橋聰訳）「社会回勅」『社会と倫理』（11・12）,（2001）, p. 163.

[4] 参照、阪本進「キリスト教と自然法──統合に必要な政治倫理をなすもの」『社会研論集』3,（2024. III）, pp. 17-33.

[5] Rauscher, Anton, “Das Subsidiaritätsprinzip und seine Formulierung in „Quadragesimo anno“”, in: Rauscher, Anton (Hg.), *Besinnung auf das Subsidiaritätsprinzip*, Berlin 2015, pp. 9-18; アントン・ラウシャー著「社会回勅」, pp. 161-170; 原田哲史「19世紀的精神の継承と20世紀的課題への対応」『社会と倫理』（11・12）,（2001）, pp. 171-187; アントン・ラウシャー著（桜井健吾訳）「社会回勅の百年」『社会と倫理』（9）,（2000）, pp. 102-114.

[6] ヨハネス・メスナー著（山田秀訳）「社会秩序の大憲章」『社会と倫理』（10）,（2001）, pp. 177-189.

[7] 小谷眞男「教皇回勅 “Rerum Novarum” とその成立過程──〈カトリック家族論〉研究の基礎作業──」『社会学研究』44（3）, pp. 151-185.

[8] Becker, Winfried, “Die Enzyklika Rerum Novarum und die Sozialpolitik des deutschen Katholizismus”, in: « *Rerum novarum* ». *Écriture, contenu et réception d'une encyclique*, Rome 1997, pp. 389-409.

から検討されてきたが、課題として次の二点が挙げられる。第一に、社会回勅の端緒であるRN は焦点が当てられてきた一方で、他のものに関しては研究蓄積が少ない点。第二に、マクロな国際的背景から制度史・経済史中心の分析が多く、具体的にどのように人びとに受けとめられたかが依然として不明瞭である点である。そこで、本稿は、筆者の専門であるヴァイマル期のドイツ・カトリシズムの基礎研究として、社会回勅はヴァイマル期ドイツにおいてどのような影響があったのか、当時のドイツでは社会回勅の成果としてどのような傾向が見られたかという問いに取り組む。

分析には、主にヴァイマル期末期に発表された回勅『クァドラジェジモ・アンノ（社会秩序の再建）』（1931 年）（以下、QA）[9]を使用する。これは、RN40 周年に出された、RN に続く社会回勅である。1929 年に起こった世界大恐慌は経済的自由主義の終焉をもたらした。その一方で、同時代にはファシズムや共産主義といった全体主義が政権を掌握する事例が見られた。RN をアップデートするかたちで、QA は行き過ぎた資本主義や社会主義による階級分裂を避け、労働と資本の協調を説いた。他方で、具体的に社会的弱者をいかに捉えたかについては、十分に検討されてきたとは言い難い。

本稿は以上の問題意識に基づき、ヴァイマル期ドイツにおける社会的弱者の経験と社会回勅との関係を検討することを目的とする。とりわけ、QA が当時のドイツ社会においていかなる社会認識と応答を示したのかを、ジェンダーおよび社会的弱者の視点から分析する。本稿では「社会的弱者」を主に女性、子ども、労働者、失業者を指すところとする。

本稿の特徴は、社会回勅を抽象的な教義文書としてではなく、特定の歴史的文脈──すなわちヴァイマル期ドイツの失業、貧困、社会不安、女性労働の拡大と家族の変容──の中に位置づけて解釈する点にある。これにより、回勅が想定した社会秩序と、同時代の社会の現実との間に生じていた緊張や齟齬を明らかにすることを目指す。

以下、第一節では、QA が発出される社会的文脈を確認するため、ヴァイマル期ドイツにおける世界恐慌前後の失業・貧困・社会不安、国家による社会政策と介入の拡大、ならびに女性労働者の増加と家族の変容について概観する。第二節では、QA の内容を分析し、社会秩序への危機認識、補完性原理と国家批判、家族賃金について、社会回勅に含まれる当時のカトリックの理念や規範を整理する。そのうえで、本回勅が内包する限界を、ジェンダーや社会的弱者の観点から批判的に検討する。第三節では、QA の成立背景にあるドイツ・カトリック社会思想との関係を明らかにしつつ、労使関係、社会主義批判、カトリック社会運動への影響を検討し、QA がヴァイマル期ドイツ社会において果たした役割とその問題点を考察する。

本稿は以上の分析を通じて、社会回勅が社会的弱者に寄り添う社会的倫理を提示しながらも、現実の社会においてどのような課題があったのかを明らかにする。これにより、社会回勅を歴史的史料として位置づけつつ、現代的視点から再検討するための視座を提供したい。

1. ヴァイマル期ドイツの社会的文脈

1-1. 失業、貧困、社会不安

ヴァイマル期ドイツは、第一次世界大戦の敗北とそれに続く政治体制の転換を背景として、深刻かつ持続的な社会的不安を抱えていた。しかし、ハイパーインフレやルール占領、ミュン

[9] “Quadragesimo Anno” The Holy See. https://www.vatican.va/content/pius-xi/en/encyclicals/documents/hf_p-xi_enc_19310515_quadragesimo-anno.html（最終閲覧 2025-12-22）

ヒェン一揆を経験した「危機の年」1923年を乗り越えたドイツは、1924年以降「相対的安定期」と呼ばれる時期を迎える。

経済的には世界市場への参入を本格化させ、アメリカなどの外資を梃に、1927・28年には工業生産は戦前の水準に達した。しかし、この時期の経済成長は外資に依存していたため、当時の経済的基盤は極めて脆弱なものであった。世界市場においては、アメリカの躍進や他国の工業化の進展が目立ち、ドイツの貿易収支は赤字が続いた[10]。その過程で外資導入の傾向は加速し、行政の財源不足も外債によって賄ったために、ドイツはこの外債をもって賠償を支払っていたとされる。

また、世界市場に積極的に参入するなかで生産の合理化が求められ、労使間の関係は不安定になった。経営者側の攻勢の結果、労働者側は受動的立場に置かれ、労働組合の数やストライキは減少の一途をたどった。他方で労働者側は、労働争議において、国家仲裁制度を頻繁に利用するようになり、経営者側の反感を買うことになる。失業率は、相対的安定期においても減少しなかった[11]。

1929年10月の世界恐慌は、この脆弱な基盤を崩壊させた。アメリカ経済の急激な収縮により、ドイツへの資本流入は停止し、短期融資は引き揚げられた。その結果、銀行危機と企業倒産が連鎖的に発生し、工業生産は急落した。失業者数は爆発的に増加し、1929年には100万人台であった失業者が、1930年には300万人を超える規模に達した[12]。

恐慌はもはや労働者層に限った問題ではなかった。公務員も給与削減を余儀なくされ、給与・賃金生活者の生活水準が全体的に低下した。1927年に整備された失業保険法は受給者の増加に耐えられず、給付削減や支給停止が相次いだ。賃金引き下げや操業短縮に追い込まれ、有職であっても状況は深刻化した[13]。

こうした経済的困窮は、社会不安を急速に拡大させた。将来への見通しを失った人びとの間には、共和政政府への不信感が広がり、政治的急進化が進行した。議会政治は有効な解決策を提示できず、緊急令による統治が常態化する中で、民主主義そのものが機能不全に陥っていく。失業と貧困は単なる経済問題にとどまらず、社会秩序そのものを揺るがす要因となった。

1-2. 社会政策と国家介入

ドイツでは第二帝政期以降、社会政策の拡大が進められてきたが、ヴァイマル期には社会改革と通じて、その傾向が推し進められた。ヴァイマル期のドイツ国家は、ヴァイマル憲法のもと社会的弱者の保護を国家の課題として定め、福祉国家の基礎を築いた。こうした理念から、とりわけ重視されたのが労働者の生活環境の改善である。労働時間の規制、労使協定の成立、公共住宅の建設など、労働者の権利が認められた。とりわけ職業紹介・失業保険法は、失業を個人の責任ではなく社会的リスクとして扱う点で画期的であり、国家が社会的安定を担保するべき主体として位置づけられたことを示している。

世界恐慌に伴う急激な社会状況の悪化により、国家介入は量的にも質的にも拡大した。まず、失業保険法は想定を超える給付需要に直

[10] Hesse, Jan-Otmar / Marx, Christian, “Die überforderte Wirtschaft: Industrie und Dienstungssektor”, in: Rossol, Nadine/ Ziemann, Benjamin (Hrsg.), *Aufbruch und Abgründe: das Handbuch der Weimarer Republik*, Darmstadt 2021, pp. 489-517.

[11] Führer, Karl Christen, “Die Sozialpolitik der Wimarer Republik”, in: Ibid, pp. 338-363.

[12] 木村靖二・山田欣吾・成瀬治編『ドイツ史３』山川出版社 1997, pp. 173-174.

[13] 同上。

面し、政府は給付削減や受給条件の厳格化を進めざるを得なかった。その結果、多くの失業者が自治体の生活保護や慈善団体の扶助に依存する状況が生じた[14]。生産の合理化や労働組合の組織率の低下の過程で無力化した労働者が、国家調停への依存度を高めていったことも、国家介入の拡大につながった。また、こうした国家介入は、社会政策にとどまらず、経済運営全体に及んだ。ブリューニング内閣は緊縮財政やデフレ政策を進め、賃金引き下げ、社会支出削減、価格統制などを通じて経済秩序の維持を図った。

この時期、国家は社会的安定を保障する調整者から、社会不安を管理・抑制するための直接的な統制主体へと変化していく。失業者や貧困層は保護すべき対象であると同時に、暴動や反体制運動を通して秩序を脅かす存在として認識され、国家による監督と統制の対象となった。このように、ヴァイマル期ドイツでは、社会政策の形式的な整備と国家介入の拡大が進行したが、それは単に社会的包摂を意味するものではなく、経済危機の深化とともに、その性格は大きく変容した。国家は社会的リスクを引き受ける主体として登場した一方で、危機下においては財政の維持と秩序の安定を優先し、結果として社会的弱者の生活をさらに不安定化させた。

1-3. 女性労働者の増加、家族の変容

第一次世界大戦後、都市部を中心に経済活動は回復し、工業・サービス業の拡大に伴って女性労働者の存在感が高まった。とりわけ事務職、商業、軽工業、サービス部門において女性の雇用は増加し、女性は家庭外で賃金を得る主体として社会的に可視化されていった。

この女性労働者の増加は、戦時中の労働動員の延長線上に位置づけられる。戦争による男性労働力の欠如は、女性が従来男性中心であった公的領域に進出する契機となった。たしかに、戦後復員兵によりポストを押し戻されたが、徐々に女性就業率は上昇した。ヴァイマル憲法では法的平等を原則として女性参政権が承認され、女性の社会的地位の向上が象徴的に示された。こうした制度的・経済的変化は、「新しい女性（Neue Frau）」という文化的イメージを生み出し、歴史的にも都市文化における女性の自立が強調されている[15]。

しかし、この変化は必ずしも男女平等が社会的に浸透したことを意味しなかった。女性労働者の多くは低賃金かつ不安定な雇用形態に依存しており、男性が稼得者で女性の役割を「育児・家事・教会（3K）[16]」とする社会的規範が中核を占めていた。また、女性の就労はしばしば補助的収入とみなされ、憲法上「母性の保護」が明記されているように[17]、結婚や出産を機に労働市場から退出することが期待されていた。そのため、当時の女性就労の拡大は、ジェンダー秩序の根本的転換というよりも、むしろ既存の家族モデルとの緊張関係の中で成立していたと言える。

恐慌に伴う失業では、女性の低賃金が企業に利用され、女性よりも男性の失業率が高かった。この男性の失業率増大により、家族賃金モデルは崩れ、多くの家庭が深刻な経済的困難

[14] 参照、Crew, David F., *Germans on Welfare: Form Weimar to Hitler*, Oxford 1998, pp. 152-165; 森宜人「恐慌期ドイツにおける失業保険の『破綻』とその帰結――ライヒ公団と都市の相剋を手がかりとして――」『歴史と経済』（250）,（2001. Ⅰ）, pp. 20-37.

[15] Wallach, Kerry, “Das visuelle Weimar: Die Ikonografie sozialer und politischer Identitäten”, in: *Aufbruch und Abgründe: das Handbuch der Weimarer Republik*, Darmstadt 2021, pp. 822-844.

[16] ドイツでは19世紀から20世紀にかけて、女性の役割は3K（Kinder 子ども、Küche 台所、Kirche 教会）と表現されていた。

[17] ヴァイマル憲法第119条では「母性と家族の保護」が定められている。これは、母性を含む家族保護が国家責務として認識され、女性や子どもをめぐる社会政策の法的根拠として機能した。§ 119, Die Verfassung der Deutschen Reiches.

に直面した。この状況下で、女性の賃金労働は家族の扶養に不可欠な手段であった一方、社会的批判の対象ともなった。こうした共働き批判の広がりにより、既婚女性を解雇し男性を優先的に雇用すべきだとする議論が浸透した。その結果、女性労働は社会的不安の原因として位置づけられる傾向が強まった。女性は家族を支える存在であると同時に、男性の失業問題を悪化させる「競争者」とも捉えられた。

2.『クァドラジェジモ・アンノ』の応答

2-1. 社会秩序への危機認識

QA は 1931 年、RN 公布 40 周年を記念して、教皇ピウス 11 世によって発表された。しかし、本回勅は単なる記念的文書ではなく、タイトルが「社会秩序の再建」を意味するように、1929 年の世界恐慌以降急速に悪化した社会的・経済的危機に対する強い問題意識を示している。とりわけ失業の激増、貧困の拡大、政治的急進化といった現象が同時進行する中で、既存の社会秩序そのものが崩壊の危機にあるという認識が、回勅全体を貫く基軸となった[18]。

1920 年代末から 1930 年代初頭にかけての欧米は、恐慌による自由主義的資本主義の破綻と、その反動による社会主義勢力や全体主義勢力の台頭という危機に直面していた。QA は、こうした状況を単なる経済不況ではなく、「社会秩序の根本的混乱」と捉えている点に特徴がある。問題は富の不均衡や賃金水準だけでなく、人間の尊厳と社会的役割の正当な配置が失われていることにあると理解された[19]。

QA における社会秩序の危機認識は、まず経済領域において明確に示される。自由競争に委ねられた経済は、少数者への富と権力の集中をもたらし、多くの人びとを不安定な労働や失業へ追いやったと考えられた。ピウス 11 世は、こうした資本主義的階級社会を批判し、市場原理のみでは社会正義は実現し得ないと断じる。同時に、私有財産の全面否定や階級闘争に基づく社会主義も、人間の自由と人格を侵害するものとして退けられる[20]。ピウス 11 世は、当時の社会を「相互に異なる目的をもつ階級を基礎として成り立っているがゆえに、互いに対立し、敵意や争いに傾きやすく、その結果、依然として暴力的な状態にあり、不安定で先行き不透明なもの」[21]と捉えた。そのため、QA において「富める者とプロレタリアート――労働を提供する者と物的手段を提供する者――が相互に関係するにあたって守るべき権利と義務の範囲」[22]を示すことで、資本と労働の協調から公正な社会関係が確立されなければならないと説いている。

さらに重要なのは、QA が経済危機を社会全体の倫理的・構造的問題として把握している点である。カトリックにおける社会秩序とは、単に国家制度や経済システムの集合ではなく、家族、職業団体、地域共同体といった中間団体によって支えられる有機的な体系であると理解される。この認識から導かれたのが、「補完性原理」であった。この原理によれば、国家は下位の共同体が果たし得る役割を不当に奪うべきではないが、それらが機能不全に陥った場合には介入し、秩序を回復する責任を負うとされる。

以上のように、QA における社会秩序への危機認識は、経済的混乱、社会的分断、倫理的基

[18] ラウシャー「社会回勅」, p. 165.

[19] QA 第 83 条によると、「(労使の) 対立が廃され、秩序立った社会的身体の成員――すなわち産業および職業――が組織され、各人が労働市場における地位によってではなく、それぞれが果たす社会的機能に応じて位置づけられるようにならないかぎり、完全な治癒は訪れない。」§ 83, “Quadragesimo Anno”.

[20] マルクス主義だけでなく、穏健派の社会民主主義も、キリスト教社会論とは両立不可能だとして拒絶された。

[21] § 82, “Quadragesimo Anno”.

[22] § 11, “Quadragesimo Anno”.

準の喪失が相互に絡み合った危機として表現されている。本回勅は、この危機に対して社会全体の再編成を伴う倫理的構想を提示した。その一方で、秩序回復を重視するあまり、ジェンダーや家族内部の不平等、社会的弱者の多様性が十分に考慮されなかったという点で限界があった。

2-2. 補完性原理と国家批判

QA において補完性原理は、「より小さく、より下位の社会的共同体が自ら果たし得ることを、より大きな共同体や国家が奪ってはならない」と示されている。この原理は、19 世紀に社会問題化した大衆貧困（Pauperismus）を経て、自律的な生活が難しくなって何かしらの支援を必要とせざるを得ない状況が続いた時期に生まれた概念だと考えられている。この概念が初めて用いられたのは RN だとされているが、「補完性原理」という言葉で明言されているわけではなかった。補完性原理は QA をもって明文化され、「あらゆる社会的活動は、その本性上、社会という身体の構成員を助けるために存在すべきであり、決してそれを破壊したり吸収したりしてはなら」[23]ず、「国家という最高権威は、より小さく重要性の低い事柄については下位の集団に処理を委ねるべき」[24]だとされた。社会問題の解決を国家に委ねることが、かえって社会的活力や自発性を損ない、社会正義の動揺や人間の尊厳の侵害といった危険を孕むと批判し、過度な国家介入を警戒している[25]。

この国家批判は、単なる自由放任主義への回帰を意味するものではない。QA は、国家の役割そのものを否定しているのではなく、むしろ、失業や貧困が蔓延する状況において、国家が共通善のために介入する正当性を明確に認めている。ただしその介入は、下位の共同体（個人、家族、協会、地域、組合、教会施設）を支援し、補完する形で行われるべきであり、それらを代替・支配するものであってはならないとされる[26]。つまり、ここには、無制限な国家介入と放任主義の双方に対する批判が込められている。

また、QA では、国家制度の支援に依存しないため、相互扶助・社会的連帯を目的とする職能団体論が提示された。また「（同一の産業または職業全体の）共通利益のうち最も重要なものは、国家の共通善のために、各産業および職業における協力を最大限に促進することである」[27]とあるように、職能団体は上位の共同体の共通善となるように活動・貢献することが求められている。職能団体は、名の通り同一の職業・経済的機能を担う人びとの集まりであったが、利害対立ではなく、労使の協調を目的とする団体と位置づけられていた。しかし、この理論はキリスト教社会論においてはしばしば欠点と捉えられる。なぜなら、この職能団体論が、身分制国家論やファシズムとどのように異なるかを明らかにすることができなかったためである。もちろん、QA の草稿構想を担ったカトリック社会科学者たちは両者の区別を意識していた。しかし、当時資本家と労働者の間の対立が先鋭化していたことで、実際の職能団体は本来の教会の意図に反するかたちの利益団体という性格をもっていた。

[23] § 79, “Quadragesimo Anno”.

[24] § 80, Ibid.

[25] QA 第 79 条によると、「個人が自らの主導性と勤労によって成し遂げることのできる事柄を取り上げて共同体に委ねることが重大な誤りであるのと同様に、より小さく下位の組織が果たすことのできる事柄を、より大きく上位の団体に割り当てることもまた、不正義であり、同時に重大な害悪であり、正しい秩序の攪乱である。」§ 79, Ibid.

[26] 木村周市郎『ドイツ福祉国家思想史』未來社 2000, pp. 50-51; 平松英人「近代黎明期のドイツ都市におけるキリスト教社会事業――カトリック都市ケルンとアーヘンの事例から」, 馬渕彰・平松英人編『近代黎明期のキリスト教社会事業――近代都市形成期における挑戦と苦悩』教文館 2024, p. 68.

[27] § 85, “Quadragesimo Anno”.

2-3. ジェンダー／社会的弱者という観点からの批判的検討

自然法では、下位の共同体の中でも最小単位である「家族」が、最優先されるべき重要な位置を占めている。そのため QA は、経済秩序もまた家族の安定を前提として構想されるべきだと主張する。労働は、単なる生計手段ではなく、人間の尊厳と社会秩序を支える根本的な行為として位置づけられた。労働は神から与えられた使命であり、社会への参与の形である以上、正当な賃金と結びつかなければならない。ここで QA が強調するのが「家族賃金」という概念である。この概念では、賃金は個々の労働者の生活のみならず、その労働者が扶養する家族全体の生活を維持できる水準でなければならないとされる。

家族賃金は、当時の大量失業と賃金低下への倫理的対抗として理解できる。恐慌下のドイツでは、賃金労働に依存する家族が急速に生活基盤を失い、失業は単に個人の問題ではなく、家族全体の崩壊につながっていた。

QA は、「幼少期という年齢や女性の限られた体力を酷使することは、著しく不正である」[28]と断言している。当時、父親の低賃金のせいで、母親も家庭外で賃金労働に従事せざるを得ない家庭が増えていた。しかし、母親が「その本来の配慮と義務、特に子どもの教育をなおざりにするような事態は、到底容認できない濫用であり、いかなる犠牲を払ってでも廃止されなければならない」[29]として、賃金労働者の女性はカトリックにおいて評価されなかった。あくまで、女性は主に家庭内部で再生産労働を担う存在として想定された。カトリックにおいて、女性の家事・育児・ケア労働は、家族の維持に不可欠であるにもかかわらず、賃金をもって対価を得られることはない。QA は「すべての成人男性労働者にそのような（＝家族を持つ父親が、通常の家族の必要を十分に満たすことのできる[30]）賃金が保障されるよう、できるだけ速やかに制度上の改革が行われることを要求」[31]した。ただし、家族を社会秩序の基礎として重視する一方で、家族内における不平等な労働配分や、女性の経済的依存関係は問題視されていない。ここには、労働のジェンダー化、それによって規範化された家族構造をみてとることができる。

さらに、子どももまた、社会回勅においては保護されるべき存在として位置づけられ[32]、主体的な労働者とはみなされない。家族賃金は、子どもが賃金労働に従事しなくても生活できる環境を目指す点で、児童労働批判として一定の意義を持つ。他方で、子どもを被扶養者として捉える枠組みは、家族内部の権力関係や、貧困家庭において子どもへの制約を受けざるを得ないという切実な問題を不可視化する危険を伴う。これは、補助的な賃労働はかろうじて認められた女性に関しても指摘できることである。この点で、QA は社会的弱者の保護を掲げながらも、家族内部に存在する不平等を構造的に問い直す視点を欠いている。

さらに、大量失業や女性労働の増加、家族形態の多様化が進む中で、単一の稼得者モデルを前提とする社会構想は、現実との乖離を深めていた。実際には、困窮する女性や若者、非正規労働者、失業者といった人びとが増大し、家族賃金によって保護される対象から排除されていたのである。QA における家族賃金の理念は、労働者の保護を目指しながらも、「男性＝

[28] §71, “Quadragesimo Anno”.
[29] Ibid.
[30] 筆者注。Ibid.
[31] Ibid.
[32] Weber-Kellermann, Ingeborg, *Die deutsche Familie*, Frankfurt a. M. 1974, pp. 84-85.

賃金労働者／女性＝無償の家庭労働者／子ども＝被扶養者」というジェンダー化された労働者像を前提とすることで、現実の社会的弱者の多様な状況が捉えられていなかったと言える。

3. ヴァイマル期ドイツ社会との関係

3-1. 成立におけるドイツ社会思想の影響

QA の成立過程を検討すると、本回勅は単なる教会内部の神学的展開ではなく、とりわけドイツにおけるカトリック社会思想との緊密な相互作用の中で形成されたことがわかる。というのも、教皇ピウス 11 世は QA をもって当時の社会倫理の原因分析とともに社会秩序の基本方針を示そうと、その草案はカトリック社会科学者グループ「ケーニヒスヴィンター・サークル」によって作成されたためである。その中でも中心的役割を担ったのは、ドイツ出身のオズヴァルト・フォン・ネル＝ブロイニングとグスタフ・グントラッハであった。彼らは補完性原理を近代国家と社会の関係を整理する理論的枠組みとして提示し、回勅の草案作成に深く関与したとされている[33]。

とりわけ重要なのは、QA において明示された補完性原理や職能団体論の思想的源泉が「労働者の司教」と呼ばれたエマニュエル・フォン・ケテラーにあることである。19 世紀の産業化と大衆貧困を経験した彼は、農民司祭として農村の少数の富裕層と協力し、困窮者を支援することを希望した。彼は人びとが相互に助け合うことで社会問題を乗り越えることができると考え、自助や隣人愛とともに、団体結社を奨励している[34]。19 世紀後半以降、カトリック信徒は、聖職者の指導下で組織されるようになった。このように、QA で用いられた概念は、ドイツのカトリック社会思想において既に議論されていたものであった。

補完性原理がドイツにおいて政策として実現したのは、ヴァイマル期の 1920 年代のことである。この時期、福祉事業に従事するさまざまなカトリック系民間団体が全国的に系列化していった。民間福祉事業と国家間の関係が法的に公式化されたため、民間団体は国家の恣意的介入を避けつつ、国家の経済的援助を受けて自律的な組織を維持することができるようになった[35]。この政策実現において一役買ったのが中央党である。中央党は、共和政において与党となり、国家介入に対する自助組織の保護を強く主張するようになった[36]。こうして補完性原理は、ヴァイマル共和国において「社会的国民生活の形成の基礎から、社会国家における官僚的秩序原則へ転換した」[37]。これは同時に、文化闘争や近代化をめぐって敵対関係にあった、カトリック教会と国家との関係が、補完的・相補的関係へと転換したことを意味している。

以上から、QA は、個人主義的自由主義と集団主義的社会主義という国際的潮流を退け、独自の社会秩序の再建を志向していたことがわかる。その思想的背景には、ドイツ・カトリック社会思想が存在していた。よって、QA はヴァイマル期ドイツ社会が直面した社会的危機への倫理的応答としても理解することができるだろう。

3-2. 労使関係、社会主義批判

[33] Rauscher, 2015, pp. 10-11.

[34] W・E・フォン・ケテラー著（桜井健吾訳）『労働者問題とキリスト教』晃洋書房 2004; 桜井健吾「労働者の司教ケテラー――19 世紀ドイツの社会問題とカトリック社会思想」, 中野智世・前田更子・渡邊千秋・尾崎修治編著『近代ヨーロッパとキリスト教――カトリシズムの社会史』勁草書房 2016, p. 149.

[35] 中野智世「福祉国家を支える民間ボランタリズム――20 世紀初頭ドイツを例として」, 高田実・中野智世編『福祉』ミネルヴァ書房 2012, pp. 197-236.

[36] 坂井晃介『福祉国家の歴史社会学――19 世紀ドイツにおける社会・連帯・補完性』勁草書房 2021, p. 221.

[37] Sachße, Christoph, “Subsidiarität: Zur Karriere eines sozialpolitischen Ordnungsbegriffes“, *Zeitschrift für Sozialreform*, 40 (11), p. 728.

QA は、当時深刻な経済危機と大量失業に直面していたドイツ社会、特に労使関係や政治的分極化という文脈において理解することができる。

まず、労使関係への影響について見てみたい。ヴァイマル期ドイツでは、労働組合運動の発展と政治的分極化により、労使対立は政治的対立と密接に結びついていた。QA は階級闘争を社会不安の根源とみなし、労使を対立関係ではなく、共通善に奉仕する相互依存的な関係とすることを目指し職能団体論を掲げたが、そこで問題が生じた。その問題とは、原語で ordines となっており、ラテン語系の翻訳では「団体」「団体主義」と訳されたところが、ドイツ語翻訳では「職能身分 Berufstände[38]」「職能身分的な制度」と誤訳されてしまったことである。この翻訳は、回勅の意図を正確に反映しているとは言えないし、ブロイニング自身も不本意だったと語っている[39]。むしろ、「身分」や「階級」という概念を解体し、社会階層間の協調を後押しする教会の試みを、誤解させるようなものだった。実際、ヴァイマル期ドイツでは多数の職能団体が乱立し、自らの利害を主張していた。団体同士の対立は激化し、相互の協力を実現するのは困難だった。

他方、QA は社会主義・全体主義に対して――急進性の程度にかかわらず――一貫して批判的姿勢をとっているが、当時のドイツでは極右のナチ党や極左の共産党の支持が高まっていたこともあり、危機感をもって受け止められた。また、当時の政権与党は中央党だったものの、緊急令による統治は、人びとに「決定に関われない」という感覚を与えた[40]。国家による介入や統制は、秩序回復の名のもとに個人や中間団体の自律性を奪い、結果として人間を国家の手段へと還元する危険を孕んでいた。QA は、このような国家に対抗し、人間の尊厳を基礎とする多層的な社会秩序を構想しようとしたのである。

3-3. カトリック社会運動

補完性原理は、ドイツにおいて労働組合、職業団体、協同組合、教会系福祉団体などの中間団体を正当化する理論的根拠として機能していた。つまり、QA はヴァイマル期におけるカトリック社会運動の理論的枠組みを整理する重要な参照点になったと言える。国家による全面的統制でも、市場に委ねる自由放任主義でもなく、職能団体や中間団体を通じた社会統合を志向する社会構想は、当時の不安定な政治状況の中で一定の説得力を持った。

ドイツにおいてカトリック社会運動は 19 世紀から見られ、当初は聖職者指導のカトリック系団体がほとんどだったが、ヴァイマル期には平信徒が主体的に活動する団体が増えていった[41]。特に職能団体は、宗教的性質よりも職業上の利害を優先して追求するようになった[42]。この点で、カトリック系職能団体は教会から自律的な活動を展開していった。

カトリック系職能団体は、職業別で団体が結成されるほか、男女も分かれて構成された。もちろん、ヴァイマル期の時点でも、職能団体の

[38] Nell-Breuning, Oswald von, *Soziallehre der Kirche. Erläuterung der lehramtlichen Dokumente*, Wien, 1977, p. 54.

[39] Nell-Breuning, Oswald von, “Documentation: The Drafting of Quadragesimo Anno”, Crisis Magazine, 02-01-1985. https://crisismagazine.com/vault/documentation-the-drafting-of-quadragesimo-anno?utm_source=chatgpt.com（最終閲覧 2025-12-23）

[40] Rauscher, 2015, pp. 14, 16.

[41] Wirtz, Heiner, “Katholische Vereinskultur und Kultur im katholischen Verein: Das Beispiel Gesellschaft im Bistum Münster 1852-1960”, *Westfälische Forschungen* 47, Münster 1997, pp. 377-426.

[42] 例えば、カトリック系農協団体「ヴェストファーレン農民協会」の事例では、ヴァイマル期には政府批判や農民の困窮など農業上の利益を声高に主張したり、農民にとって有益な情報を発信したりと、宗教性を強くは帯びていなかった。*Westfälischer Bauer*.

ほとんどは依然として男性中心に担われており、団体数も男性のほうが圧倒的に多数だった。例えば労働者団体としては「(男性) 労働者協会[43]」と「女性労働者協会」が存在した。ヴァイマル末期のカトリック男性労働者は、当時の男性失業率や女性労働者の増加の影響か、労働を「(男性が担うべき) 神聖な行為」と捉えることで、社会不安の中で労働に宗教的希望と男性性を見出した[44]。

カトリック系団体には、職能団体だけでなく、福祉団体、青年団体、女性団体が存在した。ヴァイマル期には、カトリック系に限らずこうした種の団体が存在していたが、カトリック女性団体に関しては、キリスト教的母性を重んじる点で、女権の上昇や男女平等を目標とする他の女性団体とは一線を画していた。女性団体での活動はカトリック女性に公的領域での活動機会を与え、カリタスをはじめとして主にケアの領域で貢献した[45]。他方で、女性は家庭外の賃金労働を避け、家庭で家事・育児・介護に従事するべきだとするカトリック女性運動の理念は、ヴァイマル期に進行していた女性の社会進出や労働参加の現実と緊張関係を生み、教養層や若年層のカトリック女性に葛藤をもたらした。

ドイツのカトリック社会運動は QA に先立って展開されていたが、QA による社会危機へ対応として中間団体の存在は正当化された。しかし同時に、その影響はジェンダー秩序の固定化や、職能団体に所属することのできない無職の人びとの不可視化を伴うものであった。したがって、その背後にある排除や沈黙の構造を併せて検討する必要がある。

おわりに

本稿は、ヴァイマル期ドイツにおける社会的危機を、歴史的文脈から社会回勅 QA を分析し、同回勅が当時のドイツ社会においていかなる社会認識と規範で応答したのかを、ジェンダーおよび社会的弱者の視点から検討してきた。

この検討を通じて第一に明らかになったのは、教皇ピウス 11 世がヴァイマル期末期の社会状況を、単なる経済不況ではなく、社会秩序そのものの危機として捉えていたという点である。世界恐慌以降、失業の激増、貧困の拡大、政治的急進化が同時進行するなかで、既存の自由主義的資本主義や階級闘争的社会主義はいずれも人間の尊厳と社会的安定を脅かすものと認識された。QA はこうした認識に基づき、補完性原理や職能団体論を通じて、国家・市場・中間団体が相互に補完し合う社会秩序の再建を構想した。この点で QA は、ヴァイマル期ドイツが直面していた社会的不安に対する倫理的応答として理解することができる。

第二に、QA はドイツ・カトリック社会思想との深い連関のもとで成立し、ヴァイマル期ドイツにおけるカトリック社会運動を理論的に正当化する役割を果たした。補完性原理は、国家による全面的統制への警戒と、自律的な中間団体の意義を同時に主張する原理として、労働組合、職能団体、福祉団体などの活動を支える重要な枠組みとなった。この意味で QA は、ヴァイマル期ドイツ社会において一定の影響力を持ち、社会的安定と連帯を志向する思想として受容されたと言える。

しかし他方で、本稿の分析が明らかにしたのは、QA が提示した社会秩序の理想像が、特定

[43] 女性労働者協会は Arbeiterinnenverein と表記されるのに対し、男性労働者協会は Arbeiterverein で表された。

[44] Sun, Raymond C., "'Hammer Blows': Work, the Workplace, and the Culture of Masculinity Among Catholic Workers in the Weimar Republic", *Central European History*, 37 (2) (2004. IV), pp. 247-248, 255-256.

[45] Albers, Helene, *Zwischen Hof, Haushalt und Familie: Bäuerinnen in Westfalen-Lieppe 1920-1960*, Paderborn 2001; 中野智世「近代を生きる修道女たち――ドイツの慈善修道会施設にみる信仰・労働・生活」『カトリシズムと生活世界』, p. 90.

の対象と家族モデルを前提としていたという限界である。とりわけ、家族賃金の理念に基づく社会構想は、安定した賃労働に従事する男性稼得者を中心的主体として想定し、その賃金によって家族全体の生活が維持されるというモデルを規範化していた。この前提のもとでは、ヴァイマル期に現実に増大していた女性労働者、失業に直面した人びと、不安定就業に置かれた非正規労働者は、社会秩序の中心から周縁化されることになった。

女性は、家庭内における再生産労働を担う存在として重視されながらも、賃労働の主体としては否定的に捉えられ、低賃金や不安定雇用の問題は十分に可視化されなかった。子どもは保護されるべき存在として位置づけられた一方で、貧困家庭における制約や家庭内の権力関係は問題化されなかった。さらに、失業者や非正規労働者は、家族賃金による保護の枠組みそのものから排除されやすく、社会的弱者の多様な経験は十分に理論化されなかった。この点において、QA は社会的弱者に寄り添う倫理を掲げながらも、その対象を限定的に設定していたと言える。

以上の検討から、QA はヴァイマル期ドイツにおける社会危機への重要な倫理的応答であると同時に、ジェンダー化された労働観と家族観を通じて、新たな排除を内包する社会構想でもあったことがわかる。社会秩序の再建を目指すその志向は、結果として秩序の安定を優先し、社会的弱者の多様性や家族内部の不平等を十分に捉えきれなかった。

もっとも、こうした限界は、QA を単なる保守的理念の規範化として否定することを意味しない。社会回勅を、成立した歴史的背景を考慮しながら、現代の視点から解釈し直すことが重要である。例えば、家族賃金の理念を、男性稼得者モデルの固定化としてではなく、女性の再生産労働や社会的弱者の生活保障を社会全体でいかに支えるかという問いへと再解釈するならば、QA は現代のジェンダー不平等や不安定労働をめぐる議論に対しても示唆を与えうる。カトリック教会は、QA 以降も定期的に社会回勅を発表してきた。現代では、性的マイノリティや移民といった信徒の多様性に関して包摂的な議論が進められている。戦前からの連続性や戦後の西ドイツにおける社会政策との関連から、現代にいたるまでカトリック教会がいかに社会的弱者を捉え直してきたのかを検討する余地があるだろう。

翻 訳
Translation

翻訳
セルゲイ・アバシン著「現代中央アジアにおける民族と紛争」

Sergey Abashin: "The Ethnicity and the Conflicts in Contemporary Central Asia"

矢崎　未來
YAZAKI Mikuru
東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Master's Student

キーワード
民族間関係　ポストソヴィエト期中央アジア　暴力　紛争　マイノリティ

Keywords
Ethnic relations; Post-Soviet Central Asia; Violence; Conflicts; Minorities

原稿受理日：2025.12.14.
Quadrante, No. 28 (2026), pp. 295–311.

目　次

訳者解題
訳文
1. フェルガナ事件
2. オシュ虐殺
3. オシュ虐殺：20年後
4. バトケン鍬戦争
結論：暴力と民族

訳者解題

セルゲイ・アバシン（1965年～）は、現在、サンクトペテルブルク・ヨーロッパ大学に所属するロシア連邦の研究者である。アバシンは中央アジアをフィールドとして、主に民族誌学ならびに歴史学の分野で多彩な業績を残してきた。その中でも彼の単著である『中央アジアにおけるナショナリズム：アイデンティティを求めて』（Абашин 2007）は、ロシア帝国による中央アジア併合以前から近代にかけての中央アジアの民族アイデンティティ、考古学的なナラティヴ、中央アジアの支配者となったロシア当局側からの視点など多岐にわたる要素を俯瞰した上で、現代中央アジアのナショナリズムの発生と展開について総括した、唯一無二の成果である。このほかにも歴史学的な視点から中央アジアへの茶の伝播を扱った「中央アジアにおける茶：18世紀から19世紀における飲料の歴史」（Абашин 2001）や、フェルガナ盆地の民族誌や民族紛争を扱った編著『フェルガナ盆地：民族性、民族的推移、民族紛争』（Абашин и Бушков 2004）など、ユニークかつ幅広い対象を包括した研究を数多く行ってきた。さらには、日米の研究者との論文集において、フェルガナ盆地におけるロシア帝国の人口統計の試みを丹念に紐解いた著作「トルキスタンにおける帝国と人口統計：数値と集計の政治学」（Abashin 2012）を発表するなど、国際的な研究活動にも携わっている。

アバシンが主なフィールドとする中央アジアは古くから多様な民族が混在する地域であり、さまざまなエスニックグループが互いに結びつきつつ生活してきた。19世紀におけるロシア帝国による征服を経てもなお、中央アジア地域の多民族性は失われることなく、ロシア帝国あ

本稿の著作権は著者が保持し、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス下に提供します。
https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja

るいはその保護国の統治のもとで、多様かつ重層的なアイデンティティを有する多彩な集団が混住していた。

ロシア帝国の崩壊と内戦を経て、中央アジアを含めた旧帝国領のほとんどはソヴィエト政権の支配下に入った。民族政策において領域的自治を是としたソヴィエト連邦は、中央アジアにおいても民族ごとの行政区画設置を目指し、1920年代から30年代にかけて行われた中央アジア民族・共和国境界画定によって、最終的に5つのソヴィエト社会主義共和国ならびに1つの自治ソヴィエト社会主義共和国、1つの自治州が形成された。これらの共和国、自治共和国、自治州の枠組みはソ連崩壊後に独立することとなる中央アジア5共和国の直接的な基盤となり、またこれまで歴史・経済的に緩やかな繋がりを保ってきた中央アジア地域に明確な境界線が引かれることとなった。

そして20世紀半ば、特に第二次世界大戦期にかけては、広大なソ連領のさまざまな地域から、朝鮮人やドイツ人、クリミア・タタール人、コーカサスの諸民族などさまざまな少数民族が強制移住政策の対象となり、中央アジアを含むソ連の辺境へ移り住むことを強制された。彼らの多くはのちに故地への帰還を許されるようになるが、一部は自らのコミュニティを形成しつつ移住先へと留まった。このような数々の施策が実施された中央アジアは、まさにソ連民族政策の最前線ともいえる地域であり、またソ連体制のもとで形成された複雑な民族状況は、ソ連末期からポスト・ソ連期中央アジアで勃発した一連の暴力的衝突の直接的な原因となったと考えられてきた。

一方アバシンは今回取り上げる「現代中央アジアにおける民族と紛争」（原題：Этничность и конфликты в современной Центральной Азии）（Абашин 2019）において、これらの現代中央アジア諸国における諸紛争の背景にひそむ政治・経済的な背景に着目した。アバシンはここで、フェルガナ事件、1990年と2010年のオシュ虐殺、そしてバトケン鍬戦争という現代中央アジアにおける代表的な衝突事例を取り上げ、彼がこれまで培ってきた知識と経験に基づき、これらの衝突が単なる民族間対立によって生じたものではなく、また衝突を「民族的」なものとするラベリングには、政治的な意図が介在することを明らかにした。以上のように本論文はソ連末期からポスト・ソ連期にかけての中央アジアにおける紛争を検討するにあたり、近現代史や地域研究、さらには民族誌学の知見からこれまでとは異なる新たな視座を提供する、大変意義深いものである。

本論文が発表された後の2020年にも、カザフスタンではカザフ人とドゥンガン人の大規模な衝突が発生し、また2022年にはウズベキスタン内のカラカルパクスタン共和国で、カラカルパクスタンの主権と分離独立権についての条文を削除した新憲法草案をめぐり、大規模な抗議運動が発生した。一方で2025年にはそれまで未画定であったクルグズスタン＝タジキスタン国境が画定され、またウズベキスタンを含む3カ国国境の接点が定められるなど、地域の安定化に向けたさまざまな施策が進められてきた。これらの騒擾あるいは地域安定化策がどのような背景で展開したのかということを検討する上でも、アバシンが示したフレームワークは非常に有用であり、今回本論文を訳出した理由もここにある。

なお、訳出にあたっては著者による原注（文献注）を本文中に割注で示し、訳者による訳注を脚注として付加した。

＊　　＊　　＊

訳文

19世紀後半におけるロシアの侵攻[1]を現地の近代の始まりとするならば、前近代の中央アジアは、現在では民族的なものであると述べたくなるような多くの暴力や戦争を経験した。諸部族、さまざまな地域や都市の住民、国家の統治者は恒常的かつ無我夢中に権力や資源を求めて戦い、隣人を襲撃し、支配者に反抗し、残酷な虐殺や住民の殲滅を行った。しかしながら、そのような性質の弾圧の正当化や動員の根底には、どの程度イスラーム[2]から逸脱しているかといった宗教的な議論、あるいは系譜についての論争と主張が用いられた。もし民族的な指標が言語や文化的習慣、外見の識別しうる違いとして理解されるならば、それが紛争の当事者自身、あるいはそれを歴史記録に残した人にとって当事者の行動を説明するための主要なモデルとなることは稀だった。

近代という時代は、中央アジアには、オスマン帝国、大英帝国そしてロシア帝国とのさまざまな種類の接触の強化、そして特にロシア帝国への編入とともに訪れたが、それはこの地域に民族概念の形成と再解釈[3]、そしてたいていの場合、区別と統合のための重要な原則としての土着の文化的な特徴の再構成をもたらした（Khalid 1998; Абашин 2007）。系譜やイスラームは依然として政治的、個人的な暴力の動員において利用されたが、これらの議論はすでに現地のムスリム社会の一員である多くの人々によって、いまだそれほど明確化されていなかった民族が、その想定される固有の歴史と言語、文化とともに主要な行動主体となるような構図へと積極的に組み込まれていた。

1917年以降段階的に確立されたソヴィエト体制は、民族の正当性の原理[4]を自身の基本的な政治的構想の1つとした（Haugen 2003）。1920年代半ば、中央アジアでは民族別境界画定が行われ、トルクメニスタンとウズベキスタンの2つの連邦構成共和国が設立され、後者の構成下にはタジク自治共和国が、さらにその中にはゴルノ・バダフシャン自治州が組み込まれた。カラカルパク州を伴ったカザフスタンそしてクルグズスタンの自治共和国は、ロシア連邦の構成下に組み込まれた。この行政的な輪郭は1930年代末[5]に向けて段階的に変化し、5つの連邦構成共和国、すなわちカザフスタン、クルグズスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、そして現在ウズベキスタンの

[1] ロシア帝国軍の本格的な中央アジア侵攻は1864年に始まり、1865年のタシュケント征服と併合、1868年のサマルカンド征服とブハラの降伏、1873年のヒヴァ征服などを経て、1895年のパミール高原の併合により完了した（Bregel 2003: 62）。

[2] 中央アジアのイスラームはスンナ派が多数を占めている一方、バダフシャン地方にはシーア派のイスマーイール派に属する集団が居住している。また、スーフィー教団であるナクシュバンディー教団は遊牧民出身の君主や軍人に強い影響を及ぼし、政治に介入することもあったが、イスラーム法の十分な機能が見られたのは南部オアシス地域の定住民であり、遊牧民の間では古来の慣習法が尊重されていた（小松 2014: 5–8）。

[3] 中央アジアへ進出していったロシア帝国にとって現地住民はほとんど未知の存在であり、彼らをどのように「分類」あるいは「区分」するのかという点に関して多様な試みがなされた。当時の現地住民自身のアイデンティティには遊牧民や定住民、ムスリムあるいは非ムスリム、テュルク語系あるいはペルシア語系であるかといったことに加えて、出身集団や地域などへの帰属意識などが反映されていた。ロシア帝国統治下ではカザフ民族運動やジャディード運動など、新たなアイデンティティの模索も行われた（帯谷 2012: 184–185）。

[4] 小松は、中央アジアにおけるソ連民族政策ならびに民族別境界画定のきっかけとして、1920年1月のルスクロフによる「テュルク共産党」の結成と、トルキスタン共和国の「テュルク・ソヴィエト共和国」への改称を挙げている。ここでトルキスタンは「テュルク系諸民族のくに」であり、「民族的なソヴィエト共和国であり、そこで自決を行う原住の民族はテュルク民族」であるとされた。レーニンはこの汎テュルク的な構想を拒否したが、一方まさにこのとき民族別境界画定の素案が提示された。レーニンは大まかにウズベク、カザフ、トルクメンの3民族によるトルキスタン共和国の分割を考え、また彼らの分離と混交の実態をより詳しく明らかにするよう求めた（小松 1996: 236）。

[5] タジク自治共和国は1929年フジャンドをその領域に加えてウズベク共和国から分離し、タジク・ソヴィエト社会主義共和国となった。一方カラ・キルギズ自治州はクルグズ自治州へと1926年に改称され、自治共和国に昇格したのち、1936年にカザフ自治共和国とならんで共和国へと変更され、ソ連に加盟した。カラカルパク自治州は1930年にロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国へと移管されたのち、1932年には自治共和国に昇格し、1936年にウズベク共和国へと移管された（帯谷 2012: 193）。

構成下にあるカラカルパク自治共和国とタジキスタンの構成下にあるゴルノ・バダフシャン自治共和国[原文ママ][6]を伴う最終形を得た。

境界画定の過程そのものと、それに続く民族共和国の建設は領域と資源のみならず民族名称や言語、文化的習慣、歴史的な英雄と遺物の公式化、分配そして簒奪を伴った[7]。民族的な区分とそれに属する一連の民族的な特徴は、教育やプロパガンダ、人口調査やパスポートのようなさまざまな形の行政上の実践に積極的に入り込んだ。同時に以前の自己規定の原則、つまり系譜とイスラームは現代的、そしてソヴィエト的になることが必要とされた公的空間の中で迫害されており、民族史や民族的な遺産に取って代わられるか、あるいはそれらへと再編成された。官僚や科学者、芸術家に始まり、労働者や農民に至る人々は自分自身と自身の問題や関心事について話すことを学んだが、その言葉には民族的な区分が不可欠な要素だった。

まさに民族が創設されるにしたがって、中央アジアにおける多くの不満と弾圧の事例は主に民族的なものとして受け入れられ始めた。さまざまな形での民族性への言及は、次第にそれらのエスカレーション、記述そして説明の手段としてもっぱら使われるようになった。当初、これらの衝突は地元のソヴィエト・エリートたちの間で展開し、より官僚的な性質を帯びていた。民族の名の下に発言し始めた政治家とインテリたちは、自らの間でどの領域がどの共和国に属するのかを、その歴史的、人口的、そして文化的な論拠をもって根拠づけつつ議論した（Laruelle 2008; Abashin 2014）。この種の議論の中ではすでに、異なる民族あるいは「エトノス」間の想像上の対立が、政治の言語や日常の言語をもって書き記されていた。「エトノス」の語は、ソ連後期の学界において想像の共同体の呼び名として一般化していた。この対立は、何よりも象徴的な分野を捉えつつ、ソ連時代全般にわたって強化され拡大した。この領域に誰が最初に現れたのか、ある古代の支配者や科学者、文筆家は誰の祖先であったのか、ある都市や地域は「実際のところ」誰に属すべきなのか、真の民族境界はどこを通っているのか、また誰が民族的な多数派ないしは主人なのか、そして誰がよそから来た少数者なのかといった問いは、ますます地元の知識人の考えを占めるようになり、大衆の知覚レベルへとさらに伝播していった[8]。この種の論争は激しい暴力の局面には至らず、基本的には口頭や書面上の争いの域にとどまり、ときには公共空間で行われることもあったが、しばしば非公式、非公然に行われた。モスクワの中央権力は民族の建設を活発化させていたが、その際ありうべき衝

[6] 1925年、パミール地域はタジク自治共和国内のゴルノ・バダフシャン自治州へと改組された（Jonboboev 2019: 20）。それ以降、現在に至るまでゴルノ・バダフシャン自治州は自治共和国へと昇格したことがない。

[7] ウズベク共和国とカザフ自治共和国の間では、民族別境界画定の議論の中でタシュケントの帰属をめぐる論争が展開された（Haugen 2003: 194）ほか、民族別境界画定におけるクルグズ人代表であるアブドラフマノフもカラ・キルギズ自治州の首都としてタシュケントを挙げた。さらにクルグズ人は現在のウズベキスタンの都市であるアンディジャンのカラ・キルギズ自治州への帰属も求めたが、これは却下され、代替としてオシュがカラ・キルギズ自治州に加えられた（帯谷 2012: 192）。本文にあるように領域や都市のみならず民族集団や歴史的人物も民族化の対象となった。宇山によれば、ウズベク人のエルマトフは1968年の自身の著書の中で、通説ではイラン系の言語を話していたとされるサカがテュルク系であったという主張を行った。クルグズ人については、歴史的な連続性が明らかにされていないエニセイ・クルグズ人が現在のクルグズ人の祖先とされたほか、トルクメン人の祖先としてパルティア人が想定された（宇山 2005: 67–68）。このような民族のルーツが民族名称にかかわらずその地域にこれまで暮らしていた人々を遡ることによって改名されるという概念はアフトフトンノスチ（「原住性」、「自生性」の意）と呼ばれ、ソ連時代を通して中央アジア史の記述方法として深く根付いた（帯谷 2005: 190）。これは現代の歴史記述にも引き継がれている。

[8] ソ連における具体的な事例としては、タタール人やチュヴァシュ人とブルガルの関係が知られている。ここではブルガルの末裔がタタール人であるのか、チュヴァシュ人であるのかをめぐって論争が行われた。その他、紀元前1千年紀半ばの南ウラルの住民の一部はテュルク系言語を話していたか、あるいは中央アジアには古くからテュルク系の住民が存在し、イラン系言語が有力になったのは「イラン人征服者」による支配のためであるというような主張がなされた（宇山 2005: 67–68）。

突の展開を注視することに努め、仲介者や仲裁者としての役目を果たしつつ、その激化を許さなかった。

1980年代のモスクワによる統制の弱体化は、ソ連における一連の激しい衝突を引き起こし、これらは民族衝突として知られている[9]。すべての衝突は共通の図式に沿って展開された。連邦構成共和国では反政府運動が現れ、それは地方権力、そして中央権力への要求を提起した。要求には社会的、経済的そして文化的な問題、特に民族語の地位向上が含まれていた。これらの運動の出現は、モスクワと地方のみならず、共和国自体の内部での住民のいくつかの集団間での緊張も引き起こした。さまざまなマイノリティは、「基幹」民族の地位向上に関する要求を自身の権利の制限として理解し、そのことは今度は逆に連邦構成共和国において、マイノリティが基幹民族に対する反対派になるという不安を引き起こした。一連の出来事においてこのような内的な緊張は避けられない対立へと姿を変えた。ソ連期の中央アジアにおいてこの種のもっとも大きな衝突はウズベキスタンにおける1989年の虐殺と、クルグズスタンにおける1990年の衝突である。

1. フェルガナ事件

1989年、ウズベク・ソヴィエト社会主義共和国において「フェルガナ事件」として知られる大規模衝突が発生した（Осипов 2004）。ここでは112人が死亡し、千人以上が負傷したほか、およそ8百軒の住居と公共物が焼き払われ、略奪された。衝突は主要な地元住民の代表であるウズベク人と、20世紀半ばのスターリンによる強制移住[10]の結果この地にたどり着いた少数派であるメスヘティア・トルコ人との間の民族的な対立であるという論理において拡大した。しかし、両者を分ける民族的な境界線は疑いようがなく、事件の後に政治家や専門家によっても認められていたが、衝突の原因と、攻撃者が掲げた目的についての問題は不明なままである。集団暴行と殺人は、同時に起こったにもかかわらず、どうやら何か組織的に計画されたわけでもなく、異なる地域で無秩序に広がり、雪だるま式に素早く激化し、また素早く沈静化した。

メスヘティア・トルコ人は第二次世界大戦までソヴィエト・グルジアの南部、トルコとの国境地帯であるメスヘティア地方[11]に住んでいた。このグルジア人とトルコ人との長きにわたる混淆の結果生じた住民集団は、1944年に判然としない理由によってクルド人とともに中央アジアへ強制移住させられ、特務機関の監視下に置かれた「特別入植者」として分散居住させられた。1956年に彼らは自身の公民権を完全に回復されたが、グルジアへ帰還する機会は得られなかった[12]。彼らの多くは永住者の権利を持って中央アジアに残った。もっとも大規模な地域集団はウズベキスタンにあり、1989年の統計によれば10万人を少し上回り、その中でもフェルガナ盆地には数百万の一般住民とともに2万から2.5万人が居住していたが、これは数の面ではロシア人、クルグズ人、タジク人、タ

[9] 中央アジアでは本論で取り上げられたフェルガナ事件やオシュ事件のほかに、1989年のアシガバード協同組合襲撃事件、ノーヴィウゼンにおけるカザフ人とコーカサス系移民の衝突、また1990年のドゥシャンベ暴動などが知られている（塩川 2004: 95–96）。

[10] 中央アジアへの特定民族の強制移住における最初の例としては朝鮮人が挙げられる（1937年）。第二次世界大戦中にこの強制移住政策は拡大し、ヴォルガ・ドイツ人やその他のソ連圏に居住するドイツ人、コーカサスのカラチャイ人やカルムイク人、チェチェン人とイングーシ人、バルカル人、またクリミア・タタール人などが強制移住の対象となり、西シベリアへ移送されたカルムイク人を除いてそのほとんどが中央アジアへ移住させられた（半谷・岡 2012: 324）。

[11] メスヘティアはアジャリア自治共和国東部に隣接し、現在のサムツヘ・ジャヴァヘティ州の地域に相当する地域である（Aydıngün et al. 2006: 3）。

[12] メスヘティア・トルコ人は同様にコーカサスから強制移住させられたチェチェン人やイングーシ人とは異なり、サムツヘ・ジャヴァヘティが冷戦における地政学上の要地となったため故地への帰還を許されなかった（Aydıngün et al. 2006: 7）。

ター ル人、クリミア・タタール人のような民族マイノリティには劣っていた。文化や宗教、言語[13]においてはメスヘティア・トルコ人はウズベク人とはあまり異なっておらず、地域では控えめな社会的・経済的地位を占め、行政管理システムにおいては目立たない存在だった。ペレストロイカ期に生まれたメスヘティア・トルコ人の団体「ヴァタン」（祖国）は、特別な文化的権利あるいはウズベキスタンにおける自治を求めず、グルジアへの帰還問題に腐心していた。つまり、末期ソ連社会に共通した流動的で緊張をはらんだ状態を除いて、なぜ衝突が起こったのかを説明するいかなる明白な前提も、またいかなる前史も存在しなかった。

最初の小競り合いは［1989年］5月中旬、フェルガナ盆地中央部のクヴァサイという小さな町で始まったが、そこでは「現地人」と「トルコ人」に分かれた地元の若者グループの間で一連の喧嘩騒ぎが起こり、それは早くに大規模で攻撃的なものへと激化した。当局は事態に対処し、このローカルな衝突に終止符を打ったものの、1人の「現地人」が死亡し、数十人が負傷した。この後、地域では、トルコ人が「現地人」を強姦し、残酷に子供を殺害し、ウズベク人を虐待したという風説と偽情報が自然発生的に、そして一部組織的に拡散し始め、犠牲者の写真さえも証拠として現れた。

6月3日、マルギラン市近郊でウズベク人の若者集団が集結し、そこに住むトルコ人の家に火をつけ、また彼らを殴り始めた。警察と到着した特殊部隊の積極的な対処にもかかわらず集団暴行は6月5日と6日まで続き、他の村落やフェルガナ盆地中心部に位置するマルギランやフェルガナといった他の都市においても急速に拡大し始めた。6月の7、8、9、10日に衝突は中央部では沈静化し、西へと、つまりコーカンド市やその周辺の村落へ移動し始め、そこへは強奪されたトラックやバスで何千人もの村の若者が集まり始めた。暴行の参加者の多くは日常生活においてトルコ人との交流の経験を持っておらず、自身の行動を、死んでしまったらしい子供、あるいはトルコ人に強姦されたらしい女性のための復讐への願望、さらには今度は自らの側から復讐したがり、非武装のウズベク人住人を襲撃したがっているらしいトルコ人（さらには一般化された「コーカサス人」あるいは「チェチェン人」）からの予防的な自己防衛であるとして自らに言い聞かせた。しかし、トルコ人の引き渡しや盆地のこの部分では極めて数が少ないトルコ人からの保護とならんで主要な要求の1つとなったのは、これまでに勾留されていた暴行参加者の解放と、デモ隊に発砲し、何人かを殺害した警官の処罰であった。このときまでにトルコ人の大部分は自身の居住地域から避難させられ、特別保護キャンプにいたため、空き家の略奪のほかに、衝突はすでに地方当局と地元の若者との対立として急速に発展していた。いくつかの証言によれば、コーカンドでの集会ではもはやトルコ人には言及していない社会的なスローガンが叫ばれていた。

6月11日に当局が事態は完全にコントロール下にあると宣言したにもかかわらず、他の地域では個別のローカルな小競り合いが続いていた。6月11日から18日には大きな集会と、警察との些細な小競り合いがナマンガンやアンディジャンといったフェルガナ盆地の他の大都市、そして同様に盆地以外でもタシュケント州、サマルカンド州、シルダリヤ州の小さな村落で発生した。衝突後の最後の大きな余波は1990年2月末にタシュケント州のブカ地区で

[13] メスヘティア・トルコ人はスンナ派のムスリムであるが、ソ連の政策の影響により彼らの多くはイスラームの教えを厳格に実践していない。また彼らは、アゼルバイジャン語に酷似したトルコ語の東アナトリア方言を話す。カザフスタンやウズベキスタンに居住している、あるいは居住していたメスヘティア・トルコ人の言語には、カザフ語やウズベク語からの借用語も存在する（Aydıngün et al. 2006: 16,23）。

起こり、そこでは1人の地元民の原因不明の死が再び反トルコ的な風説と暴動の波をもたらしたが、しかしこの出来事では死者は出なかった。

百人ほどの死者のうち、半分はトルコ人が、3分の1はウズベク人が占めていたが、残りは何らかの面から巻き込まれ、あるいはトルコ人と勘違いされて不慮の犠牲者となったその他の民族であった。さらに衝突の結果、10万人近くのメスヘティア・トルコ人がロシアへとほぼ完全に避難することとなった[14]。このような民族集団全体の予防措置的な移住は、衝突を民族間のものとして作り上げ、そこで犠牲となったのはトルコ人マイノリティであった。3百人以上が刑事責任を問われ、2人が死刑判決を下された。衝突は政治的な波紋も残した。1989年6月23日、ウズベク・ソヴィエト社会主義共和国共産党第一書記のラフィク・ニシャノフが職を解かれモスクワでの勤務を命じられ、その後任には将来の独立ウズベキスタンの大統領であるイスラム・カリモフが任命された[15]。事態沈静化の最初の方策の1つは、国有地を地元の農村住民の個人使用のために大規模に割り当てることについての決定だった。

衝突の終結後、その原因についていくつかの通俗的な説がつくられた。基本的にそれらは共通する社会的欠陥や、さまざまな種類の陰謀論に帰するものだった。あるものは特に、衝突の影には犯罪集団と彼らの間での勢力圏の再分配、競争相手の置き換えがあると考えていた。あるものはバルト諸国の人民戦線の形式に沿って設立され、民族主義的思想と民主主義的思想の混淆である政治的な要求によって支持者の動員を試みていた「ビルリク」[16]のような一連の反対派を咎めた。この説によると「ビルリク」あるいは何か民族主義的な秘密結社は、今後共和国においてその利益が重要になるであろうすべての「よそ者」への見せしめのために、そして彼らの出国を促すためにトルコ人を自身の標的として選び出した。おそらくウズベキスタンでもっとも有名になったのは三番目の陰謀論であり、この説によると衝突は中央からの特殊部隊によって起こされたもので、それは「分割して統治せよ」の論理のもとローカルな衝突を焚き付けるためであった。

2. オシュ虐殺

フェルガナ事件の翌年の1990年、メスヘティア・トルコ人への集団暴行が始まった地域から遠くないところで新たな大規模衝突が発生した。公式データによれば死者は171人で、強盗や強姦、財産の損壊を含む犯罪者が数千人拘留された。しかし、今回、衝突は隣接するクルグズ・ソヴィエト社会主義共和国で発生し、民族的対立の境界線は異なる形で、すなわち「自身の共和国」の中の「土着の」クルグズ人と「よそ者」としてのウズベク人マイノリティの間に引かれた（Tishkov 1995）。

ウズベク人は強制移住によってではなく、前述の中央アジアにおける1920年代半ばの民族別境界画定の結果、クルグズスタンにおけるマイノリティの地位にあった[17]。当時フェルガナ

[14] フェルガナ事件で高まった緊張の結果、ソ連軍は約1万7千人のメスヘティア・トルコ人をロシアへと避難させ、その後さらに約7万人がロシアやその他のソ連圏へと自主避難した。多くの避難民はアゼルバイジャンやウクライナなどに居住したが、そのほかではロシア南部のクラスノダールに定着した人々もいた（Aydıngün et al. 2006: 8）。

[15] 塩川によれば、ニシャノフは人民代議員大会でソ連最高会議民族院議長に選出されモスクワに引き抜かれたが、この人事は降格や左遷ではなく、フェルガナ事件の結果ではない（共産党中央委員会総会において6月2日にはすでに民族院議長として内定されていた）（塩川 2021: 344）。

[16] ビルリクは1988年に組織された人民戦線型の組織であり、そこからエルクという議会型政党が1990年に成立した。しかしエルクは共和国最高会議では一割程度の議席を占めるにとどまった。ビルリクの主張として、『東方の星』は彼ら自身が言語法制定におけるイニシアチブをとったこと、国名からの「社会主義」の排除、「統一トルキスタン」への賛成などを紹介している（塩川 2021: 1768–1769）。

[17] Haugen によれば、フェルガナ盆地における綿花資源の重要性がウズベク・クルグズ国境問題を複雑なものにした。多

盆地東部のすべての小都市と村落、そして何よりも大都市であるオシュにはウズベク人が住んでいたが、これらはキルギズ自治ソヴィエト共和国[18]（当初ロシア連邦の構成下にあったが、1936年に［カザフ・ソヴィエト社会主義共和国として］連邦構成共和国となった）に編入された。この決定は、これらの小都市のすべての村落部にクルグズ人遊牧民が定住し地域全体の多数派を構成していたこと、そして彼らにソヴィエトのシナリオに沿った近代的な発展のための中心都市が必要だったことを示している[19]。境界画定とは、それぞれの共和国において「基幹」民族が形成されること、そして残りのすべての集団はソヴィエト市民権を維持しつつも民族的マイノリティとなることを意味していた。1989年までにウズベク人マイノリティはクルグズスタン南部の人口の20～25％を占め、一部の村落では圧倒的な多数派になっていた[20]。

5月27日、オシュ市との境界に位置するレーニン記念コルホーズで、30ヘクタールほどのコルホーズの土地を困窮した都市住民に分配することを求める集会が行われた。コルホーズには圧倒的に多くのウズベク人が居住しており、土地を他の地区からのよそ者のクルグズ人に分配することが提議されたため[21]、この社会問題は民族的な意味を密かにはらんでいた。コルホーズの住民は土地を自身のものであると考え、当局の決定は民族的な権利を侵害している[22]と見ていた。何人かのウズベク人指導者は「基幹」民族のための不当な決定に言及しつつ、クルグズスタン南部にウズベク人の自治を確立するという抗議的な要求を提起した[23]。対立は悪化し、6月4日に両者と警察を伴った役人は、自らの立場を守るという集団的な決意を示すために係争地へと集まり始めた。混乱が始まり、警察は発砲したが、その結果としてウズベク民族籍の何人かが死亡した。その後、群衆は都市へと流入し、自然発生的な集団暴行と衝突が始まった。

6月4日の集会参加者の射殺は、すでに地域全体で相互暴力へのパンドラの箱を開けた。相手が復讐しに来るという噂が拡散し始め、また自警団が組織されるようになり、それは「フェルガナ事件」のときのように攻撃集団と化して「味方」を助けるためにオシュや他の居住区へと殺到した。クルグズスタンの南部全域で大規

くの場合、コーカンドやフェルガナ、アンディジャン、オシュやナマンガンなどの都市をめぐって議論が行われた (Haugen 2003: 188)。

[18] ここで言及されているキルギズ自治ソヴィエト社会主義共和国は、1924年にカラ・キルギズ自治州として成立し、1936年に連邦構成共和国に昇格したクルグズ人を基幹民族とするクルグズ・ソヴィエト社会主義共和国ではなく、1920年に形成され、当初はオレンブルグを首都とした国家を指すものであり、これはのちのカザフ・ソヴィエト社会主義共和国の前身となった。

[19] Haugen は境界画定工作におけるクルグズ人側の主張として、民族的な視点からはクルグズ人の都市が存在せず、最低限1つ、望ましくは複数の中心都市を持たない行政主体は無意味であるというものを紹介している。この主張は容認され、クルグズ人の非都市住民にとっての商業の中心、そして将来的なクルグズ州の行政の中心としての役割を持つ都市が求められた。脚注17で挙げられた都市はいずれもウズベク人人口が大部分を占めていたことから、ウズベク人側はいずれの都市もウズベク共和国に属すべきであると主張し、経済上の重要性を持つ都市であるアンディジャンを要求するクルグズ人の主張を拒絶した（Haugen 2003: 189–190）。

[20] このようなウズベク人人口の割合にもかかわらず、政治的ポストにあるウズベク人は少なく、塩川によると、1990年までの地区党委員会第一書記のうちウズベク人は1人だけだった（塩川 2021: 1781）。

[21] クルグズ共和国の新聞は事件直後にオシュ事件の背景を説明している。それによるとオシュには近年企業数の増加から労働者が多数流入しており、これが住宅問題を深刻化させた。しかし市内の近郊コルホーズないしソフホーズの未利用地を個人住宅のために転用することは認可されていなかった。このような状況下で一部の住人がウズベク人のコルホーズを不法占拠するに至り、当局による違法性の指摘にもかかわらず占拠者はそれに耳を傾けなかった。最終的に当局は彼らの要求を追認した（塩川 2021: 1780）。

[22] これに先立って1989年9月にはクルグズ共和国言語法が制定されていた（塩川 2021: 1781）。

[23] 塩川は1990年8月のオシュ州委員会第一書記であるスィドコフによる事件の総括を紹介しているが、そこではアダーラトが住宅問題への要求に加えてウズベク人自治地域の創設、ウズベク語の国家語化、一連の指導者の辞任などといった要求を行ったことが語られている（塩川 2021: 1782）。

模な集会や激しい衝突、公共物や警官への攻撃、ときには居合わせた人に対する強盗や殺害が始まった。6月6日には暴行と殺戮はオシュの周辺部やカラスウ地区へと場所を変え、基本的にはウズベク人居住地帯で行われた。6月7、8日にはもっぱらウズベク人が住んでいる小都市ウズゲンにおいて、そしてその隣のウズベク人が少数派であるミルザ・アカ村においてもっとも激しい衝突が始まった[24]。6月8日、ウズベク人養蜂家の殺害後、ウズベク人の大居住地であるアラヴァンで騒擾が始まった。クルグズ共和国外から到着した特殊部隊の投入は6月10日までに事態をコントロール下に置き、暴行の阻止を可能にした。

1989年のウズベキスタンにおける事件と同様に、クルグズスタンにおける衝突はローカルな集団暴行の形をとって自然発生的に展開したが、そこではそれぞれの側が自身を被害者であるとみなしていた。人々の移動や自発的な行動において統一された計画や組織は存在せず、同様に当局への何らかのスローガンや要求も存在しなかった。クルグズ人組織「オシュ・アイマグ」（オシュの人々？[原文ママ][25]）やウズベク人組織「アダーラト」（公正）は、当初、社会的な目的を持った政治的な動員を統制しようとしていたが、衝突の開始段階から事態を抑えることはできなかった。地元の活動家が自衛や攻撃を指揮したが、基本的な打撃力は農村や小都市の若者によって構成されており、これは攻撃の機動性とエスカレーションに力を発揮した。

1989年のウズベキスタンにおける事件と同様に、クルグズスタンにおける衝突の理由についても意見は分かれていた。衝突における死者の3分の2がウズベク人だったのにもかかわらず、「オシュ虐殺」についてのクルグズスタンにおける支配的な記憶では、ウズベク人の側が首謀者であるとされている。これに際して、殺人の主な責任は、犯罪組織、非合法のイスラーム主義者、あるいは双方の人々を故意にけしかけ、分離主義者をそそのかし、それによりおそらく当地におけるロシアの影響力を維持することができると考えていた特殊部隊に求められた[26]。

3. オシュ虐殺：20年後

ソ連時代の最末期に中央アジアで発生したフェルガナとオシュの2つの衝突は、当時その無分別な残酷さで衝撃を与えた。しかしソ連崩壊後の1990年代にはすでに、1992～1997年のタジキスタンにおける他ならぬ内戦が、犠牲者の数[27]でこれらの衝突を著しく上回るようになった。そこでは死者と移住者の数は数万人に達した。クルグズスタンにおける2005年と2010年のいくつかの革命、2005年のウズベキスタンにおけるイスラーム主義者の蜂起を伴った「アンディジャン事件」[28]は、大規模な暴力をもたらした。このようなポストソ連

[24] 塩川によれば、衝突はクルグズ共和国首都のフルンゼ（現ビシュケク）に飛び火する気配も見せ、6月7日にはフルンゼに非常事態が導入された。民主運動「キルギスタン」の代表はのちに、共産党指導部がそれまで公認していなかった「キルギスタン」の指導者を招いて大衆の沈静化を依頼し、彼らによる大衆との対話によってフルンゼでの流血は避けられた、と語った（塩川 2021: 1780–1781）。

[25] クルグズ語における aymak という語は、国家や地域、領域を指すほか、これら aymak の住民を意味する場合もある（Юдахин 1985: 32）ため、「オシュ・アイマグ」という名称は原文で翻訳されている通り Народ Ош、すなわち「オシュの人々」を意味すると理解するのが妥当だろう。

[26] 事件当時のオシュ州委員会第一書記スィドコフは12月、明確にオシュ事件を防止できなかった責任について言及された上で州ソヴィエト議長を解任され、これはクルグズ共和国の政治情勢に大きな影響を及ぼすことになる（塩川 2021: 1784）。

[27] タジキスタン内戦での死者は公的には約3万人であるとされている（清水 2012: 1）。

[28] アンディジャン事件では、相互扶助的なイスラーム組織「アクラミーヤ」の武装メンバーを含む市民集会が治安部隊から銃撃を受けた。背景には長く在任していた州知事が解任された結果、アクラミーヤに関連する者を含む州知事の庇護下にあった企業家が逮捕されたことへの反発が存在するという指摘がなされている（宇山 2018: 18）。

の状況において、百～２百人が殺害されたソ連末期中央アジアにおける諸事件は、今日ではすでにクライマックスではなく将来の問題の前触れという不愉快な出来事とみなされている。新たな衝突の主要なイデオロギー要素もまた変化した。まさにタジキスタンにおいて戦争は、民族集団ではなく、さまざまな地域の代表者の対立の論理でより急速に拡大した[29]。もっとも、地域を民族のサブグループとして理解し、あるいは一方の側への支援におけるウズベキスタンの積極的な参与を強調しつつ、この流血の紛争を民族的なものとして記述する試みもあった。しかし民族的な解釈は市民権を得られず、抵抗勢力自身によっても明らかに理解されなかった。後者は宗教性のさまざまな理解にかなりの程度訴えかけた。その他の多くの衝突も宗教・政治的な基盤を有していたが、特にウズベキスタンはそれに対峙し、1990～2000年代全般にわたってイスラーム主義抵抗勢力の積極性に対抗することを試みた[30]。

1989～1990年以前も、これらの深刻な民族紛争後も2010年に至るまでそのような紛争がなかったのにもかかわらず、上記の２つの出来事のために世界中のアナリストの間では、中央アジアはまさに民族的な意味において顕著な紛争地帯であるという、非常に根強い紋切り型な確信が形成された。多くの専門家の評価は随時この説を繰り返し、今すぐにでも燃え上がる可能性のある多くの「潜在的な」民族紛争を列挙した。

早くも2010年には予想のうちの１つが具現化し、「オシュ暴動」の再来が文字通り事件の20周年に発生した（Megoran 2010）。この新たな紛争において、公式データによればクルグズスタン南部では426人もの死者が生じ、およそ２千人が負傷し、３千軒近くの住居や公共施設が焼失した。時間や場所だけでなく、「クルグズ・ウズベク」の対立の道筋に沿って生じた衝突の性質も一致していた。しかし、その発生の事情は異なっており、社会的ではなく政治的な背景を有していた。

2010年４月、クルグズスタンの首都ビシュケクにおいて「チューリップ」[31]革命が起こり、その結果前大統領であるクルマンベク・バキエフの政権が打倒され[32]、バキエフはクルグズスタン南部、フェルガナ盆地の小都市であるジャララーバードへと逃走した。そこは彼が生まれた場所であり、彼の支持者がより多く存在していた。その後彼はカザフスタンへ、そこからベラルーシへと去った。しかし反対派の代表者から形成された臨時政府は、打倒された大統領を支持する騒動が南部で始まる可能性を恐れ、施策の１つとして、ウズベク人コミュニティのリーダーたちの中に自らの同盟者を見つけ出すために、彼らとの秘密交渉を行った。それらのリーダーのうちの１人、カディルジャン・バ

[29] 清水はタジキスタン内戦における対立構造について、単純にエリート層対非エリート層、北部対南部、世俗勢力とイスラーム勢力という固定した図式では描けない流動的な関係であると説明している（清水 2012: 6）。

[30] ウズベキスタンではイスラームの政治化がタジキスタンとならんで中央アジアでも特に先鋭化したものの、イスラーム復興党は合法化されず、フェルガナ盆地のいわゆる「ワッハービー」などによって独自の政治組織の活動が顕在化した。ナマンガンを中心にイスラーム組織による自警団の組織やシャリーア遵守の監視、処罰など公権力に並行する活動が展開され、彼らはやがて地方行政を掌握しようとした。これを受けて当局との対立は激化し、ナマンガン事件などを経て政府はイマームの大量逮捕や「ワッハービー」に関連するモスクの閉鎖などを行い、イスラーム主義者は逮捕されるか、地下に潜伏するか、あるいは国外亡命を迫られた（帯谷 2004: 115–116）。なお、ポスト・ソ連期のウズベキスタンにおいて「ワッハービー」という名称は、一般に理解されているワッハーブ派の意味を超え、ウズベキスタン国家と対立するものを糾弾するために使用されるものであり、中立的なものではない（Khalid 2007: 172）。

[31] クルグズスタンにおけるチューリップ革命は一般的には2005年に発生した政変を指し、ここで言及されている2010年４月におけるバキエフ政権の崩壊は四月政変と呼ばれている（宇山 2018: 22; 大倉 2013: 196）。

[32] 2010年４月のクルグズスタン各地における反政府大集会では、６日にタラスで集会参加者と内務省特殊部隊が衝突し、反バキエフ派の指導者はビシュケクで拘束された。７日のビシュケクにおけるデモでは85人が狙撃され死亡したが、デモ参加者は大統領府を占拠し、これを受けてバキエフはジャララーバードへと逃亡した（森 2016: 29–30）。

ティロフは集会を挙行し、あたかも首都での革命を継続しているかのように、自身の支持者によるテイト村への行進を主導し、そこにあったバキエフの家に放火した。その際バキエフとバティロフ両方の支持者間の衝突が起こり、その後この州でウズベク人によるクルグズ人への暴行と、ウズベク人による自治要求についての噂が広まり始めた（Fumagalli 2007）。

6月10日の夜、オシュ市で日常的な小競り合いが生じ、その後1990年のシナリオに沿って民族的な原則に応じた両者の迅速な動員が始まった。集会は大規模衝突へと発展し、警察はウズベク人に向けて発砲した。6月11日と12日には無秩序な暴行と殺人がオシュ全域を覆い、6月13日にそれらはカラスウとジャララーバードへと飛び火した。いくつかの都市の街区、何よりもまずウズベク人の居住する街区が焼き払われ、何万人もが迫害から逃れて逃走し、多くがクルグズスタン＝ウズベキスタン国境を通過して隣国の領域に一時的に収容された。たちまちのうちに始まった衝突は同様に速やかに収束し、6月中旬には衝突と暴行は基本的に終わり、避難民の段階的な帰還と破壊からの復興が始まった。

死者の4分の3がウズベク人であり、破壊されたものの多くがウズベク人に属していたにもかかわらず、公的なナラティヴでは1990年と同様にまさにウズベク人側に罪が着せられた。臨時政府のメンバーたちは自身のバティロフとの交渉の事実を隠し、クルグズスタン南部における衝突の開始とは関係がないことを示した。ウズベク人コミュニティの以前のリーダーたちは露骨な刑事責任の追及によって国外移住を強いられ、分離主義と衝突の煽動の廉で有罪判決が下された[33]。現地の著名な人権活動家であるアズィムジャン・アスカロフが逮捕され、多くの訴訟手続きを無視して、警察官の殺害の首謀の罪で終身禁錮が課された。犯罪により逮捕され処罰された圧倒的多数はウズベク民族の代表者だった。多くのウズベク人の教育施設が閉鎖され、ウズベク人が所有していたマスメディアやローカルビジネスの一部は差し押さえられた。キッモ・キリユネン率いる特別委員会を含むいくつかの国際人権団体は衝突事件と衝突後の当局の施策を調査していたが、この不公正に注意を向け、暴行参加者ならびに彼らを度々武装させ支援していた当局機関の活動における民族浄化の兆候さえ見出した（Kyrgyzstan Inquiry Commission 2011; International Crisis Group 2010; Human Rights Watch 2010）。国連人権理事会を含むいくつもの国際組織はアズィムジャン・アスカロフの解放要求を伴う声明を出した。しかしクルグズスタン当局はすべての非難を予見をもって拒絶し、これらの要求と勧告に従うことを拒否した（Wilkinson 2015）。

4. バトケン鍬戦争[34]

多くの参加者や観測者の理解において、「基幹民族」の多数派と民族マイノリティの対立という性質を帯び、集団暴行の形で悪化した前述の紛争とは異なり、中央アジアでは一連の国境紛争も発生した。それらは基本的にフェルガナ盆地の南西部に集中していたが、「フェルガナ事件」や「オシュ虐殺」のような規模には至らなかった。これらの事件は例えばメスヘティア・トルコ人やオシュのウズベク人が参与したような突発的な、あるいは明確な理由のない衝突とは異なり、日常的に繰り返され、十分に予期しうる性質を帯びていた。しかしこのような違

[33] バティロフはこの衝突後、民族紛争の首謀者として終身刑の判決を受けたためスウェーデンへと亡命した（森 2016: 30）。

[34] 衝突の際には放火や投石が行われたほか、農具が使用されていたため、この一連の衝突はケトメン戦争、つまり鍬戦争と呼ばれるようになった（Toktomushev 2017: 27）。

いにもかかわらず、政治家や専門家たちはしばしばこれらの異なる事件を同一のタイプの民族的対立であると見ている。そして実際、当初ローカルかつ社会的な根源を有していたこれらの衝突において、両当事者が民族的なイメージやレトリックをそれぞれの支持者の動員や自身の正当性の説明のために積極的に用いるのを見ることができる。

もっともよく知られている事件は、タジキスタンのソグド州ならびにウズベキスタンのフェルガナ州と接するクルグズスタンのバトケン州の国境において発生した。この3国の領域が集中する地域では、農地の灌漑用水の深刻な不足が古くから存在し、水利用の優先権をめぐるローカルな争いが引き起こされてきた。これに山麓の地所について、現地の農民がそれを所有するのか、あるいはそこを家畜の牧草地として利用していた元遊牧民が所有するのかという論争が加わった。1920年代のソ連の民族別境界画定の結果、この地域の農民入植地と元遊牧民の入植地の間に3つのソヴィエト共和国の政治的な国境が引かれ、これらの国々は1936年から連邦構成共和国として対等の地位を持ち、1991年以降は独立国となった。これに際して、タジキスタンのヴァールーフとウズベキスタンのソフはそれぞれ四方からクルグズスタンのバトケン州の領域に囲まれた飛地となった。水と牧草地、その他のインフラの利用をめぐる以前の双方向的な請求は、この後ローカルなものから国家間のものへと、そして社会的な言説では民族間のものへと変化した。

この地域のクルグズスタン＝タジキスタン国境[35]におけるローカルな小競り合いは、1936年から1938年、1969年、1970年、1975年というようにソ連時代全般にわたって発生し、最後となった1982年および1988年の事件では負傷者が生じ、また暴行の鎮圧のために特殊部隊が投入された。これらの原因は、誰が当該地域の権利を歴史的に、そして政治的に有しているのかという論争だった。このようなそれぞれの事件の後には国家委員会が招集され、妥協策を見つけ出そうとし、また新たな人口動態およびインフラの実態に基づいた、国境地帯における水と土地利用に関する新規定についての合意を試みた。しかしこれらの決定は一時的かつ個別的な性質を帯びており、条件の新規変更は争いの再開にとって新たな基盤を生み出した。

ソ連期における最後の衝突は1989年に発生し、「フェルガナ事件」の背景のもとであまり注目されなかった。さまざまな現地住民の勢力が自身のものであると捉えていた土地をめぐる争いは、新たな力によって炎上した。クルグズスタンの村落の住民は、自らの牧草地であると考えていたアクサイ近辺の土地の灌漑に着手したが、それに対してタジキスタンの飛地ヴァールーフの村落の住人は7月9日、タジキスタンを通ってクルグズスタン側へ流れる川を堰き止めた。7月11日には武器の使用と家屋への放火を伴う衝突が始まった。19人が負傷し1人が殺害された。特殊部隊と警察によって暴行が停止させられた後、争いを解決するために定期的な共和国間会議が組織されたが、これを成し遂げることはできなかった。この国境における争いと小競り合いは1990年代と2000年代にわたって継続した。もっとも直近の深刻な事態の緊迫化は2014年1月11日に起きた。クルグズスタン側が係争地に道路を建設したことにより両国の軍隊の間で銃撃戦が発生し、11人が負傷した[36]。この事件は両国政

[35] クルグズスタン＝タジキスタン国境971kmのうち、2017年時点では519km分についての合意しか存在せず、バトケン州＝ソグド州境界が主な紛争対象の区域だった（Toktomushev 2017: 27）。Reutersによれば2025年3月13日、クルグズスタンならびにタジキスタン両国の大統領は、この地域の国境を画定する協定に調印した（Light 2024）。

[36] この衝突はヴァールーフへ向かうクルグズスタンの道路をめぐって発生し、タジキスタン軍はクルグズスタン領に手榴弾と

府の相互非難と、地域住民の間での緊張の高まりをもたらした。2015年には国境での騒動が繰り返されたが、犠牲者は出なかった。

同様に、フェルガナ盆地の同じ地域で、ウズベキスタンのフェルガナ州に帰属しながら民族的タジク人が居住する飛地[37]であるソフとバトケン州の間の国境においても対立が展開した。ここでは2005年、2010年、そして2013年に土地利用をめぐる論争が、国境の両側に位置するフシュヤル、チョルバーグそしてソグメントという村落の住民の小競り合いにつながった。その後、自国民の保護のために隣国の現地有力者、政府高官そして近隣諸国の軍隊が急行したが、これらは互いに領土の請求を主張し、専門家や政治家の言説では衝突はすでに民族間対立の様相を呈していた。政府や社会団体あるいは国際組織はこのローカルな事件が隣国間で大規模かつ無秩序な衝突へと深刻化する可能性を懸念し、事件に大きな関心を向けた。

結論：暴力と民族

研究者やアナリスト、メディアが大きな注意を向けていた、上記のもっとも有名な紛争に加えて、中央アジア諸国で随時発生したその他の微小な事件の多くも民族的なものとして分類することができるかもしれない。例えばカザフスタンにおけるいくつかのローカルな衝突は、そのような区分へと分類されうるのではないだろうか。そこで当事者となったのはカザフ人とトルコ人（ブルル：2017年[38]）、カザフ人とタジク人（ボスタンドゥク：2015年）、カザフ人とウズベク人（カラムルト：2014年）、カザフ人とクルド人（マヤタス：2007年）、カザフ人とチェチェン人（マロヴォードノイェとカザトコム：2007年、ノーヴィウゼン：1989年）、カザフ人とウイグル人（シェレク：2006年）だった。クルグズスタンでは当事者はクルグズ人とドゥンガン人（ウルドゥク：2013年）、タジキスタンではタジク人とアルメニア人（ドゥシャンベ：1990年）などだった。ソ連期にも類似の事件があったが、しかしそれらは公には黙殺された（Bichsel 2009）。

多くの場合、これらのローカルな分断は何かしら個人的な理由、個々人の規範に合致しない行動、刑事犯罪、若者グループの喧嘩、隣人や知人、あるいはランダムな人々のいがみ合い、財産や土地をめぐる争いを原因として有していた。しかし、風説は多くの場合すぐにこれらの事実を民族的な対立としてみなし、集団的な抗議行動や集団的な処罰の要求をもたらした。これらの小競り合いのすべてが情報として記録されたわけではなく、多くの場合あまり犠牲者も出さなかったが、しかし緊張と流動性という共通の背景を抱えていた。ジャーナリストや専門家はこれらについて言及するとき、たいてい民族的な暴力についても記した。

それにもかかわらず、一部の専門家はこれらすべての事件を悲劇的な「フェルガナ事件」、「オシュ虐殺」そして「バトケン鍬戦争」のように「民族紛争」に帰することに反論した（Megoran 2007; Reeves 2014）[39]。彼らは、さ

迫撃砲を撃ち込んだ。クルグズスタンの高官はこれをバトケン市へ飲料水ならびに灌漑用水を供給している水道施設を狙ったものであるとした。同年7月10日には係争地に水道管を建設しようとしていたヴァールーフのタジク人にクルグズスタン国境警備隊が発砲し、タジク人1人が死亡、8人が負傷する事件が起きた。これを受けてタジキスタン国境警備隊はクルグズスタン側に迫撃砲を打ち込んだ（International Crisis Group 2014: 11）。

[37] 現在、中央アジアには8箇所の飛地が存在する。それはクルグズスタン内のウズベキスタン領であるシャーヒマルダン、ジャニ・アイル、ソフとチャン・カラ、同様にクルグズスタン内のタジキスタン領であるヴォールーフとカイラガチ、またウズベキスタン内のクルグズスタン領であるバラクとタジキスタン領であるサヴァクである。これらの飛地のうち6箇所はクルグズスタン内に存在する（Baizakova 2017: 223）。

[38] Радио Азаттык では、ブルルにおけるトルコ人とカザフ人間の衝突は2016年2月に発生したとされている（Муканкызы 2016）。

[39] Collins はこれらの衝突についてクラン政治の観点からの説明を試みている（Collins 2006）。

まざまな連続性、論理、モチベーション、そして原因を持つ多くのローカルな行動として頻繁に発展する行動の総体が不当にも「紛争」と呼ばれていること、ならびにこれらの行動のアクターは自身の固有の利益や傾向を持つさまざまな人々や集団、あるいは機関であることに注意を向けている。事件の「民族的」という定義づけは自身の側の支持者の動員の手段として、暴力がすでに終わった後の事件の説明として、あるいはすでにできあがったモデルの予期される暴力の予防として生じている。事件そのものの最中にも社会的および政治的なスローガンが響き、対立の軸はしばしば「民族」ないしは「エトノス」間ではなく、現地のコミュニティと特定の人々の集団の間にある。これらすべての複雑性を単純化する「民族紛争」というレッテルの使用の陰には、多くの場合誰かしらの政治的な利益、あるいは攻撃の理由を抽象化し歴史化するある種の知的慣習が存在する。

しかし、そのような批判は民族性と暴力の結合についての疑問を解消しない。ソ連期とポスト・ソ連期、つまり20世紀全般にわたって積極的に行われ、そして21世紀にも引き継がれている中央アジアにおけるネーションビルディングは、現地のすべての住民により、重要な個人の特性として、また政治的な正当化の事実として民族性が自らのものとされる文脈を作り上げた（Bohr 1998）。まさにこれは、大規模な集団的暴力や衝突は言うに及ばず、あらゆる些細な小競り合いが、その参加者と第三者たる観察者によって、民族的要素の可能性の観点から即座に透視されるということにつながる。その結果、一部では自然発生的であり一部では恣意的である言説的・行動様式的構造化が生じ、さまざまな程度でなされたあらゆる対立が「民族紛争」とされるのである。この種の構造化自体が事件の発展やエスカレーション、新たなアクターの包摂、そして解決メカニズムの利用の指針の1つとなる（Ривз 2010）。中央アジアの近代の形成は、もしそれをソ連期とポスト・ソ連期のネーションビルディングの経験として理解するなら、しばしばその社会的な原因を隠してしまうとはいえ、暴力の民族的な解釈を決定づけたのである。

【参考文献】

宇山智彦（2006）「旧ソ連ムスリム地域における「民族史」の創造：その特殊性・近代性・普遍性」酒井啓子・臼杵陽（編）『イスラーム地域の国家とナショナリズム』（イスラーム地域研究叢書⑤）東京大学出版会、55–78頁。

――――（2018）「現代政治史：歴史的背景・ソ連の遺産と独立国家建設」宇山智彦・樋渡雅人（編）『現代中央アジア：政治・経済・社会』日本評論社、3–29頁。

大倉忠人（2013）「なぜナルン市民は立ち上がったのか～革命勃発の端緒と文脈に関する一考察～」『法政大学大学院紀要』71巻、193–208頁。

帯谷知可（2006）「英雄の復活：現代ウズベキスタン・ナショナリズムのなかのティムール」酒井啓子・臼杵陽（編）『イスラーム地域の国家とナショナリズム』（イスラーム地域研究叢書⑤）東京大学出版会、185–212頁。

――――（2012）「5.2.「民族」の成立と国境画定　5.2.1 中央アジア」帯谷知可ほか（編）『朝倉世界地理講座　中央アジア』朝倉書店、184–194頁。

小松久男（1996）『革命の中央アジア：あるジャディードの肖像』（中東イスラム世界7）東京大学出版会。

――――（2014）『激動の中のイスラーム』山川出版社。

塩川伸明（2004）『民族と言語』（多民族国家ソ連の興亡1）岩波書店。

――――（2021）『国家の解体：ペレストロイカとソ連の最期』東京大学出版会。

清水学（2012）「タジキスタン：独立・内戦と今後の課題」『同志社商学』54巻1-2-3号、1–17頁。

半谷史郎・岡奈津子（2012）「6.5 中央アジアに強制移住された諸民族：歴史と現在」帯谷知可ほか（編）『朝倉世界地理講座　中央アジア』朝倉書店、324–334頁。

森彰夫（2017）「キルギスタンにおける民族化された紛争」『東北公益文科大学総合研究論集：Forum 21』30号、27–53頁。

Abashin, Sergey, 2012, “Empire and demography in Turkestan: numbers and the politics of counting,” Tomohiko Uyama eds., *Asiatic Russia: Imperial power in regional and international contexts*, London: Routledge, pp.129-149.

―――― 2014, “Ethnogenesis and Historiography: Historical Narratives for Central Asia in the 1940s and 1950s,” Roland Cvetkovski and Alexis Hofmeister eds., *An Empire of Others: Creating Ethnographic Knowledge in Imperial Russia and the USSR*, Budapest – New York: Central European University Press, pp.145-168.

Aydıngün, Ayşegül, Çigğdem Balım Harding, Matthew Hoover, Igor Kuznetsov, and Steve Swerdlow, 2006, *Meskhetian Turks: An Introduction to their History, Culture and Resettlement Experiences*, Washington DC: Center for Applied Linguistics, Cultural Orientation Resource Center.

Baizakova, Zhulduz, 2017, “Border issues in Central Asia: current conflicts, controversies and

compromises," *Revista UNISCI* No.45, pp. 221-234.

Bichsel, Christine, 2009, *Conflict Transformation in Central Asia: Irrigation Disputes in the Ferghana Valley*, London-New York: Routledge.

Bohr, Annette, 1998, "The Central Asian States as Nationalising Regims," Graham Smith, Vivien Law, Andrew Wilson, Annette Bohr and E. Allworth eds., *Nation-Building in the Post-Soviet Borderlands: The Politics of National Identities*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.139-164.

Bregel, Yuri, 2003, *An Historical Atlas of Central Asia*, Leiden-Boston: Brill.

Collins, Kathleen, 2006, *Clan Politics and Regime Transition in Central Asia*, New York: Cambridge University Press.

Fumagalli, Matteo, 2007, "Framing ethnic minority mobilisation in Central Asia: The cases of Uzbeks in Kyrgyzstan and Tajikistan," *Europe-Asia Studies*, 59 (4), pp. 567-590.

Haugen, Arne, 2003, *The Establishment of National Republics in Soviet Central Asia*, New York: Palgrave Macmillan.

Human Rights Watch, 2010, *"Where is the Justice?": Interethnic Violence in Southern Kyrgyzstan and its Aftermath*, New York: Human Rights Watch.

International Crisis Group, 2010, "The Pogroms in Kyrgyzstan," *Asia Report*, 193, Bishkek-Brussels: International Crisis Group.

――――2014, "Water Pressures in Central Asia," *Europe and Central Asia Report*, 233, Bishkek-Brussels: International Crisis Group.

Jonboboev, Sunatullo, 2019, "Geography, ethnicity and cultural heritage in interplay in the context of the Tajik Pamiri identity," Dagikhudo Dagiev and Carole Faucher eds., *Identity, History and Trans-Nationality in Central Asia: The Mountain Communities of Pamir*, London: Routledge, pp. 11-22.

Khalid, Adeeb, 1998, *The Politics of Muslim Cultural Reform: Jadidism in Central Asia*, Berkeley-Los Angels- London: University of California Press.

――――2007, *Islam after Communism: Religion and Politics in Central Asia*, Berkley-Los Angels-London: University of California Press.

Kyrgyzstan Inquiry Commission, 2011, *Report of the Independent international commission of inquiry into the events in Southern Kyrgyzstan in June 2010*.

Laruelle, Marlène, 2008, "The Concept of Ethnogenesis in Central Asia: Political Context and Institutional Mediators (1940–50)," *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History*, 9(1), pp. 169-188.

Light, Felix, "Kyrgyzstan and Tajikistan sign deal to end long-running border dispute," Reuters, (Retrieved March 13, 2025, https://www.reuters.com/world/asia-pacific/kyrgyzstan-tajikistan-sign-deal-end-long-running-border-dispute-2025-03-13/).

Megoran, Nick, 2007, "On researching 'Ethnic Conflict': epistemology, politics, and a Central Asian boundary dispute" *Europe-Asia Studies*, 59 (2). pp. 253-277.

――――― 2010, *The background to Osh: stories of conflict and coexistence*, Open Democracy, (Retrieved

October 11, 2010, http://www.opendemocracy.net/od russia/nick megoran/
background to osh stories of conflict and coexistence).

Reeves, Madeleine, 2014, *Border Work: Spatial Lives of the State in Rural Central Asia*, Ithaca-London: Cornell University Press.

Tishkov, Valery, 1995, "'Don't Kill Me, I'm a Kyrgyz!': An Anthropological Analysis of Violence in the Osh Ethnic Conflict," *Journal of Peace Research*, 32(2), pp. 133-149.

Toktomushev, Kemel, 2017, *Promoting Social Cohesion and Conflict Mitigation: Understanding Conflict in the Cross-Border Areas of Kyrgyzstan and Tajikistan: working paper No.40*, Bishkek: University of Central Asia.

Wilkinson, Cai, 2015, "Imagining Kyrgyzstan's nationhood and statehood: reactions to the 2010 Osh violence," *Nationalities Papers: The Journal of Nationalism and Ethnicity*, 43(3), pp. 417-436.

Абашин, С. Н. 2001. Чай в Средней Азии: история напитка в XVIII–XIX веках. // Традиционная пища как выражение этнического самосознания / Под ред. С. А. Арутюнова и Т. А. Воронины. М., С. 204-230.

——— 2007.Национализмы в Средней Азии: в поисках идентичности. СПБ.

——— 2019. Этничности и конфликты в современной Центральной Азии. // Там, где цветет
мугунхва и распускается сакура. Слово об ученом / Под ред. А. Р. Садокова. Казань. С. 298-307.

Абашин, С. Н. и Бушков, В. И. (отв. ред.) 2004. Ферганская долина: этничность, этнические процессы, этнические конфликты. М.

Муканкызы, М. 2016. События в селе Бурыл и старые методы властей // Радио Азаттык. [https://rus.azattyq.org/a/kazakhstan-sobytia-v-sele-buryl/27563875.html]（2025年9月26日閲覧）.

Осипов, А. Г. 2004. Ферганские события 1989 года (конструирование этнического конфликта) // Ферганская Долина: этничность, этнические процессы, этнические конфликты / Под ред. С. Н. Абашин, В. И. Бушков. М., С. 164-223.

Ривз, М. 2010. Этнизация насилия в Южной Киргизии. [http://www.polit.ru/institutes/2010/06/23/kirgiz.html]（2025年9月26日閲覧）.

Юдахин, К. К. (ред.) 1985. Кыргызско-русский словарь: кыргызча орусча сөздүк, кн.1 А-К. Фрунзе.

執筆者一覧
List of Authors

編集後記
Editorial Note

執 筆 者 一 覧　（名字五十音順）

岩崎稔	東京外国語大学名誉教授
大川正彦	同　大学院総合国際学研究院
大竹美由紀	同　大学院博士後期課程
加藤玄	日本女子大学文学部
金沢百枝	多摩美術大学芸術学科
苅部直	東京大学法学部
川本隆史	東京大学および東北大学名誉教授
菊地重仁	東京大学大学院人文社会系研究科
鞠承仁	同　大学院総合文化研究科博士課程
草生久嗣	大阪公立大学大学院文学研究科
疇谷憲洋	大分県立芸術文化短期大学国際総合学科
阪本尚文	福島大学行政政策学類
鈴木茂	東京外国語大学名誉教授
高橋一樹	明治大学文学部
立石博高	東京外国語大学名誉教授
千葉敏之	同　大学院総合国際学研究院
照井美優	東京大学大学院総合文化研究科博士課程
中野敏男	東京外国語大学名誉教授
野本京子	同
藤崎衛	東京大学大学院総合文化研究科
古川高子	東京外国語大学世界言語社会教育センター
三島憲一	大阪大学名誉教授
矢崎未來	東京外国語大学大学院博士前期課程
吉田ゆり子	同　名誉教授
渡辺恭彦	大阪産業大学経済学部

編 集 後 記

『ケァドランテ』第 28 号をお届けいたします。

去る 9 月、本学名誉教授でポルトガル史・ブラジル史研究の第一人者、金七紀男先生ご逝去の報にふれました。そして 10 月には、近代日本思想史を専門とする、私たちの同僚にして畏友である米谷匡史さんご逝去の急報にもふれることとなりました。本号では、お二方それぞれにゆかりのある研究者のみなさまが、思考を通いあわせたかけがえのない記憶をたどり、追悼の一文を寄せてくださいました。この場を借りまして、金七紀男様、米谷匡史様の安らかなるご永眠を心よりお祈り申しあげます。

本号では、中野敏男先生が 2024 年に公刊された『継続する植民地主義の思想史』の合評会記録に加え、一昨年に本学を会場として開催された日本西洋史学会研究大会のシンポジウム記録も、独立の小特集として掲載しております。加えて、所員・大学院生の研究成果にあたる論文、書評論文、研究ノート等も、例年通りの枠組で寄稿されました。

本誌のいっそうの充実にむけて、来年度も海外事情研究所にて多くの研究企画を開催することができればと考えております。みなさま、どうぞよろしくお願いいたします。

（海外事情研究所長　真島一郎）

編 集 規 定

1. 『Quadrante クァドランテ』は、東京外国語大学海外事情研究所の研究活動の成果を発表するために、同研究所の責任において編集・発行される。尚、著者により異議が申し立てられない限り、本誌掲載の論考は東京外国語大学によって電子化・公開される。
2. 『Quadrante クァドランテ』は、原則として各年度ごとに1号を発行する。
3. 海外事情研究所は、『Quadrante クァドランテ』の発行のために編集委員会を置く。編集委員会は、所長、所長代理、編集幹事および若干の所員より構成される。
4. 編集委員会は、同研究所の所員ならびに研究所の研究活動に積極的に参画した者、および必要に応じて外部の者に寄稿を求めることができる。
5. 『Quadrante クァドランテ』に掲載される論文などについては、編集委員会の責任において査読者を選定し査読審査を行う。
6. その他編集上の細則については、編集委員会がこれを定める。

Quadrante

クァドランテ［四分儀］
地域・文化・位置のための総合雑誌
Areas, Cultures and Positions
No.28
発行：2026年3月31日

編集委員
真島一郎（委員長） 青木雅浩 伊東剛史 大川正彦
小田原琳 小野寺拓也 菊池陽子 木村暁 倉田明子
篠原琢 島田志津夫 古川高子 山内由理子

発行所：東京外国語大学海外事情研究所
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
電話：042-330-5405
http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ifa/

～＊～＊～＊～＊～
表紙デザイン：桂川潤